

令和元年

第5回宮古島市議会(定例会)会議録

= 定 例 会 =

自 令和元年9月3日(火) 開 会

至 令和元年9月25日(水) 閉 会

宮 古 島 市 議 会

目 次

◎ 第5回定例会	
○ 招集告示	1
○ 上程案件処理結果	2
○ 応招議員名簿	7
○ 9月3日（議事日程第1号）	9
○ 会期及び日程	12
会議録署名議員の指名について	18
会期を定めることについて	18
議案審議	19
○ 9月4日（議事日程第2号）	23
議案審議	31
○ 9月17日（議事日程第3号）	73
一般質問	120
我如古 三 雄 君	120
前 里 光 健 君	132
下 地 信 広 君	145
下 地 勇 徳 君	153
平 良 和 彦 君	159
○ 9月18日（議事日程第4号）	171
議案審議	174
一般質問	180
上 地 廣 敏 君	180
友 利 光 徳 君	191
高 吉 幸 光 君	205
濱 元 雅 浩 君	214
砂 川 辰 夫 君	225
○ 9月19日（議事日程第5号）	235
一般質問	237
狩 俣 政 作 君	237
栗 国 恒 広 君	247
仲 里 夕 力 子 君	260
平 百合香 君	273
○ 9月20日（議事日程第6号）	281
一般質問	283

上里 樹 君	283
眞榮城 徳彦 君	295
平良 敏夫 君	307
島尻 誠 君	321
○9月24日(議事日程第7号)	333
一般質問	336
新里 匠 君	336
山里 雅彦 君	347
國仲 昌二 君	359
棚原 芳樹 君	372
○9月25日(議事日程第8号)	387
議案審議	401

宮古島市告示第111号

令和元年第5回宮古島市議会（定例会）を次のとおり招集する。

令和元年8月27日

宮古島市長 下地敏彦

1 期 日 令和元年9月3日（火）

2 場 所 宮古島市議会議事堂

上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
議案 第68号	令和元年度宮古島市一般会計補正予算(第3号)	市 長	令和元年 9月3日	令和元年 9月25日	修正可決
	議案第68号令和元年度宮古島市一般会計補正 予算(第3号)に対する修正案	総務財政 委員 会	令和元年 9月25日	"	可 決
議案 第69号	令和元年度宮古島市国民健康保険事業特別会計 補正予算(第1号)	市 長	令和元年 9月3日	"	原案可決
議案 第70号	令和元年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算 (第1号)	"	"	"	"
議案 第71号	令和元年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会 計補正予算(第1号)	"	"	"	"
議案 第72号	令和元年度宮古島市公共下水道事業特別会計補 正予算(第1号)	"	"	"	"
議案 第73号	令和元年度宮古島市介護保険特別会計補正予算 (第2号)	"	"	"	"
議案 第74号	令和元年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補 正予算(第1号)	"	"	"	"
議案 第75号	令和元年度宮古島市土地区画整理事業特別会計 補正予算(第1号)	"	"	"	"
議案 第76号	宮古島市エコハウス設置及び管理に関する条例 の一部改正について	"	"	"	"
議案 第77号	宮古島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 の一部改正について	"	"	"	"
議案 第78号	宮古島市税条例の一部改正について	"	"	"	"
議案 第79号	宮古島市放課後児童健全育成事業の設備及び運 営に関する基準を定める条例の一部改正につい て	"	"	"	"
議案 第80号	宮古島市立幼稚園保育料等徴収条例の一部改正 について	"	"	"	"
議案 第81号	宮古島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関 する基準を定める条例の一部改正について	"	"	"	"
議案 第82号	宮古島市老人福祉センター条例の一部改正につ いて	"	"	"	"

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
議案 第83号	宮古島市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	市長	令和元年 9月3日	令和元年 9月25日	原案可決
議案 第84号	宮古島市森林環境譲与税基金条例の制定について	〃	〃	〃	〃
議案 第85号	宮古島市海上の道・八重干瀬センター設置条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第86号	宮古島海中公園条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第87号	宮古島市製氷冷蔵施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第88号	宮古島市漁港管理条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第89号	宮古島市種苗供給施設条例及び宮古島市海業センター条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第90号	宮古島市都市計画マスタープラン策定委員会設置条例の制定について	〃	〃	〃	〃
議案 第91号	宮古島市下水道事業の設置等に関する条例の制定について	〃	〃	〃	〃
議案 第92号	宮古島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第93号	宮古島市伊良部大橋観光拠点施設条例の制定について	〃	〃	〃	修正可決
	議案第93号宮古島市伊良部大橋観光拠点施設条例の制定についてに対する修正案	総務財政 委員会	令和元年 9月25日	〃	可決
議案 第94号	宮古島市体験滞在交流施設条例の一部改正について	市長	令和元年 9月3日	〃	原案可決
議案 第95号	宮古島市民宿キャンプ村条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第96号	宮古島市総合交流ターミナル条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第97号	宮古島市多面的交流促進施設条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第98号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）の変更について	〃	〃	〃	〃

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
議案 第99号	財産の取得について	市長	令和元年 9月3日	令和元年 9月25日	原案可決
議案 第100号	議決内容の一部変更について	〃	〃	〃	〃
議案 第101号	損害賠償の額を定めることについて	〃	〃	〃	〃
議案 第102号	平成30年度宮古島市水道事業会計未処分利益 剰余金の処分について	〃	〃	〃	〃
議案 第103号	訴えの提起について	〃	〃	令和元年 9月18日	撤回
	議案第103号訴えの提起についての撤回につ いて	〃	令和元年 9月18日	〃	承認
認定 第1号	平成30年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認 定について	〃	令和元年 9月3日	令和元年 9月25日	認定
認定 第2号	平成30年度宮古島市国民健康保険事業特別会 計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第3号	平成30年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳 出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第4号	平成30年度宮古島市農漁業集落排水事業特別 会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第5号	平成30年度宮古島市公共下水道事業特別会計 歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第6号	平成30年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳 出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第7号	平成30年度宮古島市後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第8号	平成30年度宮古島市再生可能エネルギー運営 事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第9号	平成30年度宮古島市土地区画整理事業特別会 計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第10号	平成30年度宮古島市新技術実証栽培事業特別 会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第11号	平成30年度宮古島市水道事業会計決算認定に ついて	〃	〃	〃	〃

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
報告 第10号	平成30年度宮古島市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	市長	令和元年 9月3日		
諮問 第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	〃	〃	令和元年 9月25日	適任
諮問 第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	〃	〃	〃	〃
陳情書 第16号	貧困と格差をなくし、憲法25条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情	沖縄県那覇市壺屋 2-5-7 3F 沖縄県生活と健康を守る会連合会 会長 仲西 常雄	〃	〃	採択
陳情書 第17号	介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの負担増計画の中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める陳情書	沖縄県那覇市古波蔵 4-10-53-3階 沖縄県社会保障推進協議会 会長 新垣 安男	〃	〃	〃
陳情書 第18号	若年がん患者在宅療養支援の要請	沖縄県宮古島市上野字新里242-1 ゆうかぎの会一同 会長 真栄里隆代	〃	〃	〃
意見書案 第10号	生活保護基準引き下げ中止を求める意見書	文教社会委員会	令和元年 9月25日	〃	原案可決
意見書案 第11号	介護保険利用料原則2割負担化やケアプラン有料化などの負担増計画の中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める意見書	〃	〃	〃	〃

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
派遣 第 2 号	議員の派遣について		令和元年 9月25日	令和元年 9月25日	派遣

※ 陳情書第12号、公契約条例の制定を求める陳情（提出年月日：令和元年6月13日、提出者：沖縄県労働組合総連合 議長 穴井輝明）については、審議未了となった。

開会日（令和元年9月3日）に応招した議員

佐久本	洋介	君	國仲	昌二	君
上地	廣敏	〃	友利	光德	〃
新里	匠	〃	上里	樹	〃
平	百合香	〃	下地	勇德	〃
仲里	夕カ子	〃	栗国	恒広	〃
島尻	誠	〃	平良	敏夫	〃
平良	和彦	〃	山里	雅彦	〃
下地	信広	〃	棚原	芳樹	〃
我如古	三雄	〃	砂川	辰夫	〃
前里	光健	〃	濱元	雅浩	〃
狩俣	政作	〃	眞榮城	徳彦	〃
高吉	幸光	〃			

令和元年

第5回宮古島市議会(定例会)会議録

9月3日(火) 初日

(議案上程、説明、聴取)

令和元年第5回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第1号

令和元年9月3日（火）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 〃 第 2 会期を定めることについて
- 〃 第 3 議案第 68 号 令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）（市長提出）
- 〃 第 4 〃 第 69 号 令和元年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
（ 〃 ）
- 〃 第 5 〃 第 70 号 令和元年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第1号）（ 〃 ）
- 〃 第 6 〃 第 71 号 令和元年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
（ 〃 ）
- 〃 第 7 〃 第 72 号 令和元年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
（ 〃 ）
- 〃 第 8 〃 第 73 号 令和元年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第2号）（ 〃 ）
- 〃 第 9 〃 第 74 号 令和元年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
（ 〃 ）
- 〃 第 10 〃 第 75 号 令和元年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
（ 〃 ）
- 〃 第 11 〃 第 76 号 宮古島市エコハウス設置及び管理に関する条例の一部改正について
（ 〃 ）
- 〃 第 12 〃 第 77 号 宮古島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
（ 〃 ）
- 〃 第 13 〃 第 78 号 宮古島市税条例の一部改正について（ 〃 ）
- 〃 第 14 〃 第 79 号 宮古島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について（ 〃 ）
- 〃 第 15 〃 第 80 号 宮古島市立幼稚園保育料等徴収条例の一部改正について（ 〃 ）
- 〃 第 16 〃 第 81 号 宮古島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正について（ 〃 ）
- 〃 第 17 〃 第 82 号 宮古島市老人福祉センター条例の一部改正について（ 〃 ）
- 〃 第 18 〃 第 83 号 宮古島市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
（ 〃 ）
- 〃 第 19 〃 第 84 号 宮古島市森林環境譲与税基金条例の制定について（ 〃 ）
- 〃 第 20 〃 第 85 号 宮古島市海上の道・八重干瀬センター設置条例の一部改正について
（ 〃 ）
- 〃 第 21 〃 第 86 号 宮古島海中公園条例の一部改正について（ 〃 ）

日程第 2 2	議案第 8 7 号	宮古島市製氷冷蔵施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について (市長提出)
〃 第 2 3	〃 第 8 8 号	宮古島市漁港管理条例の一部改正について (〃)
〃 第 2 4	〃 第 8 9 号	宮古島市種苗供給施設条例及び宮古島市海業センター条例の一部改正について (〃)
〃 第 2 5	〃 第 9 0 号	宮古島市都市計画マスタープラン策定委員会設置条例の制定について (〃)
〃 第 2 6	〃 第 9 1 号	宮古島市下水道事業の設置等に関する条例の制定について (〃)
〃 第 2 7	〃 第 9 2 号	宮古島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について (〃)
〃 第 2 8	〃 第 9 3 号	宮古島市伊良部大橋観光拠点施設条例の制定について (〃)
〃 第 2 9	〃 第 9 4 号	宮古島市体験滞在交流施設条例の一部改正について (〃)
〃 第 3 0	〃 第 9 5 号	宮古島市民宿キャンプ村条例の一部改正について (〃)
〃 第 3 1	〃 第 9 6 号	宮古島市総合交流ターミナル条例の一部改正について (〃)
〃 第 3 2	〃 第 9 7 号	宮古島市多面的交流促進施設条例の一部改正について (〃)
〃 第 3 3	〃 第 9 8 号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画(総合整備計画)の変更について (〃)
〃 第 3 4	〃 第 9 9 号	財産の取得について (〃)
〃 第 3 5	〃 第 1 0 0 号	議決内容の一部変更について (〃)
〃 第 3 6	〃 第 1 0 1 号	損害賠償の額を定めることについて (〃)
〃 第 3 7	〃 第 1 0 2 号	平成 3 0 年度宮古島市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について (〃)
〃 第 3 8	〃 第 1 0 3 号	訴えの提起について (〃)
〃 第 3 9	認定第 1 号	平成 3 0 年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について (〃)
〃 第 4 0	〃 第 2 号	平成 3 0 年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について (〃)
〃 第 4 1	〃 第 3 号	平成 3 0 年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について (〃)
〃 第 4 2	〃 第 4 号	平成 3 0 年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について (〃)
〃 第 4 3	〃 第 5 号	平成 3 0 年度宮古島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について (〃)
〃 第 4 4	〃 第 6 号	平成 3 0 年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (〃)
〃 第 4 5	〃 第 7 号	平成 3 0 年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について (〃)

- 日程第 46 認定第 8 号 平成 30 年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計歳入歳出決算認定について (市長提出)
- 〃 第 47 〃 第 9 号 平成 30 年度宮古島市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について (〃)
- 〃 第 48 〃 第 10 号 平成 30 年度宮古島市新技術実証栽培事業特別会計歳入歳出決算認定について (〃)
- 〃 第 49 〃 第 11 号 平成 30 年度宮古島市水道事業会計決算認定について (〃)
- 〃 第 50 報告第 10 号 平成 30 年度宮古島市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について (〃)
- 〃 第 51 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (〃)
- 〃 第 52 〃 第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (〃)

◎会議に付した事件

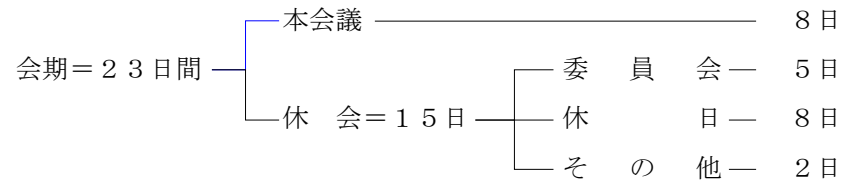
議事日程に同じ

令和元年第5回宮古島市議会定例会（9月）会期日程計画表

令和元年9月3日（火）午前10時開会

月 日	曜日	種 別	日 程	摘 要
9月 3日	火	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程、説明、聴取	開 会
9月 4日	水	〃	議案に対する質疑（付託）	
9月 5日	木	休 会	委員会	
9月 6日	金	〃	〃	
9月 7日	土	〃		
9月 8日	日	〃		
9月 9日	月	〃	委員会	
9月10日	火	〃	〃	
9月11日	水	〃	〃	通告締切
9月12日	木	〃		報告書作成 敬老会 (城辺14:00、 上野15:00、 下地16:00)
9月13日	金	〃		敬老会 (平良14:00)
9月14日	土	〃		
9月15日	日	〃		
9月16日	月	〃		敬老の日 敬老会 (佐良浜10:00、 伊良部14:00)
9月17日	火	本会議	一般質問	
9月18日	水	〃	〃	
9月19日	木	〃	〃	
9月20日	金	〃	〃	
9月21日	土	休 会		
9月22日	日	〃		
9月23日	月	〃		秋分の日
9月24日	火	本会議	一般質問	

月 日	曜日	種 別	日 程	摘 要
9月25日	水	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決	閉 会



令和元年第5回宮古島市議会定例会（9月）会議録

令和元年9月3日（火）

（開会＝午前10時00分）

◎出席議員（23名）

（散会＝午前10時27分）

議長（19番）	佐久本 洋 介 君	議員（11番）	高 吉 幸 光 君
副議長（17〃）	上 地 廣 敏 〃	〃（12〃）	國 仲 昌 二 〃
議員（1〃）	新 里 匠 〃	〃（13〃）	友 利 光 德 〃
〃（2〃）	平 百合香 〃	〃（14〃）	上 里 樹 〃
〃（3〃）	仲 里 夕カ子 〃	〃（15〃）	下 地 勇 德 〃
〃（4〃）	島 尻 誠 〃	〃（16〃）	栗 国 恒 広 〃
〃（5〃）	平 良 和 彦 〃	〃（18〃）	平 良 敏 夫 〃
〃（6〃）	下 地 信 広 〃	〃（20〃）	山 里 雅 彦 〃
〃（7〃）	欠 員	〃（21〃）	棚 原 芳 樹 〃
〃（8〃）	我如古 三 雄 〃	〃（22〃）	砂 川 辰 夫 〃
〃（9〃）	前 里 光 健 〃	〃（23〃）	濱 元 雅 浩 〃
〃（10〃）	狩 俣 政 作 〃	〃（24〃）	眞 榮 城 德 彦 〃

◎欠席議員（0名）

◎説 明 員

市長	下 地 敏 彦 君	上下水道部長	兼 島 方 昭 君
副市長	長 濱 政 治 〃	会計管理者	下 地 秀 樹 〃
企画政策部長	友 利 克 〃	消 防 長	来 間 克 〃
総務部長	宮 国 高 宣 〃	伊良部支所長	上 地 成 人 〃
福祉部長	下 地 律 子 〃	総務部次長兼 兼 総 務 課 長	渡久山 繁 〃
生活環境部長	垣 花 和 彦 〃	企画調整課長	上 地 俊 暢 〃
観光商工部長	楚 南 幸 哉 〃	財 政 課 長	砂 川 朗 〃
振興開発 プロジェクト局長	大 嶺 弘 明 〃	教 育 長	宮 國 博 〃
建設部長	下 地 康 教 〃	教 育 部 長	下 地 信 男 〃
農林水産部長	松 原 清 光 〃	生涯学習部長	下 地 明 〃

◎議会事務局職員出席者

事務局 長	上 地 昭 人 君	次長補佐兼議事係長	仲 間 清 人 君
次 長	友 利 毅 彦 〃	議 事 係	久 志 龍 太 〃
次 長 補 佐	富 浜 靖 雄 〃		

令和元年第5回宮古島市議会定例会（9月）諸般の報告書

令和元年9月3日（火）

	<p>6月定例会の閉会后、陳情書6件を受理し、そのうち3件をお手元に配付の陳情文書表のとおり付託したので、所管委員会のご審査をお願いします。</p>
	<p>令和元年第4回宮古島市議会定例会（6月）で議決した「全国一律最低賃金制度創設と最低賃金を1,000円に引き上げることを求める意見書」外5件の意見書及び2件の決議の計8件については、令和元年6月25日付で関係機関へ送付した。</p>
	<p>宮古島市監査委員の砂川正吉委員、棚原芳樹委員の両名から、令和元年5月分、6月分の例月出納検査結果報告があった。</p>
6月28日	<p>市内ホテルで開催された「令和元年度第6回一般社団法人宮古島観光協会会員懇親会」に出席し、挨拶を述べた。</p>
7月2日～ 3日	<p>3日、関西国際空港旅客ターミナルビルで開催された「ジェットスター 大阪（関西）＝宮古（下地島）就航記念式典」に出席した。</p>
7月5日～ 6日	<p>5日、石垣市で開催された「令和元年度先島市町村議会議長会定例総会」に出席した。</p> <p>同総会では、平成30年度歳入歳出決算認定に続き、令和元年度事業計画、令和元年度歳入歳出予算及び「太平洋クロマグロの資源管理における知事管理漁獲枠の拡大及び経営安定化対策の拡充を求める要請決議」が可決され、同要請決議については関係機関へ要請することとなった。</p> <p>そのほか、同議長会役員任期満了に伴い、正副会長及び幹事の改選が行われ、会長に多良間村議会議長が、副会長に竹富町議会議長が、幹事に宮古島市議会議長が選任された。</p> <p>また、次年度総会開催地を宮古島市に決定した。</p>
7月10日～ 13日	<p>11日、宮城県登米市で開催された「令和元年度全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会総会」に出席した。</p> <p>同総会では、平成30年度歳入歳出決算及び平成30年度事業報告が承認されたほか、令和元年度歳入歳出予算及び令和元年度事業計画が可決された。</p> <p>また、衆議院で可決された「国立ハンセン病療養所における療養体制の充実に関する決議」に基づき「入所者の生活環境の整備及び医療・看護・介護等、人生サポートの充実」外14事項の推進・充実・実現を求める決議が可決された。</p> <hr/> <p>12日、国立療養所東北新生園において献花、入所者・園との懇談会及び施設の視察を行った。</p>
7月11日	<p>伊良部池間添で挙行された「伊良部池間添市営住宅新築工事起工式」に上地廣敏副議長が出席した。</p>
7月14日	<p>下地与那覇湾（通称サニツ浜）で開催された「第29回サニツ浜カーニバル開会式」に出席し、挨拶を述べた。</p>

7月19日	みやこ下地島空港ターミナルで開催された「香港エクスプレス就航記念行事」に出席し、テープカットを行った。
7月20日	<p>漲水御嶽及び宮古神社で開催された「宮古島夏まつり2019豊年祈願祭」に出席した。</p> <p>「宮古島夏まつり2019」に伴い、市内飲食店で開催された「友好都市世田谷区との交流会」に出席した。</p>
7月21日	<p>宮古島市総合体育館で開催された「第46回宮古体育大会開会式」に出席し、挨拶を述べた。</p> <p>公設市場前ステージで開催された「宮古島夏まつり東西大綱引き（鏡開き）」に参加し、鏡開きを行った。</p>
7月24日	宮古島警察署で開催された「令和元年度宮古かぎすま安全なまちづくり推進協議会」に出席した。
7月24日～ 27日	<p>議会運営委員会の「令和元年度行政視察」を山口県山陽小野田市及び広島県廿日市市で実施した。</p> <p>同行政視察では、①SNSを活用した広報活動について、②議会アドバイザーについて、③廿日市市議会議員政治倫理条例制定の経緯、検証について、④政務活動費マニュアル作成の経緯、検証、見直し等について、⑤議会運営について調査を行った。</p>
7月26日～ 27日	26日、那覇市内ホテルで開催された「第35回全日本トライアスロン宮古島大会県内特別協賛・協賛社『感謝の集い』」に上地廣敏副議長が出席し、挨拶を述べた。
7月28日	JTAドーム宮古島で開催された「第26回宮古地区消防操法大会」に出席した。
7月29日～ 31日	<p>30日、参議院議員会館で開催された「令和元年度防衛省全国情報施設協議会総会」に出席した。</p> <p>同総会では、平成30年度事業報告及び平成30年度収支決算報告が承認されたほか、令和元年度運動方針、事業計画及び収支予算が可決された。</p> <p>また、任期満了に伴う同協議会役員の変更が行われ、会長に岡本雄輔稚内市議会議員が、副会長に吉田清孝男鹿市議会議員、森脇幸好松江市議会議員、谷川等五島市議会議員及び佐久本洋介宮古島市議会議員がそれぞれ選任されたほか、次年度役員会開催地を長崎県五島市に決定した。</p>
8月 2日～ 5日	3日～4日、東京都世田谷区若林公園で開催された「第42回せたがやふるさと区民まつり」に新里匠君、前里光健君とともに出席し、交流を深めた。
8月 5日	JAおきなわ宮古地区農業情報管理センターで開催された「宮古土地改良区設立30周年記念式典及び祝賀会」に上地廣敏副議長が出席し、挨拶を述べた。
8月17日	<p>未来創造センターで挙行された「宮古島市未来創造センター（市立図書館・中央公民館）開館記念式典」に出席し、テープカットを行うとともに祝辞を述べた。</p> <p>佐良浜漁港で開催された「令和元年第13回パヤオの日まつり」に上地廣敏副議長が出席した。</p>

8月18日	城辺公民館で開催された「第10回城辺ふれあいまつり開会セレモニーの部」に出席し、テープカットを行った。
8月22日～ 23日	<p>22日、石垣市で開催された「第170回沖縄県市議会議長会定期総会」に出席した。</p> <p>同定期総会では、平成30年度歳入歳出決算認定、令和元年度補正予算（第1号）及び令和元年度上半期会務報告が承認されたほか、九州市議会議長会第3回理事会への提出議案「日米地位協定の抜本的な改定及び在沖米軍基地の負担軽減について」外1件が可決された。</p> <p>また、沖縄県市議会議長会会長である那覇市議会議長の辞職に伴い、同会長の補欠選挙が行われ、久高友弘那覇市議会議長が選任された。</p> <p>そのほか、令和元年9月30日に任期満了する沖縄県市町村自治会館管理組合議会議員の選挙が行われ、大城秀樹名護市議会議長が選任された。</p> <p>なお、同定期総会では、議員表彰もあり、本市議会から議員16年以上で眞榮城徳彦君が、議員20年以上で佐久本洋介君が表彰された。</p>
8月27日	下地敏彦市長から令和元年第5回宮古島市議会定例会（9月）の招集告示をした旨の通知とともに、今定例会に付議すべき議案の送付があった。
8月29日	<p>議会運営委員会が開催され、諮問した会期については本日9月3日から9月25日までの23日間とするのが適当であると決した。</p> <p>また、同委員会では、①諮問第1号及び諮問第2号の計2件の「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は委員会付託を省略し、最終本会議において処理すること、②11月22日にうるま市で開催される令和元年度市議会議員・事務局職員研修会への「議員の派遣について」は最終本会議において処理すること、③第170回沖縄県市議会議長会定期総会で表彰された議員への「表彰状の伝達」は本日9月3日、今定例会開会前に行うこと、と決した。</p> <p>-----</p> <p>議会運営委員会終了後、全員協議会が開催され、当局による令和元年第5回宮古島市議会定例会（9月）提出議案事前説明がされたほか、議会運営委員会において決した事項の報告をした。</p>
8月31日	市内飲食店で開催された「2019年産伊良部総代区の葉たばこ売買終了打ち上げ式」に出席した。
9月1日	平良港トゥリバー地区で開催された「令和元年度沖縄県総合防災訓練」に出席した。

以上

◎議長（佐久本洋介君）

ただいまから令和元年第5回宮古島市議会定例会を開会します。

（開会＝午前10時00分）

本日の出席議員は23名で、在職する議員全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第1号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（上地昭人君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

6月定例会の閉会后、陳情書6件を受理し、そのうち3件をお手元に配付の陳情文書表のとおり付託したので、所管委員会のご審査をお願いします。

8月27日、下地敏彦市長から令和元年第5回宮古島市議会定例会（9月）の招集告示をした旨の通知とともに、今定例会に付議すべき議案の送付がありました。

8月29日、議会運営委員会が開催され、諮問した会期については本日9月3日から9月25日までの23日間とするのが適当であると決しました。

また、同委員会では、①諮問第1号及び諮問第2号の計2件の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては委員会付託を省略し、最終本会議において処理すること、②11月22日にうるま市で開催される令和元年度市議会議員・事務局職員研修会への議員の派遣については最終本会議において処理すること、③第170回沖縄県市議会議長会定期総会で表彰された議員への表彰状の伝達は本日9月3日、今定例会開会前に行うことと決しました。

議会運営委員会終了後、全員協議会が開催され、当局による令和元年第5回宮古島市議会定例会（9月）提出議案事前説明がされたほか、議会運営委員会において決した事項の報告をしました。

そのほかの諸報告につきましては、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議長（佐久本洋介君）

これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において平百合香君及び島尻誠君を指名します。

次に、日程第2、会期を定めることについてを議題とします。

今定例会の会期は、本日9月3日から9月25日までの23日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日9月3日から9月25日までの23日間と決しました。

なお、議事の都合により9月5日及び6日の2日間並びに9日から13日までの5日間の計7日間は休会

にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付した会期日程計画表のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、日程第3、議案第68号から日程第52、諮問第2号までの計50件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長(下地敏彦君)

令和元年第5回宮古島市議会定例会に提出しました議案についてご説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案8件、条例議案22件、議決議案6件、認定11件、報告1件、諮問2件の合計50件であります。

最初に、予算議案からご説明申し上げます。議案第68号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算(第3号)。今回の補正は12億2,612万9,000円の増で、歳入歳出予算の補正のほか、債務負担行為及び地方債の補正を行い、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ421億5,544万3,000円と定めてあります。

議案第69号、令和元年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)。今回の補正は658万7,000円の減で、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ62億5,156万5,000円と定めてあります。

議案第70号、令和元年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算(第1号)。今回の補正は162万7,000円の増で、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ11億5,789万9,000円と定めてあります。

議案第71号、令和元年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)。今回の補正は806万8,000円の増で、歳入歳出予算の補正のほか、債務負担行為の設定を行い、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ1億728万9,000円と定めてあります。

議案第72号、令和元年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)。今回の補正は433万9,000円の増で、歳入歳出予算の補正のほか、債務負担行為及び地方債の補正を行い、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ9億8,188万2,000円と定めてあります。

議案第73号、令和元年度宮古島市介護保険特別会計補正予算(第2号)。今回の補正は1億1,644万1,000円の増で、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ62億7,487万5,000円と定めてあります。

議案第74号、令和元年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。今回の補正は44万4,000円の減で、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ5億1,008万5,000円と定めてあります。

議案第75号、令和元年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)。今回の補正は53万円の増で、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ6,533万円と定めてあります。

続きまして、条例議案についてご説明申し上げます。議案第76号、宮古島市エコハウス設置及び管理に関する条例の一部改正について。宮古島市エコハウスの有効活用を目的として、設備の充実が必要であり、これに伴う維持管理費用の増加が見込まれることから、使用料等を変更するには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第77号、宮古島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について。人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則（人事院規則15—14—36）の施行に伴い、超過勤務命令を行うことができる上限を定めるとともに、法律名等の整理を行うには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第78号、宮古島市税条例の一部改正について。地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）中、令和元年10月1日に施行される改正箇所について、宮古島市税条例についても同様に改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第79号、宮古島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第50号）の施行に伴い、放課後児童支援員認定資格研修を実施できる者を追加するには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第80号、宮古島市立幼稚園保育料等徴収条例の一部改正について。子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）の施行に伴い、保育料等を改めるには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第81号、宮古島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第49号）の施行に伴い、宮古島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を改めるには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第82号、宮古島市老人福祉センター条例の一部改正について。宮古島市平良老人福祉センターの移転に伴い、条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第83号、宮古島市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について。住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第152号）の施行に伴い、条文を整理するには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第84号、宮古島市森林環境譲与税基金条例の制定について。森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）に基づき、国から譲与される森林環境譲与税を森林の整備に関する施策等に充てる目的で積み立てる基金を設置するには条例を制定する必要があるため、本案を提出します。

議案第85号、宮古島市海上の道・八重干瀬センター設置条例の一部改正について。条例別表に掲げる使用料金を消費税率10%で算出した総額に改めるには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第86号、宮古島海中公園条例の一部改正について。別表に掲げる利用料金に消費税に係る取り扱いを記載するとともに、用語の整理をするには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第87号、宮古島市製氷冷蔵施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。条例別表に掲げる利用料金に消費税に係る取り扱いを記載するには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第88号、宮古島市漁港管理条例の一部改正について。条例別表に掲げる使用料等に消費税に係る取り扱いを記載するとともに、別表備考の記述を整理するには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第89号、宮古島市種苗供給施設条例及び宮古島市海業センター条例の一部改正について。消費税に

係る取り扱いの表記を改めるには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第90号、宮古島市都市計画マスタープラン策定委員会設置条例の制定について。都市計画マスタープランを改定するに当たり、同プラン策定委員会の設置を要し、その根拠として条例の制定が必要となるため、本案を提出します。

議案第91号、宮古島市下水道事業の設置等に関する条例の制定について。下水道事業を地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の財務適用とするには条例を制定する必要があるため、本案を提出します。

議案第92号、宮古島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の公布に伴い、欠格事項等に関する規定を改めるには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第93号、宮古島市伊良部大橋観光拠点施設条例の制定について。宮古島市伊良部大橋観光拠点施設を新たに設置するには条例を制定する必要があるため、本案を提出します。

議案第94号、宮古島市体験滞在交流施設条例の一部改正について、議案第95号、宮古島市民宿キャンプ村条例の一部改正について、議案第96号、宮古島市総合交流ターミナル条例の一部改正について、議案第97号、宮古島市多面的交流促進施設条例の一部改正について、以上の4議案につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）の一部施行による消費税率10%への引き上げに伴い、各施設の使用料金等を見直すもので、条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

次に、議決議案についてご説明申し上げます。議案第98号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）の変更について。辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）を変更するには議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第99号、財産の取得について。移動図書館車の取得については、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第100号、議決内容の一部変更について。宮古島市平良老人福祉センターの移転に伴い、宮古島市平良老人福祉センターの所在地を変更するには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第101号、損害賠償の額を定めることについて。車両物損事故による損害賠償の額を決定するに当たり、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第102号、平成30年度宮古島市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めます。

議案第103号、訴えの提起について。名誉毀損を理由とする損害賠償請求事件について訴えを提起するには、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

次に、認定についてご説明申し上げます。認定第1号から認定第10号につきましては、平成30年度宮古島市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付します。

認定第11号、平成30年度宮古島市水道事業会計決算認定について。地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付します。

次に、報告についてご説明申し上げます。報告第10号、平成30年度宮古島市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により議会へ報告します。

最後に、諮問についてご説明申し上げます。諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。人権擁護委員の任期が令和元年12月31日に満了となりますが、引き続き委員として推薦したいので、本案を提出します。

諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。人権擁護委員の任期満了に伴い、新たに委員の推薦をしたいので、本案を提出します。

以上、ご説明申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（佐久本洋介君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これで本日の日程は全部終了しました。

よって、本日の会議はこれにて散会します。

（散会＝午前10時27分）

令和元年

第5回宮古島市議会(定例会)会議録

9月4日(水) 2日目
(議案に対する質疑(付託))

令和元年第5回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第2号

令和元年9月4日（水）午前10時開議

- | | | | |
|-------|----------|---|--------|
| 日程第 1 | 議案第 68 号 | 令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第3号） | （市長提出） |
| 〃 第 2 | 〃 第 69 号 | 令和元年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） | （ 〃 ） |
| 〃 第 3 | 〃 第 70 号 | 令和元年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第1号） | （ 〃 ） |
| 〃 第 4 | 〃 第 71 号 | 令和元年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） | （ 〃 ） |
| 〃 第 5 | 〃 第 72 号 | 令和元年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） | （ 〃 ） |
| 〃 第 6 | 〃 第 73 号 | 令和元年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第2号） | （ 〃 ） |
| 〃 第 7 | 〃 第 74 号 | 令和元年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） | （ 〃 ） |
| 〃 第 8 | 〃 第 75 号 | 令和元年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号） | （ 〃 ） |
| 〃 第 9 | 〃 第 76 号 | 宮古島市エコハウス設置及び管理に関する条例の一部改正について | （ 〃 ） |
| 〃 第10 | 〃 第 77 号 | 宮古島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について | （ 〃 ） |
| 〃 第11 | 〃 第 78 号 | 宮古島市税条例の一部改正について | （ 〃 ） |
| 〃 第12 | 〃 第 79 号 | 宮古島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | （ 〃 ） |
| 〃 第13 | 〃 第 80 号 | 宮古島市立幼稚園保育料等徴収条例の一部改正について | （ 〃 ） |
| 〃 第14 | 〃 第 81 号 | 宮古島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | （ 〃 ） |
| 〃 第15 | 〃 第 82 号 | 宮古島市老人福祉センター条例の一部改正について | （ 〃 ） |
| 〃 第16 | 〃 第 83 号 | 宮古島市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について | （ 〃 ） |
| 〃 第17 | 〃 第 84 号 | 宮古島市森林環境譲与税基金条例の制定について | （ 〃 ） |
| 〃 第18 | 〃 第 85 号 | 宮古島市海上の道・八重干瀬センター設置条例の一部改正について | （ 〃 ） |
| 〃 第19 | 〃 第 86 号 | 宮古島海中公園条例の一部改正について | （ 〃 ） |
| 〃 第20 | 〃 第 87 号 | 宮古島市製氷冷蔵施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について | （ 〃 ） |

日程第 2 1	議案第 8 8 号	宮古島市漁港管理条例の一部改正について	(市長提出)
〃 第 2 2	〃 第 8 9 号	宮古島市種苗供給施設条例及び宮古島市海業センター条例の一部改正について	(〃)
〃 第 2 3	〃 第 9 0 号	宮古島市都市計画マスタープラン策定委員会設置条例の制定について	(〃)
〃 第 2 4	〃 第 9 1 号	宮古島市下水道事業の設置等に関する条例の制定について	(〃)
〃 第 2 5	〃 第 9 2 号	宮古島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について	(〃)
〃 第 2 6	〃 第 9 3 号	宮古島市伊良部大橋観光拠点施設条例の制定について	(〃)
〃 第 2 7	〃 第 9 4 号	宮古島市体験滞在交流施設条例の一部改正について	(〃)
〃 第 2 8	〃 第 9 5 号	宮古島市民宿キャンプ村条例の一部改正について	(〃)
〃 第 2 9	〃 第 9 6 号	宮古島市総合交流ターミナル条例の一部改正について	(〃)
〃 第 3 0	〃 第 9 7 号	宮古島市多面的交流促進施設条例の一部改正について	(〃)
〃 第 3 1	〃 第 9 8 号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画(総合整備計画)の変更について	(〃)
〃 第 3 2	〃 第 9 9 号	財産の取得について	(〃)
〃 第 3 3	〃 第 1 0 0 号	議決内容の一部変更について	(〃)
〃 第 3 4	〃 第 1 0 1 号	損害賠償の額を定めることについて	(〃)
〃 第 3 5	〃 第 1 0 2 号	平成 3 0 年度宮古島市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	(〃)
〃 第 3 6	〃 第 1 0 3 号	訴えの提起について	(〃)
〃 第 3 7	報告第 1 0 号	平成 3 0 年度宮古島市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	(〃)
〃 第 3 8	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	(〃)
〃 第 3 9	〃 第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	(〃)
〃 第 4 0	認定第 1 号	平成 3 0 年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について	(〃)
〃 第 4 1	〃 第 2 号	平成 3 0 年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	(〃)
〃 第 4 2	〃 第 3 号	平成 3 0 年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について	(〃)
〃 第 4 3	〃 第 4 号	平成 3 0 年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	(〃)
〃 第 4 4	〃 第 5 号	平成 3 0 年度宮古島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	(〃)
〃 第 4 5	〃 第 6 号	平成 3 0 年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	(〃)

- 日程第 4 6 認 定 第 7 号 平成 3 0 年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について (市長提出)
- 〃 第 4 7 〃 第 8 号 平成 3 0 年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計歳入歳出決算認定について (〃)
- 〃 第 4 8 〃 第 9 号 平成 3 0 年度宮古島市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について (〃)
- 〃 第 4 9 〃 第 1 0 号 平成 3 0 年度宮古島市新技術実証栽培事業特別会計歳入歳出決算認定について (〃)
- 〃 第 5 0 〃 第 1 1 号 平成 3 0 年度宮古島市水道事業会計決算認定について (〃)

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

議 案 付 託 表

令和元年9月4日（水）第5回定例会

委員会名	議案番号	件名
予算決算委員会	認定第 1 号	平成30年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について
総務財政委員会	議案第68号	令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）
	議案第76号	宮古島市エコハウス設置及び管理に関する条例の一部改正について
	議案第77号	宮古島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
	議案第78号	宮古島市税条例の一部改正について
	議案第92号	宮古島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について
	議案第93号	宮古島市伊良部大橋観光拠点施設条例の制定について
	議案第94号	宮古島市体験滞在交流施設条例の一部改正について
	議案第95号	宮古島市民宿キャンプ村条例の一部改正について
	議案第96号	宮古島市総合交流ターミナル条例の一部改正について
	議案第97号	宮古島市多面的交流促進施設条例の一部改正について
	議案第98号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）の変更について
	議案第103号	訴えの提起について
	認定第 8 号	平成30年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計歳入歳出決算認定について
文教社会委員会	議案第69号	令和元年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第73号	令和元年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第2号）
	議案第74号	令和元年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
	議案第79号	宮古島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
	議案第80号	宮古島市立幼稚園保育料等徴収条例の一部改正について
	議案第81号	宮古島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
	議案第82号	宮古島市老人福祉センター条例の一部改正について
	議案第83号	宮古島市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
	議案第99号	財産の取得について
	議案第100号	議決内容の一部変更について
	認定第 2 号	平成30年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 6 号	平成30年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

委員会名	議案番号	件名
	認定第 7 号	平成30年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
経済工務委員会	議案第70号	令和元年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第71号	令和元年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第72号	令和元年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第75号	令和元年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第84号	宮古島市森林環境譲与税基金条例の制定について
	議案第85号	宮古島市海上の道・八重干瀬センター設置条例の一部改正について
	議案第86号	宮古島海中公園条例の一部改正について
	議案第87号	宮古島市製氷冷蔵施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
	議案第88号	宮古島市漁港管理条例の一部改正について
	議案第89号	宮古島市種苗供給施設条例及び宮古島市海業センター条例の一部改正について
	議案第90号	宮古島市都市計画マスタープラン策定委員会設置条例の制定について
	議案第91号	宮古島市下水道事業の設置等に関する条例の制定について
	議案第101号	損害賠償の額を定めることについて
	議案第102号	平成30年度宮古島市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
	認定第 3 号	平成30年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 4 号	平成30年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第 5 号	平成30年度宮古島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 9 号	平成30年度宮古島市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第10号	平成30年度宮古島市新技術実証栽培事業特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第11号	平成30年度宮古島市水道事業会計決算認定について	

議案第68号 令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）

歳出款項別審査委員会表

令和元年9月4日（水）第5回定例会

委員会名	款	項	頁
文教社会委員会	2. 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	24
		1. 社会福祉費	28～29
	3. 民生費	2. 児童福祉費	30～32
		3. 生活保護費	33
		1. 保健衛生費	34
	4. 衛生費	2. 清掃費	35
		10. 教育費	1. 教育総務費
	2. 小学校費		47
	3. 中学校費		48
	4. 幼稚園費		49
	5. 社会教育費		50～52
	6. 保健体育費		53
	経済工務委員会	6. 農林水産業費	1. 農業費
2. 林業費			38
3. 水産業費			39
8. 土木費		1. 土木管理費	41
		2. 道路橋りょう費	42
		3. 都市計画費	43
		5. 港湾空港費	44

令和元年第5回宮古島市議会定例会（9月）会議録

令和元年9月4日（水）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（23名）

（散会＝午後4時07分）

議長（19番）	佐久本 洋 介 君	議員（11番）	高 吉 幸 光 君
副議長（17〃）	上 地 廣 敏 〃	〃（12〃）	國 仲 昌 二 〃
議員（1〃）	新 里 匠 〃	〃（13〃）	友 利 光 德 〃
〃（2〃）	平 百合香 〃	〃（14〃）	上 里 樹 〃
〃（3〃）	仲 里 夕カ子 〃	〃（15〃）	下 地 勇 德 〃
〃（4〃）	島 尻 誠 〃	〃（16〃）	栗 国 恒 広 〃
〃（5〃）	平 良 和 彦 〃	〃（18〃）	平 良 敏 夫 〃
〃（6〃）	下 地 信 広 〃	〃（20〃）	山 里 雅 彦 〃
〃（7〃）	欠 員	〃（21〃）	棚 原 芳 樹 〃
〃（8〃）	我如古 三 雄 〃	〃（22〃）	砂 川 辰 夫 〃
〃（9〃）	前 里 光 健 〃	〃（23〃）	濱 元 雅 浩 〃
〃（10〃）	狩 俣 政 作 〃	〃（24〃）	眞 榮 城 德 彦 〃

◎欠席議員（0名）

◎説 明 員

市長	下 地 敏 彦 君	上下水道部長	兼 島 方 昭 君
副市長	長 濱 政 治 〃	会計管理者	下 地 秀 樹 〃
企画政策部長	友 利 克 〃	消 防 長	来 間 克 〃
総務部長	宮 国 高 宣 〃	伊良部支所長	上 地 成 人 〃
福祉部長	下 地 律 子 〃	総務部次長兼 兼 総 務 課 長	渡久山 繁 〃
生活環境部長	垣 花 和 彦 〃	企画調整課長	上 地 俊 暢 〃
観光商工部長	楚 南 幸 哉 〃	財 政 課 長	砂 川 朗 〃
振興開発 プロジェクト局長	大 嶺 弘 明 〃	教 育 長	宮 國 博 〃
建設部長	下 地 康 教 〃	教 育 部 長	下 地 信 男 〃
農林水産部長	松 原 清 光 〃	生涯学習部長	下 地 明 〃

◎議会事務局職員出席者

事務局 長	上 地 昭 人 君	次長補佐兼議事係長	仲 間 清 人 君
次 長	友 利 毅 彦 〃	議 事 係	久 志 龍 太 〃
次 長 補 佐	富 浜 靖 雄 〃		

令和元年第5回宮古島市議会定例会（9月）諸般の報告書

令和元年9月4日（水）

9月 4日	<p>本日、開議前に議会運営委員会が開催され、台風13号の接近に伴い暴風警報が発令され、あすが閉庁となる場合の会期及び日程について諮問したところ、①あす9月5日開催予定の予算決算委員会は1日繰り下げ、翌9月6日に開催すること、②委員会の日は新たに設けないこと、③会期は延長することなく、当初のとおり9月25日までとすること、と決した。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
-------	--

◎議長（佐久本洋介君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は23名で、在職する議員全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第2号のとおりであります。

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（上地昭人君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

9月4日、本日、開議前に議会運営委員会が開催され、台風13号の接近に伴い暴風警報が発令され、あすが閉庁となる場合の会期及び日程について諮問したところ、①あす9月5日開催予定の予算決算委員会
は1日繰り下げ、翌9月6日に開催すること、②委員会の日は新たに設けないこと、③会期は延長することなく、当初のとおり9月25日までとすることと決しました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午前10時01分）

再開します。

（再開＝午前10時02分）

まず、日程第1、議案第68号から日程第50、認定第11号までの計50件を一括議題とし、質疑に入ります。

最初に、日程第1、議案第68号から日程第39、諮問第2号までの39件について質疑の発言を許します。

◎濱元雅浩君

質疑を行います。

議案第72号、令和元年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の10ページ、歳出の中で委託料の公共下水道幹線・枝線工事で3,300万円のマイナスが出ているんですけども、これはなぜ3,300万円減額になっているかの説明をお願いします。

それと、もう一点、議案第84号、宮古島市森林環境譲与税基金条例の制定についてということで、新たな基金が発生するんですけども、これ国からの森林環境税の受け入れのための条例だと思われるんですけども、この森林環境税は今後どのぐらいの規模の収入というか、譲与税として入ってくるのか、その使い道として今現段階でどのようなことを考えているのかということについてのご説明をお願いします。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

議案第72号、令和元年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、お尋ねの公共下水道幹線・枝線工事委託料の3,300万円の減については、これは宮古島市浄化センター耐震化診断業務委託の減でございます。この業務は、耐震診断を行う基準が平成9年以前に建設された施設を優先的に行うこととなり、平成12年度建設の本市の浄化センターは、県とのヒアリングを踏まえ、見送りとなったことから、

3,300万円の減となっております。

◎農林水産部長（松原清光君）

議案第84号、宮古島市森林環境譲与税基金条例の制定についての質疑がありました。まず、予算規模と今後の予算状況ということであります。今年度予算といたしましては、宮古島市は336万3,000円を予定しております。これは令和元年度から令和3年度までを予定しておりまして、その後予算としては上がっていく予定をしております。ちなみに、令和4年度から令和6年度が504万5,000円という形で徐々に上がっていく予定となっております。

それから、使用方法といたしましては、基本的にその条例の使い道というのは、各市町村において荒廃している民有林の保全、育成、そして活用を図るという取り組みをしておりますので、宮古島といたしましては、民有林ということは字有地の森林をですね、対象に森林整備をしていきたいと今のところ考えております。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

◎島尻 誠君

何点か質疑させてください。

まず、議案第68号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）の15ページ、クラウドファンディング、この寄附金についてのご説明、あと22ページ、総務費の防災諸費514万円の国県支出金が出ています。説明欄で沖縄観光防災力強化支援事業ですね、機械器具費、これのご説明、それと下の15目の沖縄振興特別推進費、観光地満足度向上事業、工事請負費1,034万円、続きまして30ページ、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の節で13、15、20ですね、委託料、工事請負費、扶助費の3つのご説明をお願いいたします。

次のページ、31ページ、同じく4目の保育所費です。19節負担金、補助及び交付金の保育所等整備助成事業の保育所等整備補助金の1,460万円余のご説明と、あと下のほうに行って6目地域子ども・子育て支援事業費の節の13、19の委託料、負担金、補助及び交付金、放課後児童健全育成事業300万円余と、下の説明欄の5、20の一時預かり事業補助金400万円と下の300万円余のご説明、あと34ページ、これは4款衛生費ですね、1項保健衛生費、2目予防費としてこれも国県支出金の200万円余りですか、あと一般財源から300万円余り出ていますけども、13節委託料の説明欄で予防接種事業費、委託料ですね、519万7,000円、これと一番下のほう、3目環境衛生費の環境保全対策事業、委託料の170万円余、地下水保全対策事業、委託料の42万円余の説明をお願いします。

あと、40ページ、7款商工費、1項商工費、3目観光費の説明欄で工事請負費、一番下のほうですね、875万円余、一般財源の890万円余の内訳のほうから出ていますけども、この説明をお願いします。

続きまして、45ページ、9款消防費、1項消防費、1日常備消防費が381万円余の減になっていますけども、職員給与等の内訳になっていますが、この説明をお願いします。

あとは、次のページ、46ページですね、10款教育費、1項教育総務費の5目教育研究所運営費、1節報酬の教育相談員報酬が16万円あります。ご説明をお願いします。

それと、次のページ、47、48ページは小中学校の補正予算が出されていると思うんですけども、10款教

育費、2項小学校費、1目学校管理費の15節工事請負費で学校施設改修事業（小学校）662万3,000円と18節備品購入費で庁用器具費134万5,000円、48ページは下のほう、説明欄の一番下ですね、10款教育費、3項中学校費、2目教育振興費の高度へき地児童生徒援助費、53ページ、10款教育費、6項保健体育費の2目体育施設管理費、15節工事請負費で説明欄の市民球場改修事業、工事請負費1,700万円余、これのご説明をお願いします。

あと、多岐にわたりますけど、一回聞いてからお願いします。

◎企画政策部長（友利 克君）

議案第68号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）、15ページのガバメント・クラウド・ファンディングについてお答えをいたします。

ガバメント・クラウド・ファンディングは、ふるさと納税制度の一種ではございます。インターネット上のウェブサイトにて市が実施を予定するプロジェクトに対し寄附金を募るという制度でございます。この目的でございます。観光客の増加に伴いまして、自然環境への負荷が増大をするという懸念がございます。そのような中、観光客とともに島の貴重な自然を維持し、持続可能な島づくりを進めるため、観光客に対して自然環境等に配慮した過ごし方、楽しみ方や守るべきマナーなどを周知する事業を今検討をしているところでございます。そのための寄附金を集めるという事業でございます。

◎総務部長（宮国高宣君）

議案第68号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）、22ページの2款総務費、1項総務管理費、10目防災諸費のですね、572万円の補正の部分でございます。沖縄観光防災力強化支援事業で機械器具費という形で572万円補正をお願いしているところでございます。中身といたしましてですね、この補助事業は内閣府の沖縄振興予算3,010億円でございますけど、今年度から新規に導入された沖縄県の入域観光客を対象とした事業で、沖縄県内において大規模災害が発生した場合に、港湾、空港、道路等が復旧されるまでの間に県内に足どめされる観光客に対し、市町村が食料、水、毛布、防災用トイレの備品備蓄、避難誘導看板設置等の防災力強化の取り組みを緊急かつ重点的に行う事業となっております。この事業は、令和3年度までの3年間の事業でございます。今回572万円の補正の内容でございますけど、多言語拡声装置、タッチメガホンというものを14台、その中の多言語拡声装置でありますけど、タッチハンディという音声の登録した部分でございますけど、これの備品の購入費となっております。

◎福祉部長（下地律子君）

ご質問を幾つかいただきましたので、順番にお答えしたいと思います。答弁漏れがございましたらご指摘をいただきたいと思います。

まず、議案第68号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）、30ページからでございます。30ページ、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の委託料の196万8,000円の補正増でございます。こちらのほうは、子ども・子育て支援研修事業の委託料の増となっております。子育て支援員の研修とですね、キャリアアップ研修、子育て支援研修のほうは当初予定をしておりましたが、保育所等の施設へ要望調査をした結果ですね、希望者が多かったために本年度も研修を実施したいということで補正増をしております。また、キャリアアップ研修のほうなんですけど、キャリアアップ研修は職務内容に応じた専門性の向上を図るための研修ということになりまして、この研修を終了することにより、保育士の処

遇改善の向上となるということで実施する研修でございます。当初予定しておりました金額よりも研修に費用がかかる、日程調整、研修の日程ですね、等がふえておりまして、補正増となっております。

次に、工事請負費の1,354万9,000円の補正増でございます。これは平一放課後児童クラブの建設工事の補正増となっております、当初より建設予定地のほうですね、地盤のほうが想定より軟弱であったこと、あと施設の延べ床面積が、少しなんですけど、増したことによる補正増となっております。

続きまして、扶助費の3,246万3,000円の補正増でございます。こちらのほうは、10月から予定されております子ども・子育て支援法が改正されまして、幼児教育、保育の無償化に伴うものでございます。こちらのほうはですね、認可外保育所等に通う子供たちに対する扶助費ということになっておりまして、現在認可園を利用していない子供たちの見込み数で計算いたしまして、無償化の上限額が3歳から5歳児になりますと3万7,000円の上限額、非課税世帯のゼロ歳から2歳児になりますと上限額が4万2,000円ということで、それに基づきまして今回の3,246万3,000円を無償化の分として補正増しております。

続きまして、31ページ、4目保育所費の負担金、補助及び交付金のほうでございます。保育所等整備補助金1,463万2,000円となっております、こちらのほうは国の定める保育所等整備交付金の交付要綱の一部改定により、最低基準額が変更になったことから補正を行うことになりました。

続きまして、同じく31ページ、6目地域子ども・子育て支援事業費の委託料328万1,000円の補正増でございます。こちらのほうは、今年度開所いたしました久松放課後児童クラブ、鏡原放課後児童クラブのほうですね、障害児の受け入れに対応するための委託料の増と、あと施設の維持管理に必要な経費ということで補正増しております。

続きまして、一時預かり事業補助金400万円への補正増でございますが、こちらのほうは今年度、民間のほうですが、開所した一時預かり事業所がございまして、この開所に伴う改修費用のほうがですね、国の子ども・子育て支援交付金の対象となるということで、400万円の補正増、国の基準に基づいた金額の400万円の補正増となっております。

続きまして、放課後児童健全育成事業費等補助金318万8,000円の補正増となっております。こちらのほうも子ども・子育て支援交付金の補助基準額の改正に伴う増額と、あと当初予定より障害児の受け入れや放課後児童支援員の処遇改善に取り組む施設が多く見込まれたということで補正増となっております。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

議案第68号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）の34ページになります。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費のまず補正の内容でございますけれども、今年度から、風疹の流行を受けまして、成人男性の抗体検査を行うことになっております。宮古島市では、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた成人男性、全体で3,478人になりますけれども、この皆さん対象に風疹の抗体検査が行われることになっております。これ数年にわたって行われます。今年度は、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までの方々2,690人を対象に抗体検査が行われることになっておりますが、委託料につきましては、抗体検査を行っていただきます各医療機関に支払う委託料ということになっております。

それから、3目環境衛生費の委託料でございますが、まず環境保全対策事業の委託料でございます。今年度環境保全対策事業として、宮古島市固有の希少生物を保護するために有害鳥獣の捕獲、駆除の事業を行っております。具体的にはクジャク、それからイタチなどの駆除を行っておりますが、当初予算でも計

上しておりましたけれども、当初見込みよりもクジャクの駆除の数がふえる傾向にありまして、今回補正で追加計上をさせていただいております。ちなみに、クジャクは1羽当たり4,000円ということで行っております。

それから、同じく3目環境衛生費の地下水保全対策事業の委託料でございますが、これは地下水のモニタリング調査地点を1カ所追加するというので、今回補正を計上させていただいております。追加地点は、上野千代田の基地の南側に位置します豊原地区での調査地点1カ所ということになっております。調査項目も水道水源の排水、それから水道水質、農薬類、鉱物油等について調査項目を追加することになっておりますので、その委託料ということになります。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

私から議案第68号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）の40ページ、7款商工費、1項商工費、3目観光費のですね、施設管理費の工事請負費をお答えします。

今回補正予算として提案しております875万3,000円の工事請負費は、新城海岸利便施設のコインシャワー設置とあわせ、平成30年度に前浜及び砂山へ設置したコインシャワーへのカウンターを取りつけるための費用でございます。新城海岸利便施設は平成29年度に竣工しておりますが、上水が引かれておらず、シャワー機能がないことから、昨年度上水を引くための調査設計を行い、今年度水道管の布設工事を実施し、次年度コインシャワーを設置する計画でしたが、しかし入域観光客の増加に比例し、今年度の新城海岸利用者が増加していることから、宮古島市全体の観光満足度を向上させるため、早期に整備する必要があり、9月補正予算の要求となりました。また、昨年度設置した前浜、砂山のコインシャワーの料金回収業務は現在職員1名、臨時職員1名で行っておりますが、利用料回収と確認作業には現在20基で半日程度を要しております。7月以降は観光のトップシーズンに入り、週に2回収作業を行っており、回収作業に多くの時間を割かれている状況です。今年度整備予定の新城海岸を含めると、回収作業にはさらに多くの時間を要することが予想されることから、回収作業を外部委託したいと考えております。しかし、施設のコインシャワーにはカウンターがついておらず、外部委託した際に委託業者が回収した金額が正当なものであるか確認することができないため、カウンターを設置し、回収した現金とカウンター数値を照合することにより、業務の確実性を確保したいと考えております。

◎消防長（来間 克君）

議案第68号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）、45ページの9款消防費、1項消防費、1目常備消防費381万6,000円の補正減についてでございます。これについては、平成30年度退職者、そして平成31年度の新規採用の給与差額でありまして、その点から職員の平均給与が下がりました、295万4,000円の補正減となっております。それに伴いまして期末手当、共済費の補正減となっております。

◎教育部長（下地信男君）

議案第68号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）の46ページをお願いします。10款教育費、1項教育総務費の5目教育研究所運営費、1節の報酬、教育相談員報酬16万円を計上しておりますけれども、教育相談員を安定的に確保するために報酬を引き上げる、10月から1人当たり月額10万円を13万円に引き上げるということでございます。年度間の不足分を補正いたします。教育相談員は、児童生徒の不登校等、子供の抱える課題に対して指導、相談を受けてその解決に当たっておりますけれども、なかなか手がい

ないというのが現状でございます、今年度も4月当初1人減ということで、1人で始めてまいりました。報酬額を上げてですね、安定的に確保していくということが狙いでございます。

次に、47ページの10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の15節工事請負費662万3,000円を計上しておりますけれども、これは平一小学校のオープン教室の間仕切りの費用です。今学校にクーラーを設置しておりますので、クーラーの設置効果を高めるために平一小学校の6教室に間仕切りを設置してまいります。

18節の備品購入費134万5,000円計上ですが、ことし12月に沖縄県の小学生バレーボール大会、りゅうぎんカップ大会が宮古島で開催されます。小中学校の体育館、市営体育館も含めて13会場使用しますけれども、使用する小学校の体育館にバレーボール支柱、ネット、アンテナ等の不足、不備がございますので、その備品を購入して整備してまいります。

次のページ、48ページの10款教育費、3項中学校費、2目教育振興費、20節の扶助費ですけれども、これ高度へき地児童生徒援助費96万円、修学旅行の交通費、宿泊費に充てる助成をしておりますけれども、中学生16名の不足がございますので、中学生は1人当たり6万円の助成を行っておりますので、16名、96万円。なぜ不足が起きたということですが、昨年の予算編成時に3年生に上がる2年生の生徒の人数を少なく捉えて計上してしまったということが不足の原因でございます。

◎企画政策部長（友利 克君）

1点答弁漏れがございました。議案第68号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）、22ページですね、2款総務費、1項総務管理費、15目沖縄振興特別推進費の観光地満足度向上事業の工事請負費についてでございます。この事業は、来間島の竜宮城展望台のいわゆる塗装工事、それから多言語案内板の設置工事でございます。観光客には大変人気の高いスポットとなっておりますけれども、年数かなりたっているということで、ペンキの薄くなっている、あるいは汚れていると、それからしみもかなり露出しているというような状況がございまして、新たにペンキを塗り直す、あわせて多言語の案内板も設置するという工事でございます。

◎生涯学習部長（下地 明君）

議案第68号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）、53ページ、10款教育費、6項保健体育費、2目体育施設管理費、15節工事請負費、市民球場改修事業、工事請負費1,737万1,000円についてでございます。これは、台風の被害に伴う市民球場のラバーフェンス等の改修工事となっております。中身については、既存のラバーフェンスの撤去、そして新たにラバーフェンスの設置という工事になっております。

◎島尻 誠君

議案第68号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）、ご答弁いただきましたけれども、31ページ、3款民生費、2項児童福祉費、6目地域子ども・子育て支援事業費の委託料ですね、328万1,000円、放課後児童健全育成事業、説明によりますと久松、鏡原の放課後児童クラブの施設維持管理費、障害者の受け入れ対応を含むというふうなご説明ありましたが、今現在、6月の一般質問でも質問させていただいた鏡原の周辺のフェンスなどはこれに含まれているんですかね。その辺のご説明をお願いして、あと提出議案書の、先ほど濱元雅浩議員も森林環境譲与税基金のお話ありましたが、25ページの議案第84号、

宮古島市森林環境譲与税基金条例の制定についてです。条例の制定に伴って、第4条ですね、26ページの。第4条に繰りかえ運用とあるんですけど、基金に属する現金を歳計現金に繰りかえて運用すると、これが可能なのかということですね、この基金が。そのご説明をお願いします。

あと、議案書49ページですね、議案第93号、宮古島市伊良部大橋観光拠点施設条例の制定についてということでもありますけども、これも同じように条文で53ページですね、制定するに当たり、使用料等々が発生して、内訳を書いてあるんですけども、この区分で特産物販売、農産物販売、一式、これ1階販売店舗だと思んですけど、1平方メートル単価3,300円というのはある程度敷地面積は決まっているんでしょうか、大体設計など。それと、1階と2階の値段の差ですか、倍ぐらい違うんですけど、この説明をお願いします。

あとですね、81ページですね、議案第101号、損害賠償の額を定めることについてとありますけど、詳しい説明を、この間の全員協議会ではちょっと聞き取れなかったもんですから、ちょっと詳しく教えていただきたいなど。これ事故だと思んですけど、その辺の状況を詳しく教えてください。

あと、83ページ、今新聞でも大きく騒がれていますけど、議案第103号、訴えの提起についてということですね、まずこの訴えに至った経緯、動機などを説明を求めます。

◎副市長（長濱政治君）

議案第103号、訴えの提起について、ちょっと長くなりますけども、できるだけ説明したいと思います。

この裁判は、1審で実質審理が終了し、原告が主張していた市の行政行為が違法または過失があることから損害賠償すべきであるとの主張が棄却され、市の主張が全面的に認められました。原告は上訴いたしました。実質審理がないまま、2審でも原告の市の行政行為が違法または過失があり、損害賠償すべきであるとの主張は門前払いのような形で棄却されました。その後原告は最高裁に上告いたしました。最高裁でも実質審理は行われず、門前払いの形で原告の主張は棄却されました。最高裁の判決は裁判官全員一致の意見ということで、1つ、本件上告を棄却する、2つ、本件を上告審として受理しない、3つ、上告費用及び申し立て費用は上告人兼申立人らの負担とするというものでございました。まず、1の上告棄却の理由は、民事事件について最高裁判所に上告することが許されるのは、民事訴訟法第312条第1項または第2項の所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は理由の不備、食い違いをいうが、その実質は事実誤認または単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しないということ、それから2の上告受理、申し立てについての理由は、本件申し立ての理由によれば、本件は民事訴訟法第318条第1項により受理すべきものとは認められないというものでした。この判決は、そもそもこの事案そのものが最高裁に上告して審理される案件ではないことが明らかであり、したがって受理そのものも行われないう、取りつく島もない、門前払いということになります。原告はこの事案が最高裁で受理もされないような案件であるということを知らなかったのでしょうか。少なくとも代理人である弁護士は知っていたのではないのでしょうか。知っていた上で上告したのなら、どんな意図があったのでしょうか。最高裁では受理もできない今回の事案を原告があえて上告し、門前払いの判決が出たにもかかわらず、報告会を開いて、市行政の違法または過程を市民に公然と摘示し、市の名誉を毀損したこれらの一連の行為に対して、それは少し違うのではないかとの思いで今回訴えの提起を議題として提案してきたところでございます。

◎福祉部長（下地律子君）

議案第68号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）、31ページの3款民生費、2項児童福祉費、6目地域子ども・子育て支援事業費の委託料328万1,000円のほうに鏡原放課後児童クラブのフェンスの設置の分が入っているのかというご質疑でございます。今回の補正予算につきましては、先ほど申し上げました障害児の受け入れに対応する部分と、施設の維持管理、浄化槽の維持管理だとか、消防設備保守点検、グリーストラップの清掃、高圧洗浄などの委託料となっております。現在鏡原放課後児童クラブのフェンスにつきましては設計とかも必要ということになりまして、現在仮設でフェンスを設置している状況でございます。今設計のほうを進めておりますので、この委託料のほうには入っておりません。

◎伊良部支所長（上地成人君）

議案第93号、宮古島市伊良部大橋観光拠点施設条例の制定についてでございますけれども、その中で別表の特産物販売、それから農産物販売、それから単位が一式になっておりまして、使用料が売上額の30%以内となっております。これにつきましてはですね、指定管理者がブースを設けますけれども、そのブースで直接販売する農産物じゃなくてですね、そのブースの販売者が農家から委託をされて販売をする場合に、手数料としてその売上げの30%をいただくと、そういう。売上額の30%ということです。

それから、1階のですね、販売店舗でございますけれども、1平方メートル当たり3,300円、大体3店舗から4店舗のブースを考えております。

それから、2階が1平方メートル当たり1,650円ということになっておりますけれども、2階はレストラン部分でですね、ワンフロアということで、1店舗が入りますので、その分単価が安いということです。この単価の設定につきましては、同じような施設を南城市の観光協会が管理運営していますので、そこを参考にいたしました。

◎農林水産部長（松原清光君）

議案第84号、宮古島市森林環境譲与税基金条例の制定についての基金条例第4条の繰りかえ運用についての質疑がありました。条例といたしまして、市長は財政上必要あると認めるときは、確実な繰り戻し方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰りかえて運用することができるとうたわれております。その中で繰りかえ運用については、まず基金の現金に余裕がある場合は一般会計に処分はせずに、歳計現金として運用することができるとなっております。それについては、一定期間、定めていた利息を付して基金に返還しなければならないということになっておりますので、運用できるようとなっております。

（「休憩してください」の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午前10時48分）

再開します。

（再開＝午前10時50分）

◎建設部長（下地康教君）

議案第101号、損害賠償の額を定めることについてのご質疑にお答えいたします。

これは事故の内容ということだと思いますけれども、これは公園の清掃業務を行っているときにですね、我々の委託といいますか、臨時で雇っている職員が近隣の飲食店に行くときですね、駐車をしているときにブレーキとアクセルを踏み違えて、飲食店の建物に衝突をしたという案件でございます。

◎伊良部支所長（上地成人君）

答弁漏れがございました。1階の販売店の面積が約130平方メートル、それで4つのブースを予定しておりますので、大体30平方メートルぐらいですね。それから、2階のレストラン部分が125平方メートル、1店舗ということでございます。

◎島尻 誠君

ありがとうございます。今ご説明いただいた議案第93号、宮古島市伊良部大橋観光拠点施設条例の制定については、ブースの使用料ということで、例えばこれ1階が130平方メートル、2階が同じぐらいの規模で、これ簡単に計算するとそれぐらいの額が出て、プラス、ブースは別としても、使用料が発生するわけですね。なるべく例えばブースに出店される方が負担がないようにするというか、例えば売り上げ100万円から30%引かれていくみたいな感じになりますよね。そうすると、例えば売り上げが下がっていくと、見込みとしては、推移としてはいろんな見方があると思うんですけども、その辺はやっぱり南城市の観光協会参考にしたということでもありますけども、利益があると言ったらおかしいんですけども、やっぱり歩合がいいような感じで受けとめると参加者も多くなるんじゃないかなと思って、観光の拠点と思いますし、その辺は金額的にどんなかなと思ったんですね、単価の設定が。

それはもういいですけど、ちょっと別のことで質疑させていただきましても、新聞でも今話題になっている、話題というか、議案第103号、訴えの提起については、最高裁まで行って、上告棄却されたのが多分4月、5月ぐらいだったと思うんですね。それを7月、庁議を構成する皆さんで議論なされて決定したというふうに報じられていますけども、この構成メンバーですね、庁議、あと組織の会議が何度かにわたって決定されたと思うんですけど、1回では大体決まらない。いろいろ部長の皆さん、役職が入ったかわかりませんが、まずこの構成メンバーと、あと会議で決定した、何回で決定したのか、反対というか、異論を唱える人はいなかったのか、その辺を詳しくちょっとお聞きしたいと思うんですけど、まず問題が発覚したのは2014年ですね。それから民事が、刑事がと。刑事では一部職員が懲戒免職になりましたけども、民事が問われている中で、市が今訴えの理由としているのが、名誉毀損と訴えているのがやはり違法な契約、報じられていますね、締結した、それと監督責任が、この2点が挙げられているんですけども、これまでの流れを勉強不足ながらちょっとある資料を見させていただいたんですけど、やっぱり市民が訴えて原告になってやったという裁判は、最高裁で棄却されたのはわかるんですが、要するに業者が不法な契約があったんじゃないかという指摘をもとに、刑事もそういうふうになったと思うんですね。民事に関しては最高裁まで行って、理由がいろいろあったとは思いますが、棄却された。その流れの中でやはり違法な契約をした、あるいは監督責任が問われるということは、その視点から裁判の内容を掘り起こしてみれば、庁議の皆さんも、議論した皆さんも全て把握した中で決定されたと思うんですね。私は、議論された皆さんがどこまで把握されているのかなというのを知りたい。なので、今構成メンバーをお話しできればよろしくをお願いします。

あと、この訴えに際しては全国的にも全国紙にも載るぐらい異論が唱えられています。市長もこの間い

ろいろ悩まされたと思うんですけども、やってはいけない問題かなとは私は思います。なので、この議会に取り上げること自体もちょっと私はおかしいなと思うので、その辺の見解を市長の口からもぜひお願いします。

◎副市長（長濱政治君）

庁議メンバーですね、市長、副市長、それから教育長、そして部局長ですね。

そして、訴えの提起を決めるのに何回ぐらい庁議でやったかということでございますが、大体議会に提案する内容につきましては、そんなに異存がなければ1回で終わります。今回も1回でございました。

多分これだけですね。もし漏れがありましたらおっしゃってください。

（「議長、ちょっと休憩してください」の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午前10時58分）

再開します。

（再開＝午前11時00分）

◎上地廣敏君

五、六点質疑をいたします。簡潔に質疑いたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案第68号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）について、22ページ、歳出、2款総務費、1項総務管理費、15目沖縄振興特別推進費、15節の工事請負費でありますけれども、伊良部大橋橋詰広場、これ2点ですね、補正減が583万1,000円と177万7,000円、これは入札残による補正減になるのかどうかですね、その説明をお願いしたいと思います。

それから、37ページ、同じく歳出の6款農林水産業費、1項農業費の5目農地費のほうでありますけれども、19節負担金、補助及び交付金の600万円、これは実施計画策定事業負担金というふうになっておりますが、どういった実施計画を策定するための負担金なのかですね、これもお願いをいたします。

続いて、41ページ、8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費の工事請負費、（仮称）伊良部屋外運動場整備事業、工事請負費で8,229万1,000円の事業内容について。

それから、同じく52ページ、10款教育費、5項社会教育費、7目博物館費で金額小さいんですけども、当初で博物館建設事業というふうにうたわれていたものが、新たに宮古島市総合というふうはこの6文字が追加をされて、それぞれ予算額もですね、減額あるいはそのところに振りかえというふうな形になっておりますけれども、従来の博物館と、それからこれから予定をしたい宮古島市総合博物館というこの違いですね、これまでの博物館と新しくつくる博物館の、名称は宮古島市総合というふうにつけられておりますので、その中身に違いがあるのかですね、新たに別の部分なども加えての博物館とするのか、その説明をお願いしたいと思います。

それからあと、議案第73号、令和元年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第2号）の16ページ、歳出の7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金があります。償還金及び還付加算金で、金額が1億1,846万7,000円、これ充当財源を見ますと、前年度からの繰越金が1億1,396万3,000円充当されているというふうに思っておりますが、これは恐らく前年度、平成30年度の事業について今年度、令和元年

度償還をしていくと、実績に基づく償還だと思えますけれども、こういった事業で1億1,846万7,000円の償還が発生したのかですね、この説明をお願いしたいと思います。

それから、もう一つ、議案第72号、令和元年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、10ページ、これも歳出であります。1款下水道建設費、1項下水道建設費、1目下水道事業費、27節の公課費741万4,000円、公課費が補正増されておりますけれども、これの中身についてご説明をお願いいたします。

最後に、議案第98号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）の変更について。その中で、提出議案書の73ページ、これは総合整備計画書の変更であります。上地辺地に係る計画書の変更でありますけれども、この中で下のほう、3の公共的施設の整備計画の中で農林漁業経営近代化施設、これは県の事業でありますけれども、1億300万7,000円追加されておりますけれども、これの内容ですね、ご説明を願いたいと思います。

◎福祉部長（下地律子君）

議案第73号、令和元年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第2号）の16ページ、7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、23節償還金、利子及び割引料の1億1,846万7,000円の補正増でございます。議員ご指摘のとおりですね、前年度、平成30年度の見込みで交付をいただいたものの実績に伴う償還金ということになります。償還金の中身でございますが、まず介護の給付費の償還金が全体で9,535万8,499円、こちらのほうの介護給付費の実績の減に伴って、国、県支払基金へそれぞれの負担分の償還となっております。そのほかに地域支援事業の償還金が2,145万3,932円、こちらのほうも見込みで歳入になっております国、県支払基金への実績に伴う償還金となっております。次に、低所得者の保険料軽減の償還金が165万3,654円、こちらのほうは平成28年度分が78万7,752円、平成29年度分が86万5,902円の償還金となっております。前年度のほうに見込みのほうで交付申請をいたしまして交付されるわけですが、それが翌年度に実績で精算ということでこちらの償還となっております。

◎農林水産部長（松原清光君）

議案第68号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）の37ページ、6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費の19節負担金、補助及び交付金の中の実施計画策定事業負担金600万円の内訳であります。この負担金は、土地改良等事業申請に必要な事業費、それから経済効果等を算出する事業でありまして、土地改良連合会に委託しております。今回2地区を申請してありまして、平良の添道地区、それから伊良部島の砂川地区を申請する予定であります。2地区とも令和3年度の事業採択で進めている事業であります。

◎建設部長（下地康教君）

議案第68号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）のほうですね、41ページでございます。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費のほうで、15節工事請負費のほうで（仮称）伊良部屋外運動場整備事業の工事請負費が8,229万1,000円増額をお願いしております。その内容でございますけれども、当初ですね、工事を予定していたんですけども、その中で防球ネットなどですね、スコアボード等の工事が増額をするという形になりましたので、増額分の金額を計上させていただいております。

◎振興開発プロジェクト局長（大嶺弘明君）

議案第68号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）の中の51ページから52ページにかけての

10款教育費、5項社会教育費、7目博物館費の節で1の報酬、それから9の旅費、11の需用費で博物館建設事業から新たに宮古島市総合博物館建設事業へというプラ・マイ・ゼロのですね、組み替え補正がされておりますが、その理由についてでございます。まず、総合博物館建設事業につきましては、昨年度までは教育委員会サイドで事業を担当しておりましたが、今年度、令和元年度から市長部局へと所管がえがされております。それに伴いまして予算についてもですね、教育委員会と混同しないように、新たな歳出を設けて今回の補正の計上となったところでございます。

◎伊良部支所長（上地成人君）

議案第68号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）の22ページでございます。2款総務費、1項総務管理費、15目沖縄振興特別推進費、その中の15節工事請負費、まず伊良部大橋橋詰広場観光拠点施設整備事業（沖縄振興）の583万1,000円の減でございますが、この減額は入札残でございます。

それから、伊良部地区観光地総合整備事業、マイナスの177万7,000円でございますが、この事業計画の中で幾つかの観光地整備がございますが、当初白鳥地区の遊歩道の補修を予定しておりましたが、下地島西側の17エンドが今通行どめになっておりまして、その関係で通り池の駐車場が物すごくバス、タクシー、それからレンタカーの台数がふえております。それに伴いまして、既存のトイレが1カ所ありますけども、トイレが不足している状態でございます。それで、内閣府と県と調整いたしまして、遊歩道から通り池のトイレの増築というふうに事業を変更しております。その実施設計の精査に伴う事業費の減でございます。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

議案第72号、令和元年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の10ページ、1款下水道建設費、1項下水道建設費、1目下水道事業費の27節公課費741万4,000円についてですが、これは消費税の確定申告ということになっており、決算後でなければ確定申告の計算、作成ができないことから、本タイミングでの補正となりました。

◎企画調整課長（上地俊暢君）

議案第98号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）の変更について、辺地計画の変更に係る質疑にお答えします。

上地辺地計画の変更につきましては、県営の土地改良事業、県が行う土地改良事業費の増額に伴う本市の負担金の増がありますので、そのための計画の変更になります。

◎上地廣敏君

1点だけ確認をさせていただきたいと思います。

博物館事業、これは振興開発プロジェクト局長の説明では、教育委員会と予算のすみ分けをわかりやすくするためという説明だったと思いますけれども、中身については特に新しく宮古島市総合博物館に現在の博物館と違ったようなものをやるということではなくて、単なる予算のすみ分けをわかりやすくするためのもの、名称変更ということですか。

（「はい」の声あり）

◎上地廣敏君

わかりました。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

◎新里 匠君

2点ほど質疑します。

議案書の1ページ、議案第76号、宮古島市エコハウス設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。宮古島市エコハウスの有効活用を目的として設備の充実が必要でありとありますけれども、この設備というのは何を想定しているのかまずお聞かせをいただきたいと思っております。

次に、議案書の83ページ、議案第103号、訴えの提起についてというところでもありますけれども、先ほど島尻誠議員の質疑の中でいろいろありました。民事訴訟法の中で第312条第1項と第2項ですね、これ上告できるものが決められている中で、それに値しないようなものを上告したということ副市長はおっしゃいました。それで、弁護士ならば上告できるようなものではないというのはわかるのに、上告したのには何か意図があるのではないかということをおっしゃっておりました。それで、これいつの時点で訴えをしようと思ったのかということを知りたいのですけれども、要は裁判中に第1審、第2審の中である程度事実が決まっておりますね、上告しても退けられたというところで、退けられるのをわかっていて上告したから、これは何か意図があるのではないかということをおっしゃっていたので、いつの時点で訴えをしようと思ったのかということのをまずお聞かせを願いたいと思います。

◎副市長（長濱政治君）

最高裁の判決が平成31年4月26日に出ました。その後、原告側が同裁判の報告会を去る7月26日に開きまして、裁判を通して不正な行政手法は許されないという基盤が確立されたと強調し、また市は技術的に可能な範囲のごみを撤去すればいいという契約だったというのが、これは裁判になってからつくり上げたものなどと主張しておりました。そもそも同裁判では原告の主張は宮古島市が大番総業と本件契約を締結したことが違法、無効であり、業務委託料2,251万8,000円及び遅延損害金を払うように求める、また同契約が履行されるに当たり、違法な支出命令を阻止しなかったこと、また会計管理者が支出したことが違法であり、賠償責任がある等との主張でありました。今回の裁判で争ったことではなく、いたずらに市の行為を不正であるかのように主張しており、また技術的に可能な範囲のごみを撤去する契約であるという主張は、平成26年、平成27年の市議会でも市当局としては繰り返し答弁してきたところであり、裁判になってからつくり上げたという主張は間違いであり、虚偽であり、公然と虚偽の事実を摘示して宮古島市の名誉を毀損したものと考え、基本的にはその報告会での報告ですね、それが引き金になったということと考えております。

◎企画政策部長（友利 克君）

議案書の1ページになります。議案第76号、宮古島市エコハウス設置及び管理に関する条例の一部改正についてです。どういった設備の充実かというお尋ねでございました。これは、市街地型エコハウスですね、根間公園の中にありますエコハウスにエアコン3基を設置するという設備の充実ということになります。

◎新里 匠君

まず、議案第76号、宮古島市エコハウス設置及び管理に関する条例の一部改正について再質疑ですが、エコハウスなんですけれども、運用上エアコンが必要になってくるということなのかなと思います。

けれども、それはまたエコという部分で省エネの部分なんだろうとは思いますが、こちらはいかがでしょうか。

議案第103号、訴えの提起についての中で報告会が引き金ではあるけれども、裁判の中でのこの意図があったのではないかとということも一つの要因となっているかという部分についてはどうかということ再質疑をお願いします。

◎企画政策部長（友利 克君）

エコハウスにつきましては、設置、建設をしましてから10年ほどたちました。この間エコハウスということで自然の空気をそのまま取り入れた形での建物ということで運営をしております。しかしながら、アンケートをいろいろととっておりますと、やはり夏場は空調がないと少し暑過ぎてなかなか利用が難しいと、加えてまた窓をあけますと立地環境から夜中までうるさいというようなですね、ことなどがございまして、やはりここは空調を整えて、もっと利用を促進する、高める必要があるだろうということで、環境省のほうにも一応確認をとりましてですね、設置についてはご理解をいただいたということでございます。

（「休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午前11時24分）

再開します。

（再開＝午前11時25分）

◎副市長（長濱政治君）

民事訴訟法第312条の条項というのは、最高裁で争うような事例というふうなものは、例えば憲法の議論であるとか、それから憲法の判例が変わるとか、それからもう一つはこれまでの判例で大きな事例で大きな判例が変わるとか、そういった類いのものが最高裁では審議されるというふうな中身になっておりますので、結局最高裁で判決した中身そのものは全然そういうものには該当しないということが言われているんですけども、そういうことはもともとあの条文、それからこれまでの判例みたいなものを見れば全然該当しないというのが明確ではなかったのかということから、そういうふうな何か別の考えがあったのかなというふうに思ったということでございます。そうでなければ余りにもずさんな裁判の対応ということになるのではないかとというふうには思います。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

◎前里光健君

今の流れですけど、議案第103号、訴えの提起について、議案書の83ページなんですけれども、1点はですね、1,100万円の算出方法の根拠ですね、これをまた改めてご説明いただきたいということとですね、今副市長のほう民事訴訟法第312条ですか、憲法違反であったり、判例に基づいて訴えを起こさなければいけないけども、棄却をされた、それに基づかないということで、2審、3審、最高裁までの理由はそれに値しないということなのか確認なんですけど、その上でこの弁護士の方、いわば原告側の弁護士になりま

すか、の方はそれを最高裁の判決が出ているのにもかかわらず、それでも再度この最高裁の判決は無効だと主張している、運動を起こしているのか、ということなんでしょうか。確認なんですけど。それで、最高裁の判決が全てだと思うんですけど、それを踏まえて、そういう運動を起こしている弁護士または団体のほうですけども、その団体に対して宮古島市の弁護士は何かアドバイスとかなかったんでしょうか、それに関してお答えください。

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長(佐久本洋介君)

休憩します。

(休憩＝午前11時29分)

再開します。

(再開＝午前11時29分)

◎副市長(長濱政治君)

議案第103号、訴えの提起について、損害賠償額の1,100万円です。この根拠は、1審及び2審の裁判において本市が支払った弁護士費用及び弁護士との打ち合わせに伴う職員旅費等が約550万円、かかった実費用に3年以上にわたる裁判を通して本市が受けた名誉毀損に対する損害賠償金合わせて1,000万円、つまり損害賠償額は450万円ということですね。それから、本訴訟に係る弁護士費用を100万円と見積もっておりまして、合計で1,100万円というふうな数字を出しております。

それから、該当しなかったということなのかということなんですけど、これは最高裁の判決の中でそういうふうに明確に書いてあるんですね。ですから、私どもが判断することじゃなくて、もう既に最高裁でこのように本件上告の理由は理由の不備、食い違いをいうが、その実質は事実誤認または単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由には該当しないというふうに明確に最高裁のほうで記載して判決理由としているわけですから、私どもがどうのこうのということではありません。

顧問弁護士が、私ども今回の訴えの提起について弁護士とは打ち合わせをきちんとやりました。その上で今回の訴えの提起ということも行っております。ただ、どういう中身でどうのこうのという話はちょっとありませんけれども、そのような中身で今回の訴えの提起ということになりました。

◎前里光健君

ありがとうございます。また改めて確認をしたいと思いますが、宮古島市がこれから訴えを起こそうというような、議案第103号、訴えの提起についてですね、この内容ですけれども、これは不法投棄ごみ問題において当時違法性があつたんじゃないかということで、責任をとってほしいということで、市長、会計管理者、担当部長、請け負った業者を訴えたということでもありますけれども、それで6人と弁護士はこの事業が違法だから、金額、これは税金だと思いますけど、これを戻しなさいという訴えをしたんだと。しかし、2審でも最高裁でも棄却ということで、全く違法性がなかった。それまでにかかった弁護士料であったり、出張費もかかりますし、事務作業、労力もかかった。要するに金額、時間、膨大な労力がかかった。その間、恐らく4人ですかね、は被告という扱いになっている。その期間も3年以上あったということで、それで大きく名誉を毀損した。プラスこれからの裁判費用ということで1,100万円ということの確認なんですけど、それでよろしいでしょうか。

◎副市長（長濱政治君）

基本的には、宮古島市の名誉が毀損されたということを考えております。それが認められることによって、個人個人の職員の人たちの名誉も回復できるというふうに思っております。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

◎眞榮城徳彦君

今の議案第103号、訴えの提起について私からも質疑をしたいと思います。

そもそも訴訟を自治体が市民に対して起こすということは、よくマスコミでも批判的に言われているんですけども、典型的なスラップ訴訟だと、つまり市民に対する行政側からの嫌がらせ訴訟といいますか、あるいは恫喝訴訟といいますか、そういう性格のものであるのではないかというマスコミからの批判が渦巻いていると思います。市長、副市長にお聞きしたいのはですね、この訴訟を起こすということに至ったですね、どのような判断というか、なぜ訴訟を起こさなければならなかったのかというポイントがあると思うんですね。結局市民団体の皆さんあるいは市民の皆さんが役所の契約、そういった内容についてですね、不満があると、これはおかしいと、法律的にも瑕疵があるんじゃないかということで訴えるわけなんですけれども、先ほどの副市長の答弁のようにですね、これは法令上は問題がないと、最高裁にも上告するんですけども、最高裁の審議に値しないということで門前払いを食らわせているわけですね。市長としては当然議案に上げているわけですから、我々議会で審議をしなければならない。そして、決定も下さないといけない。まず、1点聞きたいのは、最終的に議会がこの議案を否決するとします。そうすると、自然にこの訴訟は取り下げられることになるのかですね、その辺を明確にお答え願えますか。

（「休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午前11時37分）

再開します。

（再開＝午前11時38分）

◎副市長（長濱政治君）

この議案第103号、訴えの提起についてはですね、補正予算とリンクしておりまして、議案だけが否決されて補正予算が通るということには多分ならないですね。そうなりますと、じゃ再度、これをもう一度やるのかどうかということにつきましては、これは内部でもしっかりと相談しないといけないし、それから顧問弁護士ともしっかりと相談しながら対応ということになるのではないかと考えております。

◎眞榮城徳彦君

市民、議会もそうなんですけども、行政に対して常にチェックする姿勢あるいはチェックする義務があるというふうに私は思っているんですけども、その市政をチェックして正したいという思いがですね、裁判にまで発展するというケースですね、今の場合、市民団体が訴えたということは。行政側からすれば、行政に対して、職員も含めてですね、名誉毀損に当たると、許せないということでこの訴えの提起があると思うんですね。ただ、行政へのチェックそのものが、延長が裁判としても、これが行政に対する名誉毀

損に当たるのかどうかというのは、私は非常に微妙な問題じゃないかと思っていますんですよ。だからといって行政が間違っていると言うつもりはないんですけども、私は今から議員の皆さんと相談して議会で結論を出していくんですけどもね、もう一回行政側としてなぜこの訴訟を起こさなければならなかったかという明確な強い理由があるはずですね。裁判も終わって、結審をして、向こう側は不当判決だと言って怒っている。報告会を開いて裁判所も批判するし、行政側も批判している。その態度が許せないのか、あるいは法令上も結審していることに関して、何の瑕疵もないという行政側に対してあくまでも行政側が悪い、裁判所の判決が間違っているということに対して、それを怒って、もう一回この人たちに対して裁判で決着つけようという意味なのかね、それなら当然損害賠償というのがあって、一人一人訴えた人の代表者、6人ですか、この方々にお金の責任をとってもらおうということなんですかね。副市長、この方々に役所として毅然とした態度をとるためには、もう一回訴えて、損害賠償を請求して、裁判で決着をつけるという、そういう形なんですかね。さっき言った役所に対する名誉毀損であるという根拠とですね、損害賠償の持つ意味、損害賠償で訴えるという意味をもう少し詳しくお願いできませんか。

◎副市長（長濱政治君）

先ほど新里匠議員にもお答えいたしましたけれども、結局一つの契機となったのは、最高裁が終わって、さらに報告会であのような発言などを行っているということは違うんじゃないのということが最終的な契機となったわけです。最高裁への上告した、それが門前払い食らったという話もそれはあります。しかし、それはそれで別にというふうな感じではありましたが、でもなおかつそのような状態にあっても報告会でいろんな話がなされると、これは明らかに市の行政の足を引っ張っているのではないかということで決断したというところです。

◎眞榮城徳彦君

行政側としては、契約の内容あるいはそれに対する、業者に対する公金の支払い、こういったものに関しては裁判所で瑕疵はないと認められておりますよね。マスコミの皆さんは、マスコミの皆さんと言ったら語弊があるんですけど、完全にスラップ訴訟の典型だという書き方をしているんですね。恫喝であると、市民に対する。これは判断が難しいところなんですけども、国とか企業がですね、市民団体とか、あるいは団体をですね、訴えるということはある。ただ、地方自治体がですね、市民を訴えるということはいままれなケースだと、完全なスラップ訴訟だと断言しても差し支えないという書き方をしているんですけども、行政側としてはそれも踏まえた上で、批判も覚悟した上で裁判をぜひやりたいというふうに思っているんですかというのを最後にお聞きしたいですね。裁判をやる強い姿勢というのはわかりますよ。だから、宮古島市としてあくまで裁判を通して役所側の立場には瑕疵はなかったということ、最高裁でこの問題が結審をしてもあえて損害賠償という形で決着をつけたいと思っているのかどうかということ、最後に決意のほどをお聞きしたい。

◎副市長（長濱政治君）

法治国家である我が国におきましては最高裁の判断が最終的なものとなることは、国民及び市民は理解していると思っております。最高裁における判断がなされてもなおかつ市が行った行政行為があたかも違法であるかのごとく集会での報告を行い、その内容がマスコミを通して市民に報道されることについては、市としてはいかなるものかというふうに考えているところでございます。そういう意味で今回の訴えの提

起というふうなものを議案としてお願いしているところがございますので、頑張ってみたいと思います。

◎議長（佐久本洋介君）

まだ質疑があるようですけど、午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。
休憩します。

（休憩＝午前11時46分）

◎副議長（上地廣敏君）

議長が諸般の事情により午後の会議に出席していませんので、地方自治法第106条第1項の規定に基づき、私、副議長が議長の職務を行います。

再開します。

（再開＝午後1時30分）

午前に引き続き、日程第1、議案第68号から日程第39、諮問第2号までの39件について質疑を行います。
質疑の発言を許します。

◎仲里タカ子君

私も何点か質疑したいと思います。

まず、議案第68号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）、21ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節の委託料64万8,000円の内容を教えてください。

それから、同じく議案第68号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）、42ページ、8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費の13、15、17節について説明をお願いします。13節委託料、15節工事請負費、17節公有財産購入費、この説明をお願いします。

次、議案書40ページ、議案第90号、宮古島市都市計画マスタープラン策定委員会設置条例の制定についてというふうになっていますが、これはこれまであるプランを改定するというもののようなんですけども、この中にですね、設置の目的いろいろ書いてありますが、第3条、組織の中に委員会は、委員15名以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱または任命するとありますけれども、この中にですね、市民の公募をする予定はないかということと、女性の登用をうたっている市長ですから、女性委員をこの中に入れるという計画がないかどうかお伺いします。

続いて、議案書81ページ、議案第101号、損害賠償の額を定めることについてですけれども、これ先ほど質疑がありまして、臨時職員が清掃を行っている際に近隣の飲食店の建物に追突したという説明だったと思いますが、これ職員が車で飲食店の建物を壊したという内容だとすると、これは職員のほうの過失が大きいように思うんですけど、これに保険の適用はあるんですかということと、なぜ業務中飲食店に行っていたんですかねということと、それから車両についての損害はなかったんですかということをお伺いします。

そして、議案第103号、訴えの提起について、議案書83ページ、先ほどからも眞榮城徳彦議員もいろいろ、ほかの議員もいろいろ質疑しておりますけれども、私もこのちょっと確認をしたいと思うんですよ。4つ質疑するので、市長、副市長でお答えいただけたらと思います。まずはね、納税者である市民がですね、自分たちが納めている血税が適正に使われているか関心を持ってきちんと見ていくというのは、これ一番大事なことというふうに私は思いますが、市長、これが一番大事なことですよねということについてお答

えいただけたらと思います。

2番ですが、この問題はですね、平成26年10月に不法投棄のごみが1,300トンあるものを大番総業と契約をしてとるという契約なんですよ。それは3月に当時市長は156トン撤去したと報告したんだけど、後で回収量134トンだった。クリーンセンターではトンブロックを使用して水増し計量をしていたということが議会で発覚して、この件で担当職員が刑事訴訟で有罪判決を受けています。このことで市長はごみゼロ宣言を撤回したり、市長は会計処理に問題があったとマスコミにコメントしたり、これ新聞に載っています。議会で説明をしたかったけど、特別委員会も開いたけれど、市民は納得がいかなかったから、民事訴訟に訴えているという、これはそういう訴訟だった。これを地裁で敗訴して、高裁で敗訴した。でも、高裁ではですね、これずさんな行政だと言わざるを得ないが、違法とまでは言えないという判決だったと記憶しています。それを最高裁は最高裁に上告するに値しないと行って門前払いしたということなんですけども、これをですね、市民報告会を持って、それで自分たちは納得がいかなかったというふうに報告会があった。それがマスコミに載った。これが宮古島市の名誉を著しく毀損したと言えるかどうかということに関して、ちょっとこのことは納得がいかないので、説明を欲しいというふうに思います。

最高裁に上告をするということに関して、どうして弁護士が上告したかというふうに副市長は発言していますけども、代理人弁護士、この訴えているですね、依頼人がですね、納得がいけないということに関して上告をした代理人弁護士をまるで能力がないかのように言っていることのほうが名誉を傷つける発言のように私は思います。そのことに関してもちよっとお答えください。

市が税金を使ってですね、それでね、もう一つお伺いしますね。庁議を行って、これを議会に提案するというふうになった、1回だけ開いたということなんですけれども、市はですね、納得がいけないという市民に対してですね、納得がいくような説明をするというのが正しい行政のあり方なのではないですか。市民の税金を使って市民を訴える、これスラップ裁判と眞榮城徳彦議員も言っていましたけれども、そういうふうに市民に対してあの不法投棄ごみの撤去一体何だったのかというのをまだきっちりと説明されていないというふうに考えています。業者のですね、見積書や入札書もちょっと問題があるというふうに私は思っています、この問題がきれいに説明されたというふうにならない。まだごみ残っているんですよ。残ったままです。一体これってどういうことなのかということをも市民にちゃんと説明する市の説明会を開こうという意見はお一人の方からも出なかったのかどうか、そして今後もそういう考えはなく、市民を訴えていくという考えなのかどうかということをお伺いして、再度質疑したいと思います。

◎総務部長（宮国高宣君）

議案第68号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）でございます。21ページの2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節の委託料64万8,000円についてでございます。これにつきましては、議案第103号の訴えの提起についてに係る裁判に係る着手金でございます。これが64万8,000円ということでございます。

◎建設部長（下地康教君）

ご質疑が3点ほどございましたので、お答えしたいと思います。

まずは、議案第68号の令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）でございます。その42ページでございますね。8款土木費、2項道路橋りょう費、2目として道路維持費ということで、節のほうで13節

委託料、15節工事請負費、17節公有財産購入費、それぞれ内容を説明していただきたいということだと思います。まず、道路維持費のですね、説明のほうの道路維持費の委託料でございますが、これが749万3,000円。これ設計変更ということで、松原32号線、それと松原1号線の設計変更がございます。その委託料ということでございますね。それと、もう一つは地方改善施設整備事業の委託料が328万3,000円ございますけれども、これは来間地区の排水事業をやっていきいたいということで、その設計委託料ということでございます。

次に、節の15、工事請負費でございますけれども、道路維持費、工事費のですね、それが560万8,000円ございます。これはいろいろところで水害といいますか、排水の問題が発生していますので、浸透ますを整備していこうということでございます。それと、もう一つの工事請負費、これは地方改善施設整備事業ですけれども、これも工事費として来間地区の排水事業としてですね、これが1,373万7,000円計上されております。

それと、節の17、公有財産購入費でございますけれども、これが175万7,000円計上されておまして、これはですね、添道1号線の事業が平成30年度に完了しておりますけれども、これで相続関係でちょっと用地が買えない部分がありましたので、未買収ということで、用地の買収費として175万7,000円を計上させていただいております。

次にですね、議案第90号の宮古島市都市計画マスタープラン策定委員会設置条例の制定についての中身についてのご質疑がございました。議案書40ページでございますね。その中で第3条、組織、委員の構成という形が表記されておまして、その中で女性の委員の登用はないのかというご質疑がございました。まずですね、我々が考えているのは、学識経験者で一人女性の方を入れたいというふうに考えております。それと、もう一つ、(3)の市関係部局の職員ということで、これは福祉部長を考えております。そういうことで女性の委員がお二人入る予定というふうになっております。

次に、議案第101号、損害賠償の額を定めることについてでございますね。事故の内容ということで、議案書の81ページでございますけれども、それをもうちょっと詳しくご説明していただきたいというご質疑だったと思います。これはですね、我々公園の清掃委員がですね、昼食時に食事をするときにですね、飲食店のほうに車をとめて、用を足して、車を発進しようとしたときにブレーキとアクセルを踏み違えて、車両が建物に衝突してしまったということでございます。これは一応業務中の事故ということで処理をさせていただきます。

その3点だと思いますけれども、以上でございます。

(「ちょっと休憩をお願いします」の声あり)

◎副議長(上地廣敏君)

休憩します。

(休憩＝午後1時45分)

再開します。

(再開＝午後1時45分)

◎建設部長(下地康教君)

基本的に委員の選考に当たりましては公募ということは考えてございません。

議案第101号、損害賠償の額を定めることについてに関してですけれども、これは……

(「保険の適用については」の声あり)

◎建設部長(下地康教君)

業務内ということで、保険適用というふうに考えております。

◎副市長(長濱政治君)

議案第103号、訴えの提起について、ちょっと質疑が多岐にわたってございましたので、お答えいたしますけれども、もし答弁漏れがありましたらおっしゃってください。

納税者が行政をチェックするというのは当然だと思っております。それについて何も市が言うことはございません。

それから、今回の不法投棄ごみ問題について職員の刑事問題もありましたと、そのとおりです。これと今回の不法投棄ごみの裁判とは関係ないというふうに考えております。今回の不法投棄の問題は、この契約は違法である、それから支出に過失があると、そういった類いのものでした。ですから、それとはまた別の問題で私どもは処理いたしました。

そして、この問題につきましては特別委員会ももちろん開いて、そこの中でいろいろと本当に議論していただきました。そして、一般質問の中でもたくさん質問をいただきました。それで、あとは裁判が出てきたということで、裁判に委ねるような形になったというふうに思っております。

そして、裁判が終わった後の報告会で、先ほども申し上げましたけれども、この報告会、マスコミの報道ではこの裁判を通して不正な行政手法は許されないという基盤が確立されたと、これは基本的には違法であり、過失だから、損害賠償しなさいというふうな主張でしたよね。それと裁判を通して不正な行政手法は許されないという基盤が確立されたというのとはちょっと違うと思います。

そして、どこが不正なのか、これを裁判でやったのか、裁判で争ったのか。違法を争ったんですよ。過失を争ったんです。ということ。

それから、市は技術的に可能な範囲のごみを撤去すればいいという契約だったというが、これは裁判になってからつくり上げたものというふうなことは、これは違います。その当時市議会でも、それから特別委員会でも話を聞かれた議員はご存じだと思いますけれども、そういうことはございません。最初からこれはとれるだけのごみをとるという契約ですという、最初からそれは言っている。裁判になってからつくり上げたということではありません。

それから、民事訴訟法第312条の最高裁に上告するような内容ではないというのは知っていたんじゃないでしょうかという話は、別に弁護士的能力を云々したということは一つもありません。これはわかっているで当然じゃないかというふうなことだと思っております。

そして、庁議ですけれども、庁議について、先ほども申し上げましたけれども、議会で提案する議案は庁議にかけます。その中でいろいろ議論して、それで議案として提案するというの了解をとるわけですけれども、これを何度も何度も1つの問題について議論するということはまずありません。ほとんど1回で終わります。

問題を解明していない、ごみは残っている。それはごみは残っております。問題は解明していない、これは私どもは丁寧に市議会でも聞かれたことは全部お答えいたしました。それから、特別委員会でもちゃ

んとお答えいたしました。いろんなことをやってきて、それでもまだ解明していないというのであれば、それはそれで聞いていただいて、それはなさればいいんじゃないでしょうか。

以上ではなかったかと思います。もし答弁漏れがございましたらおっしゃってください。

(「休憩してください。答弁漏れが1つあります」の声あり)

◎副議長（上地廣敏君）

休憩します。

(休憩＝午後1時51分)

再開します。

(再開＝午後1時52分)

◎副市長（長濱政治君）

こういういろんな問題を市民が納得しないからといって1件1件納得するまで説明するというふうな手法は、これまでとったことはございません。

◎仲里タカ子君

これまでもやったことがないんですね。市民に対して向き合ってちゃんと説明するというのを宮古島市は私の知る限りではやっていない。だからこそやったほうがいいんじゃないですか。一つ一つの問題に対してとありますが、そんなにたくさん問題がじゃ宮古島市の名誉を毀損しているというところまで問題になっている問題はほかにもたくさんあるとは認識していませんけれども、そこまで言うのであれば、市民の税金を使って市民を訴えるって私としてもちょっと変だと思うので、そういうことをする前に納得のいくような説明会というのを開くというのが行政としての本来のあり方ではないかと思うんですが、もう一度説明することはないかどうか。

◎副市長（長濱政治君）

この訴えの提起につきましては、議案第103号として議会上げてあります。そして、議会の中でこのようにいろいろとたくさん議論させていただいております。それ以上の対応は考えておりません。

◎仲里タカ子君

じゃ、最後にもう一つ。最初にお聞きするつもりだったんですけども、この事件の概要とですね、訴えの提起の中に違法な契約締結をしたとか、違法な支出命令を行うのを阻止すべき指揮監督義務を怠ったなどと訴訟手続や新聞報道において虚偽の事実を繰り返して主張を続け、公然と虚偽の事実を摘示して名誉を毀損しているということですが、虚偽の事実とまで言えるかどうかということと、名誉を毀損していると本当に言えるかどうかということについてもう一度だけお答えをお願いします。

(「休憩をお願いします」の声あり)

◎副議長（上地廣敏君）

休憩します。

(休憩＝午後1時55分)

再開します。

(再開＝午後1時55分)

◎副市長（長濱政治君）

市の名誉を毀損したかどうかということを争おうとしております。ですから、これは私どもはこういったことは市の名誉を毀損したというふうに考えているので、今訴えようとしているわけですね。これが言えるかどうかというふうに私に聞かれてもちょっと困ると。これは今からのことだと思っております。

◎副議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はありませんか。

◎友利光徳君

私は、不法投棄ごみ問題は一般質問でやらせてもらって、教育部長のほうに議案第68号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）の48ページのですね、10款教育費、3項中学校費、2目教育振興費の高度へき地児童生徒援助費のですね、補正についての話を少し聞きたいなと思っております。

これは、先ほどから話聞いていると16名による増額であるというふうに理解をしているんですけども、歳入は国庫補助金からの分と市の持ち出し分で若干金額も違うだろうというふうに理解しておりますけども、本市の持ち出し分と、それから保護者の負担分ですね、これが幾らなのかということと、これは関連をして聞くんですけども、これまでの例で保護者の負担金が準備ができなくて旅行に行けなかったという実例があるのかなのか。それと、主人公である旅行生がですね、帰ってきて、学校側にでもいいし、感想文というのかな、こういったのはなくて、そのまま終わりなのかね、例えば小学生の場合は糸満のひめゆりの塔に行って平和学習しているんじゃないかなと理解しております。ということで、中学生は本土に行くわけだから、全く環境的に違うし、生活習慣なども違うんじゃないかなというふうな考え方からこの質疑をしているんですけども、答えられる範囲でよろしいですので、教育部長のほうで。

◎教育部長（下地信男君）

議案第68号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）の歳出、48ページですね、10款教育費、3項中学校費、2目教育振興費に高度へき地児童生徒援助費96万円を補正しておりますけども、これは修学旅行費の援助費の16名分の増ですね。歳入で国庫補助金との話でした。11ページ、64万円ですけども、歳入で。これは、市が援助する3分の2が国庫補助金となります。個人の負担金ですけども、中学生は九州地方に修学旅行に行くということで、学校ごとに行く先によって金額違いますので、個人負担金は一律ではありません。その旅行先によって、学校によって違います。ただ、おおむね旅行費用10万円から11万円ぐらいとして捉えてやっているということなので、4万円から5万円程度が個人負担というふうに考えています。

その中で経済的にちょっと負担が厳しくて旅行に行けなかった者がいるのかということですけども、教育委員会としてはその辺については把握していません。

それから、修学旅行の帰ってきた後のまとめ学習につきましても、これは修学旅行といえども学習の一端でやっていますので、その辺の振り返り学習は学校でやっていると思いますけども、これは現場のほうに聞いてみないとわからないことですので、ちょっと確認して後でお答えしたいと思います。

◎教育長（宮國 博君）

今友利光徳議員おっしゃるところの修学旅行から帰っての振り返りですね、これは各学校でもしっかりやっております。例えばどのようにやっているかということ、新聞をつくるんですね。それから、感想文を

出します。その新聞の積み上げをずっとやっているというような学校もございます。ですから、ことし行った子供たちがつくった新聞を見て、報告書を見て、次年度の子供たちはさらにまた自分たちが勉強するべき事柄をちゃんとそれぞれの課題として持って修学旅行に向かうと、こういうふうな非常に意味のあるまとめをやっているというのが現状でございます。

◎友利光徳君

ただいまの教育部長の答弁では、経済的というか、事情があって旅行に行けなかったという生徒の把握はしていないということでもありますけども、やはり私もそういう家庭に育ったものですから、何げなくそういうふうな質疑をさせてもらったんですけども、やはり旅行というのはですね、一生において非常に重要な青春期というのかな、非常に大事な行事の一環だろうと、このように理解しております。ぜひともですね、こういう苦い経験をしている子供がいるとしたら、何らかの形で市としても、できる範囲でよろしいですので、支援をしていただいて、全員が旅行に行くように強く要望して終わります。

◎副議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はありませんか。

◎上里 樹君

議案第103号、訴えの提起について質疑をさせていただきます。

まず、議案第103号、訴えの提起については事件の概要が書かれていますけども、1の事件名、損害賠償請求、2の事件の概要で2014年度、不法投棄ごみ撤去業務に関し、委託業者に支払われた金額を返還を求めるといふ損害賠償請求の民事訴訟が行われました。それと、担当職員が改ざんをしたごみ処理量の改ざん問題で、あわせて刑事訴訟も行われました。そこで刑事訴訟は有罪、職員が責任をとりました。民事訴訟は、説明のとおり棄却となりました。2の事件の概要の中で書かれているんですけども、不法投棄ごみ撤去事業の業務委託契約が、適法で適正な内容であるにもかかわらず、訴訟手続や新聞報道において虚偽の事実を繰り返し主張し続け、もって、公然と虚偽の事実を摘示して宮古島市の名誉が著しく毀損されていることから、損害賠償の訴えを提起するものであると、大分省略は私してはいますけども、そういう事件の概要の説明があります。私は、これを読んで何をもって名誉毀損かまだにわかりません。具体的事実がわかりません。

そこで、事件の概要で書かれている事業の業務委託契約が適正、適法であったということについて、事実関係を伺います。まず1つ、入札は地方自治法に基づいて施行令でうたわれているとおり行われるべきです。宮古島市の入札は、指名競争入札、市が出している指名通知を出した方に通知する通知書があります。この通知書のその他の事項という12の②のところ、予定価格制限と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とするとうたわれています。そして、入札条件、これが指名された業者に配られる別紙なんですけども、その入札条件の第1に次の各号に違反した入札は無効としますということが書かれていて、①から③までその内容が書かれています。その①で入札書は様式第3号（第12条関係）を使用することということがうたわれています。それから、入札記載についての注意書き、これはホームページでもダウンロードできますけども、ここで具体的にお手本が示されています。そのお手本の中に注意書き、これが赤い吹き出しでわかりやすく記入されています。その吹き出しの中で無効になる場合についての注意書きが書かれていますけども、この私が挙げました指名競争入札通知書に書いてあること、そ

れから入札条件の第1に書いてある様式のこと、それから無効となる場合についての説明書き、これを市が示しているんですけども、これが入札に当たって施行規則に合致していたのかどうか……

(「議案に沿って質疑をしないと」の声あり)

◎上里 樹君

議案に出ているじゃないですか。

(「問題をほじくり返すんですか。議長、指摘して。適切にコンパクトにこの議案に沿って質疑するように言ってください」の声あり)

◎副議長(上地廣敏君)

上里樹君、議案第103号、訴えの提起についての質疑を簡潔にお願いします。

(「休憩をお願いします」の声あり)

◎副議長(上地廣敏君)

休憩します。

(休憩＝午後2時08分)

再開します。

(再開＝午後2時09分)

◎副市長(長濱政治君)

この件につきましては、市議会でも何度も話をしたと思います。それで、私どもは適正ですというふうにお答えしたと思っております。

◎上里 樹君

議会でも何回も適正だったと話してきたとご答弁になりました。

そこで、2点目に私はお伺いします。今回の民事訴訟、刑事訴訟ではありません。民事訴訟でもって損害賠償の返還請求しているんですけども、その裁判を通して新たな事実が明らかになりました。それは、契約に至る入札、その段階で法令を守らなければならない行政が入札書不備のまま落札業者を決定しています。入札書に不備があれば入札は無効と入札指名業者に通知する記載例の中ではっきり書いていますよね。その中で、不備があれば無効なんですけども、落札したD業者、これは様式の記入漏れで宮古島市長、下地敏彦様、そういう入札書を提出しています。これは、裁判所に提出された甲16の1証で提出されています。それから、M業者、これも全く同様の、筆跡まで似ているんですけども、同じではないかと思われるんですけども、宮古島市長、下地敏彦殿ということで入札しています。この2業者は入札無効です、宮古島市の決まりによれば。それで、残りのK業者、Y業者、A業者はきちんと様式を記入し、宮古島市長殿で入札しています。裁判所に提出された甲16の1から6まで、この入札書の記入は、これは事実でしょうか。どうしてこんなことが起きたのか、市民を訴える前に明らかにしてください。

◎副市長(長濱政治君)

今議員がおっしゃっている中身そのものがまだ確認できておりません。この場で答えることはできません。そして、証拠書類として今度の裁判に出されたものであるならば、それも含めて審議されたと思っております。

(「議長、休憩お願いします」の声あり)

◎副議長(上地廣敏君)

休憩します。

(休憩＝午後2時13分)

再開します。

(再開＝午後2時18分)

◎上里 樹君

裁判を通して新たな事実が判明したということです。裁判では入札に至る経過、スタートの段階でそういった不備があったこと、これを議会も気がつかなかったんですよ。だから、最高裁は民事ですから、民事と刑事は違いますから、そこで最後に法令でうたわれるとおり入札は行われるべきです。概要書でちゃんと宮古島市は正しく行ったと、適法で適正な内容であったとうたっている以上、それが事実かどうか確認しているわけですから、そこで民事訴訟ではそういったところは問われませんでした。そこで、お伺いしますけども、裁判に提出された甲16の1証から甲16の2証、それは宮古島市が定めている本当に適法、適正に行われたと言うに値しない内容になっているんです。これは競争入札の妨害、背任罪ではありませんか。民事訴訟は棄却されましたけども、刑事訴訟法はどうなるのか、民事と刑事の違いについてわかりでしたら説明をお願いします。

(議員の声あり)

◎上里 樹君

だから、市民を訴える前にきちんとそこら辺を明らかにしてくれと言っているじゃないですか、事実関係を。大変なことですよ。

(議員の声あり)

◎上里 樹君

関連するから、言っているんです。

(議員の声あり)

◎上里 樹君

進行。時間がもったいない。

(議員の声あり)

◎上里 樹君

議長、進行してください。

◎副市長(長濱政治君)

第1審の判決文の中にですね、裁判官がまとめたのがありまして、その中に入札に疑義があることというふうなことも原告側の主張として入っております。だから、これはそのために多分出された資料だと思っております。その中で検証されて、棄却という判決を出しているわけですね。そして、民事と刑事の話につきましても、法律の専門家じゃございませんので、私から今申し上げるわけにはまいりません。

◎副議長(上地廣敏君)

ほかに質疑はありませんか。

◎國仲昌二君

私も何点が質疑したいと思います。

まず、議案第68号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）についてですね、ページで5ページお願いします。第2表、債務負担行為補正です。事項としては（仮称）伊良部屋外運動場整備事業で、限度額が3億9,000万円程度の増になっています。この理由を教えてください。

次にですね、22ページお願いします。22ページの一番下ですね、2款総務費、1項総務管理費、17目合併振興基金費に195万円の積立金が計上されています。これも今のタイミングで積み立てるという理由を教えてください。

それから、29ページの3款民生費、1項社会福祉費、5目老人福祉施設費、これの工事請負費4,800万円余りが計上されています。中身を教えてください。

次に、36ページをお願いします。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費のアグリチャレンジ起業育成事業というのがあります。これは国、県の支出金100%でやる事業のようですが、中身はどういったものなのか教えてください。

それから、43ページですね、8款土木費、3項都市計画費、5目土地区画整理費、これは国、県支出金も50%ついているんですけど、とても小さい事業費、50万円ですけども、これどういった事業なのかというのちょっと教えてください。

それから、一番最後のページですね、54ページ、12款公債費、1項公債費の中で1目元金が9億4,000万円余り、かなり大きい額ですけども、償還金、利子及び割引料として計上されています。これもどういったものなのかというのを教えてください。

次に、議案書のほうですね、まず議案第76号、宮古島市エコハウス設置及び管理に関する条例の一部改正について、2ページでこの条例は、令和2年1月1日から施行するとなっています。年度途中からですね、施行する理由が何か特別な理由があるのかなということ教えてください。

それから、議案第77号、宮古島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、3ページから4ページにかけてです。これ逆に4ページのほうでこの条例は平成31年4月1日から適用すると、さかのぼって適用するとなっていますけども、この理由ですね、教えてください。

それから、20ページに行きます。20ページで、議案第82号、宮古島市老人福祉センター条例の一部改正について、これは新旧対照表を見たほうが、新旧対照表は19ページですけども、使用料がですね、新旧対照表見たら、当然大ホールの大きさとかも影響あると思うんですけども、同じ時間帯ですね、3倍から4倍増になるんですね。これはちょっと影響が大き過ぎないかと思うんですけども、その辺の説明をお願いします。

あと、議案書43ページですね、議案第91号、宮古島市下水道事業の設置等に関する条例の制定についてということで、これ中身を見ますと下水道事業と農漁業集落排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用するという、つまり今の上水道事業と同じようなものに移行していきこうということなんですけども、これ農漁業集落排水と下水道、3億5,000万円以上一般会計からの繰入金があるはずなんです。これでようやく経営しているんじゃないかなと思うんですけども、この地方公営企業法に定める財務規則を適用するというふうになった場合、独立採算制で今の下水道事業、農漁業集落排水事業ができるのかどうかという

疑問があるんですけども、この辺の考えをちょっとお聞かせ願いたいなというふうに思います。

それからですね、54ページ、議案第94号、宮古島市体験滞在交流施設条例の一部改正について、これも新旧対照表の35から36ページかな、に行くんですけども、この金額の増の部分、例えばこれは新旧対照表の35ページの表で、これは使用料が年間ですね、78万円から120万円が81万7,000円から125万7,100円とか、この辺の数字的な根拠を教えてもらいたいなと思います。これは56ページの議案第95号、宮古島市民宿キャンプ村条例の一部改正について、それから58ページの議案第96号、宮古島市総合交流ターミナル条例の一部改正について、それから60ページの議案第97号、宮古島市多面的交流促進施設条例の一部改正について、この辺も同じような料金の変わり方があるので、多分担当は同じところだと思うので、ちょっとその辺の説明をお願いしたいなと思います。

それからですね、議案第98号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）の変更について、その中で議案書の76ページ、これは辺地に係る総合整備計画書の伊良部南辺地です。これは、今度変更になったのが赤い字であらわされているところで、数多くの社会人野球キャンプが行われて、施設が不足状態ということで、伊良部の野球場をこれに追加するというようなことだと思うんですけども、それにしても事業費が34億5,000万円ぐらいの事業費になっています。先ほど見た伊良部の野球場の限度額が約17億円としても、残り17億円ぐらいあるんですけども、ほかに何か計画があるのかどうかですね、この辺の説明をお願いします。

それから、83ページですね、議案第103号、訴えの提起について、これの83ページの一番下に、民法第723条は、公然と事実を摘示して他人の名誉を毀損した者に対して損害賠償請求ができると規定しているというふうに説明書きがあるんですけど、私が調べたらちょっと違うんですけども、この辺の確認をお願いします。

それから、84ページの2行目ですね、法廷等で公然と具体的事実を摘示しており、本市の名誉が著しく毀損されている。先ほどから話しているのは報告会の話が中心だと思っているんですけど、この議案では法廷等で公然とというふうに、法廷等で具体的事実を摘示して、本市の名誉が著しく毀損された。要するに裁判の公判中に例えばお互いに主張するんですけども、それも名誉毀損に当たると考えているのかどうかですね。

ちょっと多岐にわたりましたけれども、以上よろしくをお願いします。

◎企画政策部長（友利 克君）

議案第76号、宮古島市エコハウス設置及び管理に関する条例の一部改正について、エコハウスの条例の附則の部分です。来年、令和2年1月1日からの施行となっているがということでございます。今定例会でもって議決をいただきまして、この間はいわゆる周知期間というふうに考えているところです。

◎総務部長（宮国高宣君）

まず、議案第68号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）の22ページでございます。2款総務費、1項総務管理費、17目合併振興基金費の25節で積立金195万円の件でございます。今回の補正につきましては、平成30年度の定期預金で金融機関へ預け入れしておりました合併振興基金10億円に対する利子収入分を基金条例に従って基金へ積み立てるものでございます。利率は0.195%になっておりました。利子収入は平成30年度中の歳入として受け入れ、平成30年度決算余剰金とされることから、利子収入分を今年

度で一般財源をもって積立金に計上することとなっております。今回、今9月定例会で積み立てておりますけど、当初予算で計上すべき195万円ということでございます。

次に、54ページでございます。12款公債費、1項公債費、1目元金で償還金、利子及び割引料で9億4,052万4,000円の計上となっております。これにつきましては、新規の借入れを行っていない金融機関、JA伊良部支店、上野支店、城辺支店、沖縄振興開発金融公庫、市町村振興協会からの借入金残高の全額とJA平良支店からの借入れ残高のうち借入れ利率が1%を超えるものについて繰上償還をすることとして計上をしております。今回繰上償還する市債の利率は、沖縄振興開発金融公庫からの借入れの2事業を除き、借入れ利率が1%以上となっていることから、繰上償還することとして、市の財政負担を軽減し、健全な財政運営を図っていくこととしておりますので、今回の補正としております。

次に、議案第77号、宮古島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。この条例の主な内容はですね、1カ月の時間外超過勤務命令の上限として45時間、1年で360時間というのが大まかな概要でございます。質疑がなぜ平成31年4月1日からの適用なのかということでございますけど、これにつきましては県内市町村ですね、9月定例会で今議案を上程しているところでございます。

◎福祉部長（下地律子君）

まず、議案第68号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）の29ページ、3款民生費、1項社会福祉費、5目老人福祉施設費の15節工事請負費4,812万6,000円でございますが、これにつきましては下地老人福祉センターと平良老人福祉センターの解体工事費とですね、それに加えて移転を予定しております中央公民館のほうで、当初改修は予定していなかったんですが、調理室がありまして、調理室を事務室として使うためにシンクとかガスこんろ等の撤去費用ですね、あと裏のほうの駐車場を少し整備をする必要が出てきたということで、中央公民館での改修工事が約102万5,000円補正をお願いしております。

続きまして、議案書20ページの議案第82号、宮古島市老人福祉センター条例の一部改正について、新旧対照表の19ページですが、議員ご指摘の現在の使用料から約3倍の料金になっているということでございますが、この料金につきましては中央公民館の使用料の体系をそのまま維持した形で持ってきております。現在の平良老人福祉センターのホールに比べまして中央公民館のホールは3倍ほどの広さとなっていることから、使用料金も高くなっているということでございます。ただ、現在老人福祉センターにおきましては、公共性のある事業とかにつきましては免除、減免とかというものを使って老人クラブの事業だとか、市の委託事業をやるときの市民を対象とした事業等につきましては免除、減免を行っている状況でございます。

◎農林水産部長（松原清光君）

議案第68号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）の36ページ、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の19節負担金、補助及び交付金の中のアグリチャレンジ起業者育成事業の内訳であります。この事業は、農業の生産から加工、販売まで6次産業化に取り組む担い手や産地を支援し、農家所得の向上を図ることはもとより、農業と観光産業のマッチングなどを通して地域農産物の高付加価値化や新たな販路開拓を実現する起業者の育成を図ることを目的としております。事業の具体的な計画は、農産加工施設器具整備といたしまして、スライサー、真空包装機、乾燥機等の加工機材を導入して、野菜ピクルス、野菜チップス等の製造、販売を行うことを目的としております。

◎建設部長（下地康教君）

何点かございましたので、順次お答えして、足りない分はまたご指摘をしていただきたいというふうに思います。

まず、議案第68号の令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）ですけれども、その5ページで第2表、債務負担行為補正ということが出ておまして、これが（仮称）伊良部屋外運動場整備事業でございますね。当初は債務負担行為の限度額を13億911万4,000円というふうをお願いしていたんですけれども、今回はそれに3億9,000万円ほど増額しまして、限度額を16億9,941万9,000円というふうに計上させていただいております。これの増額した内容は、（仮称）伊良部屋外運動場の外構に関する工事費がですね、どうしても必要だということで、その分増額をして債務負担額をふやしていただいております。

それとですね、伊良部球場に関しましては、議案第98号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）の変更について、ページが76ページですね、辺地計画に関する内容のご質疑がございました。伊良部南辺地に係る総合計画書の変更ということで、増額をする内容は伊良部野球場整備に関することではないかということでございました。それで、30億円余り辺地計画の数字が上がっているということで、伊良部野球場の全体計画はどうなっているのかというご質疑だったと思いますけれども、今回はですね、既存の野球場がありますけれども、メーングラウンドと外構を整備しようというふうに考えておまして、全体計画としてはサブグラウンド、それと多目的アリーナ、これ室内練習場ですね、それを基本計画として構想を立てております。これ平成29年度に単費で基本計画を策定しております。それがおおむね全体計画で30億円余りかかりそうだということで、辺地計画にそれをのせていこうという形にしております。

それと、もう一つは議案第68号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）の区画整理事業ですね、これの43ページのほうでございますけれども、区画整理費として竹原地区土地区画整理事業の、説明書きのほうですね、には工事請負費を50万円計上しておりますけれども、この内容というご質疑だったと思いますけれども、これは交付決定額の増額によるものでございます。わずかといいいますか、少額ではございますけれども、交付決定額が増額したということで、その分支出を50万円計上させていただいて、それで事業の早期発現を図りたいと。これ具体的には排水工とか舗装等ですね、これは大きなものではございませんですけれども、その増額をしていきたいというふうに考えております。

◎伊良部支所長（上地成人君）

議案第94号、宮古島市体験滞在交流施設条例の一部改正について、議案書54ページでございます。それから、新旧対照表の35ページですね、改正前が使用料が78万円から120万円、それが81万7,000円から125万7,100円への改正でございますが、この改正は消費税率の10%引き上げに伴う改正でございます。平成18年に5%に消費税率が改正されたときに伴いまして設定された料金、それを今回の10%への改正に伴いまして設定した料金でございます。この料金は、今指定管理をしていますけれども、市が直営で管理する場合に利用者に対してですね、使用料として徴収する料金でございます。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

議案書43ページ、議案第91号、宮古島市下水道事業の設置等に関する条例の制定についての中で集落排水事業も公営企業の財務規定を適用して大丈夫かということですが、そのことに関しては総務省のほうか

ら地方公営企業法の適用の推進に当たってということで、地方公共団体は遅くとも令和2年度の予算、決算までに公営企業会計に基づいたものに移行していることが求められる、対象事業としましては、下水道は当然なんです、なお集落排水事業及び合併浄化槽についてもできる限り移行対象に含めることが必要であるというふうになっております。

◎副市長（長濱政治君）

議案第103号、訴えの提起についての2の事件の概要のほうですね、のご指摘の84ページでいいですか、法廷等で公然と具体的事実を摘示しておりということ、そして83ページの訴訟手続や新聞報道において虚偽の事実を繰り返し主張し続けるところです。今回の訴えの提起につきましては、顧問弁護士と相談をいたしまして、いろいろと作文をしてみました。ここの事件の概要につきましても顧問弁護士の指導を受けて行ったところでありまして、具体的に議員ご指摘のとおり、要するに法廷等でやるということも名誉毀損に当たるかどうかということについては、市としての判断はしかねるところでございます。指導を受けてこのように書いたということですね。

それと、民法第723条。確かに第723条は他人の名誉を毀損した者に対しては、裁判所は、被害者の請求により、損害賠償にかえて、または損害賠償とともに、名誉を回復するのに適当な処分を命ずることができるというふうを書いてありまして、おっしゃるとおり、公然と事実を摘示して他人の名誉を毀損した者に対するというふうなことではございませんけれども、解説等にそのような形の表現があったということで、それを引用したということで、必ずしも第723条そっくりそのままではないということでございます。

◎國仲昌二君

ありがとうございました。何点かまた質疑したいと思います。

議案第68号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）の一番最後、54ページの繰上償還の件ですけれど、利率が1%以上のものを何件か返したということですが、これで1%以上のものはもうなくなったということなんですかね、ちょっとその辺もしわかるんでしたら教えてください。

それから、エコハウスについて、私は何で年度途中かという疑問をしたんですけれども、これ企画政策部長の答弁だと決まったら早目にやりたいということでもいいんですかね。

（「そうですね」の声あり）

◎國仲昌二君

あとですね、議案第82号、宮古島市老人福祉センター条例の一部改正について、老人福祉センターの利用料の件ですけれど、やっぱり中央公民館で利用していた人たちとは違う年齢層の人たちというんですかね、それが利用すると思うんで、ぜひ単純にホールが大きいからということだけじゃなくて、配慮をお願いしたいと思います。

それから、議案書の43ページ、議案第91号、宮古島市下水道事業の設置等に関する条例の制定についてですね、下水道事業に公営企業の財務規定の適用ですけれども、総務省はそういうふうに求めているというのはわかるんですけど、先ほど言ったように今の宮古島市の特別会計の現状で経営をどういうふう考えているかということですよ。そこら辺、今見ただけで両方合わせて、平成30年度の決算ですかね、3億6,000万円ぐらい。これ9億円ぐらいの予算の中の3億6,000万円ですから、3分の1以上会計自体が頼っているんですね、一般会計に。それをなくすとなった場合に本当に大丈夫なのかというのがあって、

その辺をどう考えているかということですね。

あと、伊良部島の体験滞在交流施設から民宿キャンプ村、それから総合交流ターミナル、多面的交流促進施設というのは全部同じ考えということによろしいですね。

(「そうです」の声あり)

◎國仲昌二君

わかりました。

次に、議案第98号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）の変更について、76ページの伊良部南辺地の変更ですね、これまで私たちが伊良部の野球場で聞かされていた事業費というのは大体16億円、17億円の話で、これは議案第68号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）の5ページにあるような債務負担行為補正の限度額が大体それぐらいかなというこれまでの話かと思っていたんですけど、この辺地計画書にあるように、約35億円の事業費が辺地の計画書にあるということは、これは向こうでやる事業が35億円ぐらいまでやる事業ということで理解してよろしいかどうかをもう一度答弁お願いします。

それから、83ページの議案第103号、訴えの提起についてですけども、1つは83ページの一番下ですね、民法第723条は、公然と事実を摘示して他人の名誉を毀損した者に対して損害賠償請求ができる」と規定していると書いてあるんですね。でも、今の答弁ではそうではないよと。これ何でこういうふうな表現にしたんですか。私が調べても先ほど答弁したのと一緒です。それをあえて規定しているというふうに言っているのは何か意図があるのかどうかですね、なぜこういう表現にしたのか、それをちょっとお願いします。

それから、私が言ったのは、事件の概要の中で法廷等で公然と具体的事実を摘示しており、本市の名誉が著しく毀損されていることからというふうに言っているんで、市当局としてはそういうふうに考えているんですね。要するに裁判の中、法廷の中でお互いに主張するのが裁判だと思うんですけども、その中で市に対していろいろ言ってきたことが裁判の中であつても名誉を著しく毀損することになるというふうに考えているんですねということをもう一度確認お願いします。

◎総務部長（宮国高宣君）

議案第68号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）の54ページ、12款公債費、1項公債費の1目の元金の部分で、先ほど答弁した中でですね、借り入れ利率が1%以上はもうないのかという話でございました。JAからの借り入れでは1%以上がなくなると。その他はあります。その他の金融機関からは。

◎建設部長（下地康教君）

まず、具体的にはですね、議案第98号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）の変更についてに関するご質疑になってくるのかなというふうに思います。これは、辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画、これの中で議案書の76ページで伊良部南辺地に係る総合計画の変更と、この中に観光またはレクリエーション施設として辺地計画が増額になっているという形ですね、この内容が具体的に言いますと伊良部地区のですね、（仮称）伊良部屋外運動場整備事業という形になります。それで、今までご説明申し上げてきたのは、具体的な事業計画として既存の野球場

の整備というふうにお答えをしてきました。これが具体的な事業として令和2年度、令和3年度までかかる事業なんですけれども、これが今まで16億円余りというふうにご説明申し上げていました。しかしですね、やはりこれから社会人野球キャンプ、プロも視野に入れながらですね、そういったものを誘致しようとした場合は、基本的にはサブグラウンドであるとか、屋内練習場、そういった施設も必要であろうということで、事業規模を30億円余りを今構想として捉えておまして、それを辺地計画の中に入れ込んだということでございます。具体的にじゃ35億円お金がつくのかということはいずれからのまたいろいろな協議、いろいろな部署とですね、協議をしながら具体的に事業を進めていくという形になると思います。

◎副市長（長濱政治君）

議案第103号、訴えの提起について、民法第723条の記載の仕方ということでした。これは特に意図があるというわけではなくて、要するに第723条の解釈上の話をここにこのような意味があると、このような内容だよということの意味で書いてあります。特に意図があるということではありません。

それと、法廷等での発言であっても市として名誉毀損として考えるのかということでもありますけれども、これは例えばケース・バイ・ケースによるのもあるというふうに考えます。要するに法廷で何を言ってもいいということではないし、そして実際にその法廷で言ったことによって名誉が毀損されるということもあるし、そうでない場合もあるということからすれば、法廷等での発言であっても名誉毀損があり得るというふうに考えております。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

今回導入される公営企業は財務規定のみの適用となりますので、会計処理としては繰入金等については従来どおりの調整となっております。

◎國仲昌二君

今の繰入金もオーケーだという話ですけど、地方公営企業法ではそういうのがないということで、私もいろいろ地方公営企業法とか施行令とかを調べて、そういうふうに言っているつもりなんですけども、それはじゃこの条例で、第3条で財務規定等を適用するとあるんだけど、一般会計からの繰り入れというのはできますよということなのかどうかもう一度確認いたします。

それから、伊良部島の辺地の件ですけども、今回、今変更計画書を出していますけど、この補正予算では既に伊良部の野球場は辺地債を使っていますよね。計上されていますよね。これ順番がちょっと辺地計画に入れてから初めて辺地債というのは適用されるのかなと思うんですけど、その辺の手順というのかな、それは問題ないのかどうか。

それと、基本構想ではあるんだけど、令和4年度までの5年間の計画ですから、34億4,940万円、これだけの事業をここでいう計画ですよというふうに理解していいのか、それをもう一度お願いします。

それから、議案第103号、訴えの提起についてですけど、民法第723条の規定に対して特にいとわないよということですけど、これ大変な問題ですよ。議会に対してこう言って規定されていますよと出していて、調べてみると実は全然違うんですよ。こういうのを議会に出していいんですか。これはね、公然と事実を摘示して他人の名誉を毀損した者というのはね、刑法に出てきます。刑法第230条、公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらずということで3年以下の懲役と出てくるんですね。

これをそのままここに適用している。これを議会に出す。非常に問題だと思います。これについては委員会でもっと突っ込むとして、伊良部辺地のほうよろしくをお願いします。

◎**財政課長（砂川 朗君）**

辺地債を活用する（仮称）伊良部屋外運動場整備事業ですが、当初予算編成時におきましても事業費の財源として辺地債を活用することとして計画しているということはおっしゃられたとおりでございます。辺地債の活用につきましては、県との協議を踏まえてですね、同意をいただくことで借入れが可能となります。通常当初予算で編成後ですね、年度初め、5月ごろになります。県とのヒアリング、これにつきましては適債性ですね、辺地債を活用する事業と合致しているかどうかについてヒアリングを行っております。その後県と国による調整を経てですね、該当する事業のみ同意を得ることになっております。あわせて、辺地債を活用するためには辺地計画に事業を盛り込むことが前提となっておりますので、辺地計画の変更については事業の適債性について県との調整後において、県、国との調整と並行して計画の変更を行っております。スケジュール上9月定例会での辺地計画の変更になります。

◎**上下水道部長（兼島方昭君）**

一般会計からの繰り入れについては、繰り入れ可能だと考えております。

（「休憩をお願いします」の声あり）

◎**副議長（上地廣敏君）**

休憩します。

（休憩＝午後3時09分）

再開します。

（再開＝午後3時10分）

◎**建設部長（下地康教君）**

議案書の76ページですね、その変更の内容は（仮称）伊良部屋外運動場の内容でございます。

◎**副議長（上地廣敏君）**

ほかに質疑はありませんか。

◎**山里雅彦君**

1点だけ確認のために少しお願いしたいと思います。

先ほど國仲昌二議員が議案第68号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）の5ページ、第2表の債務負担行為補正の話をしてございました。これは（仮称）伊良部屋外運動場整備事業ということで3億9,000万円あります。建設部長の説明では周辺、外構をその部分で整備したいという話をしてございましたが、これまでも現行進められた事業では平方メートル数とかの問題があつて全部はできないという話をしてございました。やっぱり持ち出しの少ない、負担の少ない事業を周辺整備に関してはやってほしいという意見があつたんですが、その中で今回3億9,000万円債務負担行為されていますよね。やみくもに出したんじゃないくて、ある程度補助率等の事業メニューを考えての3億9,000万円債務負担行為だと思うんですが、その辺はどういう事業を予定しているんですか。

◎**建設部長（下地康教君）**

今回の債務負担の増額分ですね、これが3億9,000万円ほど増額をされていますけれども、その内容と

ということですが、外構工事というふうにご説明申し上げたんですけども、もう少し詳しく言いますと、グラウンドの外に飛んでいく、飛球するボールがありますけれどね、それを防護するという形で防球ネットの設置とですね、人件費、建設資材の高騰等によってですね、増額をさせていただいているというところでございます。

◎山里雅彦君

建設部長、これは今話された防球ネットとか建設資材の高騰に向けての債務負担行為の補正ということで、事業的なものじゃなくて、全部これでやるんじゃないかと、これからも適宜予算はふやしていくという、この事業は補助メニューじゃなくて直の事業という形で理解していいですか。

◎建設部長（下地康教君）

今（仮称）伊良部屋外運動場で計上されているですね、事業費は全て補助事業でございます。そういうふうにご理解いただきたいというふうに思います。

（「休憩をお願いします」の声あり）

◎副議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午後 3 時13分）

再開します。

（再開＝午後 3 時14分）

◎総務部長（宮国高宣君）

先ほどのですね、國仲昌二議員の議案第103号、訴えの提起についての質疑にですね、先ほど副市長が答弁しておりますけど、補足という形で私のほうからも説明させていただきたいと思っております。

先ほど公然性についてですね、刑法の部分で名誉毀損罪と、この場合は公然性というのは刑法でしか使わないという話をしておりましたので、つけ加えたいと思っております。名誉毀損罪で刑法のですね、公然性が明文で要件となっているが、民事上はその要件はない。しかしですね、名誉毀損は社会的評価を低下させる行為であり、名誉毀損罪が成立するためには当該言論がある程度他人に伝播する態様のものが必要である。したがって、刑事と民事で決定的な違いを生ずるものではないという解説もございまして、その辺をですね、また顧問弁護士ともですね、委員会を通して説明をさせていただきたいと思っております。

◎副議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎副議長（上地廣敏君）

これで日程第1、議案第68号から日程第39、諮問第2号までの39件について質疑を終了します。

しばらく休憩し、3時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午後 3 時15分）

再開します。

(再開＝午後 3 時30分)

次に、日程第40、認定第 1 号から日程第50、認定第11号までの11件について質疑を行います。議会運営に関する申し合わせ事項により、一般会計歳入歳出決算認定に対する質疑は本会議では行わないこととなっておりますので、ご了承願います。

それでは、質疑の発言を許します。

◎國仲昌二君

平成30年度宮古島市水道事業会計決算書について、まず 1 つはですね、決算書の14ページお願いします。決算書の14ページに 2 つ、上と下に表があるんですけど、下の単独事業（委託契約）という部分の上から 4 番目のですね、伊良部地区水道施設検討業務というのがあります。それと、その表の下から 2 番目に伊良部南区漏水調査業務というのが載っていますけども、これの内容を教えてください。

それと、今度は平成30年度宮古島市水道事業会計決算審査意見書の 2 ページ、その下のほうの表に有収率についてとあります。これは平成27年度から平成30年度までかなり、5 ポイント以上ですか、減っているんですけども、これについての説明をお願いします。

それから、6 ページの上のほうに表があって、職員給与費の下に交際費とあるんですけども、この交際費はどういう位置づけの交際費なのかというのを伺いたしたいと思います。

それから、7 ページの真ん中あたりに不納欠損処分についてというのがあります。これ一番左、平成26年度は188件ですけども、平成29年度504件、平成30年度445件とかなりふえていると、この辺の説明をお願いします。よろしくをお願いします。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

まず、平成30年度宮古島市水道事業会計決算書の14ページですね、(5)、単独事業（委託契約）の表の伊良部地区水道施設検討業務と伊良部南区漏水調査業務ということですけども、これはですね、伊良部地区で去年断水がありまして、そのときに対応策として伊良部地区のタンクをつくる、そして配水管を設置するという概略の設計をした工事です。委託です。それと、伊良部南区漏水調査業務というのは、伊良部南区のほうで漏水、有収率が低いということで、専門業者に委託をしたということです。

今度は平成30年度宮古島市水道事業会計決算審査意見書の 2 ページ、有収率が下がっているということなんですけども、これもやはり老朽管が多くなって、漏水量が多くなっておりまして、有収率も下がっているんで、ちょっと対応に苦慮しているというところがあります。

同じく 7 ページ、不納欠損処分についてなんですけども、これはふえているとかというよりも、年度、年度、各年度若干の変動はあるという解釈をしていただければよろしいかと。これ額が問題ですか。

（「いえ、件数がふえているから、これはどういうことですかというのを」の声あり）

◎上下水道部長（兼島方昭君）

これは、年度によっては若干の変動は出てくるということです。

同じく 6 ページ、交際費の20万円ですね、これは旧企業団から交際費というのはございまして、合併して項目は引き継ぎながらずっと20万円計上して、まだ使った経緯はございません。計上しているだけでした。管理者の交際費ですね。

◎國仲昌二君

まず、平成30年度宮古島市水道事業会計決算書の14ページの伊良部地区水道施設検討業務、断水の対応策ということですが、具体的にこの業務でですね、どういう対応策が出てきたのかというのを教えてください。

それから、平成30年度宮古島市水道事業会計決算審査意見書の2ページですが、老朽化で有収率が下がってきて苦慮しているということですが、苦慮しているんじゃないくて、だからこれ有収率が下がってきているというのは、例えば今観光客がふえて、水源をいろいろ新しく開発しますよというのが、例えばこの同じ2ページだと上の表の年間総配水量というのがありますけど、これが2.1%増になっているんですけど、下から2番目の年間総有収水量というのは1.3%しか伸びていないんですね。この差額が実は有収率の下がっている原因じゃないかと思って、そうすると水源をどんどん開発して、観光客がふえる、あるいはいろんなのに対応するというのでやっているんだけど、老朽化で下がっていったら元も子もないというふうになっていくんじゃないかと思って、その辺をどう考えているかということです。よろしくお願いします。

それから、6ページの交際費ですが、これは合併前からあるんで、そのままつけてあるということですが、必要かどうかということを含めてもう一度お願いします。

それから、7ページ、不納欠損処分について、年度によって若干件数が変わるということを行っているんじゃないくて、明らかに平成26年度から平成29年度まではどんどん、どんどんふえていっているわけですね。この辺の原因というのはどういうのを原因としてつかんでいるのかということをお教えくださいということです。もう一度お願いします。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

まず、伊良部地区水道施設検討業務というのはですね、牧山配水池から、事故があったのは国仲配水池、第3配水池だったんですけども、牧山配水池から分岐して、もとの浄水場、浄水池を通して国仲配水池まで行って、たまった水が国仲集落あたりに行っているということになってはいますが、牧山浄水場から分岐した地点から国仲交差点、学校の手前ですね、そこまでの配水管とタンクの設置検討です。

平成30年度宮古島市水道事業会計決算審査意見書の2ページの有収率が低いということですよ。これに関しては、確かに流せば、有収率が低ければ無駄な水もふえます。水源がどうのこうのと言っている場合ではないという観点から、非常に警戒感を持っておりまして、私たちも今年度有収率に関しては専門業者を呼びまして、漏水調査をやりながら対応しているところです。

それと、同じく平成30年度宮古島市水道事業会計決算審査意見書の6ページの交際費の20万円ですね、それについては國仲昌二議員ご指摘のとおり必要かどうかということも含めながら検討してまいりたいと思います。

そして、7ページ、不納欠損処分について、平成26年度から平成29年度まではふえていっているのに、平成30年度は減っているということについてなんですけども、平成29年度は504件、平成30年度は445件ですよ。それについて、先ほども申し上げましたが、これはそのときの状況にもよるのではないかなと思います。

◎國仲昌二君

有収率についてももしっかり対応していただきたいと思ひますし、それから不納欠損処分についてですね、年度によって増減があるというだけじゃなくて、そういうことじゃなくて、この中身についてどういう状況でこういうふうな件数がふえているか、あるいは好転しているかということも含めてしっかり中身を分析してほしいなと思ひます。

◎副議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はありませんか。

◎濱元雅浩君

それでは、平成30年度宮古島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書、189ページから質疑いたします。

これの一番上のほうにあります1款使用料及び手数料、1項使用料が予算現額1億4,293万8,000円というのが調定額で1億6,368万9,000円余と伸びているわけですね。これの要因としては、加入率がふえたということなのか、加入率はそんな変動していないけど、利用料がふえているとか、これはどういう理由なのかということ、2,000万円余差が出ているというのは大きいので、まずこれをお聞かせください。

続いて、2款国庫支出金、1項国庫補助金が1,100万円余マイナスになっている。次の3款県支出金、1項県補助金が6,700万円マイナスになっている。一番下の7款市債、1項市債が3,350万円マイナスになっている。このマイナスになった理由を教えてください。

◎副議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午後3時47分）

再開します。

（再開＝午後3時47分）

本日の会議時間は、議事の都合によりこれを延長します。

休憩します。

（休憩＝午後3時47分）

再開します。

（再開＝午後3時48分）

ほかに質疑はありませんか。

◎眞榮城徳彦君

国民健康保険事業に関してお聞きしますけども、平成30年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書の166ページをまず見ていただきたい。歳入総額は64億462万1,343円、歳出総額が62億8,220万4,454円、実質収支額は1億2,241万6,889円となって、とりあえずは実質収支は、繰り越す財源はありませんから、そのまま実質収支として計上されております。実質収支が黒字になるというのは結構なことだと思うんですけども、ただ一般会計からの繰入金ですね、歳入の。152ページを見てみますと、収入済額で6億5,725万1,100円、この金額だけ一般会計から繰り入れをしている。収入未済額ですね、これがですね、3億284万円、155ページの一番下ですね。一般会計からの繰入金が相当あって、6億円ですか、6億円以上あって、収入未済額も3億円発生しているのに、これが黒字になると、実質収支が。計算上はですね。生活環境部長、その辺の説明を少し簡単に教えてもらえますか。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

平成30年度国民健康保険事業特別会計予算についてのご質疑にお答えいたします。

まず、大前提としてですね、国民健康保険事業特別会計は平成30年度から県のほうが保険者として加わりまして、市町村と一緒にどちらかといいますと県のほうが主体的に運営を行うという形になっておりまして、予算の款項目も廃止になるもの、また新しく出てくるもの、こういうものが今回出てきておりまして、これまでの平成29年度以前の決算とは単純に比較できないという部分もございます。

今眞榮城徳彦議員から質疑のありました余剰金が1億2,000万円余り出ているということについての直接の原因につきましては、今回保険税の収入がかなり前年度を上回っているということがございまして、歳入のほうで指摘がありましており64億462万円余り、それから歳出で62億8,000万円余りということで、1億2,000万円余りの余剰金が出ております。保険税につきましては、収納率が93.44%と前年度より1.37ポイント上昇しているということがありまして、収入額が、保険税の収入額ですけれども、前年度と比較して1億919万4,000円余りふえているということが最も大きな黒字の原因になっているんじゃないかというふうに考えております。このほかにも今回制度が変わったことによりまして国からの調整交付金、こういうものも拡充をされておりますし、それから保険者努力支援制度交付金というものが新しく新規で創設されております。総じて言いますと、税金分、それから国からの支援分が従来より拡充されたということで、余剰金が出ているというふうに考えております。

それから、こういう中で一般会計からの繰り入れが6億円余りということですが、一般会計からの繰り入れ部分につきましては、これは法定部分の繰り入れでございまして、これについては従来どおり行っていると。職員の給与とかですね、そういう部分に充てるために行っていると。法定外のその他の繰り入れについては、今回は決算状況が黒字になるので、行っていないということで、これも決算書をもらいいただければご理解いただけるというふうに思っております。

それから、歳入のほうの収入未済額ですね、これにつきましてもトータルで3億円余りとなっておりますけれども、収入未済額でやはり一番大きいのは国民健康保険税の未済額が、これが2億9,000万円余りというふうになっておりまして、そのほとんどは国民健康保険税ということになっております。先ほど紹介しましたとおり、収納率は93.4%ということで前年度を上回っておりますけれども、一生懸命職員の皆さんも頑張っているんですけども、なかなか収入できないというものがあまして、これが大きくふえているということになっております。ちなみに、今回は宮古島の景気等が反映された形で保険税、被保険者のですね、所得そのものも全体的に上がっておりますので、収納額そのものも大きくふえているということの原因の一つになっているというふうに分析をしております。

◎眞榮城徳彦君

生活環境部長、決算状況がいいんだったらね、国保税を少し下げましょうよ。宮古島市は市民税、それから固定資産税、健康保険税、それから年金払っているものがありますけども、年金は別として、支払いをしてみるとですね、年間数十万円になるんですね、みんな合わせると。これをね、最近景気がいいのはわかるんですけど、税金が高過ぎてですね、可処分所得というか、実際に使えるお金が目減りしているんじゃないかという声が最近よく聞こえるんですよ。特に女性の方からね。特に国民健康保険税は命に絡む保険ですから、どうしても払わなくちゃならない。できるだけ安いほうがいいというのが市民の偽らざる

気持ちだと思んですけども、あくまでも決算上ですよ、実質収支が黒字になっているんだったら何とかありませんかという話ですよ。ただ、収入未済額は3億円ぐらいも発生しているから、なかなかどうかかなとは思んですけど、大体でいいですから、決算状況、国保の。平成28年度、平成29年度、平成30年度、これよくなっていつているんですか、それとも決算状況悪くなっていつているんですか、その辺を大まかに聞かせてください。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

国民健康保険事業の決算状況なんですけれども、国保の県単一化による広域化によりまして、国からの支援金部分がかなり拡充されている部分がありますので、平成30年度かなり決算状況は好転しているというふうに考えております。ただ、平成29年度以前につきましては、やはり法定外の繰り入れも行っている状況ですので、少しずつ改善はしているものの、まだまだ厳しい状況にはあるというふうに考えております。ただ、平成30年度以降の決算につきましては、かなり国の支援金部分が拡充されておりますので、好転はしていると。ただしかしですね、先ほどありましたとおり、今年度の国保の予算につきましても法定外の繰り入れを5,000万円余り計上しておりますので、実際に令和元年度の決算がどうなるのかということを見ながらですね、いろいろ検討していきたいというふうに考えております。

◎眞榮城徳彦君

法定外の繰入金金が5,000万円程度発生するという話なんですけど、随分よくなったなというのが本当に印象です。法定外繰入金今まで相当、億単位で推移していたと思うんですけどもね、それにしては随分よくなったなと。副市長を筆頭にですね、収納率を上げるという皆さんの努力は少しは報われているんじゃないかなと評価します。ただ、93%ぐらいですか、今。これがもうちょっと、保険料がちょっと下がるというか、払いやすい状況になればですね、94%、95%になってきたときに本当に国民健康保険事業もね、安定してくるんじゃないかなと思います。当局のね、努力は認めます。相当よくなっていると思いますよ。残念ながら3億円近い収入未済額はあるんですけどもね、何とか頑張ってこれをやって、オープンにして、こんなふうに頑張っていますと、ですから市民の皆さん、大事な保険税ですから、よろしく願いますということですね、納めてくださいということですね、もっとPRしたほうが私は市役所のイメージアップにもなるんじゃないかと思っていますので、頑張ってください。

◎副議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はありませんか。

◎濱元雅浩君

先にもう一点だけ進めておきます。

平成30年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算書、168ページ、これの1款使用料及び手数料の1項使用料が予算現額で1億5,100万円余り、調定額で1億8,400万円余りということで、3,000万円ぐらい伸びているんですけども、この要因について教えてください。

◎建設部長（下地康教君）

平成30年度宮古島市歳入歳出決算書の170ページをお願いしたいと思います。こちらのほうにですね、歳入のほうで1款使用料及び手数料、1項使用料、1目の使用料で係船料がですね、大分ふえております。その増額はですね、クルーズの係船料によるものが大きいという形になりまして、クルーズの係船料が

2,780万2,000円程度入っております。これが平成30年度には143回入っておりまして、これが増額の大きな原因というふうになっております。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

平成30年度宮古島市歳入歳出決算書の189ページ、公共下水道事業特別会計、歳入のほうで、まず国庫支出金1,100万4,000円と県支出金と繰入金ですね、市債、これについては平成30年度公共下水道特別会計の繰越明許のほうでやっておりますので、これは下水道建設費の公共下水道幹線・枝線工事のほうの繰り越しの明細ということになります。

それと、使用料及び手数料の増額ということなのですが、これは加入者使用料の増加ということになりますけれども、金額のほうはまだ調べておりませんので、後ほどお願いします。

◎濱元雅浩君

わかりました。ということは、県支出金、国庫支出金と市債合わせると約1億円ぐらいになるということですが、それが次年度繰り越しになっている理由というのがありますか。工事が次年度に繰り越されているということですよ。それはもともとそういう計画だったというならそれだし、おこなっているのであればその理由を教えてください。後で確認でもいいですよ。後で教えてください。

◎副議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎副議長（上地廣敏君）

これで日程第40、認定第1号から日程第50、認定第11号までの11件についての質疑を終了します。

以上で全議案の質疑を終結します。

ただいま議題となっております50件のうち、日程第1、議案第68号から日程第36、議案第103号までの36件及び日程第40、認定第1号から日程第50、認定第11号までの11件、計47件については、お手元にお配りした議案付託表のとおり、各所管委員会に付託します。なお、議案第68号の歳出については、歳出款項別審査委員会表により所管委員会のご審査をお願いします。

お諮りします。日程第38、諮問第1号及び日程第39、諮問第2号の計2件については、委員会付託を省略し、最終本会議において処理したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎副議長（上地廣敏君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

よって、本日の会議はこれにて散会します。

（散会＝午後4時07分）

令和元年

第5回宮古島市議会(定例会)会議録

9月17日(火) 3日目

(一般質問)

令和元年第5回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第3号

令和元年9月17日（火）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和元年第5回宮古島市議会定例会（9月）会議録

令和元年9月17日（火）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（23名）

（延会＝午後4時32分）

議長（19番）	佐久本 洋 介 君	議員（11番）	高 吉 幸 光 君
副議長（17〃）	上 地 廣 敏 〃	〃（12〃）	國 仲 昌 二 〃
議員（1〃）	新 里 匠 〃	〃（13〃）	友 利 光 徳 〃
〃（2〃）	平 百合香 〃	〃（14〃）	上 里 樹 〃
〃（3〃）	仲 里 夕カ子 〃	〃（15〃）	下 地 勇 徳 〃
〃（4〃）	島 尻 誠 〃	〃（16〃）	栗 国 恒 広 〃
〃（5〃）	平 良 和 彦 〃	〃（18〃）	平 良 敏 夫 〃
〃（6〃）	下 地 信 広 〃	〃（20〃）	山 里 雅 彦 〃
〃（7〃）	欠 員	〃（21〃）	棚 原 芳 樹 〃
〃（8〃）	我如古 三 雄 〃	〃（22〃）	砂 川 辰 夫 〃
〃（9〃）	前 里 光 健 〃	〃（23〃）	濱 元 雅 浩 〃
〃（10〃）	狩 俣 政 作 〃	〃（24〃）	眞 榮 城 徳 彦 〃

◎欠席議員（0名）

◎説 明 員

市 長	下 地 敏 彦 君	会 計 管 理 者	下 地 秀 樹 君
副 市 長	長 濱 政 治 〃	消 防 長	来 間 克 〃
企 画 政 策 部 長	友 利 克 〃	伊 良 部 支 所 長	上 地 成 人 〃
総 務 部 長	宮 国 高 宣 〃	総 務 部 次 長	渡 久 山 繁 〃
福 祉 部 長	下 地 律 子 〃	兼 総 務 課 長	上 地 俊 暢 〃
生 活 環 境 部 長	垣 花 和 彦 〃	企 画 調 整 課 長	上 地 俊 暢 〃
観 光 商 工 部 長	楚 南 幸 哉 〃	財 政 課 長	砂 川 朗 〃
振 興 開 発 プ ロ ジ ェ ク ト 局 長	大 嶺 弘 明 〃	教 育 長	宮 國 博 〃
建 設 部 長	下 地 康 教 〃	教 育 部 長	下 地 信 男 〃
農 林 水 産 部 長	松 原 清 光 〃	生 涯 学 習 部 長	下 地 明 〃
上 下 水 道 部 長	兼 島 方 昭 〃	選 挙 管 理 委 員 会 長	與 那 覇 巖 〃
		選 挙 管 理 委 員 会 長	友 利 浩 幸 〃

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長	上 地 昭 人 君	次 長 補 佐 兼 議 事 係 長	仲 間 清 人 君
次 長	友 利 毅 彦 〃	議 事 係	久 志 龍 太 〃
次 長 補 佐	富 浜 靖 雄 〃		

一 般 質 問 通 告 書

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
1	<p>8 番 我如古 三 雄 君</p> <p>【質問方式】 一問一答方式</p> <p>【質問場所】 質問席のみ</p>	<p>1. 市長の政治姿勢について</p>	<p>1. 宮古空港横断トンネル道の早期整備について</p> <p>①総合庁舎を拠点とした新しいまちづくりを進める上で、今後予想される都市機能の大きな変化に対応するため道路整備計画の中に盛り込み、早期に整備する必要があると考えます。市長の見解を伺う。（これまでの要請の経緯等含む）</p> <p>②本市のさらなる活性化と市民の利便性の向上及び経済的メリットは、未来永劫においてはかり知れないと考えますが、早期に重要課題として取り組む考えはないか。</p> <p>2. 県営宮古広域公園の整備について</p> <p>①現在の進捗状況と着工予定時期について（全体の面積、用地買収、都市計画決定の状況等）</p> <p>②公園内に整備される施設等について伺う。</p> <p>③供用開始の予定時期について伺う。</p> <p>3. 東京オリンピックに向けた宮古島市における事前キャンプの受け入れ状況について</p> <p>①現在の受け入れ状況と今後の見通しについて</p> <p>4. 宮古島市総合体育館の建設及び一帯の公園整備について</p> <p>①現施設の整備事業に係る借り入れ残高について</p> <p>②建設に向けた具体的な取り組みについて</p> <p>③市のシンボリックな存在になるような現</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
			<p>施設一帯の公園化について</p> <p>5. 幼児教育、保育の無償化について</p> <p>①10月からスタートする無償化制度の取り組みについて</p> <p>②幼保無償化で現在の保育料より実質負担がかえってふえる逆転現象は本市において生じるか。</p> <p>③保育料の一部に副食費が含まれていることを知らない世帯への周知について</p> <p>④給食費の無償化とキャッシュレスシステムの導入について</p> <p>6. 県道243号線（マクラム通り）下里工区拡幅工事の5年おくれについて</p> <p>①現在の進捗状況と今後の整備計画について</p> <p>②早期整備完成に向けた県に対する当局の対応について</p> <p>7. 水道水の硬度低減化施設の機能停止問題及び再発防止対策について</p> <p>①機能停止となった主な原因について</p> <p>②徹底した原因の究明と再発防止対策はなされているか。</p> <p>8. 宮古島市の年間水道水配水量の増加について</p> <p>①配水量増加の主な要因について</p> <p>②1日最大配水量の前年度との比較について</p> <p>③配水量増加に伴う安定的な供給について</p> <p>9. 宮古空港立体駐車場の早期整備について</p> <p>①入域観光客の急激な増加等に伴い狭隘となり必然的に一般道路を利用しているため、改善策として立体駐車場を早期に整備する必要があると考えます</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>2. 農業振興について</p> <p>3. 畜産振興について</p>	<p>が、当局の見解を伺う。</p> <p>10. し尿処理における浄化槽汚泥濃縮車の導入について</p> <p>①汚泥濃度の平準化、変動への対応、水リサイクル収集運搬の効率化、地球温暖化防止等において有効とされる浄化槽汚泥濃縮車の活用が自治体で普及しています。導入する予定はあるか。</p> <p>11. 国民健康保険について</p> <p>①本市に移住している外国人労働者の加入状況について</p> <p>②外国人労働者の保険料滞納状況について</p> <p>12. マイナンバーカードの取得状況について</p> <p>①本市の取得状況はどのようになっているのか。</p> <p>②実質的に今後義務化になるが、普及率を高めるための対策について</p> <p>1. 葉たばこの生産振興について</p> <p>①今期の買い入れ実績について</p> <p>②さらなる葉たばこ産地を高めるための振興策について</p> <p>2. ムラサキイモの生産振興について</p> <p>①現在の生産状況と今後の見通しについて伺う。</p> <p>②拠点産地認定に向けた取り組みについて</p> <p>1. 肉用牛共同畜舎の整備について</p> <p>①現在の進捗状況と今後の見通しについて伺う。</p>
2	<p>9番 前里光健君</p> <p>【質問方式】</p>	1. 市長の政治姿勢について	<p>1. 去る9月5日から6日まで宮古島に襲来した台風13号による被害について</p> <p>①今回の台風時にどのような対応（事前対応から事後対応を含む）を行ったか</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
	<p>一問一答方式</p> <p>【質問場所】</p> <p>質問席のみ</p>	<p>2. 教育行政について</p> <p>3. 文化行政について</p> <p>4. 港湾行政について</p>	<p>を伺う。</p> <p>②本市の被害状況について伺う。</p> <p>③被害回復に今後どのような支援策を検討しているか伺う。</p> <p>2. 防災について</p> <p>①Lアラートの概要について（Jアラートとの違いの説明を含む）伺う。</p> <p>②本市におけるLアラート活用実績について伺う。</p> <p>③本市におけるLアラート訓練の実績状況について伺う。</p> <p>1. 学校給食費無償化について</p> <p>①現在実施している学校給食費一部補助について伺う。</p> <p>②学校給食費無償化実施に向けた財源確保についてどのような検討を行っているかについて伺う。</p> <p>③学校給食費無償化についての現在の見解について伺う。</p> <p>1. パーントゥ商標登録について</p> <p>①パーントゥ商標登録阻止に向けて行った当局の取り組みについて伺う。</p> <p>②パーントゥ商標登録の現在の状況について伺う。</p> <p>③本件の事案のように宮古島の文化、教育に係る商標が一事業者によって登録されないような取り組みが必要と考えるが、検討している再発防止策について伺う。</p> <p>1. 総合物流センター整備事業の進捗状況について</p> <p>①平良港の総合物流センター整備事業の進捗率（予算ベースの進捗率も含む）について伺う。</p> <p>②本センターの概要（設置場所、建屋構</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		<p>5. 選挙制度について</p> <p>6. 高等教育機関設置について</p>	<p>造、収納キャパ、設備など) について伺う。</p> <p>1. 期日前投票について</p> <p>①郡区に住む多くの市民の皆様から、期日前投票所が平良庁舎のみでは不公平(距離、交通、時間)があるとの意見が寄せられた。選挙管理委員会の見解を伺う。</p> <p>②各支所、各庁舎(城辺、上野、下地、伊良部)に期日前投票所を開設すべきと考えるが、選挙管理委員会の見解を伺う。</p> <p>③投票率を上げるための新たな取り組みについて伺う。</p> <p>1. 高等教育機関設置事業について</p> <p>①現在の進捗状況について伺う。</p> <p>②今年度から次年度にかけての計画について伺う。</p>
3	<p>6番</p> <p>下地信広君</p> <p>【質問方式】 一問一答方式</p> <p>【質問場所】 質問席のみ</p>	<p>1. 伊良部字仲地公民館の管理について</p> <p>2. 下地島空港周辺整備事業について</p> <p>3. 福祉行政について</p>	<p>1. 昭和37年3月に落成した旧伊良部村時代の仲地公民館が築57年になり鉄筋のむき出しや天井のコンクリートが崩れ落ち危険な状態です。古い建物なのでアスベストが入っている可能性が高い。アスベストの飛散調査を行い早急な対応ができないかお伺いいたします。</p> <p>1. 観光客の増加に伴い、下地島周辺の観光名所の駐車場、トイレ等の整備が喫緊の課題だと思いますが、整備予定があればお伺いいたします。</p> <p>1. 重度心身障害者(児)医療費について、現行の償還払いから現物給付に移行できないかお伺いいたします。</p> <p>2. プレミアム付商品券について、現時点での進捗状況をお伺いいたします。</p> <p>3. 待機児童の問題がある中で、宮古島市</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>4. 伊良部大橋橋詰広場について</p> <p>5. 道路行政について</p> <p>6. 佐良浜スポーツセンターの利活用について</p> <p>7. 下水道行政について</p> <p>8. ICT交流センターについて</p> <p>9. 海上保安庁の職員宿舎につ</p>	<p>での認可保育園や認定こども園での定員割れはないのかお伺いいたします。</p> <p>4. 宮古島市ふれあいコール事業について、何件の世帯が利用されているのかお伺いいたします。</p> <p>1. 進捗状況をお伺いいたします。</p> <p>2. 運営に至るまでの流れをお伺いいたします。</p> <p>①使用料について</p> <p>②使用料の減免について</p> <p>1. 観光客の増加に伴い、県道長山港佐良浜港線の一部、通称五ヶ里道、ファミリーショップ渡久山十字路交差点で北側から進入した車の見通しが悪く、交通事故が起こる危険なゾーンになっています。事故が起こる前にカーブミラー等、とまれの標識は設置できないかお伺いいたします。</p> <p>2. 街路樹についてお伺いいたします。</p> <p>①フクギの街路樹の実に悩まされている商店経営者がいますが、商店前の街路樹は撤去可能かお伺いいたします。</p> <p>3. 伊良部8号線、長山宅（伊良部1416番地1）、雨が降ると床下まで雨水が流れるので集水ますを設置できないかお伺いいたします。</p> <p>1. 手続がおこなわれている理由は何なのか、例規審査会を開催していないのかお伺いいたします。</p> <p>1. 伊良部前里添703番地1、旧佐良浜小学校裏側の門付近に雨水ますは設置できないかお伺いいたします。</p> <p>1. センターへの入居希望企業はあったのか、進捗状況をお伺いいたします。</p> <p>1. 長山港に係留されている海上保安庁の</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		いて 10. 市営住宅の補修工事について	警備艇ですが、職員の宿舎を旧空港ターミナル跡地に建設とのマスコミ報道を見ました。長山港に係留されているのであれば、緊急時の対応のためにも、また地域の活性化のためにも伊良部長山港付近が宿舎建設には適切だと思いますが、伊良部に宿舎を建設する予定はないのかお伺いいたします。 1. 砂川第2市営住宅の雨漏りで入居者が困っていますが、雨漏りの把握はしているのかお伺いいたします。 2. 修繕について早急に対応できないものかお伺いいたします。
4	15番 下地勇徳君 【質問方式】 一括質問方式 【質問場所】 質問席のみ	1. 観光行政について 2. 農業行政について 3. 道路行政について 4. 教育行政について	1. 池間島北海岸のトイレについて 2. 池間漁港のシャワー室設置について 3. 砂山ビーチ入り口について 1. 池間島の野そ防除について 2. 成川地区農業用排水路について 3. 石垣島のサトウキビ畑で先月確認された害虫「ツマジロクサヨトウ」について 1. 北小学校東のスクールゾーンのポールについて 2. 西仲宗根の真玉御嶽の倒木（ガジュマル）について 3. 荷川取線の進捗状況について 4. 東環状線の進捗状況について 1. 未来創造センターの台風対策について
5	5番 平良和彦君 【質問方式】 一括・再質問から一問一答方式 【質問場所】 演壇及び質問席	1. 市長の政治姿勢について	1. 台風13号による市総合体育館とリフレッシュパークの被害の修繕についてお伺いします。 2. 城辺地区の台風災害による停電早期復旧のためのインフラ整備についてお伺いします。 3. 東平安名崎公園の整備についてお伺いします。

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		2. 福祉行政について	4. 城辺地区統合中学校（城東中学校）に統合後の福嶺中学校、城辺中学校、砂川中学校の施設等の利活用についてお伺いします。 1. 「市立砂川保育所が2020年4月に再開される見通し」と島内新聞に掲載されていましたが、どのような工程になっているのか。お伺いします。
		3. 環境行政について	1. 子宮頸がん予防ワクチン接種後の被害者支援についてお伺いします。 ①宮古島市の被害者の状況について ②平成27年度から平成30年度までの助成金支給の内容について ③今後の支援策について
		4. 教育行政について	1. 各小学校と各中学校のクーラー設置の進捗状況についてお伺いします。 2. 城東中学校の整備事業の進捗状況と今後の計画についてお伺いします。 3. 高腰城跡の学術的調査等に向けての取り組みについてお伺いします。
		5. 道路行政について	1. 盛加1号線の道路拡張工事についてお伺いします。 2. T S U T A Y A南の十字路から宮古高校側へ通る富名腰1号線の冠水早期整備についてお伺いします。
		6. 農業行政について	1. 宮古島市のイノシシとクジャクの駆除対策狩猟者等の拡充についてお伺いします。 2. 宮古島市農業従事者の高齢化と担い手不足が進む中で、農作業の簡易化や省力化の重要性が増しているが、本市での「スマート農業」の実施に向けての取り組みはあるのか。お伺いします。
		7. 観光行政について	1. 「フライアンドクルーズ」を推進する日本観光協会と国土交通省海事局が設置

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
			<p>した検討委員会についてお伺いします。</p> <p>2. 宮古島の「オーバーツーリズム」についてお伺いします。</p> <p>①本市の現状と状態について</p> <p>②今後の対策について</p>
6	<p>17番 上 地 廣 敏 君</p> <p>【質問方式】 一括・再質問から一問一答方式</p> <p>【質問場所】 演壇及び質問席</p>	<p>1. 市長の政治姿勢について</p>	<p>1. 3漁協統合について、今後の市の方針について伺う。</p> <p>2. 市長は統合について宮古島、伊良部漁協組合長との意見交換はされたのか。</p> <p>3. 与那覇湾及び周辺利活用基本計画の進捗について</p> <p>4. 川満漁港背後の mangrove 公園の修復の進捗は。</p> <p>5. バイオエタノール製造施設の現状及び利活用計画について</p> <p>6. 宮古都市計画公園の計画変更案について</p> <p>①令和元年5月14日公聴会後の取り組み状況について</p> <p>②自治会等（皆愛集落）への公聴会後の説明会開催は。</p> <p>7. 下地竹アラ地区の採択に向けた取り組みについて</p> <p>8. 宮古島市斎苑の台風等による停電時における対応について</p> <p>9. 県立高校生への派遣費補助について</p> <p>10. 信号機設置について（時差式信号機への切りかえ）</p> <p>①沖縄製糖高千穂線と平良新里線との交差点</p>
7	<p>13番 友 利 光 徳 君</p> <p>【質問方式】 一問一答方式</p>	<p>1. 不法投棄ごみ撤去委託事業について</p>	<p>1. 業者選定から撤去委託事業完了までの事務の流れについて</p> <p>①5業者が指名を受けた根拠は。</p> <p>②5業者の沖縄県知事許可の区分とランク格付は。</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
	<p>【質問場所】 質問席のみ</p>	<p>2. 旧城辺町過疎地域自立促進 計画書（後期計画）について</p>	<p>③直前3年間、平成23年度から平成25年度までの不法投棄ごみ撤去事業の実績は。</p> <p>④入札書様式は一律使用では。様式第何条及び第何号関係か。</p> <p>⑤委任状様式は一律使用では。第何条及び第何号関係か。</p> <p>⑥入札条件から宮古島市長殿と様ではどちらが正規か。</p> <p>⑦入札条件から工事費内訳書は添付されているか。</p> <p>⑧5業者の落札額と工事費内訳書の額は一致しているか。</p> <p>⑨落札額2,376万円の内訳は。また、補助事業か。</p> <p>⑩落札業者と2番目に低い金額の業者との筆跡が同じだが。</p> <p>2. 宮古島市事務決裁規定について</p> <p>①第1条の目的について</p> <p>②第2条の定義、(1)決裁、(2)専決、(3)代決、(4)不在とは。</p> <p>③第3条の専決及び代決の効力は。</p> <p>④第4条の決裁の順序について</p> <p>⑤第5条の決裁区分とは。</p> <p>⑥第6条の市長決裁事項、(23)特に重要な国、県の補助事業に関することとは。</p> <p>3. 担当職員を救済（手助け）する手段はなかったでしょうか。</p> <p>4. 平成27年5月7日、委託業者の事業祝いに参加した真意は。</p> <p>1. 公共スポーツ施設活性化助成事業について（城辺トレーニングセンター）</p> <p>2. 歴史民俗資料館建設事業について</p> <p>3. ふるさと文化村建設事業（構想）につ</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		3. 平成17年度観光振興地域整備事業について	<p>いて</p> <p>1. 体験滞在交流促進事業（保良地区）について</p> <p>2. 昔と今の沖縄（保良地区）について</p> <p>3. 以上の事業について</p> <p>①新市建設計画の位置づけと取り扱いについて</p> <p>②庁議で議論した経緯の回数と中身の詳細について</p> <p>③今後の取り組みは（自然消滅になっていないか）。</p> <p>④各種事業の執行性は公正、公平性を保っているか。</p>
		4. 地域づくり支援事業補助金について	<p>1. 旧町村への補助金が同額割り当てされている根拠は。</p> <p>2. 宮古島市全体を占める面積、人口、年間活動状況で見直しは。</p>
		5. 自治会（部落会）加入について	<p>1. 加入促進活動について（例：浦添市、宜野湾市、沖縄市の実例から）</p>
		6. 戦争マラリアについて	<p>1. 本市における実例の詳細と今後の取り組みについて（旧袖山地区）</p>
		7. 市長の政治姿勢について	<p>1. 弾薬庫建設10月着工についての報道及び情報から、射撃訓練場建設、野原地区に陸上自衛隊の司令部強化、準天頂衛星追跡管理、水陸機動団による高野漁港への上陸訓練。このような動きに対する市長の見解を伺う。</p>
		8. 離島活性化調査検討会議について	<p>1. 大神島民の要請の10項目の実現は幾つ</p> <p>①未解決の理由</p> <p>②本事業は現在どうなっているか。</p>
		9. 教育行政について	<p>1. 大阪府豊中署に拘留された職員について</p> <p>2. 2020年度夏期巡回・特別巡回ラジオ体操・みんなの体操会の開催は。</p> <p>3. 令和2年度教育の日、金子耕式氏招聘</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		<p>10. 総合庁舎建設について</p> <p>11. 農業振興について</p> <p>12. 道路行政について</p> <p>13. 浦底海岸保全と水質検査について</p>	<p>について</p> <p>4. 沖縄県中学校夏季陸上競技大会の宮古島開催は。</p> <p>5. 陸上競技場への大型スクリーン設置について</p> <p>1. 建設地における所有者不明土地の実態について</p> <p>①何筆、面積、人数は。</p> <p>②解決方法は。</p> <p>2. 交通弱者、買い物弱者に対する具体的な対策は。</p> <p>1. 共済加入状況について</p> <p>①台風13号によるサトウキビ、ハウスの被害は。</p> <p>②台風13号による共済金支払い額の見込みは。</p> <p>2. 夏植え用サトウキビの農薬補助申請のあり方について</p> <p>1. 県道83号線の歩道陥没箇所について</p> <p>2. 西城小学校通りのガードレールについて</p> <p>3. 国道390号線（福西地区）改修について</p> <p>4. 宮古島市全域道路の実線、破線の現状について</p> <p>1. 台風により流出した土砂の撤去は。</p> <p>2. モズク農家育成のための水質検査実施について</p>
8	<p>11番 高吉幸光君</p> <p>【質問方式】 一問一答方式</p> <p>【質問場所】 演壇及び質問席</p>	<p>1. 台風13号の被害状況について</p> <p>2. 幼児教育、保育の無償化について</p>	<p>1. 主な被害</p> <p>2. 総合体育館の今後</p> <p>3. 公民館や公共施設などに災害時活用できるNTNグリーンパワーステーションの設置はできないか？</p> <p>1. 本年10月1日から実施される無償化の中で副食費の取り扱いは？</p> <p>2. 副食費免除対象の割合は？</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		<p>3. 食品ロス削減推進法について</p> <p>4. 校歌遊戯のアーカイブ化について</p> <p>5. 大野山林の水場の整備について</p>	<p>1. 「食品ロスの削減の推進に関する法律」（略称食品ロス削減推進法）が令和元年5月31日に令和元年法律第19号として公布されました。食品ロスの問題が、国連の持続可能な開発目標（SDGs）で言及されるなど国際的な重要課題で、食料の多くを輸入に依存している日本として真摯に取り組むべき課題です。</p> <p>①宮古島市食品ロス削減推進計画策定は？</p> <p>1. 校歌遊戯は宮古島市特有の文化です。学校統廃合によりなくなっていくのは非常に惜しい。</p> <p>①島特有のものとして一括交付金の活用でできないか？</p> <p>1. 野鳥などの動植物の観察</p> <p>2. 水場に集まる害獣などの数の把握にも役に立つのでは？</p>
9	<p>23番 濱元雅浩君</p> <p>【質問方式】 一問一答方式</p> <p>【質問場所】 質問席のみ</p>	<p>1. 観光施策について</p>	<p>1. 第2次宮古島市観光振興基本計画について</p> <p>①宮古島市観光推進協議会の議論内容について伺う。</p> <p>ア. 国や県との連携手法について</p> <p>イ. 入域観光客数目標について（国内外客、客室増）</p> <p>ウ. 宿泊数増加に向けた施策について</p> <p>②観光地、観光施設整備についての方針を伺う。</p> <p>ア. 観光地での滞在時間を延ばす施策</p> <p>イ. 多彩な観光メニューを享受できる施設整備（地場産業との連携施設など）</p> <p>ウ. 観光地の有料化に対する方針</p> <p>③市民向けセミナー及び人材育成の手法について伺う。</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		<p>2. エコアイランド推進事業について</p> <p>3. 都市計画策定について</p> <p>4. 基金活用について</p> <p>5. 消費税について</p>	<p>1. エコアイランド・ブランド形成について伺う。</p> <p>①エコアイランドの目標値と発信手法</p> <p>②地場産業との連携による付加価値の最大化</p> <p>③観光振興、農水産業、まちづくりとの連動性</p> <p>1. 都市計画マスタープラン策定について伺う。</p> <p>①観光産業に対応したまちづくりの視点（交通インフラ、バリアフリー、環境対策）</p> <p>②防災、減災に対応したまちづくりの視点</p> <p>1. 基金の活用について伺う（社会体育施設整備基金、折田喜作文化基金、下地玄信育英基金、ふるさとまちづくり応援基金）。</p> <p>1. 消費税の取り扱いについて伺う。</p>
10	<p>22番 砂川辰夫君</p> <p>【質問方式】 一問一答方式</p> <p>【質問場所】 質問席のみ</p>	<p>1. 教育行政について</p> <p>2. 観光行政について</p> <p>3. 農業振興について</p>	<p>1. 陸上競技場及び総合体育館の周辺整備について</p> <p>①駐車場の拡張及び設置について</p> <p>②総合体育館の屋根修理について</p> <p>1. トイレの設置及び増設について</p> <p>2. 新城海岸の整備について</p> <p>①宮古島市海岸管理条例について</p> <p>1. 皆福地区の水路整備について</p> <p>2. 畜産振興について</p> <p>①宮古島市優良繁殖雌牛奨励補助金について</p> <p>②飼料用作物種子購入補助事業について</p> <p>③死亡牛（子牛、母牛）処理について</p>
11	<p>10番 狩俣政作君</p>	<p>1. 教育行政について</p>	<p>1. クーラー設置状況について</p> <p>①現在の小学校と中学校のクーラー設置進捗状況を伺う。</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
	<p>【質問方式】 一問一答方式</p> <p>【質問場所】 質問席のみ</p>	<p>2. 道路行政について</p> <p>3. 環境行政について</p>	<p>②中学校へのクーラー設置がおくれている理由として、労務単価の改定以外にもほかの理由があるか伺います。</p> <p>③クーラー設置工事及び倒壊するおそれのあるブロック塀の改修工事は、最優先事項だと考えるが当局の見解を伺います。</p> <p>2. 夏場、中学校の屋外授業での帽子着用について</p> <p>①屋外での体育の授業、運動会などでの帽子着用を義務化することを伺う。</p> <p>3. 教室の広さの定義について</p> <p>①宮古島市の小中学校の教室の広さ（高さ、幅、奥行き）は決まっているか伺う。</p> <p>②教室が狭く荷物が置けない学校がある状況について伺う。</p> <p>4. 宮古高校吹奏楽部の楽器購入について</p> <p>①県立ではあるが、宮古島市の子供たちに市としてできることを伺う。</p> <p>1. 市民から要請のあった交通量の多い通学路での信号機の設置について</p> <p>①その後の進捗状況を伺う。</p> <p>2. 交通事故多発交差点の事故未然防止策の進捗状況について</p> <p>①その後の進捗状況を伺う。</p> <p>1. 台風被害について</p> <p>①市が管理する区域（公園、拝所）からの倒木での被害に対する補償について伺う。</p> <p>②台風のたびに停電になり市民の生活に支障を来している。市の対策を伺う。</p> <p>2. 一般廃棄物（家庭ごみ）収集運搬委託業者からの要請について</p> <p>①人件費の単価の引き上げについて伺い</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
			<p>ます。</p> <p>②燃料費高騰による単価の引き上げについて伺います。</p> <p>③車両維持費の予算確保について伺います。</p>
12	<p>16番</p> <p>栗国恒広君</p> <p>【質問方式】 一問一答方式</p> <p>【質問場所】 演壇及び質問席</p>	<p>1. 市長の政治姿勢について</p> <p>2. 教育行政について</p> <p>3. 福祉行政について</p> <p>4. 農林水産行政について</p>	<p>1. 宮古島市への入域観光客増加に伴う医療機関の医療体制について</p> <p>2. 沖縄振興特定事業推進費の要望について</p> <p>①市総合体育館整備、水道施設の整備、し尿等処理施設の整備の3項目を要望しているが、今後の具体的な計画について</p> <p>3. 防衛省の基地周辺整備事業の利活用について</p> <p>4. 10月から実施されるプレミアム付商品券事業の取り組みについて</p> <p>5. 自然災害が発生した場合の各団体と企業との連携について</p> <p>6. トゥリバー地区マリーナ施設の利用状況について</p> <p>①今後のマリーナ増築計画について</p> <p>7. 上野にある資源リサイクルセンターの稼働について</p> <p>①日曜日の稼働の検討について</p> <p>1. 全国学力テストの結果における、今後の課題と問題点等の取り組みについて</p> <p>1. 待機児童解消などの課題解決について</p> <p>2. 10月からスタートする幼児保育無償化について、認可外保育施設の利用者の事務手続の負担軽減の取り組みについて</p> <p>1. サトウキビのトラッシュ活用補助について</p> <p>2. ハーベスターの利用料金について</p> <p>3. 大雨による農地からの赤土流出対策に</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		5. 道路行政について	<p>について</p> <p>4. 海業センターの養殖事業について</p> <p>1. J T A ドーム宮古島周辺道路市道新豊線の整備について</p> <p>2. 久松中学校西側の道路からトゥリバー地区臨海道路に抜ける道路整備計画について</p> <p>3. 時差式信号機設置について</p> <p>①右折専用ラインの信号機設置について</p> <p>②国道390号線（通称バイパス通り）</p>
13	<p>3番</p> <p>仲里 タカ子 君</p> <p>【質問方式】 一問一答方式</p> <p>【質問場所】 演壇及び質問席</p>	<p>1. 福祉行政について</p> <p>2. 児童福祉について</p>	<p>1. 聴覚障がい者支援事業について</p> <p>①宮古島市障がい者等意思疎通支援事業の現状と課題について伺う。</p> <p>②災害時の聴覚障がい者への対応について伺う。</p> <p>③ICTによる「遠隔手話通訳」の導入について伺う。</p> <p>④宮古島市障がい者等意思疎通支援事業実施要綱を改定し、支援の目的に「自立と社会参加の促進に資すること」を示すこと。当事者、意思疎通支援者を含む「運営委員会」を設置することができないか伺う。</p> <p>2. がん、難病患者等への支援について</p> <p>①介護保険等の適用から外れる若年者（39歳以下）の人ががんになって、自宅で療養する際に支援をする「若年がん患者在宅療養支援」の要請（陳情）が提出されている。実現できるか伺う。</p> <p>1. 10月から始まる保育料の無償化では、給食費は有料とのこと。公立、認可保育所、認可外保育所で徴収方法や費用等も違うとのこと、戸惑いも多い。給食費等についてはどのような対応になるか。</p> <p>2. 保育所の入園で兄弟を全く別の保育園</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>3. 西中製糖工場復元について</p> <p>4. 市民生活について</p> <p>5. 自衛隊の弾薬庫建設計画について</p>	<p>へ措置している事例は何件あるか、その理由を伺う。</p> <p>3. 今後、見直しをすることはできないか。</p> <p>1. 西中の製糖工場跡の煙突は、国指定の有形文化財。ボイラーや水タンクも発見された。市の指定文化財に、とのことだが、城辺出身の方から、合併後過疎化がとまらない故郷のためにも、当時の製糖工場を復元することが地域の活性化につながるという要望が市長と議会宛てに提出されている。市長の考えを伺う。</p> <p>1. 「宮古島バブル」が市民生活に及ぼす影響について マスコミで「宮古島バブル」と報道されているが、それに伴い市民から犯罪や交通事故の増加、家賃の値上げ等市民生活への不安がある。 ①この5年間の交通事故の件数、軽犯罪の件数の推移はどのようになっているか伺う。 ②家賃値上げ等について、市民生活に及ぼしている状況や実態を把握しているか。また、この状況が市政に与え得る影響について伺う。</p> <p>1. 保良鉦山へ弾薬庫建設計画について ①保良鉦山での弾薬庫建設を10月に着工するという報道があった。防衛省から宮古島市へ何らかの通知があるか伺う。 ②島内で、演習等を行う計画があるか。また、実戦に備えてミサイル部隊を秘匿する地下ごうの建設計画がさらにあるか伺う。 ③千代田の自衛隊基地は地下にある空</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		6. 不法投棄ごみの問題について	<p>洞、軟弱な地盤の改良を行わずに燃料施設等を建設した。このような工事対応は通常行わないと専門家からの指摘がある。市は把握しているか見解を伺う。</p> <p>④専門家から白川田地下水盆の形状に断層による構造的な段差の存在、東添道流域への越流の可能性が指摘されていることについて伺う。</p> <p>1. 平成26年度不法投棄ごみ撤去事業について</p> <p>①この事業は、平成24年度の一括交付金事業の後、残存ごみを平成26年度一般財源事業で約2,300万円を指名競争入札で執行、合計約5,300万円を投じて不法投棄ごみ撤去事業を行い、市長は「ごみゼロ宣言」を行ったが、実はごみが撤去されず大量に残存していることがわかった。当時、平成26年度の事業についてさまざまな問題点が議会で指摘されたが説明が不十分として市民が裁判に提訴した。その裁判での原告市民の主張や敗訴となった市民が報告会を行い、「虚偽の事実を繰り返し主張」「市の名誉を毀損した」として市民を訴える提起をしている。「虚偽の主張」とはどのようなことか。宮古島市として市民を訴える市長の本意を伺う。</p> <p>②裁判所に提出された入札書について、宮古島市契約規則に照らして、適正だったかと改めて問われているが見解を伺う。</p> <p>③ごみの撤去量について、市の職員が改ざんを行い議会に虚偽の報告をした。職員は有罪判決を受け失職している。</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
			<p>見解を伺う。</p> <p>④崖下にある1,650トンのごみ撤去費用として見積もりを出し予算約2,300万円を執行。危険で実は撤去できず、撤去量を多くするために報告書を改ざんしたことが発覚したこと。実際は134トンしか撤去されず、ごみは崖下に大量に残ったこと。ごみの撤去が、できるか調査も行わずに見積もりを出し、ごみの撤去ができなくても漫然と2,300万円もの公金（私たちの税金）を支払った、ということに納得がいかないのは、市民感覚としては至極真つ当たと考える。見解を伺う。</p> <p>⑤裁判では平成30年12月11日の2審判決で控訴棄却したが、市に対して「事業の目的に照らした十分な契約履行の監督および検査に値するものとは言い難く、工事監督日誌が作成されていないことなどを含め、ずさんな事務処理であるとの誹りを免れない」と指摘。しかし、ずさんであっても各支出命令は違法とは言えない、としている。この指摘について、宮古島市はどのように受けとめているか、見解を伺う。</p> <p>⑥市は裁判で勝訴したとしても、裁判所の「ずさんな事務処理」との指摘について襟を正して行政執行に当たるべきであり、名誉毀損で市民を訴える前にすべきことがあるのではないかと？名誉を毀損されたというのであれば、そのことこそが名誉回復につながるのではないかと？見解を伺う。</p>
14	2 番 平 百合香 君	1. 保育料無償化について	1. 6月定例会で保育料無償化の対象となる保育施設への説明会を7月に予定して

順位	発言者	発言事項	要旨
	<p>【質問方式】 一問一答方式</p> <p>【質問場所】 質問席のみ</p>	<p>2. 宮古島市定員適正化計画について</p> <p>3. 児童福祉について</p>	<p>いるとの答弁をいただいたが、その後、説明会は何月に何回行われたのか。また参加した保育施設はどのくらいだったのか。</p> <p>2. 保育料の無償化に伴い給食費は、保育施設から保護者へ直接実費請求となることについて施設側、保護者、両方から不安の声が多い。説明会では、どのような意見が上がったのか。また、それに対して、どのような対応をするのか。市民にもわかりやすく説明をしてください。</p> <p>3. 保育施設が直接保護者へと請求することになる給食費（副食費）ですが、国の基準である公定価格が8月末に4,500円から5,180円へと引き上げとなりました。本市の公定価格の設定の変更はあるのか伺う。</p> <p>1. 平成22年度に策定し、平成29年度に見直しがされている宮古島市定員適正化計画ですが、スタート時の平成22年度の正職員数、臨時職員数、合計人数と、見直し時平成29年度、本年度分をそれぞれ教えてください。</p> <p>2. スタート時から本年において人員削減のためにどのようなことをしたのか、業務の見直し等具体的に教えてください。</p> <p>1. 児童相談所宮古分室とは別に、本市に児童虐待の情報が入ることはあるのか教えてください。</p> <p>2. 本市が持っている児童虐待の情報は全て児童相談所と共有ができているのか教えてください。</p>
15	14番 上里 樹君	1. 陸上自衛隊配備について	<p>1. 陸上自衛隊宮古島駐屯地について</p> <p>①「弾薬庫」について、住民説明会では「弾薬庫はつukらない」と説明してい</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
	<p>【質問方式】 一問一答方式</p> <p>【質問場所】 質問席のみ</p>		<p>た「弾薬庫」をつくり、迫撃砲弾や地对空誘導弾などを運び入れていました。岩屋毅前防衛大臣は4月2日、衆院安全保障委員会で「保管を明示的に説明していなかった」として、謝罪しました。岩屋毅前防衛大臣が来島し、市長に説明しましたが、その際、市長はどう返事しましたか。</p> <p>②住民に知らせることなく、「弾薬庫」に迫撃砲弾や地对空誘導弾などを運び入れ、それが発覚すると島外に搬出したと説明されても、住民は、弾薬庫内を確認することなしに信じることはできません。最低でも市長は、防衛省に市議とともに現場への立入調査を求め、「弾薬庫」撤去を要求すべきだと考えます。見解を伺います。</p> <p>③民家から約75メートルしか離れていないところに「弾薬庫」は建設されています。その一帯は軟弱地盤、空洞、断層が存在する場所に設置されています。それが市の答弁している「適切な設置である」という根拠を示してください。</p> <p>④沖縄防衛局は、燃料タンクの設置場所について、「地盤改良工事を行っていない」と初めて明言しました。地質学の専門家が「地震等で事故が発生した場合の地下水汚染の懸念がある」と指摘しています。タンクの撤去を求めべきだと考えます。見解を伺います。</p> <p>⑤沖縄防衛局長は、辺野古も公有水面の埋め立てに関し承認を取り消す処分に対して不服審査請求を国土交通大臣に行っています。その請求で断層の問題</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		2. 議案について	<p>に触れ、「断層地震として想定されているのは、沖縄本島南部断層系、伊祖断層、石川一具志川断層、宮古島断層の4つ」と指摘しています。沖縄防衛局は、「千代田の断層は確認されていない」と説明していますが、地質学の専門家は断層の存在を指摘しています。市長は沖縄防衛局に対し、千代田の断層がそれに該当するかどうか詳細な調査を求めるべきです。見解を伺います。</p> <p>⑥保良地区での陸自ミサイル弾薬庫建設について、10月にも工事着工のニュースが報道されています。その件で市への説明はありましたか。</p> <p>⑦保良地区に配備されるミサイルは、情報開示請求で明らかになった自衛隊の弾薬取り扱いの教範で、火炎に包まれ発火、爆発までの時間が2分で、2分以内に1キロメートル先まで避難する旨の記述があることが明らかになりました。「弾薬庫火災を想定したものではない」との答弁ですが、ミサイルは陸、海、空を移動します。配備は認められません。見解を伺います。</p> <p>1. 訴えの提起について</p> <p>①憲法と地方自治法で保障された市民の正当な裁判の行使であり、それを訴えるということは裁判を受ける権利の侵害になりませんか。</p> <p>②何をもって名誉毀損なのか、具体的事実が示されておらず理解できません。名誉毀損に該当する具体的事実は何ですか。</p> <p>③裁判の中でのやり取りは、激しいやり</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		3. 福祉行政について	<p>取りもあり得ることです。「曲解」というのは解釈の違いであり、評価の問題や判断の問題だと考えます。新聞紙上でも有識者からスラップ訴訟という批判があります。訴えることはできても「名誉毀損は問えない」という判例もあります。それでも訴えるのですか。</p> <p>1. 国保について</p> <p>①国保と協会けんぽ加入者の保険料(税)の負担割合はどのようになっていますか。国保加入世帯で収入が400万円で30代の夫婦と子供2人のモデルケースで、課税額、課税負担率、協会けんぽとの比較はどのようになりますか。</p> <p>②2018年度決算は黒字という結果になりました。国保加入者の保険料(税)は負担が重過ぎます。黒字の結果を受けて負担軽減を実施すべきと考えます。子育て支援の観点から均等割と平等割を廃止するか、減額、免除の対応を求めます。</p> <p>③均等割と平等割を廃止した場合、国保加入世帯で収入が400万円で30代の夫婦と子供2人のモデルケースで、課税額、課税負担率、協会けんぽとの比較はどのようになりますか。</p> <p>④政府は、「保険者努力支援制度」をつくり、法定外繰り入れをやめさせようとしています。住民の命と暮らしを守る自治体本来の立場から、本市は今後も法定外繰り入れを継続して、保険税負担の軽減に努めるべきだと考えます。見解を伺います。</p> <p>⑤前期高齢者交付金制度は、他府県の自治体と比べて不平等になっていて、沖</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>4. 保育行政について</p> <p>5. 市の職員の雇用について</p>	<p>縄県と県内自治体を苦しめています。沖縄に不利益となる制度のもとで、国保の赤字解消のために行った法定外繰り入れについて、本市と県全体の総額を伺います。</p> <p>⑥国に対して、過去の赤字解消のために繰り入れた法定外繰り入れ分の総額の補填と、沖縄県国保に対する新たな財政支援を求める必要があると考えます。対応について伺います。</p> <p>1. 幼児教育無償化について</p> <p>①10月1日から幼児教育無償化がスタートします。給食費が無償化の対象から除外され保育所が実費徴収をすることになり多忙な保育士の業務がさらにふえることとなります。実費徴収は、行政で責任を負うべきだと考えます。見解を伺います。</p> <p>②幼児教育無償化により、本市の財政負担が減少します。その金額は幾らになりますか。</p> <p>③その財源をこれまで同様、子育て支援に活用すべきと考えます。見解を伺います。</p> <p>1. 会計年度任用職員制度について</p> <p>①処遇改善の観点から、会計年度任用職員制度の導入に向け、12月定例会での条例制定を予定しているということです。任用のあり方について、フルタイム雇用は正規職員並みに期末手当、退職金等の諸手当が支給することができるということですが、1分でも勤務時間が少ないとパートタイム会計年度任用制度となり、期末手当のみの支給となる不利益が生じます。本市の任用に</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
			<p>当たってはフルタイム雇用にすべきと考えます。見解を伺います。</p> <p>②退職金について、フルタイムには支給し、フルタイムに1分足りないだけでパート扱いとなった人には1円も支給しないというのは、不平等だと考えます。見解を伺います。</p> <p>③同一労働同一賃金の理念から、期末手当は、国と同様の2.6月を支給すべきと考えます。見解を伺います。</p> <p>④昇給について、継続雇用3年で頭打ちというのは、経験の蓄積で貢献している非常勤職員には、正職員並みに毎年昇給すべきと考えます。見解を伺います。</p> <p>⑤財源を理由にフルタイムではなくパートタイム雇用とならないよう政府に財源を求めるべきだと考えます。見解を伺います。</p>
16	<p>24番 眞榮城 徳彦 君</p> <p>【質問方式】 一括・再質問から一問一答方式</p> <p>【質問場所】 演壇及び質問席</p>	1. 平成30年度決算について	<p>1. 平成30年度決算の特徴についての説明</p> <p>①市税の伸び</p> <p>②義務的経費（人件費の減、扶助費の減、公債費の増）</p> <p>③民生費、農林水産業費、土木費、教育費のそれぞれ減少の原因</p> <p>④地方交付税、国庫支出金、県支出金の減少の原因</p> <p>⑤市債の伸び</p> <p>⑥義務的経費が減少しているのに、經常収支比率が大幅に悪化した理由</p> <p>⑦一般会計総額が、前年度と比較して合併後、初めて減少したことの要因と、この傾向が次年度以降も続くかどうかの見通し</p> <p>⑧地方交付税、国庫支出金、県支出金の</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		<p>2. 教育行政について</p> <p>3. 福祉行政について</p> <p>4. 観光行政について</p>	<p>減少分を基金からの繰入金、市債で賄うという構図が当分続くと見てよいか。</p> <p>⑨市債残高433億円（前年度比プラス15億円）</p> <p>⑩いわゆる残されたビッグプロジェクト（伊良部屋外運動場、博物館、総合体育館等）の今後の見通しは？</p> <p>1. 全国学力テストの結果から。</p> <p>①小学校の平均点と県、国との比較</p> <p>②中学校の平均点と県、国との比較</p> <p>1. 10月1日施行の幼保無償化について</p> <p>①この制度の内容の説明、保護者の申請等がスムーズに行われているか。</p> <p>②自治体や各施設は、保護者の相談に丁寧に応じているか。</p> <p>1. オーバーツーリズム問題について</p> <p>①現在、直面している問題について（ゴミ、交通、観光客と地元住民のトラブル等について）</p> <p>②宮古島の観光客キャパシティーは、どのくらいまで許容されると考えられるか。</p>
17	<p>18番</p> <p>平良敏夫君</p> <p>【質問方式】 一問一答方式</p> <p>【質問場所】 質問席のみ</p>	<p>1. 不法投棄ごみについて</p> <p>2. 飲料水使用量について</p>	<p>1. 宮古島市の不法投棄ごみの現状を示してください。</p> <p>①2014年度から年度ごとの不法投棄ごみは何トンか。</p> <p>②宮古島市はどのような対策をとってきたのか。</p> <p>③不法投棄者に対して厳しく対応すべきだと思うが、市の見解はいかがか。</p> <p>1. 台風13号、暴風警報解除日と翌日の宮古島市の水使用量はどうなっているか。</p> <p>2. 台風後の清掃のため大幅に水使用量がふえると思われていますが、ふえた分を水道</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		<p>3. 飲料水水源について</p> <p>4. 硬度低減化について</p> <p>5. 電線地中化について</p>	<p>料金から値引くことはできないか。</p> <p>1. 観光客が大幅にふえて、飲料水の確保が危ぶまれたりしていますが、そのことに対する水源地の確保はどうなっているか。</p> <p>2. 宮古島市は飲料水を100%地下水に頼っていますが、現在の市街地及び道路はコンクリートとアスファルトで敷き詰められ、昔より雨水が地下に浸透する量が大幅に減っていると思われる。昔と、例えば50年前と現在とでは地下浸透する雨水は何割減っていると試算できますか。</p> <p>3. 道路や公共施設の土間を雨水が浸透できるアスファルトを取り入れるべきだと考えますが、市の見解は。</p> <p>4. 将来は飲料水用の地下ダム建設を行うべきだと思いますが、市の見解はいかがか。技術的、コスト的に実現は可能かについても、答弁よろしくお願いします。</p> <p>1. 7月26日、平良袖山の硬度低減化施設が機能停止となりました。詳細を説明してください。</p> <p>2. 原因はどのようなものだったか。</p> <p>3. 対策はどのようにしていくのか。</p> <p>1. 宮古島市は台風たびに停電します。台風13号でも2万戸以上の世帯が停電しました。</p> <p>①電線地中化を現在進めていると思いますが、状況はどうなっているか。</p> <p>②全体の何割ほどが地中化されているか。</p> <p>③これからの予定はどうなっているか。</p> <p>④電線地中化は長い時間と多額の費用がかかります。現在、無電柱化低コスト工法が盛んに研究され、実際取り入れ</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		<p>6. 沖縄振興特定事業推進費について</p> <p>7. 大型クルーズ船専用バースについて</p> <p>8. 宮古島市熱帯植物園について</p>	<p>ている地域もあるようです。宮古島市も低コストによる無電柱化を取り入れることはできないか。</p> <p>⑤例えば、宮古島市で無電柱化低コスト工法実証モデル事業を取り入れることはできないか。まず、市の見解をお聞かせください。</p> <p>1. 宮古島市は県を通さずに国が直接市町村に配分する「沖縄振興特定事業推進費」の交付は受けているか。</p> <p>①受けているとすると、どのような事業があるか。</p> <p>②これから大いに活用すべきだと思うが、市はどう考えるか。</p> <p>③沖縄振興特定事業推進費を無電柱化事業に活用できないか、市の見解を伺う。</p> <p>1. 大型クルーズ船に対応した専用バース整備事業の進捗状況はどうなっているか。</p> <p>2. ターミナル建設予定のカーニバル社との話し合いはどうなっているか（ターミナルはバース後方につくりたいとのカーニバル社の要望だったと聞いた）。</p> <p>1. 同植物園はきれいに整備されていますけど、いま一つ正直物足りない、何かが足りない。地元の人は見当たらない、観光客もまばらとの観光客からの厳しい評価です。今こそ植物園の活性化を図るべきと考えますが、市はどのように考えているか。</p> <p>2. 例えば、植物園の中に屋台村をつくり、競合しておいしい食事を提供する。子供たちがヤギと触れ合える広場をつくるのか、いかがでしょうか。</p> <p>3. 植物園の中にある体験工芸村も活性化</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>9. 街路樹について</p> <p>10. クルーズ船観光客に係る物販について</p>	<p>のために新しい活用を見つけるべきと思うが、市の見解はいかがか。</p> <p>4. 宮古島市熱帯植物園を指定管理して民間の力で活性化を図ってはいかがでしょう。</p> <p>1. 街路樹として、植樹されているマニラヤシの葉が枯れて景観が損なわれているとの新聞報道がありました。状況を説明してください。</p> <p>2. マニラヤシの葉は大きくて、枯れると道路に落ちて交通の障害となります。街路樹としてふさわしくないと考えていました。私は街路樹に最適な樹木はナンヨウスギだと考えます。緑が濃く成長が早く、台風に強くて根から折れることはない、剪定の必要がないなどいいことづくめです。ナンヨウスギを宮古島の街路樹として多く植えてほしいと思いますが、市の見解はいかがですか。</p> <p>1. 宮古島商工会議所は、指定クルーズ船観光客に係る物品販売を事業者に許可して、許可書を発行していましたが、事業者との何の協議もなく指定クルーズ船観光客に係る物販許可取り消しの通知書を送りつけ、物販を禁止しました。詳細の説明をしてください。</p> <p>2. 一旦許可しておきながら、許可期限内に許可を取り消すとのことは、よほどのことがない限り、あってはならないと思う。「よほどのことがあったのか」、市の見解を伺う。</p> <p>3. 許可取り消し通知書の説明では、「クルーズ船協議会のミーティング」で決定したとのことでした。クルーズ船協議会の説明をお願いします。</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		11. 道路行政について	<p>1. 台風13号の際、富建前の道路が冠水しました。深いところで人の丈ほどあったと聞いています。台風のたびに冠水する道路ですが、市は把握していますか。どのような対応を考えていますか。</p> <p>2. 宮古島市は大雨の際、冠水する道路は何か所ありますか。</p> <p>3. 冠水する原因がおのおの違うとは思いますが、富建前道路の原因ははっきりしています。排水口（グレーチング）の数が足りない。ふやすことはできますか。</p> <p>4. A-76号線の進捗状況を説明してください。</p> <p>5. マクラム通りの整備状況を説明してください。</p> <p>6. 盛加越1号線道路工事の進捗を説明してください。</p>
		12. 農業行政について	<p>1. ナスミバエの宮古での分布状況はどのように推移していますか。答弁してください。</p>
		13. 市指定文化財について	<p>1. 市指定文化財の盛加井（ムイカガー）が荒れ放題になっています。この状況を市はどう考えますか。</p>
18	4番 島尻 誠 君 【質問方式】 一括・再質問から一問一答方式 【質問場所】 演壇及び質問席	1. 市長の政治姿勢について	<p>1. 訴えの提起について</p> <p>①2014年度不法投棄ごみ撤去事業において最高裁で結審した裁判に対して本市が名誉毀損で原告ら6人を提訴する訴えの提起について伺います。</p> <p>②庁議の決定事項について</p> <p>③今回の補正で裁判着手料の予算計上について</p> <p>④この訴えの提起について市長の見解を伺う。</p> <p>2. 2014年度不法投棄ごみ撤去事業について</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		2. 農林水産事業について	<p>①この事業の契約について伺います。</p> <p>②職員によるごみの処理量の水増し計量とごみ計量票の改ざん（偽装）がなされた経緯について伺います。</p> <p>③あわせて民事も裁判で争われたこの問題について業者に対する市の監督、検査等について伺います。</p> <p>④この問題の発端となった原因について伺います。</p> <p>1. 赤土流出による海洋汚染について 大雨や台風などの襲来で、広範囲にわたり圃場からの土壌流出による海洋汚染が懸念される場所である。そこで、どれだけ海洋植物等への影響があるのか伺う。</p> <p>①モズク生産圃場に影響されると見られる土砂の粒子について</p> <p>②浅瀬に群生し生息する海藻類やそれを食用とするウニや貝類、海洋生物への影響について</p> <p>③サンゴへの影響について</p> <p>2. 全国和牛能力共進会に向けての取り組みについて 全国和牛能力共進会が3年後の2022年に鹿児島県で開催されます。県代表としての切符を勝ち取るために行政の大きな支援が必要不可欠です。組織づくり体制の構築をできないか伺う。</p> <p>①和牛改良組合青年部を中心とした組織づくりについて</p> <p>②本市で共進会用の調教用グラウンド、ラウンダーの設置について</p> <p>3. 芋生産農家への支援について伺う。</p> <p>①本市が行う農家支援の現在の状況について</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		<p>3. 福祉行政について</p> <p>4. 教育行政について</p>	<p>②特産品目の可能性について</p> <p>4. ツマジロクサヨトウの被害状況について伺う。</p> <p>①沖縄県全体の被害状況について</p> <p>②発生原因の特定は。</p> <p>③宮古圏域での発生状況、対策について</p> <p>1. 障害を持った方々の支援について</p> <p>①障害を持った方々が入所する各施設の第三者委員会に寄せられる昨年度の報告及び実績についてお聞かせください。</p> <p>②新総合庁舎の障害者専用あるいはスロープ通路、サイン等についてお聞かせください。</p> <p>③聴覚障害者をサポート支援する手話通訳派遣の現状について</p> <p>④手話通訳派遣事業等に関する県への要望を平成29年度に行った成果について</p> <p>2. 高齢者福祉について</p> <p>①高齢者のひとり暮らしの現状と課題について伺う。</p> <p>②在宅介護者の現状と課題について</p> <p>③介護事業所等の現状と課題について伺う。</p> <p>1. 総合体育館の被害状況について</p> <p>①台風13号の襲来で総合体育館の屋根が飛ばされ、体育館内が雨水で被害を受けるなど大きな影響が出ましたが、被害状況についてお聞かせください。</p> <p>2. 職員の不祥事について</p> <p>①ことし8月10日深夜に酔っばらって他人の車を盗んで逮捕された事件、そして暴行容疑で逮捕された市職員とたび重なる職員の不祥事について見解を伺う。</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		5. 台風災害について	1. 台風13号の被害状況について ①農産物被害状況について伺う。 ②被害状況に応じた支援体制について伺う。
19	1 番 新 里 匠 君 【質問方式】 一問一答方式 【質問場所】 質問席のみ	1. 市長の政治姿勢について 2. 上下水道行政について 3. 観光行政について 4. 総務行政について	1. 訴えの提起について伺う。 1. 上下水道計画について ①全体の計画と今後の計画の進め方について伺う。 1. 観光地の施設について ①維持費について ア. 金額を伺う。 イ. 管理状況について修繕は的確に行われているか伺う。 ウ. 港湾施設の使用料の徴収について進捗を伺う。 2. タクシーの待ち場所について ①市内の夜間のタクシー待ち場所の現状について伺う。 ②今後の対応について伺う。 1. 防災、減災について ①県防災訓練について伺う。 ②地区防災計画について伺う（伊良部地区、池間地区）。 ③災害時の電源について伺う。 ④災害時の避難場所の生活環境について ⑤災害時の避難食について伺う。 2. 職員の採用方法、待遇について ①選考採用について伺う。 ②待遇の現状と今後の計画について伺う。 3. 公共施設の維持と利用について ①類似の公共施設の整理計画の進捗について伺う。 ②公共施設、公共用地の利活用による財源確保について伺う。

順位	発言者	発言事項	要旨
		5. 福祉行政について 6. 教育行政について 7. 建設行政について	1. 不妊治療について ①不妊治療への援助について ア. 現状について伺う。 イ. 今後の計画と対応について伺う。 1. 交流都市、栃木県市貝町との児童交流について ①隔年度での派遣交流の実施可能性について伺う。 2. 通学バスについて ①継続的な運用状況の確保について伺う。 ア. 運転手の待遇について イ. バス車両について 1. 17エンドの管理道路閉鎖について ①下地島空港建設時の取り扱い経過について伺う。
20	20番 山里雅彦君 【質問方式】 一問一答方式 【質問場所】 質問席のみ	1. 市長の政治姿勢について	1. 体育施設の状況、整備計画について ①台風13号による市総合体育館、下地、上野、城辺体育施設の被害状況について ②各体育施設の台風被害対策、整備計画について ③各体育施設（市総合、下地、上野、城辺）の利用状況について ④体育施設の今後の利活用計画について 2. 台風、災害発生時の防災対策について ①台風、災害発生時の防災用食料備蓄状況、災害発生時の電力供給、電源設備などの備え状況について 3. 経済効果、活性化に向けた事業について ①フライアンドクルーズ事業内容について 4. 観光地施設整備について ①観光客増に伴う受け入れ態勢として、

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>2. 農業振興について</p> <p>3. 漁業振興について</p>	<p>各観光地での観光バス等、交通量も多く、早急な駐車場整備が必要だが、取り組み状況や整備計画について</p> <p>5. 池間湿原の環境整備について</p> <p>①現在進められている国指定の池間鳥獣保護区しゅんせつ工事の進捗状況について</p> <p>1. サトウキビ等、病虫害防除対策について</p> <p>①病虫害（黒穂病、ツマジロクサヨトウ、ナスミバエ）の発生状況について</p> <p>②病虫害の防止対策、取り組みについて</p> <p>2. サトウキビ増産対策について</p> <p>①圃場の地力向上、土づくりに向けた取り組みについて</p> <p>1. 栽培漁業推進事業計画について</p> <p>①海業センター整備事業の内容説明と進捗状況について</p> <p>②本市における栽培漁業の2018年度事業実績と2019年度事業計画について</p>
21	<p>12番 國 仲 昌 二 君</p> <p>【質問方式】 一問一答方式</p> <p>【質問場所】 質問席のみ</p>	1. 宮古島市の財政について	<p>1. 物件費について</p> <p>①過去10年間で物件費が1.8倍、約25億円ふえています。要因を教えてください。</p> <p>2. 施設の維持管理について</p> <p>①市民球場、総合体育館等の維持管理について伺います。</p> <p>3. 伊良部野球場（屋外運動場）について</p> <p>①伊良部野球場の総事業費が約35億円となっています。当初の説明では総事業費13億円だったと記憶していますが、なぜ倍増したのでしょうか。</p> <p>②事業の優先順位について</p> <p>ア. 6月定例会で緊急性があると答弁した事業計画、（1）市総合体育館、（2）市総合博物館、（3）し尿等</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		2. 訴えの提起について	<p>処理施設、（４）ごみの最終処分場より伊良部野球場を最優先とする理由を教えてください。</p> <p>4. 平成30年度単年度収支について</p> <p>①平成30年度単年度収支が5億円余の赤字となりました。その主な要因は普通交付税の7億円余の減額と大型公共事業の市負担分であるとのこと。普通交付税は今年度も7億円余の減額を見込んでいるとのことですが、平成31年度の単年度収支の見込みを教えてください。</p> <p>1. 市が市民を訴えることについて</p> <p>①市民主権について</p> <p>ア. 私は平成25年12月定例会の市議会議員になって初めての一般質問で「市民主権とは行政運営の場面、場面で直接市民の声を聞き行政に反映していく、そういう努力をしていくことが市民主権の趣旨である」旨の質問を行い、市長も「私も考え方を同じくするものであります」と答弁いたしました。そのお考えは今でもお変わりないでしょうか。伺います。</p> <p>②住民訴訟や市民に対する認識について</p> <p>ア. 住民訴訟については憲法第17条でも地方自治法第242条の2でも定められています。また、「逐条地方自治法」の解釈によれば「地方自治の運営の主体は住民に他ならない」ということです。憲法や法律で認められた訴訟を行った市民を逆に訴えることや市の運営の主体を担う市民を市民の負託を受けた市長が訴えることについての認識を伺います。</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
			<p>③市民を被告とする損害賠償請求のメリットについて</p> <p>ア. 今回、公金を使って6名の市民を訴えるということですが、それは宮古島市民にとってどういったメリットがあるのでしょうか。</p> <p>④識者や新聞の社説について</p> <p>ア. 宮古島市が提訴する動きについて、多くの識者から「独裁的な発想」、「住民への報復」、「民主主義の劣化」、「市民を弾圧」など厳しい言葉での批判が高まっています。また、県紙や全国紙の社説でも取り上げられ厳しい指摘を浴びていますが、これについての見解を伺います。</p> <p>2. 名誉毀損で訴えることについて</p> <p>今回の訴えるきっかけについては今定例会の質疑での答弁で「基本的にはその報告会での報告が引き金になった」旨答弁し、2つの発言を例示しています。そこで伺います。</p> <p>①そもそも今回の市民を訴えることを発案したのはどなたですか。</p> <p>②「訴えの提起」の議案は各部長が参加する庁議で決定されたとのことですが、異論を唱える人はいませんでしたか。</p> <p>③「『裁判を通して不正な行政手法は許されないという基盤が確立された』と強調」したことが引き金になったとのこと。この発言は弁護士が裁判の経過を報告した発言ですが、この発言が6名の市民が市の名誉を毀損したことになるのですか。</p> <p>④「『市は技術的に可能な範囲のごみを</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
			<p>撤去すればいいという契約だったというがこれは裁判になってからつくり上げたもの』などと主張」したことが引き金になったとのことです。この発言は弁護士が裁判の経過を報告した発言ですが、この発言が6名の市民が市の名誉を毀損したことになるのですか。</p> <p>⑤不法投棄ごみ撤去委託業務調査報告書について</p> <p>ア. 平成28年3月11日付宮生環第580号中9ページの「(6) 当該事務に伴う残存ごみ撤去協議書について」の中で顧問弁護士の見解として「(1) 受託者が不法投棄ごみの一部を撤去していないのは、請負契約の不完全履行であると解される。従って委託者である宮古島市が受託者である業者に対して追完履行請求をして、残存ごみの撤去を請求する権限があることになる」、「(2) この宮古島市よる請負契約に基づく履行請求を前提にして、受託業者と協議をして残債務の内容を具体的に確認すべく、委託業務契約の延長として協議書を作成するのは適法、妥当な対応である」としています。説明を求めます。</p> <p>3. 議案書について</p> <p>①民法第723条の規定について</p> <p>ア. 議案書の「公然と事実を適示して他人の名誉を毀損した者に対して損害賠償請求ができると規定している」は明らかに事実と違う文言である。よって、この議案は取り下げるべきです。ご見解を伺います。</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
			<p>②「公然と事実を適示して他人の名誉を毀損した者に対して損害賠償請求ができる」と規定している」は刑法第230条からの引用ですが、その理由を教えてください。</p> <p>③なぜ民法第709条または第710条ではなく、金銭賠償の原則の例外と言われる民法第723条を例示しているのか伺います。</p> <p>④議案書中「2事件の概要」の中で「法廷等で公然と具体的事実を適示しており、本市の名誉が著しく毀損されている」ことについて伺います。</p> <p>ア.「法廷の中で適示した具体的事実」とは何を指しているのでしょうか。</p> <p>イ. その中で著しく毀損されている具体的事実とは何でしょうか。</p> <p>ウ. 識者が「過去の裁判で裁判における主張や証言は適法としている」旨新聞でコメントしています。これについての認識を伺います。</p> <p>⑤議案書の原告に個人名が記載されており、「市議会で可決されても無効だ」との識者の声があります。これについての認識を伺います。</p> <p>4. 裁判で「きわめてずさんな事務処理であるとの誹りを免れない」と指摘されました。そこで伺います。</p> <p>①「不法投棄ごみ残存問題調査特別委員会報告書」について</p> <p>ア. この報告書では事業事務について数多くの疑惑や疑念、問題や指摘事項が列挙されています。これについて市長の見解を伺います。</p> <p>②無効となるべき入札書が有効とされた</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>3. 街路事業（大道線）について</p> <p>4. 総合庁舎建設について</p> <p>5. バブルと言われる宮古島の現状と対策について</p> <p>6. 宮古島国際文化交流フェスティバルについて</p>	<p>問題について</p> <p>ア. この事業の入札書が、入札条件に違反した無効となるべき入札書であるにもかかわらず有効とされ、その入札書を根拠として契約書を交わし事業執行しています。これは契約規則違反ではないですか。見解を伺います。</p> <p>1. 大道線の歩道整備工事について</p> <p>①大道線の歩道整備工事に着手するとのマスコミ報道がありました。6月定例会での答弁では2億7,200万円を県に要求したのに対し、決定額は390万円しかないとのことでした。わずか390万円でどのような工事が可能なのか伺います。</p> <p>1. 昨年12月定例会では総合庁舎建設の事業費は約105億円との答弁がありましたが、お隣の石垣市の新庁舎建設費は約49億円と半分以下です。その差額について説明を求めます。</p> <p>1. アパート等の家賃の高騰について</p> <p>①現状に対する市の認識について</p> <p>ア. マスコミ等でアパート等の家賃が高騰しているとの記事があります。市民の不安、不満の声は深刻です。市としてはどう受けとめているのか伺います。</p> <p>②この問題に対する市の対応策について</p> <p>ア. 市としてこの問題にどう対応する考えなのか伺います。</p> <p>③沖縄振興特定事業推進費について</p> <p>ア. この事業費について伺います。</p> <p>1. 去る6月1日から10日まで開催予定だった宮古島市共催の「第1回宮古島国際</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		7. 漁協への助成金について	<p>文化交流フェスティバル」が開会直前に突然中止になり、参加者や観客はもとより航空会社やホテル等にもかなりの影響があったとのマスコミ報道がありました。そこで伺います。</p> <p>①大会中止による被害、損害は具体的にどのようなものがあるのでしょうか。伺います。</p> <p>②発生した被害、損害に対して、市長は大会長としての責任をどう認識しているのか伺います。</p> <p>1. 外国漁船調査監視助成金について</p> <p>①助成金の内容について説明をお願いします。</p> <p>②この助成金はいつまで続くと見込まれますか。</p>
22	21番 棚原芳樹君 【質問方式】 一問一答方式 【質問場所】 質問席のみ	1. 市長の政治姿勢について	<p>1. トゥリバーリゾート開発について</p> <p>①現在の進捗状況について</p> <p>2. 砂山リゾート開発について</p> <p>①現在の進捗状況について</p> <p>3. 伊良部屋外運動場整備事業（野球場）について</p> <p>①伊良部屋外運動場整備事業は、平成の森野球場を再整備して活用する事業であり、平成30年度から実施計画を行っておりますが、事業内容をお聞かせください。</p> <p>ア. 事業年度についてお聞かせください。</p> <p>イ. 工事費について各年度ごとについてお聞かせください。</p> <p>ウ. 施設の全体計画についてお聞かせください。</p> <p>エ. 全体事業費についてお聞かせください。</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
			<p>4. 伊良部大橋橋詰広場観光拠点施設整備事業の進捗状況と今後の計画についてお聞かせください。</p> <p>5. みなとまち宮古再生プロジェクト検討委員会の進捗状況と今後の計画についてお聞かせください。</p> <p>6. 伊良部地区観光地総合整備事業について現在の状況と今後の計画についてお聞かせください。</p> <p>7. 下地島空港がことし3月31日に開港されました。</p> <p>①下地島空港の国内線、国際線の参入状況と今後の計画についてお聞かせください。</p> <p>②台湾便の計画は怎么样了のかお聞かせください。</p> <p>8. 下地島空港の駐車場及び展望台について</p> <p>①下地島空港南側の通行どめになっている箇所での駐車場の整備と展望台建設はできないものかお聞かせください。</p> <p>②通行どめになっている北側の駐車場の整備について計画はないのかお聞かせください。</p> <p>9. 下地島周辺残地の利活用計画について</p> <p>①現在の状況と今後の計画についてお聞かせください。</p> <p>10. 平成31年3月23日から通行どめの下地島空港の滑走路周辺道路について</p> <p>①大型バスや大型ダンプカーなどについては通行どめも考えられるが、一般車両やレンタカー、自転車、オートバイなどは通行できるようにしてはと思いますが、県に対しての当局の考えをお聞かせください。</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		2. 道路行政について	<p>11. クルーズ船バースの進捗状況と今後の計画についてお聞かせください。</p> <p>12. クルーズ船国際ターミナルビル建設についてお聞かせください。</p> <p>13. 農地転用手続や、保安林の指定解除などの規制緩和について ①現在の状況と今後の計画についてお聞かせください。</p> <p>14. 新博物館の建設について ①場所についてお聞かせください。 ②いつごろになるのかお聞かせください。</p> <p>15. 宮古島市景観条例の見直しについて ①全体的な内容の見直しについてお聞かせください。 ②建設物の高さについてお聞かせください。</p> <p>16. 伊良部高校、伊良部小学校、伊良部中学校、佐良浜小学校の廃校後の利活用についてお聞かせください。</p> <p>17. 通称常任屋から100メートル南側に抜ける排水路の整備についてお聞かせください。</p> <p>1. 宮古島市総合庁舎建設に伴う周辺道路整備計画はないのかお聞かせください。</p> <p>2. 松が原ゴルフ場の東側道路整備計画についてお聞かせください。</p> <p>3. 宮古島メモリアルパーク東側道路整備についてお聞かせください。</p> <p>4. 久松中学校北側の県道から宮古総合開発南側に抜ける道路整備計画についてお聞かせください。</p> <p>5. 伊良部長浜地区の南スーパーから佐和田の浜に抜ける市道の整備についてお聞かせください（県道での整備でもお願い</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>3. 水道行政について</p> <p>4. 福祉行政について</p>	<p>したい)。</p> <p>6. 長浜多目的共同利用施設から佐和田部落に抜ける道路についてお聞かせください(県道での整備でもお願いしたい)。</p> <p>7. 帯岩周辺整備と進入道路整備について ①現在の進捗状況についてお聞かせください。</p> <p>8. 伊良部大橋入り口から長山港への道路整備について(長山港の道路のカーブについて) ①現在の進捗状況についてお聞かせください。</p> <p>1. トゥリバー入り口から伊良部大橋入り口までの水道整備について ①リゾート開発に伴う水道水の確保についてお聞かせください。</p> <p>1. 前年度と今年度の住民健診の受診率の結果をお聞かせください。</p> <p>2. その中で心臓病のリスクの高い死の四重奏と言われる高血圧、高血糖、高脂血症、肥満はどれくらい(何%)いますか。</p> <p>3. 宮古島市民の健康寿命を延ばす対策についてお聞かせください。</p> <p>4. 宮古島市民の脳梗塞、心筋梗塞の予防と対策についてお聞かせください。</p> <p>5. 市民の医療費削減のために市としてどのような対策をしているのかお聞かせください。</p>

◎議長（佐久本洋介君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は23名で、在職する議員全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第3号のとおりであります。

ただいまから、日程第1、一般質問に入りますが、通告外の質問にわたらないよう議事進行にご協力をお願いします。

また、質問方式及び質問場所については、一般質問通告書により事前に通告した方式及び場所を遵守するようお願いします。

なお、議会運営に関する申し合わせ事項により、質問の1人持ち時間は、いずれの質問方式も、答弁を含め、質問者及び答弁者の移動時間は除いて60分以内、質問回数は、一括質問方式については3回以内、一括質問・再質問から一問一答方式及び一問一答方式については回数の制限は設けないこととなっております。

それでは、通告順に従いまして順次質問の発言を許します。

◎我如古三雄君

自由民主党の我如古三雄でございます。よろしくお願ひいたします。

一般質問に入る前に所見を申し上げます。まずもって、先月から相次いで襲来した台風9号、11号、そして13号による被害はまさに甚大であります。被害に遭われた多くの市民の皆様方が復旧に向け、全力で頑張っておられます。当局におかれましても、しっかりとスピード感を持ってその対応方取り組んでいただきたいと思ひます。

変わりました、ご承知のとおり、昨今における宮古島市の生徒たちの文武両道における活躍はまさに目を見張るものがあります。ほんの一部ではありますが、小学校バレーボール県大会における宮古島結の橋クラブの優勝、県中体連バレーボール大会で伊良部島中男子の優勝、県中学卓球大会において平良中女子の優勝、男子の準優勝、それから県吹奏楽コンクールで平良中の金賞、同じく県吹奏楽コンクールで宮古高校の金賞、さらには九州吹奏楽コンクールにおいて北中が見事金賞を受賞するなどなど、枚挙にいとまがありません。宮古の子供たちの実にすばらしい活躍の栄誉をたたえるとともに、教育委員会を初め、学校現場の先生方、関係指導者の並々ならぬご指導に対し、心から敬意を表するものであります。

そのような中、令和元年の節目に文化の殿堂として宮古島市未来創造センターがオープンしたことは特筆すべきであり、これから先知の殿堂として市民を初め、児童生徒たちの知識欲を満たし、未来へ向かって創造豊かな文化の殿堂として、あるいは市民や観光客の憩いの場となることを心から祈念するものであります。当局におかれましては、引き続き市民の暮らしの繁栄のため、しっかりと行政運営に最善を尽くしてもらいたいと希望を申し上げ、私の一般質問に入ります。当局におかれましては、市民にわかりやすい丁寧な説明、答弁を求めます。

まず最初に、市長の政治姿勢について伺います。最初に、宮古空港横断トンネル道の早期整備についてであります。総合庁舎を拠点とした新しいまちづくりを進める上で、今後予想される都市機能の大きな変化に対応するため、道路整備計画の中に盛り込み、早期に整備する必要があると考えます。これまでの要

請の経緯等を含めて市長の見解を伺いたいと思います。

◎建設部長（下地康教君）

平成28年度に市と関係機関による整備促進期成会が発足し、県宛てに空港横断トンネル整備の要請を行いました。これより3年が経過しておりまして、空港周辺において人流、物流状況が大きく変化していく中、本市におきましては当初要請から現在に至るまで沖縄振興拡大会議や美ぎ島美しや市町村会及び圏域別意見交換会並びに宮古管内県機関と宮古圏域市村との意見交換会において毎年継続して要望を行ってまいっております。これに伴い沖縄県の回答は、平良城辺線及び高野西里線など4車線道路の利用状況を踏まえ、道路ネットワークとしての必要性や航空機の安全運航への影響、技術的課題、費用対効果など解決すべき課題が多いことから、今後の検討課題とするとしております。しかし、その後状況が大きく変化をしております。具体的には、市総合庁舎が建設中であること、それとサンエーなど大型店舗の建設が近々着工すること、これらを勘案しますと新たな道路ネットワークを構築することは喫緊の課題であることから、県に対し再度要求をしまいたいというふうに考えております。

◎我如古三雄君

わかりました。そういうことで、同じような質問になるかと思うんですが、本市がさらなる活性化、あるいは市民の利便性の向上を考えた場合、経済的メリットはかなり長きにわたってはかり知れないと考えております。早期に重要課題として取り組む必要があると思います。再度伺います。

◎建設部長（下地康教君）

本市では、今後沖縄県が進める宮古県域道路網整備計画において、宮古空港横断トンネルの必要性について重要課題として提案していく予定であります。やはり大型プロジェクトというのはいきなり工事が始まるわけではありません。そこで、やはり調査等々の下準備がございますので、その件に関しましても県にですね、調査の要求をしていきたいというふうに考えております。

◎我如古三雄君

これまでの要請等を、一過性のものにするのではなくですね、今後粘り強く要請をお願いをしたいと思っております。以前において東京直行便の要請等、宮古6市町村でかなりの強力な要請をした経緯があります。あるいは、伊良部大橋についてもしかりでございます。当時の10社協ですか、11社協、各団体を網羅して国に要請を展開したと、そういった経緯等も含めて県に対する、宮古島市が丁寧な説明を求めていけば未来は明るいというふうに思っております。いずれにしても、道路網の整備はお互いの経済的メリットにはかり知れない影響を与えるのは間違いありません。空港東側、ドームができて、あるいは大型ショッピングセンター、もうホテルも着工しております。それと、旧町村部への車の流れ、物の流れ、大変いい将来が築けるものと思っておりますので、当局におかれましては粘り強い要請をお願いをしたいと思っております。

次に、県営宮古広域公園の整備についてであります。現在の進捗状況と着工予定時期について伺いますが、全体の面積はどのぐらいか。用地買収は進んでいるのか。それから、都市計画決定、あるいは変更、そういった状況があらうかと思っております。これについて伺いたいと思います。

◎建設部長（下地康教君）

宮古広域公園は、前浜ビーチ背後の約50ヘクタールの県営公園で、現在の進捗状況について県宮古土木

事務所に確認をしたところ、今年度は令和2年度で事業着工に向け環境影響評価を実施しつつ、都市計画決定の手続を行っているとのことでございます。手続の状況としまして、沖縄県が与那覇地区コミュニティーセンターにおいて4月に住民説明会、5月に公聴会を実施し、6月に本市都市計画審議会で審議に諮った後、6月11日から7月24日まで都市計画案に対する公告縦覧等を行ったところでございます。今後は、令和2年2月予定の沖縄県都市計画審議会を経て、3月末中の都市計画決定に向け取り組んでいるということ聞いております。今後のスケジュールにつきましては、令和2年度に事業着手、令和3年度以降に用地買収及び工事着手を目指す予定というふうに聞いております。

◎我如古三雄君

全体の面積が50ヘクタールというふうなことであります。この50ヘクタールの中に、公園内にどのような施設を整備する計画なのか、施設等について伺いたいと思います。

◎建設部長（下地康教君）

宮古広域公園は、「海と海辺を活かした公園」をテーマに、砂浜や保安林は保全系エリアとして自然を極力保全し、その背後を活用系エリアとして公園施設を整備するというふうになっております。具体的な施設としまして、情報発信拠点となるビジターセンター、大規模イベント等に対応できる大芝生広場、大型遊具のある遊具広場、市民スポーツに対応した多目的広場、宮古馬と触れ合う宮古馬牧場、オートキャンプが可能な林間キャンプ場、スケートボードのできるスポーツパーク、海辺を利用する方のサービス施設としてのビーチハウス、マリンハウスなどを整備する予定というふうになっております。

◎我如古三雄君

ありがとうございます。いろんな諸施設が整備される予定でございます。宮古島市民が待ちに待っている公園でございます。早期の整備に向けて取り組みよろしくお願ひしたいと思います。

次に、まだ着工もしておりませんが、着工して整備ができてきます。そういうことで、供用開始という時期はどのぐらいを見ているのか、いつごろを予定しているのかお聞きします。

◎建設部長（下地康教君）

当公園の全体の供用開始につきましては事業開始から十数年程度を要する見込みでございますけれども、部分的な施設が完了しますと、暫定供用ということなども考えなくてははいけませんので、早期の事業発現を目指して取り組むというふうに聞いてございます。

◎我如古三雄君

ありがとうございます。早期に着工、そして供用開始ができて、市民に親しまれるスポーツ公園としていろいろと利用できるように当局としても万全を期して取り組んでもらいたいと要望いたします。

次に、東京オリンピックに向けた宮古島市における事前キャンプの受け入れ状況について伺いたいと思います。現在の受け入れ状況と今後の見通しについて伺います。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

東京オリンピックに向けた本市の事前合宿の受け入れ状況についてお答えします。

昨年から受け入れ可能な競技としてトライアスロン競技を選定し、県と連携のもと、オーストラリアのトライアスロン代表チームの誘致活動を進めてまいりました。誘致活動の結果、オーストラリアのトライアスロン代表チームは、昨年の5月13日の視察を含め10月27日から11月7日まで事前合宿候補地としての

テスト合宿を行い、宮古島の自然を含めた施設等の環境が素晴らしいとの評価をいただきました。ことしの4月12日、全日本トライアスロン宮古島大会の開会式に合わせ、オーストラリアトライアスロン連盟と東京2020オリンピック・パラリンピック事前合宿に関する覚書締結式を行いました。覚書締結後、5月9日から15日までの7日間、8月2日から13日までの12日間の日程でパラリンピック代表候補選手らを含めたオーストラリア代表チームの宮古島合宿が実施されました。次年度の合宿としましては、2020に開催される東京オリンピック・パラリンピックの本番に向けて、来年の5月と8月に事前合宿の実施が予定されております。今後は、これまで行われた合宿等を通して出てきた課題について関連する機関と協議しながら、万全の体制で本番へ向けた事前合宿の受け入れ態勢を強化してまいります。

◎我如古三雄君

確かにこういった把握できない部分もかなりあると思います。競技や個人的、あるいはプライベートで来島している競技者の方々も多分に多いと思います。オリンピックの有力候補選手がいろいろとやってくるのではないかと思います。宮古島のよさをPR、アピールする絶好の機会でもありますから、しっかりとそういった受け入れ態勢についても当局、行政側のサポートをよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、宮古島市総合体育館の建設及びその一帯の公園整備について伺います。宮古島市総合体育館は昭和59年、基地周辺対策事業を導入して建設されたものでありますが、36年ほどですか、経過していると思います。現在においてこの現施設の整備事業にかかった借入れの残高について伺います。たしか2億2,000万円ぐらいの借入れがあったと思いますが、その借入れ残高はまだ残っているのか、完了しているとすれば何年度において完了しているのか伺いたしたいと思います。

◎生涯学習部長（下地 明君）

総合体育館の整備事業にかかわる借入れ残についてという質問でございました。施設整備については、防衛施設庁補助3億8,596万円、起債4億2,700万円、一般財源6,925万4,000円、計8億8,221万4,000円で建設されております。我如古三雄議員ご指摘の借入れ残については、平成16年度で全て償還完了となっております。

◎我如古三雄君

借入れ残高、全て完了しているということでもあります。

以上を踏まえて伺いますが、それでは現総合体育館の耐用年数の調査だとか、補助事業の調査等も含めて建設に向けた具体的な取り組みについて伺いますが、宮古島市のスポーツ推進協議会や体育の総合的な計画を立てるそういった委員会等があると思うんですが、そういった委員会等を網羅しての総合体育館の改築に向けた取り組み、現在の取り組みの状況はどのようになっているのか伺いたしたいと思います。

◎市長（下地敏彦君）

今のところ、建設検討委員会の設置については設置をいたしておりません。台風13号の被害状況から、改築ではなく新たな体育館の建設が必要であると考えております。

◎我如古三雄君

次に、毎年襲来する台風のたびに雨漏りを初め、大きな被害が後を絶ちません。同時に、県大会や多くのスポーツ大会などの開催に支障を来している。このゆとりのある駐車場の整備、あるいは学びの森公園

と連結したその周辺一帯の市民の憩いの広場など、市民を初めとする児童生徒たちにより一層の夢と希望がかなえられるような、またスポーツアイランド推進のためにも時代にマッチしたサブアリーナも含めた新たな体育館の建設が必要と考えます。

そこで伺いますが、スポーツアイランド宮古島としての本市のシンボリックな存在になるような現施設の一帯が公園化に向けた取り組みができないものか。体育館北側の学びの森公園は、台風のたびに倒木等によって遊歩道が塞がれたりしております。一方、市民にウォーキングやジョギングコースとして親しまれておりますが、かなり暗いイメージが強いのも否めません。この学びの森公園がもっと広く市民にオープンに活用できるような、なおかつ体育館と連結した周辺一帯が公園整備と絡めた取り組みができないものか伺いたいと思います。

◎市長（下地敏彦君）

総合体育館と隣接する学びの森公園を一体化施設として整備できないかということではありますが、学びの森公園は市民の憩いの場として現在も広く活用されております。今後もその機能を生かした利用を進めてまいりたいというふうに考えており、新たな総合体育館とは切り離れた形ですね、整備は進めてまいりたいと思っております。新たな総合体育館の建設については、自民党沖縄振興調査会への9月2日に新総合体育館整備事業について沖縄振興特定事業推進費の活用を認めていただきたいという要請をしたところです。市といたしましては、今後も継続して国や県への要請活動を行うとともに、高い補助率にて事業の導入ができるよう取り組んでまいりたいと思っております。我如古三雄議員のおっしゃっています駐車場を整備する、あるいはサブアリーナを整備するというのもあわせた形で新たな体育館の整備は検討してみたいと思います。

◎我如古三雄君

スポーツアイランド宮古島としてのスポーツの殿堂となるような体育館の建設が必要と。また、広く市民のほうもそのほうを待ち望んでおります。行政側の強力な対応をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、幼児教育、保育の無償化について伺います。いよいよ10月からスタートいたします無償化制度の取り組みについて、幼稚園、保育所、保育園、認定こども園などに通う3歳から5歳までの子供たちの利用料が無償化するに伴い、施設の関係者等対象に説明会等が実施されたと思いますが、この制度の円滑なスタートに向けて体制はできているのか、無償化制度のスタートに当たってこれまでどのような取り組みを実施してきたのか伺いたいと思います。

◎福祉部長（下地律子君）

幼児教育、保育の無償化についてお答えいたします。

無償化制度の取り組みについてでございますが、認可保育施設向けの説明会を7月30日と8月29日に、認可外保育施設向けの説明会を8月13日に行いました。また、公立幼稚園では、午後の預かり保育を利用する保護者宛てに認定のための申請依頼を7月29日に発送し、私立幼稚園、こども園へは8月1日と2日に各園を訪問し、制度の説明を行ったところでございます。保護者への周知方法といたしましては、「広報みやこじま」、ホームページ、FMみやこなどを利用して行っており、新たに申請が必要な認可外保育施設等を利用している保護者へは施設を通して認定のための申請書を配布しております。加えて、新聞各社の案内板や伝言板のコーナーへも掲載を行っているところでございます。また、全ての費用が無償とな

るわけではなく、副食費の支払いが生じることを周知するためにチラシを作成し、保育所、こども園等の施設を通して配布しているところがございます。申請手続に関してでございますが、10月1日より無償化の対象となるための受け付けは9月20日を最終締め切りとしており、それ以降に申請を行った場合は11月からの無償化の対象となります。認可外施設等の手続といたしましては、施設の確認申請が必要となりますが、まだ申請書を提出していただけていない施設もありますので、10月に間に合うよう申請を促しているところがございます。

◎我如古三雄君

次に、幼保無償化で現在の保育料より実質負担がふえる逆転現象と言われるものが本市において生じるのか。つまり無償化イコール実費負担ゼロと勘違いをしている保護者もなきにしもあらずではないのか。混乱が懸念されますが、その点は大丈夫なのか伺いたいと思います。

◎福祉部長（下地律子君）

まず、幼保無償化で実質負担がふえる逆転現象が生じないかというご質問でございます。現在の宮古島の保育料につきましては、被保護世帯、あと非課税世帯を除きまして保育料無償化後の副食費の徴収を予定しております4,500円を下回る保育料の設定はございませんので、無償化に伴って負担が逆転するということはございません。ただし、現在宮古島市におきましては、市独自の単独事業としての取り組みといたしまして、多子世帯、これは同一世帯に中学3年生以下の子供が4人いる世帯になるんですが、そちらの利用者負担額を免除しております。今回の無償化に伴いまして副食費が利用者負担額から分離され実費徴収となったことにより、副食費の負担が発生する世帯が出ることとなります。ただし、今回副食費、国の制度でいいますと副食費の免除の対象とならない多子世帯につきましては、保護者の負担増とならないよう引き続き副食費の免除を行うこととしております。

◎我如古三雄君

ありがとうございました。

次に、保育料の一部に副食費が含まれていることを知らない世代への周知等はされているのかどうか、再度伺いたいと思います。

◎福祉部長（下地律子君）

副食費の周知についてお答えいたします。

保育料の一部に副食費が含まれていることを知らない世帯への周知についてでございますが、先ほども述べましたとおり、副食費の支払いが生じることを周知するためにチラシを作成し、保育所、こども園など施設を通して保護者に対し配布をしているほか、ホームページ、行政チャンネルやFMみやこ等を利用して周知を行っているところがございます。

◎我如古三雄君

無償化を強調しないような、そういった説明の仕方にも工夫が必要かと考えます。そういった対策もとれているようでございます。

次に、給食費の無償化とキャッシュレスシステムの導入について伺います。認可外保育園に通う子供たちに必要な給付手続が情報通信技術を使ってウェブ上で簡単に行えるキャッシュレスシステムを県内の豊見城市が全国で初めて導入するとしております。無償化に係るシステム導入費用は、国の補助金を活用で

きるようであります。本市においても大いに進めるべきと考えますが、取り組む考えはないのか伺いたいと思います。

◎福祉部長（下地律子君）

無償化のキャッシュレスシステムの導入についてでございます。キャッシュレスシステムの導入につきましては、認可外保育施設等を利用する方は一度施設に利用料を支払い、施設利用証明書及び領収書を添えて市へ請求することで無償となる、いわゆる償還払いとなります。そのため、保護者の負担軽減の観点から、キャッシュレスシステムの導入につきましては次年度の実施に向け検討していきたいと考えております。

◎我如古三雄君

システム導入によって認可外、園側の事務の手続も簡単になると、保育料の立てかえの必要もないと、現物給付がしやすくなると言われておりますから、どうぞ前向きに検討してみたらどうかと考えます。

次に、県道243号線、通称マクラム通り、下里工区拡幅工事の5年おくれについて伺います。県道243号線、通称マクラム通りの拡幅工事、下里工区と呼ばれている平良下里通り入り口のヤコブ保育園交差点からサンエーカママヒルズ店までの計画区間、下里工区がマスコミ報道によりますと当初予定していた2021年度完了から大幅におくれて2026年ころになると報道されました。実に5年おくれであります。今現在においても延々として工事が進展しないというか、着手できない状況に不満、怒りともとれる市民の声が日に日に大きくなっております。県道でありますから、沖縄県の管轄であることはよくわかります。しかしながら、市としても県との協力体制の構築、常にしていかなければならないと考えます。

そのことも踏まえて伺いますが、現在の進捗状況と今後の整備計画はどのようになっているのか伺います。

◎建設部長（下地康教君）

県に対する当局の対応についてでございますが、令和元年度宮古管内県出先機関と宮古圏域市村と意見交換会におきまして、県道243号線、当該路線マクラム通りのことでございますけれども、が果たす役割は重要であるというふうに認識しておりまして、引き続き道路拡幅整備の早期実現に向けた取り組みを強化していただきたい旨の要望を行っております。そこで、市としてもしっかりと県に対してこの状況を説明といいますか、その住民のですね、声を説明をして、しっかりと要望を行っていきたいというふうに考えております。

◎我如古三雄君

いろいろと県との連絡体制といいますか、できているようでございますが、先ほども申しましたが、県との協力体制の構築というものは大変重要であると考えます。説明によりますと、本路線の拡幅工事において用地交渉がかなり予想以上に難航しているというふうなことであります。工事着手を目指した拡幅工事の早期完了に向けて、市当局の対応次第で進展する可能性は大きくなると思っております。本工事に関して県と宮古島市による協議などは今後とも、これまでもあると聞いておりますが、しっかりと今後の当局の対応についてもお聞きしたいと思います。

◎建設部長（下地康教君）

まず、当該路線につきましては、土木事務所に問い合わせたところ、現在の進捗状況については本年度

の事業費が1,000万円ですね、物件調査業務という形になっておりまして、平成30年度末の進捗状況は、1.1%となっているところでございます。先ほども申し上げましたようにですね、これは適宜機会あるごとに、県に対して要望をしておりますので、またしっかりとその現状、地域のですね、声をしっかりと県に届けていきたいというふうに考えております。

◎我如古三雄君

どうぞしっかりとしたまた対応をお願いをしたいと思っております。

次に移ります。水道水の硬度低減化施設の機能停止問題及び再発防止対策について伺います。平良袖山にある水道水の硬度低減化施設が制御盤の障害により機能停止となり、当時当局の説明によりますと水の硬度が通常の2.5倍に上がるなど、それから口当たりに変化が起これ、洗濯の際に泡立ちが悪くなるなど、市民に大きな不安を与えました。市民の生活に直結する水問題で、昨年4月に伊良部南区で起きた水道機器の破損による長期の断水問題を思い起こした市民も多いと思います。

そこで伺いますが、機能停止となった主な原因は何なのか。今後同じような問題が生じないのか。発生しないよう市民に不安解消も含めて丁寧な説明が必要かと思えます。よろしく申し上げます。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

硬度低減化が機能停止となった主な要因についてですが、袖山浄水場硬度低減化施設は、水道水となる地下水の硬度が高いため、硬度成分を低下する施設として平成11年4月より供用開始され、現在までに20年を経過しております。機能停止となった7月26日は、電気保安協会により年1度の法定電気設備点検を実施していたところで、予定どおりに電気設備点検終了後、電気は復旧しました。しかしながら、硬度低減化施設の制御装置盤にエラーが表示され、機器が正常に作動しないため調査した結果、直流電源装置の故障が判明しました。そのため、空輸により部品を取り寄せ交換を行った結果、7月26日午前4時ごろより機能停止した硬度低減化施設は翌27日午後4時ごろには完全復旧となりました。

◎我如古三雄君

今回施設の機能停止問題は、制御盤のエラーが発生したと、電源装置の故障が判明したということですが、この徹底した原因の究明と、再発防止対策はなされているのかどうか再度伺います。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

徹底した原因の究明と再発防止対策については老朽化施設が大きな原因であると考えられますので、各機器の精密点検及び今後における法定点検時にはメーカーを立ち合わせるなどの対策を行ってまいります。なお、当該施設においては現在更新するための調査業務を行っており、今年度完了することとなっております。今後は、その更新計画に基づいて施設の更新を行ってまいります。

◎我如古三雄君

日常的に機器等の管理点検をしっかりと行っておれば、今回のような問題は未然に防げたというふうに思っております。しっかりと危機感を持った対応を望むものであります。

次に、宮古島市の年間水道水配水量の増加について伺います。本市の平成30年度の水道事業会計決算書によりますと、昨年度水道水配水量が前年度18万立方メートルを上回っております。配水量が増加していることに市民の不安も大きなものがあります。この配水量増加の主な原因について伺いたいと思えます。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

近年の配水量増加の主な原因としては、観光客の増加に伴いリゾートホテルの増加、アパート等やその他施設の増加及び人口増加が主な要因と考えられます。

◎我如古三雄君

次に、1日最大配水量の増加、この前年度の比較について伺います。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

1日最大配水量の前年度との比較でありますけど、平成29年度は約3万1,400トン、平成30年度は約3万1,100トンとなっております。

◎我如古三雄君

次に、配水量増加に伴う安定的な供給について伺いますが、今後とも需要量が増加するのは十分考えられます。現在の施設能力で対応可能であるのか再度伺います。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

施設が大丈夫かという質問だと思いますが、配水量増加に伴う安定的な供給については、現在の施設能力は1日当たり3万4,000トンの配水能力がありますので、十分に対応可能であると考えております。しかしながら、今後においても需要量が増加することが予想されることから、計画の前倒しを行い対応することとしております。その中において、緩速ろ過池は今年度において調査設計を発注済みで、次年度の令和2年度内には供用開始の予定となっております。また、新水源開発計画については、新たな水源の候補地検討業務を昨年度、平成30年度において実施しており、今年度は加治道流域及び東添道流域にて揚水試験を実施することとしております。それらのことにより、令和4年度までには計画水量3万8,400トン、浄水処理能力3万7,300トン、1日平均配水量が2万8,200トン、1日最大配水量3万7,000トンを見込んでおります。

◎我如古三雄君

よくわかりました。ありがとうございます。

次に移ります。宮古空港立体駐車場の早期整備について。これは、昨年同僚議員からも質問がありましたが、その後どうなっているか。宮古空港駐車場は沖縄県の管理になってはおりますが、多くの利用者がより快適に利用しやすいような駐車場環境整備を目指すためにも、加えて多くの市民からの指摘も受けております。

そこで質問いたしますが、入域観光客の急激な増加等に伴って駐車場が狭隘となって、そのために必然的に一般道路、つまり市道A—79号線に駐車している市民が少なくありません。改善策として立体駐車場を早期に整備する必要があると考えますが、当局の見解を伺います。

◎建設部長（下地康教君）

宮古空港は、近年乗降客数が170万人余りとなり、それに伴い駐車場の利用率が増大し、駐車スペースが不足している状況でございます。宮古空港駐車場は沖縄県の管理下にあり、立体駐車場整備等増設について確認したところ、利用状況などの実態調査を行い今後検討する必要があるというふうに答えております。市としましては、混雑解消を図るため、立体駐車場整備等増設整備実現に向け要請を行っていきたいというふうに考えております。

◎我如古三雄君

ここ数年というより、日増しに車両の増加が本当に目に余ります。宮古空港内においても、一般車両を初めとして多くのレンタカー、あるいは大型観光バスであふれております。このような中であって、利用者からは駐車場が満車のため駐車ができない状況との指摘と不満があります。現在駐車場の利用状況と実態調査中と言っておりますが、調査はいつまでに終了するのか。前回も同じような答弁でありました。全く進展のない状況ですが、県に対する要望は行っていないと思われれます。実態調査が終わっている段階ではないのか、調査はいつまでに終了するのか伺いたいと思います。

◎建設部長（下地康教君）

実態調査などに関するご質問にお答えいたします。

我々としては、そういった調査の実施を県のほうに要望しておりますけれども、現実的にそれが行われたという報告は受けてございません。しかしながら、やはり現在の状況を鑑みてですね、やはり駐車場のスペースを増設するのは喫緊の課題だというふうに認識しておりますので、今後ですね、強く市長を初め、県にですね、要請行動を行っていきたいというふうに考えております。

◎我如古三雄君

公共の駐車場、あるいは民間の駐車場、どこの駐車場においてもいつでも24時間満車の状態等はありません。満車であったり、たまには空車のときもあります。いつでも駐車ができるような体制が利用者にとっては欲しいわけであります。このように駐車場が整備されたらですね、この北側の、つまりこの市道A-79号線に駐車することもないと考えます。市道における駐車は本当に感心できません。利用状況及び実態調査に余りこれ時間をかけてはならないと思う次第であります。実際問題として、駐車場の空きが出るまで空港内の道路を4周も5周もぐるぐる回るとか、あるいは空港内の警備派出所とイタチごっこをしている、そういった話もよく耳にいたします。大変時間のロスでもあります。どうかこの立体駐車場の整備実現に向け、県に対する要請を重ねて強く要望したいと思っております。

次に、し尿処理における浄化槽汚泥濃縮車の導入について伺います。汚泥濃度の平準化、変動への対応、あるいは水のリサイクル、収集運搬の効率化、あるいは地球温暖化防止等において有効とされる浄化槽汚泥濃縮車の活用が自治体で普及しております。施設の維持管理も含め、県内で唯一のエコアイランド宮古島としての観点からも導入すべきと考えますが、今後その計画はあるのかどうか伺いたいと思います。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

汚泥濃縮車の導入についてのご質問にお答えいたします。

宮古島市におきましては、公共下水道整備地区外の事業所、それから各家庭から排出されるし尿、浄化槽汚泥等につきましては、し尿等下水道投入施設に搬入し、前処理後20倍に希釈、つまり薄めまして、公共下水道の処理施設に投入して処理を行っております。汚泥濃縮車は、浄化槽からくみ取り時に浄化槽汚泥等の処理を同時に行いまして、処理水は浄化槽に戻すということで、残った汚泥を凝縮して搬入するというものでございます。この汚泥濃縮車を導入することによってし尿、浄化槽汚泥等の排出量が減りますので、宮古島のし尿等下水道処理施設に搬入する量も減るということになります。しかしながら、下水道の投入施設で受け入れを行っております公共下水道施設への負担を考慮し、現在は20倍に希釈して投入していることから、濃縮した汚泥等を投入することによってこれがどういう影響が出るのか検討することが必要であるというふうに考えております。まずは、浄化槽汚泥濃縮車を導入しております自治体、岐阜県

とかですね、鹿児島のほうが多いというふうに伺っております。そういう自治体で利用状況の調査を行いまして、この結果を踏まえて公共下水道のほうに負担、影響が出るのか出ないのか、その辺を検討していきたいというふうに考えております。

◎我如古三雄君

今行政の最大課題というのは下水道整備、とりわけし尿処理が一番の課題と考えております。処理施設の増設も含め、し尿処理の問題を最優先に取り組むべきだというふうに考えております。

次に、国民健康保険について伺います。近年外国から本市に移り住んでいる外国の方々、就労者がふえております。現在本市において外国人の方々で本市国民健康保険に加入している状況、割合はどのようになっているのか伺いたしたいと思います。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

8月末現在、宮古島市における在留外国人は563人となっております。このうち多くの外国人が就労可能というふうになっておりますけれども、実際に働いている外国人の数は把握できておりません。したがって、国民健康保険の加入割合がどれくらいあるかという数値については今算出することができません。ただ、本市に住民登録がある外国人労働者で国民健康保険に加入している人数は、令和元年8月末現在で男性が38名、女性が63名の合計101名となっております。

◎我如古三雄君

加入状況がわかりました。

次に、このように多くの方々が、101名も加入しているわけですが、中にこういった保険料、税の滞納状況というふうなものはあるのかどうかちょっと伺いたしたいと思います。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

外国人労働者で国民健康保険に加入している101名のうち、94名の方が納期限内に納付を行っております。7名の方がまだ今現在納付をしていないということでございます。

◎我如古三雄君

7名ほど滞納があるということでした。こういった滞納指導についてはどのような指導、あるいは対処しているのかちょっと伺いたしたいと思います。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

宮古島市におきましては、国民健康保険に外国人の皆さんが加入する際には、雇い入れております事業主の方がほぼ一緒に届け出に來ますので、そのときに国民健康保険税の納付、それから各種届け出の協力を依頼を行っております。納期限内に納付がない場合は改めて事業主の皆さんに連絡をして、納付をするように声かけをしてお願いをしているところでございます。

◎我如古三雄君

こういった外国人就労者というのは、永住といいますか、そういったものはなかなかないと思うんですが、それはこの多くの中には永住を希望する者もいるかと思えます。滞納繰り越しがないように今後ともしっかりとした指導をお願いしたいと思っております。

次に、マイナンバーカードの取得状況について伺います。マイナンバーカードの本市の現在における取得状況はどのようになっているのか、取得率等も含めて伺いたしたいと思います。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

マイナンバーカードの取得状況につきましては、令和元年8月末現在の人口5万5,327名に対しまして、取得件数は6,142件、取得率は11.1%となっております。ちなみに、これは同時期の比較ではございませんけれども、平成30年12月1日現在、宮古島市は9.9%でしたけれども、県のほうは9.8%と宮古島市を若干下回っておりましたので、現状もそういう状況にあるかというふうに考えております。

◎我如古三雄君

このマイナンバーカードの取得はですね、実質的に今後義務化になります。政府は、その前段として、国や地方の全ての公務員に個人番号の記載されたマイナンバーカードを2019年度、つまり今年度末までに取得させるというふうにしております。交付申請書を一斉に配って、まだ取得していない方々に手続きを強く促すとしております。実質的に今後義務化になるわけですが、公務員が先につくって事務周知を避ける狙いもあるというふうに考えます。市として今後住民への普及率を高めるための対策と手だてはどのように対処しようとしているのか伺いたいと思います。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

マイナンバーカードの普及率を高めるための対策といたしまして、今後保険証としての利用、それから社員証としての利用、あらゆる分野で活用が見込まれることから、多くの市民に対し広報誌、それからマスコミによる広報、さらには市役所窓口での出生届や転入届の申請の際にカード取得の申請も促すなどの周知を強化していきたいというふうに考えております。

◎我如古三雄君

ちょっと時間が厳しくなってきましたので、ちょっと飛ばして、農業振興の葉たばこ生産振興についてはちょっと割愛させていただきたいと思います。

次に、ムラサキイモの生産振興について伺います。宮古島産のムラサキイモの生産基盤が年々拡充し、内外から脚光を浴びておりますが、現在の生産状況と今後の見通しについて伺います。

◎農林水産部長（松原清光君）

現在宮古島市かんしょ生産組合に加入している農家戸数は34戸で、平成30年度の生産状況は作付面積で13.1ヘクタール、生産量は161トンとなっております。作付面積、生産量とも増加傾向にあるため、今後の安定供給体制を図るためにも安定した販路の確保を生産者と協議を行い、生産者の反収増収、生産性の向上に努めてまいりたいと思っております。

◎我如古三雄君

かなり時間が厳しくなってきました。ムラサキイモの生産振興についても今後拠点産地認定に向けてどうぞ取り組みを強化してもらいたいと思っております。畜産振興については、割愛させていただきます。次回に質問させていただきたいと思います。

以上いろいろと取り上げ質問してまいりましたが、課題等もたくさんあろうかと思っております。全て本市の振興、発展に、施策であるというふうに考えておりますから、推進あるいは改善等に向けてよりスピーディーな対応を要望して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

これで我如古三雄君の質問は終了しました。

◎前里光健君

9番、前里光健です。一般質問に入る前に申し上げます。

このたび9月5日から、また6日にかけて宮古島に襲来をしました台風13号により被害を受けられた市民の皆様には心からのお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

それでは、令和元年9月定例会に当たり、通告に従いまして一般質問を一問一答にて行います。当局におかれましては、市民の皆様にはわかりやすい丁寧なご説明、ご答弁をよろしくお願いいたします。

まず初めに、市長の政治姿勢についてです。去る9月5日から6日、宮古島に襲来した台風13号による被害についてでございますが、宮古空港では今回の台風の瞬間最大風速61.2メートルを観測しました。過去10年間の統計においては、一番強い風力の台風であったとの発表でございます。

まず1点目に、今回の台風時、本市はどのような対応、いわゆる事前対応から事後対応までを行ったかお尋ねいたします。

◎総務部長（宮国高宣君）

今回の台風時にどのような対応を行ったかということでございます。質問の件に関しましては、時系列で説明させていただきます。

まず、9月3日の11時30分から宮古島地方気象台にて令和元年台風13号の説明会が開催されました。それを受け、同日13時30分に本市の災害警戒本部事前会議を開催し各部長へ周知を図り、台風時の対応についての確認を行いました。また、市民へは4日の夕方から行政チャンネル、宮古テレビ、FMみやこ、市のホームページやフェイスブックを活用して台風情報や大橋の閉鎖時刻、公立保育園、学校等の情報、ごみの搬入に関する情報など、台風に関するさまざまな情報を準備が整い次第発信をしております。同日22時13分に台風警報が発令されたため、宮古島市災害警戒本部を立ち上げ、担当職員一丸となって防災計画にのっとり対応に当たりました。受け入れ準備のできた避難所から次々と避難者の受け入れを始め、警戒本部は情報収集と沖縄県防災情報システムや防災無線を利用して情報の発信等を行いました。翌5日には、一日中暴風に見舞われており、市職員はおのおのの担当部署において対応に当たっております。ちなみに、この対応につきましては、消防本部は救急要請に対する対応、市民生活課、各支所においては避難所の開設、運営、道路建設課におきましては県と連携した大橋の開通についてでございます。防災危機管理課が情報収集、発信等を行っております。6日午前2時10分に暴風警報が解除されたため、同時刻に宮古島市災害警戒本部を廃止し、同日職員の登庁と同時に、おのおのの部署で被害状況の調査に当たり、17時には被害状況の速報を発信しております。翌7日には、西銘恒三郎国会議員や沖縄県の謝花喜一郎副知事らが被害状況の視察に来島されておりましたため、関係職員はその対応に当たっております。一部地域では、停電の影響が長引くことが懸念されたため、公共施設を開放して、洗濯機や携帯電話の充電器の設置を行っております。現在もおのおのの担当部署において被害の対応に当たっております。

◎前里光健君

時系列でお答えいただきまして、ありがとうございます。

次に、2点目に台風13号における本市の全体的な被害状況についてご説明を願います。

◎総務部長（宮国高宣君）

本市の被害状況についてでございます。既にマスコミ等でも報じられてはおりますとおり、今回襲来した台

風13号は本市に甚大な被害をもたらしました。6日の16時現在の速報において、本市所有の施設等に関しましては総合体育館、リフレッシュパークを含め47施設、床上浸水1カ所、民間の福祉施設3カ所、施設の被害額は1億1,300万円と報告させていただいております。農作物に関しましては、本市の基幹作物でありますサトウキビが2億3,700万円、野菜はオクラ等で730万円と報告させていただいたところでございます。人的被害は、軽傷者が5名であります。何より電柱の倒壊等もあり停電が最大2万590世帯で発生し、復旧に時間がかかった箇所もあることから、大変不便な思いをされた市民もおられたと認識しております。

◎前里光健君

ありがとうございます。甚大な被害を受けたということでございます。また、先ほどご答弁いただきましたけれども、沖縄県知事、副知事も来島されましたし、またさらには国会議員の先生方もご来島いただいております。

それを受けてですね、今後被害回復に向けてどのような支援を検討しているのかご答弁願います。

◎総務部長（宮国高宣君）

被害回復に関しての支援につきましては、まず市民の皆様からのお問い合わせに対し、担当部署にて相談させていただいた上で対応させていただいております。農作物の被害救済に関しましては、沖縄県農業共済組合が対応に当たっております。また、沖縄振興開発金融公庫や市内金融機関におきましても台風13号関連特別支援融資の申し込みを受け付けております。各金融機関及び各保険会社への申請の際には、本市が発行する罹災証明書または罹災届出証明書が必要となりますので、これらの証明書発行につきましては市役所防災危機管理課にお問い合わせくださるようお願いいたします。

ちなみに、これまで罹災証明書の発行及び相談件数でございますけど、罹災証明書が1件、罹災届出証明書が3件となっております。相談件数については、住家が10件、車両関係で10件、通信関係で1件となっております。

◎前里光健君

ありがとうございます。今後ですね、罹災証明書、また届出書というのを発行されているということでありますけれども、またぜひね、被害を受けられた市民の皆様にも全面的な支援ができるように今後とも当局のご尽力をお願いいたします。

次に、防災について伺います。9月1日に令和元年度沖縄県の総合防災訓練がございまして、私も午前中トゥリバー地区のほうに行ってですね、総務省や自衛隊の方々にお会いをし、話を聞くことができました。そこでLアラートの活用等が記載されている資料をいただきました。この資料には、防災においてJアラートとLアラートの活用を図るとの内容がありました。

そこで、お尋ねいたします。1点目に、Lアラートの概要についてお伺いします。加えて、Jアラートとの違いについてご説明願います。

◎総務部長（宮国高宣君）

Lアラートの概要について、Jアラートとの違いの説明についてでございます。まず最初に、Lアラートとは災害情報共有システムのことで、一般財団法人マルチメディア振興センターが運営しております。地方公共団体等が発出した避難指示や避難勧告等の災害関連情報を初め、公共情報を放送局等多様なメディアに対して一斉に送信することで、災害関連情報の迅速かつ効率的な住民への伝達を可能とする共通基

盤のことで、Lアラートにより発信された情報は、防災アプリやテレビのデータ放送やテロップ等で市民に伝達されます。また、名称が類似しておりますJアラート、全国瞬時警報システムとは、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報など、対処に時間的余裕がない事態に関する情報を防災無線等により国から住民まで瞬時に伝達するシステムのことで、Jアラートは、国から緊急情報を防災無線を通して住民に伝達するシステムであるのに対して、Lアラートは自治体やライフライン事業者等がメディア等を通じて住民に情報を伝達するシステムでございます。

◎前里光健君

Jアラートは国のほうからの緊急時、時間がないときに発信されて、Lアラートはローカルですね、ローカル、地元のほうで判断ができるということで、緊急時にもそれが一斉送信できるというご答弁いただいておりますけれども、現在宮古島市において過去にですね、このLアラートの活用という実績はございますでしょうか。それについてお伺いします。

◎総務部長（宮国高宣君）

本市におけるLアラートの活用実績について説明いたします。

沖縄県が整備しました沖縄県防災情報システムが平成27年度にLアラートと連携を開始したことにより、暴風警報や大雨警報が発表された際は沖縄県防災情報システムと、同システムと連携しているLアラートを活用して情報発信を行っております。よって、平成27年以降はさきに述べました暴風警報や大雨警報は全てLアラートを活用して情報発信していることとなります。Lアラートを活用して発信が可能な情報は、避難勧告等の避難情報の発令、解除、状況及び避難所の開設、閉鎖状況です。発信された情報は、防災アプリやテレビのデータ放送やテロップ等で市民に伝達されております。

◎前里光健君

ありがとうございます。自分の認識では、Lアラートというのはメール、テレビ、インターネット、ラジオ、そういったものにある一定の情報を市が発信しますと同じ情報が同時に配信されるということだという理解なんですけれども、今回の台風13号の襲来においても活用されたということによろしいでしょうか、確認をお願いします。

◎総務部長（宮国高宣君）

そのとおりでございます。

◎前里光健君

ありがとうございます。少し具体的なお話になってしまいますけれども、今回停電によっていろんな情報の情報弱者になり得る時間帯がございました。私もインターネットが使えない、また停電によってラジオは聞けますが、テレビは見られない、そして多分恐らくですね、携帯の電波基地局のほうに影響を受けたと思われますので、そういったスマートフォンでの情報や、メール等の収集もできなかったという状態ではございますが、この台風の最中に発信する、また事前に発信する、リアルタイムに発信することができる機能なのかどうかというのをお聞きしたいんですけれども、なぜこの質問するかといいますと、Jアラートとか、そういった機能はある程度緊急時ではございますけれども、メールでお知らせが来ます。緊急速報メールというような内容になるのかなと思いますけれども、今回の台風のような災害が広がってきそうな事態のときにもLアラートは活用されていますけれども、メールでですね、こういうふうに音で知ら

せるとか、そういった機能もあるのか、この機能があることによってもっと周知がされるのではないかという思いでありますけども、このJアラートのような、緊急速報メールのような機能もついているということによってよろしいでしょうか。

◎総務部長（宮国高宣君）

緊急速報メールについてでございますけど、緊急速報メールは市内全域で受信可能なスマートフォン、端末等に一斉に情報が伝達できることから、緊急時においては非常に有効な情報手段であります。しかし、市町村から緊急速報メールによる情報の伝達については、配信項目が避難勧告等の避難情報の発令等に限定されており、頻繁に緊急速報メールを発信すると市民に危機感等が伝わりづらくなる可能性があるため、避難情報を発令する際は迫り来る被害の種類、緊急性等を判断して緊急速報メールの配信を慎重に、発信を慎重に検討するべきものだと考えておりますので、緊急速報メールにつきましては今後検討するという形になっております。

◎前里光健君

ありがとうございます。この緊急速報メールというのは、Lアラート、またJアラートに両方で使えるということでございます。また、緊急時に頻繁に使うことはなかなか厳しいという、判断というのがどこでやるのかというのは各自治体の判断になるかと思えます。

それで、次の質問になりますけれども、本市におけるLアラート訓練、先ほど申し上げました緊急速報メールも使った訓練の実績状況というのはありますでしょうか、お伺いいたします。

◎総務部長（宮国高宣君）

Lアラート訓練の実施状況についてでございます。まず、毎年4月に沖縄県主催で開催される沖縄県防災情報システム端末等操作研修会に職員を派遣して、システム端末操作の習熟を図っております。また、毎年5月に台風等の風水害時を想定したLアラート全国総合訓練が実施されており、本市も訓練に参加しております。さらに、近年自然災害による被害が多発している状況もあるため、昨年8月から沖縄を通過する可能性がある場合は総務省沖縄総合通信事務所主導でその都度情報発信訓練を実施しております。

◎前里光健君

ありがとうございます。もう訓練も何回も行っているということではございます。ただし、先ほど申し上げました緊急速報メールといったような、そういう情報の発信ももう同時に行っていると思えますけれども、なかなか私も含めて周知的なものができていないのではないかと感じております。今後ですね、災害に強い宮古島づくり、自助、公助、共助がでございます。日ごろより連携を図るという必要がございますが、また第2次宮古島市総合計画になっている災害に強い島づくりの推進、そこでは市民の生命、身体及び財産を守るように本市にかかわる関係者の連携を図り、日ごろより危機管理、防災対策を行う必要がございます。Lアラート、Jアラートの訓練もその一環だと考えますが、ハードの面もそうですけども、ソフトの面の充実もこれからも引き続き取り組んでいただけますよう防災体制の強化さらに進めていただけますようお願い申し上げます。

次に、教育行政について伺います。小中学校給食費無償化についてであります。市長は、3月のですね、定例会の答弁において、小中学校の給食費無償化については伊良部地区小中一貫校の建設や宮古島市未来創造センターの事業が終了した後に進めるとの答弁をされていたと思えます。

以上を踏まえて伺いますが、1点目に現在実施している学校給食費一部、いわゆる給食費の半額の補助について現在の状況をお聞かせください。

◎教育部長（下地信男君）

学校給食費無償化について現在の補助の状況ということで、昨年度の実績に基づきお答えします。

市が実施している学校給食関連の助成につきましては、まず子育て支援の観点から実施している給食費の半額助成、それから給食食材の充実を図るための助成として1食当たり35円の助成を行っております。半額助成の額は、小学生が1人当たり月額1,750円、これ1人当たり3,500円ですから、半額になります。中学生が2,000円で、平成30年度の実績として1億125万円となっております。食材費1食当たり35円の助成は年間で3,356万円ということで、合計いたしますと1億3,481万円の助成を行っております。

◎前里光健君

ありがとうございます。1億3,000万円余りの助成を行っている中においてですね、また無償化に向けての取り組み、残り半分といいますか、その財源確保についてどのような検討を行っている状況なのか、確保する予定なのかご答弁願います。

◎教育部長（下地信男君）

学校給食費の無償化に伴う財源につきましては、現在該当する補助メニューがございません。したがって一般財源での対応となると思いますが、今年度同様にふるさとまちづくり応援基金を活用していくということになると、そういう方向で検討しておりますけれども、学校給食の無償化については県内で文部科学省が調査して公表しておりますけれども、名護市、あるいは嘉手納町、金武町、7団体自治体の実施しておりますけれども、名護市だけがですね、防衛省の駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法に基づく再編交付金を活用しているということで、その他の自治体はもう一般財源を活用しているという状況であります。当面そういう感じで一般財源の活用になると考えております。

◎前里光健君

ふるさとまちづくり応援基金ということで、一般財源で今後対応していく方向ではないのかと、あとは名護市のほうが1カ所だけ別の補助メニューを使って無償化に向けてやっていると、小中学校の給食費無償化の実施を行っているということでございます。小中学校給食費無償化の早期実現はですね、子育て世代にとってもありがたい政策でございます。プラス、また教育現場における働き方改革につながるのではないかと私は考えております。いわゆる公会計化でございます。先生方の負担軽減を図るところにつながると考えております。文部科学省によると、学校給食費、教材費、修学旅行費等の学校徴収は基本的に学校の先生が行う業務ではなくて、学校以外が担う業務であるとの考えを示しております。これは、ことしの情報ですが。さらに、公会計化により、1年間当たり1校当たり約190時間の削減効果が可能になるという調査もあります。そしてまた、先生方の負担軽減や教育現場における効率化が図られる波及効果が小中学校の学校給食費完全無償化によって得られると考えております。またさらに、文部科学省がですね、平成30年7月、学校給食費の無償化等実施状況、完全給食実施状況調査によると、1,740自治体の回答をまとめておりますが、その1,740自治体の中で小学校、中学校、学校給食費の無償化が実施できている団体の数は1,740自治体の中で76自治体しかありません。その割合というのは、もう全体で4.4%しかございません。76自治体のうち71自治体の93.4%は町村でございます。また、人口1万人未満の自治体が56自治体である。

これは、もう76自治体のうちの73.7%。この学校給食費完全無償化は、全国的にもまだまだ進んでいない事業の一つであることがこの数字でわかります。この事業によってですね、宮古島のほうにもしこれが実施できるということになればですね、方針が示されれば、Iターン、Uターン、Jターンという子育て世代、また保護者の方々がここに移り住む一つの、人口減少対策の一つでもありますし、さらには増加を見込める事業の一つと私は考えているわけでありますが、全国の中で先んじてですね、この事業をいち早く小中学校給食費の完全無償化を図ることはですね、今、予算の財源がとても厳しい、自主財源になるだろうと、また1億3,000万円余、残り半分になりますよ、しかしながらこの総合的な波及効果を私は考えますと宮古島市に大きなメリットが私はあると考えております。意義深い政策になると。先にやることによって先々、すぐには単年度で結果が出るということではありませんけれども、長い目で見ればその大きなメリットが宮古島市にあると思います。

以上を踏まえて伺いますが、もしこのことに対してですね、市長、小中学校完全無償化について現在のご見解、ご所見を賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

◎市長（下地敏彦君）

平成29年度から食育の重要性、子育て支援及び子供の貧困対策の一環として給食費の半額助成を実施してまいりました。それにより、児童生徒を持つ親にとっては経済的負担の軽減につながってきたものと認識をいたしております。しかしながら、本市には就学支援が必要な児童生徒がまだまだいるものと思われまます。子育て支援や貧困対策は今後も継続していく必要があります。そのようなことから、さらなる子育て支援、貧困対策の拡充を図るため、学校給食費完全助成の実施について検討しております。

◎前里光健君

完全実施、無償化に向けて進めている、検討しているということでございます。

そこで、市長、いつごろということになってまいりますけれども、その点に関してお答えできるのであればご所見、ご見解を。

◎市長（下地敏彦君）

多額の財源が必要になります。したがって、年度途中というわけにはいかないなという気がいたしております。新たな来年の年度でですね、これが上程できて、議会の承認が得られれば4月から実施をしたいと考えております。

◎前里光健君

ありがとうございます。やはりまた来年度子育て世代、また多くの波及効果を生むこの事業、また政策の一つでありましたこれが実現に向けて動いているということが明確に示されたというふうな答弁でございますけれども、これが示されることによってやはり周知期間といいますか、来年度そういう方向に持っていくのではないかと、完全無償化に向かっている宮古島市ということで、それが全国的に話題が行きますとまたIターン、Uターン、Jターン、先ほど申し上げましたけれども、そういった動きにつながって人口の増加につながる、また人口減少の歯どめをかけていく施策の一つになると私も考えておりますので、ぜひこの政策を強く前に進めていただいて、しっかりとしたまたご対応を今後ともですね、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

次に、文化行政について伺います。パントウの商標登録についてでございますけれども、ことし3月、

私は市議会定例会一般質問の中においてユネスコ無形文化遺産にも登録されているパーントゥ、呼称、称呼とも言いますが、栃木県の企業により特許庁に商標登録の出願がされていることがわかりました。

そのことについて私も質問させていただいたんですけども、以上を踏まえて伺いますが、まず1点目にパーントゥ商標登録の阻止に向けてですね、教育委員会はどのような対応を行ったのか、当局の取り組みについてお伺いいたします。

◎生涯学習部長（下地 明君）

パーントゥの商標登録につきましては、平成30年8月2日に茨城県の企業から特許庁へ商標登録出願されております。担当課としましては、市民からのご指摘により把握し、平成31年3月4日付刊行物等提出書を提出しており、パーントゥは国指定無形民俗文化財に指定されており、ユネスコ無形民俗文化財にも登録されているため、商標の登録は道徳に反するような法律は効力を持たないという意味の公序良俗違反となるのではないかという意見を特許庁に提出して、阻止に向け動いております。

◎前里光健君

道徳に反する公序良俗違反ということでいろいろご答弁いただいておりますけれども、その中でですね、いろいろどのような具体的な、教育委員会は特許庁に対して行ったのか。具体的な対応策ですね。それとまた、商標登録、現在どのような状況になっているのか、あわせてお答えください。

◎生涯学習部長（下地 明君）

具体的な取り組みということですが、先ほども答弁したとおり、公序良俗違反になるのではないかとということで提出物を出しております。それに対して、現在の状況ですが、平成元年8月1日付で特許庁から出願者へ審査において審査官が登録できないと考えた場合、その理由を示す書面を出願人に送ることを意味する拒絶理由通知書が出されており、公序良俗違反に当たるとのことで一度否認されておりますが、出願者によって令和元年8月8日付で拒絶理由に対する意見書が提出されており、特許庁に問い合わせたところ、現在意見書内容の審査中で、審査が終了するまでは閲覧できず、審査期間については特に期限が定められていないため、どれほど期間がかかるかわからないというような回答をいただいております。現在は審査中となっております。

◎前里光健君

今現在審査中ということでございます。もしかすると、これはもうこの審査に係る中の過程において拒絶理由ですね、それを一度特許庁から出されましたけれども、異議申し立てのような形で、要するにまた出願された企業がこの件に関して意見をされているというような状態だと思います。ですから、まだこれが正式にパーントゥという名称の特許、商法登録ですね、が阻止できたということではないということがあります。

それを踏まえてなんですけれども、次の質問ですが、本件の事案のように宮古島の文化、教育に係る商標を一事業者によって登録されない取り組みが必要と考えておりますけれども、前回の議会でも私は指摘をさせていただきましたが、再発防止の検討はどのように行っているのかお伺いいたします。

◎生涯学習部長（下地 明君）

ただいまの質問について、再度どのような検討を行っていて、再発防止をどのようにするのかというような質問でございますので、お答えいたします。

宮古島市には文化、教育にかかわる商標に当たる言葉はあまたにあり、一つ一つの商標出願が出されているか確認することは困難であると考えております。今後も市民などからのご指摘がありました場合、特許庁に刊行物等提出書で意見を提出し、商標登録の阻止に当たりたいと考えております。

◎前里光健君

文化に係る言葉あまたにあると、その中でケース・バイ・ケースで対応していくと、都度、指摘があればその都度対応するというような答弁でございましたけれども、今回の事案というのは運よく発見されたんです。これはですね、行政書士の水野哲也先生が地域活性化の事業でかかわっております。その中で島尻自治会のほうとのやりとりをして、地域活性化をしていく中で商品をつくって、そして展開をしていくというような中で、そこでいろいろ調べて、じゃ商標登録はされているのかという確認を自治会とやっている中で、それが実際されていなかったと。そして、8月2日ですね、出願がされていることがわかっているわけです。これなかなかないケースでありますけれども、こういうふうに商標の出願権といえますか、そういったものはあるんですよね。その水野哲也先生が弁理士にこの件に関して問い合わせをしております。許可を得てお話をしますけれども、これはですね、意見をいただいておりますが、今回の件は審査官が先ほど申し上げたように拒絶ということも打っておりますが、情報提供がなければそのまま通っていた可能性がありますという弁理士の回答がございました。文化財はですね、無条件に保護されるものではなくて、対策がとられていないとのご指摘であります。今生涯学習部長の答弁でありますと、やはりケース・バイ・ケースでやっていくと。しかしながら、先ほども生涯学習部長答弁いただいておりますが、ネット上ですね、閲覧できます。リアルタイム。今このキーワードがどうなっているか。ですから、ネット上での見直しといいますか、定期的なチェックは厳しいかもしれません。もしそれが厳しい場合はですね、他士業連携という言葉がございます。これは、弁護士、税理士、行政書士の士がつく法律に、また条例に詳しい方々の連携がございます。こういった方々の連携といいますかね、この方々と、中小企業の兼ね合いで派遣されるんですね、国のほうから依頼を受けて。それで、地域活性化の事業にかかわっているということでもあります。そういった方々の協定を結ぶとかですね、連携を図って情報提供をいただくと、定期的にチェックを行っていただくような私は対応が必要ではないかと思っておりますけれども、教育長、この点に関してぜひ。

◎教育長（宮國 博君）

今のお話ですけれども、いわゆる商標登録というこの仕組みですね、これはやっぱり先ほど生涯学習部長が話をしたとおり公序良俗に基づく商品名、あるいは企業名なりがあるわけです。ですから、果たしてほかの人のところの品物をですね、自分のところのものだというような、そういう登録というのは、仕組み上本当に特許庁がというきちとした政府の機関がありながらそれを許していくかというふうなのは極めて疑問、疑問といいますか、不満があるわけがございます。前里光健議員もいろいろインターネット等々でご存じと思うんですが、日本の例えば富士山を商標登録している国もあるわけなんです。あるいは、その他ですね、いろんな江戸城を登録したりですね、こういう不思議なことを行う国もあるんですが、そこはちょっと日本では通らない話じゃないのかなと思うんでございます。それで、これからも前里光健議員ご指摘ないろんな文化財がございますのでね、大変貴重なご提案いただきましたので、他士業ですか、そこはですね、調べて、我々のこの貴重な文化財をそういうところに使わさないようなですね、対応策

といいますか、防備策ですね、これを講じてみたいと思っております。

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午前11時55分）

再開します。

（再開＝午前11時55分）

◎前里光健君

答弁ありがとうございます。今やはり商標権、権利があるんですね、誰にでも。だから、それを出願する権利があるわけですし、また意見書をまたさらに出されているわけです。最近の事案で言えば、アメリカのほうですかね、着物というキーワードを出願してやっています。昔で言えば、中国のほうでアップルというキーワード、それを取得しよう、それで係争されていますけれども、国際間で。そういったものは海外ではあります。しかし、国内でもいろいろこういう規制をもっと厳しくしていくべきだという考えはもちろん同調するところでもありますけれども、しかし私が申し上げているのはですね、前議会でも申し上げましたけれども、例えば伊良部大橋、固有名詞ね、宮古島まもる君もそうです。もし例えば教育委員会にかかるものであればですね、宮古馬、そういったキーワード、とてもアクセスするキーワードが高いもの、こういった権利の主張が認められやすいのではないかというような危機を持った、文化財ですから、そういったものでも今阻止に向けて動いていますけれども、実際には拒絶されているわけではないんですよ。また、その中ではやはり取り組みを強化して、そういった連携を図って行ってですね、事前に防げるような形をどうやってとるのかというのは、ちょっとこれはもう都度、都度になるかもしれませんけれども、もう一度ですね、この件に関してもさらに審議を深めていただきたいというふうに考えております。

◎議長（佐久本洋介君）

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午前11時57分）

再開します。

（再開＝午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎前里光健君

次に、港湾行政について伺います。

総合物流センター整備事業の進捗状況についてであります。台風が襲来した際には貨物船の欠航が発生し、その影響を受けてスーパーやコンビニの品薄状態が続き、市民生活に影響が出る状況であります。今回の台風13号の被害を受けて、さらに早期完成が望まれているところであります。平良港の総合物流センターの特に、いろいろ機能があると思いますが、ストック機能ですね、の重要性が増したのではないかと考えております。

以上を踏まえて伺いますけれども、平良港の総合物流センター整備事業の進捗状況について予算ベース

で答弁願います。

◎建設部長（下地康教君）

本事業は平成29年度より一括交付金事業を活用して進めており、補助率10分の8で、平成29年度に基本計画、平成30年度に基本設計、本年度において実施設計を行います。令和2年度において建築工事の着工を予定しており、令和4年4月以降の供用開始を予定をしております。進捗状況としましては2.4%というふうになっておりまして、事業概要としては全体工事が約15億9,400万円で、事業工期が、先ほど申し上げましたんですけども、平成29年度から令和3年度までで、規模としては延床面積が3,800平方メートルというふうになっております。

（「議長、休憩願います」の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午後1時32分）

再開します。

（再開＝午後1時32分）

◎前里光健君

一括交付金事業を活用し、10分の8の補助率で、全体の事業費が15億9,000万円で、令和4年4月以降ということであります。

それですが、次なんですけども、総合物流センターの概要ですね、設置場所、建屋構造、また収納キャパ、設備等ですね、それについてのご説明をお願いします。

◎建設部長（下地康教君）

先ほど大まかな概要をご説明申し上げたんですけども、今回その設置位置とか、そういったものもご説明申し上げたいと思います。

本センターの基本設計における概要としましては、建設場所につきましては第2、第3ふ頭の間を埋め立てて新たに整備された漲水埠頭の、これは耐震岸壁でございますけれども、その背後に鉄筋コンクリート造、延床面積約3,800平方メートルの荷さばき及び保管、それと冷凍冷蔵施設が設置できる機能を有する施設を整備する予定でございます。

◎前里光健君

ありがとうございます。とてもこれは重要な事業であります。早期実現が望まれているというところではありますけれども、済みません、建設部長答弁でもいただいておりますが、令和4年4月以降となっております。明確な答弁はいただいておりますけれども、これは何かその理由等ございますか。例えば何月ごろに完成を予定ですとか、そういった大体答弁になるかとは思いますが、そのご明言いただけないというのは何かありますか。

◎建設部長（下地康教君）

先ほど申し上げました事業工期はですね、令和3年度となっております。つまりこの事業におきましては、令和4年3月まで事業と。要するに工事も含めてですね。令和4年3月まで事業を完了する予定ということで、供用開始に向けてはそれなりのまたオープンの準備等々があったりしますので、令和4年4月

以降、なるべく4月に近い段階でですね、オープンしたいというふうに考えております。

◎前里光健君

ありがとうございます。少しこの物流センターについてはまだまだ広く知られていないのかなという思いもありましたので、今回質問させていただきましたけども、やはり今回の台風13号の影響、甚大な被害があります。その中において、やはりこの総合物流センターの早期完成に向けてまたしっかりとお取り組みいただきたいというふうに考えております。

次に、選挙制度について伺います。期日前投票についてであります。まず1点目に、さきの参議院選挙において、またその前にありました県知事選挙においてですが、郡区の多くの市民の皆様から期日前投票所がこちらの平良庁舎のみでは不公平ではないかと、距離であったり交通であったり、あとはまた時間など、そういう意見が寄せられております。もちろん市長選や市議会議員選挙においては期日前投票所が各支所、各庁舎において設置されているというのは承知をしておるところではございますが、この件についてですね、選挙管理委員会の見解を求めたいと思います。

◎選挙管理委員会委員長（與那覇 巖君）

現在国政選挙及び県知事、県議会議員選挙につきましては、平良庁舎の1カ所にて期日前投票を行っております。市長選挙、市議会議員選挙につきましては、各庁舎、城辺、下地、上野、伊良部も、合わせて5カ所にて期日前投票を行っております。前里光健議員がおっしゃるとおり、近い場所での投票は利便性の向上にあわせて投票率の向上も期待できるものと思慮しております。

◎前里光健君

ありがとうございます。今答弁いただいたように5カ所、市議会議員選挙であったり市長選挙というのは重々承知をしているところではございますけれども、国政選挙であったり県議会議員選挙においては今設けていない状況だというふうに判断をして、そういう状況なんですけれども、やはりですね、この大きな国政選挙であったり県議会選挙の投票率というのはやはり低くなっているわけですよ、年々。私が申し上げたい部分は、いわゆる庁舎移転が今後あります。ですよ。庁舎移転によってこの中心部、ここの庁舎の周辺の皆様方はすぐ投票に来れた、そういう環境がございます。しかし、また移動しますと、その今まで近くに投票に来れた皆様方もこれからそういった条件がある中で投票率の低下が懸念されるような私は考えがあります。それは、国政選挙、県議会選挙、それも含めてなんですけれども。

それでありますが、期日前投票所をですね、この大きな国政選挙に当たる県議会選挙においても設けるべきだと考えているんですが、選挙管理委員会のご所見をお聞かせください。

◎選挙管理委員会委員長（與那覇 巖君）

さきの参議院通常選挙においてもそうでしたが、選挙事務経験者の人材及び人員の確保には困難を来しております。全国的には、選挙執行において選挙事務経験者の不足から来る事務ミス等も多々発生しておりますので、期日前投票の充実等につきましては今後選挙事務経験者の育成、確保も視野に入れ、選挙管理委員会で議論してまいります。

◎前里光健君

ご答弁ありがとうございます。人材の確保、人員の育成がなければそういったミスにつながってしまうので、今現在ではそういった人員の部分で問題があるから、各庁舎においてですね、また各支所において

の人員配置はできないという答弁ではございますが、しかしながらですね、やはり先ほども申し上げてはおりますけれども、地元の選挙においては期日前投票は可能であります、各支所において。ですから、私はこの件に関してはですね、もう強く声をいただいているところでございます。不公平ですと。ですから、投票率も上げる、また各高齢化が進む中においてやはりここまで来るとというのがとても困難な高齢者の方も多いので、そういった中でやはり今後選挙管理委員会としてですね、投票率向上に向けて今申し上げたような支所での取り組みをぜひお願いしたいところでございます。

その中で、次の質問でありますけれども、投票率を上げるための新たな取り組み等あればですね、ご説明をお願いいたします。

◎選挙管理委員会委員長（與那覇 巖君）

現在全国的に投票率の低下が懸念されておりますが、総務省の選挙制度改革の中で平成10年6月には投票時間の2時間延長、平成15年12月には期日前投票制度の簡素化、平成28年6月には選挙権年齢の18歳への引き下げ等も行っておりますが、投票率低下の傾向に歯どめがかかっていないのが現状であります。当選挙管理委員会としましても、今回の参議院選挙時において従来の選挙カー、大型店舗での街頭啓発活動等に加え、ホームページ、文字放送、ラジオ等での啓発も行っております。また、現段階といたしましては、これから選挙権を取得していく児童、学生等への啓発活動の一環として、県選挙管理委員会と共同での選挙出前授業等も予定されております。今後主権者教育に力を入れるなど、投票率向上に向けた取り組みを図ってまいりたいと存じます。

◎前里光健君

今まで国のほうでも18歳の年齢の引き下げとかですね、そういった投票率向上に向けての取り組みをされているというのもありますし、またこちらの本市においても選挙管理委員の皆様方が啓蒙活動、啓発活動ですね、そういったものも行いながら、テレビやインターネット、ラジオ、そういったものでも広げているということは重々承知はしているところではございますが、いわゆるもう一工夫ですね、いただきたいというところでございます。

ここでですね、私はですね、提案をさせていただきたいんですけれども、既にご存じかもしれませんが、選挙割というものがございます。これは、ご説明いたしますが、選挙で投票すればですね、飲食店、企業のサービスが受けられるという取り組みであります。これは、現在全国でも各地域で取り上げられるようになってまいりました。インセンティブ、動機づけですね、それをつくって国政選挙、県知事選挙、または大きな選挙ですね、地域に関心が低く、特に比較的投票率の低い世代に向けた有効的な手段ではないかという企画でございます。簡単に説明しますと、期日前投票を含め投票後に選挙管理委員会の皆様がこの証明書を発行します。また、看板が立てられているんです、第何回選挙。それを自撮りといいますか、スマートフォンで一緒に撮ると。自分の顔も含めて撮ると。それが証明となって、それを加盟している店舗に提示することで割引を受けられるというサービスでございます。これが選挙割というものでございます。その中でですね、長崎県大村市のほうでも参議院選挙の中でですね、後でまた資料をお渡ししたいと思いますけれども、選挙割と、こういうふうにはチラシ、ポスターを製作をされてですね、この加盟した店舗の皆様方がですね、街頭でチラシを配ったり、選挙に行きましょうというふうな呼びかけをしています。この割引をすることによって何が起こるかといいますと、地域活性化にもつながるということであ

ります。それで、選挙に関心を持ってまた地域活性化にもつなげていこうというような取り組みで、若い人たちへの意識の高まりが見られるということでもあります。やはり本市においてもぜひこういった先んじてですね、取り組みを、これは大体民間が主導で行うものでありますけれども、選挙管理委員会のほうで音頭を取ってですね、そういった形で今後検討していけないかどうかということをしてですね、以上を踏まえてなんですが、選挙割というようなこういった企画もございます。こういったものをぜひ進めていただきたいと思うんですけど、またご所見を賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

◎選挙管理委員会委員長（與那覇 巖君）

今後検討してまいりたいと思います。

◎前里光健君

ありがとうございます。実は、沖縄県内でも事例がございます。さきの県知事選挙、2018年9月30日です、行われた県知事選挙においても新都心のほうでこの企画、それが実施されたということでもあります。これはこれからも高まりを見せると思いますので、ぜひとも本市でも取り上げていただけますよう心よりお願いを申し上げます。

次に、最後の質問となります。高等教育機関設置についてでございます。高等教育機関設置に向けた実証事業のCMも放送されております。また、周知が図られて市民の皆様への期待、また意識の高まりを見せていると考えておりますが、その中において伺います。

まず1点目に、現在の進捗状況、どのような段階、どういうことを行っているのかご説明をお願いいたします。

◎企画政策部長（友利 克君）

高等教育機関の設置状況、進捗状況についてお答えをいたします。

今年度の高等教育機関設置の取り組みについては、本市における設置の実現性を高めるため、実証事業の実施に向けて取り組んでいるところでございます。実証事業は、沖縄県専修学校各種学校協会へ業務を委託し、学生の募集、就学、卒業、就職までの過程を短期的に圧縮して実施するものでございます。実証は、10月から1月の期間を第1期、11月から2月の期間を第2期として、2つのクールによる実施を予定しております。現在第1期の受講生募集に向けて申し込み用のウェブサイトの制作、地元の新聞紙、それからCATVのCMなど、メディアや広報誌へのチラシ折り込みによる情報発信を行っております。9月7日には、JTAドームにおきまして第1回目の受講生に向け説明会を開催したところでございます。今後は、第1期実証の開始とともに、第2期受講生向けの説明会、受講生の実務研修を受け入れる企業との協議、調整、実証の成果などを議論する評価実行委員会の開催を予定しているところでございます。

◎前里光健君

ありがとうございます。もう私もチラシを拝見していますが、こちら説明会等も終わったということでございます。また、浦添市のほうでも会場を設けてやっているということではありますが、そこでこの説明会なんですが、どれぐらいの規模、人数が集まったとか、また年齢層ですね、そういったものをご説明いただければと思います。

◎企画政策部長（友利 克君）

9月7日には地元宮古島市で説明会、それから10日には浦添市で持ちまして、受講者向けの説明会を開

催をいたしました。両方合わせますと、6名ほどの方に参加をしていただいたという状況でございます。1クール当たり10名ほどを予定しているところですので、さらに募集をかけてまいりたいというふうに考えております。

◎前里光健君

ありがとうございます。

次、最後の質問とさせていただきます。今年度からまた次年度にかけて計画についてなんですけれども、今年度実証事業を行います。来年度も同じようにやっていくものなのか、それを実証事業をどこまで広げるのか、その点に関してご答弁願います。計画についてですね。

◎企画政策部長（友利 克君）

今年度から次年度にかけての計画についてお答えをいたします。

実証事業は、高等教育機関設置の実現性を検証するという観点から、今年度と来年度の2年間実施する予定でございます。複数年度の実証を実施することによって、設置実現性をより高めていきたいと考えているところでございます。今年度事業の進め方としましては、宮古島市民を中心に県内から受講生を募集しておりますが、将来的には県外、海外からの学生が集うグローバルな高等教育機関の設置を目指していることから、次年度の実証事業では県外、海外からの受講生の募集に取り組む計画をしているところでございます。実証事業の成果をもとに、学校設置を検討している学校法人との協議、調整を行いつつ、令和4年度の設置を目指し取り組んでいるところでございます。

◎前里光健君

ありがとうございました。

これにて私の一般質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

これで前里光健君の質問は終了しました。

◎下地信広君

きのう健康長寿の伊良部会をやり過ぎまして、2つほど年が重なったような気がしております。市長、そして伊良部支所長、職員の皆さん、きのうは大変お疲れさんでございました。早速ですが、私の私見と要望を踏まえて一般質問させていただきたいと思っております。

まず最初に、伊良部字仲地の公民館、これは高等弁務官の最後の資金でつくった公民館でありますけど、築57年になります。鉄筋のむき出しや天井コンクリートが剥がれ落ちるなど、非常に危険な状態でありますので、古い建物とあってアスベストが入っている可能性が高いと思っておりますので、このアスベストの飛散調査も行いながら、早急な対応をお伺いしたいと思います。

◎伊良部支所長（上地成人君）

伊良部字仲地公民館の管理についてでございます。仲地公民館は、先日現場を確認したところ、下地信広議員ご指摘のとおりですね、老朽化によりましてコンクリートなどの劣化が進み、剥離箇所が結構見受けられております。今後は、アスベストの有無等も含めた建物調査を行いまして、公民館の管理を行っているのが仲地自治会でございますので、自治会の方々と協議を行いながら対応を検討してまいりたいと思っております。

◎下地信広君

この公民館の場所は、今、年に二、三回ほど豊年祭のときとか使用しておりますので、聖なる場所でもありますので、早急な対応をお願いしたいと思っております。

次に、下地島空港周辺整備事業であります。LCCの運航に伴い観光客も増加しておりますが、下地島周辺の観光名所であります通り池、あるいは通行どめになっているその近辺には駐車場、あるいはトイレ等の整備が喫緊の課題だと思っておりますが、整備の予定があればお伺いしたいと思います。

◎伊良部支所長（上地成人君）

伊良部地域は、平成29年度に策定した伊良部地区観光地重点整備基本実施計画に基づき観光地整備を進めているところでございます。下地信広議員ご質問のトイレの整備につきましては、通り池のトイレが実施設計が完了しております、今年度一括交付金を活用し、まず通り池のトイレを増築したいと考えております。現在内閣府及び沖縄県と調整をしております、今月末に交付決定がでございます。早急に整備してまいりたいと思っております。

それから、その他の周車場につきましては、計画に基づきながら順次整備してまいりたいと考えております。

◎下地信広君

今伊良部支所長の答弁の中でその他の駐車場と、そういう答弁がありましたけど、これは渡口の浜の周辺も含めてということで理解してよろしいでしょうか。

◎伊良部支所長（上地成人君）

渡口の浜の駐車場も計画の中に入っております。

◎下地信広君

ありがとうございました。これを聞いただけで非常に安心して次の質問に移っていきたいと思っております。

次にですね、福祉行政についてお伺いいたします。この中継を見ている方々にもわかりやすいようにまず償還払いについて説明しますと、簡単に説明しますと償還払いは立てかえ払いであります。つまり病院の医療費を立てかえて支払い、1カ月後に役所からまた立てかえた分、費用ですね、還元してもらうという償還払いなんですけど、そうすると低所得者、低所得者の家庭は毎月その病院の費用や薬代をですね、工面しなきゃいけない。そういうことで非常に苦しんでいるのが現状です。それより立てかえ払いをやめてですね、直接病院の費用を役所が支払うこの現物給付にしたほうが重度障害者を抱えている家族としては非常に助かると思っておりますが、どうでしょうか、お伺いいたします。

◎福祉部長（下地律子君）

重度心身障害者、障害児医療費助成についてでございます。

宮古島市では、ことし8月から重度心身障害者、障害児医療費の助成方式を受給者が医療機関を受診後、市窓口で申請手続を行わなくても助成対象者へ自動的に助成される自動償還払い方式に移行したばかりでございます。自動償還払いへの移行は、平成28年度から県が中心となり移行に向けた準備を進め、県内各市町村においては昨年度より順次自動償還払い方式への移行が始まり、宮古島市ではことし8月にスタートしております。現物給付方式への移行は、システム改修、医療機関、国民健康保険団体連合会との調整

及び委託契約、医療機関への説明会実施など、ある程度の準備期間が必要となります。また、本市におきましては平成30年度実績で984人に約8,570万円助成しましたが、現物給付移行にした場合、未就学児を除き国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の可能性もあります。これらのことを踏まえ、現段階ではスタートしたばかりの自動償還払い方式がスムーズに進むよう取り組んでおり、その効果や財政負担などに係る影響を見きわめるとともに、県内市町村の動向を見ながら検討してまいります。

◎下地信広君

今福祉部長がおっしゃったのは、自動償還払いの件も含めておりますが、このチラシを持ってきてですね、その家庭の方が、このお金は立てかえなくて済むともう勘違いして来たんですね。喜んでいて、もう相当。だけど、見ますとこれ手続上。その手続だけが薬局とか病院、登録されているところに行けば手続しなくても済むと。これまでですね、70歳のお母さんが50歳の子供を看病しておって、さらに手続を領収書を毎月持ってきて役所に手続すると本当にそれだけでも大変だと。しかし、この償還払いで本当にそれだけでも助かっているとはもう喜んでおりますので、ぜひともですね、やはり私が役場時代にまずスロープがない役場、合併前スロープがなかったんですが、そのスロープをつくった後に役場の、妊娠している方だとか、また地域住民の方もですね、そのスロープを利用している。ということは、つまりは障害者に優しいまちというのは私は健常者にもっともっと優しいと思っていますので、ぜひともですね、これはやっていただきたいなと思っております。私は、この一般質問のこれが通れば次は割愛してやめようかなと思ったんですが、これについて市長、一言何かお願いいたします。償還払い、この現物給付に関して。今後のことでもいいから。

◎市長（下地敏彦君）

今福祉部長から説明があったとおり、宮古島市は自動償還払い方式をことしの8月から始めたばかりです。やっと一歩前進をしたのかなと思っております。下地信広議員のおっしゃるような全てをというようには少し、システムの改修、あるいは一番肝心の医療機関との合意というふうなのがございます。そういうものを取りつけていくには時間がかかるということをおもっております。ただ、基本的には、こういう制度はちゃんとやったほうがいいという認識は変わりません。ですから、今すぐというわけにはいかないんで、医療機関の皆さん方の合意を得つつですね、いつからなら大丈夫かと、なるべく早い機会という形で取り組んでまいりたいと思います。

◎下地信広君

市長、ありがとうございます。市長の答弁を聞いて非常にね、この重度障害者の家族の方も少しは安心しているんじゃないかなと思っております。

オーケーが出ないので、次質問を続けていきたいと思いますが、次にこのプレミアム付商品券についてお伺いいたします。10月から消費税が10%になりますが、その消費税の緩和対策としてですね、宮古島市は1億4,500万円補正を組み入れております。全国では、2,450万人にこの商品券が行き渡るという予定なんです。宮古島市はどれぐらいの方が対象になる予定なのか、この進捗状況をお伺いいたします。

◎福祉部長（下地律子君）

プレミアム付商品券についてお答えいたします。

プレミアム付商品券事業は、消費税、地方消費税の10%への引き上げが低所得者、子育て世帯の消費

に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を下支えするため、低所得者、子育て世帯主向けのプレミアム付商品券を販売する事業でございます。令和元年10月1日から利用できる商品券で、現在低所得者につきましては購入希望申請に基づき所得要件の確認を行い、子育て世帯につきましては所得要件がなく購入希望申請の必要がないことから、購入引きかえ券発送の準備を行っているところでございます。令和元年9月6日現在で、低所得者想定対象者1万6,586人に対し申請者が1,606人で、そのうち要件該当者が1,425人、子育て世帯主向けにつきましては対象者が1,840人となっております。10月1日の利用開始に向けて準備を進めているところでございます。

◎下地信広君

ちょっと確認ですけど、子育て世帯には申請しなくてもこの購入の引きかえ券が届くということですよ。これいろいろ私にも問い合わせが来たんですけど、非課税世帯、例えば65歳以上の単身年金者で、その収入がどれくらいから非課税世帯になるかわかりませんか。わからなければまた後でいいんですけど。

◎福祉部長（下地律子君）

非課税世帯がどのくらいの収入かということなんですが、非課税世帯につきましては収入だけではなくて、いろんな条件がまたかかってくるので、一概に収入が幾らの方ということではないんですね。その方の税情報によって変わってくると思います。非課税者に加えて、また課税されている方に扶養されている方は対象外ということになります。子育て世帯につきましては、この所得要件とかはありませんので、こちら市のほうから直接引きかえ券を送付することになります。

◎下地信広君

これの申請は何月ごろまでとは決まっていますか。

◎福祉部長（下地律子君）

申請の期間ということでございますが、商品券の販売期間が10月1日から令和2年2月24日まで、利用期間が10月1日から令和2年2月29日までとなっております。

◎下地信広君

これは10月1日からと言っていますが、申請、例えば10月1日までできなかった人は10月過ぎてでもできますかということを確認したいんですが。

◎福祉部長（下地律子君）

利用期間が10月1日からとはなっておりますが、申請につきましては10月1日以降でも申請は可能でございます。

◎下地信広君

ありがとうございました。

次にですね、保育行政についてお伺いしたいと思います。今宮古島市は新しい保育施設がふえておりますけど、この認可保育園やこども園での定員割れ、これはあるのかどうかお伺いいたします。

◎福祉部長（下地律子君）

認可保育施設での定員割れについてでございますが、ことし8月末現在の速報値ということでございますが、入所定員に対しまして3歳児から5歳児クラスにおいて定員割れが起きている状況でございます。

◎下地信広君

今待機児童もいる、そして定員割れが生じているということはミスマッチだとは思いますが、どうい
う原因でこういうふうになっているかというのは分析はしていますか。

◎福祉部長（下地律子君）

保育所における保育士1人に対しての園児の数という基準がございますが、3歳児以上になりますと例
えば3歳児で20名、4歳児、5歳児で30名に1人という基準があります。そういった基準もあることから、
2歳児以下のクラスに比べますと3歳児以上のクラスというのはクラスの定員が多くなっている状況には
あります。先ほど申し上げました8月末時点ですすね、3歳児クラスで9人の受け入れが可能で、4歳児
クラスにおきましても20人が受け入れ可能、5歳児クラスにおきましても現在31名が受け入れ可能という
状況はあるんですが、例えば入所の希望がないとかですすね、入所の希望はあるんですが、例えば通勤とか、
そういった送迎の観点から入所を希望しないとかですすね、あと兄弟がいる園のみを希望したいというこ
での保護者からの要望等があって入所に至っていないという状況がございます。

◎下地信広君

ありがとうございます。非常にこれは難しい問題とは思いますが、やはり保育所の保育士の確保とか、
その地域、その地域ですよ、あとは年齢別の保育、ニーズと供給のバランスをしっかりとやらないとこれ
非常に難しい問題だと思うんで、ぜひともさらなる分析をしてですすね、対応していただきたいと思っ
ております。

次に、宮古島市の例規集をめくっていたら気がついたんですけど、宮古島市が行っているこのふれあい
コール事業について、何件の世帯が利用しているのかは書いてありますが、調整の期間でね、もうやって
いないということを伺っておりますが、これがやらなかったというその理由、またこれにかわるのがある
からやらなかったどうか伺いしたいと思います。

◎福祉部長（下地律子君）

宮古島市ふれあいコール事業は、合併前の城辺町ふれあいコール事業を引き継いでおりました。ひとり
暮らしの老人へ定期的に電話をかけ、健康状態の確認と緊急事態発生時の迅速な通報、連絡等をとるこ
を目的に実施しておりました。また、高齢者ひとり暮らしの緊急事態の対応として宮古島市緊急通報シ
ステム事業があり、この事業は合併前の平良市緊急通報システム事業を引き継いで実施しておりました。合
併時の平成17年度はこの2つの事業が実施されておりましたが、平成18年度以降ですすね、宮古島市緊急シ
ステム事業に一本化されております。その後、宮古島市緊急通報システムも平成29年度から委託事業者の
撤退ということから実施はしてはおりませんが、宮古島市といたしましては平成24年度よりさらに高齢者見
守り事業を実施してはおりまして、現在は高齢者見守り事業1本で事業を進めているところでございます。
現在、平成31年3月末現在で高齢者見守り事業につきましては125名の方が利用しております。

◎下地信広君

ありがとうございます。もしこの条例を使っていないのであればですすね、いろいろ整理する必要があ
らうかと思っておりますので、検討をお願いしたいと思っております。

次ですすね、今度の台風13号で被害に遭ったと伺っておりますが、伊良部大橋橋詰広場の進捗状況をお伺
いたします。

◎伊良部支所長（上地成人君）

伊良部大橋橋詰広場観光拠点施設の工事の進捗率は、8月末現在で30%の実施出来高でございます。先月襲来しました台風13号によりまして被害が出ましたけども、その後の工程会議の中で事業執行に影響はないという報告を受けております。今後も年度内完了に向けて取り組んでまいります。

◎下地信広君

よかったと思っております。

次ですね、この運営から使用に至るまでの流れについてお伺いいたします。

◎伊良部支所長（上地成人君）

運営に至るまでの流れについてご説明をいたします。

施設の管理運営につきましては、指定管理者制度を活用する方針でございます。今回上程してあります施設条例、条例の議決後に指定管理者の公募を約30日間行います。その中から指定管理者候補者を選定いたしまして、その後地方自治法第244条の2第6項に基づきまして議会の議決を経て指定管理者が指定されます。なお、入居者につきましては、市は指定管理者に入居条件を付させることといたします。

◎下地信広君

次にですね、伊良部大橋の観光拠点施設条例を今提出してありますが、これの第9条に使用料が記載されております。その使用料、第9条を見ますと特産物販売・農産物販売の一式は売上額の30%以内、この使用料30%以内を取るということなんですけど、30%はどれぐらい設定しているかよくわかりません。30%以内ということは1から30までということだと思んですが、そうやって30は高いのかなと私は思うんですよね。そういう中で、大体どれぐらい設定を見込んでいますか、それとも、やりながらこれは調整していくんですか。

◎伊良部支所長（上地成人君）

施設でも特産物販売、農産物販売の使用料につきましては現在30%以内としております。この30%以内というのは、市内の特産物販売及び農産物販売を行っております施設の手数料を参考にしております。30%以内でございますので、指定管理者が決定し次第、指定管理者と締結します協定書の中でですね、手数料については盛り込んでまいりたいと思っております。

◎下地信広君

続いて、この第10条に市長は特別の理由があると認めるときは使用料を減額し、または免除することができるとありますが、この特別の理由とはどういう理由なのかお伺いいたします。

◎伊良部支所長（上地成人君）

施設使用料の減免につきましては、条例の第10条で市長が特別な理由があると認めるときは減額または免除することができるということになっておりますので、今回指定管理者制度を活用してまいりますので、市長というところを指定管理者ということに読みかえます。それで、その減免とか、また免除ですね、ということが想定されるかということですけども、災害等でですね、停電をしたり断水をしたり、販売の商品が届かなかった、確保できなかったとかですね、またレストランの食材が確保できなかったとか、そういう場合を想定しております。

◎下地信広君

ありがとうございました。

次、道路行政についてお伺いいたします。観光客の増加に伴い、県道長山港佐良浜港線の一部、通称五ヶ里道、ファミリーショップ渡久山の十字路、これ交差点がですね、北から進入したときに車が非常に見えにくい。見通しが悪いので、交通事故が起こる前に何とかしないといかないと思っておりますので、この十字路のほうにカーブミラーか、あとは止まれの標識、こういうのできないもんかお伺いいたします。

◎建設部長（下地康教君）

下地信広議員ご指摘の交差点は、県道長山港佐良浜港線と市道15号線が交差する箇所でございます、カーブミラーの設置につきましては交通安全対策特別交付金を活用して設置をしておりますけれども、今年度の設置箇所につきましては既に決定をされております。したがって、当該箇所におきましては今後現場を確認をしまして、新年度予算で対応していきたいというふうに考えております。

また、止まれの標識に関しましては公安委員会の管轄になりますので、市の担当部署が調整することになるというふうに考えております。

◎下地信広君

ありがとうございました。ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

次、街路樹についてですね、調整の中で一応解決済みですので、これは割愛させていただきたいと思っております。

次、字伊良部1416番地1の長山さん宅、伊良部8号線が雨水の排水が悪く、雨が降ると床下浸水があるとの訴えがあります。雨水集水ますの設置ができないかお伺いいたします。これは、去年の12月定例会にも提案しましたが、今の台風13号でもう本当に大変だという、床下まで浸水して大変だと、それでまたお願いに来ていますので、再質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

◎建設部長（下地康教君）

当該箇所はですね、仲地運動公園に面してといたしますか、隣接する箇所でございます、昨年12月定例会でも質問を受けて、設置に向けて調整を行ってきたところでございます。しかしですね、その間に台風等の影響で緊急で対処すべき箇所が発生しておりましたので、優先的に整備しておりますほかの箇所を整備した結果、未整備となっておりますけれども、年内で雨水ます設置工事を実施していきたいというふうに考えております。

◎下地信広君

年内ということをお聞きしたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、佐良浜スポーツセンターの利活用でございます。これは、私が言ってもうやがて2年になろうとしておりますが、何でこの手続がおくれているのかその理由、この例規審査会が行われていないのかどうかお伺ひしたいと思います。

◎生涯学習部長（下地 明君）

下地信広議員ご指摘の佐良浜スポーツセンターの用途廃止については、8月19日の教育委員会定例会で宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正を提案され、その中の消費税率の改正案が審議されました。再度審議する時間が必要ということで継続審議となっております。同条例中の佐良浜スポーツセンターの廃止についても、9月定例会での提案が間に合わず、12月定例会での提案を予定しております。

◎下地信広君

今度こそ本当に12月定例会に出していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。これですね、今漁業者の関係、そして普通の民間の方、これがどうしてもこのスポーツセンターを再利用して、地域のために利活用したいと、そういうふうにお願ひしているのが3カ所ぐらい来ていますので、ぜひとも急いでお願ひしたいと思っています。

次に、雨水ますについてお伺ひいたします。旧佐良浜小学校の裏側、あの辺前里添の703番地1周辺ですが、この辺に雨水ますは設置できないかどうかお伺ひいたします。

◎建設部長（下地康教君）

雨天時にですね、現場の状況確認をするとともに、住民の方からの被害状況などを聞き取りながらですね、雨水ますなどの適切な工法でその雨水対策を行っていききたいというふうに考えております。

◎下地信広君

ぜひよろしくお願ひいたします。

続きまして、この6月定例会において下地庁舎にICT交流センター事業使用料として147万円計上されましたけど、このICT交流センター事業について、このセンターへの入居希望の企業はあったのかどうか、その進捗状況をお伺ひします。

◎企画政策部長（友利 克君）

ICT交流センター、正式な名称は宮古島市市情報産業振興施設でございます。サテライトオフィスの専用スペースとして4カ所、4室を準備、整備をしております。予定としましては4社を予定しているところでございますけども、今月上旬、9日までですね、一般の公募を実施したところです。入居希望は3社ございました。入社企業の検討委員会を開きまして、10月1日にはこの3社を内定しているところでございます。失礼しました。検討委員会において内定をしたところでございます。10月1日の供用開始に合わせてこれら3社に通知をしているところでございます。また、残りの1室につきましても継続して入居企業の募集を行っているところでございます。

◎下地信広君

ありがとうございました。

次にですね、海上保安庁の職員宿舎建設についてであります。旧宮古空港ターミナル跡地に建設とのマスコミの報道がありましたが、海上保安庁の警備艇は伊良部地区の長山港に係留されております。災害等の緊急対応のためにも、また地域活性化のためにも、旧空港ターミナル跡地よりも伊良部長山港の近郊が宿舎建設としては適切だと思いますが、市として宿舎建設、この変更を要請する必要があるのではないかとお伺ひいたします。

◎企画政策部長（友利 克君）

海上保安庁の職員宿舎についてです。質問を受けまして、海上保安庁に確認をしたところでございます。回答が届いておりますので、読み上げて答弁とさせていただきます。

宿舎建設に必要な敷地面積を確保するため、関係官署と調整した結果、国有地である旧宮古空港ターミナル跡地約9,950平方メートルの有効活用を図るため、同地に建設することとなりました。今後海上保安庁では、伊良部島に宿舎を建設する計画は現在のところありませんという回答でございます。

◎下地信広君

非常に残念でありましたが、しかし伊良部の長山港に係留しているわけですので、やはりいざとなったらずぐ早くやっぱり出動するためにも、ぜひともこれは伊良部にやっていただきたいと思っております。

次、市営住宅の補修についてお伺いたします。砂川第2市営住宅、この市営住宅の雨漏りが発生しておりますけど、入居者からですね、補修工事が必要との要請がありました。これは、以前にも同僚議員もやってみたいなんですけど、これについて把握しているのかどうかお伺いたします。

◎建設部長（下地康教君）

台風13号による雨漏りにつきましては、入居者より指定管理者、これは今住宅情報センターでございますけれども、指定管理者に9月9日に連絡が入り、我々のほうとしてもその確認はいたしております。

◎下地信広君

建物保全及び耐久性の面からでもですね、この雨漏りの補修工事が早急に必要だと考えますので、対応をお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わりますが、最後にですね、どうしてもこの重度障害者の償還支払いから現物給付にですね、力を入れていきたいと思っておりますので、市長、よろしく願いして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

これで下地信広君の質問は終了しました。

◎下地勇徳君

それでは、これから一般質問に入りますけれども、一般質問に入る前に台風13号、宮古島市の農作物を初め、多くの作物に多大な、甚大な被害が出ています。また、台風15号では、千葉県に甚大な被害が起きています。昨日も大雨、100ミリを超える雨が降ったということですね、非常に二次災害が気になります。今後被害が拡大しないよう祈るとともに、被害を受けた皆様にはお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。当局のご理解ある答弁をよろしくお願いいたします。

最初に、池間島一周道路の北海岸トイレについてお伺いたします。このトイレは、いつ設置され、いつから故障して使用できなくなっているのかお伺いたします。

次に、池間漁港のシャワー室設置についてですが、近年観光客の増加に従って池間漁港からスキューバダイビングをする人が急増している。今ダイビング業者や池間漁港、観光客等からシャワー室の設置の要望がありますが、当局の考えをお伺いたします。

次に、砂山ビーチ入り口についてお伺いたします。砂山ビーチは、駐車場、シャワー、トイレは完備されていますが、駐車場から砂山ビーチ入り口までの通路が雑草が生い茂り、人が通りにくい状態になっています。観光客や近隣住民からの苦情が出ています。当局の考えをお伺いたします。

次に、池間島野そ防除について。6月定例会では農家から聞き取りを行い、状況を把握して近く地域住民、関係機関と協働で一斉防除活動を実施する予定となっているとの答弁もなされましたが、一斉防除は行われたのか、まだであればいつごろを予定しているのかお伺いたします。

次に、成川地区農業用排水路について現在の進捗状況をお伺いたします。

次のサトウキビ病害虫ツマジロクサヨトウについては、資料等の収集がおくれましたので、割愛いたします。

次に、北小学校東のスクールゾーンのポールについてお伺いたします。北小学校スクールゾーンのポストコーンが数本を残してほとんどのポストコーンが折れています。今後の対応をお伺いたします。

次に、西仲宗根の真玉御嶽の倒木についてお伺いたします。台風9号で真玉御嶽のガジュマルの大木が倒れました。車道側は倒木の枝は切り取ってあるのがありますが、歩道に倒れた倒木はそのままになっております。歩道が通行できないため、歩行者は車道を通行しております。住民から1カ月以上もたつのに倒木の処理はできないのかとの声があります、当局の考えをお伺いたします。

次に、荷川取線の進捗状況についてお伺いたします。

続けて、東環状線についての進捗状況もお伺いたします。

次に、宮古島市未来創造センターの台風対策についてお伺いたします。多くの市民の皆様から、宮古島市未来創造センターはガラス張りが多く、台風時の対応はどうなっているのか。台風9号、13号のときは何の対策もされていなかったように思われますが、当局の考えをお伺いたします。

以上よろしくお伺いたします。

◎農林水産部長（松原清光君）

まず最初に、池間島の野そ防除についてであります。池間島の野そ防除につきましては、下地勇徳議員も前回の一般質問において早急な防除取り組みを指摘しております。このことから、市といたしましても8月29日に地元住民及び病害虫対策協議会と合わせて約30人のメンバーで地上薬剤防除を行い、一斉防除を行っております。また、防除を行う前に地元の生産農家を中心に薬剤の提供もしており、農家独自での薬剤散布もするようにお願いしているところであります。

続きまして、成川地区の排水路整備についてであります。この成川地区農業用排水路の再整備については、下地勇徳議員ご指摘のように赤土流出防止対策を図る意味から、県に事業採択に向けての調整を諮っているところであります。このことから、今年度の取り組みといたしましては、多面的支払交付金事業を活用して成川排水路末端部及び上流部の西原東部地区において大型浸透池に堆積した流木、土砂等の除去作業を行って赤土流出防止対策を図っていきたく思っております。

◎建設部長（下地康教君）

下地勇徳議員のご質問が3点ほどございましたので、順次お答えしていきたいというふうに思います。

まず1点目、北小学校東側のスクールゾーンのポールについてでございます。北小学校東側のスクールゾーンのポストコーンにつきましては、ポストコーンが多数折れている現状を確認をされております。次年度にですね、その機能回復に向けて再度設置を実施していきたいというふうに考えております。

次に、荷川取線の進捗状況についてのご質問がございました。荷川取線につきましては、事業期間が平成28年度から令和3年度までで、総事業費が約23億円、進捗率は平成30年度末の事業費ベースで7.1%というふうになっております。令和元年度の事業費は540万円でございます、事業内容としましては物件移転補償、それと用地買収というふうになってございます。

次は、東環状線の進捗状況についてのご質問がございました。先嶋シャッターを起点とする市道東環状線は、令和元年度8月時点で進捗状況は事業費ベースで33%でございます。今年度は、用地買収及び物件

補償業務、一部区間、これ綿久といいましてクリーニング屋がごさいますけれども、そちらの前面の道路改良工事を行い、令和3年度完了に向け事業を進めていきたいというふうに考えております。当該事業の総事業費は3億円、事業工期が平成29年度から令和3年度、事業概要が延長が515メートル、幅員が10メートル、片側歩道というふうになってございます。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

3点ほどありました。まず最初に、池間島北海岸にごさいます通称フナクスと呼ばれる場所のトイレでございす。上水が引かれていないため、汚水を浄化し、水を循環して利用するバイオトイレが設置されております。同トイレは、水の循環に係る電力を太陽光発電によって賄っておりますが、昨年6月に雷雨により制御回路が故障をしました。その後トイレの維持管理を委託している業者と復旧方法について話し合いをしたところ、タンクの容量や電力の供給の方法に問題があるということがわかりました。現在部内でも改修方法等を検討しているところでございす。

次に、池間漁港シャワー室の設置についてお答えします。観光商工部の関係のほうでお答えします。入域観光客数の増加に伴い、下地勇徳議員がおっしゃる漁港を利用するダイビングの観光客が多くなっているとのことで、シャワー施設の整備をお願いということでもありますけど、現在観光商工部では池間漁港内においてシャワー施設を設置する予定はございません。

次に、砂山ビーチ入り口についてでございす。昨年までは砂山ビーチ入り口の民有地で移動パーラーが営業しており、その営業者が除草作業を行ってございましたが、今年度は営業しておらず、雑草が生い茂っております。台風後には観光商工部の職員で清掃を行っておりますが、今後清掃業者への業務委託等により定期的な除草を実施していきたいと思っております。

◎生涯学習部長（下地 明君）

西仲宗根の真玉御嶽の倒木についてでございす。西仲宗根の真玉御嶽につきましては、沖縄振興特別推進市町村交付金を活用して策定している綾道パンフレットでも紹介していることから、環境美化清掃については行っておりますが、下地勇徳議員ご指摘の御嶽は市指定文化財には指定されておらず、管理につきましては西仲宗根字会となっております、倒木の撤去につきましては管理者が行うものと考えております。なお、歩道の倒木に関しては、港湾課が来週中に撤去するというところで準備を進めております。

続きまして、宮古島市未来創造センターの台風対策についてでございす。図書館側の台風対策について、風雨によるドアからの浸水などが見られたことから、全てのドアを目張りし、建物周辺の飛散物を片づけるなどの被害防止に努めております。また、台風対策の第1配備要員として図書館長、公民館長の2名としていますが、延床面積が3,019平方メートルと広く、完成後間もない建物であるということから、4名体制にて館内の見回りを行うなどの対策を行いました。

◎下地勇徳君

順次と言いたいのですけども、ちょっとばらばらになっているので、順不同で再質問をさせていただきます。

最初にですね、池間島の一周道路の北海岸のトイレについてですけども、昨年6月という、故障してからの話、6月という話で答弁いただいたんですけども、これ本当に6月なのかどうか。私は、二、三年はそのまま放置されている状態なのかなというふうに思っているんですけども、もう一度確認をしたいと思

います。

それとですね、本当に池間島の皆さんから話をいただいてですね、何回か夏場行って、今回の13号台風後にも一応見てまいりました。その中でですね、余りにも利用客が非常に多過ぎると。実際に向こうでダイビングじゃなくて、何というのかな、商売をしている池間島の方がお二方いらっしゃったんですけども、その人たちからもね、話を聞かせていただいたんですけども、男性の場合はそんなに不都合がないのかなと思うんですけども、女性や子供の皆さん方が非常に大変な思いをしていると。実際にその場所から、場所というか、そのトイレの前にですね、張り紙がしてあります。池間大橋の橋詰広場まで行って用足しはしてくださいと、そこをご利用してくださいというふうな張り紙があったんですけども、すごく長い距離ですよ。そこまで行く間に大丈夫なのかどうかね、大変な思いをしているのかなと思ったりもしますが、本当に今後の対応として修理はいつごろを考えているのか、いつごろを予定しているのかですね、もう一度答弁をよろしく願いいたします。

それと、池間漁港のシャワーについて、シャワー室の設置についてもですね、本当にトイレと同様ですね、漁港のほうも本当に観光客がふえて、ダイビング業者、着がえ室とか、そういった部分でもね、非常に困っているという話を聞いています。池間漁業協同組合の組合長からもね、実際に話がありましたので、ぜひ何らかの対応をお願いしたいと思います。

次は砂山ビーチ入り口についてですけども、これ観光商工部長には前にもお話ししたのかなと思うんですけども、パーラーがあったときには非常にね、余りそぐわない状態の方がね、やっていたのかなということいろいろ話したんですけども、それが掃除をしていたとは言っているんですけども、そんなに掃除しているようには見えなかったですよ。自分らの周囲だけをちょこっとやって、入り口周辺はそのまま放置状態だったのかなと。それがそのままどんどん雑草が生い茂ってきて、幅員が狭くなってですね、今大体1人か2人やっ行き違えるかな、そういう状態の幅になっています。ぜひですね、砂山リゾートとも協力を仰いでですね、幅員も広げていただき、そしてちゃんとね、砂山の上のほうまでは舗装して、ちゃんと行き来が楽にできるような状態をね、つくっていただきたい。できるようにね、お願いをさせていただきたいと思います。もう一度ですね、これは答弁いただきたいと思います。

次に、北小学校のポールの件ですけども、これはPTAの皆さんから、教職員の先生方からもね、非常に話が出ています。ぜひですね、建設部長しっかり考えて、早急に対応していただきたい。子供たちのことですからね。正直言いますと、ことしの3月まではいかない、3月までは結構教職員の皆さん方が頑張っていてガムテープ等でね、修理して立ててあったんですけども、最近そういうのも全く見られなくなって、そのまんま倒れたまんまの状態。せいぜい立っているのは五、六本ぐらいかなと思うんですけども、ぜひですね、早急に対応していただきたい。そして、ポールの種類もですね、できれば変えていただきたいという話をしていましたので、そのところももう一度答弁をよろしく願いいたします。

次に、池間島の野そ防除についてですけども、本当にですね、池間島の方々は非常に大変な思いをしています。また、農家にとってはですね、基幹作物であるサトウキビですので、宮古島市の経済発展には非常にね、農家の皆さん方の発展が大きく寄与していくと思いますので、ぜひこれからも心ある対応をお願いしたいと思います。

次に、成川地区の農業用排水路についてですけども、前回の答弁では前年度で調査測量設計委託業務を

完了し、本年度で沈砂池に堆積した土砂等の除去、遊歩道については公園に隣接するホテル等の開発している業者に確認をして調査していきたいとの答弁でありましたが、確認は行われているのか。そして、調査測量設計委託業務を完了しというふうに答弁なされたんですけども、本当に完了しているのかどうか。宮古測量設計コンサルタントのほうから説明があるということをお聞きしたんですけども、いまだかつてまだ一回も説明がなされていない。一昨年説明があつて以降、去年か、あつて以降その後説明が全くなされていなくて、そういうところもちょっともう一度答弁をお願いしたいと思います。毎回のように取り上げておるんですけど、なかなか前に進んでくれないんでね、これからもずっと取り上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、西仲宗根の真玉御嶽の倒木についてですけども、私はこれ最初道路行政という形で出したんですけどもね、これは歩道に倒れているんですよ。建設部長ね。道路行政として取り上げてくれるのかなと思つて私はそういうふうを持ってきたんですけども、今港湾課のほうが動くということなんで、話を聞いたんですけども、本当に1カ月以上なるんですよ。そういった中で、あれだけの大木が歩道に横たわった状態になっています。早急に対応しなければいけないのかなど。特に倒木の切れ端等々などが全部根っこところに投げ捨てられた状態になっていますのでね、ぜひ早急に対応していただきたいと思つています。

宮古島市未来創造センターの台風対策ですけども、あれだけのすばらしい施設をつくってありますので、これは市民の皆様方からね、大切に使っていくということで、そこを利用なさっている皆さん方がこういう状態で台風等々が来たときにはどう対応できるのかなど、今回全く対応がされていないというのを目にして、何らかの対応をしないと危険な状況になるのではないかという話がありましたので、取り上げさせていただきます。また、山里雅彦議員からもちょっと話を聞いたんですけども、西辺の体育館がソーラーパネルが飛んできて窓ガラスを割って、玄関が全て割れたという話も聞きました。本当にちょっとした角でぶつかるだけでですね、大きな被害が出るということがありますのでね、ぜひそういうところは考えてですね、今後どういう対応を考えていきたいのか、もう一度答弁をいただきたいと思つています。

荷川取線、東環状線についてはですね、建設部長しっかり答弁していただいているんですけども、なかなかね、予算のつきぐあいが少ないんで、ちょっと寂しいなと思つながら、やっぱり地元ですので、地元というよりも、一市民として、議員としてやっぱりね、今観光客もふえて、これだけの大きな工事がどんどん導入されています。その中で交通量が非常に多い場所になっていますのでね、ぜひ早急の対応、予算計上も大きくつけて早く対応していただきたいと思つています。よろしくお願いいたします。

◎副市長（長濱政治君）

池間島の北海岸、フナクストイレです。具体的に調査してみないと何とも言えませんけれども、できるだけ早急に、できれば年度内に改修できるように取り組んでみたいと思つています。

それと、池間漁港のシャワーです。これご存じのとおり避難港で、県の設置した漁港でございまして、そこにストレートに市がそういったシャワー室できるかどうかというふうなところはちょっと県と話し合ってみないとわかりませんが、県と調整して、シャワーをつくるように頑張りたいと思つています。

◎農林水産部長（松原清光君）

成川排水路の件について再質問がありました。調査測量設計がどうなっているのかというのがあります。これについては、平成30年度に調査測量設計は完了しております。それを踏まえてですね、県に事業採択

できるかどうかというのを調整しているところであります。県としてもどの事業でできるかというのもありまして、なかなかいつということはまだ話してはもらえないですけども、事業導入に向けてですね、取り組んでいきたいというふうに考えております。

同じくして遊歩道設置についてという話もありました。それについて前回の質問の中で隣接するホテル等の開発をしている業者ですね、できるかどうかという話もしました。確認したところ、遊歩道設置についてそれは入っていませんでした。そのことから、市が再整備するその排水路事業とあわせて整備できるかどうかですね、それについては県とも確認していきたいと思っております。

◎建設部長（下地康教君）

北小学校のスクールゾーンのポストコーンにつきましてはですね、次年度で整備をしていくというふうに考えております。それで、現在の構造ではまた同じようなことが、ケースが考えられますので、しっかりと構造を変えてですね、その機能が確保されるようなポストコーンにしていきたいというふうに考えております。

それとですね、もう一つご質問がございました。御嶽の倒木に関してですね。我々の基本的な考えとしては、御嶽の管理は市が管理をするということは基本にございませぬ。御嶽に関しては、自治会のほうで管理をしていただいているというところがございます。また、御嶽の用地に関しましても、市有地ですね、市有地ということのケースはほとんどございませぬので、地元の方が管理をしていただくというふうに基本的にはなっております。しかしながら、今回真玉御嶽の倒木に関しましてはかなり大きな木が倒れておりますので、自治会の皆さんとですね、十分協議をしながらですね、自治会の皆さんになるだけ負担がないような形でお話を進めていきたいというふうに考えております。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

砂山ビーチ入り口の除草についてお答えします。

今後ですね、砂山リゾートと幅員も含めながらですね、早急に清掃作業を行っていききたいと思います。

◎振興開発プロジェクト局長（大嶺弘明君）

宮古島市未来創造センターの今後の台風対策についてというご質問にお答えいたします。

宮古島市未来創造センターの外壁がですね、ほとんどガラス張りのために台風のときにそのガラスが割れたらどうするのかなど、その台風対策について懸念することについては承知しておりますが、ガラスの強度及び構造は建築基準法をクリアしておりまして、宮古島における過去の大型台風やそれ以上の台風にも耐えられるような強靱な設計になっているほか、ガラスの厚みも建物の形状、高さ、敷地の条件により12ミリを採用しており、災害にも強い強化ガラス構造になっております。また、ガラスには車のフロントガラスにも張られているような飛散防止フィルムも施されており、ガラスが影響を受けてもひび割れ程度に抑えられ、破片が飛び散って穴があき雨水が浸入するというようなことはほぼ考えられませんが、今後とも台風対策につきましては万全を期していきたいと考えております。

◎下地勇徳君

前向きな答弁をありがとうございました。本当にですね、いろんなものを考えて、せっかくの施設がそのまんま放置状態では困るんでね、ぜひ早急に対応をお願いしたいと思います。

それと、池間漁港のほうもですね、シャワー室等々は前向きに考えていただくということで捉えて、本

当にありがたく思います。

次に、北小学校東側のほうですけども、ポストコーン、今は楕円形になっていますよね、建設部長ね。楕円形の状態なんでね、軽い衝撃でもちょっとね、倒れるような状態になっておりますので、ぜひ今現状の楕円形のものではなく強度の強いものを使っていただきたいというのがP T Aの皆様方のご意見ですので、よろしく願いいたします。

それと、今立っているポールはたった、もう数える程度しか立っていないんですけども、今倒れているポールの、次年度という話を出しましたので、それまでの間の補修はやっていただけるのかどうか、答弁よろしく願いいたします。

◎建設部長（下地康教君）

まず、北小学校東側の道路のポストコーンについてですけども、なぜあれが倒れているのかという一つの疑問もございませうけれども、その辺は非常に、我々のほうも調査をしながらですね、なぜあれが倒れているのか、それをしっかりと聞き取りをしながら、その原因に基づいてですね、補修も行っていきたいというふうに考えております。

◎議長（佐久本洋介君）

これで下地勇徳君の質問は終了しました。

しばらく休憩して、3時30分から再開したいと思います。

休憩します。

（休憩＝午後3時15分）

再開します。

（再開＝午後3時30分）

休憩前に引き続き一般質問を行います。

◎平良和彦君

皆さん、こんにちは。一般質問の1日目ですね、本日最後の5番目になります。議員番号5番の平良和彦です。よろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。いつものとおりですね、私は市民の目線に立ちまして意見を述べたいと思っております。また、市民にわかりやすいですね、説明、誠意あるご答弁をお願いしたいと思っております。

一般質問にですね、入る前に少しだけ。先ほど議員の皆さんもですね、述べられておりましたけれども、先日の非常に強い台風13号、最大瞬間風速がですね、61.2メートルという台風が来ておりました。ここで宮古島にもですね、農作物の、特にまた基幹作物であるサトウキビの、金額にして2億3,000万円余りですね、被害が出ております。そのほかにオクラとか、そういった多大な被害が出ております。農家ですね、皆様に心よりお見舞いを申し上げたいと思っております。

また、宮古島市総合体育館やうえのドイツ村にあるリフレッシュパークなどの公共施設にも大きな被害が出ております。それから、住民日常生活の直結する停電等がありまして、市内の8割を超える約2万590世帯が停電し、市民の生活に大きな影響も出しております。このような災害をですね、宮古島の、市ですね、電力会社はもとより、特に沖縄本島や石垣市のほうからもですね、電力工事会社のほうから応援協力

をいただきまして、速やかな復旧にたどり着いているとっております。この場をおかりしましてですね、皆様に心より感謝を申し上げたいとっております。本当にありがとうございました。

それでは、一般質問に移ります。最初に、市長の政治姿勢についてですが、1つ目に、冒頭にも申しましたが、台風13号による市総合体育館とリフレッシュパークの被害の修繕についてお伺いいたします。これについては、当然市民がですね、定期的に使っている公共施設でありまして、また健康増進につながるものでもあります。一日も早く修繕していただきたいと考えておりますが、両施設のですね、被害状況はどのくらいなのか。また、修繕には予算等が関係してきますし、その辺も考慮しましてどのくらいの日数を要するのか。それから、工程と費用額等がわかりましたら教えていただけますようよろしくお願いいたします。

2つ目に、城辺地区の台風災害による停電、早期復旧のためのインフラ整備についてお伺いいたします。台風時の停電は安全、また安心のためにですね、仕方ないと考えますけども、また電線はですね、ずっとつながっておりまして、電力もとのほうから徐々に修復してくるのもわかっております。ですが、私は第2次宮古島市総合計画の第5章にもですね、安全・安心で快適な暮らしが持続するみゃーくというふうにありますので、また特にですね、城辺地区のほうもまた高齢化も進んでおりまして、このような状況だとですね、若者が市街地のほうに流れていくんじゃないかなという、みずからも危惧しております。そのことからですね、停電しないのが一番いいんですけども、これは少し無理がありますので、また電線地中化という考えもありますが、これは莫大な金額等もかかりますし、期間もかなり必要だということもありますので、これも少し無理かなと考えております。停電してもですね、早急に復旧するような何かいろんなインフラ整備がしてもらえないのか、当局にお伺いいたします。

続きまして、3つ目に東平安名崎公園の整備についてです。この質問は何回かしておりまして、6月定例会でもですね、予算の確保、また補助金の確保もできたということもあり、また平成29年度に老朽化により取り壊された休憩の施設をですね、整備を行いますよという答弁もいただいております。それで安心してございましたけれども、9月になってもですね、いまだに始まらないのはどうしたことかということをお伺いいたします。

次に、4つ目ですけども、2021年、令和3年ですね、城辺地区の4校の中学校の統合をすることになっております。今まで使用してましたですね、利活用可能な校舎、また広大な学校用地など使用されなくなると思います。そこで、城辺地区統合中学校、城東中学校の統合後の福嶺中学校、城辺中学校、砂川中学校の施設等の利活用について当局のお考えをお伺いいたします。

次に、福祉行政についてお伺いいたします。市立砂川保育所が2020年4月に再開される見通しというふうに島内新聞に掲載されておりましたが、どのような工程になっているのかお伺いいたします。このことについてですね、うるか地区等の保育所に通う園児をお持ちの保護者等は、本当に喜んでおります。しかし、来年の4月までに耐震強化補修や、また保育士の確保など、準備のほうもですね、多くあるかと考えますが、本当に間に合うのかという心配する声も聞かれております。この辺もですね、含めまして、工程等の当局の見解をお伺いいたします。

次に、環境行政についてお伺いいたします。子宮頸がん予防ワクチン接種後の被害者支援についてですが、日本では毎年ですね、新たな子宮頸がんによる女性は約1万人いて、その中で約3,000の方が亡くな

っているそうです。その原因がHPV、ヒトパピローマウイルスというので、がんにですね、進展する前に危険性が高い方への感染を防ぐために、このHPVワクチンをですね、が予防に効くということで、国は2013年4月から小学6年生から高校1年生の女子を対象にですね、定期接種をしていましたが、接種後に痛みなど体調の不良を訴える人がですね、相次いでいるため、同年6月には積極的に接種勧奨を一時的に差し控えることなどを市町村等に勧告しております。それで現在に至っております。そのことからですね、本市では平成27年5月にですね、子宮頸がん予防ワクチン接種後の体調の変化に関する状況調査を実施しております。その結果、接種後何らかの症状があった方が98人、症状がなかった方が290人、現在まで症状が継続している方は10人だったと栗国恒広議員の質問に答弁しております。

そこで質問いたしますが、1つ目に現在この宮古島市の被害者の状況についてお伺いいたします。

2つ目に、平成27年度から要綱ができておりまして、平成30年度助成金支給の内容についてお伺いいたします。

3つ目に、今後この被害者に対してですね、支援策等があるのか、当局の見解をお伺いいたします。

続きまして、教育行政についてですが、6月の定例会の答弁では労務単価の改定に伴う設計書の単価の入れかえ作業が幼稚園、小学校は終えて、入札執行依頼は済んでいますという答弁をしていました。また、中学校はこの作業終了後、工事の発注をすると答弁もしていましたが、その後各小学校と各中学校のクーラーの設置進捗状況はどうなっているのか、当局の見解をお伺いいたします。

2つ目に、毎回質問しておりますが、2021年、令和3年開校に向けて一生懸命準備を進めていて大変なこともあるかと思えますけれども、城東中学校の整備事業の進捗状況と今後の計画についてお伺いいたします。

3つ目に、高腰城の学術的調査等に向けての取り組みについてですが、高腰城址は昭和60年から昭和62年にかけてですね、3年間城跡の範囲等の確認調査を実施しており、13世紀から15世紀の貴重な城跡だと言われております。それから、平成27年11月には、地元である比嘉自治会より復元と整備に係る要請を行っており、それから平成29年12月定例会の答弁では、平成36年から平成42年にかけて学術的な調査と保存目的の発掘調査を実施すると述べております。

そこで、現在このような状況を踏まえましてどのような取り組みを行っているのか、当局にお伺いいたします。

次に、道路行政についてですが、1つ目に盛加1号線の道路拡張整備についてをお伺いいたします。これは平成30年6月定例会にも取り上げましたが、再度質問したいと思えます。平成28年3月2日に自治会、委員会連合で下地市長宛てに要請をしておりまして、この道路はですね、通学路でもあり、大型車両等が多く通る道路でもあります。朝の通学や下校時にはですね、危険だなと見ております。このことから、県道城辺線から県道243号高野西里線までの拡張整備計画はどうなっているのかお伺いいたします。

2つ目に、TSUTAYA南十字路、あそこのファミリーマートの北側にも当たりますけれども、宮古港側へ通る富名腰1号線の冠水早期整備についてです。これは、この前の50年に1度の大雨や先日の台風13号のときなど、大雨等が降ったときには本当に1メートルぐらいの、大人の腰あたりまで水位が上がり、付近の住宅の人たちがですね、おうちのほうから外に出られないくらい、またこちらは通学路にもなっておりまして、生徒たちの通学の障害にもなっております。そこで、この富名腰1号線、早期に整備できない

のかお伺いいたします。

続きまして、農業行政についてですが、宮古島市のイノシシとクジャクの駆除対策狩猟等の拡充についてお伺いいたします。これについても毎回質問しておりますが、この案件はですね、やはり農家にとってはとっても重大な問題でありますので、毎回取り上げております。そこで、イノシシとクジャクの駆除には本市としても一生懸命取り組んでいるのはわかります。しかしながら、減っていかないのが現状でございます。そこで、多くの住民に狩猟免許を取得してもらうことが先決ではないかと考えます。そこで、狩猟免許試験のですね、会場が那覇市と石垣市で行われるということで、この試験をですね、どうにか宮古島市のほうで行えないものか。また、この試験のですね、手数料が1件当たり5,200円ですので、これの補助金とか、そういったものがないのか、そのことにより狩猟者のですね、増加が見込まれるので、狩猟等の拡充につながりますし、そのことによって住民の協力のもと一緒になって駆除対策を実施することが得策ではないかと考えます。当局の見解をお伺いいたします。

2つ目に、宮古島市農業従事者の高齢化と担い手不足が進む中で、農作業の簡易化、また省力化の重要性が増してきております。本市でのスマート農業の実施に向けての取り組み等はあるのかお伺いいたします。

最後に、観光行政についてですが、1つ目にフライアンドクルーズを推進する日本観光協会と国土交通省海事局が設置した検討委員会についてです。去る8月30日にここ宮古島市で第1回の検討委員会が行われました。これは、近年日本国におけるクルーズ船の寄港が増加しており、このことは宮古島市でも同じであります。そこで、政府は観光先進国の実現に向けて、また利用客の消費活動等による公共交通の活性化を含む地域経済と社会との貢献に寄与すると期待をしているようでございます。

そこで、ここ宮古島市にせっきく日本トップのですね、観光協会や、また政府関係者が来て会議をするものですから、本市をですね、フライアンドクルーズなど、いろいろモデル事業としてですね、できないものかを含めまして当局の見解をお伺いいたします。

2つ目に、宮古島市のオーバーツーリズムについてお伺いいたします。宮古島市では、平成28年ごろからですね、クルーズ船の寄港が増すことに伴い、観光客が急激に増加してまいりました。このことにより、交通渋滞やトイレ不足といったインフラの問題、あとごみ問題など、それらを原因として地域住民と観光客とのトラブルが挙げられますけれども、ここ宮古島市のオーバーツーリズムについて、本市の現状と状態についてと今後の対策について当局のお考えをお聞きしたいと思います。

以上で質問終わりますが、ご答弁をお聞きしまして再質問を行いたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

◎福祉部長（下地律子君）

砂川保育所の開園についてお答えいたします。

砂川保育所につきましては耐震診断調査を行い、建物がL型であることで重心位置と剛心位置が大きくずれ、偏心による低減を受けて、現状のままでは耐震性能を確保できないとの結果でありました。この結果を受け、市の方針といたしましては現施設を耐震補強工事及び建物劣化補修工事を行い、安全性を確保した上で令和2年4月に再開園する予定をしております。現在の進捗状況といたしましては、8月に砂川保育所耐震改修及び建物劣化調査委託業務の契約を行っており、また今回の補正予算において工事請負費

を計上しております。工期につきましては2カ月程度を予定しており、耐震改修設計業務が終了次第工事に取りかかっていたと考えており、令和2年4月の開園に間に合うよう取り組んでいるところでございます。

◎議長（佐久本洋介君）

本日の会議時間は、議事の都合によりこれを延長します。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

子宮頸がん予防ワクチンの接種後の被害者支援に関するご質問についてお答えいたします。3点ご質問がございましたけれども、順次お答えしていきたいと思っております。

まず、宮古島市における被害者の状況ということなんですけれども、子宮頸がんの予防ワクチンの接種後さまざまな症状が発生し治療を受けている人数は、ことし9月現在で5名となっております。このうち3名の方は比較的症状が落ちつき、就労している方もいらっしゃいます。残り2名の方につきましては、歩行障害や関節痛などの症状が持続しており、障害認定を受けており、島内外の病院に通院治療を受けております。

また、平成27年度から平成30年度の助成支給の内容でございますけれども、平成27年度から平成30年度までの助成金は10人の方々に総額2,004万3,612円が支給されております。年度別に内訳で見ますと、平成27年度が9名の方に渡航費418万9,955円、医療費が308万7,746円、平成28年度が5名の方に渡航費161万4,910円、医療費が259万9,738円、平成29年度が4名の方々に渡航費179万2,045円、医療費が196万2,060円、平成30年度が5名の方々に渡航費で204万4,228円、医療費が275万2,930円となっております。

また、今後の支援策でございますけれども、宮古島市といたしましてはさまざまな症状を訴え治療されている若い世代の方の経済的な状況や離島であり渡航費もかかるという現状を考慮いたしまして、今後も継続して助成を続けていきたいというふうに考えております。また、こういう渡航費、医療費の助成だけではなくて、保健師等の専門職による健康相談も定期的にも実施をしていきたいと今後も思っております。

◎農林水産部長（松原清光君）

まず最初に、イノシシとクジャクの駆除対策狩猟等の拡充についてお答えをいたします。

今年度の沖縄県狩猟免許試験の申請受け付けが7月1日から7月31日までの期間に行われ、試験日は9月6日に、試験会場は沖縄県庁と石垣会場の2カ所となっております。宮古島市では、狩猟免許資格取得の周知について7月の「広報みやこじま」へ受験等の案内を掲載しており、7月5日に宮古地区で開催された狩猟免許初心者講習会には受講者は27名が参加しております。宮古島市からの狩猟免許試験となりますと、宮古島市での受験開催がないために沖縄県庁での受験となりますが、旅費及び受験手数料などが自己負担となり、経済的に厳しい状況になります。このことから、受験料等の補助ができないかですね、検討してみたいと思っております。また、受講者がですね、ふえるように市民に対して関係機関と協議をしながら周知徹底を図ってまいりたいと思っております。また、宮古島市での受験開催の話がありましたけれども、これについては県と調整を図ってみたいと思っております。

それから、スマート農業の実施に向けての取り組みはあるのかとの質問であります。スマート農業については、現在農林水産省がさまざまな現場で導入可能なスマート農業技術の開発を目指して、ことしの春から40都道府県の69地区で実証実験をスタートしております。宮古島市でのスマート農業の実証実験は行

っておりませんが、今後関係機関と農業機械メーカー等を含めて調整を行いながら、実証可能な圃場の調査等をしながら取り組んでいきたいと考えております。その取り組みの内容といたしまして、GIS等の航空写真を活用して正確な畑の情報を構築するほか、ドローンを活用しての、空からさまざまな情報を入手してサトウキビの生育状況や台風通過後の被害調査に役立てることが可能となることから、積極的な活用に取り組んでいきたいと考えております。

◎建設部長（下地康教君）

ご質問が何点かございましたので、順次お答えしていきたいと思っております。

まず、台風災害による停電、早期復旧のためのインフラ整備についてのご質問にお答えいたします。防災のためのインフラ整備につきましては、現在市街地及び緊急輸送道路を優先に沖縄県で無電柱化事業を進めております。城辺地区の無電柱化につきましては、沖縄県宮古土木事務所に確認したところ、県道平良城辺線の平良郡農協前から城辺福里区間は第2次緊急輸送道路となっており、現在は第1次緊急輸送道路を優先して事業を進めているということでした。

次に、東平安名崎公園の整備についてのご質問にお答えいたします。東平安名崎公園の休憩所の整備につきましては、今年度休憩所の設計業務を行い、令和2年、来年度ですね、来年度に工事を着手して整備を行いたいというふうに考えております。

次に、盛加1号線の道路拡張整備についてのご質問にお答えいたします。本路線の整備につきましては、平成28年3月に盛加自治会より要請があり、整備要請内容及び路線の現状について確認しております。現在道路建設課では9路線の事業を継続実施しております。盛加1号線につきましては、現在実施している事業の進捗状況を見ながら、県と調整を行っていききたいというふうに考えております。

次に、TSUTAYA南の十字路から宮古高校へ通る富名腰1号線の冠水対策についてのご質問にお答えいたします。平成9年度富名腰1号線改良事業で浸透ますを設置し、雨水対策を行っております。平成30年度にもですね、当該路線への雨水流入を防ぐため、第2環状線側にも雨水浸透ますを設置し、通常の降雨については排水効果が発現しております。さらに、冠水がないようにですね、さらに排水効果を上げるために浸透ますの土砂等堆積物除去を定期的に行い、冠水対策を行っていききたいというふうに考えております。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

質問が3点ほどありました。順を追ってお答えします。

まずは、台風13号の被害について、観光商工部ではリフレッシュパークの被害修繕についてお答えします。うへのドイツ文化村内のリフレッシュパークにおける台風13号の被害状況につきましては、まず正面入り口から見て左側側面の壁がほぼ全壊し、また野外プール側の窓の一部や建物附帯施設が破損しているなど、建物全体で大規模な被害を受けております。今回被害がありました左側面の壁につきましては、これまでの台風でも被害を受けていることから、今年度中に改修工事を予定し、工事執行の途中でございました。しかし、今回の台風の被害により改修箇所及び工事価格などを見直す必要が生じたため、工事執行を中止し、再度改修方法や災害復旧費での対応を含めまして検討しているところでございます。同施設の利用につきましては、現状のまま利用するのは大変危険であると判断し、当面の間営業を中止しているところでございます。なお、同施設は多くの市民が利用するプールであることから早急に対応したいと考

えているところでありますが、今後の調査内容については全面復旧までに時間を要する可能性もあるため、年度内の営業再開は厳しいものと考えております。

続きまして、フライアンドクルーズ推進の件でございます。現在日本各地でクルーズ船の寄港が増加しております。しかし、クルーズ船の寄港は滞在時間が限られていることから、訪問客により長く滞在してもらう取り組みの一つとしてフライアンドクルーズの推進を検討しています。今回の事業は地方を拠点とするクルーズ促進モデル事業で、公益社団法人日本観光振興協会が主催となっております。行政機関は国土交通省海事局、内閣府沖縄総合事務局などがかわっており、宮古島を拠点としたフライアンドクルーズの体験調査をすることが主な目的となっております。8月30日に行われました第1回地方を拠点とするクルーズ促進モデル事業検討委員会には、本市より下地敏彦市長ほか行政、民間より複数名が参加して、今後のフライアンドクルーズの可能性について議論をなされました。今後の取り組みですが、10月20日に欧米豪を中心とする観光関係のSNS等で影響力が高い著名な方数名を招聘し、コスタネオロマンチカ号にフライアンドクルーズの形式で体験乗船していただく予定となっております。乗船後は、その方々による体験情報の発信が行われます。主催者によりまずと、体験乗船の報告及び船内アンケートを取りまとめ、来年1月に第2回委員会を開催予定となっております。

続きまして、宮古島市のオーバーツーリズムについての質問ですが、本市の現状と状態についてと今後の対策についてを一括してお答えします。本市では、平成27年度以降入域観光客は急激に増加しており、観光関係の解決すべき課題が発生しております。特にクルーズ船寄港時には4,000人を超える乗客が一度に来島し、バス、タクシーの2次交通は空港客や住民のタクシー利用を圧迫しています。そのほか、レンタカー増加による交通混雑、事故の増加やシュノーケリング等による海の環境悪化が不安視されております。また、短時間の間に観光地や市内商業施設へバス、タクシーが集中し、各施設の容量を大きく超えていると思われる数の観光客が押し寄せ、施設の混雑やごみが散乱するなどの問題が起こっております。これらの問題への対策としましては、観光におけるどの場面でどれだけの容量不足が生じているのか、一時的なものであるのか、長期的に続くものであるのかなどを精査した上でそれぞれの対応策を講じていく必要があると考えております。今年度7月に立ち上げました宮古島市観光推進協議会及び観光実務担当者会議においても本市の観光関係の諸問題について官民の間で問題を共有しており、その課題解決に向けた取り組みに実施していきたいと考えております。

◎教育部長（下地信男君）

3点ほどいただきました。まず、城辺地区中学校統合後の福嶺中学校、城辺中学校、砂川中学校の施設の利活用についてということです。

この3校の教育施設につきましては、現在個別具体的な利活用は決まっておりません。統合等によって廃校となる学校施設につきましては、その利活用についてまず市の事業として活用する考えはあるかということで各部署に意見照会をしたところです。その結果、4件ほどの利用の申し出が上がっております。要望のあった部署とその内容について今後協議をしていくということになります。これら行政側で活用できる施設を除き、今後利活用計画について広く市民や企業等に計画についての募集を行ってまいりたいと考えております。これら市民等から応募のあった計画を慎重に検討し、利活用方策を決めてまいりたいと考えております。

次に、小中学校へのクーラー設置の進捗状況ということです。小学校につきましては、工区を2工区に分けて、7月4日に工事請負契約を締結して工事を進めております。中学校では若干おくれまして、8月27日に工事請負の契約を締結して工事に着手いたしております。幼稚園につきましては、既に工事は完了しております。今月中に完了検査を行う予定をしております。

次に、城東中学校の整備事業の進捗状況と今後の計画です。城辺地区の統合中学校の整備につきましては、西城中学校において特別教室、図書室、ランチルーム、それから理科室を廃止して、これらの機能を一体的に備えた新校舎を建設する計画で進めております。現在校舎解体設計業務及び校舎建築工事設計委託業務の契約をそれぞれ締結して業務を進めております。今後これらの設計業務の成果を踏まえて特別教室等の解体工事、それから校舎の新築工事を発注し工事を進めるとともに、学校内校舎周辺の外構整備を行い、令和3年4月1日の開校に向けて取り組んでまいるといふ計画になってございます。

◎生涯学習部長（下地 明君）

台風13号による市総合体育館の被害と修繕についてでございます。市総合体育館は、台風13号で体育館屋根の一部が吹き飛び、被害額で約3,047万7,000円の甚大な被害を受けたことから、修繕に向けて調整しているところです。修繕の期間は数カ月の日数を要することが予想されることから、利用者の方々にはその期間上野体育館、下地体育館、城辺トレーニングセンター等での利用を促していきたいと考えております。

次に、高腰城跡の学術的調査等に向けての取り組みについてでございます。現在宮古島市教育委員会では、アラフ遺跡の国指定史跡、浦底遺跡出土遺物の国指定重要文化財への取り組みを行っております。高腰城跡の学術調査については、これらの取り組み状況を勘案し、おおむね令和5年度をめどに取りかかることを予定しております。

◎平良和彦君

それでは、再質問を行いたいと思います。

総合体育館なんですけども、重大な被害を受けて、3,047万円ですか、修繕額が上がっておりますけども、我如古三雄議員に対して市長のほうからまた新たなですね、総合体育館を建設する必要があるという答弁がありましたけども、これは今修繕を行った後そういう計画に移るといふ考えでよろしいでしょうか。

◎生涯学習部長（下地 明君）

当面の措置として雨漏り対策を講じて、その修繕期間中はほかの体育館のほうで利用していただくということで、いずれは新しい体育館をつくりたいということになります。

◎平良和彦君

もう少し踏み込みまして、この総合体育館はもう築35年たってですね、本当に古い体育館だと私も思っております。また、新市計画にもですね、総合体育館の建てかえはのっております。そういうのを鑑みまして多分つくりかえということになったと思いますけども、市長、やはりこれまでいろいろ建物をね、大きな工事とかをやってきております。市民の方はですね、またこういう建物をつくるのかという話が出るかと思っておりますけども、これについて説明などでできればよろしくお願ひしたいと思います。

◎市長（下地敏彦君）

確かに多額の金額を要するだろうなど。これから設計、あるいは見積もりもやりますけどね。ただ、伊

良部地区の小中一貫校終わりました。宮古島市未来創造センターも終わりました。市の総合庁舎についても予算的には見通しがつきました。そういう意味では少し、これはもう緊急な形で取り組まなければならない、しかしながらこれは市の大型プロジェクトにも位置づけておりましたので、これはもう前倒しをする以外にはないと、もうできるだけ補助率の高いやつを今探すという形でして、市の財政にできるだけ負担をかけないようにやってみます。

◎平良和彦君

今市長のほうから答弁がありましたように、市民にわかりやすい説明をしながらですね、市民に負担のないように行っていただきたいと思っております。

この台風時の停電の早急復旧についてなんですけども、中休みまでですか、無電柱化計画は、第2輸送道路の計画があるんですけども、これをするによって停電はどれぐらい、どれぐらいというんですかね、減るのか。また、なぜかといいますと、私が住んでいる比嘉自治会なんですけども、線のつながっている路線がいろいろありまして、長間地区のほうは宮原を、私らが住んでいる西城のほうは西東城辺を経由して来ているらしいんですよ。ですから、この2車線じゃなくて、できたら真ん中を通して、その外から徐々に修復していくじゃなくて、例えば外側が切れていても真ん中は通るよという、何かそういったインフラ整備できないのかなと考えて今質問しましたけども、これは沖縄電力との相談にもなるかと思えます。なぜかという、かなりちょっとした風でもですね、停電して、今回も台風13号の場合はもう3日、もう本当遅いおうちでは4日かかっているんですよ。ですから東京、千葉ですか、のほうはかなりかかっているとテレビ等と言っていますけども、テレビの報道を見ましても3日あたりからはどうなるか、もうストレスがたまってしょうがないとか、そういった症状も出ているよというふうに言っております。ですが、宮古島の場合は台風銀座と呼ばれるぐらいもう台風来ているので、ちょっとなれているところもあります。そういった症状とか、そういったのはないかと思うんですが、やはり早目にですね、停電は復旧していける方法をですね、ぜひとも構築していただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。これは答弁はよろしいです。

東平安名崎公園の整備なんですけども、これ来年の、令和2年ですか、工事着工を行うというふうに話しております。ぜひともですね、素晴らしい休憩所をつくっていただきまして、あずまやも今見ますとトラロープですか、そこにほとんどのあずまやはもう塞がっている状態です。そういうこともですね、修繕していただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次、クーラー設置の件なんですけれども、クーラーの設置で中学校は先ほど答弁いただいたんですけど、今年度中に設置完了する、工事が完了するということでよろしいでしょうか、答弁をいただきます。

◎教育部長（下地信男君）

中学校へのクーラー設置、工事請負契約では工期が12月27日までとなっておりますので、年内には設置完了という予定でございます。

◎平良和彦君

どうもありがとうございます。一生懸命頑張ってますね、完了していただければと思っております。

ちょっと飛びましたけども、城東中学校の統合後のいわば学校用地のですね、利活用の件なんですけども、これは今役所のほうで使うということで4つの事業が上がっていると言っておりますけども、もし

ですよ、民間の方がこの施設を利用したいといった場合には、優先順位は役所の事業からになるかと思えますけども、なった場合に、これはどうですかね、敷地を譲渡するのか、それとも貸し付けとか、そういったものになるのか、わかる範囲で答弁をいただきたいと思えます。

◎教育部長（下地信男君）

廃校後の学校施設の活用につきましては、まずは行政の、行政財産として使うという意向を今調査して、4件ほど上がっています。これから要望のあった部署とどういった活用になるのか、その計画について詰めていくわけですが、その使い方によると思うんですよ。校舎のみなのか、学校全体を利用するのか、その一部だけになってしまうのかという状況に応じて支障のない、行政の使用の支障のない程度に民間のほうに計画を求めていくということになりますので、具体的にどういう形になるという話は申し上げられない状況でございます。

◎平良和彦君

高腰城址の件なんですけども、令和5年をめどに今進めているというふうに聞いておりますけど、答弁はよろしいんですけども、積極的にですね、取り組んで、早目にできれば進めてもらえればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

道路行政の富名腰1号線の冠水早期整備についてなんですけども、今建設部長のほうでは新たに浸透ますを設置するのではなくて水路を清掃してという答弁でしたか。これ私も現場を見たんですけども、かなり深い、いわばTSUTAYAの前の道路からの水量がかなりありまして、その水量が流れ込んでくるような状況になっているんですよ。それで、その流れ込むところをますをつくって水をちょっと少なくしているんですけども、やはりこのたまる部分、一番底の部分、向こうへ中古車屋があるんですけども、向こうの中古車屋の話を知ると6台ぐらいは水に埋まって、もう売れる状況じゃないということで廃車にしたという話も聞いておりますので、水路を掃除するだけではなくてですね、新たにまた浸透ますをですね、設置してもらえないものか。多分これ予算もかかわってくると思えますので、補正等でですね、できないものか、答弁をお願いしたいと思います。

◎建設部長（下地康教君）

富名腰1号線の冠水に関する問題でございますけれども、これは確かに平成30年度にですね、その浸透ますを設置する以前はかなり浸水の被害の報告を受けておりました。それで、平成30年度に浸透ますを設置したところですね、大分冠水の状況が改善されたというふうに報告を受けておりました、現在腰まで冠水するような状況ではないというふうに報告を受けております。確かに冠水の被害といいますか、その冠水は認識しておるんですけども、これ今実際その浸透ますをですね、しっかり清掃をするとですね、どんだん水が排水をされているというふうな状況を受けておりますので、適宜ですね、その排水の堆積物、土砂等ですね、清掃をして、その排水機能を上げていきたいというふうに考えております。それでもどうしても被害が発生するというのであれば、しっかりとまたその浸透ますを増設するというのも対策をとっていきたいというふうに考えております。

◎平良和彦君

今の件なんですけども、今腰までは来ていない状況と言っていましたけども、私は行ってですね、写真等を見せてもらったんですけども、やはり跡がありまして、やはり腰まで来ている。これ人によるんですけ

ども、大きい方は腰まで来ないんですけどもね、標準的な方は腰まで来ていましたので、腰までと言ったんですけど、やはりかなりたまる箇所でありますので、できたら浸透ますをですね、設置していただければなと要望したいと思っております。

続きまして、スマート農業の実施に向けてなんですけども、農林水産部長も申しておりましたが、ドローンの活用ですね。やはりドローンはこれから本当に目まぐるしくですね、変わって、活用方法がかなりふえてくるかと思っております。実際宮古島のほうでもドローンを使って農薬をまくというデモンストレーションみたいなものもされているそうです。私まだ見たことはないんですけども。やはりいずれはそういった農業に行くのではないかなと思っておりますので、ぜひとも早目、早目にですね、情報を得て、これをまた言えば何が目的かといいますとやっぱり担い手のですね、確保、やはり今までのやり方ではなかなか担い手は来ないかなというふうに考えておりますので、やはりドローンを使つての農業であれば興味を持ってですね、農業につく、従事する若者もふえてくるんじゃないかなと思っておりますので、積極的にまた取り入れて、ドローンだけじゃなくてですね、いろんな形でスマート農業をですね、進めていければなと思っております。よろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちましてですね、質問を終わります。当局におかれましてもですね、いろいろと課題等があるかと思ひます。本市のますますの振興とですね、ご発展のためにも私どもも一緒に協力してまいりたいと考えております。市のため、ともに頑張っていきましょう。

これまでの私の質問に対しまして、ご親切なご答弁ありがとうございました。これもちまして令和元年9月定例会の5番、平良和彦の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

これで平良和彦君の質問は終了しました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

（延会＝午後4時32分）

令和元年

第5回宮古島市議会(定例会)会議録

9月18日(水) 4日目

(一般質問)

令和元年第5回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第4号

令和元年9月18日（水）午前10時開議

- 日程第1 議案第103号訴えの提起についての撤回について (市長提出)
" 第2 一般質問

◎会議に付した事件
議事日程に同じ

令和元年第5回宮古島市議会定例会（9月）会議録

令和元年9月18日（水）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（23名）

（延会＝午後5時12分）

議長（19番）	佐久本 洋 介 君	議員（11番）	高 吉 幸 光 君
副議長（17〃）	上 地 廣 敏 〃	〃（12〃）	國 仲 昌 二 〃
議員（1〃）	新 里 匠 〃	〃（13〃）	友 利 光 德 〃
〃（2〃）	平 百合香 〃	〃（14〃）	上 里 樹 〃
〃（3〃）	仲 里 夕カ子 〃	〃（15〃）	下 地 勇 德 〃
〃（4〃）	島 尻 誠 〃	〃（16〃）	栗 国 恒 広 〃
〃（5〃）	平 良 和 彦 〃	〃（18〃）	平 良 敏 夫 〃
〃（6〃）	下 地 信 広 〃	〃（20〃）	山 里 雅 彦 〃
〃（7〃）	欠 員	〃（21〃）	棚 原 芳 樹 〃
〃（8〃）	我如古 三 雄 〃	〃（22〃）	砂 川 辰 夫 〃
〃（9〃）	前 里 光 健 〃	〃（23〃）	濱 元 雅 浩 〃
〃（10〃）	狩 俣 政 作 〃	〃（24〃）	眞 榮 城 德 彦 〃

◎欠席議員（0名）

◎説 明 員

市長	下 地 敏 彦 君	上下水道部長	兼 島 方 昭 君
副市長	長 濱 政 治 〃	会計管理者	下 地 秀 樹 〃
企画政策部長	友 利 克 〃	消 防 長	来 間 克 〃
総務部長	宮 国 高 宣 〃	伊良部支所長	上 地 成 人 〃
福祉部長	下 地 律 子 〃	総務部次長兼 兼 総 務 課 長	渡久山 繁 〃
生活環境部長	垣 花 和 彦 〃	企画調整課長	上 地 俊 暢 〃
観光商工部長	楚 南 幸 哉 〃	財 政 課 長	砂 川 朗 〃
振興開発 プロジェクト局長	大 嶺 弘 明 〃	教 育 長	宮 國 博 〃
建設部長	下 地 康 教 〃	教 育 部 長	下 地 信 男 〃
農林水産部長	松 原 清 光 〃	生涯学習部長	下 地 明 〃

◎議会事務局職員出席者

事務局 長	上 地 昭 人 君	次長補佐兼議事係長	仲 間 清 人 君
次 長	友 利 毅 彦 〃	議 事 係	久 志 龍 太 〃
次 長 補 佐	富 浜 靖 雄 〃		

令和元年第5回宮古島市議会定例会（9月）諸般の報告書

令和元年9月18日（水）

9月17日	<p>会議延会後、下地敏彦市長から「議案第103号、訴えの提起について」の撤回の申し出があった。</p> <hr/> <p>同撤回の申し出を受け、同日、議案第103号を付託した総務財政委員会の山里雅彦委員長へ市長から同議案の撤回の申し出があったこと及び同議案の撤回については、会議規則第19条第1項の規定により、本会議において処理することとした旨の通知をするとともに、全議員へも同様に通知した。</p>
9月18日	<p>本日、開議前に議会運営委員会が開催され、市長から申し出のあった「議案第103号、訴えの提起について」の撤回の処理方法について諮問したところ、本撤回は、本日9月18日の会議において一般質問の前に処理することと決した。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

◎議長（佐久本洋介君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は23名で、在職する議員全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第4号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（上地昭人君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

9月17日、会議延会後、下地敏彦市長から議案第103号、訴えの提起についての撤回の申し出がありました。同撤回の申し出を受け、同日、議案第103号を付託した総務財政委員会の山里雅彦委員長へ市長から同議案の撤回の申し出があったこと及び同議案の撤回については、会議規則第19条第1項の規定により、本会議において処理することとした旨の通知をするとともに、全議員へも同様に通知しました。

9月18日、本日、開議前に議会運営委員会が開催され、市長から申し出のあった議案第103号、訴えの提起についての撤回の処理方法について諮問したところ、本撤回は本日9月18日の会議において一般質問の前に処理することと決しました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議長（佐久本洋介君）

まず、日程第1、議案第103号訴えの提起についての撤回についてを議題とします。

提案者から撤回理由の説明を求めます。

◎市長（下地敏彦君）

令和元年9月3日に提出した議案のうち、次の議案を撤回したいので、宮古島市議会会議規則第19条第1項の規定により承認願いたく申し出ます。

1、撤回する議案。議案第103号、訴えの提起について。

2、撤回する理由。今議会に議案第103号、訴えの提起についての議案を提出しましたが、同議案の内容を精査する必要が生じたため、本案を撤回いたします。

以上でございます。よろしく申し上げます。

◎議長（佐久本洋介君）

これで撤回理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎仲里タカ子君

市長にお伺いいたします。

撤回の理由について、内容を精査する必要があるという理由ですが、この内容の精査というのがよくわからないので、具体的に説明をお願いします。

◎市長（下地敏彦君）

議案第103号、訴えの提起についての事件の概要中、2枚目、1行目に記載した民法第723条を引用した文言について多くの指摘があることから、改めて内容を精査します。また、原告名の表示について、表示されている内容は宮古島市の執行機関としての表示と解され、法人としての取り扱いにはならないとの指摘があることから、改めて内容を精査するものであります。

◎仲里タカ子君

そうすると、これは今、議案第103号、訴えの提起についての撤回をしますけれども、内容についての表記に疑義があるので、この表記を直して再度提案するというふうなことがあるというふうにも考えてもよろしいですか。

◎市長（下地敏彦君）

まさに内容を精査している最中であります。

◎仲里タカ子君

もう一度伺います。

この文言のですね、撤回する理由のところちょっと内容精査する必要があるということなんです、精査した後、さらに訴えの提起をするというお考えがとおりですか。

◎市長（下地敏彦君）

先ほどから申し上げているとおり、今精査をしているところであります。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

◎眞榮城徳彦君

一旦撤回をするということなんですけれども、当局の考え方の中にですね、いろいろマスコミとか、あるいは市民団体の人から批判が出ております。これもこの撤回の理由というか、要素に入っているのかなど。つまり議案第103号、訴えの提起についてに関して内容を精査する、これが撤回の理由とありますけれども、市長おっしゃいましたけれども、いろんな状況を考えて、いろんなところから猛烈なバッシングなり批判なりが浴びせられて、これも撤回の要因の一つになると考えてよろしいですか。

◎市長（下地敏彦君）

私が今回訴えようとした内容とですね、マスコミで報道されている内容とはずれがあるんですよね。私は、常々言っているように、市民が市政の運営についていろいろと意見を言うのは当然だというふうにお話をしております。しかし、大もとが最高裁で決着した後もするのかと、この部分だけを私は言っているんです。別に表現の自由をどうのこうのということはないんですけれども、この論議だけが先行しているということはおかしいんじゃないかと。私どもが言っているのは、最高裁の判決後もなおかつ市役所がおかしいような物の言い方だけはやめてほしいと、物には節度があるんじゃないかと、こういう思いでやっております。

◎眞榮城徳彦君

私個人としてはですね、非常に、仮に行政側が市長が訴えを起こして、市民団体並びに原告ですね、起こして、名誉毀損ということで訴えるというふうになっていたわけなんですけれども、私は裁判を通してですね、

市民はやっぱり行政のチェックなり批判なり、あるいは糾弾なり、そういうことをする権利はもちろん有しているんですけどもね、訴えの提起の中でどの部分が行政に対しての名誉毀損になるのか。私は個人的にはですね、この議案を通してもらってですね、裁判を起こして、そして裁判所の中でですね、決着を、決着というか、裁判所の判断を見たかったなという思いであります。ですから、何も絶対的な価値判断は我々は下すことできませんから、それはそれなりの権威を持っている裁判所がですね、どういう判断を下すか、あるいは行政が間違っているんだったら間違っているという判断を下すかもしれない。名誉毀損に当たるとい判断を出すかもしれない。そういう覚悟を持って私は市長も訴えの提起を起こしたとも思いますし、私個人としてはですね、この裁判の中でこの決着を見たかったなという思いが強いもんですから、それちょっと残念な気もしますけども、この内容を精査した上で再提案もあり得ると考えてよろしいですか。

◎市長（下地敏彦君）

眞榮城徳彦議員もおっしゃっているとおりですね、市に対して裁判を通していろいろと意見をいただきました。それはそれで結構なんです。さっきから言っているように。終わった後の処理についておかしいと言っているだけなんです。何も表現の自由をですね、妨げるとか、市が住民をこれ以上提訴できないような感じにするとか、そういうことを言っているんじゃないかと、こういう問題について、全ての問題について最高裁で決着をつけたのに、なおかつそれについていろいろとお話をすると、ここの部分がおかしいんじゃないかと言っているだけなんです。裁判そのものについてはもう終わりました。この部分をしっかりとやっぱり検証する、精査してみたいということです。

◎眞榮城徳彦君

つまり市長としては、裁判の結果を受けてですね、高裁判決並びに最高裁の門前払いという、私もですね、原告団あるいは原告代理人である弁護士、この方々が報告会、裁判を終結した後の報告会なり、そういったものにはですね、これは民主主義国家ですから、日本は、なぜ負けたのか、なぜ門前払いになったのか、そういう技術論をですね、私は言わなければおかしいなど。不当判決だの何だのと言ったって、この民主主義社会の中で権威ある裁判所というところが判断を下してやったわけですからね、私は、報告会の中でも一番先にやるべきことは、なぜ負けたのかと、この裁判に、なぜ最高裁で門前払い食らったのか、そういう現実的な問題をちゃんと説明すべきだったと思う。何が原因でこの裁判に負けたのか、そういうことをちゃんとしないとですね、幾ら不当判決だの、やっぱり行政が悪いだのと言ったって、これはおかしな話だと私は思っているんでね、だからそここのところをはっきりともう一回裁判所に判断を下してもらいたかったなと思います。ですから、市長がおっしゃる趣旨はよくわかります。訴えの提起の意味もよくわかります。ほかの皆さんはどう思っているか知りませんが、やっぱり民主主義国家の裁判ですから、これは技術論に終始するべきだと。負けたら何にもなりませんよという。なぜ負けたのか、その原因をですね、これちゃんと報告すべきだったなと思っています。ですから、私は一連のマスコミ報道とか、そういういったものに関してはですね、ちょっと行き過ぎじゃないかと、私個人としてはですよ、思っております。ですから、もう一回精査して、必要とあらば再提案をしてもらいたいと私は思っております。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

◎國仲昌二君

私も何点が質問したいと思います。

今市長がお話したようにですね、報告会でいろいろあって、これおかしいんじゃないかということでの提訴だということですけども、それ自体をですね、そのこと自体がいわゆるスラップ訴訟だというのが識者の指摘なんですよね。これは名誉毀損あり得ぬということで識者の皆さんが言論の自由を侵害している、あるいは民主主義の劣化だ、市民を弾圧したい意図が見え隠れする、こういう厳しい指摘があるんですよ。確かに最高裁の判決が出て報告会でいろいろあった。これ、でも弁護士の発言なんですけれどもね、それをもってやること自体が名誉毀損あり得ないということでの識者の意見なんですけれども、これについて、指摘されていることについてですね、市長はどうお考えでしょうか。

◎市長（下地敏彦君）

マスコミ等で報道されている中身を見ました。一般論でまず述べていますよね。私が先ほどから言っているように、裁判が終わった後でもなおかつそれが不当であるかのごとくしゃべっている。この部分が何も言わないんです。一般論でそういうふうなのをやると、あなたの言うようにスラップ訴訟になるんじゃないかというのは理解できますよ。でも、今回の場合は、それは違ふと。終わった後でもなおかつそうするのかと。最高裁で判決が出た後、それは法治国家ですから、それなりの法律の判断を尊重した行動が必要であると、そう思っているからなんです。

◎國仲昌二君

一般論でという話がありましたけれども、中身は一般論じゃなくてですね、今回の市のあれをですね、今回の弁護士の発言について、市民に対してですね、名誉毀損だと言っているのは飛躍し過ぎだというような記事も出ているんですよ。ですから、一般論だけではなくてですね、もう一つですね、じゃ県紙が一般市民に対して今回の提訴に対しての声を聞いていると。ほとんどが疑問の声ということですね。先ほど今回の撤回の理由としては中身の文言の話と、それから個人名が入っているということでの、原告にですね、個人名が入っているということでの撤回理由だったんですけども、こういった声というのはその理由には入っていないのかどうか。

◎市長（下地敏彦君）

これはまさにですね、これからやる一般質問の中でいろいろと議員の皆さんがご質問をなされています。今は撤回の理由だけの話ですから、特に今これにお答えする必要はないと思っております。

◎國仲昌二君

この提訴ですね、訴えの提起についての議案についてはですね、全国紙のですね、朝日新聞でも社説に載っているぐらい全国的に影響があるものなんです。そういったものをですね、撤回するということですから、私はこの撤回の理由について、だから聞いているわけです。これ一般質問でどうのこうのじゃなくて、今回議案の内容を精査していく必要が生じたためというだけではですね、それだけではやっぱり市民を初め多くの皆さんは納得できないと思うんで、私は質疑をしているんですよ。その辺は理解していただきたいと思います。残りは一般質問でやります。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

◎上里 樹君

私も質疑をさせていただきます。

まず、この撤回の理由について、配られた理由は先ほど読み上げて明らかにしましたが、同議案の内容を精査する必要が生じたためということで、先ほどその中身を明らかにしましたが、しかしこれは、議案というのは精査の上しっかりと議会にも説明がつくように提案をするのが当たり前であって、提案に当たって精査が足りなかったということですか。不十分だったということですか。

◎市長（下地敏彦君）

不十分というよりもですね、十分と理解をしていただく、誤解のないようにしていただければということで、やっぱりもう一回きちんとした形でやる必要があるんで精査をするということでもあります。

◎上里 樹君

非常に失礼な話だと思うんです。議案というのは万端整えて提案する、それが筋じゃないでしょうか。いわゆる解釈の問題と今やじが飛びましたけども、そういう以前にみずからそれを精査したいと今おっしゃっているわけで、議会で指摘をされ、マスコミで指摘をされ、そんな中で提案されて何日たっていますか。もう20日……4日でしたか、提案されましたから、2週間以上たっていますよ。そこまで考えて、考えて、考えてこられた、そういう中で今回の撤回に至るんですけども、誤解のないようにしたい。今の現状で提案した議案に不備があることを認めるのか、それとも不備はないけども、誤解のないようにきちんとしてほしいという、そのどちらなのかお伺いします。だから、不備なのか、そうでないのか。

◎市長（下地敏彦君）

議案についてはですね、やっぱり本会議でどうするという形で決着をつける以外にはないというふうに思っているんで、今回提案をしているところです。

◎上里 樹君

私がお聞きしているのは、その議案を精査したいというのが今回の撤回の理由ですから、それが不備だったと認めるのか、不備ではないけども、もっと理解していただくために今回撤回して新たに出すということなのか、明快にお答えください。

◎市長（下地敏彦君）

さっきから申し上げているとおり、議案第103号、訴えの提起についての提案の理由が市民を含めてね、完全に理解されるにはちょっと舌足らずの部分があったなど。だから、それをきちんとする必要があるというふうに思っているところです。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

◎島尻 誠君

先ほどから市長、3日提案から2週間以上たって、この期に及んで撤回と。庁議で決められた中身だというふうな話もございました。じゃ、この撤回したきょうの提案ですけども、庁議に諮ったんですかね。これは市長の単独ですか。お聞きします。

◎市長（下地敏彦君）

これについては、庁議にはかけておりません。精査をすると。その後どうするかというのは、その後の

判断になると思います。

◎島尻 誠君

この提案も庁議の部長クラス以下何名かで集まって、たった1回の庁議の中で決定されたということがありました。その中で、ここまで持ってきて撤回というのは、いろんなマスコミきょうもたくさん来ています。全国も見ています。これは原告になられた被告の皆さんを今訴える形になってはいますが、いわば逆ですよ。その6人の皆さんだけの問題ではないんですよ、今。この撤回がどれだけ、これまで2週間の間皆さんがどういう思いしたか。そういうもの含め、やっぱりちゃんとした理由、説明をね、さっきから求めていますけど、精査する理由、それも撤回した後に再提案があるかという答えは答えていませんよ、市長。どうなんですか。

◎市長（下地敏彦君）

さっきからお話していますよ。精査しますと。そこまでは、今回皆さん方に提案しているのは。その後のことについては、それはそのときです。

◎島尻 誠君

精査する。ですけども、この議案がですね、やはり皆さんおかしいと、筋が通らなくて当たり前ではないか、普通ではないとみんな思っているんですよ。だから、ぜひともこれは精査した以上でも再提案するべきではないと私は思います。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

◎友利光徳君

市長、市長はですね、まだこの再提案についての答えを明確にしていませんね。ただ精査をするだけで。再提出するんですか。提起するんですか。それを教えてください。明確に。

◎市長（下地敏彦君）

何名かの議員に今までお答えをいたしております。今精査をしているところです。

◎友利光徳君

いや、市長、ですから精査をしていますよね。その後の作業の流れというのは、再提出するののかということはっきりと教えてくださいよ。明確に。わかりやすく。

（「精査していると答えているさ」の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

さっきから何回も答えていますけど、またやるんですか。

（「休憩」の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午前10時28分）

再開します。

（再開＝午前10時29分）

◎友利光徳君

市長、何回も同じことを尋ねますけどね、ですから精査した後の市長の真意を尋ねているわけなんです。どのようにするのかと。何で明確に素直に答えないんですか。出しますなら出します、出さないなら出さない。教えてください。

◎市長（下地敏彦君）

今何をしているかという、精査をしている段階なんです。どうなるかわかりませんよ。だから、今精査をしていますと言っているんであって、そこまでです。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

日程第1、議案第103号訴えの提起についての撤回についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより議案第103号訴えの提起についての撤回についてを採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第103号訴えの提起についての撤回については承認されました。

次に、日程第2、一般質問について、昨日に引き続き質問を行います。

本日は、上地廣敏君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎上地廣敏君

一般質問に入りますけれども、その前に、去る5日に襲来しました台風13号によって被害を受けられた市民の皆様にお見舞いを申し上げます。また、市当局におかれましては、被害の実態について十分なる調査の上、支援策を検討され、安心して復旧に取り組むことができますようお願いいたします。

それでは、さきに通告いたしましたそれぞれの項目について順次質問をいたします。当局におかれましては、明快なるご答弁をよろしくお願いいたします。

まず初めに、市長の政治姿勢についてであります。1点目に宮古島漁業協同組合、伊良部漁業協同組合、そして池間漁業協同組合の3漁業協同組合の統合についての今後の市の方針について伺いたいと思います。この3漁業協同組合の統合については、実は平成23年9月に3漁協統合検討委員会が立ち上げられ、統合に向け協議を重ねてまいりました。しかし、その実現を見ることなく今日に至っております。市長は、

これまでの私の質問に対し、統合については漁業協同組合みずから考えて判断することなので、しばらくはその経過を見守りたいと、平成28年6月定例会での答弁であります。しかし、あれから既に3年余が経過をしております。そこでお伺いいたしますけれども、現在でもその考えに変わりはないか、静観していくのか、今後の市の方針を聞かせていただきたいと思います。

2点目に、宮古島漁業協同組合と伊良部漁業協同組合の組合長がことしに入って新しく選任をされております。そこで、両組合長との間でこれまで進めてきた統合についての意見交換はされたことがあるのか、もしあるとすれば両組合長の統合についての考え方はどのようなものであったのかお尋ねをいたします。

次に、与那覇湾及び周辺利活用基本計画の現在の進捗についてお伺いをいたします。既にご案内のとおり、与那覇湾は7年前の平成24年7月3日、ラムサール条約湿地に登録されております。ラムサール条約では、湿地の保全と再生を図りつつ、地域による賢明な利活用のもと湿地の適正な管理に努めること、これが大きな目標であります。そこで、本市においても、平成26年3月、与那覇湾及び周辺利活用基本計画を策定し、事業実施に取り組んできていると思っておりますけれども、その事業実施が計画どおり進捗していないというふうに感じておりますが、その理由について、まず説明を求めたいと思っております。

次、4点目に川満漁港背後に位置する通称マングローブ公園の修復工事計画の進捗についてどのようになっているのかお尋ねをいたします。この公園内には木製の遊歩道があります。この遊歩道が平成30年、昨年3月に破損をし、観光客の皆さんが一部負傷したことが発生をいたしております。これは、木製の遊歩道、いわゆる経年劣化によって破損しておりますけれども、現在まで利用禁止となっております。事故の発生から1年6カ月経過をしておりますけれども、現在公園としての機能を全く果たしておりませんが、修復までのスケジュールはどのようになっているのかお伺いをいたします。

次、5点目ですが、下地字上地の沖縄製糖東側に位置するバイオエタノール製造施設の現状と今後の利活用計画についてお伺いをいたします。この施設は平成30年4月から閉鎖されたままとなっておりますが、翌平成31年、いわゆることし、指定管理者であった日本アルコール産業株式会社に無償譲渡されております。しかし、私が見る限りにおいて、譲渡後も利活用されているという様子は全く見受けられません。そこでお尋ねをいたします。日本アルコール産業株式会社による今後の利活用について、市に対する報告等あるのか、あるいはアクションはあるのか、答弁を求めたいと思っております。

次、6点目に宮古都市計画公園の計画変更案についてであります。この件につきましては、去る5月14日に与那覇コミュニティーセンターにおいて計画変更案を策定するための公聴会が開催されております。そこで、私は市道ミナアイ原線の路線廃止計画についての意見陳述を行いました。その後の県による取り組み状況についてお伺いをいたします。加えて、近隣自治会、これは皆愛集落のことを指しておりますけれども、皆愛集落に対して公聴会後に説明会を開きたいという旨の連絡があったようですが、その後説明会は開催されているのかお伺いをいたします。なぜ今この質問をしているのかといいますとですね、これは令和元年度の第1回宮古島市都市計画審議会に配付されたパワーポイント集というのが資料3ということでもありますけれども、この中に市道ミナアイ原線の廃止計画についてという項目がありまして、その中で公園整備とあわせた市道の廃道に伴い、交通状況や海浜利用の変化など周辺地域への影響が考えられることから、地域住民や宮古島市と調整しながら今後も対策を検討していきたいというふうなことが書かれております。そこで、その集落の方々からなぜ説明会が持たれないのかというふうな意見などが出ており

ますので、今回質問をしたわけでありますので、その件について詳しくご答弁を求めたいと思います。

次の7点目であります。下地竹アラ地区の採択に向けた取り組みについてお尋ねいたしますが、これまでの答弁では、平成32年度の新規採択要望地区として取り組んでおりますというご答弁でありました。既に県とのヒアリングも終了をしていると思いますが、この採択については県のほうからどのような報告を受けているのかですね、そして採択後の事業実施工程についても説明を求めたいと思います。

次に、8点目であります。私、今月7日にですね、知人の葬儀のために宮古島市斎苑に行く機会がありました。その2日前の5日には台風13号が宮古島に襲来したため、5日から9日ごろにかけて宮古島各地で停電によって市民生活に大きな影響が出たことは皆様ご承知のとおりであります。当然に宮古島市斎苑も台風被害を受け、停電と雨漏り等によって施設の一部が使用できない状態でありました。特にトイレについては、断水はないものの、停電によって機器が作動せず、全面使用禁止となっております。宮古島市斎苑は2011年、平成13年ではありますが、5月に完成しております。以降これまでに幾度となく台風は襲来し、停電も発生していると思いますが、これまでも使用禁止として、これトイレについてであります、使用禁止として対応してきたのか、市の対応についてです。これまでの対応についてお考えをお聞きしたいと思います。

次に、県立高校生への島外派遣費の補助についてお伺いをいたします。夏の甲子園野球大会が終わって、宮古島からも宮古高校、あるいは宮古総合実業高校、それと宮古工業高校、3チームが夏の甲子園大会を目指して沖縄本島に参加をしております。このことについては、この3高校のですね、球児の父母だけではなくて、全ての高校生の保護者が非常に興味を持っておりますので、質問をすることになりました。私も平成27年3月定例会で初めて県立高校生への県外派遣費の補助について質問して以来5年ぶりに質問をいたしますけれども、幸いに当時答弁していただいた教育長が現職でいらっしゃいますので、ぜひこの件については教育長に答弁を求めたいというふうに思っております。今回の質問と要望でこれまでの問題の解決は図られるというふうに私は思っております。ぜひとも教育長におかれましては、どうぞ自信を持ってですね、令和2年度の当初予算において確実に予算計上いたしますという明快な答弁をいただきたいと思います。県内離島である宮古島市、石垣市は、児童生徒の島外におけるスポーツ大会や文化活動等に参加するため多額の費用負担を強いられているのはご承知のとおりであります。一例申し上げますと、今回の夏の大会の話聞きますとですね、宮古高校の野球部は4回ほど上覇して試合に臨んだと言っております。1回当たり宿泊を含めて約3万円ぐらいの費用がかかるとしても、一月のうちに12万円の、単純計算でありますけれども、12万円の支出になります。これが大きな経済的負担となって、保護者が今爆発寸前ということであります。予算規模的には宮古島市より少ない石垣市ではありますが、石垣市の場合ですね、将来を担う小中高生への人材育成のための予算措置であります。何と宮古島市の2倍に相当する額を措置しております。実態を申し上げますとですね、宮古島市の令和元年度の当初予算404億3,500万円、これに対して手厚い助成をやっている石垣市の当初予算といえますのは312億4,169万4,000円。実に宮古島市が91億9,300万円も予算規模は多い。なぜそういうふうに100億円近く多い予算規模がありながら、この将来の宮古島市を担っていく児童生徒への派遣費補助が半額以下であるのかですね、不思議でたまりません。教育長の明快なご答弁を求めたいと思います。

10点目、最後の質問であります。信号機の設置についてお尋ねをいたします。質問の場所については、

これまで新聞投稿による信号機の必要性の訴えもあり、私も去る3月定例会で早期設置に向けて取り組んでもらいたい旨質問をしてみました。答弁において、宮古島市の回答として、いずれの要望に対しても早期に県公安委員会等に強力に要請していくとのことであったと思いますが、現在同地点においては点滅式の信号機は設置されておりますが、車両の交通量が多く、平良新里線を横断するのが非常に厳しい状況にあります。これまでもそうでありましたが、特にことし3月以降、陸上自衛隊が千代田地区に配備された関係で、さらにその状況は厳しさを増しております。交通体系の安心、安全を考える上でも早急に時差式信号機への切りかえが喫緊の課題であると、必要と考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

以上、10項目について質問をいたしました。ぜひ明快なご答弁をよろしく願いをいたします。

◎企画政策部長（友利 克君）

下地地区のバイオエタノール製造施設の現状、利活用計画についてお答えをいたします。

バイオエタノール製造施設につきましては、譲渡先であります日本アルコール産業株式会社に確認をしているところでございます。現在具体的な活用計画が進展をしているという状況ではないということでございます。ただ、地元の企業から利活用について提案を受けており、現在はその提案の内容を精査している状況とのことでございます。あの施設の利活用に関しての日本アルコール産業株式会社の体制としましては、まず東京本社に宮古島事業室、ここには室長、それから室員2人、そしてその関連としまして宮古島営業所があります。そこに所長がおり、また社員が2名現在配置をされているという状況です。こういう体制のもと、バイオエタノール施設のですね、有効な利活用を今後も図る、進めていくという回答を得ているところでございます。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

大きく分けて3点ご質問がございましたので、お答えしていきます。

まず、与那覇湾の周辺利活用基本計画の進捗状況についてでございますが、計画の進捗が非常に悪いと、なぜ進捗しないのかというような内容のご質問であったかと思っております。与那覇湾の周辺の整備については、これまで平成26年3月に策定されました与那覇湾及び周辺利活用基本計画に基づきまして、湾の奥のほうですね、湾の奥部のしゅんせつ、それから崎田川湧水地周辺整備、それから突堤の改修、これは沖繩製糖の先のほうにあります突堤ですね、それから自然観察用の進入路、遊歩道、駐車場等の整備を行ってまいりました。ただ、現状といたしましては、与那覇湾の周辺からと見られる赤土の流入や栄養塩、これ塩のことでございます。栄養塩の流入による水質や底質への影響が続き、改善が見られていないことから、与那覇湾及び周辺利活用基本計画において基本目標1として掲げる干潟生態系の保全と豊かで多様な環境の創出、これに重点を置いた取り組みを推進しているのが現状でございます。この計画の中には3つの基本目標を掲げまして、具体的なハード、ソフトの取り組みも計画に盛り込まれているところでございますが、現在、基本目標1の干潟の生態系の保全と豊かで多様な環境の創出、これに重点を置いた取り組みを行っているということで、与那覇湾の水質改善に取り組んでいるということで、周辺の施設の整備の計画というのが進んでいないというのが現状でございます。

次に、宮古島市斎苑の台風時の停電の対応についてでございますが、今回の台風被害時にも停電のためにトイレが使えない状況になっていたということですが、確認をいたしましたところ、これまでも台風などで停電をした場合トイレについては使用ができない状況になっていたということでございます。

次に、沖縄製糖高千穂線と平良新里線の交差点の点滅信号の取りかえの件でございますが、これにつきましては、上地廣敏議員から要望のあった時点でも、ことし6月にもですね、警察署のほうに要望しているところでございます。ただ、警察署のほうからは、数年前に調査は1回しておりますけれども、現在もさらに交通量が大幅変化しているということで、調査を行っているということでございました。調査をいつまで行うかということも確認したんですけれども、それについてはお答えをいただいております。この調査を踏まえて、かなり交通量が変わっているという状況も説明をしながらですね、再度宮古島警察署のほうにはぜひ公安委員会のほうに上申していただけるようお願いをしているところでございます。

◎農林水産部長（松原清光君）

まず最初に、3漁業協同組合統合についての今後の市の方針についてであります。昨年度決算において3漁業協同組合とも黒字を計上しておりますが、運営基盤が脆弱である状況に変わりはないものと認識しております。漁業協同組合を統合すれば3漁業協同組合が個別に行っていた事務や事業を一本化することができ、さまざまな事業執行も可能となりますので、統合による漁業協同組合の組織強化が必要であるとの考えに変わりはありません。しかしながら、各漁業協同組合が抱えている問題について、それぞれが解決に向けて自助努力している段階でもありますので、漁業協同組合側からの統合についての支援要請があるまでは経過を見守っていきたいと考えております。

続きまして、市長は統合についての宮古島、伊良部漁業協同組合長との意見交換はなされたのかとの質問であります。宮古島漁業協同組合では昨年の6月に、伊良部漁業協同組合ではことしの6月に組合長がそれぞれ交代されていますが、これまでのところ統合についての意見交換は行っておりません。統合を進める前提といたしまして、統合するもの同士が一定程度の経営改善がなされている必要がありますので、漁業協同組合経営の健全化についての全体的な議論や個別の課題解決についての議論をさまざまな機会において重ねているところであります。

それから、川満漁港背後のマングローブ公園の修復の進捗状況についてであります。本施設は、平成30年3月に施設の老朽化による腐食で、部分的に多人数が乗ったために崩壊する事故が起きました。その後、施設の点検調査を行った結果、各部材の劣化がかなり進んでおり、かなり危険な状況であることが調査の結果出てきました。木製施設の耐用年数である15年を経過し、老朽化による劣化により利用が危険であるために、市民の安心、安全な利用が確保できないため解体撤去が必要であると判断したので、本年度中の撤去を行う予定をしております。撤去後の再建については、概算レベルの検討を行ってはいますが、非常に高額になる見込みであることと、適当な財源補助事業が見当たらないことから、現時点での再建については具体的な予定はしてございません。

それから、下地竹アラ地区の採択に向けての取り組みについてであります。市営竹アラ地区については、令和2年度新規採択を目指して、去る7月10日に受益者会議を開催し、農道計画及び排水計画、沈砂池等の流末処理方針を調整してまいりました。また、令和2年度新規要望ヒアリングの結果といたしまして、沖縄県最終選定である農業農村整備事業等新規地区選定会議を通過しており、今後国の審査にかかることとなっております。事業の採択についての事業工程期間への質問がありましたけれども、基本的に5カ年をかけて実施に取り組む予定をしております。受益面積は9.8ヘクタール、受益戸数が23戸で、工事内容といたしまして区画整理、畑地かんがい整備を行う予定をしております。総事業費で5億4,400万円を予定して

おりまして、初年度に測量設計業務を行いまして、その次年度から3カ年をかけて工事の執行、最終年度には換地業務を行うことによって最終的に事業の完了となる予定をしております。

◎建設部長（下地康教君）

県営宮古広域公園の整備に向けた取り組み状況についてのご質問にお答えいたします。

県宮古土木事務所に確認したところ、今年度は令和2年度の事業着手に向け環境影響評価を実施し、都市計画決定の手続を行っているとのこと。これまで沖縄県は与那覇地区コミュニティーセンターで4月に住民説明会、5月に公聴会を実施し、6月に本市都市計画審議会を経た後、6月11日から7月24日まで都市計画案に対する公告縦覧を行ったところでございます。今後は、令和2年2月予定の沖縄県における都市計画審議会を経て、3月末の都市計画決定に向けて取り組んでいるということ聞いております。

次に、皆愛自治会への公聴会後の説明会を開くということはどうなっているのかというご質問でございました。お答えいたします。県宮古土木事務所に確認したところ、皆愛集落への説明会については、10月上旬の開催に向け調整を行っているというふうに聞いております。

◎教育部長（下地信男君）

高校生への選手派遣の助成はできないかというご質問です。まず、教育委員会の役割ですけれども、教育委員会には、市が設置した義務教育機関である小中学校の児童生徒の一人一人の能力を伸ばし、社会において生きる力を育む役割と責任がございます。本市の選手派遣補助につきましては、このような役割と責任を踏まえ、小中学校の児童生徒を支援することを基本としております。具体的には、地区予選を経て上位大会への出場資格を取得したチームまたは個人を現在支援しているところです。

今日の本市における児童生徒の体育、文化活動面での活躍は、先日我如古三雄議員からもお話があったとおり、大変目覚ましいものがございます。これらの活躍を受けまして、児童生徒の努力、それから成果に報いるためにさらなる拡充を求める声が多く寄せられています。教育委員会としましては、児童生徒がこのように努力を重ね、輝かしい成果を上げていることを踏まえて、補助を拡充することを検討しているところです。

選手派遣費補助を県立高校生にも対象にできないかというご質問ですが、先ほど申し上げました教育委員会の役割と責任を踏まえると、まずは求められている小中学生の児童生徒への支援を可能な限り拡充することがまずは先決であると考えており、高校生まで対象とすることについては今のところ考えてございません。

◎上地廣敏君

順を追って再質問をしたいと思います。

まず、3漁業協同組合の統合問題、これについては当初の3漁業協同組合から池間漁業協同組合が抜けて宮古島、伊良部と合併したらどうかというふうな質問をしたこともあります。また、宮古島漁業協同組合の組合長が昨年、合併協議を中断した以降ですね、昨年、そしてまた伊良部漁業協同組合の組合長がことし、新しい方が組合長に選任されたということなどもありまして、新しい組合長と合併に向けた意見交換などをしたことはあるのかという質問もいたしました。意見交換会はやっていないとの答弁でありましたけれども、新しく選任された組合長がどういった考えを持っているのかですね、合併、統合について、これは少なくとも私は聞いてみる必要があるというふうに思っております。市長は、かねてから3漁業協

同組合、宮古島市に漁業協同組合が3つもあるというのはちょっと異常な状態である、統合したほうが経営基盤がしっかりとしているんな事業展開が可能となるというふうなことを申し上げておりましたけれども、先ほどの農林水産部長答弁で3漁業協同組合とも平成30年度の事業経営は黒字であったというふうな報告がありましたけれども、皆さんはその黒字の要因は何なのかというふうなことをまず点検をしていただきたいと思います。これはマスコミの報道でありますけれども、外国漁船の操業調査、監視業務で、宮古島の3漁業協同組合に対してはですね、2億5,760万円もの国からの、あるいは公益財団法人沖縄県漁業振興基金からですね、これは資金が充てられているんですよ。3漁業協同組合ともこの外国漁船の操業調査の監視業務の費用が入ったから単年度収支が黒字になっているわけです。申し上げますとですね、平成28年度及び平成30年度の3漁業協同組合別の助成金の交付額、伊良部漁業協同組合が1億2,910万円、宮古島漁業協同組合が8,412万円、池間漁業協同組合も4,138万円。これだけの金が漁業協同組合に入っているから黒字になっている。特に伊良部漁業協同組合については総会の中で組合長ははっきりと断言しているんですよ。外国漁船調査事業の費用が入っているんで漁業活動が停滞しているとまで堂々とやっている。この調査事業というのは単年度で予算決まっていますけれども、おおよそ沖縄県には20億円ぐらいの予算が配分されるというふうに聞いておりますが、もし仮に来年度以降この調査事業がストップした場合ですね、3漁業協同組合とも一気に赤字に転落をする、そういった状況に今あるということですね、しっかりと認識していただきたい。私は、漁業協同組合の統合については、これは漁業協同組合本体がみずから考えてやるべきだというふうなことを今農林水産部長答弁で言うておりますけれども、しばらくは現状のまま経過を見たいと、あるいは支援要請があるまでは従来どおり。じゃ、平成23年度から市がリードして進めてきた漁業協同組合統合についてのこれまでの取り組みは何になるのかですね、その辺のところをもう一度答弁をお願いしたいと思います。

◎農林水産部長（松原清光君）

上地廣敏議員ご指摘のように、平成23年に統合検討委員会を立ち上げて取り組んでおり、その中で各漁業協同組合を通してですね、統合に向けての話し合いをした経緯があります。先ほども答弁したようにですね、その中で池間漁業協同組合のほうは統合に反対だということがあったことから、今のところそれについての具体的な話はしていないところであります。それでも上地廣敏議員ご指摘のように3年もたっているという形で、我々もそこら辺を注視しながら、見守りながらその統合に向けての話し合い等もですね、また順次進めていきたいと考えております。

◎上地廣敏君

ぜひですね、真剣にこの統合問題については取り組みを強化していただきたいをお願いをしておきたいと思っております。

次に、与那覇湾及び周辺利活用基本計画の進捗についてであります。これまでも生活環境部長答弁にもありましたように幾つかの事業は実施をされておりますが、しかしこの周辺利活用計画基本計画の中身を見てみますとですね、計画どおり実施が進んでいない。平成26年度から平成27年度にかけて一括交付金を活用して底質改善、作濤工事等を実施されております。また、通称与那覇長崎では、これは新たに、この与那覇湾と関連した事業ではありませんけれども、旧来あった若者定住促進事業でつくった遊歩道、これがちょっと陥没していたために、これにかこつけて与那覇湾の事業というふうな感じで修復がされてお

ります。それ以外には主に事業が進んでいるとは思えません。与那覇湾及び周辺利活用基本計画の中ではですね、平成26年度から平成30年度を短期、それから平成29年度から平成33年度までを中期、平成32年度以降、来年度以降長期となって、基本計画で定められているのはおおよそ平成35年度ぐらいで終了するというふうな形に見えておりますけれども、本当にこの基本計画でうたわれているようにですね、その期間内に事業がですね、終わるのか、もう一度その決意のほどをお願いをしたいというふうに思います。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

与那覇湾及び周辺利活用基本計画の今後の推進についてのご質問にお答えいたします。

上地廣敏議員からご指摘がありましたとおり、与那覇湾及び周辺利活用基本計画につきましては、短期、中期、長期ということで計画の推進のスケジュールが示されているところでございます。短期が先ほど指摘がありましたとおり平成30年度までということで、計画の中に具体的に盛り込まれているハード、ソフトにつきましては、この期間内に実施設計、調査等を行い、中期以降で整備を行っていくという取り組みになっているところが現状でございます。長期につきましては、終期は定めておりませんので、とはいえいつまでもということにはならないと思います。計画の中身についてですね、いろいろ私どもの所管の中で完成できるもの、また宮古島市関連部局全体で取り組まなければいけないもの、いろいろございますので、この辺についても、文化財関係の教育、それから農林水産関係、そして観光関係、そういう部署と連携をとりながらですね、具体的に確実に計画が推進できるように取り組んでいきたいというふうに考えております。ただ、私たちの考えといたしましては、まず主題はやはり与那覇湾の環境の改善でございますので、赤土の流入によって与那覇湾がかなり汚染があるという現状の中で、このまま周辺の開発を行ってもなかなかその費用対効果が発揮できない部分があると思いますので、まずは与那覇湾の水質改善、底質改善を重点的に取り組んでいくということで、計画の実施に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎上地廣敏君

この与那覇湾のですね、赤土問題、これは生活環境部だけでできる問題ではないというふうに思っております。ぜひ農林水産部ともですね、連携をとりながら、この赤土の流入の対策については横の連携をしっかりして取り組んでいただきたいとお願いをしておきたいと思っております。

次に、マングローブ公園の修復工事、木製の遊歩道、耐用年数15年であるということ、それからそれを復元、木製ではなくて別の工法で復元するということになると高額な事業費がかかる、よって再開については現在のところ検討していないというふうなことでありますけれども、じゃあの公園はもう使用禁止、赤札を張ったまま、そのままずっとしておくということになるのか、その辺もう一度答弁をお願いします。

◎農林水産部長（松原清光君）

マングローブ公園の取り組みについてでありますけれども、現在解体に向けての取り組みをしているところであります。実際国庫補助事業で整備した公園でありますので、国、県の許可を得た上で撤去しなければならないということになりまして、その国と県からの許可がおりましたので、今月にもですね、入札を行いたいと思っております。年度中の撤去を考えているところであります。

◎上地廣敏君

ちょっと質問したものと答弁が違っていると思っておりますけれども、私はですね、使用禁止にして1年6カ

月も経過しています。それを今さら県からその木製遊歩道については撤去してもいいという指示がありましたので今入札の準備をしているということではありますが、余りにも、市長がよく言うスピーディーな事業の推進と事務執行の推進ということではありますが、余りにも時間がたち過ぎる。そして、撤去した後は再開のめどは全く今のところ立っていないというのはですね、じゃ国、県の補助事業を入れて施設をつくる、耐用年数が過ぎてちょっとふぐあいが出てきた場合に、国、県の許可を得てそれを解体撤去したいと。あとはもうつくりません。じゃ、最初国、県にお願いしてこの施設をつくらうと思って始めたのは何になるんですかということ。その辺のところをですね、しっかりと考えていただきたい。そして、時間も少なくなりましたけれども、答弁についてはですね、簡潔にひとつ、2行ぐらいでお願いしたいと思います。もう一度お願いします。

◎農林水産部長（松原清光君）

今後の取り組みという形でのものでもありますけれども、基本的に今その遊歩道を整備するとなると概算で3億円程度かかるという事業費を出しております。ですから、それについてどういった事業でできる事業があるのかというものについて、なかなか事業メニューが見出せないような状況であるのが今の現状であります。

◎上地廣敏君

ぜひですね、頑張ってくださいというふうに思います。

次に、6点目に宮古都市計画公園であります。なぜ私がこれをしつこく取り上げているのかということですね、皆愛集落の皆さんから皆愛集落の総意として、ミナアイ原線については現在の公園予定地内にあるミナアイ原線を全部廃道にするのではなくてですね、皆愛学童線から来間線までの区間、これは737メートルぐらいあります。この部分についてはぜひとも残していただきたい、そしてこのミナアイ原線はですね、延長全部で1,157メートルぐらいあります。私が廃道にしてもいいと思っているところは、仲子ク原線から来間線までの420メートル、これについてはそんなに道路から海浜に出るというふうな、けもの道みたいなものもないしですね、全体の幅員が大きいから廃道にしてもいいというふうに思っておりますけれども、この来間線から皆愛学童線まで、いわゆる来間大橋の道路までの737メートルについては皆愛集落の方々は絶対に残してほしいというふうな要望を出しております。恐らく、私の考えでは、この要望が聞き入れられない場合にですね、事業進捗に大きな影響を与えるというふうに思っております。これについて、まず市がですね、県と集落との間に入ってどういった考えを持っているのか、ぜひ答弁を求めたいと思います。

◎建設部長（下地康教君）

県宮古土木事務所に確認したところ、皆愛集落の方々と市の関係部局と調整をしながら進めていくという説明だったんですけども、市としてはですね、県の考え方を十分にやりとりをしながら、その市道のミナアイ原線についての廃道については検討していきたいと思っております。それとですね、基本的に皆愛部落の皆様方が市道を、ミナアイ原線を残してほしいというのは、海へのアクセスを確保していただきたいという要望だというふうに理解をしております。県も市もですね。それで、県としてはそのアクセス機能を確保するという事はしっかりと説明をしておりますので、基本的には市道としての機能は廃止はしますけれども、その皆愛部落の皆様方の海へのアクセスの要求に関してはしっかりと検討したいというふうに聞いておるところでございます。

◎上地廣敏君

わかりました。

次に、下地竹アラ地区の採択に向けた取り組みについては、農林水産部長答弁で県のほうはオーケーを出している、現在国の審査待ちだということではありますが、ぜひ令和2年度ですね、新規採択をされて事業が施行されますように、今後とも引き続き県のほうにはよろしく、その協力の要望を出して強く推していただきたいと思います。

次に、宮古島市斎苑のトイレの問題、あれはですね、私はそのトイレの機器を交換できないかというふうにも思ったりしました。電気が通電しないからトイレが使えないということですね。今の時代、炉は自家発電で運転をして、見た事務所もこうこうと電気がついている。なぜトイレに、そんなに電力を使うわけでもないと思うんですが、約四、五十名の方々が、炉が骨上げ、遺骨を上げるまでですね、約2時間向こうで、待合室で待っていますけれども、トイレが全然使えないということで、やむなく別に行くと。近いところでも高野漁港しかないんです。そういった意味では、中の電気の配線もやりかえるか、そういったことをしていつでも使えるような形で対応していただきたいと思います。その件について答弁を求めます。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

宮古島市斎苑のトイレにつきましては、方法は2つあると思います。トイレの機器をかえることによって停電でも使えるような形にするということ、それからもう一つは停電時の非常発電のシステムをかえると、この両方の方法があると思います。いずれにしても、どちらが早急に対応できるのか、早急に検討して取り組みを進めていきたいと思います。

◎上地廣敏君

次に、県立高校生への島外派遣費補助。相当私期待をしておりましたけれども、全く従来どおりの答弁で、大変残念に、がっかりをしております。恐らく今回の教育委員会の答弁を聞いてですね、3高校の保護者の皆さんは本当がっかりすると思います。教育委員会が市立学校の児童生徒の分にしか配慮しないということでもありますから、今度は市長にお聞きしたいと思います。

市はですね、県立高校へ通っている生徒であっても、これは宮古島市民であり、宮古島市民の子弟であります。高校生であっても、何年か前から18歳になりますと選挙権も発生をする、そういった投票権もある生徒たちです。市のトップを選ぶのにも参加できるような資格もちゃんとあるわけですね。そういった意味では、なぜ石垣市とそんなに違うのか、私は不思議でならないんで、ちょっと資料を、これは5年前にもいただいた資料ですけれども、最近もとってみました。石垣市ですね、沖縄振興特別交付金による石垣市児童生徒の市外派遣に関する補助金交付要綱、これがあります。まず、市外及び県外で開催される大会等に派遣される者、そして県代表の選抜選手として市外で行われる合同練習等に参加する児童生徒、私はこれについても平成29年、平成30年に質問をしておりますけれども、全く相手にしていただけませんでした。それから、その他教育活動または社会教育活動の一環として実施される大会等に出場し、教育長が特に必要と認める者について補助金を出す。補助限度額でありますけれども、石垣の場合、県内渡航費については、1回当たりの派遣について8,000円、宿泊費が1泊当たり4,000円、そして県外が渡航費が1回派遣当たり1万5,000円、そういうふうな手厚い補助をやっております。これを宮古島市と比較をしてみ

ますとですね、平成30年度決算の比較でありますけれども、宮古島市は1,983万4,428円しか決算時点で派遣費用を出しておりません。石垣市4,276万300円。石垣市を100%と見るとですね、宮古島市は実に石垣市の46.39%。石垣市の半分にも満たないんですよ。派遣人数にしても、石垣市4,777名、宮古島市が1,999名、これも比率にすると41.85%。そういった差は出ているということです。2019年度の当初予算、宮古島市は相変わらず平成30年度決算とおおよそ同額の1,988万7,000円しか予算計上されておられません。石垣市の場合、平成30年度決算は4,276万円でしたけれども、令和元年度、平成31年度の当初予算は4,495万円。これまた石垣市を100%と見た場合、宮古島市44%。実に平成30年度決算よりも下がった予算措置しかされていない。そういった状況をですね、市長どういうふうにか考えるのか、ぜひ市長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

(「ちょっと休憩してください」の声あり)

◎議長(佐久本洋介君)

休憩します。

(休憩＝午前11時32分)

再開します。

(再開＝午前11時35分)

◎市長(下地敏彦君)

今いろいろと内容について教育委員会から聞いてみました。まず、渡航費についてですが、宮古島市と石垣市の違いという形でいきますと、渡航費について、私どもは県内の場合は5割、県外の場合は7割、石垣市は両方とも5割出します。私どもは何で今小中学生を重点にしたいかというふうな考え方は、子供たちには5割しかやっていない。だから、もっと行きたいと言っているけども、なかなかできないんで、この5割というものをもっと引き上げるという方向で検討していると。これが1つ。それから、引率者、指導者についてもこれは全くないという現状です。ですから、それも含めてやることができないだろうかというのを検討しているところであるわけです。ですから、その中において高校生までということになると、どっちを優先するのかなど。私どもの所管は一応小中学校だと。小中学校の子供たちの渡航費をもっとやってやるという方向が一つの方向性であろうというふうに考えています。一方、高校生もね、いろんな大会に出かけます。聞いているところでは、野球の場合は優勝したチームが行くのではなくて、行きたいチームは全部参加できるという形になっているということですから、そうなるに相当の金額だなという形になります。そういうのを考えると、これはね、今市長にすぐやるかやらんかと言われてもなかなか答えられないんで、もう一度教育委員会にこの内容について精査するようにちょっとお話をして、どこまでできるのか、少しでもいいというのであれば、それはその方向もあるだろうし、ただ一番肝心なのは何で石垣市がやっているのに宮古島市はやらないかという問題ですよ。これは、一括交付金を使っているからなんです。一括交付金は、あと3年で切れるんです。切れた後、いいですか、石垣市は平成30年度で4,276万円使っているんです。うちが使っているのが1,983万円。半分です。だから、一括交付金が切れた場合にどうするかと心配しているのは、石垣市心配しているんです。電話で聞いてみたら。切れた後。そういうのを全体的に勘案して検討する必要がありますから、しばらく検討させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

◎上地廣敏君

市長の答弁で時間がなくなりましたけれども、これについては12月定例会にまたやりたいと思います。12月定例会まではぜひ別の方法を考えていただきたい。宮古島市でも優勝者以外、例えば3人ぐらいになっても派遣費用は出していますから、そういったこともできない。

じゃ、時間が来ましたので、私の一般質問を終わりたいと思います。

◎議長（佐久本洋介君）

これで上地廣敏君の質問は終了しました。

休憩します。

（休憩＝午前11時40分）

再開します。

（再開＝午前11時40分）

◎友利光徳君

市長の政治姿勢からお尋ねをします。

まず、報道あるいは情報のほうからですね、弾薬庫建設が10月着工というのが報道されていました。それと、射撃訓練場の建設、野原地区陸上自衛隊の司令部の強化、準天頂衛星追跡管理、水陸機動団による高野漁港への上陸訓練等のほか報道されてありますが、このような動きに対する市長の見解を賜りたいと思います。

（「休憩」の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午前11時41分）

再開します。

（再開＝午前11時43分）

◎企画政策部長（友利 克君）

それでは、弾薬庫の10月着工の報道からという質問にお答えをいたします。

防衛省へ問い合わせをいたしました。射撃訓練場については、保良鉦山地区内に屋内で小銃などの射撃訓練を行うための覆道射場を整備する計画とのことでございます。この射撃訓練をする覆道射場は、全周囲及び天井を鉄筋コンクリートで囲っており、訓練自体が室内で行われるため、いわゆる弾が射撃場の外に出ることはない、また訓練の際に出る音についても外部に漏れることはほとんどないとの回答を得ております。

それから、司令部についてですが、これは野原の航空自衛隊のことでしょうね。現時点において宮古島分屯地に司令部機能を配置する予定はないとのことでございます。

それから、準天頂衛星についての質問ですが、これも弾薬庫との関連があるということですか。準天頂衛星追跡管理については、これは旧上野のですね、清掃センターに建設された施設です。これは既存のGPS人工衛星の電波が届きにくい山間部などでの電波を補完、補強する目的で整備がされております。

そして、高野漁港の水陸機動団による上陸訓練に関しましては、これも防衛省の回答でありますけども、

現段階で確定したものはないとの回答でございました。

◎友利光徳君

これまでの住民説明会において下地の公民館とか中央公民館で住民説明会がありましたけれども、そのときにですね、一度も市長がお見えにならないと。ということは、この自衛隊問題については白紙委任という形で捉えてよろしいですか。

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午前11時46分）

再開します。

（再開＝午前11時47分）

ただいまの質問は通告外です。

◎友利光徳君

わかりました。

それでは、不法投棄ごみ撤去作業の件についてお尋ねしますけども、5業者が指名を受けた根拠、要するに例えば技術的にすぐれているのか、高度な重機等を所持しているのかですね、その辺についての根拠についてお尋ねいたします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

ご質問の不法投棄ごみ撤去委託業務につきましては、最高裁の判決によって原告の訴えは退けられております。この事業に関しましては、証拠資料として入札書、委任状、関係法令等が提出され、裁判の審議の中で論議されており、これを踏まえた判決であるというふうに理解をしております。

今の質問についてでございますけれども、5業者の指名につきましてでございますが、現場には一般廃棄物及び排出事業者が特定できない産業廃棄物のごみが混在して不法投棄されておりました。そのため、事業を実施するに当たって産業廃棄物に該当しない事業系の一般廃棄物として廃棄物の収集運搬ができる廃棄物処理事業者を指名したところでございます。

◎友利光徳君

議長、これ全然質問と関係ないことじゃないの。指名をされた……

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午前11時49分）

再開します。

（再開＝午前11時49分）

◎友利光徳君

それでは、その指名を受けた5業者の沖縄県知事許可の区分は。そして、ランクは。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

この事業については、県知事のランクづけというのは確認はしておりません。市では、一般廃棄物処理事業者のランクづけは行っておりません。この5つの事業者についてもそういうこととなります。

◎友利光徳君

余りはっきりしない答弁で、余りよくないなと思うんだけどね、時間の関係があるので前に進むんだけど、この受注した業者の直前3年間ですね、実績についての説明を求めます。平成23年から平成25年まで。生活環境部長、ないならないでいいですよ。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

大変申しわけありません。この5つの事業者の3年間の実績については、今手元で把握しておりませんので、お答えできません。

◎友利光徳君

入札書様式は一律使用ではないかと思うんだけど、要するに第何条第何項というのがあろうと思うんだけど、どうですかね、これ。今回の入札に対して。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

入札書の様式につきましては、宮古島市契約規則第12条第1項で様式第3号と規定されております。ただ、しかしこの契約規則が平成26年に変更されておまして、それ以前は、入札の様式は第4号というふうになっておりました。

◎友利光徳君

次はですね、落札した業者と2番目に低い金額の出た業者のですね、入札書、これにはその様式第何号、第何条というのが明記されていないんだけど、これは一律とされているんですか、されていないですか。されているならされている、されていないならされていないで。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

この事業の入札は平成26年10月に行われているわけでございますけれども、入札書については、現段階では、現行の契約規則では様式第3号ということで一律になっておりますが、先ほどご説明したとおり、同じ年にこの様式が変更になって、様式第4号というのが混在しているというのが現状でございます。ただ、入札書は様式第4号というふうになっているものもございまして、入札につきましては、無効の条件というのが宮古島市の契約規則第13条で無効の場合どういうことが無効になるというのが定められておりますが、この第13条に該当していないということで、この入札そのものについては無効ではないというふうに判断をしております。

◎友利光徳君

生活環境部長、入札条件というのがあってですね、次の各号に違反した入札は無効としますとありますね。ということはですね、この入札した業者、2番目の業者等は様式はちゃんと使っていませんよ。これは入札は無効にならないですか。どうですか。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

宮古島市の契約規則第13条の中で入札の無効というのがどういうものが入札の無効になるのかというのが定めてございます。第1項の第1号から第6号まで、例えば参加資格のない者のした入札書、あるいは入札者が連合していた入札書、金額その他記載事項が明らかでない入札書、記名押印のない入札書、金額を訂正した入札書、こういうようなことが無効の対象になるということで決められております。そして、これ以外で入札条件に違反して入札した入札書というのがございます。この第7号の入札条件の件でござ

いますが、このごみ不法投棄業務の委託につきましては入札条件というのが特に決められておりませんので、したがってこの入札の無効に関します契約規則第13条にうたわれております第1号から第6号までの規定に該当しなければ無効ではないという判断になると思っております。

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午前11時56分）

再開します。

（再開＝午前11時57分）

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午前11時57分）

再開します。

（再開＝午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎友利光徳君

委任状はですね、一律で様式第4号、第12条関係が使用されていると思うんだけど、落札をした業者、それから2番目に低い金額の業者のですね、委任状の様式が違うんだけど、これはどのように理解したらよろしいですか。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

先ほど午前中にお答えしました入札書と一緒にですね、宮古島市の契約規則、これが平成26年5月に変更されておりまして、様式番号がこのとき全部変更になっております。ですので、入札書もそうでしたけれども、委任状についても番号が違ったり、またそういう条項がありまして、そういうふうに番号が違っている部分があるということでございます。ただ、しかし午前中の説明でも宮古島市契約規則の第13条で入札が無効の場合という規定が全部うたわれておりますので、それに該当しなければ入札は有効であるという判断で委任状についても、様式番号が違うものもありましたけれども、この辺も鑑みても有効であるというふうに判断をしております。

◎友利光徳君

次は、落札した業者と2番目に低い業者は「宮古島市長様」で、残りの業者は「宮古島市長殿」。公文で使われるのは、「殿」を使うらしいですね。その辺についてのですね、見解を指名委員長のほうにお尋ねします。

◎総務部長（宮国高宣君）

「宮古島市長殿」と「様」ではどちらが正しいかと、入札条件からという通告でございました。これにつきましては、入札の様式は、宮古島市契約規則の第12条、これは入札の方法にて入札書、これ様式第3号で定めております。この様式においては、「宮古島市長殿」と現在はなっております。これにつきましては、平成26年8月1日に改正しておりまして、「様」から「殿」へ変更して改正をしております。

◎友利光徳君

この「殿」というのは、これ辞典をコピーしてもらったんだけど、公文に、要するに官職名で使うらしいですね。例えば役所であれば市長殿と。宮古島市長殿と。「様」というのはそうじゃないらしいですね。ここに2つ載っているんだけど、ということで、この入札は正規で正しいと理解してよろしいでしょうか。入札の結果は。

◎総務部長（宮国高宣君）

先ほどから生活環境部長のほうでですね、契約規則の第13条の第7号について、まず入札する前に指名競争入札通知書というのを出します。その中においてそのように入札の無効に関する事項というのがございます。その欄の中にですね、入札条件というのを付します。ですから、その中でおのおの主管課においてですね、入札の条件を定めますので、そのとおりになっております。ですから、今回、今現在ですね、契約検査課においての公共工事に伴うものにつきましては、この入札条件の中で一字一句間違いのものは無効という定めをしておりますけど、その平成26年、この不法投棄ごみの事案に関しては、それにつきましてはそれはうたわれていないということでございますので、有効だと考えております。

◎友利光徳君

この「様」という入札書及び委任状はですね、これどうして入ったのか、これ説明できますか。

◎総務部長（宮国高宣君）

先ほども答弁しました。平成26年8月1日に「様」から「殿」に改正しております。それはどういういきさつでですね、これがずっと「様」でいたかは私もわかりませんが、友利光徳議員がね、おっしゃるとおりその形のやっぱり「殿」が正解だということで改正しておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

◎友利光徳君

落札額が2,376万円でありますけれども、これは情報によると一括交付金を利用して事業は執行したというふうに聞かされているんだけど、これは補助事業に当たりますか。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

平成26年度の不法投棄ごみの撤去事業の前にですね、平成24年度にも不法投棄ごみの撤去事業を行っておりますが、平成24年度の事業につきましては一括交付金を活用して行っております。平成26年度の事業につきましては、単独事業で行っております。

◎友利光徳君

落札業者とですね、2番目に低い金額を入れた業者がですね、社判じゃなくて機械、要するにワープロというのかな、であります。会社名から事業所の名前までみんな筆跡がですね、一緒になっているんだけど、これはどのように考えればいいですかね。あり得ることかね。もう全くそのままだけでも。どうですか。なかったら見せてもいいですよ、こちらは。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

ご指摘の部分につきましては、こちらとしては確認をしておりますので、お答えのしようがございません。

◎友利光徳君

次はですね、宮古島市事務決裁規程についての第1条の目的について、私が読み上げますので、総務部長は返事だけしてください。

それでは、第1条にですね、目的にこの訓令、いわゆる命令ですね、は市長の権限に属する事務について、責任の所在を明確にし、迅速、合理的かつ能率的な事務を処理するために、別に定めるものを除き、事務の決裁、専決及び代決等について必要な事項を定めるのが目的であると定めてありますが、これによるしいですか。長く言わないで、はいならはいで。

◎総務部長（宮国高宣君）

そのとおりでございます。

◎友利光徳君

それではですね、第2条の定義、決裁ですね、そして専決、代決、不在とはというのについて読み上げますので、それでよろしいかよろしくないかでよろしいです。

それでは、第2条の定義についてですね、この訓令における用語の意義は、それぞれの次の各号に定めるところにあると。決裁、市長または副市長以下の職員が市長の権限に属する事務の処理について、最終的にその意思を決定することをいうと。第2にですね、専決、副市長以下の職員がこの訓令に定めるところにより、それぞれ市長にかわって決裁することをいうと。代決、市長または専決者、前号の規定により専決者が不在のとき、または事故があったときは、市長または専決者にかわって決裁をします。4に不在、市長または専決者が出張、病気その他の理由または欠けたことにより決裁することができない状態をいうとあります。これでよろしいですかね、総務部長。

◎総務部長（宮国高宣君）

そのとおりでございます。

◎友利光徳君

その決裁がですね、先ほどからずっと事務の流れの答弁聞いてきたんですけども、市長決裁のですね、23番、いわゆる補助金、国の補助金もしくは、国の補助金関係は市長決裁であるというふうに明記はされていると思うんですけども、先ほど答弁を聞くと補助金であると、そういう答弁をしておりますけども、市長はこの件については、この事業の件については決裁をされましたか。市長決裁ありましたか。

（「補助金ではないと言いましたよ」の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

補助金ではないと言っています。

休憩します。

（休憩＝午後1時43分）

再開します。

（再開＝午後1時43分）

◎総務部長（宮国高宣君）

先ほど生活環境部長のほうからですね、平成26年度のこの不法投棄ごみ撤去委託事業につきましては単独事業と述べたとおりでございますので、友利光徳議員が指摘しております宮古島市事務決裁規程第6条、市長決裁事項の第23号、特に重要な国、県の補助事業とはという質問になっておりますけど、これにつき

ましてはこの部分には該当しておりませんが、これただ1,500万円以上の委託契約または工事請負につきましては市長決裁となっておりますので、市長は決裁しております。

◎友利光徳君

私がこの事業について非常に不思議に思うのはね、業者選定の段階からですね、この事業はどうもおかしい、答弁を聞いてね、思うんですよ。ですから、全て担当職員に罪を負わせて、皆さんは何もなかったみたいな感じでね、いるのがどうも私には考えられないんですよ。ですから、副市長、どうですか、これは。そう思わないですか。答弁はいいですけど。

次へ移ります。平成27年度の5月7日の委託業者との事業完了祝いに参加した市長の真意はどういうものなのか、市長のほうで答弁をお願いします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

当時もこういうご質問が寄せられたらと思っておりますが、この件に関しましては、請負事業者が事業が完了したという報告があつて、お祝いに招かれたので、そのお祝いに参加したということでございます。

◎友利光徳君

余り聞いたことない話でびっくりしてはいますが、業者と当局とのこれ癒着じゃないですか、こういうものは。それ答弁もらえないので、次に移ります。

旧城辺町過疎地域自立促進計画書、後期計画についてのお尋ねをします。1、公共スポーツ施設活性化助成事業について、これは城辺トレーニングセンターです。

企画政策部長、お願いします。尋ねるべきなのは下のほうになります。以上の事業について、新市建設計画に位置づけされているのと、その取り扱いについてどうなっているのか。なかったらいいです。

◎企画政策部長（友利 克君）

お尋ねの事業についてでございます。新市建設計画は、新しい市のですね、総合計画に引き継がれることになっておりますけれども、現在の市の総合計画には、質問のある事業については盛り込まれておりません。

◎友利光徳君

それでは、盛り込まれていないというのは、合併協議会の協議事項の44項目のうちに入っていたと私は理解しているんですけども、じゃ城辺町民は合併協議会にだまされたと理解してよろしいですか。

◎企画政策部長（友利 克君）

新市に引き継がれる事業も各市町村、旧市町村ですね、それは当然あったかというふうに思っておりますが、合併協議の中でいわゆる新市建設計画に盛り込む事業というものも当然議論されたというふうに思っております。その中で友利光徳議員が指摘する歴史民俗資料館、それからふるさと文化村建設事業については盛り込まれていないという状況でございます。

◎友利光徳君

それでは、歴史民俗資料館建設事業についてはどのような経緯をたどっていくのか説明を求めます。

◎企画政策部長（友利 克君）

先ほども答弁しましたとおり、歴史民俗資料館についてはですね、特に新市において議論はされていないということでございます。

◎友利光徳君

それでは、ふるさと文化村建設事業構想についてもどのようになっているのか。

◎企画政策部長（友利 克君）

ふるさと文化村建設事業につきましては、これまでいろいろな議員の方が質問されておりますけれども、その質問に対して教育委員会のほうで今後いろんな調査をしていくというような答弁をしているところがございます。

◎友利光徳君

ということはですね、この事業はですね、旧城辺町の問題と平成17年度観光振興地域整備事業とのふるさと文化村建設事業2つのほうに入っているんですよね。ということは、これは庁議で議論された経緯はあるのかないのか。そして、もしあるとしたら何回ぐらいあったのか。中身があれば中身も。

◎企画政策部長（友利 克君）

この2つの事業について庁議で議論されたことはございません。

◎友利光徳君

これはもう自然的になくなったと考えるとよろしいですね。自然消滅で。よろしいですか、それで。

◎生涯学習部長（下地 明君）

公共スポーツ施設活性化助成事業、そして歴史民俗資料館建設事業、ふるさと文化村建設事業についての今後の取り組みでございます。

1つ目として、城辺トレーニングセンターにつきましては、第三次集中改革プラン取組進捗状況報告書において、公共施設等総合管理計画を踏まえ、用途変更あるいは廃止を含めて検討しており、今後地域づくり協議会または各体育協会等に移管を検討することとなっております。

2つ目に、歴史民俗資料館建設については、現在進めている総合博物館建設事業の中に含まれていると考えており、有識者や市民代表からの意見を踏まえながら、用地の選定に向け取り組みを進めているところです。

3つ目として、ふるさと文化村建設事業については、高腰城跡の学術調査を実施した後に史跡整備等の中で検討していきたいと考えております。現在、宮古島市教育委員会ではアラフ遺跡の国指定史跡、浦底遺跡出土物の国指定重要文化財への取り組みを行っており、高腰城跡の学術調査については、これらの取り組み状況を勘案し、おおむね令和5年度をめどに取りかかることを予定しております。

◎友利光徳君

次にですね、各種事業、いわゆるいろいろの事業ありますけれども、この事業のですね、執行性、いわゆる公正、公平で保たれているのか、例えば各地域の事業ですね、その辺についての答弁を。

◎企画政策部長（友利 克君）

事業の執行性、公平、公正性の確保についてでございます。各種事業は総合計画を基本とする過疎地域自立促進計画あるいは辺地計画、その他農地整備、道路整備など各部が所管する諸整備計画に基づき市内全域で執行されているものと考えております。各種事業の執行については、公正、公平に執行されているものと考えております。

◎友利光徳君

旧城辺町過疎地域自立事業とですね、観光振興事業の予算を合わすと約41億円の予算が平成17年から平成21年まで後期計画でされていたんですけども、これが公平な事業執行と聞いて少しびっくりしております、企画政策部長。

次に移ります。次にですね、地域づくり支援事業補助金についてのお尋ねをしますけども、旧市町村への補助金の同額割り当てされている根拠についてお尋ねをします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

地域づくり支援事業補助金は、市町村の合併後に地域の活性化を図るために旧市町村区域で自主的に組織された地域づくり協議会の活動を支援するために創設された補助金でございます。当初、地域づくり協議会が自主的に結成された下地地区のみで交付されておりましたが、現在は各地区で組織された地域づくり協議会を対象に一律291万円の補助金を交付しております。これまでも各地域づくり協議会において地域の特性を生かした自主的な活動を展開しており、その活動内容はさまざまですが、それぞれの活動は地域に定着した活動として地域活性化の基礎となっております。補助金につきましては、地域づくり協議会の活動を支援するという趣旨から一律となっております、活動内容に応じた補助金の交付ではなく、現在の補助金を最大限に活用しながら創意工夫を凝らした事業展開を実施していただきたいというふうに思っております。

◎友利光徳君

この地域づくり協議会のですね、役員から少し意見を聞きました。いわゆる宮古島市における旧城辺町の割合がですね、面積に占める割合がですね、城辺町は36.3%あるんですね。旧上野村と旧下地町の人口を合わせても、平成12年度は21名城辺町のほうが多いですね。最近ちょっと少なくなっているんですけども、活動はですね、城辺のほうが291万円の補助に対して支出額がですね、去年の平成30年度の支出額が492万円出ております。ということは、面積や人口、活動状況によって見直しできないかという意見を受けたので、そのような質問をしております。市長がよくご存じと思うんですけども、旧城辺町には共進会がですね、保良、新城、比嘉、吉田、友利、下北の6カ所ございます。額は少しわからないんですけども、金が必要で、かかっていると思います。これについての答弁は求めませんが、今後の課題としてですね、考えていただきたいなというふうに思っております。

次は、自治会の促進についてですけども、これは実際に旧城辺町はですね、各戸割2,000円の割り金で自治会を、部落会を運営しております。部落に入らない、本土からと言ったれば失礼になるんですけども、私のうちから100メートルぐらいのところにはいらっしゃるんですけども、部落会に入らないと。また、もう一人は自分から率先して来て、部落会に入っているんなものを協力していると、そういう方もいらっしゃいます。この部落会に入っていない方がですね、ちょっと生活環境部長にこの前話しましたよね。犬の話はね。犬が余りほえるもんだから、警察署呼んできていろいろ話をしていたりもしておりますけども、今後ですね、空き家対策で郡部のほうに、特に城辺のほうに家を入居希望される方には、不動産屋やいろんな方と関連性を持ってですね、部落会に加入するように、やはりそういう説明をしてほしいなというふうな考えを持っているもんですから、そのような質問をしております。これについては、時間の都合があるので、答弁は求めませんが、浦添市のほうもですね、19.9%、そして宜野湾が19.6%、沖縄市はちょっと自治会によって違うんですけども、宮里自治会が30.9%、那覇が4.9%らしいです。そういうことで、旧郡部に住居

を構えたいという方がいらっしゃる場合は、不動産関係との関連性を持って、ぜひ部落会に加入するようお願いしたいと思っております。

次はですね、戦争マラリアについてでありますけども、これはまた答弁をもらったなら長々と説明するので、時間ももったいないので、自分が思っていることを少し述べさせてもらいます。戦争マラリアのことで東京の大手新聞が現地入りをしてですね、調べたのがあるんですね。袖山集落、これには廃村と書いてあるんですけども、その地域はですね、今の空港から強制的に袖山のほうに移住させられたと。湿地地帯があるもんですからマラリアにかかって、これにみんなあるんですけども、犠牲者がですね、載っております。小学校の元校長先生、久貝校長先生がですね、この袖山の問題を風化させてはいけないんじゃないかという、東京の大手新聞のほうにインタビューで答えていた経緯がありますけれども、これは腰原はですね、公民館をつくってもらったと。富名腰も七原も公民館をつくってもらったと。この戦争マラリアの関連事業というのかな、そういうことで。袖山は全然もうそういう、何もないと。救済という、何ていうのかな、そういうことで、この久貝先生が東京の大手新聞に風化させてはならないよというのを取材を受けておりました。石垣のほうはですね、八重山平和祈念館というのがあります。そういうことで、やはりお互いですね、これは平和のことは大事にしていかなければならないんじゃないかなという思いから、そしてある先生からそういう相談を受けたので、この質問を通告しました。答弁はよろしいです。庁議で少し考えてください。

次にですね、離島活性化調査検討会議というのが大神島で平成16年6月9日に旧平良市経済部の担当課がですね、参加して、いろいろこれは約10ぐらいの要請があったんですけども、そこに私が気になるのはですね、高齢化によるトイレのバリアフリー化など住宅の改造補助ができないかというのを内閣府の先生方と一緒に議論を交えておりますけども、そのことについてどのようになっているのか、そういった経緯はありますか。

◎企画政策部長（友利 克君）

合併前の15年ほど前の調査事業で、資料を探すのに大変難渋いたしました。新聞記事がございましたので、それから少し引用したいと思えます。当時の新聞では、この離島活性化調査検討会議の中で、島民との意見交換の中で9つほどの意見が要望として上がったというふうに報じられております。その中に友利光徳議員ご指摘の高齢化によるトイレのバリアフリー化という要望もあったというふうに聞いております。率直に申し上げまして、この要望に対して実現はされてはおりませんが、この間ですね、大神の方々の意見を聞きながらですね、島民生活のですね、向上という形での取り組みをしてきたところでございます。具体的には、大神地区の定住環境の整備や活性化を図るためにですね、移動販売車を導入をいたしております。また、昨年からはですね、地域おこし協力隊を配置をいたしまして、積極的に大神の方々の、島民の生活の課題解決に取り組んでいるところでございます。

◎友利光徳君

次は、教育行政についてお尋ねをしますけども、質問に入る前にですね、城辺幼稚園のブランコがですね、変わった姿になっているんですけども、今のブランコはあんなにしてひもで縛られているのかなと思って、不思議でたまらないです。砂もないし。

大阪府の豊中署の問題についてお尋ねをします。これは少し私は質問やりづらい点があるので、意見だ

け述べます。昔からですね、この島には親を見れば子供がわかる、子供を見れば親がわかるということわざ、格言というのかな、そういう言葉が残っております。したがって、この言葉の意味がですね、どのような意味を持つのかお互い考える必要があるのじゃないかなという意見を申し上げます。

それとですね、もう一つは酒気帯び運転の話がありましたか、教育長。職員の。違いますか。まあ、いいです。

次はですね、かんぼ生命から巡回ラジオ体操及び特別体操の開催について市長宛てに文書が届いていると思うんですけども、本市の取り組み状況はどうなっているのかお尋ねをします。

◎生涯学習部長（下地 明君）

2020年度巡回ラジオ体操・みんなの体操会については、全国の会場でNPO法人全国ラジオ体操連盟、日本放送協会及び株式会社かんぼ生命保険の3者共同で主催しております。本市といたしましても、地域の皆さんの健康増進、コミュニティーの活性化に資する施策として、実施に向け取り組んでまいりたいと考えております。

◎友利光徳君

本市はですね、合併した翌年の平成18年度に夏の巡回ラジオ体操を実施しました。当時の議会議員二十余名もですね、陸上競技場に行って体操した記憶があります。こちらにも、議長もそうだけでも、後ろにもいらっしゃいます。そういうことで、去年は多良間村、隣ですね、ことしは7月21日に島尻郡の南大東村、それから10月6日に沖縄本島の島尻郡の与那原町で開催をされるらしいです。私はですね、本市が合併したときのラジオ体操は合併記念祝いだらうと、このように考えておりますけども、旧城辺町で学校がなくなりますね、令和3年にね。これは記念にもならないし、祝いにもならないと、私はそう思っております。ということはですね、いまだに学校統廃合について文句を言う住民がいるんですね。くすぶっている住民いますね。ということは、会場で場所選定のときに、ある議長が来て大声で意見を言ったからそれが採用されたと、いまだに不満を持っております。そういうことで、それを少し払拭するかしないか別問題としてですね、平良市陸上競技場と城辺陸上競技場は第3種であります。公認であります。城辺は公認はもう切れましたが、城辺のグラウンドで開催できないか答弁を教育長で。

◎教育長（宮國 博君）

友利光徳議員せっかくのご発言ですけれどもね、城辺に学校がなくなるということとはございません。

（「いいから、質問にだけ答えなさい」の声あり）

◎教育長（宮國 博君）

いやいや、極めて市民に対して誤解を招きますのでね。むしろ今から新しい学校を城辺でつくりますので、その辺についてはどうぞ誤解のないように議会のほうでもご理解をいただきたいと思っています。

そこで、今友利光徳議員がご提案なさいました、いわゆるラジオ体操ですね、これは私どもとしては城辺で行ってはどうかという今申し込み等々をですね、進めているところでございます。

◎友利光徳君

教育長、私は城辺学区で学校がなくなると。

次に移ります。令和2年の教育の日にですね、金子耕武氏を招聘してですね、子育て及びいろんな課題についてですね、講演ができないものかお尋ねをします。

◎教育長（宮國 博君）

教育の日は、友利光徳議員ご案内のとおり、スタートは宮古島市の子供たちのいわゆる学力向上、児童生徒の学力向上を目的としてスタートしたところでございます。それから我々教育委員会必死に取り組みまして、小学校においては既に全国レベルを達成したと。中学校においては、目標とするところの5ポイント以内に行くという目標を我々立てておりましたので、これもいよいよクリアしました。そういう大きな流れの中でですね、教育の日を考えていくと、その年度年度に実は課題とする問題が、問題といえますか、課題が、テーマがありますので、それについて私たちは教育の日の講師を選定しているところでございます。ですから、私たちが次にどのような形での課題を設定するかについて次の講師は決まってくるというふうな考え方でございます。ちなみに、ことしは宮古島市未来創造センターが開館しました。そうしますと、人生100年の時代を迎えますよというふうなことが高らかにうたわれておりますので、そこで宮古島市未来創造センターをその活動の場として、学び直しを市民に訴えたいということで、60歳でパソコンの練習を始めた人が、今では80歳を超えているけれども、このパソコンを利用して大変に国際的な動きをして活動していると、こういう学び直しの視点からの講師を予定して今調整をしていると、こういうところでございます。

◎友利光徳君

教育長、教育はですね、必ずしも学力向上じゃないんですよ。人間性というのもあるんですよ。今の若い者はその人間性に欠けているところもいっぱいあります。金子耕式さんも朝の8時40分からラジオ沖縄でやっているんだけど、そういうことをいつも話ししているんですよ。私いつも聞いています。ですから、何も学力向上だけが教育じゃないんですよ。

次に移ります。それでは、沖縄県中学校夏季陸上競技大会の宮古島開催についてお尋ねをします。

◎教育部長（下地信男君）

沖縄県中学校の夏季陸上競技大会を宮古島開催ですか、できないかというご質問ですけども、沖縄県の中学校の陸上競技大会というのは2種類ありまして、毎年10月に県内6地区を持ち回りで開催しているいわゆる秋季大会という大会と、毎年7月に沖縄市で開催されている夏季大会の2つの種類がございます。持ち回りの秋季大会については、地区代表の約550名の選手がエントリーしているという状況にあります。一方、夏季大会は、ある一定の標準記録を突破した選手は誰でも参加できるという状況になっているようで、1,377名の選手が例年参加しているという県内でも大規模な大会となっています。主催者である沖縄県中学校体育連盟に夏季大会の地区持ち回りについて確認したところ、多くの選手が参加する夏季大会のような大規模な大会を運営するには、競技役員、補助員、それから用器具や測定機器等の物的な環境、そしてゆとりのある応援席や駐車場、トイレ、ウォーミングアップ場等の施設環境が十分に整っていることが必須の条件になるということで、秋季大会は持ち回りでやっておりますけども、参加数の大きい夏季大会については現在行っている沖縄市のタピックひやごんスタジアムというそうですけども、旧沖縄県総合運動公園の陸上競技場で今後も実施していく方針であるという回答を得ております。

◎友利光徳君

なぜ私がこの質問をしたかというとですね、やはり小中学校のころからスポーツの記録の底上げをしなければいけないんじゃないかという思いがあつてですね、このような質問をしました。参考までですけど

も、39回沖縄市のほうで開催をされて、記録の底上げという話をしたんだけど、宮古島の子供たちがですね、記録を保持しているのは、久松小学校の砲丸の手登根君とですね、多良間小学校のまた砲丸投げの本村さん、2人だけありますので、そのような質問をさせてもらいました。ですから、秋の大会は来月宮古島で開催されるという情報は聞いておりますけども、ぜひですね、こういったのが今後宮古島の陸上人口をふやすためにもですね、やはり必要じゃないかなという思いをしております。

次にですね、陸上競技場への大型スクリーン設置についてお尋ねをします。できれば短くお願いします、時間がないので。

◎生涯学習部長（下地 明君）

大型スクリーン設置については、陸上競技場で開催される競技規模や施設規模及び維持管理費などを考えると、設置には慎重に精査する必要があると思います。

◎友利光徳君

それでは、総合庁舎建設についての建設地における所有者不明土地の実態について、いわゆる何筆で、面積どれだけで、どれだけ的人数がいらっしゃるのか説明を。

◎振興開発プロジェクト局長（大嶺弘明君）

総合庁舎建設地における所有者名義不明土地は何筆なのか、面積は幾らなのかというようなご質問であります。そもそも総合庁舎建設用地に所有者名義が不明な土地はございませんので、ご理解願います。

◎友利光徳君

交通弱者、買い物弱者というらしいですけども、吉野の東のほうから庁舎まですると大体17キロぐらいあります。その交通弱者に対する対策はどのように考えているのか答弁を求めます。

◎副市長（長濱政治君）

庁舎を利用する交通弱者に対する具体的な対策をとるのことは、基本計画でもお示ししております。新庁舎は庁舎建物の前方、前のほうに各地域からの路線バスの結節点となるよう大型のバス停3台分の配置計画を行っておりますので、そこで対応したいと思います。

◎友利光徳君

沖縄本島の読谷村がですね、くるりんバスというのを運行して、あるバス会社と契約してですね、特に交通弱者のほうは対応しております。そのこともですね、本市としてもやはり考える必要があるのじゃないかなというふうな思いをしております。

農業振興についてお尋ねをします。台風13号によるですね、サトウキビハウスの被害状況についてであります。答弁をもらったらまた長い間かかるかもしれないので、そのサトウキビに対するですね、補助、そしてハウスが平成31年度から法が改正されて、ビニールがなくても、ビニールが張ってなくても、骨組みだけでも共済が支払われるようになっていきますよね。それについての答弁だけもらいましょう。何件でどれぐらいを見込まれるか。

◎農林水産部長（松原清光君）

まず、園芸施設の共済加入状況ですけども、被害棟数が69棟で、被害戸数が23戸ということになっております。その中でハウスのビニールをかけていない本体のみですね、その被害は、69棟の中に23棟含まれております。

◎友利光徳君

これは答弁はよろしいですけども、何かちょっと情報とったら、共済組合は1軒の農家か何かを支払い対象になっているような話も聞いたけど、違いますかね。共済の適用される農家。

(「本体」の声あり)

◎友利光徳君

本体だけで。まあ、いいです。

夏植え用サトウキビの農薬補助申請のあり方についてですけどね、これ答弁よろしいですので。皆さんが発送した文書にですね、補助対象が50アールまでというふうな文書がね、届いて、生産農家が戸惑ったりしましてですね、人によっては300アール植えつけする方もいるのに、何で50アールかというのがあります。農林水産部長に尋ねたら、これは自分らの職員が間違えたということを前話しましたので、こういうことがないようにですね、やはりサトウキビは宮古島の基幹作物でありますので、ぜひこういうのはね、ちゃんとした文書を発送するように。

次は、道路行政についてお尋ねをしますけども、県道83号線の歩道の問題、それから西城小学校のガードレール、通りだな、西城小学校のガードレールの問題、国道390号線の……

(「1つずつ言って」の声あり)

◎友利光徳君

これは答弁はいいです。

1つだけ答弁をもらいたいのがあるんですよ。時間の関係でね。宮古島市全域のですね、道路の実線、破線、いわゆるマーキングというんですけども、これは標識ですね。道路の真ん中は破線、両サイドは実線というんですけども、これが見えなくて非常に危険性があります。こういう危険性をなくすためにね、やはり観光客が来ると事故も多いので、そういう対策できないのか、建設部長のほうで答弁をお願いします。

◎建設部長（下地康教君）

友利光徳議員ご指摘の実線、破線等の区画線修復に関しましては、国道、県道は沖縄県、追い越し車線や停止線は公安委員会で管理しておりまして、市道につきましては交通安全対策特別交付金事業を活用して通学路を優先に実施していきたいというふうに考えております。

◎友利光徳君

浦底海岸の流出した土砂の撤去についてでありますけども、この浦底海岸にはモズク業者がですね、多分西辺の方だと思っただけでも、2業者が来てモズクを養殖しております。これ撤去とですね、水質検査はできないのか。

◎農林水産部長（松原清光君）

浦底海岸の土砂の撤去についてのお答えをいたします。

土砂の撤去には重機の使用が必要になりますが、海岸の岩が障害となって重機を現場に持ち込むことが容易ではありません。仮設道を設置して土砂撤去を行うにしても、そのことが周辺の植生や地形を壊すことになり、新たな赤土流出の要因になることも十分考えられますので、現在のところ撤去計画は考えておりません。また、海底に堆積している泥についても適切な除去方法を見出せない状況であるために、現在のところ具体的な対策を計画できない状況であります。

◎友利光徳君

時間となりましたので、質問を終わりますけれども、議会議員がこの場で質問するというのは非常に貴重な時間であります。と思っております。けんかをするために来ておりませんので、ぜひともですね、答弁される方は誠意を込めて課題解決に向けて答弁をするように心がけるようお願いしておきます。ありがとうございます。

◎議長（佐久本洋介君）

これで友利光徳君の質問は終了しました。

◎高吉幸光君

公明党の高吉幸光でございます。台風13号、本当に大変でございました。私のおうちも車庫の屋根が落ちて、車が下敷きになって、ちょっと一部へこんでおりますけれども、無事に。あの台風のさなかでございましたが、鉄骨が私のうちの窓を割りそうになったので、1時間ほど暴風雨の中押さえているというね、そういう状況もありましたけれども、またね、何とか無事に過ごすことができました。ありがとうございます。また、本当に被災された方、またいろいろと大変だったというふうに思いますけれども、お見舞い申し上げたいというふうに思います。

それでは、先ほども話しましたが、台風13号の被害の状況についてということで、主な被害ということで、これ市の施設あたりで結構ですので、大きい金額のものだけでもお答えいただければというふうに思います。よろしくお願ひします。

◎総務部長（宮国高宣君）

台風13号の被害状況につきましては、先日前里光健議員にも答弁しております。繰り返しになりますけれど、9月6日16時現在での速報値において、本市所有の施設等に関しましては、総合体育館、リフレッシュパークを含め47施設、床上浸水1カ所、民間の福祉施設3カ所、施設の被害額は1億1,300万円と報告させていただいております。農水関係につきましては、農林水産部長のほうから答弁があると思っております。

◎農林水産部長（松原清光君）

主な市の施設ということでよろしいですか。お答えいたします。

市の施設といたしまして、上野資源リサイクルセンターの屋根の破損で700万円、水産関係で海業センター及び宮古島海中公園で615万円の被害があります。

◎高吉幸光君

ありがとうございます。やっぱりね、今回の台風は、私、台風、昔の14号はまだ東京におりまして経験しておりませんので、今回の台風が人生の中で一番大きい台風だったかなというふうに思っております。それでもやっぱり宮古島というのは台風になれた島だというふうなものがありますので、それだけで済んでよかったなというふうに思う反面、2番目の質問に移るんですけれども、総合体育館の今後について、これ我如古三雄議員のほうに答弁がありまして、その中で市長が早急にまた建てかえを含めて検討するというお話がございました。これに関してはですね、特にまた防災の例えば避難所とかそういったものにも使われる可能性がありますので、そういった観点を踏まえてぜひ整備をね、進めていただきたいなというふうに思いますので、これについては答弁は要りません。

関連していきますけれども、公民館や公共施設などに災害時活用できるNTNグリーンパワーステーションの設置はできないかということ、これ一例的なものとして紹介をさせていただきたいというふうに思います。一応こういうふうな形で、街灯みたいなものです。上の部分が風車になっていまして、ソーラーパネルがあって、地中の部分に蓄電用のコントローラーが内蔵されておりまして、非常時にはあいてAC電源がとれるというふうな、こういうふうなものであります。こういうふうなものをね、設置できればいいなど。この場合には、いわゆる電気を引くということはもう、これ自家発電できますから、ちょっとした、例えば観光施設でも電気がなかなか引けないようなところもありますよね。そういったところであれば街灯としても使えますし、蓄電用のコントローラー内蔵もしていることもあります。ほかの活用方法としましては、監視カメラをつけることができます。さらに、ワイファイのアンテナをつけることもできます。蓄光の看板ということで、避難所なりルートのところを設置をしていただければ案内板がわりにもなりますということで、これはここだけの技術ではないと思いますけれども、こういうふうな独立で電源が確保できるようなものを今後のいろんな公共施設の場所でも結構です。例えば川満の公民館あたりにはソーラーの街灯がありますよね。ああいうふうな形で各施設に1本ずつあってもいいのかなというふうに思っております。それは今回も停電が長引いたということで市のほうとして洗濯機を設置したりとか、そういうふうなこともされていると思いますけれども、またそのほうで携帯の充電とかね、そういったのも結構やられてはいると思うんですけど、そういうふうなときに特に公共施設とか観光のところというのは地元の人だけではなくて電源を探すのに困っている観光客とかもいたりすると思いますので、そういうふうな対応はできないかどうかというお考えについてお聞きします。

◎総務部長（宮国高宣君）

NTNグリーンパワーステーションは、太陽光や風力等の自然エネルギーで発電した電力をバッテリーに蓄えて、平常時は街路灯、施設の屋外灯などに活用され、災害時などで停電になった場合には電力を供給し、AC電源やUSB端子からスマートフォンやラジオなどの情報機器の電源としても活用できる設備だと認識しております。現在、本市の公共施設にどれだけのNTNグリーンパワーステーションが設置されているか調査はしておりませんが、台風における長時間の停電や大規模災害時に起こり得る長期間の停電が発生した場合においても通信機器の電力確保ができるように、今後新設される公共施設には同設備が設置できないか各事業担当部署と検討してまいりたいと考えております。

◎高吉幸光君

ありがとうございます。総務部長がおっしゃってございましたように、平時としては街路灯というような形でも活用ができるということであります。本当にこれも見てみますと最大風速が50メートルもしくは最大瞬間で60メートルまでは耐えられるというふうな設計になっております。風車の部分も2枚羽根のものから扇風機を横に寝かせたような形で中で回るようなシステムもありますので、そういうふうなものをぜひ検討していただいて、今後、例えばこの場合だと企業でも入れてくる方もいらっしゃる。特にまたイオンタウンのほうにもね、ありますよね。風車で電源確保しながら街路灯をつけているというふうな形がありますので、エコアイランドというふうに銘打っておりますし、電源を引っ張ることがなくていいというところがやっぱり一番いいところかなというふうに思いますので、ぜひご検討をお願いしたいなというふうに思います。

次に移ります。幼児教育、保育の無償化についてであります。これについてもいろいろとほかの議員も質問をしておりました。本年10月1日から実施される無償化の中で副食費の取り扱いをどうするのか、これについてお聞かせください。

◎福祉部長（下地律子君）

答弁の中にですね、この後1号認定とか2号認定という言葉が出てくるんですが、その説明を先にさせていたいただきたいと思います。

まず、1号認定とは、満3歳以上の小学校就学前の子供で、主に幼稚園等に通う子供たちで、保護者の就労の有無にかかわらず幼稚園等で教育を希望する子供となっております。2号認定につきましては、満3歳以上の小学校就学前の子供であって、保護者の就労または疾病等において家庭において必要な保育を受けることが困難である子供で、主に保育園等に通う子供たちとなっております。ちなみに、3号認定とは、満3歳未満の子供であって、2号認定同様に家庭において必要な保育を受けることが困難である子供となります。

それでは、幼児教育、保育の無償化の中の副食費の取り扱いについてでございます。幼児教育、保育の無償化に伴いまして、3歳から5歳児の全ての子供たちの世帯に対し利用料が原則無料になります。また、ゼロ歳児から2歳児の利用についても非課税世帯を対象に無料となります。ただ、副食費につきましては、給食費、送迎バス代、遠足などの行事費については無償化の対象とならないことから、保護者の実費負担ということになります。副食費の取り扱いについてでございますが、国の定める公定価格においては4,500円と設定されており、現在保育料に含める形で徴収しておりますが、今回の無償化に伴い各施設が実費で徴収することとなり、各施設において実際に給食の提供に要した材料の費用を勘案して定めることになりました。公立保育所、こども園の副食費の金額については、国の公定価格に合わせ月額4,500円を予定しております。

また、副食費の免除制度についてですが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準において、年収360万円未満相当、これは年間の課税所得割金額が5万7,700円、ひとり親世帯については7万7,101円未満の世帯の子供及び所得層にかかわらず第3子以降の子供は徴収免除となっております。また、市独自の取り組みといたしまして、現在、2号認定子供に対し、給食費も含め利用者負担額を免除している多子世帯、これは同一世帯に中学3年生以下の子供が4人いる世帯となりますが、この世帯につきましては、無償化後も保護者の負担増とならないよう、引き続き副食費に関しましては免除することとしております。

◎高吉幸光君

ありがとうございます。これまで主食費のほうを3,000円ということで1号認定も2号認定もお支払いをしていただいていたということで、1号認定のほうで副食費は実費として払っておりましたけれども、2号認定のほうは、これ保育料の中に入っているという話でこれまで進んできましたけど、今回無償化になるとこの1号認定と2号認定が共通化されて、保育料の部分が無償化になりまして、副食費と主食費、合わせて7,500円ですね、ここが親のほうの負担になると。それに関して、我如古三雄議員のほうが逆転現象起きないかという心配もございました。この中で減免制度がございますということで、国の制度の中で360万円未満の世帯及び第3子以降は免除という形になっておりますし、また宮古島市としての独自の取り

組みもあるというふうに今回ね、説明いただきました。この副食費の扱いというのは、本当に非常に各自自治体でそれぞれの取り組みをしております、結構割と地方のほうでも混乱が起きているというふうなものがありまして、最近も聞いた話ですと、市の担当者と話をしていたけど、副食費のことをちょっと理解していなかったという方がいらっしゃいましたという報告がありまして、でも私もこれを説明、これは概要のやつですけれども、それを見ながらようやく理解してきたような部分がありまして、本当に大変な中ではあると思いますけれども、この徴収をするに当たり、これはまたキャッシュレス化をするというふうな話がありました。それはそれでまた取り組みとしては非常にいいことかなというふうに思う反面、それを払う親のほうに対しても、やっぱり御飯をいただくというのはちゃんとお金を払っていただけるんだよというふうなことを教育することも大事なんじゃないかというふうに取り組んでいる自治体もございまして、だからこれが一概にキャッシュレスで全部そればあつとお金が飛んでいくのもどうかかと、やっぱりきちんとお金をそろえて納めるという行為も、これも非常に大事なことかなというふうに思いますので、キャッシュレスもいいですし、ちゃんと実費として納めていただけるという形も本当にいいかと思しますので、それぞれまたいろんな意味を持たせて検討いただきますよう、よろしくをお願いします。

副食費のほうは360万円以下というところの減免制度がございます。昨日も前里光健議員のほうに給食費のね、小中学校の無償化の全額補助の話が出ました。やはりもう宮古島市の場合、今特に家賃も上がって、いろんな形で若い世代がやっぱり残りにくい形になってきているのかなというふうに思います。小学校のほうだけでなくね、やっぱり幼稚園、保育所の副食費のほうの補助なり減免制度、この辺を拡充していただけないかなということに関して、市長でお答えいただけるのであればぜひお願いしたいんですけども、よろしいですか。

◎市長（下地敏彦君）

昨日は給食費についてですね、新しい年度からできるように財源を確保してみたいというお話をいたしました。同じように副食費についてもですね、無償化に向けてできるかどうか取り組んでまいります。

◎高吉幸光君

市長、ありがとうございます。本当に最近家賃が上がったということで相談が多い、もう本当によく受けるんですね。いついつまでに出ていってくださいというような話を受けて、このままじゃ若い世代本当に住めないというふうな形でいろいろと問い合わせをいただくので、そういうふうに市としてね、子育て世代に本当にいろいろな形で支援ができるような取り組みをしていただけるというのは非常にありがたいということで、ぜひ頑張っていたきたいなというふうに思います。

次に移ります。食品ロス削減推進法についてでございます。食品ロスの削減の推進に関する法律、略称食品ロス削減推進法が令和元年5月31日に令和元年法律第19号として公布されました。これの座長を務めましたのは、我が党、公明党の竹谷とし子議員が行いました。それを支える形で河野義博参議院議員も非常にこの条文についてもきちんと取り組みをしていただきました。これは質問書の中にも書いておりますけれども、国連の持続可能な開発目標、SDGsで言及されるなど国際的な重要課題で、食糧の多くを輸入に依存している日本として真摯に取り組むべき課題ですというふうになっております。単純に言うと食品のロスをなくそうということがあります。これが高まった機運の中の一つに、あれは関西の文化でしたかね、恵方巻きという文化がありました。これがなぜか知らないけれども全国に流布して、その日になる

と恵方巻きがわあつと並んで、なのにそれが根づいていない風習の人はわからずにそのまま買わないというのがあります、大量に廃棄されるというのがありました。これは、しかも各メーカーというか、スーパーですかね、ノルマがあつて、幾つ売らなきゃいけないみたいな形があつて、それが大量に廃棄をされていくというのは非常に残念だなというふうなところから、食品ロスって、これなくしていかないといけないよねというふうになりました。日本の食品ロスの量は、2016年度ですけれども、643万トン、これ年間です。日本人の人口で割りますと1人当たり年間51キロの食べ物を捨てている換算になります。これは、51キロといいますと、どのぐらいの量かといいましたら、お茶わん1杯分の御飯、これが毎日捨てられているという状況になります。これは、世界でどのぐらいの食糧支援が必要とされているか、指標から援助量と比べますと、年間で350万トンが食糧支援としてされています。日本のこれ2年分を1年間で全部捨てているような状況になるわけですね。これについて、非常に取り組みを日本も今進めておりまして、これできてきました。それで質問に移りますけれども、宮古島市食品ロス削減推進計画策定について、計画についてお聞きします。

◎企画政策部長（友利 克君）

食品ロスについてです。法律がことし5月に整備をされました。公布をされております。この公布を受けて、県を通して各市町村にまた通知があるかというふうに思っておりますが、まだ通知がないという状況でございます。そういう状況でございますので、宮古島市においても明確な所管が決まっていないという状況でございます。

宮古島市においては、その食品ロス削減推進計画が5月に策定をされておりますけれども、本市においては、宮古島市一般廃棄物処理基本計画におきまして、食品の購入に当たっては賞味期限に関する正しい理解を深める、適量の購入等による食品ロスの削減に資する購買に努めることや、外食における適量の注文、食べ残しの削減等によって廃棄物排出の抑制を図るなどを一応そういう形で示されていると、うたわれているところでございます。今後国からの通知を受けて宮古島市において推進計画を策定するかについてはですね、今後庁内で議論されるものと考えております。

◎高吉幸光君

食品ロス削減推進法の概要のほうで見ますと、責務ということで、国、地方公共団体、事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力が必要であるというふうに書いてあります。これはどういうことかという、国、県、また市町村含めて、あと消費者も、また企業も含めて取り組んでいきたいと思います。国民運動的なものにしていかないと、食料自給率が低いこの日本においてこれだけの食料が捨てられている状況はやっぱり変えるべきだというふうに思います。その基本方針等の11条から13条ですけれども、政府は食品ロスの削減の推進に関する基本方針を策定します。これ閣議決定で決めるということになっております。それを受けまして、都道府県、市町村は基本方針を踏まえ食品ロス削減推進計画を策定するというふうになっておりますので、これらのぜひ推進をしていただきたいなというふうに思っております。よろしく願いをいたします。

食品ロスをなくすだけという形になってくる、企業とかそういったところではどうやって取り組んでいくのか、特にコンビニとか、ああいったところというのは、10時に切れるお弁当があつたら、10時になったら廃棄しますという形をやっております。一部今始まっておりますけれども、要はスーパーと一緒に、

半額セールみたいな形でシールを張って、はけてもらうような形をするという取り組みもこの食品ロスをなくすための取り組みだというふうになっております。これですね、また例えば子ども食堂とかに食料を出していただくような形でフードバンクという取り組みもございます。フードバンクに食品を支援するものに関して税制的な優遇をしなきゃいけないだろうということで、国のほう、国税のほうが今取り組んでおります。食品寄附をした場合におきまして、これが災害時、広告的な目的、接待交際、福利厚生、販売促進というふうになっておりますけれども、それをしますと、きちんとした要件がありますと。これを満たしますと全額損金算入という形で税制的に優遇がされるという形をとってこうというふうになっております。この辺を各企業、宮古島の場合は小さいですけれども、なかなか大変だとは思いますが。そういうふうなものでフードバンクなり子ども食堂に対しての支援としてこの全額損金算入という形がありますよという形を宮古島の各企業の皆さんに周知徹底をしていただきたいと思います。これをまたお願いしたいんですが、これについてまたお願いします。

◎企画政策部長（友利 克君）

先ほどもお答えいたしました。今後ですね、国からの通知を受けて庁内でまず明確な所管を決めるということ、所管を決めた後にですね、この食品ロスに向けての議論をするということになるかというふうに思っております。法そのものをまだ詳しく見ておりませんが、いろんな法のあり方というのがあると思います。例えば規制をする、あるいは周知を図る、あるいは今高吉幸光議員からもありましたように優遇措置を設けるというような法のあり方というものがあるかというふうに思っております。その法の中身ですね、そういったものをしっかり確認をしながら、本市における推進計画の策定というものを今後議論していくことになるかというふうに思っております。

◎高吉幸光君

ありがとうございます。本当にこれは食べる本人、消費者がやっぱり一番気をつけなきゃいけないことだというふうに思います。内地のほうだと余りやることがないんですけども、沖縄の場合ね、どこか食べに行くと余ると、持って帰るからタッパーないと行ってね、必ず持って帰るといふ、この風習というのは物すごくもったいない精神があるなというふうに思う反面、いろんなお祝いの座でいきますとやっぱりオードブルがね、いっぱい残るのが非常に残念な部分がありましてね、あれもね、どうにかならないかなと思いつつ、タッパー用意してみんなで持って帰るような形をね、そういった席でもやっていただけるようにまたお願いをしまして、次の質問に移りたいというふうに思います。

校歌遊戯のアーカイブ化についてということでございます。校歌遊戯は宮古島市特有の文化です。学校統廃合によりなくなっていくのは非常に惜しいということで、統廃合によってなくなっていく学校もございます。そういった人たちもやっぱり卒業生はね、集まると、やっぱり校歌を歌うとね、思い出しますよ、校歌遊戯をね。ないところもあるのかというふうには聞いておりますけれども、これでしたら例えば一括交付金の活用というのはなかなかね、特有なものとか、そのものに合うものというふうな形でできるかなというふうに思うんですけども、その映像のアーカイブ化についてお答えください。

◎生涯学習部長（下地 明君）

宮古島市立図書館デジタルアーカイブ基本方針は、関係機関や個人が所蔵する郷土資料や本市に関する資料などをデジタル化し、保存、蓄積することにより貴重な資料を次世代に継承していくことを目的とし

ております。その基本方針により、図書館では5年ほど前に宮古テレビが所蔵していた、小学校で15校、中学校で9校の校歌遊戯の映像をDVDに複製し、郷土資料として保存しております。

◎高吉幸光君

図書館のほうでアーカイブ化されているということでもありますけども、これは普通にインターネットで公開はされていますか。

◎生涯学習部長（下地 明君）

インターネットのほうで公開ということではありませんが、宮古島市未来創造センターの図書館のほうで見ることができるということになっております。

◎高吉幸光君

ありがとうございます。図書館での保存というのも非常に大事だというふうに思いますけども、例えば内地に行って同級生同士集まって、そういったときに例えばスマートフォンとかで校歌遊戯の映像があるよと見たら、それを見てまた大盛り上がりするというふうなことがね、できるんじゃないかなというふうに思っているんで、ぜひ教育委員会でユーチューブのチャンネルを持ってと言いたいところですから、言いますけれども、やっぱりね、それが公開されているということは、逆に小学校に上がる生徒、この子たちも校歌を覚えるのに非常に効果的であるというふうな部分がありまして、そうするとやっぱり踊りをやりながらやるのでね、歌詞を覚えるんですよ。いつまでたっても、ただ逆に今度は校歌が流れてくると体が躍り出すというふうなものもありますし、そういうふうな楽しみ方ができるんじゃないかなと。図書館に行かないと見れないというよりは、広くネットに公開をして宮古島の独特のやつが、うちの島にはこんなのあるんだと、知らない人にもやってもらいと非常におもしろいのかなというふうに思います。それについて誰か答弁できればお願いします。

◎生涯学習部長（下地 明君）

ネットでの公開とか、そういう質問でございましたが、それは制作者のほうの著作権というのもありますので、使用目的で制作者のほうとも協議しながら行っていくことができるかどうかというのは判断していきたいと思います。

◎高吉幸光君

ありがとうございます。であれば教育委員会でつくってもいいのかなと。映像をね。ただ、肖像権の問題とか著作権の問題とかいろいろございますけれども、校歌ということで、しっかりテロップのほうには歌詞がちゃんと流れるような形で本当はできればいいかなというふうに思っております。これはね、我々出た母校というのはやっぱり大事ですし、いつでもぱっと見れたら本当にいいのかなという思いからこれはお話をさせていただきました。ぜひご検討のほうをよろしく願いをいたします。

次に移ります。大野山林の水場の整備についてということで、野鳥などの動植物の観察の場所でありました。以前シートが破けてなかなか修繕ができないというお話から、その後またね、整備をしていただいたということでもあります。この観察するところというのがまた、ちょうど水場というのは動物が集まるところでございますので、そういった何かしら小さな小屋でもいいですので、観察施設的なものはできないのかと。やっぱりプロのカメラマンは何か自分で全部迷彩のかっぱなりなんなりで目立たないようにしてやったりはしているんですけども、普通に散策で来るような方がちょっとね、一休みしながら水場に集

まる動物が見れるような形はできないかどうか、これについて答弁を願います。

◎農林水産部長（松原清光君）

現在、大野山林には竜の池、ひょうたん池が、2カ所の池がありまして、竜の池については宮古野鳥の会の要請により平成27年度に修繕し、現在の貴重な野鳥の観察場として利用しているところであります。

観察室ができないかという質問であります、それについては今のところ、まず宮古野鳥の会がどういった形でそれ取り組むかなどもありますので、今のところは整備計画はありませんけれども、宮古野鳥の会ともですね、調整してみたいと思っております。

◎高吉幸光君

ありがとうございます。大野山林も含めて、植物園もそうですけど、私も学生時代に、セミはいつ鳴いていつ寝るのかということで、朝の4時ぐらいからセンダンの木の前でセミの数を数えておりました。1本の木に2,000匹近くいまして、鳴いた、鳴かないとかというふうな形でね、本当観察をよくやりました。あそこはいろんな自然があるので、非常に子供たちも自由研究なんかのものね、いろいろ取り組んでいるのがネットでどこかないのかなと思ったら、竜の家には何がすんでいるのかという、これは当時の東小の4年生の子と2年生の兄弟の研究がネット上にありました。竜の家という、竜の池の近くに洞窟がありましてね、そこをいろいろと観察をするというふうなのがあります。これを見ていると非常に本格的な自由研究をやっているなど。そういうふうなものでね、本当に非常に大事な部分ですので、例えば宮古自然クラブという形でいろいろ活動をされていると思うんですけども、やはりちょっとした陰になる部分というか、できるようであれば本当はいいのかなというふうに思いますので、ぜひよろしく願いをいたします。

以前も害獣、害鳥でいうクジャクとか、そういったものの数の把握はどうなんだという話をすると、やっぱりなかなか把握し切れないということがありましたけども、例えばクジャクとかであれば、あの辺の水場に集まるのかなというふうに思いますので、こういったことを踏まえて定期的に、例えば監視カメラ、さっきのNTNグリーンパワーステーションじゃないですけども、ああいったので監視カメラをずっと置いて、どのぐらいのものが来るんだと、それから数は完全にはやらないにしても、どのぐらいの頻度でこの辺に集まってきているんだなというのがわかるんじゃないかなというふうに思うんですよ。また、行動範囲とかも多分クジャクによっては大体のものが把握されているかなと思うので、それから概算をするということも可能かなと。どの時間帯に集まるのかわかれば、駆除の時間帯とか、わなを仕掛けるときも非常に参考になるかもしれませんので、これについてのお考えをよろしく願いいたします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

大野山林そのものが宮古島の自然の中で非常に自然の豊かな部分でございます。生物の多様性もかなり宮古島の中では特殊性がある地域だというふうに捉えております。水辺にはやはり生き物が集まりますので、どういう生物がそこで暮らしているかということ把握するには非常に重要だと思います。ただ、害獣、クジャクについてはですね、猟友会などにお聞きしたところですね、クジャクは松の木の子、そういうものをねぐらにするということで、大野山林にはかなりの数がいるということになっているようでございますけれども、残念ながら水辺に集まるという習性がないようでして、そこでクジャクを確認するというのはなかなか厳しいというようなことでございました。そういうことで、害獣の確認にはちょっと厳しい部分があるかなと思っております。

◎高吉幸光君

クジャクを一例に出しましたけども、例えばイノシシ、イノシシというのは泥をつけるのが好きですから、大野山林あたりまではイノシシは来ているんでしょうか。その辺がわかれば。

(「来ていない」の声あり)

◎高吉幸光君

来ていない。来ていないならだめですね。ちょっと期待していましたがね。わかりました。ありがとうございます。でも、何か行動、習性をやっぱり調べるといのは一番大事なことで、どの時間帯に来ればいいのかと、猟友会のお話もね、石垣から結構なお金を出して来ていただくんで、手ぶらで帰すわけにはいかないですから、ちゃんとそういった駆除のときには効果的にできるような対策をぜひとっていただきますよう、よろしく願いをいたします。

◎議長（佐久本洋介君）

福祉部長から追加説明があるとのことですので、説明させます。

◎福祉部長（下地律子君）

申しわけありません。先ほどの副食費の件で、少し追加で説明をさせていただきたいと思います。

先ほど主食費と副食費の話が高吉幸光議員から出たんですが、今現在、宮古島市におきましては、主食費の徴収は、2号認定については徴収を行っておりません。それで、法人保育園等につきましては毎月園児1人当たり500円を園児数分ですね、単独で補助している状況でございます。今回、無償化に当たりまして、先ほど申し上げました公立で4,500円と設定しておりますのは、副食費のみの金額となっております。

それから、きのう我如古三雄議員に答弁いたしましたキャッシュレスの件でございますが、このキャッシュレスにつきましては、副食費のキャッシュレスということではなくてですね、認可外保育施設等を利用する保護者につきましては、例えば認可外保育施設と、例えば病児保育だとか一時預かり等使うこともあるかもしれないということで、そちらの利用料についてのキャッシュレスを検討していくということでございます。

◎高吉幸光君

ありがとうございました。

以上で私の一般質問を終了します。ありがとうございます。

◎議長（佐久本洋介君）

これで高吉幸光君の質問は終了しました。

しばらく休憩し、3時25分から再開します。

休憩します。

(休憩＝午後3時11分)

◎副議長（上地廣敏君）

議長が諸般の事情により会議に出席していませんので、地方自治法第106条第1項の規定に基づき、私、副議長が議長の職務を行います。

再開します。

(再開＝午後3時25分)

休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎濱元雅浩君

令和元年9月の定例会でございますので、私のほうからも一般質問を行いたいと思います。

今回、一般質問に関しましては、第2次宮古島市観光振興基本計画に基づく内容についての質問と、エコアイランド推進ということでエコアイランドの計画、また都市計画の都市マスタープラン策定に関しての質問をさせていただいて、また財政面としまして基金の活用、それと消費税の取り扱いについてという大きく5項目に分けて質問させていただきたいと思います。

それでは、まず観光施策についてお伺いをいたします。第2次宮古島市観光振興基本計画の中においてですね、宮古島市観光推進協議会というものを立ち上げるというふうなことが書かれておりました。この協議会の位置づけ、機能、また開催のスケジュール等についてお聞かせください。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

ことし3月に策定いたしました第2次宮古島市観光振興基本計画の各施策を着実に遂行していくための機関として宮古島市観光推進協議会を設置することといたしました。同計画を受けて、ことし7月には宮古島市、国、県の行政機関及び民間団体から構成される宮古島市観光推進協議会を立ち上げ、第1回協議会を開催いたしました。同推進協議会では、第2次宮古島市観光振興基本計画を中心に、宮古島市の観光課題解消に向けた取り組みについて議論し、実施主体ごとに具体的な推進計画について評価、提言を行うものです。今年度は、7月の立ち上げと合わせ、同協議会を4回開催する予定でございます。今後のスケジュールとしましては、第2回協議会を10月に開催し、各施策の取り組み状況や課題の報告を予定しております。第3回の協議会を11月に開催し、取り組み状況や課題に対する議論、提言を行い、第4回協議会を2月に開催し、今年度の観光推進計画の評価を行う予定でございます。

◎濱元雅浩君

この宮古島市観光推進協議会の中に市も国も県も参加をしてというお話がありましたので、国や県との連携手法についての内容がここで出てくるのかなと思います。国や県との連携手法についてというところが書いてあります。また、宿泊数の増加に向けた施策についてというあたりなんですけれども、この国や県との連携手法についてとか宿泊数増加に向けた施策とかというものがこの推進協議会の中で議論されるというような内容なのかなと思いますけど、そういう理解でよろしいんですかね。どういう役割と機能を果たすのかというところで、こういう案件に対しての議論をそこで行う場というふうな理解でしょうか。ほかの場でしょうか。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

ご質問のありました本市の観光振興の具体的な取り組みにつきましては、第2次宮古島市観光振興基本計画で宮古島市観光推進協議会を設置するとともに、その下部組織として宮古島市観光実務担当者会議を設置し、対応することとしております。観光実務担当者会議は、同基本計画の施策について具体的な取り組みを議論し、実施主体ごとの具体的な施策の計画と結果報告を推進協議会に行うもので、宮古島市の各課及び観光関連事業者により構成されております。9月上旬に4つの作業部会に分かれて第1回会議を開催したところでございます。ご質問の各施策の具体的な取り組みなどにつきましては、さまざまな議論が

ありました。今後は、実務担当者会議での意見や課題を集約し、観光推進協議会で10年間の計画期間において各施策を実行してまいりたいと考えております。

◎濱元雅浩君

もう一回確認しますけれども、この推進計画についてのそれぞれ上がってきているものの具体的な計画を策定して、それを駆動させていくのは、実務担当者会議というものがそれを進めていくというお話だったと思うんですけども、であるならばこの観光推進協議会というものは計画の進行をチェックする機関というような位置づけなんではいでしょうか。このあたりをもう一度教えてください。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

先ほどお答えしました宮古島市の観光実務担当者会議の中からですね、各施策を精査して上がってきたものをここで、観光推進協議会の中でですね、提言や議論していく協議の場所と考えております。

◎濱元雅浩君

余りよくちょっと理解できなかったんですけども、例えば通告書にある県との連携の手法とか、入域観光客数の目標設定についてで国内外のお客さんとか、宿泊数増加に向けた客室の増加計画とか、このあたりを議論して実走していく手法を議論して考えていくところは担当者会議になるのか、推進協議会になるのか、このあたりちょっとすみ分けがよくわからないんですけども、もう一回説明いただけますか。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

これ4つの実務担当者会議に分かれておまして、1つ目に観光推進戦略作業部会、これはですね、目的、観光振興の基本計画の観光客約200万人達成のための取り組みについてという形でこれ議論していきます。いろいろメニューはあるんですけど、この中で議論しています。もう一つ目、地域経済振興作業部会ということ、2つ目、地域の経済振興作業部会ということですね、目的としては、観光、農業、水産業連携、特産品の開発など地域経済の振興について議論する場ということ、3つ目に受け入れ観光整備作業部会などがあって、観光客を200万人受け入れるための主にハード面の整備を行うということが3つ目。観光まちづくり作業部会がありまして、市民に配慮した観光まちづくりを議論していく作業部会がありまして、この作業部会の議論した中から協議会に上がってきてですね、これを議論すると、評価するという形の協議会になります。よろしくお願ひします。

◎濱元雅浩君

わかりました。ということで、次に移りたいと思いますけれども、観光地、観光施設整備についての方針ということでお伺いをしたいと思うのですが、観光地での滞在時間を延ばす施策としてやはり観光地や観光施設の整備というのが必要ではないかというふうに考えておりますが、このあたりに関してのお考えをお聞かせください。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

本市の観光地での滞在時間を延ばすためには、本市の魅力ある観光地でアイデアを生かした商品開発を積極的に行う必要があります。そのためには民間と連携した取り組みが必要であり、上野トロピカルフルーツパークの開発や県営公園の早期建設と内容の充実、加えて伊良部島で進められている振興施設の建設、トゥリバー地区の開発や砂山地域の開発などを積極的に推進し、魅力ある観光地づくりに力を傾注しなければならぬと考えております。

◎濱元雅浩君

今幾つか施設列挙されておりましたけれども、これはそれぞれ単体で、それぞれまた所管の部署も違ってきているんですけれども、このあたりは全体として誰がイニシアチブをとってこの施設整備なんかの方針を決めていくということになるのでしょうか。これがこの協議会の役割になるのか、それともそれぞれにまたがる部分をどう整理していくのかというあたりについてお聞かせください。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

今おっしゃったように、観光実務担当者会議のほうからですね、上げてきたものに対して協議会の中でこういった施策も精査していきたいと思っております。

◎濱元雅浩君

今のお答えですと、この観光地や観光施設整備についても実務担当者会議で議論をしていくということでありましたけれども、そういう理解でよろしいんですかね。それ何を言いたいかという、もう少し全体像として全体計画を持たなければ方針がそれぞれで分散してしまうということが起こるのではないかと、いうところで考えると、この施設整備に対する全体の目標等についてはどこが担当して、どういうものを指針として出していくのか。今出ている第2次観光振興基本計画の中にその施設整備がうたわれているというのであればそういうふうなご見解をいただきたいんですが、そのあたりをお聞かせください。

◎副市長（長濱政治君）

この全体的な動き、トータルでやるという話は、これなかなか総括できるような方がいらっしゃらない。それぞれの各部局で、例えば農業だと農業とその観光とのあり方、観光は観光でまた観光の施設整備であるとか、それから伊良部島だと伊良部島の振興施設整備とか、そういったものをいかに有機的に組み合わせ、それを観光振興に結びつけていくかというふうな議論をこの協議会、それから作業部会というふうなところで議論して、それで宮古島の観光の方向性みたいなものを出していくというふうな形でしか多分対応できないというふうに思っています。

◎濱元雅浩君

今のご答弁と多彩な観光メニューを享受できる施設整備に当たるところが少しリンクするのかなとは思いますが、多彩な観光メニューを享受できる施設整備というところで、地場産業との連携の施設とか、こういうあたりが課題になってくるのかな。それぞれの施設が今ご答弁いただいたように有機的に結びついていくというところが周遊観光あたりにおいては非常に大事な、もちろんこれは交通機関も含めてということにはなるとは思いますが、非常にここが一番肝になる部分だと思いますので、今後これを担当者会議や協議会を進める上で議題になっていくということですので、ぜひ深いしっかりとした計画に基づいた、方針に基づいた議論がなされることを期待しております。

次に、観光地の有料化に対する方針ということで、観光のお客様たくさんいらっしゃることはうれしいんですけれども、そこでやはり地域としてね、どこかで収益を生んでいかなければ産業として継続していきづらいというところで考えると、私は観光地の有料化というものもしっかりと見据えていかなければいけないかなというふうに感じてはおりますけれども、このあたり当局としてのお考えをお聞かせください。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

観光地の有料化に対する方針ということで、観光地の有料化に対して、市が設置した観光施設は、宮古

島海中公園、体験滞在交流村、宮古島市民泊キャンプ村などを除けば有料施設は少ない状況にあります。しかしながら、施設の維持管理を図るためには有料化を図ることは必要であることから、現在、前浜、砂山ビーチ、イムギヤビーチ、渡口の浜ではコインシャワーを有料化したところであり、今後は新城海岸や前浜の海岸占用料をテナント業者から徴収するなど、有料化を考えるとところであり、有料化が導入可能な施設には積極的に有料化を進めてまいりたいと考えております。

◎副議長（上地廣敏君）

本日の会議時間は、議事の都合によりこれを延長します。

◎濱元雅浩君

有料化は私は必要な方向性だと思っておりますが、ここはしっかりとそれに対応するサービスというものの提供があつてこそだと思っております。先ほど高吉幸光議員のお話の中で例えば大野山林というあたりも挙がっております。あれをそのまま単純に入園料取るのではなくて、やはりそこにネイチャーガイドがいて、自然と触れ合う学びがあつて、それに対して対価として費用を払うというあたり、これは大野山林だけではなくて牧山公園とかでもできるのではないかなとは思いつきはするんですけども、そういう新たなしっかりとしたサービスを提供することによる有料化というのをぜひ検討して進めていって、それを担う人材、企業を探してくるということも含めて検討を進めていっていただきたい。これはサービスとのリンクでの有料化ということをぜひ考えていただきたいというふうに思っております。

3点目にある市民向けの、いわゆるこれ人材育成ですね、先ほど言ったような例えばネイチャーガイドだったりとか、東京に視察に行ったときに宮古島でランドオペレーターという職業があつたほうがいいのではないかと。ランドオペレーターとは、少し解説しますと、旅行会社の委託を受けて旅行先のホテルやレストランガイドやバス、鉄道などの手配、予約を専門に行う会社のことということで、いろいろ旅行を組み立ててガイドとかにつないでいくというような仕事になると思います。こういうランドオペレーター等々が宮古島に充実してくると非常に観光の質が上がってくるのではないかとというご意見もいただきました。このあたりに関して、その人材育成を含めてどのようなお考えで今後展開していくかということについて、また現在何を行っているかについてお聞かせください。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

今濱元雅浩議員がおっしゃっていた人材育成からですね、ネイチャーガイドはですね、これから部内のあたりで検討してまいりたいと思います。

◎濱元雅浩君

ぜひやっていっていただきたいんですけども、例えばこれに使える予算とか県なり国なりということ、できれば、推進協議会には県も国も参加しているということであれば、そのあたりの課題も上げていただいてぜひ議論していただきたいんですけども、ちなみにこの協議会の委員長というのはどなたになるのか教えてください。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

宮古島市観光推進協議会の会長です。宮古島市長、下地敏彦市長が会長をしております。

◎濱元雅浩君

委員長ですよ。協議会を回していく委員長ということですよ。どなたでしょうか。会長というより委員

長、その協議会を回す議事を中心ということでもいいんですけども。

(何事か声あり)

◎副議長（上地廣敏君）

休憩します。

(休憩＝午後 3 時49分)

再開します。

(再開＝午後 3 時50分)

◎濱元雅浩君

わかりました。市長が会長ということでありますので、ぜひ今言ったようなことをしっかりとこの協議会で議論していただいて、観光産業がさらなる展望、さらなる発展につながるようにご尽力いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、エコアイランド推進事業についてに移っていきたくと思います。これは、基本的にはエコアイランド宮古島推進計画に基づいて少し幾つか質問させていただきます。エコアイランドのブランド形成についてということで、この推進計画の中でいろいろとそれがうたわれていると思いますけれども、エコアイランドの目標値とその発信手法についてというところでまずお聞かせください。

◎企画政策部長（友利 克君）

エコアイランドのですね、宣言とあわせてですね、新たな目標値を設定したところでございます。エコアイランド宮古島宣言2.0におきましては、地下水、ごみ、エネルギー、そして固有種、そしてサンゴの5つのゴールの設定をいたしました。その後、イベントでありますとか、ウェブサイトを通じて情報の発信をしているところでございます。

◎濱元雅浩君

ですので、エコアイランドとして目標値というのをSDGsに関連をして5つの目標をこの計画の中で立てたということであろうと思うんですが、という答弁を何度かいただいていたので、それに関してはどういった内容の5つの目標値なのかというあたりも教えていただきたいと思います。端的にでいいです。

◎企画政策部長（友利 克君）

5つのゴール、目標値についてでございます。まず、地下水については窒素濃度を、現状、これ2016年がベースとなっております。基準となっております。5.05ミリグラムを2030年には4.64ミリグラム、2050年には2.17ミリグラムに低減するというもの。それから、家庭系のごみでございます。これを、2016年度が542グラム、これは1日当たりですね。1人1日当たり。これを2050年には434グラムにするというもの。そして、エネルギーの自給率、現状が2.9%でございます。これを2050年には48.9%まで引き上げようというもの。そして、あとサンゴの被度でございます。現状、ハマサンゴが20から30%、ミドリイシが5から10%、これを2050年にはハマサンゴで40%以上にしましょう、ミドリイシで70%以上にしますと。そして、最後に固有種の保全ということで、これ外来種対策、クジャクの対策ですね、2030年には伊良部島、それから宮古島の北部のクジャクの個体を絶滅しよう、それから2050年には市全域におけるクジャクの個体群を絶滅しようという内容となっております。

◎濱元雅浩君

その5つの目標に向けて今進んでいるという中ですけれども、その中でですね、私が注目しているのはエネルギーの自給率なんですけれども、これかなりチャレンジングな数値が載っております。2050年の目標が48.9%。エネルギーの約半分は島内での自給を目指していくということだと思われませんが、この目標に対する方針というのがあればお聞かせください。

◎企画政策部長（友利 克君）

かなり目標値が高過ぎるのではないかというようなご指摘ではございますけれども、やはり自給率を向上させるということは非常に大きなテーマといたしますか、役割だというふうに思っております。そこで、エコアイランドの推進計画の中では、再生可能エネルギー、これ太陽光ですね、などの再生可能エネルギーの普及を高める、あるいはやはり電気自動車の普及を促進する、もう一つは天然ガスの利活用を何とか実現したいというような内容になっているところがございます。やはり自給率を高めると同時に省エネルギー、エネルギーの電力の適正利用ということも大きなテーマでございますので、これについては現在も取り組んでいるところがございますけれども、スマートコミュニティ実証事業などを確立することによって省エネ、それから再生可能エネルギーの普及によるエネルギーの自給率の向上というものがおのずと図られるのではないかというふうに考えているところがございます。

◎濱元雅浩君

この計画のほうにも書かれているんですけども、エネルギー資源のほとんどを化石資源に頼っていて、それも島外に依存していると。離島ゆえに輸送コストがかかるほか、需要規模が小さいためエネルギー供給の効率化が難しく、構造的にエネルギー供給コストが高くなっていると。という現状において自給率を高めることによってこのハンディを乗り越えていこうということになるというふうに理解をしております。ただ、このエネルギーの自給率を向上させていくというのは非常に大きな課題だと思っております。今言うように、太陽光だったりという再生可能エネルギーにシフトしていくところなどは電力会社の協力を得ていかなければいけない部分もたくさんあると思います。

さて、そこです。今沖縄電力でも沖縄本島において新電力、新たな電力という形で再生可能エネルギーを使ったり、いろいろな手法の外部事業者と連携をする形で事業を行っています。6社ぐらいですかね、参入しているところは。それで、前回、総務財政委員会ででしたかね、視察に行った所沢市は、行政が51%の株を出資して、自治体で新電力を立ち上げて事業を展開しております。この所沢市のモデルというのは、ごみ処理施設の熱での発電と市が持っている敷地での太陽光のメガソーラーに加えて住民の太陽光パネルからの買い取りというものもセットで行っております。これは将来的に、固定価格買い取り制度が順次価格が見直されていく流れの中で、せつかく普及した市民の太陽光パネルを継続的に広げていくためには、市がここを買い取るという形で、それを販売して利益を上げるという形でエコなまちを持続していくという考えのもとでありました。

このエネルギー自給率を48%まで上げていくという際には、このような新電力に関する取り組みというのを考えていかなければいけないんじゃないかなというふうに思っております。そこで、資料見てみると、宮古島市環境モデル都市行動計画、第3次の、この中には、14ページのところに今言ったような電気や熱などのエネルギーサービスを需要家に提供する、いわゆる第三者所有モデルの有効性が明らかとなったというふうに書かれております。これの推進をしていくべきというような流れになっておりますが、この2

つの資料に関して今後どのような展開をお考えなのか、現状、教えてください。

◎企画政策部長（友利 克君）

所沢市の例については、ちょっと調査あるいは勉強が不足しておるところでございます。いわゆる地域新電力と言われるものかというふうに思っております。これは、いわゆる電力の自由化によって従来の電力会社以外の事業者が電気の小売事業に参入できるようになった、これを受けて自治体が主体となって、あるいはまた一定の出資をすることで地域の電気小売事業者を設立するというものでございます。問題は本市が離島であるというところがございます、離島であることから、いわゆる電力の取引市場というのなかなか存在しないと。市場からの電力調達が困難であるほか、電力系統の使用料に当たる託送料金などのコストが高いなど、地域新電力会社の設立には高いハードルがあるというふうな現状の認識でございます。一方で、太陽光発電など急速に価格が低下してまいりました。発電した電力をその需要場所において使用する、いわゆる自家消費を行うことによって経済的なメリットが得られる段階となってきています。本市においてはそのような方策が有効になるのではないかと考えているところがございます。また、自家消費型に移行することによって、今台風などの問題となっております停電対策にもつなげられる可能性もあるというようなメリットもこの太陽光の普及というもののメリットにつながるのではないかとというふうに考えているところがございます。

◎濱元雅浩君

今のご説明ですと、私が言っているような新電力イコール再生可能エネルギーの発電に基づいた新電力の設立というようなことではなくて、今この48%の自給率というのは、どちらかというとそれぞれで太陽光発電をして、蓄電池を置いて独立して電力を生んでくださいという個別な案件だと、今の説明だと思えますけれども、それは行政政策として行っていくわけですよ。それを。どのように行っていくんですか。

◎企画政策部長（友利 克君）

自家消費を行政が支援していくということなのかというお尋ねかというふうに思いますけれども、やはり普及を促すということの取り組みはできるかと思いますが、全面的に自家消費型のいわゆる太陽光の普及、あるいは蓄電池の普及といいますか、こういったものをですね、行政が全面的に支援していくというのはなかなか財政的にも難しいところはあるかというふうに思っております。ただ、適当な補助事業とか、そういったものがあればですね、またそれは積極的に取り入れながら行政支援と、行政からの支援というものはあり得るかというふうに考えております。

◎濱元雅浩君

今の流れですと、私は2050年の48%というのは非常に厳しいと思います。これだけの目標を掲げているのであれば、やはりいろいろな方策、それも今言っているような補助を出すというだけでは、やはりこれ財政的に難しい部分がたくさん出てくると思います。続くのか続かないのか、最初のほうがよくて、後になると少ないんじゃないのか、いろんなことが起こってきます。それよりは、先ほど言ったように、小さくてもいいですから、例えば今捨てているクリーンセンターの熱での発電がどのような規模でできるのか、また今実験として現実的に、回ってはいるんですけども、西平安名崎にある風車あたりは電力として使われてはいませんか。あのあたりを総合して連携をさせていくということを実際に考えないとこのような数字にはならないというふうに私は思いますので、しっかりとこれは議論を進めていっていただきたい

と思います。

そのまま続けます。通告書に地場産業との連携とか、観光振興や農水産業、まちづくりとの連携というふうにあるんですけども、これはですね、結局このエコアイランド宮古島推進計画の中にいろんなたくさんの方の事業が入ってはいるんですよ。例えば公共下水道加入促進事業、これは上下水道部との話のもとにももちろんのっかっていると思います。さらに言えば、事業名で西里通り悪臭対策検討業務というのものっかっております。ただ、これ企画調整課だけでもエコアイランド推進課だけでも絶対にこの目標値には達成しない、全体が連携をしていかなければいけないと思っております。だから、そこをどんどん推進して、もちろんリードしていくのが企画政策部長になってくるとは思いますが、しっかりとこれは議論を重ねていただきたいと思います。何なら今これで、この計画に対して1個だけ質問をしますけれども、13ページにありますね。事業名が西里通り悪臭対策検討業務（環境衛生課）と書いてあります。成果目標が平成31年度までに具体的な解決策に着手するとあります。これの内容についてお聞かせください。

◎企画政策部長（友利 克君）

西里通りの悪臭対策につきましては、長年の課題、懸案事案でございます。環境衛生課でもって対応していただきたいというような計画での位置づけではございますけれども、やはり現状、環境衛生課のみである西里通り、悪臭もそうですけれども、西里通りの全般のですね、課題の解決ができるかということ、なかなか現状そうっていないというふうに思っております。ただ、応急的にですね、悪臭対策という形での取り組みができないかということになるかと思っておりますけれども、現状なかなか環境衛生課のほうでも取り組んでいないという状況かとは思いますが。ただ、このエコアイランド宮古島推進計画に盛り込まれている事業を中心にですね、現在エコアイランド推進課のほうでもって各関係課とですね、今進捗事業の計画の進捗状況というものを確認しながら、宮古島市のSDGsの取り組みをですね、整理しようという取り組みをしているところでございますので、その辺につきましては、西里通りのこの悪臭対策のみならず、他の事業についてもですね、今後しっかり精査をして対策を講じていけるようにしてまいりたいというふうに考えております。

◎濱元雅浩君

同じ案件に対して環境衛生課のご意見をお聞かせください。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

西里通りの悪臭対策ということですけども、これ以前に下地勇徳議員にもお答えしましたけれども、今悪臭の対策については薬剤投与によって解決できる部分というのがかなりあるということを伺っております。そういうのも一つの対策かなと思いますけれども、やはり根本的にはですね、なぜ悪臭がそこにあるのかということ解決しなければいけないというふうに考えておりますので、環境衛生課だけじゃなくですね、道路の管理者、そういうところでも連携をしていくことが必要ではないかというふうに考えております。

◎濱元雅浩君

ごめんなさいね、意地悪な質問して。こういうふうに連携を密にしてね、それぞれたくさんの方の課題が挙がっておりますので、しっかり連絡をとり合い、方向をともに見据えながら前に進んでいけるようにぜひお願いをしたいと思います。ちょっと西里通りの悪臭なので、上下水道部もぜひ協力をいただいて、いろ

いろな方策を、西里大通り商店街振興組合、新しい役員になりましたので、ぜひこのあたりのお話をさせていただければというふうに思っておりますので、今後ご挨拶に行きたいと、市長のところに行きたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

ちょっと先に進めたいと思います。都市計画について、マスタープランの策定についてでございます。これ今エコアイランド宮古島推進計画について話をしたように、また観光計画について話をしたように、特にこのマスタープランに関しては、観光産業、いろいろな視点が必要で、たくさんの部局にわたって連携が必要になってくるのかなというふうに思っております。1つ挙げたのが観光産業に対応したまちづくりの視点というもの、このあたりはどのようにこのマスタープラン策定の中で検討されていくのかというあたりをお聞かせください。

◎建設部長（下地康教君）

まずですね、都市計画のマスタープランについてちょっとご説明申し上げたいと思います。

今年度から着手をします都市計画マスタープランの改定については、鋭意作業を進めております。現在は、改定に必要な都市の基礎的な調査を行って、都市情報の分析作業を行っております。この作業を進めていく中で都市の現況、それと課題を整理し、都市づくりの主要な問題を抽出した上で、まずは全体構想や将来都市構造などについての議論を策定委員会で行っていかうというふうに考えておまして、観光産業に対応したまちづくりということでございますけれども、これはですね、こういった考え方をですね、マスタープランの改定に盛り込むためにですね、委員の皆様方とさまざまな議論をしながらですね、関係課と共同して、また市民や観光客などの意見、アンケートも含めてですね、それを取り入れながら行っていきたいというふうに考えております。

◎濱元雅浩君

その策定委員会のほうでいろいろと議論が進んでいくということで理解したいと思います。ぜひ将来、これ20年計画ですかね、10年計画ですかね、そのあたりのロングスパンの計画になります。その中では、観光産業の進展なり、いろいろなまたデジタル関連の成長なり、私一番すごく気になっているのがやはり、2025年の大阪万博というのがそういうテクノロジー関係の見本市になると思っております。それを越えたあたりから社会実走の手段として例えば自動運転なり、そのあたりが現実味を帯びてくるのがやはり2025年を越えたあたりから2030年あたりになってくるかなというふうに思います。そうすると交通インフラなどもそういうような仕組みを取り入れていくということも考え得る時代が来ると思っておりますので、このあたりも今盛り込めるか盛り込めないかというのは別にしても、やはりそのぐらいの長期スパンでいろいろな変化に対応できるような、そういうマスタープランを描いていただければということで、これからも何点か提案をさせていただければというふうに思っております。

ちょっと先に進めます。その中で、このマスタープランの中で、やっぱり台風や集中豪雨などがたくさんあって、多くの議員の皆様からも道路冠水に係るお話などが出ております。これに関して、防災や減災に対応したまちづくりの視点というのは今どのようにこのマスタープランに反映させていくというふうに考えているかお聞かせください。

◎建設部長（下地康教君）

防災、減災対策と並行してですね、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備をしていくという

ような復興事前準備の取り組みを進めていくことが重要であるというふうに国土交通省が復興まちづくりのための事前準備ガイドラインを平成30年7月に策定をしています。その中で、被災後早急かつ的確にですね、復興まちづくりを進めていくためには市町村マスタープランで復興まちづくりを検討していくことが有効であるとされており。まちづくりを進めていく上で防災、減災に対する視点を持つということは非常に重要であるものと認識をしていることから、都市計画マスタープラン策定委員会において防災などに関する議論を深めていきたいというふうに考えております。

それで、基本的に災害というのは地震、それと津波というふうに一つ限定されている部分がありますけれども、沖縄県における一つの大きな災害としては台風といったようなものがございます。そういう意味では、雨水対策ですね、そういうものが重要になると思いますので、そういったものですね、災害というふうに受けとめながらですね、そのマスタープランの策定委員会の中で十分議論していきたいというふうに考えております。

◎濱元雅浩君

マスタープランでいろいろ今ご説明いただきましたけれども、今現実的に起こっている道路冠水の話、これはできるだけ早急に、このマスタープランで議論をしながらでも、実走できる部分はすぐに手をつけていっていただきたいなというふうに思って今質問させていただいております。よくそういう事例が起こる場所というのは限定されてきているところもありますので、そのあたりを集中的に考えていかなければいけない。それを実現化していくというところで、その先に全体像のマスタープランというのがあってもいいのかなというふうに思いますので、これはどちらも並行して進めていっていただければと思います。

この点に関して1点だけね、ちょっと上下水道部に聞きたいんですけど、平成28年9月定例会の一般質問の際に平成30年度をめぐり雨水管理総合計画の策定をするというふうに答弁されているんですけども、これどうなっていて、今それ、ごめんなさい、急に。なぜそれを聞くかということ、道路の冠水というのは、それぞれ道路の機能での雨水の処理というのにはやはりそれなりに限界がある。そうであれば大もとである雨水計画の中でしっかりその処理ができるようなことを検討していかなければいけない時期に来ていると。これは平成28年9月定例会にも言いました。その答えとして私は雨水管理総合計画を策定しますというふうに答弁いただいたんですが、その後どうなっていて、今私が言ったような解決策に結びつくような計画なのかということをもしお答えいただければうれしいです。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

宮古島市雨水管理計画が策定されているかということでございますよね。はい、平成30年度の防災・安全社会資本整備総合交付金を活用して策定されております。同計画の策定の背景といたしましては、局所的な集中豪雨が全国的に頻発しており、一部地域に浸水被害が発生している。このような背景を踏まえ、近年では、再度災害防止に加え、事前防止、減災、選択と集中などの観点から集中リスクを評価し、雨水整備の優先度の高い地域を中心に段階的に浸水対策を推進する必要があるとしております。今回策定した雨水計画では、雨水管理総合計画のうち、短期、中期、長期にわたり下水道による浸水対策を実施すべき区域や整備水準、施設整備の方針などの基本事項を定めた内容となっております。

◎濱元雅浩君

今ご説明いただいたように、集中豪雨等々での冠水被害を緩和していくためにこの計画が策定されたと

いうふうに理解をいたします。まだちょっと私これ拝見していないので、次回以降議論させていただきたいと思っておりますけれども、せっかくでき上がったこの計画にまた建設部道路管理部門も一緒になっているいろいろな議論、また施策を進めていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

時間も余りないので、1点だけちょっとじゃ、基金の活用というか、運用になるんですかね、についてというところで、まずふるさとまちづくり応援基金についてお聞きしたいんですけれども、ふるさとまちづくり応援基金、これつまりふるさと納税で集まったお金を一旦基金に積み立てて、1年間分まとめて積み立てるんですかね。翌年度にそれを使っていくという流れだと思うんですけれども、ふるさと納税で納付した方に私の理解では翌年度に返礼品が届くのかなというふうに思っております。つまり翌年度に返礼品分の事業は進むわけですね。この基金を見るとですね、入ってきたお金と出ていくお金で差額があって積み上がってきているんですよ。私のイメージでいくと、例えば100万円を納付しました、翌年度に100万円使っていただいていると思っていたのに、返礼品は来ているので、6割ぐらいは使われているけれども、実際に市にとって必要な財源としての4割の部分から全額が使われていないということが起こっているというふうに理解をするんですけれども、このあたりの運用の考え方についてお聞かせください。

◎総務部長（宮国高宣君）

ふるさとまちづくり応援基金についてでございます。その年度によって充当する事業、また事業費に限りがあり、前年度の寄附額より執行額が少なくなることがありますが、市としましては寄附者の意向に沿った形で積極的に活用しているところであります。あえて活用していないということではなく、その年度に実施する事業規模を見て基金を取り崩し、執行金額、充当金額を決めているため、事務の執行上やむを得ないものと考えております。ふるさとまちづくり応援基金については、現在それぞれの目的別で7コースあり、毎年度多くの方から寄附が集まっている状況です。市としては、寄附された方々の意向に沿った形で執行することが重要だと考えておりますので、今後も寄附者の意向に沿った形で積極的に活用していきたいと思っております。

◎濱元雅浩君

いろいろ運用していく中でのということだとは思いますが、納付された方々のことを考えると、優先的に使ってぜひ、島の発展のためにという思いで寄附されていると思っておりますので、ぜひとも今後もいい運用につなげていただければ。

あと、基金に関して2つ、折田喜作文化基金と下地玄信育英基金、この2つの基金が随分全く動いていないですね、ここ。これそれぞれのお名前が入っているということは、それぞれの方からの寄附で、それぞれに育英基金だったりという目的があってこれは基金として存在をしているわけですよ。これが全く活用されていないということに対して、なぜなのかというところをお聞かせ願えませんか。

◎企画政策部長（友利 克君）

私のほうから折田喜作文化基金の活用についてお答えをいたします。

折田喜作文化基金は、株式会社サンエーの創業者であります折田喜作氏的意思により平成7年に旧平良市への寄贈があり、造成された基金でございます。5年間にわたって積み立てをいたしまして、合計1,000万円の基金がございました。この活用については、これまでの実績としましては、平成16年10月にですね、当時の宮古農林高校の環境工学科の環境班に対し、市民栄誉賞とあわせて基金から褒賞金100万円が贈呈さ

れております。それ以降基金の活用というものはございませんけども、今後は適切な運用を図るということで、何分最初のこの基金の贈呈が非常にハードルが高いといえますかね、国際的な活躍、それから市民栄誉賞といったところでございまして、これに照らし合わせますと非常にハードルが高くなってまいりますので、もう少し弾力的な活用ができないものかということをごすね、今後検討してまいりたいと思っております。

◎**教育部長（下地信男君）**

下地玄信育英基金の活用についてということで、この基金は平成28年3月に将来の本市の発展に寄与する人材育成及び青少年の健全育成を図るという目的で設置された基金であります。この活用につきましては、給付型奨学金の創設の際の財源に活用しようということで、いろいろその仕組みについて話し合いをしながら検討してきたところですが、平成30年度の決算の残高として4,091万円ほどあります。将来の医師の確保、宮古島市は医師不足というか、将来これ不足するということが見えているということで、医学部に進学する学生の授業料等にその給付をしようということで検討したりもしております。もう一つは、普通大学に進学する、いわゆる大学進学に当たって費用の、生活資金ですね、月額資金、こういうのもどうかということがありました。ただ、現行の貸付奨学金との兼ね合いをどうするか等々の課題があって、具体的な仕組みには至っていないという状況にあります。

◎**濱元雅浩君**

ありがとうございます。それぞれの方のご寄附で運営されている基金であります。ぜひその目的に合うような形で、少しハードル高いかもしれませんが、それぞれのお方にとって実りのある基金の運用というものを積極的に私は行っていただければなというふうに思っておりますので、ぜひとも今後ご検討をお願いいたします。

消費税については、話し出すと少し長くなりますので、今回は割愛させていただきます。

これにて濱元雅浩の一般質問を終わります。ありがとうございます。

◎**副議長（上地廣敏君）**

これで濱元雅浩君の質問は終了しました。

◎**砂川辰夫君**

きょう最後の質問者ということで、当局の皆様におかれましては朝から大変だとは思いますが、もうしばらくおつき合いのほどお願いしたいというふうに思います。一問一答ということですので、当局におかれましては丁寧なご説明をお願いしたいというふうに思います。私見と要望を交えながらですね、お伺いをしていきたいというふうに思います。

近年は日本全国各地で幾多の災害が発生しておりまして、被災貧乏と言われるくらい次から次へと災害に見舞われ、今も不安な日々の中で生活をしておられる方が多いというふうに報道からも知り得るわけですが、被災に遭われた皆様には心からお見舞いを申し上げます。宮古島においても、ことしは台風13号が吹き荒れました。久々の大型台風でございました。台風一過の爪跡はまだまだ色濃くですね、電気は復旧したものの、電話に関してはいまだに復旧していない地域があるとお伺いしております。本当に台風の怖さを改めて思い知らされました。久々の台風でもございましたので、電気は消えるし、ろうそく1本立てて、ちょっと怖いという夜を過ごしておりました。台風後の被害状況を確認しましたが、中でも整備された

畑のですね、せっかく客土をした畑なんですけど、これもまた無残に削られましてですね、流されました。同じ場所なんですけど、前回の定例会でですね、指摘をして要望しておりましたが、製糖期終了後に修復するとのことであったが、まだ手つかずのまま、これもまたひどく削られております。当局としてはですね、丁寧に被害状況を把握していただいて、現状を確認して早急に対応していただきますようお願いをするところでありまして。

それでは、質問に移ります。1つ目に、陸上競技場及び総合体育館の周辺整備についてでございます。駐車場の拡張及び設置についてお伺いいたします。総合体育館は市のですね、いろいろなスポーツ大会やイベントが開催されておりますが、最近、中体連でしたか、小学校のミニバスケットでしたか、ちょっと定かでないんですが、記憶には、バスケットボール大会がありまして、そこに人が集まるということを利用してですね、集まった皆さんに盆栽を見学していただくということで盆栽の展示会を開催したところでもあります。予想以上の人が集まりまして、駐車場のスペースが足りないため車両の誘導に苦勞し、改めて駐車場の狭さを認識した次第であります。当面、体育館の利用につきましては屋根の修復が急がれることとなりますが、駐車場スペースの確保はイベントの開催及び通常における住民の使用においても重要であると思われ、提案いたしますが、体育館に向かって、玄関に向かってですね、右側のですね、休憩スペースというか、木が植えられて芝生が張られているんですが、その部分は私が1日2日ずっとそこで木の番をしたり、水かけたりというふうな、そういうこと等もやったんですが、一回もそこに人が入って休憩するということにはなかったんで、余りにももったいないなど。向かって左側の木がある芝生を敷いてあるところの憩いの場というのか、そこには休んだり、選手の皆さんがインターバルというか、練習したりというふうな、そういうことをしていたんですが、どう見ても右側の芝生の場所は、憩いの場所は人も入らなければ車も入れないと。余りにももったいないということでですね、そこを拡張整備が必要と思っておりますので、ぜひ前向きに検討し、早急に取り組んでいただきたいというふうに思っておりますが、これが駐車場として利用できないかお伺いします。

◎生涯学習部長（下地 明君）

総合体育館側の駐車場については、イベント等が重なる場合、駐車スペースが手狭となっていることは承知しております。体育館右側のほうを何とか利用できないかというような話でございましたが、新総合体育館、建設するというような話になっておりますので、それと並行して具体化に向けて検討していきたいと思っております。

◎砂川辰夫君

当面そのスペースというのは、つくられるまでの間には何年かかるかわかりませんが、屋根の修理等もございまして。そこを使わなきゃならない。修理して、来年のトライアスロン等もそこに本部を置くかと思っております。そういう意味では、駐車場にするには簡単、簡単と言っちゃ語弊があるかもしれないんですが、そのスペースは多分30台もしくは40台、2列にすると、置けるかちょっと、私はかっていないんですよ。わからないんですが、かなりのスペースができると私は思っております。ぜひともこれをですね、当面の間は駐車場として使っていただきたい。なぜかという、競技場等を使っているとですね、両方集まるときのイベントがある場合の駐車場はですね、もう満杯状態で、それでいてパトカーはぼんぼん、ぼんぼん後ろから通るし、マイクで叫んでいるし、そういう状態なので、早急にそこをちょっと何とかならないの

かなというふうに思っておりますよ。これ無理ですかね。もう一回。

◎生涯学習部長（下地 明君）

施設を管理するスポーツ協会のほうとも相談しながら、すぐに使えるのかどうかというのは確認しながら検討したいと思います。

◎砂川辰夫君

ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。前向きに検討をいただければうれしく思います。

それでは、次にですね、総合体育館の修復についてでございます。これは何人かの議員の皆さんが質問しておりますが、これ省こうかと思ったんですが、けさの新聞も1面で取り上げておまして、老朽化に伴い新築の方向というふうな話でございますが、今すぐ建つわけでもないし、この雨漏りの修復はですね、当面は利用するわけですから、きちっとした、雨漏りがしているとかというふうなことのないようにしっかりと修復をしていただきたい。それいずれにしても金がかかると思うんで、できるまでの間はちゃんとした、がっちりした修復をしていただきたいというふうに思います。修理、修復、再度雨漏りしないようしっかりと修復をしていただきたいと思いますが、予算がどのぐらいかかるかわかりませんが、その辺の修理の程度についてちょっとお伺いします。

◎生涯学習部長（下地 明君）

屋根の修理についてでございます。台風後1週間もしないうちに業者の方と調整をして、今見積もりをとっているところでございますが、ことし、来年、再来年、建設の着工とか完了がいつになるかというのはまだはっきり断定はできませんが、その期間はしっかりと台風対策も行いながら、強固な修復を行うということで今調整を図っております。

◎砂川辰夫君

わかりました。

きのうですね、市長答弁の中にもございましたが、新総合体育館整備事業について、沖縄振興特定推進事業の活用を今後も継続して取り組むとの答弁をなさっておりました。新設の話ももう新聞等でも明らかになったんですが、新しく建設される場合、現体育館の場所を利用するのか、それとも新たな土地を求めて建てられるのかお伺いします。

◎生涯学習部長（下地 明君）

新総合体育館の建設場所についてですが、建てかえ場所としては現施設跡地か近隣の市有地なども含めて検討していきたいと考えております。

◎砂川辰夫君

その場合ですね、もう新築は間違いないんですが、その財源についてはどうされるのか、どのような予算措置をお考えなのかお伺いいたします。

◎市長（下地敏彦君）

先ほども生涯学習部長がお答えいたしました。やっぱり特定財源ですね、やりたいということで、前に小渕優子自民党沖縄振興調査会会長がお見えになったときにも私のほうとしては要請をいたしております。それだけでは足りないんですね、今定例会終了後、直接内閣府のほうに要請に参りたいという今作業をしているところであります。なお、今後急いでこの体育館をつくらなければなりませんので、所管を

移しました。振興プロジェクトとして行うことになります。

◎砂川辰夫君

ぜひぜひですね、この際ですから、立派な宮古島を象徴するような体育館建設に取り組んでいただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

次に、トイレの設置及び増設についてでございます。このトイレの件に関しては、伊良部島の通り池での平成30年度の通り池観光におけるバス利用及びレンタカー、タクシーの乗り入れ人数は1日平均386人が利用している状況にあると伺っております。これは伊良部支所長が実際に調べた数字でございます、ピーク時のこれは着岸したときのマックスの数字ということでよろしいですか。ありがとうございます。これはですね、通り池にかかわらず宮古島のそれぞれの観光地においても同等の人が訪れているものと推測をいたします。この人数全員が一度にトイレを使用するわけではないのですが、スポットごとに大変な混み合い、混雑している状況にあると苦情が寄せられております。似たような状況は観光客だけではなく、デイケア、例えば高齢者の島めぐりですね、気分転換に島めぐりをするというふうなこと等もあるというふうに伺っておりますが、ドライブ等した際にトイレが少ないと、大変まだ混雑しており、入ることができない状況があるというふうによく、困りますということよく耳に最近するようになりました。このような状況を踏まえて、今後ですね、トイレの増設、それから新設の考えはないか伺いをいたします。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

クルーズ船寄港時には一度に多くの観光バスが観光地に集中し、利用する人数に対してトイレ容量が不足している場所がございます。この状況を解消するため、今年度、主要な観光地の駐車場、トイレ等の利用者数など現状調査を行いました。今後、調査結果を踏まえ、宮古島市観光推進協議会等に諮り、順次必要な整備を進めてまいります。

◎砂川辰夫君

クルーズ船の寄港の際はですね、どうしても混み合っている。バスの運転手によりますと、バスで行くときに一番困るというふうなことなんですが、誰にぶつけることもなく、もう運転手にトイレがない、どうかしてくれというふうなすごい苦情受けてたりしてバスの運転手も困っているというふうな話でございまして、ぜひぜひ早目のですね、そういうところがまだまだなんで、早目に取り組んでいただきたいというふうに思いますので、お願いいたします。それから、保良の宮古島海宝館の建物の中の利用するというふうなこと等じゃなくてですね、別に駐車場でですね、ぜひ設けていただきたいというふうに思いますので、お願いいたします。

それから次にですね、新城海岸の整備についてでございます。新城海岸についてですが、年々利用者が急増いたしまして混雑した状況にあります。地元住民からのこの混雑を早急に解消してほしいとの要望がたくさんございます。海岸入り口に販売業者の乱雑な出店状況が見受けられます。新城海岸の現状を見る限りにおいては、販売業者の整理を行い、地元の間人が使いやすい規則なり排除なり、しっかりとした管理を前回の定例会でお願いしたところでありますが、宮古島市の海岸利用促進連絡協議会、あるいはこれ海浜条例規則だったかな、そういう集まりがあったかと、私はちょっと記憶が定かでないんですが、それがあったような気がします。この話し合いの中で新城海岸の取り扱いについてはどういった協議がされたのか、またその後の対応、海岸の取り扱いを今後どのようにしていくのか、これをお聞かせいただきたい。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

新城海岸の位置づけについて今後どうしていくのか、また宮古島市海岸条例を含めた条例も含め海岸管理の経緯から回答を欲しいという趣旨の内容でございます。

初めに、海岸管理の経緯と現状についてお答えします。宮古島市では、安心、安全な海岸利用を目指し、平成29年3月に沖縄県と管理権限移譲に係る覚書を締結し、前浜、砂山、吉野、中の島（カヤツファ）の4海岸の管理を行うことといたしました。その後、平成30年11月には沖縄県、警察署などの関係機関、マリン事業を行う民間事業者と海岸利用のあり方を検討する宮古島市海岸利用促進連絡協議会を発足。平成31年4月には管理権限移譲を受けた海岸の管理を規定する宮古島市海岸管理条例を施行し、海岸管理のための制限と体制の整備を進めてまいりました。一度に全ての海岸管理に着手することは困難であるため、今年度は宮古島で最も利用の多い前浜海岸の管理を開始しました。

続きましては、新城海岸についてお答えします。新城海岸は、沖縄県から管理権限の移譲は受けていないものの、シュノーケルなど観光客からの人気が高いビーチであることから、宮古島市海岸利用促進協議会の中で管理すべき海岸として位置づけております。新城海岸の背後地は宮古島市有地の保安林であり、現在営業している業者はその場所を無断で占拠している状況にあるため、改善が必要なことは認識しております。具体的なルールづくりについては、今年度中に同協議会の中で議論を開始し、来年度以降の管理開始を目指していきたいと思っております。

◎砂川辰夫君

これは排除するという方向でよろしいですか。排除していくというふうな。じゃなくて許可制にして申請していくというふうなことでよろしいですか。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

排除ということじゃなくて、新城海岸海浜のルールをつくってですね、定めていって、この場所のできる場所、できない場所をルールづくりをしてですね、検討していきたいと思っております。

◎砂川辰夫君

この新城海岸に関してはですね、かなりの業者がですね、ホテル建設であったり、コテージ風のそういうものをつくりたいとか、そういうふうな業者がたくさん話もあります。たくさんというか、二、三話があったりしてですね、土地の売却に向けての話等々も来ております。そういう中においては、地元としては自然を残しながら、自然に近いそういう公園化をしていきたいという要望等々もございましてですね、私が前回提案したあざまサンサンビーチのような、南城市のですね、海の家というのをつくって、これ指定管理にして管理するというふうなこと等も考えたらどうかというふうな提案を地元の皆さんにはしております。そういう中において、要請、どういう要請を市長にしていくかわかりませんが、そういう意味ではですね、あのひしめいている業者をですね、ちゃんとしたルールづくりをしてですね、排除じゃないんだけど、きちんとした土地の使用をですね、位置づけていくような、そういうルールづくりをしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、皆福地区の水路の整備についてでございます。これも前回質問はしているんですが、皆福にすぐ入る手前の道路沿いに面している皆福の水路はですね、これは七又海岸のほうにこの水路が通っております。合併前の城辺町のときからこの用水はずっとしてきているらしいです。合併後周辺の畑の整備事業の

際に検討するとのことと伺っておりますが、見たところ、その水路の近辺の整備事業はもう終わっているんですね。ちょっとおくれたのかなと私ちょっと危惧しているんですが、この水路はですね、今現在スキが繁茂したり、いろんな面で土砂がちょっと流れたり、あふれたりしております、豪雨の際はですね、七又にかけて、入り口からの七又にかけてのところですね、ここが満杯になると、満杯というか、詰まってくると床下浸水。本当に。この間は、いつだったですか、すごい水がたまりましてですね、そこにまたこの水路に草が、束が流されたりしてそこが逆流してしまってますね、大変な水浸し、床下浸水の被害を受けております。そうじゃなくても雨が多きときは必ずそこが氾濫する状態になっていますんで、そこを何とかですね、できないものかお伺いしたい。

◎農林水産部長（松原清光君）

城辺の皆福地区の排水路の整備については、大雨が降るたびに昔からの素掘り排水路の機能が低下をして地域の畑などが冠水をしているという報告があります。このことから、今後の排水路整備については、隣接する県営皆福東地区というのがあります。これから整備する予定でありますけど、その地区でですね、地元の農家の要望も伺いながら土地改良事業とあわせて整備ができないか考えていきたいと思っております。それまでの期間となりますと、やはり維持管理が大変になりますので、それについては多面的機能支払交付金事業がありますので、それでもって維持管理はしていきたいと考えております。

◎砂川辰夫君

ありがとうございます。長いことこれ懸案事項でございましてですね、そういう答弁が聞きたくて聞きたくて仕方がなかったんですが、これは整備事業の際にはきちっとした整備をしていくというふうなことでよろしいですか。大体でいつごろかというふうなことも聞ければうれしいです。

◎農林水産部長（松原清光君）

まず、整備事業については、地域の同意をとらなければ整備事業はできません。ですから、地域とですね、まず調整を行いながら、まず圃場整備をする、土地改良する、畑地かんがいをする、あわせてその排水路整備も一緒に行うというようなことの調整が必要かと思っておりますので、それについて調整しながら整備は進めていきたいと考えております。

◎砂川辰夫君

本当にこの水路に関しましてはですね、いろんな方にもお願いして、これはなかなかできなかったということ等があってですね、今松原清光農林水産部長の答弁を聞いてですね、本当にやがて実施されるであろうというふうな希望が持っております。山羊料理でも準備してお祝いしたいというふうに思いますので、よろしくお祈りします。

次に、畜産振興についてでございます。優良繁殖雌牛のですね、奨励補助金についてでございます。繁殖雌牛の導入及びこれに関しては、予算は昨年よりかなりふえましてですね、うれしい限りでございます。優良母牛の切りかえができた、畜産農家にとっては本当に大変ありがたい事業として称賛されております。この場をおかりいたしまして、畜産農家を代表じゃないんだけど、かわりに感謝申し上げたいと思います。ありがとうございます。本当に増額ということですね、320頭分、昨年260だったかな、その前が160頭ぐらい、3,200万円ですね、一律10万円、大変ありがたい予算増額でありまして、この事業においては一律10万円ということで保留牛、それから導入牛、県外からのですね、これも含めて一律で10万円

の支給がされております。そこで、私としてはね、提案がございましてですね、保留牛はもう本当にすごい、10万円というのはいいんですが、県外からの導入牛に関してはですね、どうしても旅費がかかるし、その分の上乗せもあるし、それから高いんですよね。やっぱり全国から注目されている鹿児島、系統のいい牛、そういう牛になると全国からの購買者が来て価格競争するものですから、どうしても上がると。今、雌牛の導入で130万円は下らない。雌牛ですよ。こういう状況なんですね、どうしても、この間も言ったんだけど、安福久という、種牛が絡むと、二、三十万円はもう平気でぼんぼんと上がるというふうな状況になったりしてですね、2流、3流もしくはそういう牛を買わざるを得ない状況。それで、どうしてもね、この予算の枠内でいいですよ。この3,200万円という。そういう中で100頭とか50頭、50頭ぐらいでいいだろうね、二、三十万円であれば。そういうものを導入牛に充てることはできないか、どういうお考えかちょっと聞かせてください。

◎農林水産部長（松原清光君）

宮古島市優良繁殖雌牛奨励事業、砂川辰夫議員もおっしゃったように繁殖牛増等に向けて県外導入及び農家からの要望もありまして、自家保留牛について補助を行っているということでありまして。砂川辰夫議員おっしゃるような今年度予算も3,230万円を計上して事業執行しているところでありまして、自家保留牛も大分ふえてきているのかなと思っております。砂川辰夫議員のおっしゃっている県外からの導入牛に関してもっと補助できないかというようなことでもありますけれども、これについては、まずは基本的には予算の範囲内ということはありません。ただ、あわせて今一律でやっているその補助に対して、宮古和牛改良組合の青年部とか女性部、そこら辺も踏まえてですね、組織する宮古島市肉用牛振興協議会がありますので、その辺でも提案して協議していきたいというふうに思っております。

◎砂川辰夫君

この宮古和牛改良組合の平均年齢もかなり上がっておりまして、もう七十何歳、これがかなりいらっしやいますが、導入牛に関しては農協との貸し付け等に絡んでくるんで、貸し付けというふうになると年齢に制限がありますから、これができないんですよ。でも、この貸付牛というふうに絡ませて二、三十万円の導入をするというふうになれば中核の若い世代のそういう農家への導入が考えられますから、その辺をうまいぐあいに伸ばしていただくような、そういう狙いを持ってですね、ぜひともこれは協議していただいて、年間50頭でいいですよ。30頭でもいいですよ。新しい本当のいい牛をですね、血を入れていくというふうなことに、この枠の範囲内でいいですから、使っていただきたいというふうにお願いをしておきたいと思っております。よろしく願いいたします。

次に、飼料用作物の種子の購入補助事業についてございまして、今年度については予算化がされておりませんが、この種子の補助事業をどうして省いたのか、その理由をちょっとお伺いしたい。

◎農林水産部長（松原清光君）

飼料用作物種子購入補助事業は、年々申請件数が減少していることから、昨年、宮古島市肉用牛振興協議会に提案して補助の見直しをしております。このことから、今年度は、繁殖牛の分娩時の事故が増加傾向にあることから、分娩事故を防ぐための分娩監視装置に予算化しているところでありまして。

◎砂川辰夫君

私も以前から牧草に関しての飼料を毎年続けるのはいかがなものかなというふうな疑問に思っております。

して、今その分娩の……何ていうの、これ。機械何ていうの、あれ。分娩見張り装置みたいなやつ。

(「牛温恵だよ」の声あり)

◎砂川辰夫君

牛温恵。牛温恵に使うのもいいんじゃないかな。これをただそのままずっと使うんじゃないで、草地に関しては農家の皆さんが余りにも、そう言っちゃ怒られるのかな、余り草に対してね、関心がないんですよ。これが本来であれば、農林水産部長もおっしゃるように、いい草をつくる、いい粗飼料つくる、いい牛を求めたいというふうなことは誰でも一緒ですから、そのいい草をつくるためには更新が必要な、本来であれば。5年に1度ぐらいいは。3年に1度ぐらいいは。そういうことをやらない農家がいるんだけど、でもそれをやっている農家というのはいらっしゃいますよ、実際に。その農家の牛というのは、きれいに本当に育てております。脂の余計つかない牛ができたとかですね、そういうふうなもの等もございまして、この牛温恵は3年越しとか2年越しとか、そういうふうなもので予算の範囲内です、ぜひこの牧草の種子に関しては、交代交代と言ったらなだけで、そういう予算の使い方をさせていただきたい。そのままずっと牛温恵じゃなくて。ちょっと二、三年置いて切りかえるというふうなことをさせていただきたい、要望したいというふうに思います。ありがとうございます。

それでは、次にですね、死亡牛、子牛、母牛ですね、この処理についてお伺いをいたします。以前です、この死亡牛の取り扱いが市が単独事業です、何年前かちょっと記憶が定かじゃないんですが、私が農協の現役のころにその話は、冷凍庫、冷蔵庫で保管してそれから中で焼却するというふうな話が進んでおりましたけれども、それが頓挫したとか、その事業が見えていない。何でこれに私が気づいたかということ、私も牛が死にまして、焼却するのに民間だと4万5,000円、それから運搬する、つり上げるコンボとか、ああいうもの等を自分で探してきて運ばなきゃならん。これが1万5,000円。重さにもよるんだけど、かなり料金がかかってくる。そう思うとどうしても、年間、牛の死亡がですね、350頭、母牛が大体80頭から90頭死亡しております。かなりの金額の負担を強いられておましてですね、そのためにもぜひとも、半分とは言いませんよ。少しの助成でもいいですからですね、これできないのかどうかお伺いしたい。

◎農林水産部長（松原清光君）

死亡牛の処理については、現在、産業廃棄物処理場での処分となっており、砂川辰夫議員もご指摘したとおり100キロ未満が2万7,000円プラス運搬費、100キロ以上が3万5,000円プラス運搬費となっておりまして、農家には非常に負担がかかっているところであります。今後宮古島市といたしましては、離島等条件不利地域における死亡家畜処理体制整備事業を活用して冷凍コンテナによる処理体制を構築してまいりたいと思っております。なお、それに向けては沖縄県及び宮古食肉センターと連携して実施に向けて取り組んでおりますので、それができますと農家の負担軽減にはなると思っております。

◎砂川辰夫君

これが問題になったのはですね、農家が勝手に地下に埋めたり、海岸で埋めて耳標で検索されたりして大変問題になったこと等も新聞沙汰になったんですが、それを受けての事業だったんだけど、これがいつの間にかなくなっていると。これがないもんだから、かなりの負担を強いられているというふうなこと等でもありますので、ぜひこれはですね、取り組んでいただきたい。その冷凍、冷蔵庫、どっちかになるか

と思いますが、この保存の場所ね、これ等もぜひ見つけていただいて、この事業に関しては真剣に取り組んでいただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。近年、畜産農家のそういう320頭分の、30頭ですか、予算措置ができたということで、本当に喜んでいるところでございます。ぜひぜひ畜産振興のためにますます頑張って取り組んで、いろんな事業を展開していただきたいというふうに思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

◎副議長（上地廣敏君）

これで砂川辰夫君の質問は終了しました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎副議長（上地廣敏君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

（延会＝午後5時12分）

令和元年

第5回宮古島市議会(定例会)会議録

9月19日(木) 5日目

(一般質問)

令和元年第5回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第5号

令和元年9月19日（木）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和元年第5回宮古島市議会定例会（9月）会議録

令和元年9月19日（木）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（23名）

（延会＝午後3時28分）

議長（19番）	佐久本 洋 介 君	議員（11番）	高 吉 幸 光 君
副議長（17〃）	上 地 廣 敏 〃	〃（12〃）	國 仲 昌 二 〃
議員（1〃）	新 里 匠 〃	〃（13〃）	友 利 光 德 〃
〃（2〃）	平 百合香 〃	〃（14〃）	上 里 樹 〃
〃（3〃）	仲 里 夕カ子 〃	〃（15〃）	下 地 勇 德 〃
〃（4〃）	島 尻 誠 〃	〃（16〃）	栗 国 恒 広 〃
〃（5〃）	平 良 和 彦 〃	〃（18〃）	平 良 敏 夫 〃
〃（6〃）	下 地 信 広 〃	〃（20〃）	山 里 雅 彦 〃
〃（7〃）	欠 員	〃（21〃）	棚 原 芳 樹 〃
〃（8〃）	我如古 三 雄 〃	〃（22〃）	砂 川 辰 夫 〃
〃（9〃）	前 里 光 健 〃	〃（23〃）	濱 元 雅 浩 〃
〃（10〃）	狩 俣 政 作 〃	〃（24〃）	眞 榮 城 德 彦 〃

◎欠席議員（0名）

◎説 明 員

市長	下 地 敏 彦 君	上下水道部長	兼 島 方 昭 君
副市長	長 濱 政 治 〃	会計管理者	下 地 秀 樹 〃
企画政策部長	友 利 克 〃	消 防 長	来 間 克 〃
総務部長	宮 国 高 宣 〃	伊良部支所長	上 地 成 人 〃
福祉部長	下 地 律 子 〃	総務部次長兼 兼 総 務 課 長	渡久山 繁 〃
生活環境部長	垣 花 和 彦 〃	企画調整課長	上 地 俊 暢 〃
観光商工部長	楚 南 幸 哉 〃	財 政 課 長	砂 川 朗 〃
振興開発 プロジェクト局長	大 嶺 弘 明 〃	教 育 長	宮 國 博 〃
建設部長	下 地 康 教 〃	教 育 部 長	下 地 信 男 〃
農林水産部長	松 原 清 光 〃	生涯学習部長	下 地 明 〃

◎議会事務局職員出席者

事務局 長	上 地 昭 人 君	次長補佐兼議事係長	仲 間 清 人 君
次 長	友 利 毅 彦 〃	議 事 係	久 志 龍 太 〃
次 長 補 佐	富 浜 靖 雄 〃		

◎議長（佐久本洋介君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は23名で、在職する議員全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第5号のとおりであります。

この際、日程第1、一般質問について、昨日に引き続き質問を行います。

本日は狩俣政作君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎狩俣政作君

一般質問の前に、去る9月5日に襲来した台風13号で被害に遭われた方々に対して心よりお見舞い申し上げます。また、当局におかれましては、被害状況を確認していただき、復旧に対し素早い対応をしていただきますようよろしくお願い申し上げます。

またここで、報告とお礼を申し上げます。去る7月23日、26日に行われた第59回県吹奏楽コンクール大編成の部において、宮古高校と平良中学校の吹奏楽部が金賞を受賞しました。初の県代表になり、九州大会へ参加しました。小編成の部においても北中学校吹奏楽部が金賞を受賞し、これも初の県代表になり、南九州大会へ参加しました。補足しますと、大編成というのは部員登録数が30名以上で、本番にステージに乗る人数が高校が55名以下、中学は50名以下です。小編成の部は、部員登録数が30名以下で、ステージに上がれるのは25名以下になっております。1つの地区から県代表を勝ち取るということはどれだけ大変なことか。特に離島においてはそうです。59年という長い歴史の中において、離島勢で県代表になったのは高校では宮古高校が初めてです。中学校では石垣第二中学校に続き2度目です。それが今回3校同時に県代表です。これは本当に奇跡でした。また、実は皆さん、先日行われた第38回小学校バンドフェスティバルにおいて平良第一小学校が金賞を受賞し、これもまた初の県代表になりました。これで沖縄県の県代表は小学校、中学校、高校、全てを宮古島が制覇しました。また、8月24、25日に行われた九州大会において宮古高校と平良中学校が銀賞を受賞し、北中学校は南九州大会で金賞を受賞しました。

思えば2月に新しい楽器を購入できたこと、3月のプラス・ジャンボリーin宮古島ですばらしい経験ができたこと、そのときに指揮と指導をしていただいた日本を代表する指揮者、飯森範親さんがコンクール前に自腹で宮古島に来ていただき、平良中学校、北中学校、宮古高校にレッスンをしていただきました。今回の奇跡は、市長を初め教育委員会と関係部署の職員の皆さんに予算をつくらせていただき、楽器を購入できたこと、さらに日ごろから児童生徒のために指導している先生方、各学校のOBの皆さん、資金造成に走り回ってくれた保護者の方々、たくさん応援していただいた地域、企業の皆さんのおかげで実現した奇跡です。この場をおかりして心より御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

これから一般質問に移ります。まず、教育行政です。クーラー設置についてです。現在の小中学校のクーラー設置状況ですけど、これは先日平良和彦議員の質問に幼稚園は工事を完了して、小学校については現在工事中と、中学校に関しては12月21日設置完了とのことでしたが、今現在クーラーを運用している学校があれば教えてください。何校あるかも教えてください。お願いします。

◎教育部長（下地信男君）

小中学校等のクーラーの設置状況、今小学校、中学校設置作業中であります。幼稚園が既に工事終わって、きょう実は検査するというので、総務部の契約検査課と同行してこれから検査を始めるという状況でございますので、まだ運用はされておられません。

◎狩俣政作君

では、中学校の設置工事がおこなわれている理由に前回話しておりました労務単価の改定がありましたが、そのほかにも工事がおこなわれている理由はありますか、伺います。

◎教育部長（下地信男君）

中学校のクーラーの発注がおこなわれました。その理由としましては、労務単価の改定により設計図書の見直し作業を幼稚園、小学校、中学校の順に進めてきたために、結果的に入札時期が幼稚園が6月、小学校が7月、中学校が8月ということになっております。労務単価の改定が今回のおくれの原因でございます。

◎狩俣政作君

では、来年度にはもうちゃんと運用できるということによろしいですか、伺います。

◎教育部長（下地信男君）

子供たちが待ちに待ったクーラーですので、幼稚園はきょう検査が終わり次第いろいろ調整しながら早急に使えるようにしていきたいと思っております。小学校も今月いっぱい工期になっておりますので、検査を早目に終えて、10月までに運用となっておりますので、その辺は急ぎ対処してまいりたいと思っております。

◎狩俣政作君

次に、クーラーの設置工事及び倒壊するおそれのあるブロック塀の改修工事は最優先事項だと考えますが、当局の見解をお願いします。

◎教育部長（下地信男君）

クーラーの設置工事及びブロック塀の改修につきましては、今年度の3月定例会において国の特例交付金を活用して予算化されております。それで、工事については今年度に繰り越し、実施されておりますので、教育委員会としても最優先事項として取り組んでいるところであります。ブロック塀につきましても、中学校を1校区、小学校を2校区に分けて8月8日に工事契約を締結して、今それぞれ工事を進めているところであります。

◎狩俣政作君

わかりました。ありがとうございます。ぜひとも最優先事項で早急をお願いいたします。

次に行きます。中学校の夏場、野外での授業の帽子着用についてです。野外での体育の授業、運動会などでの帽子着用を義務化することについてですけれども、前から思っていたんですけども、小学校には赤白帽があります。高校もそれぞれの学校のカラーの帽子を着用しているところがあります。なぜ中学校になのかないかと思いましたが、しかし、調査をすることによると、学校によってはことしから帽子を導入させた学校もあり、生徒の少ない学校ではトライアスロンの帽子を着用している学校もあると聞きました。それは現場の先生方が帽子を着用したほうがよいと判断した結果だと思いますけれども、それに関して、宮古島市の小中学校で、授業中において熱中症もしくは熱中症ぎみで体調不良を起こして保健室を利用された児童生徒の数は把握していますか、伺います。

◎教育部長（下地信男君）

学校における体育の授業、それから運動会において夏場の屋外での体育活動につきましては、熱中症予防対策について万全を期すように教育委員会としては現場指導をしているところです。学校現場では、それぞれ学校長の判断のもとに多くの学校で帽子着用が実践されているところです。しかしながら、ある学校では帽子の着用が運動種目によっては生徒のパフォーマンスの低下を招くと、あるいは運動会においては全体の容姿の統一を図ることを狙いとして、一部の種目においては帽子を着用しないという取り扱いをしている学校もあるようです。教育委員会としては、児童生徒の安全を十分に配慮して適切な措置を講じるように指導してまいりたいと思っておりますけれども、学校で体育活動中に熱中症が起こった場合は、病院に搬送されるような重篤な場合はですね、学校の事故報告と同様の扱いで報告ありますけれども、保健室ですばらく休養をとるという事例については報告はなされていない状況でございます。

◎狩俣政作君

じゃ次に、昨年度の宮古島市の小中学校の運動会で熱中症で救急搬送された数と、熱中症で体調不良を訴えた数を把握していたら教えてください。

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午前10時11分）

再開します。

（再開＝午前10時12分）

◎教育部長（下地信男君）

具体的な数字は今持ち合わせていませんので、後で報告をさせていただきたいと思っております。

◎狩俣政作君

というのはですね、本当にふだんの授業の中でも体調が悪い生徒が多いと聞きます。保健室に通っている生徒も多々いると聞きますし、実際運動会で倒れて救急搬送されているという方もいますので、しっかり把握していただいて、運動会を今後どう行っていくのか、ミストがついた扇風機を置くとか、そういう対策もしていかなければならないと思ったので、聞きました。

次に行きます。先日行われた中学校の運動会で強い日差しの中ですね、先生方は帽子を着用していましたが、生徒は帽子着用をしていないと。実はこの運動会、台風13号の後にあったためにですね、市内のスーパーの食料が不足して、それを考慮して午前中の開催になりました。全てのプログラムをカットして午前中で開催し、12時10分に閉会式を行う予定でしたけれども、すごく暑くてですね、その日が。それで、考慮して、プログラム終わるたびに給水タイムを設けておりました。しかし、閉会式前に1人の生徒が熱中症で倒れて、救急車が来て運ばれていくという状況で、進行も中断して、それから閉会式後には5人が倒れ、そのうち1人が救急搬送されました。もしこの日台風がなくてお弁当があった場合に、昼からもプログラムがあった場合には、さらに多くの生徒が体調不良を起こしたと思われます。事実、昨年6人もの生徒が救急搬送された学校もあったといえます。その学校に問い合わせたところ、ことしは生徒から200円徴収して、学校側は100円を捻出して、全生徒分の帽子を購入したと。その結果、ことしは一人も体調不良を訴える生徒はいなかったと言っていました。このように未然に防げることがある。こういうのをやっぱり私としては今後中学校の帽子を義務化してほしいんですけども、その辺について伺います。

◎教育部長（下地信男君）

学校における体育活動中の帽子の着用、安全対策については、学校長がそのときの状況、つまり屋外での活動時間であるとか、その日の気温、それから日差しの状況などを判断して、子供たちの安全を考慮して対策を講じていくというのを基本に行っているところです。今狩俣政作議員ご指摘の具体的な状況のお話がありましたので、その辺は少し校長とどういう考えでそういう対応をしたのかということを確認してですね、子供たちの安全というものを最優先に、そういった方針を教育委員会も考えて、現場に徹底していきたいと思います。

◎狩俣政作君

学校では、生徒に対して帽子かぶってもいいですよという学校もあるんですが、やはり先輩に気を使ってなかなか帽子をかぶりづらいという、要するに派手な帽子じゃまずいので、いろんなブランドのロゴが入っているとまずいと言って、マジックで消すような傾向もあるそうなので、できれば学校の帽子として統一できればいいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に行きます。教室の広さの定義についてです。宮古島の小中学校の教室の広さ、高さ、幅、奥行きは決まっているか伺います。学校によって教室の広さが違うなということを感じました。どのように調査をして、生徒数とかを考えて設計したのかと疑問に思ったので、質問します。教室の広さの定義とかはありますか、伺います。

◎教育部長（下地信男君）

小中学校の教室の広さ、面積については、その校区の児童生徒数、現在のですね、建設時の児童生徒数あるいは今後の児童生徒数の動向を勘案して面積を決定しておりますので、全ての学校を一律に面積を定めるという取り扱いにはなっておりません。また、そのような規定も設けていないという状況でございます。

◎狩俣政作君

これ次の質問にもつながるんですけども、ある学校ではですね、教室に36名ぐらいの生徒がいます。そこに行くと、一番後ろの生徒は壁側についているんですね。教室が狭いので、お互いの間隔もすごく狭いです。机に両サイド物を置けるんですけども、フックがあつて。ただ、かばんを置いてしまうと、体育とかあるときに置くと通れない状態になってしまいます。それで、廊下のほうに簡易型のパイプの棚を設けているんですが、いっぱい、廊下も狭いので、すごくぎゅうぎゅうな、まして暑いし、ことがありました。別な学校に行くと、広い教室で後ろに棚がちゃんと大きくつくってあつて、廊下も広くて、荷物も置ける状態になっていました。収納がないと結局荷物を置いて帰れない、毎日持って帰ってきて、すごく苦労している児童生徒がいるので、荷物が置けるようにですね、どうにか学校の先生方と協議をしていただいて、聞き取りをして、棚ができるかどうか聞きます。

◎教育部長（下地信男君）

学校の教室が狭いために収納棚が十分に機能していないということだと思えますけども、教室が狭いということはよく話を聞きますけども、狭くなっている原因というのが先ほど申しあげました児童生徒数の動向ですね、それが十分に反映されていなかったのか、要するに子供たちがふえていく動向が見えなかったか、建設時にですね。もう一つは、ほとんどの学校施設は国庫補助を活用して建設されていますので、

国の法律でいう補助対象面積上限値が74平方メートルというのがありますけども、実際には財政状況を考慮して、74平方メートルの限度額いっぱいの面積ではなくて、それを60平方メートルとか65平方メートルとか、財政負担を考慮してですね、小さく仕上げてきたという、そういう事例も見受けられます。ただ、狩俣政作議員ご指摘の教室いっぱいに机が並べられて、収納棚が十分に活用できないという状況の学校もご指摘のとおりあります。その辺をですね、どういう対策ができるか、現場を確認して、子供たちが使い勝手のいい教室ということを目指して検討していきたいと思います。

◎狩俣政作君

教育部長、ぜひよろしく申し上げます。ありがとうございます。

次に行きます。宮古高校吹奏楽部の楽器購入についてです。宮古高校は県立ではあるけども、宮古島の子供たちに市としてできることですが、このたびの沖縄県吹奏楽コンクールで県代表になり、宮古高校、平良中学校、北中学校の3校の吹奏楽部で市長表敬をした際に、市長から宮古高校の部長へのコメントがありました。小中学校には新しい楽器を購入することができたが、宮古高校の楽器は状態いかがですかとの問いかけに、高校の部長が楽器の状態は悪く、二、三十年前の楽器を使用していますとの回答に、市長から県に対して要望していく方法もあるけども、宮古島の子供たちのために市として何かしら手を打たないといけないと答えられました。今回宮古高校は九州大会で出番が3番目でした。1番目が活水高等学校、2番目が玉名女子高校。実はこの2校というのはですね、全国大会でも金賞をとる常連校なんです。その次に宮古高校です、初代表の。ほとんどの観客が宮古高校かわいそうにと思っていたと思います。実際そのことをツイッターで上げている方がいました。「宮古高校、目立つ赤いブレザーで登場。活水、玉名女子の後で初出場、本当にかわいそう。しかし、とんでもない、堂々の演奏でした。宮古が実力のあるバンドだと知った令和元年になりました」、こういうコメントがありました。九州大会に来るほとんどの高校というのは、部員数が100名から200名、各パートに専属のコーチがいます。大体私立なので、楽器のグレードは最上級です。ともに県代表になった那覇高校も一括交付金で全て楽器をそろえています。そんな中、部員数57名で、楽器も二、三十年前のぼろぼろ楽器で堂々と競い合ったことはすごいと思います。来年度は、県代表になった平良中学校、北中学校からも宮古高校吹奏楽部に入部する生徒がたくさんいます。宮古島の子供たちに市としてできることがあるか、市長に伺います。お願いします。

◎市長（下地敏彦君）

狩俣政作議員も理解をした上での質問であると思いますが、宮古高校の教育活動の一環である吹奏楽部の楽器は学校の備品であります。県立高校の備品については学校の設置者である県が整備する、これが原則だと思います。しかしながら、高校生も宮古島市民の一員であることから、市の行政の対象外ではありませんけれども、何とか工夫をしてみたいと思います。

◎狩俣政作君

市長、よろしく申し上げます。ありがとうございます。

次に行きます。道路行政についてです。市民から要請のあった交通量の多い通学路での信号設置について。その後の進捗状況についてですが、これは今まで私が一般質問してきました、多くの市民から要望のあった場所です。1つ目はA—1号線、北中学校から南に500メートルのところにあるあさひっ子保育園手前の交差点ですね、2つ目が陸上競技場手前の交差点、3つ目が学びの森前の丁字路です。この場所

は、いずれも朝の通学時間帯にとっても交通量が多く、児童生徒が通行する際にとっても危険な場所です。当局のほうには、児童生徒が通学する通学時間帯を朝の7時40分から8時10分まで10分間に区切って児童生徒の通行数量のデータも渡しましたが、その後の進捗状況を伺います。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

狩俣政作議員から要望のあります学校周辺の交差点につきましては、以前から宮古島警察署へ要請を行っているところでございます。今年度もこれまでに要請のあった部分も含めて31件について6月に要請を行っているところでございます。改めて今回宮古島警察署のほうに対応状況を確認したところでございますが、狩俣政作議員ご指摘の交差点については現在調査中であるということでもございました。しかし、朝の登校時の交通量の問題、その辺も非常に危険な状況もございますので、学校周辺ということで特段の配慮をお願いしたいということで、宮古島警察署のほうには状況を説明しながら、情報を共有した上で引き続き要請していきたいというふうに考えております。

◎狩俣政作君

本当に危険な場所ですので、本当に悲惨な事故が起きる前に早目に押しボタン式信号機が設置できるように、実際も去年ある学校の正門前では事故が起きたケースもありました。当時幼稚園前ですかね、頭蓋骨骨折、全身打撲です。そういうことがあってもなかなか動いてくれない沖縄県公安委員会もいますけれども、本当に早くよろしく願いいたします。

次に移ります。交通事故多発交差点の事故未然防止策の進捗状況ですけれども、その後の進捗状況を伺います。これは、4月に伊良部島で起きた交差点での出会い頭の事故の件です。この事故で被害者の男性の方は車が大破、男性も全身打撲、肋骨が8本も折れ、死んでもおかしくないほどの大事故でした。被害者の男性は退院した後も後遺症に苦しみ、また事故の影響で脳に血栓ができ、再入院して脳の手術を行い、やっと今回復に向かっているそうです。宮古島にはこのような交差点の事故が多くあります。土地カンのない観光客の増加もそうですけれども、事故を未然に防ぐのも行政の責務だと思います。その後の進捗状況を伺います。

◎建設部長（下地康教君）

狩俣政作議員ご指摘の交通事故が発生した路線というのは、伊良部125号線でもございました。それにつきましては、現在交差点で一時停止を促すためのポストコーンですね、それを設置をして、それが完了しております。そういったことで、これまでも事故が多発する場所においてはポストコーンを設置することによってですね、かなりの事故を減少させているというような効果があらわれておりますので、今後もその効果があらわれると期待をしております。

◎狩俣政作君

このポストコーン、現場を見てきました。本当にありがとうございます。早速事故の被害者の方に連絡をして、ポストコーンが立っている交差点の写真を送りました。大変喜んでおりました。被害者の男性も二度とこのような悲惨な事故が起きないように未然に防ぐ対策をよろしく願いしますと家族のほうから伝言がありました。では、伊良部島の交差点以外にも交通事故が起こりそうな交差点でのポストコーンの設置、設置予定場所はありますか。よろしく願いします。

◎建設部長（下地康教君）

狩俣政作議員のご質問は危険な交差点がまだあるのかというような内容のご質問だと思いますけれども、今回ですね、伊良部120号線、それと市道A—84号線、これは県営西仲団地前ですね、西原30号線、これは西原集落内、の交差点に設置をしております。それで、平成30年度におきましても添道1号線、これは東垂技研前の交差点でありますけれども、その設置も行っております。しかしながら、いろいろな市民の皆様方からのご要望もございますので、これからもそういうご要望がありましたらまたどしどし意見を我々のほうで聴取しまして、皆さんの期待に沿っていくように頑張りたいというふうに思っています。

◎狩俣政作君

本当に素早い対応に感謝いたします。ありがとうございます。

それでは、次に行きます。環境行政についてですね、台風被害について、市が管理する区域（公園、拝所）からの倒木での被害の補償について伺いますけれども、公園は都市計画課で、拝所は教育委員会の管轄と思いますが、これまで管理する倒木で被害を受けた方はいますか。あればその件数を教えてください。

◎建設部長（下地康教君）

ご質問の中で公園の件でご質問が出ましたので、お答えしたいと思います。

基本的には、都市計画課で管理をしている公園がございます。比較的大きな公園でございますけれども、その中では台風等では倒木をしたケースはいろいろございます。しかし、この倒木が近隣の住民の皆様方に被害を与えたというような報告は受けておりませんけれども、もしそういうことがあった場合はですね、補償に関する相談というのは今のところはございません。しかしながら、いろいろと管理上の問題もあるとは思っていますので、もしそういう話があればですね、どんどんご相談をさせていただきたいというふうに思っております。また、日ごろはそういったことがないように我々のほうでも公園管理を行っている次第でございます。

◎生涯学習部長（下地 明君）

市が管理する拝所からの倒木で被害の補償についてという質問でございます。基本的に土地所有者の管理責任となりますが、自然災害においては原則的に補償の対象とはならないこととなっております。現在市が直接管理している拝所はなく、各地権者や自治会の管理となっております。なお、市指定文化財からの倒木についてはその都度市が撤去を行っております。

◎狩俣政作君

今回下地勇徳議員が一般質問で話していた真玉御嶽の件ですけども、実はこの御嶽ですね、2年前にも台風で大きな木がすぐそばの民家に倒れて、2階のほうのベランダに。その木の葉が落ちて排水溝に詰まり、2階が全て浸水したと言っていました。このときに役所に連絡をして、倒れた木の撤去と浸水してだめになった畳等の補修をお願いしたんですけども、役所のほうではこれは自治会、字会の管轄なので、できませんと断られ、字会に電話をしたら市の管轄だと断られて、結局どちらにも対応してもらえなかったそうです。今回は、反対側に倒れて歩道を塞ぎました。しかし、この御嶽にはですね、たくさんの木があるんです、まだ。大きな木があります。この民家の方は、いつこの木が倒れるか心配をしています。台風のたびに本当に心が痛いと言っていましたけれども、何か市として対策はできませんか、伺います。

◎教育長（宮國 博君）

先ほど生涯学習部長がお答えしましたとおりですね、拝所というのは地域住民が大事にしていく場所で

すよね。であればその地域住民、関係者がこれを台風が来て倒れるとかいうようなことがないように日ごろから管理をしておく必要がございます。ですから、今狩俣政作議員ご指摘のとおり、これを我々がやるとしましょう。そうすると、宮古島には幾つもの拝所がございます。それがこの1つの例が前例となって、全てを我々のほうで対応しなければならぬということになりかねません。ですから、どうぞ拝所につきましても地域の人たちがしっかりと守って、そしてそこで地域の祭祀において継続して今後も行っていくようお願いをしますと、こういうことでございますので、どうぞ議員の皆さん方も市民の皆さん方も自分たちで拝んでいる場所は自分たちで管理すると、大事にしていくと、こういう姿勢をお願いをしたいと思います。

◎狩俣政作君

確かに拝所は自治会の管轄と思えますけれども、下地勇徳議員の質問の中でもこの大きな木が倒れて歩道が塞がっていた。しかし、字会の方々は枝葉を落とすだけで、歩道に倒れている大きな木は撤去できない状況だった。それを市がやむを得ずね、どうにか対応してあげましょうという話は言っていましたね。同じようにですね、だからこの真玉御嶽もですね、実は拝所もなかなか使われていないんじゃないかなというぐらいな感じの拝所ではあります。なので、市のほうから促すとかね、木を切りましょうとか、枝がすごい状況になっているので、その辺のことは一言言ってもいいんじゃないかなと私は思いますので、連携とっていきをお願いいたします。

次に行きます。台風のために停電になり、市民の生活に支障を来している、市の対策ですけども、今宮古島市は無電柱化へ事業を進めています。この事業を早急に宮古島全域に施行するのは莫大な費用と時間がかかると思っています。ただ、そのほかに変わった対策がもしあれば伺います。

◎企画政策部長（友利 克君）

台風時の停電対策についてでございます。狩俣政作議員からありましたように、災害に強いまちづくりの一環として、無電柱化事業というものをメインとして現在取り組んでいるところでございます。ただ、やはり予算との兼ね合い等々ありまして、一気にこれが島全体、市全体をカバーできるという状況にはありません。さきの台風では、市内の8割を超える2万500世帯余りの停電があったと。そこで、市としましては停電が長引くだろうと予想された旧町村部、そして池間島などでですね、各庁舎、公民館に洗濯機を設置をいたしました。あわせて、携帯電話の充電スペースを設けるなどの対応をしたところです。停電に強いといいますかね、停電をしないという、停電そのものを完全に防ぐというのはなかなか難しいことではないかというふうに思っております。そこで、どういった方法が一番停電対策としていいかということいろいろ考えてはおりますけれども、その中で電気自動車ですね、電源としての活用ということも現在市としては取り組んでいる、市民向けに普及を促していると、そういう取り組みをしているところですけども、すぐ電気自動車から電源として取り出せると、引っ張れるというものではありません。V2Hというものを導入しなければならない。V2Hの導入には高額な費用がかかるということで、なかなか電源としての活用が進んでいないというのも現実でございます。しかし、V2Hの導入費用がだんだん安くなっていけば、かなりまた普及は見込めるのではないかというふうに思っております。もちろん電気自動車だけというわけにはいかないというふうに思います。さまざまですね、台風時における電源としての活用できる機材といいますかね、そういったものを今後いろいろと検討していく必要があるかというふうに

思っております。

◎狩俣政作君

おっしゃるとおり難しい問題だと思います。宮古島の住民は台風災害になれていると思います。停電により水が使えなくなる市営住宅やマンションでも事前に風呂おけに水をためたりして対応していると聞きますが、それもせいぜい停電して2日ぐらいが限界かなと思います。なので、きのう高吉幸光議員が話をしていたNTNグリーンパワーステーション、とてもいいと思います。今後災害時にかなり役に立つかなと思いました。また、濱元雅浩議員が話していた西平安名崎の風車の件、あの電力を使えば狩俣集落の電力は賄えるかなと思いますけど、その辺もまた今後検討して行ってほしいと思いますので、よろしく願います。

次に行きます。一般廃棄物、家庭ごみ収集運搬委託業者からの要請についてです。人件費の単価引き上げについてですが、これもいろんな方から話があって、業者のほうに行き行って聞き取りをしてきました。現状とても悲惨な状態です。現状を報告します。現在運転手と後ろの助手の2人体制で週6日、年間311日勤務、休み年間56日。一般的には土日、祝日休みの場合年間121日と比べてかなり労働日数が多い状況です。緊急な休みがとれない問題が出ています。特に運転手はルートを把握していないとかわりは務まりません。収集ルートですね、ごみを収集するルート。いたとしても事前にルートを教えてからの調整が必要になります。ルートを覚えるのは数日では現実不可能です。簡単に休みがとれない状況であります。実際に以前長年勤務していたスタッフが体の不調に気づいていましたが、日々の仕事に追われ、痛みを軽視していました。ある日、勤務できる状態ではないと、悪化をしてから病院に行ったところ、末期がんでした。宣告されて、その方は亡くなりました。業者の方は、もっとスタッフに気を使ってあげればよかったと会社全体で反省はしていました。この方が倒れてからかわりの作業員を探しに行ったんで、大変で、ハローワーク、求人セミナー、新聞広告、全てを使っても全然見つからない。実は他の業者でも似たようなことがあって、これ1業者だけの問題ではなくて、全ての業者、組合も含めて今の状況を変えたいと言っております。

事実、仕事の内容が廃棄物を扱うため、汚い、きつい、危険、給料が安い、休暇がない、5Kの悪条件がそろっています。ただでさえ人手不足の宮古島で5Kがそろった仕事を好んで選ぶ人はなかなかいません。業者の皆さんはですね、余裕を持って職場環境をつくっていききたい、長年働いている人の昇給をしたい、若い人、家庭を持った人が普通に生活ができるよう給料を支給したい、交代要員がいて、休みをふやしたい。そのためにも人件費の単価を見直していただきたいということです。この人件費の単価については引き上げること可能か伺います。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

一般廃棄物の収集運搬委託業者の人件費についてのご質問にお答えいたします。

一般廃棄物の収集運搬業務につきましては、29業者に対する委託料の総額が今年度前年度より1,000万円近くふえて、1億6,988万3,000円余りというふうになっております。今年度も私どものほうで採用しております単価は国土交通省が示す建築保全業務労務単価、これの保全技術員と保全技術員補を使用しております。今年度でいいますと、1日当たり運転手が1万3,700円、助手が1万1,800円ということで積算しております。昨年度に比べると1日当たりの運転手が300円、それから助手が200円引き上げられてはおり

ますけれども、狩俣政作議員もご指摘をしておられ、今宮古島は非常に人手不足という状況もございますので、今後さらにこの人件費を引き上げることができるかどうか検討していきたいというふうを考えております。

◎狩俣政作君

全部質問終わってから後で話しますが、次に行きます。燃料費高騰による単価の引き上げについてですけれども、宮古島市は平成22年の沖縄本島の単価で算出していると思います。近年全国的にガソリンが高騰している中、宮古島市は離島輸送費の加算により、沖縄本島よりも高い単価でガソリンが市場に出ています。燃料費の重要性を考慮していただき、燃料費の単価の引き上げは可能か伺います。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

宮古島市で契約しております燃料費につきましては、環境衛生課が所有する重機に使用される軽油の業者との売買契約単価で積算をしております。つまり石油の業者と見積もりを比較をいたしまして、その中で安いほうの単価で契約しておりますけれども、その単価を一般廃棄物の収集委託事業者の契約単価のほうにも採用しております。そういうことで現状よりは低い単価になっているということで、次年度以降は沖縄県の地域・離島課が示しております軽油の小売単価、小売価格、こういうものを利用して現状に見合った積算を行っていききたいというふうを考えております。

◎狩俣政作君

次の質問に行きます。車両維持費の予算確保ですけれども、じんかい車はごみを収集して、機械を回転させながら圧縮し、吐き出すときは斜めに押し上げ、一気に排出したりと特殊機能を備えています。1つ故障しただけでも業務に支障が出て、部品取り寄せに時間を必要とします。エンジンの故障、タイヤの消耗、車検、荷箱の故障と頻繁に修理を必要とします。修理期間は行政側の車両をお借りして助けてもらっていると話をしておりましたが、この行政側の車両も2台から1台に減っております。車は消耗品であるため、買いかえするためにも中古でも200万円から400万円、新車で800万円します。購入するにもかなりの金額で、また契約が単年度、年に1回しかないのです、ここで1年のために800万円の新車を買うのかとなります。ここでは、車両維持費の予算確保について可能かどうかお伺いします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

車両維持費の予算確保についてお答えいたします。

じんかい車の車両の維持に関する費用につきましては、使用する車両の償却費、それから維持修理費、管理費として建設機械等損料表に基づきまして、供用1日当たり換算値損料として9,650円を積算をしているところでございます。ただし、この価格の中にもその車両のタイヤの消耗に係る損料までは積算をしていないというのも現状でございます。次年度以降は、こういう細かい部分も含め、引き続き当該損料表に基づいて適切に算出していききたいというふうを考えております。

それから、市の所有するじんかい車についてのこともございましたけれども、2台のものが今1台ということになっておりますが、これについても対応して、事業者の皆さんが故障などのときに活用できるような体制をつくっていききたいというふうを考えております。

◎狩俣政作君

大体この雇われている方の単価というのは1日6,000円ほどと言っていました。1日6,000円でこういっ

た業務を行う、本当に大変だと思います。早目にそれぞれの単価が上がるようによろしくをお願いします。ごみの収集業務というのは、本当に市民の生活環境を保全し、公衆衛生を維持するために一日も欠かすことができない重要な業務です。宮古島の根幹と言っても過言ではありません。ぜひともそれぞれの単価が上がるようによろしくお願ひいたします。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

これで狩俣政作君の質問は終了しました。

◎栗国恒広君

一般質問を始める前に一言申し上げたいと思います。

去る9月5日の台風13号は宮古島を直撃し、農作物に大きな被害を与え、被害額はサトウキビ被害で2億3,700万円、市の公共施設47カ所、被害額が1億1,300万円との報道がありました。被害を受けられた市民の皆さんに心からお見舞いを申し上げます。また、大規模な停電が発生し、市民生活に大きな打撃を与え、現在でも通信障害等が地域によってはまだ復旧されていないことから、島外からの支援を含め、復旧作業に当たっている職員の皆さんに心より感謝申し上げます。

それでは、通告に従いまして、私見と要望を交えながら令和元年9月定例会の一般質問を行いたいと思います。当局におかれましては、誠意ある答弁をよろしくをお願いします。

まず初めに、市長の政治姿勢についてですが、宮古島市への入域観光客増加に伴う医療機関の医療体制について。観光客の大幅な増加は経済的波及効果があると思いますが、一方でいろんな課題があると思います。例えばもともとインフラが脆弱な島に多くの観光客が訪れることで住民生活に支障が生じ、想定していなかった出来事などが多く発生していると伺っています。特に外国人の入域観光客数がふえて、外国人が急病にかかったときの病院の受診率もふえているという感じで伺っています。外国人旅行者の救急搬送については、4月に県立宮古病院で国際診療室を設置したという報道がありました。これからこの季節インフルエンザ等が発生するに当たってはどのような対策を講じているのか、見解をお伺いします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

今栗国恒広議員からもありましたとおり、国は外国人観光客の増加に対応するために、外国人旅行者が滞在中の病気やけが等の際に安心して受診できる体制が整備された医療機関をリスト化して公表しております。宮古地区におきましては、県立宮古病院がそのリストに挙げられております。救急搬送や入院を必要とされる外国人の方は宮古病院に搬送されますが、その宮古病院では今年度から国際診療室を設置して、外国人患者診療の受け入れマニュアル等を作成して診療に当たっております。また、市内の医療機関へも情報提供する等の連携を図っております。具体的に伝染病とかの対応ということですが、これについては平良港、それから下地島空港で外国人の旅行客が入ってくるということで、那覇検疫所平良出張所がございますが、これはこれまで無人ということになっておりましたけれども、今年度から、4月から職員体制が看護師2人、事務官1人ということで職員を3名配置しております。ただし、感染症にしましては救急搬送する際にも宮古島市の消防の体制、それから隔離する場所、そういうのが必要になってきますので、こういうことについても関係機関と調整しながら十分に対応していけるように対策をとっていきたいというふうに考えております。

◎栗国恒広君

職員3名で、この体制で臨んでいると、3名配置しているということですけど、やはりインフルエンザの流行については隔離する施設が、部屋というんですかね、そういうのが必要だと思うんです。この件に関しては、県立宮古病院とか宮古地区医師会ではどういった対策というのをとられているんですか。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

この件については、実際に昨年外国からの観光客で感染症の疑いがあるという方が宮古病院に搬送されたという例がございました。検査をした中で感染症ではないということが明らかになったんですけども、そのときもやはり消防が搬送する際の防護服、それから隔離が必要になった場合の隔離室、これをどうするかということでもいろいろ話し合いが行われております。これは県の保健所、それから宮古病院、そして医師会、そして宮古島市、連携をとりながら体制を構築していくことが必要だと思いますので、クルーズ船の受け入れ協議会の中にですね、そういう連携を図る話し合いを行う部署を設けまして、具体的な方策などを検討していきたいというふうに考えております。

◎栗国恒広君

ぜひですね、感染症、特にインフルエンザの場合はいろんな種類のインフルエンザがあるんですよ。それが蔓延してしまうと本当に、近年海外からのまだワクチンも開発されていないような菌、いろんなもの、感染症、菌がありますのでですね、しっかりその辺の対策を講じてほしいと思います。

あと、外国人が病院にかかったときの医療費に関しては市としてはどういう感じでやっているのかお伺いします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

この医療費の問題につきましては、外国からの観光客に関しまして市として何かの取り組みを具体的に進めているということとはございませんが、ただ宮古病院のほうに確認をしたところ、昨年度から入院の方が3件いらっしゃいまして、そのうち1件が未払いということになっているようでございます。外国人観光客の入院についてはそういう状況ですけども、外来については今のところ診療費の未払いというのはないという状況でございます。このような状況につきましては、県のインバウンド医療通訳コールセンターという機関がございまして、全ての医療機関で活用することができますので、そこを通して患者といろいろやりとりをしながら、そういう未払いが起きないような対応を民間のほうでも県立病院でも行っているというのが現状でございます。

◎栗国恒広君

医療保険制度ですけど、支払いが滞るとやっぱりこれからの病院運営に結構圧迫があると思うんですよ。渡航者には旅行用の保険が今全国であるんですよ。例えば海外に行った場合もそうですし、我々もまた海外に行ったときもそういうような事例があるんですよ。市としてもですね、観光客の受け入れ態勢もそうですけど、やはり旅行の際には、医療旅行保険ですよ、この制度をきっちりね、進めてもらいたいなど、あるいは加入を義務づけたりですね、そういったことをやってほしいなどと思っています。この件に対しては、これからまた取り組んでいくかなと思います。宮古島市は今後ともホテルの新たな増設、そして下地島空港の国際線就航を初め、今後外国人がこの島を訪れる機会が多いと思いますので、その辺の医療体制、そして先ほど言いました患者の輸送に関しても消防との連携もしっかりやってもらいたいなど思

っています。観光客が安心して医療を受けて、この島で楽しい観光ができたというような体制をしっかりと構築してもらいたいと思います。

次に、沖縄振興特定事業推進費の要望について。市長は、昨日の答弁にありましたように、この沖縄振興特定事業推進費、市長がリーダーとなって、自由民主党の沖縄振興調査会、小渕優子会長に新しい総合体育館の整備を要請するという答弁がありました。その中で市長は3つの項目を挙げられたと思います。その対策と同様、今本市における一番急務でありますし尿処理施設、そして水道設備に対してもやはり同じような早急に対応するような要請をしていると思いますが、要請するに当たって、市長の今考えている沖縄振興特定事業というのは、我々の総務財政委員会の行政視察のときに2021年、令和3年ですね、それが大体目安じゃないかなということをおっしゃっていました。ということはあと3年です。市長が今いろんな構想で動いている、今後こういった施設をどの場所で、どの規模で、し尿処理に当たってはどのような処理で市のニーズに合った施設を考えているのか、その辺について見解をお伺いします。

◎企画政策部長（友利 克君）

質問がですね、沖縄振興特定事業推進費という質問にはなっておりますけれども、栗国恒広議員ご指摘の3つの事案、事項については特定推進事業費を使ってということではありません。ただ、こういう緊急の課題がありますので、ぜひ要望を上げますので、酌み取って来年度予算の後押しをしていただきたいという趣旨の要請でございました。

要望の内容をですね、ここで紹介、説明したいというふうに思います。まず、9月2日に自由民主党の沖縄振興調査会との意見交換において、宮古島市として新総合体育館の整備、水道施設の整備、し尿処理施設の整備の3点を要望いたしました。新総合体育館の整備については、本市の総合体育館は築35年が経過しており、施設の老朽化が課題となっております。トライアスロンの医療救護拠点となっているなど、市の観光振興、スポーツ振興に欠かせない施設であることから、内閣府の沖縄振興関係予算での整備を要望したところでございます。また、水道施設の整備については、近年の入域観光客の急増を背景としたホテル等の宿泊施設を初め、賃貸住宅や観光関連施設の建設に伴う水需要への対応が急務となっていることから、新野原配水池、これ仮称でございます。新友利配水池、これも仮称でございます。の新設及び硬度低減化施設の更新、増設について防衛省関連予算での措置を要望したところでございます。また、水道施設と同様にし尿処理、し尿及び浄化槽汚泥を将来にわたって安定的に処理を行い、住民生活の安心、安全確保のため、新たな汚泥再生処理センター等の施設整備に向けても防衛省関連予算の措置を要望したところでございます。現在は予算措置に向けた要望の段階のため、各個別事業の具体的な計画などについては今後関係機関と調整をすることになっております。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午前11時10分）

再開します。

（再開＝午前11時10分）

◎企画政策部長（友利 克君）

今回自由民主党の調査会のほうに3点要望を上げておりますけども、その前にですね、し尿処理施設、それから水道関連の施設については、防衛省のほうに先に要請を上げているところでございます。

◎栗国恒広君

答弁ありがとうございます。それに関連して次に防衛省の基地周辺整備事業の利活用についてという感じで、要は基地の周辺整備事業に今の2項目を要望しているということで、これから調査、いろんなことをして予算等、設計等やっていく。これが着工されてどれくらいの例えば歳月を要するのか。皆さん、これ急務だと、急がれる施設だと思うんですよね。これだけ観光客が来て、今でもし尿処理施設に対してはもういっぱいいっぱいだよという感じの中で、市長としてはどの年度ぐらいの目安でこの施設を整備していくという考えなのかをちょっとお聞かせください。

◎市長（下地敏彦君）

この件に関しては、防衛大臣にお会いいたしました。直接いろいろお話をして、できれば調査費、これをなるべく早くということで一応お話をしております。ひょっとすると年度内にはできるかもしれません。

◎栗国恒広君

市長、大変いい答弁をいただき、ありがとうございます。基地周辺整備事業に関しては補助率が高いんですね。やっぱりこういったいろんな設備をするに、市長先ほど言っているように、高額、高率の補助制度を利用して、そういった施設を整備していくのは本当に市民にとってもやっぱりうれしいことじゃないかなと思いますので、市長、ぜひ頑張って、年内とか、ことしいろいろな感じとかで早ければあと一、二年ぐらいには着工できるのかなという感じですので、ぜひ頑張ってほしいと思います。防衛省予算に関しても、基地周辺に対してもわかりましたので。

続いて、10月から実施されるプレミアム付商品券の事業についてですが、この質問に対しては初日の一般質問で下地信広議員の答弁の中で対象となる非課税世帯の数、そして子育て支援の数もお聞きしました。私は少し角度を変えて質問したいと思いますけど、3歳半未満までの子供、要するに2016年4月2日から2019年9月30日、今年30日ですよ、それが対象となっていますけど、この9月30日ということですね、各自治体にはいろんな財源を上乘せして、一番区切りのいい2019年3月30日ですよ、年度末ですよ、そういう生まれた方に対して支給できるのか、その件に関してちょっと見解をお伺いします。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午前11時14分）

再開します。

（再開＝午前11時15分）

◎福祉部長（下地律子君）

申請の時期でございますが、9月30日までに生まれた子ということで、全ての申請の期限が12月27日までとなっております。今子育て世帯に関してのご質問だったんですが、子育て世帯と非課税世帯という、生活保護受給者を除く非課税世帯が対象ということになっているんですが、この申請に関しては12月27日までに申請していただいた方が購入できるということになります。

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長(佐久本洋介君)

休憩します。

(休憩＝午前11時16分)

再開します。

(再開＝午前11時16分)

◎栗国恒広君

その商品券の使用に関してはですね、市が発行する商品券に関しては市町村内での店舗に、商工会議所とかが窓口になっていると思うんですけど、例えば宮古島市で発行したら宮古島でこの商品券を使えるようになるのか、それとも沖縄県全体でこの商品券が使えるのか、宮古島でもらって、例えば県外で、商品券をもらった方が例えば東京へ行って利用できるのか、その件に関してちょっと見解をお伺いします。

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長(佐久本洋介君)

休憩します。

(休憩＝午前11時17分)

再開します。

(再開＝午前11時18分)

◎栗国恒広君

休憩中に確認してから答弁しますということでしたので、また次に進めて、次にですね、自然災害が発生した場合の各団体、企業との連携について。ことしも先ほど冒頭で述べました台風13号、自然災害が大きな災害が出ているという中で、災害が発生した中で本市としては例えば各企業、団体、そしてまたいろんな団体とですね、連帯をどういうふうにして、災害復旧に向けた、また二次災害に向けた取り組みについてどのような連帯なのか、また提携があるのか、その辺に関してお答えをお願いします。考えを。

◎総務部長(宮国高宣君)

本市は、災害時における各協定を各種団体、企業と締結しております。平成21年11月6日にイオン琉球株式会社と災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定を皮切りに、去る本年、平成31年4月25日に株式会社ダイワテック、株式会社ブリリアントとの災害時における資機材のレンタルに関する協定を締結しており、これまで団体や企業と8件の災害協定を結んでおります。内訳が団体が4件、企業が4件の締結になっております。協定の主な内容としましては、被災者の応急救済に係る生活物資等の提供、津波時における一時避難施設の使用、避難児童生徒の受け入れ、災害が発生した場合または発生のおそれがある場合に、各種情報の交換、災害ボランティアセンターの設置、運営、避難所等におけるLPガスの供給、災害情報、防止情報の発信、周知、ソーラーシステムのプレハブの提供など、さまざまな分野の特性を活用し、連携を図っていく内容となっております。これからも各種団体との積極的な災害協定を締結して、連携を図ってまいりたいと考えております。

◎栗国恒広君

団体が4件、企業が4件という感じで答弁がありました。その中で災害でいつも起きるのは、宮古島で

もいろんな感じで土砂災害とかですね、雨水の住宅浸水とか、いろいろな災害が多く見られるのでですね、やはり特に土砂災害等に当たっては建設業界との連携というのは今後どういうふうな感じで考えているのか、見解をお伺いします。

◎総務部長（宮国高宣君）

沖縄県と社団法人沖縄県建設業協会と平成23年8月31日に災害時の応急対策に関する防災基本協定を締結しており、この協会は7つの支部があり、組織的に県内を網羅しております。本市での災害時の応急対策に関しても、まず沖縄県へ災害の状況を報告し、対応の検討及び調整を経て、社団法人沖縄県建設業協会宮古支部へ本協会から広域的な協力体制をとり、災害に迅速に対応できるものと考えております。また、本市在の建設会社は地域にも精通し、建設機械を所有していることから、災害時の役割が重要であると認識しておりますので、これからも宮古支部とも連携を図りながら取り組んでいきたいと思っております。

◎栗国恒広君

ぜひですね、そういった災害時における協力体制をしっかりと構築してもらいたいと思います。特に近年大規模災害が日本列島いろんな感じで起こっています。宮古島にしても災害というと台風災害がいろんな感じで起こっていますので、その対策としてですね、やっぱり団体、企業等と対策をしっかりと講じてほしいなと思っています。

次に、トゥリバー地区のマリーナ整備の件についてですが、現在港湾課でトゥリバーのマリーナを管理していると思うんですけど、このマリーナ利用者の方々と言うには、船を係留するところがあるんですけど、壊れた施設、台風で壊れたのか、ちょっとその辺はわからないですけど、利用する方々からなかなか修繕が進まない、約1年たってもまだ修繕ができていないというような声が聞かれます。そして、マリーナ施設も現在かなりの応募者が、使いたいという利用者の中で、施設が足りないんじゃないかというような利用者がいますので、その辺に関して対策としてはどう考えているのか、見解をお聞かせください。

◎建設部長（下地康教君）

トゥリバー地区のマリーナ施設に関するご質問にお答えいたします。

現在トゥリバー地区マリーナにおきましては、浮桟橋が36隻、陸置き場ですね、陸に上げて保管する場所なんですけれども、それが29隻の船舶が利用しております。近年、マリーナ施設の需要が高まっていることからですね、令和2年度、来年度におきましてビジターバース1基、これは39隻利用可能になるんですけども、その施設を整備する予定をしております。したがって、これが整備されると78カ所に停泊可能という形になります。

◎栗国恒広君

建設部長、令和2年度、来年度整備されるということで、それも39隻という感じで、本当にマリーナ需要というのはかなりこれからもふえると思うんです。そして、市の財源としてもマリーナの使用料金ということで、ことしも1,250万円計上されているんですけど、そういう意味では市の財源確保にしてもですね、これからのマリーナの施設というのは重要だと思いますので、ぜひ進めてもらうようお願いいたします。

次に、上野資源リサイクルセンターの稼働についてですが、この施設は家畜の牛ふんとかいろいろな生ごみ、そして剪定枝等を堆肥化して農地に還元する、そして地力の向上を目指すという感じで一括交付金を利用して整備された施設だと思います。その中で日曜日の稼働の検討についてというんですけど、先ほど

からもいろんな感じで例えば公園、拝所での倒木の処理、いろんな感じで各議員言っています。やはりこういった倒木の処理に関しては、ほとんどボランティアでやるのが多いんですよね。さっき教育長も拝所については各自治会の方がやってくださいというような感じで。しかし、大体日曜日を利用してやるんですよ。その中で、じゃ運搬まで考えて、ボランティアですから、上野資源リサイクルセンターに持っていくと閉まっていますと、日曜日なので、受け入れできませんと、そういう事例が多く聞かれるんですよね。ですから、台風の来る例えば7月から9月いっぱいはずね、台風が来た時期には日曜日はあいていますよというような周知をしながら、そしてそのときにいろんな倒木、そして剪定枝を使用してそれを堆肥化する。そこにはまたこれも一括交付金を利用して破砕機、5,000万円余りする、かなり処理能力の高い破砕機です。しかしながら、こういった受け入れ対策ができないということで、私は半分しか稼働していないかなという感じしております。その辺に関して今後日曜日の稼働という件に対してはどう考えていますか。農林水産部長、お願いします、答弁。

◎農林水産部長（松原清光君）

上野資源リサイクルセンターを運営する指定管理者に確認したところ、現在も従業員が4人の少人数体制のために、従業員の確保や割り振りが難しく、日曜日の営業は難しい状況であるとの報告を受けております。

◎栗国恒広君

農林水産部長、4名しかいないから、日曜日の稼働は難しいんじゃないかとですね、台風毎日来ないんですよ。私が言っているのは、台風災害で例えば道路とか、先ほどの拝所の倒木はそれするのに大体1日で、月。そういった4名ですから、できませんじゃなくてですね、そのときには柔軟に対処して、台風以外のときは、それは4名の職員の中で代休を使ったり、いろいろな感じできると思いますので、その辺の取り組みをしっかりとやってほしいと思います。答弁お願いします。

◎農林水産部長（松原清光君）

栗国恒広議員おっしゃっているのも十分わかりますけども、やはり指定管理として上野資源リサイクルセンターを運営させていることから、その会社の運営状況等もあると思いますので、会社の意見も尊重したいとは思いますが、栗国恒広議員言っていたようにですね、台風後の倒木の処理等、必要がある場合にはあけられるかどうかを我々ももう一度確認してみたいと思います。

◎栗国恒広君

これは要望ですけど、やはり台風災害とか自然災害にはですね、災害に遭われた方の視点でやらなきゃだめなんです。行き場がない。そして、ボランティアでやる。しかし、公共の施設がうちは指定管理で日曜日はやっていません。こういうのはやっぱりボランティアもやっているんですから、台風災害のときはあけますよというような感じで市民に周知したほうが、私はいろんな感じでボランティアに参加する方もですね、みんなで災害に対して復旧しましょうという心でやっているんですから、それをきちっと周知して、お願いしたいと思います。

次に、教育行政についてお伺いします。全国学力テストの結果が7月に発表されました。その中で沖縄県、本市も含めて平均正答率が小学生では国語、算数ともに全国を上回る、小学校6年に関しては沖縄県では68%、これ全国が63.8%なんですよ。4.2ポイント上回っていると。算数にしても68%、全国は66.6%

ですから、1.4ポイント目標値をクリアしているということですが、中学校におかれましてはですね、教育長はいろんな感じで全国平均の上下5ポイント台といういろんな枠を言っていると思うんですけど、やはりまだまだ国語、数学、英語、それに対しては目標値であります5ポイント台、国語に関しては4.8ポイント、そして数学に関しても6.8ポイント、英語に関しても6ポイントぐらいの開きがあります。その結果を踏まえて、やはりそれを平均値に向ける今後の課題という感じでどうお考えなのか、見解をお伺いします。

◎教育長（宮國 博君）

栗国恒広議員、学力向上についての興味、関心が非常に高いということで、厚くお礼を申し上げます。私どもは、児童生徒が主体的、対話的、深い学びをするためには、これは小学校、中学校に限らずですけども、授業改善を進める必要があると、こういうふうに強い認識を持っているところでございます。手だてとして、課題としてと申しますか、まず学校では小中連携を強く進めるところでございまして。小学校のころから学習というのはこういう形で進んでいくんですよということ、これを中学校にも引き継いでもらうということですね、これは我々小中連携と言っているんですが、逆に小学校ではどういうふうな勉強の仕方をしているんだろうかというふうなものを中学校の先生方がしっかりと見ると、こういうことです。ですから、小中連携の密度を上げるというのが我々の課題であり、日ごろから学校現場のほうには訴えているところでございます。

それから、中学校においてはですね、栗国恒広議員ご案内のとおり小学校はクラス担任制ですから、1人の先生で国語も社会科も理科もというふうに教えますね。最近は英語とか理科とかいうふうな専門の先生が行きますが、基本的にはクラス担任制なんです。中学校に行きますと教科担任制になります。クラス担任がおって、あとは各教科の先生が違うというようなところで、中学校においては教科の連携、これが大変大事になっていきます。したがって、教科間の連携を工夫すると、これが中学校におけるところの大きな課題でございまして。そのためにICT機器等を有効に利用して各教科間での連携を密にするということ、これが私たちが学校に強く訴えているところでございまして。さらに、IT機器ないしは教科間の連携を密にするためにはたくさんの研修を行っているところでございまして。これを我々は資質の向上というふうな表現の仕方をしますけれども、こういうふうな現場の話があるということでございまして。

それから、家庭では学習の振り返りのための家庭学習の習慣化でございまして。これは、放課後の子供たちの時間確保がいろいろ工夫される場所なんですけど、部活動を含めた放課後の時間の活用、これをぜひ家庭のほうでも検討してもらいたいということです。その中で生活リズムということでございまして。個々人の生活の仕方というのは各家庭で違うんですが、少なくとも小学校において、我々がよく言うところの早寝、早起き、朝御飯という、こういうフレーズを使って言うんですが、生活リズムをきちっとしていけばですね、定型化していけば非常に子供たちの活動が活発化し、有効な活動になるというふうなことで、この4点を私どもは課題として日ごろ言い続けているところでございまして。

◎栗国恒広君

教育長の熱い答弁、まさにそのとおりだと私も理解しております。中学校については教科連携ですよ。各教科において教員が違うという考えで、そういった取り組みをしっかりとやっていけば目標とする5ポイント、その辺は来年はきちっとその数字に近づくんじゃないかなと。ぜひ頑張ってもらいたいなと思います。ちなみに、我が母校の平均点もかなり優秀だと私は伺っていますので、久松小学校のほうは。報告で

す。ありがとうございます。ぜひ褒めてあげてくださいね、教育長。よろしく申し上げます。久松小中学校です。

次に、福祉行政についてお伺いしたいと思います。市長はいろいろな感じで第2次宮古島市総合計画の基本構想の中で、いろいろな感じで待機児童の問題が、まだ待機児童が見受けられるということですが、やっぱり一番手がかかる2歳児以下ですね、この待機児童が多いと、その件に関してこれを解決するにはどういうふうな対策が有効的なのか、これまでも施設に関してもいろいろな感じで補助金等もかなりして、施設もかなり整備されてきました。あとは保育士の確保も、資格等もいろいろな感じで助成してきました。しかし、まだいまだに待機児童がいるという現状を踏まえてですね、この対策について見解をお伺いします。

◎福祉部長（下地律子君）

待機児童の答弁の前に、先ほどのプレミアム付商品券の件をお答えしたいと思います。

基本的に宮古島市の商品券は宮古島市の取扱店のみでの利用となります。ただし、商品券を全部使わないうちに転出した場合については、その転出先の市町村の引きかえ券と交換をして、その後で市町村でのやりとりが出てはくるんですが、そういう形で使用することはできますということです。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午前11時39分）

再開します。

（再開＝午前11時40分）

◎福祉部長（下地律子君）

待機児童解消についてのご質問でございます。待機児童につきましては、今年度、平成31年4月1日時点で12名となり、昨年度の28名から減少はしましたが、待機児童ゼロには至っておりません。今年度は、来年4月の開設に向けて、定員70名の認可保育園の整備と定員19名の事業所内保育施設の整備を進めているところでございます。保育定員の受け皿整備とあわせて保育士の確保についても喫緊の課題として考えており、保育士試験対策講座を実施し、保育士資格取得を目指す方への支援事業や、島外から保育士として就労する方へ渡航費等の助成を行っているところです。また、年内には保育士養成校の卒業生を対象とした保育士確保ツアーの実施を計画しており、保育定員の受け皿整備とあわせて保育士確保にも取り組んでおります。先ほどのゼロ歳から2歳についての対策ということでございますが、昨年度ですね、小規模保育施設、家庭的保育施設、ゼロ歳から2歳までのお子さんを預かる施設でございますが、そちらのほうも4カ所ふえておりまして、来年度も認可園と事業所内保育施設が開設を予定しておりますので、今後いろいろな、沖縄県社会福祉協議会が実施している保育士に対する貸付事業とかですね、そういったメリット等の周知もあわせて取り組んでいきたいと考えております。

◎栗国恒広君

行政としてもかなり努力をしているというのを今の答弁でうかがえました。福祉部長ね、やはり保育士の確保というのは、新聞マスコミ報道で7年目で12万円、生活できないという悲鳴を上げている保育士の

実際の賃金状況です。やっぱり誰も低い賃金のところは、朝の狩俣政作議員の質問でもありましたように、いろいろな感じで生活費が上がっている中でですね、賃金が上がらないと幾ら募集しても来ませんよ。施設に関しては4カ所新たに整備していく中ではね、非常にいいことですけど、もう少し保育士の賃金に関してですね、保育士の7割、8割がこれを訴えているんですよね。宮古島市いろんな感じで5,000円か7,000円ぐらい上げているんですけど、五、六千円じゃ間に合わないんですよ。上げるんだったら5万円以上ですよ。そういう発想でぜひ保育士の確保に向けて頑張ってもらいたいと思っています。この件については答弁要りません。

10月からスタートする幼児保育無償化については、私もこの件に対してはもうちょっと勉強しますので、この質問に関しては割愛します。

次に、農林水産業に関して質問いたします。6月定例会でも言いました。今サトウキビ振興増産計画の中でですね、機械刈りが90%、そして機械で刈り上げて、運ばれて、製糖工場、そこでトラッシュを、不純物を除く。そのトラッシュが本来ならば手刈りの場合は畑に置かれて、これがまた堆肥として地力アップにつながっていると。しかし、今はハーベスターで収穫してですね、それ全部持って行って、製糖工場にはその行き場がないんですよ。製糖工場にお伺いしたところ、産業廃棄物だから、行き場所がないというんですよ。新聞報道でトラッシュの利活用が重要だと、そして補助しましょうというような記事等あるんですけど、具体的にどういったトラッシュのですね、畑に還元する、上野資源リサイクルセンターも含めてですね、そういった畑に還元するという圃場の見解について答弁をお願いします。

◎農林水産部長（松原清光君）

トラッシュ活用補助につきましては、新規圃場整備地区へ地力増強剤として投入することができないか県に働きかけを行っているところであります。また、市のサトウキビ生産に対する補助メニューの検討を行い、次年度予算の中で圃場への運搬費の助成ができないか検討していきたいと考えているところであります。

◎栗国恒広君

これは、農林水産部長、今から検討していくという解釈でいいですか。補助するにはもちろん財源がいろいろあると思います。ですから、収穫がですね、全部機械化、95%機械化と言っても私は過言ではないと思います。それで、機械化で持っていったのが農地に還元されない。地力は下がる。皆さんがサトウキビ増産に向けていろんな感じで農薬補助をやりましょうと言っても地力がないと作物育たないんですよ。それ早急にですね、製糖工場、あとは公益社団法人沖縄県トラック協会宮古支部とさまざまな感じでですね、湧水対策の補助金等もいろいろ利用して、早急にこの対策をやってですね、トラッシュの利活用を進めてもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

次に、ハーベスター料金についてですが、この質問に関しては議会のたびに質問していると思うんですけど、今月からですかね、サトウキビの調査が始まっているんですよ。要件調査、審査。その中で農家が求めているのは、うちの畑はハーベスターで刈り取りやります、この部分は手刈りをします、いろんな調査があると思うんです。ハーベスター料金も前回の答弁の中ではですね、このときに料金は幾らだよというような周知をするという答弁だったんですけど、これはされていないと。どういったことですか、その辺に関して答弁をお願いします。

◎農林水産部長（松原清光君）

栗国恒広議員がおっしゃっている調査、これ各農家への聞き取り調査、OCR調査という形で取り組んでおります。今までその中でハーベスター料金も農家に提示して取り組んでいたところなんですけども、ことし消費税率が10%に上がるというようなことから、農家の方の同意として現状維持で持っていくのか、上げるのかというような取り組みを調査しているというところでありますので、製糖期に入るまでにですね、それは報告したいというようなことであります。

◎栗国恒広君

ハーベスター料金には、今農林水産部長がおっしゃったように、10月から消費税率が上がる。2%上がる。今4,500円で相場的に動いている。かつては沖縄総合事務局のですね、公正取引委員会から独占禁止法に触れるおそれがあるというようなことで、料金を提示してくださいよという中で、一律今4,500円です。これは農家としては法人の方から取っているんですから、もうかっている、もうかっていないじゃなくてですね、きちっと、法人ですから、収支報告書があると思うんですよ。その提示もしながら、市長はその提示をしてくださいという感じでハーベスター組合に言ったんですけど、その返答は来ていないですよ。ですから、その辺も含めてね、しっかり農家のハーベスター導入に当たった経緯、もちろん生産増加も含めて、やはり農家の所得向上なんです。4,500円正直高いと思います。石垣3,200円です。一番安いところ、南大東、調べました。2,500円です。圃場整備率、宮古島市と変わりません。50%から60%なんです。その中で市長は、4年前ですか、助成金を500円ずつ、トン当たり500円ですね、助成しているんですよ。農家の所得向上というのは、もちろんハーベスター農家も維持管理費も大変ですから、いろんなことでしっかりした明記をね、農家に周知して、うちの法人はこれですよということを示してほしい。その件に関して今後の取り組みを含めながら答弁をお願いします。

◎農林水産部長（松原清光君）

まず、各地区のハーベスター料金体制を話しておりました。大東島、2,500円という形で非常に安いところであります。その地域は、大規模農業といたしまして同じ場所からハーベスターが動かないというようなことから、その場所ですと操業できるというようなのがあります。また、宮古島の場合にはハーベスター操業というのが各農家との契約ですので、あっちの圃場で刈り取りをする、移動して次の圃場の刈り取りをするという形で非常にロスの多いものもあります。ですから、そこら辺の取り組みをもっとしっかりやってもらいたいなというものもあります。それともう一つ、石垣市のほうで3,200円という話がありましたけども、石垣市は5,000円であります。これは消費税含んでいませんので、消費税込みになると……

（「私が調べたら3,200円と出ているんですけど」の声あり）

◎農林水産部長（松原清光君）

済みません。4,000円です。4,000円に消費税含めて4,320円となっています。それについては、石垣の場合には補助員がついていません。宮古島の場合には4,500円の中で補助員2人つけるような体制でもってお願いしているところでありますので、そこら辺の違い若干あると思います。

◎栗国恒広君

農林水産部長、いろいろな感じで移動費にコストがかかる、ハーベスターの移動費がかかる。宮古島は

各地区にこれだけ130台、10分あれば行きますよ、これ。もう少しね、農家の、石垣は補助員がというけど、ハーベスタースタート時期には、下地でやったときには5,000円でした。30年前。今4,500円で、30年たっても500円しか変わらないですよ。補助員がとかじゃなくてね、これだけ稼働率も上がっているんですよ。当時1台当たり300トン。今1,600トン倒しますよ、1台当たりハーベスター。そういった収益を踏まえれば高いんじゃないかというのが農家の声だと思いますので、その声もしっかり捉えてですね、これからのハーベスターの運営に当たってしっかり指導してもらいたいと思います。

◎栗国恒広君

次に、農林水産行政について、海業センターの養殖事業についてですね、これも本当に約30年余りかかってようやくトガリシラナミ、貝がですね、シャコガイの一種ですよ、これもね。成功したということで、本当にこの養殖事業は、これから加速するんじゃないかなと思います。そういう意味では、いろんな感じで宮古島を訪れる観光客に対しても宮古島の海産物が提供できるかなと、私はすばらしいことだと思います。ただ、成功したときの施設、これからどういうふうな感じで、この成功した技術をどういった施設をつくってですね、展開していくのか、その件に関して見解をお伺いします。

◎農林水産部長（松原清光君）

施設の維持という話をしていましたけども、まず今海業センターの取水施設整備事業に取り組んでおります。リーフ沖まで行きながら取水をして、そこでもって養殖業、モズク、今言っているシャコガイ等の養殖に取り組んでいるというようなものであります。それについて、栗国恒広議員おっしゃっているとおり、技術的にシャコガイ等、これが生産をできていますので、ヒメジャコ、ヒレジャコですね、その2種類に新たにシラナミガイ、トガリシラナミ、ヒレナシジャコ、シャゴウ、この4種の種苗生産が安定的になってくると思います。それを含めてですね、食用、それから観賞用、土産用という形で取り組みながらシャコガイ養殖6種体制、そういったのに取り組んでいきたいと思っております。

◎栗国恒広君

農林水産部長、ぜひ取り組んでですね、宮古島の海産物、いろんな感じで頑張ってもらいたいと思います。特に漁業者は養殖業に関してはすごく注目していますので、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

最後になりますけど、道路行政についてですがね、JTAドーム宮古島、市道認定要請に対しては何回もしたんですけど、今回舗装工事の入札が行われたということで、着実に進んでいるんじゃないかなと思いますんで、この件に関しては質問は割愛しながら、次に時差式信号機、これは国道390号線、伊良部大橋から国道390号線ですね、ファミリーマート、久松変電所、そこから東に向けて宮古島徳洲会病院まで朝夕いつも、右折する車は、信号機が青から黄に変わるようなタイミングで右折しています。私は朝大体向こうに立つ機会多いんですけどね、右折する車はこのような状況です。そういう意味で右折用の信号という感じで言いましたけど、せめて沖縄県警の公安委員会にもいろんな感じで生活環境部長は言っているのはわかるんですけど、やはりそこで時差式、私も右折専用の信号機に関してはいろんな取りつけにハードルが高いなというのはわかっています。せめて時差式ですね、右折に関する信号機の設置をお願いしたいと思うんですけど、その件に関して答弁をお願いします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

栗国恒広議員がご指摘をしております交差点につきましては、交通量は本当に伊良部大橋の影響等もあ

ってかなりふえております。栗国恒広議員もおっしゃっておりますとおり、右折ライン、それから時差式信号、いろいろ要望をいただいているところがございますが、この2件、この交差点についてはこの2つの要望を宮古島警察署のほうには上げていただいているところがございます。今栗国恒広議員からもありましたとおり、右折専用ラインというのはなかなか難しいということでもありますので、時差式の信号の設置について宮古島警察署のほうにぜひ県警本部、それから公安委員会のほうにも要請していただけるようお願いをしていきたいと思っております。しかし、宮古島警察署のほうに要望する31件の項目について、市のほうとして優先順位をつけるというのがなかなか厳しいところがございます、そこら辺で警察署の調査中、いろんな対応中という返事に、私としてもこれ以上どういふことをすればいいのかちょっと困っているというのも実情でございます。

◎栗国恒広君

生活環境部長、わかります。私も何回か交通課へ行って聞きました。しかしながら、我々も地域の代表としてはですね、そういった市民の訴えがあるということはですね、この議場でやはり市民の声を届けるというのは大事なことで、それも含めて質問していますので、ぜひこれからも頑張ってもらっています。

最後に、ちょっと私見を述べたいと思います。去る9月1日に沖縄県防災危機管理課による宮古島での沖縄県総合防災訓練が行われました。その中で新聞に自衛隊の揚陸艇防災訓練使用不可という項目がありました。宮古島市への陸上自衛隊配備に反対するミサイル基地いらない宮古島住民連絡会、この海上自衛隊の「しもきた」という船はホバークラフトでいうとLCAC、災害に港で接岸できない場合に、砂浜に上陸して、その支援物資、そして被災された住民を「しもきた」に搬送して、その「しもきた」というのは医療施設もあります。こういった船です。これは日本が、海上自衛隊が誇るホバークラフト、LCACです。これを防災に利用しない。災害はいつ来るかわかりません。そして、我々離島で住んでいる方は港を使えないときにこの船が沖泊して、そして医療施設、そして救難支援物資等を、港を使えないときに砂浜に上陸して支援をする。5年前の防災訓練では多良間まで行きました。そして、多良間の住民がすごく感心していました。そういう意味では、県の防災訓練がですね、こういった自衛隊からの反対があつてこれができないというのは非常に残念なことだと私は思っています。それを強く指摘して、私の9月定例会の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

これで栗国恒広君の質問は終了しました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午後零時02分）

◎副議長（上地廣敏君）

議長が諸般の事情により午後の会議に出席していませんので、地方自治法第106条第1項の規定に基づき、私、副議長が議長の職務を行います。

再開します。

（再開＝午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎仲里タカ子君

3番、市民ネット宮古結いの会、仲里タカ子です。9月台風一過で朝夕涼しくなったなと思ったら、きょうはまた熱帯低気圧が発生したというニュースもあります。各地では運動会、敬老会にもぎやかに開かれて、子供たちの活躍、そして敬老を迎えられ、さらに知恵と経験で若い者には負けられんと活躍する皆様に敬意を表します。

さて、久々の大型台風襲来は市民生活に大きな影響を及ぼしました。台風になれているとはいえ、停電が2万590世帯にも及び、真っ暗な中で怖い思いをしました。被害も大きく、特に農業の被害は大きく、被害に遭われた皆様にお見舞い申し上げます。

9月1日に沖縄県、宮古島市、多良間村主催でトゥリバーで津波が襲来したという想定の大規模な災害訓練が行われました。聴覚障害の方も見学したそうです。そして、あの訓練には聴覚障害者はいたかな、私たちは耳が聞こえないから、情報が何もないと手話通訳の方を通してお聞きしました。災害時に一番困って弱い立場に立たされるのは子供、障害者、高齢者です。どのようなサポートが一番求められるか、当事者の声に耳を傾けること、そしてみんなで考える必要があると考えます。きょうは、聴覚障害者の皆様が議会傍聴に来られています。初めてだそうです。当局の皆様には簡潔で誠意のある答弁をよろしく願います。

それでは、一問一答方式で願います。ではまず、福祉行政について、聴覚障がい者支援事業についてお伺いいたします。宮古島市障がい者等意思疎通支援事業の現状と課題についてお伺いいたします。よろしく願います。

◎福祉部長（下地律子君）

宮古島市障がい者等意思疎通支援事業は、聴覚機能や言語機能などの障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業でございます。本市には聴覚障害の方が411人、音声、言語障害の方が31人で、そのうち手話を言語とする聾の方が約50人在住しております。本事業の現状についてでございますが、平成30年度は278件の意思疎通を支援しており、通訳者の派遣人数は延べ379人となっております。利用者のほぼ全てが聾の方で、派遣内容は病院受診などの医療機関が207件で約75%を占め、次いで職場での会議や就労相談の就労関係が23件で約8%、運転免許更新や各種契約更新などの社会生活関係が13件で約5%などとなっております、この数年で医療機関への派遣が増加しております。本市では、手話通訳者が7人おりますが、うち病院対応が可能な専門性の高い通訳者は4人しかおりません。

本事業の課題といたしましては、聾の方の派遣要望に沿えない件数が増加していることでございます。これは、年々派遣人数は増加しているものの、対応できる通訳者の数が限られているためです。手話通訳者7人中6人の方が仕事の合間を縫って派遣対応しており、そのうち4人の方は輪番で救急、消防、警察の緊急時の対応も行っております。中には救急対応した通訳者がインフルエンザに感染する事案も発生しており、通訳者の安全を守り、いかに負担を軽減していくかも大きな課題でございます。市といたしましても、通訳者養成に向けて手話奉仕員養成講座を初め各種講座を開設し、取り組んでおり、入門編では平

成23年度から平成30年度までの8年間で78の方が受講を終了しておりますが、日常生活で手話を使う機会がないため、次の段階へとステップアップが図れない状況でございます。

◎仲里タカ子君

50人の方の手話の通訳の依頼に、手話通訳者が7人いる中で病院等に行かれるのは4人しかいない、仕事の合間を縫ってこの派遣をするのが難しいというようなことが今言われていますけれども、この4人の方で手話通訳を回していくということが難しいということであれば、例えば沖縄本島から派遣をする、そういうふうな対応はできないかということをお伺いします。沖縄本島ですね、沖縄聴覚障害者情報センター等と契約をして、必要なときに派遣をすることができるかと聞いておりますが、この対応ができないかお伺いいたします。

◎福祉部長（下地律子君）

沖縄聴覚障害者情報センターに委託契約をして派遣をしていただくということですが、確かに県内の、沖縄本島の市町村においては委託をしている市も多くあると聞いております。宮古島市が委託をした場合に、例えば地元の通訳の方に派遣依頼をするということになると思うんですが、今仲里タカ子議員がおっしゃるように、例えば宮古島にいる通訳者で対応できないときに沖縄県のほうから派遣をしていただくことが可能かどうかということだと思っておりますが、委託契約の内容にもよるかと思うんですが、今現在宮古島市では契約をしておりませんので、それが可能かどうか、これ予算措置も含めまして検討していくことになるかと思えます。

◎仲里タカ子君

きょうは、聴覚障害の方もたくさん傍聴に見えております。初めて来られたそうです。課題たくさんあって、それは人が足りないという課題のことをおっしゃいましたけれども、この間障がい福祉課からいただいた資料の中にですね、平成29年度、これ予算ベース、予算額が52万8,000円、実績ベースで88万9,318円というふうなグラフの後ですね、平成30年度に予算が物すごく下がって、10万も下がって42万4,000円、それから実績がですね、51万1,909円というふうになっているんですが、手話を必要とする、使いたいという人が多い中で予算も実績も落ちているという理由をお聞かせください。

◎福祉部長（下地律子君）

予算と実績についてお答えいたします。

平成29年度の予算が52万8,000円で、実績が88万9,318円。なぜ平成30年度の予算額が42万4,000円ということになっているかということですが、平成30年度の予算編成時期、平成29年度の年度途中ということになりまして、予算編成がですね、平成28年度の実績ベースで予算措置がされております。実際には平成30年度は予算で足りなくて、実績では51万1,000円余りということで、年度途中で不足分を流用して対応したことになっていると思います。平成31年度は予算編成時に平成29年度の実績がベースになってきていて、平成31年度は72万2,000円の予算となっております。

◎仲里タカ子君

72万2,000円だから、それほど予算としては落ちていないというご回答だと思いますけれども、同じ私が見せていただいた手話通訳者等派遣事業の意見交換会の資料なんですけれども、手話を利用される聴覚障害者の皆さんにいろんなお願いをしているんですね。まず、先ほどおっしゃったように病院対応の方が4

人しかいなくて、そしてその人たちにすごく負担がかかるということを理解してもらいたいとか、全ての派遣に対応することは不可能であるとかですね、それからまず皆さんに病院などの待ち時間少なくするように働きかけていただきたいとか、いろいろな要望を市から聴覚障害者の方に出しているんですけども、これはこの手話通訳者ですね、その派遣事業の趣旨からかなりずれているように私は思います。まず、この手話通訳、聴覚障害者のための支援事業というのは、障害のある人もない人も共生する社会をつくる、みんな社会生活を同等に行っていくために、それを補完するものとして市が通訳者を派遣するという事業だから、それをちゃんと、これをきちんと全うできるように、そのために市としては努力をしているよということがまずないとですね、まるで皆さんは人材がないから、ちょっと我慢してほしいとか、まず耳が不自由だから、手話通訳者が必要なのに、病院の待ち時間を少なくするように皆さんのほうから病院に働きかけてほしいとかというようなことを書いてあるのがね、ちょっと違和感を覚えます。私たちは、共生社会の実現のために、障害のある、なしにかかわらず全ての命は同じように大切であり、かけがえのないものです。一人一人の命の重さは障害のある、なしによって少しも変わることはない。だから、この価値観を改めて共有してやっていこう。これが基本にないと、人がいないからとかですね、そういうことで我慢するようなことになってはいないかという、ちょっと私としては疑問だなというふうに思います。

それで、人がいないということですね、通告書では、次は災害時の聴覚障害者への対応についてとなっていますが、次とその次を入れかえて、ICTによる遠隔手話通訳の導入についてですけども、これはタブレット端末を使って手話通訳を遠隔で行ってもらうことによって人がいないということを補おうとするものだと思うんですが、この導入について市としてはどのように考えているかお伺いいたします。

◎福祉部長（下地律子君）

本市では、来庁する聾の方との意思疎通を図るため、手話通訳士の資格を持った嘱託職員を1名配置するとともに、宮古島市障がい者等意思疎通支援事業において手話通訳者を派遣し、聾の方のさまざまな場面での意思疎通を支援しております。しかしながら、手話通訳者7名中6名の方が仕事の合間を縫って派遣対応しており、急な依頼や長時間を要する依頼を受けられない状況が多々あります。そのため、タブレット型端末でのテレビ電話を活用し、手話通訳者が通訳を行う遠隔手話通訳サービスの実施に向けて調整を行っております。遠隔手話通訳サービスは、既に取り入れている自治体もあり、離島で手話通訳可能な人材が乏しい本市にとっては、聾の方の意思疎通支援と利便性の向上を図るとともに、通訳者の負担を軽減することにつながるものと考えております。

◎仲里タカ子君

このICTの活用はですね、本当に人材不足を補うと同時にですね、例えば今ですね、手話通訳のお願いは聴覚障害の方が障がい福祉課に行って1週間前に申し込みをして、そしてそれから派遣できるかどうかの通知書ももらって、それからでないと利用できないという大変不便なものになっています。皆さんは、こんなふうに言っています。交通事故に遭ってしまって、警察呼びました。警察呼んだときに、警察の人は健常者の方とそばで一生懸命話しているけれども、自分には何も聞こえないから、どんな話しているのかわからない。自分にだって主張したいことがあるのに、これをどうなるかわからないまま、脇に置かれたまま事故処理がされてしまう。それから、夜急に腹痛、おなかが痛くて、熱も出て、のたうち回っている。病院に行きたいんだけど、夜手話通訳者を派遣お願いできない。1週間待つてというの

はちょっと現実的じゃないですよ。いろいろなことが不便なことがあるということがお聞きしているとわかります。もしですね、先ほど言いましたICTを活用しつつ24時間対応のサービスが受けられたら、まず初期段階で遠隔ですね、手話を利用して自分の今の状態を、私たちのように健常者で手話が通じない人との間に挟んで、今どうなっているかということをおちゃんと知らせたり会話をすることができる。手話は言語だというふうに言われていますからね。そういうことがちゃんとできないと、本当の意味で耳の聞こえない人たちを支援しているということにはならないというふう考えるんですね。だから、検討だけではなくて、ぜひICTをどの時期までやるか、それともう一つはですね、ICTの向こう側に手話ができる人がいないといけません。なので、これを委託を行って、24時間対応できる事業者、やっているところが沖縄本島にあると言っています。石垣市も既に契約をしているそうです。これができないかどうか、もう一度ご答弁をお願いします。

◎福祉部長（下地律子君）

ICTの導入についてでございますが、県内のICTの事業所なんです、事業所によっては24時間体制ではなくて、時間が制限がある事業所の件を聞いているんですが、ほかの24時間対応可能な事業所についてもですね、今情報収集をしているところでございます。このICT導入につきましては、本市といたしましても早い段階での導入が必要かと考えておりますので、試験的にでも今年度中に実施して、来年度の導入に向けて取り組んでいきたいと考えています。

◎仲里タカ子君

来年度中にはということですので、24時間対応できるところができれば好ましいかなというふうに思うので、ぜひ調べていただいて、ご契約をしていただいて、そして耳が聞こえない人もちゃんと不安のない生活が送れるようにお願いしたいところです。

続いて、災害時の聴覚障害者への対応についても計画をつくっているというふうに聞いております。どのようなになっているのかお伺いします。

◎福祉部長（下地律子君）

災害時の計画についてお答えいたします。

本市では、宮古島市地域防災計画及び障害者等のうちみずから避難することが困難な方を対象とした災害時避難行動要支援者避難支援計画が策定されており、災害時は本計画に基づき対応することとなります。災害時は、聴覚障害の方だけでなく、障害を持つ方を優先的に避難させることになっております。在宅の場合は自治会や民生委員など地域の方々で支援を行い、施設などの入所者及び利用者は施設の管理者が避難誘導を行うこととなっております。その際、市は可能な限り支援を行うこととなっております。あわせて、市は避難所を開設し、その中に福祉避難スペースを開設するとともに、避難行動要支援者の避難状況や生活状況を把握し、必要な福祉対策ニーズを検討の上、必要な専門人材を確保し、対応することになっております。

参考までに、一般財団法人全日本ろうあ連盟が発刊した東日本大震災支援活動によりますと、聴覚障害者の方にとって災害時の情報の発信、受信が最も重要であり、避難所においても情報取得や他者とのコミュニケーションが特に困難な状況となっていることが報告されております。このことから、聴覚障害を持つ方にとって情報入手等がとても重要と考えております。本市では、防災情報システムによる防災や行政

に関する情報をメールにて配信するサービスの提供や、市のホームページやフェイスブックを活用した情報発信も行っております。また、一般財団法人マルチメディア振興センターが運営しております災害情報共有システムLアラートは、避難指示等の災害関連情報を初め公共情報を防災アプリやテレビのデータ放送、テロップ等で伝達しておりますので、情報入手に役立てていただければと考えております。災害時避難行動要支援者の登録や各種防災情報システムの入手等の相談については、市の障がい福祉課までご相談いただきたいと思います。

◎仲里タカ子君

ありがとうございました。Lアラートとか、テロップを通してとか、普通に行われている今だと思うんですけども、ぜひともですね、先ほど申し上げたようなタブレット端末等の用意とかもね、入れていただいて、宮古島市で何かあったときは聴覚障害の方が不安がないように配慮していただくように要望しますと同時にですね、最後ですけども、宮古島市障がい者等意思疎通支援事業実施要綱というのがあります。これはちゃんと書いてはあるんですが、厚生労働省が出しているひな形と違っている、あとは1つは目的のところですね、自立と社会参加の促進に資することということが抜けているために、まるで目標がないものようになっているので、この要綱の見直しをぜひともお願いをしたいと思います。社会参加をするという目的のために市が手話通訳をつけるということをはっきりと書き込んでいただきたい。それとですね、今私は拙い質問をさせていただいています。聴覚障害の方が本当に何に困っているか、そして何が本当に必要かというのは、実は当事者がいろんな困ったところで持っている、そのことを聞かないと本当のことはわからない。それで、この要綱の中にですね、当事者を運営委員会をつくって入れていただく、そして運営委員会の中に当然支援者ですね、手話通訳の方も入れていくというふうに組みかえていただきますように、これは要望ということでお願いいたします。

では続いて、がん、難病患者等への支援についてお伺いいたします。文教社会委員会に陳情書が付託されました。介護保険等の適用から外れる若年者の人ががんになって、自宅で療養する際に支援をする若年がん患者在宅療養支援の要請です。このことについてぜひとも実現していただきたいという文教社会委員会の委員の皆さんからの声もありましたが、実現できるかどうかちょっとお伺いいたします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

がん患者のターミナルケアにかかわる介護サービスの件についてのご質問がございました。現在宮古島市におきましては、若年のがん患者に対しましては治療のための渡航費の助成を行っておりますけれども、宮古島市における若年者の在宅でのターミナル、終末ケアの実態は把握できておりません。県内で若年者のがん患者のターミナルケアについて取り組んでいる自治体はございませんが、県外自治体では若年者のターミナルの方に介護福祉サービスを実施している自治体もありますので、こういう事例を参考に、生活環境部、それから福祉部と、介護の担当部署ですね、そういうところと情報を共有しながら、どういうことができるのか検討していきたいというふうに考えております。

◎仲里タカ子君

ぜひとも実りある検討をよろしくお願いいたします。

続いて、児童福祉について通告をしております。保育の無償化についてですが、これは先日我如古三雄議員、高吉幸光議員からも同様の質問がありました。この後また平百合香議員からも通告が出ております

ので、この件に関しては要望にかえさせていただこうと思います。ちょっと私が気になるのは、認可外保育所については、これは償還払い、本人が一旦保育所に支払った後、この領収書を持って児童家庭課行って、そしてそれを申請してでないが無償化にならないということがあるので、ぜひともこの辺をきちんと配慮していただいて、そういう状況ですよということをお知らせいただく、そして漏れなくこの恩恵があるならばこれにあずかれるようにしていただきたいなというふうに思っています。細かいことは後に譲ります。

もう一つですね、何度もお聞きするので、保育所の入所、入園の際にですね、待機児童が多いということもありますけれども、兄弟を全く別の保育園に措置している事例があって、親御さんとても困っている。何とかならないかという声をお聞きしますので、これは何件あるか、そしてその理由は何かお伺いして、それから見直しについてお伺いしたいと思います。

◎福祉部長（下地律子君）

保育所の入所の件でお答えいたします。

兄弟児が別の保育施設へ通っている事例についてでございますが、現在確認できている数は127世帯となっております。このような事例が起きる理由といたしましては、入所を調整する時点で兄弟児はできるだけ同園で入所できるよう調整は行っておりますが、園によってはあきがなく、兄弟児が同時に入所できない場合は、保護者の意向を聴取した上で、同意を得られた場合のみ兄弟別の園で入所を決定しております。その際には、入所後に転園希望をすることも可能である旨の説明を行っております。

◎仲里タカ子君

今のお答えですと、入所の枠がないので、仕方がないというふうな状況というふうに思えるんですけども、共働きで働いているほとんどの宮古島のお父さん、お母さんはですね、保育に関しては預かってあげるということではなくて、親御さんを支援するという、そういうことでぜひとも兄弟をね、同じ保育園に措置するように何らかの配慮をしていただけたらというふうに思います。親が元気で働けることがひいては子供たちの福祉につながるのだと思いますので、ぜひとも兄弟を別々の遠くの保育園に分けないようにご配慮よろしくをお願いします。

続いて、西中の製糖工場の復元についてお伺いします。市長にですね、城辺出身の方と一緒に西中の煙突を、製糖工場を復元してほしいという要請を行いました。お考えについては回答が来ているというふうに思うんですけども、ふるさとの発展を願う純粋で切実な思いについてね、ぜひ実現できたらいいと思うので、市長、ぜひお願いいたします。

◎生涯学習部長（下地 明君）

旧西中共同製糖場の再現活用による地域活性についての要望が旧西中共同製糖場再現検討委員会から、令和元年8月6日付で市長と教育長宛てに提出されております。令和元年8月27日付で回答を提出しておりますが、現在旧西中共同製糖場が所在している西西地区では圃場整備工事が実施されており、当該史跡の周囲も圃場対象地となっていることから、要請にありました製糖工場、サタヤ一、駐車場等を建設する面積を確保することが難しいという状況にあります。しかしながら、製糖業は宮古島の農業を支えてきた基幹産業であり、郷土の歴史を学ぶ上でも貴重な実物教材であると理解しておりますので、利活用について何らかの形で宮古島における製糖の歴史を学べる場を設けられないか検討したいと考えております。

◎仲里タカ子君

せっかく写真をですね、持ってきたので、これ並々ならぬ思いの製糖工場ですね、これカラーではなくて残っているのは白黒なんです、彼はこれをカラーで復元をしています。とても懐かしくてということでした。きのう濱元雅浩議員がですね、宮古島市観光推進協議会の中でどのような論議がなされるかということをする質問されていましたが、これの会長は市長だそうです。私は、もちろん今おっしゃったように子供たちに糖業のことを教えるよい教材になると本当に思います。宮古島はですね、人頭税のことよく知られている。人頭税のときは物納だった。貨幣経済に移っていく宮古島の近代化の中でサトウキビの生産が大きな役割を果たしたということはよく知られているところですが、ではこれはきれいにちゃんと整理されて伝えられているかということとまだだと思うんですね。私は、観光、海で遊ぶのもいいんだけど、こういう宮古島の歴史をちゃんと畳み直して、これに物語があると思います。本当にいろんな人の思いが詰まっている。これを復元することはですね、もちろん現実にはいろいろ困難もあると思いますが、復元していく方向にすると宮古島の観光振興に大きく役に立つ。物語だから。宮古島のサトウキビを振興する上でも大変よいものだと思うので、それからもう一つです。宮古島の有名なアララガマもワイドもサトウキビをつくっていく中で生まれた精神文化だと思うので、いろんなことが伝えられる大変夢のあることだと思うので、ぜひご検討を続けていただけたらと思います。

続いて、市民生活についてお伺いいたします。マスコミでは宮古島バブルと報道されていますけれども、それに伴って市民から犯罪や交通事故の増加、家賃の値上げなど、大変不安が寄せられています。この5年間の交通事故の件数、軽犯罪の件数の推移がどのようになっているかお伺いいたします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

この5年間の交通事故の件数、軽犯罪の件数の推移についてのご質問がございました。まず、宮古島市における交通事故の発生件数でございますが、沖縄県警察本部が公表しております交通白書によりますと、平成26年から平成30年の5年間は交通事故の発生件数はほぼ横ばいとなっております。ただし、この5年間で入域観光客数の増加に伴い、レンタカーの交通事故件数は増加しております。また、宮古島警察署管内における刑法犯の認知件数、これにつきましても統計的には年々減少しているということでございます。

◎仲里タカ子君

刑法犯の認知件数は減少しているということですから、じゃ思ったほどそんなに犯罪がふえているということでもないというようなご回答だったと思います。これ6月にもその前も私は質問しましたけれども、続いての家賃の値上げで、これで市民生活に及ぼしている状況ですね、新聞報道がいろいろやっております。6月27日にですね、賃料の前年比、新築で16.2%プラス、7万9,000円、平均。地価も上昇しています。これに伴って市税が伸びて、固定資産税も増加しているから、それはいいだろうと見えますけれども、家賃の値上げがですね、アパートを出ていけと言われても新たなアパートが探せない、それから相変わらず市民相談、消費生活センターには家賃値上げについての相談は寄せられ続けていると言われております。市長はあと4年ぐらいは続くかなみたいなことをこの間おっしゃったと思いますが、このままで本当に市民が健康で文化的な生活が送れるのか、市は何らかの対応をするということを考えているか、もう一回だけお伺いします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

家賃の高騰の問題、非常に悩ましい問題ではございますが、市としての対応といたしましては、やはり専門家による法律相談で対応していくというのが現在の支援でございます。いろいろな影響が考えられますけれども、まず第一に相談を受けて法律的な専門の相談につないでいくということで対応していきたいというふうに考えております。

◎仲里タカ子君

それでは続いて、自衛隊の弾薬庫建設についてお伺いいたします。

保良鉱山への弾薬庫建設について。既に保良鉱山での弾薬庫を10月に着工するという報道がありました。宮古島市へ何らかの通知があるかお伺いします。

◎建設部長（下地康教君）

8月27日付で沖縄防衛局から市の都市計画課へ宮古島市景観計画区域内行為通知書が提出され、8月29日付で収受しております。

◎仲里タカ子君

ほかにもあるのではないですか。ほかにも宮古島市へ通知されたものがあるのではないですか。市民から情報開示請求を沖縄防衛局に出したところ、里道についての普通財産譲渡承諾依頼書というものが宮古島市長宛てに出されているという情報がありました。

◎建設部長（下地康教君）

沖縄防衛局から我々の市のほうにですね、建設部都市計画課のほうにですね、通知が出されているのは先ほど申しあげました通知書のみでございます。

◎仲里タカ子君

我々というのは建設部のことなんです。でも、私の手元には宮古島市長宛てに出されている行政文書があります。普通財産譲渡承諾依頼書、これはどこに届くんですか。里道に関するものです。

◎建設部長（下地康教君）

今現在私が認識している、確認しているところはですね、防衛省の名義といいますか、防衛省から里道に関する申請書は私の建設部のほうには出ておりません。

◎仲里タカ子君

それはとても不思議なお話です。普通財産譲渡承諾依頼書が宮古島市長に令和元年5月30日に出されております。里道3件の分です。地図もついています。不動産譲渡承諾書がですね、宮古島市長から沖縄防衛局長宛てに出されています。宮古島市長から沖縄防衛局長宛てに不動産譲渡承諾書も出されています。これ沖縄防衛局から開示請求をしてとったということです。この方によりますと、沖縄防衛局とのやりとり一切を情報開示してほしいというふうに宮古島市に幾ら出しても出てこないの、沖縄防衛局にお願いをして、情報開示をしたいというふうに言ったら、山のようにあると言ったそうです。一体どれが欲しいか、山のようにある。これは1件につき300円だから、幾らかかるかわからないと言われたので、それで1件出したらこれが出てきたというのが持ってきたものなんです。これを見ると、そうすると宮古島市はですね、公文書、これは宮古島市で開示できるものなんですよ、本来ね。沖縄防衛局行かなくても。宮古島市は、公文書ちゃんと保管していないということになるんじゃないでしょうか。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎副議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午後 2 時14分）

再開します。

（再開＝午後 2 時17分）

◎仲里タカ子君

奄美大島ではですね、米軍と自衛隊と基地ができていますけども、住民には何の説明もなく合同演習が行われたという報道がなされています。宮古島島内では演習等を行う計画があるか、また実戦に備えてミサイル部隊を秘匿する地下ごうの建設計画等があるのかどうかお伺いします。

◎企画政策部長（友利 克君）

宮古島島内で演習を行う計画があるか、また地下ごうの建設計画があるかについてお答えをいたします。防衛省へ問い合わせをいたしました。回答によりますと、実弾射撃を伴わない訓練は一般的に駐屯地内及び訓練場内で行うこととなり、体育訓練のほか人命救助訓練、警備訓練、テント等の展開訓練、例えば災害対処訓練など、駐屯地外や訓練場外の場所を利用して訓練を実施する際には、地元の皆様に対し訓練の実施についてご理解を得るよう説明するとの回答がございます。なお、地下ごうの建設計画はないとのことでございます。

◎仲里タカ子君

今のお話ですと基地内での訓練をするほか、基地外でもやることがある、そのときは住民に説明をして、そしてご理解を得た上でやるという回答だというふうに理解していいでしょうか。その場合ですね、これは例えば宮古島市にこういう話があった場合、今までだと市長はですね、防衛省に聞いたらいいさという感じがするんですけども、市としてはですね、このことに関して市主催の説明会をしたりすることがあるのかどうかあわせてお願いします。

◎企画政策部長（友利 克君）

駐屯地外での訓練は、先ほど申し上げましたように、災害対処訓練などは駐屯地外でやりますよということです。例えば基地外、駐屯地外で訓練をする際に市としてそれを認めるのか、了承するのかという質問かと思えますけれども、これが市の了解を得るようなものなのかどうかですね、まずは、そういうものでない限り市としてそれを訓練をしていけないとか、そういう意見はなかなか出せないんじゃないかというふうに考えております。

◎仲里タカ子君

防衛省がどのような形で宮古島市民の理解を得て基地外で演習を行うのかどうかというのがちょっと気になる場所ではありますけれども、災害救助の練習ではないんですよね。災害救助じゃなくて、自衛隊は戦うための訓練をするということだからね、その辺のことを考えるとちょっと不安も大きいと思うので、ぜひとも市としてもきちんとした対応をお願いいたします。

次に行きます。千代田の自衛隊基地は地下にある空洞、軟弱地盤の改良を行わずに、燃料施設等を建設したと指摘されています。このような工事対応は通常行われないという専門家の指摘もあります。市はこのことを把握しているか、また見解をお伺いします。

◎企画政策部長（友利 克君）

防衛省のほうに確認をしているところです。新聞報道などにもあったかと思いますが、まずその回答によりますと、防衛省が実施をした地質調査結果において3カ所の空洞があるものの、宮古島駐屯地一帯の表層部はかたい地盤であり、給油所については燃料タンクを設置できる支持力があることを確認しているとのことでございます。このように宮古島駐屯地の施設整備に当たっては地質調査により地質の状況を確認した上で、建築基準法等の関係法令に基づき建設工事を実施していることから、施設の安全性には問題ないとの回答でございます。

◎仲里タカ子君

専門家から白川田地下水盆の形状に断層による構造的な段差が存在して、東添道流域への越流の可能性が指摘されていることについてお伺いします。これはもしかして地下を調べるとどこかでつながっているのではないかというふうなことを思わせるものですが、今後この地下水の流れについて追加調査や専門家の知見を聞く必要はないかどうかお伺いします。それと、それに関連して、もう5年開かれていない地下水審議会についても開催できないかお伺いいたします。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

まず、地下水審議会の開催についてですが、ご質問の件は地下水審議会での審査事項ではありませんので、開催することはできません。

それと、仲里タカ子議員のおっしゃっている地下が流域自体がつながっているという話ですが、これは東添道流域と自衛隊がある上野流域ということですが、第3次宮古島市地下水利用基本計画によると、東添道流域は白川田流域と平良流域とはそれぞれ断層で区切られるが、一部で地下水面は連続していると記されており、実際に調査により確認されております。しかしながら、水道水源保全地域である東添道流域と千代田駐屯地のある上野流域については地下水面が連続しているなどの表記はなく、野原断層にて遮断されておりますので、両流域間での地下水面の連続は考えられません。なお、上野流域の不透水性地盤は隣接する砂川流域から南海岸へ向かって傾斜しておりますので、地下水の流れもそれに沿って流れることとなります。

◎仲里タカ子君

では、今定例会に提出されていた議案第103号、訴えの提起についてですね、市民を名誉毀損で訴えるということがあって、これは先日撤回されましたけれども、市長はまだ再提案をするのかしないのか明確にしておりません。この不法投棄ごみの問題は何かだったのかというのをですね、私もよく知らなかったので、おさらいをしながらお聞きします。

平成26年度不法投棄ごみ撤去事業について。この事業は、平成24年度の一括交付金事業の後、残存ごみを平成26年度一般財源事業で約2,300万円を指名競争入札で執行しました。合計約5,300万円を投じて不法投棄ごみの撤去を行って、市長はごみゼロ宣言を行ったけれども、実はごみは撤去されずに大量に残っているということがわかったんですね。当時大きく報道されています。当然平成26年度の事業についてさまざまな問題が議会で指摘されましたけれども、解明が不十分として市民が裁判に提訴しています。その裁判での原告市民の主張や敗訴となった市民が報告会を行い、虚偽の事実を繰り返す主張、市の名誉を毀損したとして訴えるということなんですか、この虚偽の主張とはどのようなことかを、そして宮古島

市として市民を訴える市長の本意をお伺いいたします。

◎副市長（長濱政治君）

裁判に訴えたということですが、この裁判で原告が争ったのは契約の違法、無効、それから支出の違法、それから損害賠償ということでございました。この問題の解明ではないですよ。要するに契約が違法、無効であるということの話なんです。それを一応踏まえた上で聞いていただきたいと思います。

最高裁の判決が平成31年4月26日に出た後、原告側が同裁判の報告会を去る7月26日に開き、裁判を通して不正な行政手法は許されないという基盤が確立されたと強調し、また市は技術的に可能な範囲のごみを撤去すればいいという契約だったというが、これは裁判になってからつくり上げたものなどと主張しております。そもそも同裁判で原告側の主張は宮古島市が大番総業と本件契約を締結したことが違法行為であり、業務委託料2,251万8,000円及び遅延損害金を支払うよう求める、また同契約が履行されるに当たり、違法な支出命令を阻止しなかったこと、また会計管理者が支出したことが違法であり、賠償責任があるなどとの主張で、最高裁まで争ったが、敗訴し、訴えは棄却されました。しかるに、原告は今回の裁判で争ったことではなく、不正な行政手法は許されないという基盤が確立されたといわずに市の行為を不正であるかのように主張している、また技術的に可能な範囲のごみを撤去する契約であるという主張は、これまでの市議会や調査特別委員会でも繰り返し市は答弁してきたところであり、裁判になってからつくり上げたものという主張は間違い、虚偽であり、公然と虚偽の事実を摘示して宮古島市の名誉を毀損したものと考えております。

◎仲里タカ子君

今副市長がおっしゃっていることはですね、市民の気持ちと全くかけ離れた内容だと私は考えます。なぜかという、裁判を争うときにどのような視点で争うかということがあったとしても、市民はこのごみ撤去が本当にちゃんと行われたかどうかということに疑義を持ったから、そういう裁判を起こさざるを得なかったのだろうというふうに考えます。きのう入札書については友利光徳議員がいろいろ質問をされておりました。これ後に回したいと思います。

次のごみ撤去量についてですけど、副市長の議会答弁の中では業者が契約不履行だから、後でとらせるというようなことなども協議書をつくっているのも私も見せてもらいました。それもありますけども、ごみ撤去量について市の職員が改ざんを行って、それを議会に虚偽報告した、これは有罪判決を受けています。なぜ1人の職員がたった1人で自分が何もかも背負って、職を失ってまで改ざんしなきゃいけなかったかということについても市民の疑念、なぜ、どうしてというのは払拭されていないと思うんですね。このことについて見解をお伺いします。

◎副市長（長濱政治君）

改ざんとですね、それからごみ撤去の訴訟の問題とは別でございます。不法投棄ごみ問題のもともとの始まりは、虚偽の報告から始まったんですね。職員が改ざんした報告から始まったんですよ。ですから、これについては市議会、それから調査特別委員会で全部説明して、皆さんわかっているはずなんです。だから、これが解明されていないというのはおかしい。全部大変申しわけないという話で我々は申し上げましたし、その職員にも私たちが改ざんしろという命令を出したことは一度もありません。

◎仲里タカ子君

パソコンをいじって伝票を改ざんしてまでごみの撤去量をふやしてくれと誰も言わなかったけれど、職員が1人でこそごと、お聞きしますと臨時職員も使って体育館でやったというふうに聞きましたから、そんなふうにごみの撤去量をふやすということをやったというふうに裁判でも言っていると思うんですけど、本当にそのとおりなんですわね。

では続いて、崖下にある1,650トンのごみ撤去費用として見積もりを出して、予算約2,300万円を執行しています。危険で実は撤去できない。撤去量を多くするために報告書を改ざんしたことが発覚した。実際は134トンしか撤去されていない。ごみが大量に残っている。ごみが撤去できるかどうかは事業をやる前に通常であればそれをちゃんと調査をしてから、それから大事な懐からね、一般会計ですよ、少ししかない自主財源を2,300万円、2,300円じゃないですからね、それを執行するというのが市民の目線から見たら当然です。ごみの撤去ができなくてもこの会計管理者が支払いを続けたということに納得がいけないのは市民感覚としては真っ当だと思いますが、このことについてどう思いますかということをお伺いします。

◎副市長（長濱政治君）

支払ったということ、支払いがあったということにつきましては、今回の裁判で争いがありました。原告側と、それから被告側と争って、裁判では問題ないという結論に至っております。

◎仲里タカ子君

裁判の中でですね、約2,300万円もの予算をごみもとっていないのに漫然と執行していることについて問題ないというふうに判決を出した。これも市民感覚としては本当なのという感じがするんですわね。おっしゃるとおり、平成30年12月11日の2審判決で控訴棄却しています。市に対しては事業の目的に照らして十分な契約履行の監督及び検査に値するものとは言いがたく、工事監督日誌が作成されていないことなどを含め、ずさんな事務処理であるとのそしりを免れないというふうにやっぱり裁判でも指摘しています。だけど、ずさんであっても形式上は違法とは言えない、故意ではないとも書いてあったというふうに思いますけども、その判決を受けて、そしてそれで市民が納得いかないよという、そういう報告会を開いたことが市の名誉を汚したということになるのかどうか。宮古島市本当にそういうふうにとめていいのかどうか、もう一回見解をお伺いします。

◎副市長（長濱政治君）

ずさんな行為があったと、不適切な事務処理であるということは議会でも調査特別委員会でもずっと指摘されておまして、それは私ども認めております。だから、これはこのずさんかどうかということが裁判で争われたことではないんです。

◎仲里タカ子君

ずさんかどうかは裁判で争われたわけではない、これは市の主張ですよ。訴えた市民はこのずさんな事務処理、指摘されているずさんな、例えば契約履行の監督及び検査に値するものとは言いがたいところ、これが納得できないから、議会の特別委員会でもきちんと解明したというふうに胸にすんと落ちる結論が出ていないから、だからこれをもう一回裁判に出して、そしてこれは一体何だったのかというのをもう一回検証し直す、そのことが住民訴訟につながっていったものなのではないかと考えます。裁判で勝訴したとしても、ずさんな事務処理だったということに関して市民は納得がいっていないということであれば、このことに、私どもは何度も議会でもうおわびしましたよ。市民はまだ納得がいっていないから、住

民訴訟に持って行って、懐から訴訟費用も出したわけです。いろんなエネルギーを使って、宮古島市をよくしようと思って、こんな状況では困る、約2,300万円も出してあの崖下にごみまだいっぱい残っている状況で、そういうことをしてもらいたくないということで住民訴訟に訴えたということだというふうに考えるんですけども、そうであれば市はまだ市民に対して説明が足りていないと考えます。見解を伺います。

◎副市長（長濱政治君）

先ほども申し上げました。最高裁の判決が4月26日に出て、そして7月26日に報告会が開かれた。そして、その中では裁判を通して不正な行政手法は許されないという基盤が確立された、市は技術的に可能な範囲のごみを撤去すればいいという契約だったというのが、これは裁判になってからつくり上げたものというものに関して、それは名誉毀損に当たるでしょうというふうに私どもは考えているわけです。その支出命令とか監督とか、そういうふうな例えばさまざまな事務処理があったということについては争っておりません。

◎仲里タカ子君

これは本当に名誉毀損と言えるかどうか非常に疑問だというふうに私は思います。市民は市に対して、専門家もいろいろ言っていますけれども、私も思います。市民は、もちろん議員に対しても市当局に対してもいろいろな意見を言うことができるはず。そして、ちゃんとしてくれよというふうに意見を述べることもできるはず。これを虚偽だというふうにね、本当に虚偽だったかどうかよくわからないけれども、虚偽だというふうにして市民を名誉毀損で訴えるということのほうがそれこそ宮古島市の名誉を毀損しているように思います。宮古島市は市民を市の公金を使って訴える、本当にそういうことをなさろうというふうに市長は考えておられるのでしょうか。市民はね、あの約2,300万円で全部ごみがとれたならまあまあ納得もしようが、まだ残っている、あれどうやってとったらいいかというふうには考えはするけれども、そのことで批判を受けたことでまた一般財源から約65万円、着手金ですよ、それで市民を訴える、これは宮古島市のためになることというふうに本当に市長はお考えですか。

◎副市長（長濱政治君）

市民は知る権利があるし、提訴するもちろん権利もございます。それは当然です。それをだめだと言っているわけではありません。例えば当時この問題が発覚したときにいた議員の皆さん方は、この弁護士が言っている市は技術的に可能な範囲のごみを撤去すればいいという契約だったというのが、それは裁判になってからつくり上げたものというふうなものは本当に当たっているんですか。

◎仲里タカ子君

もう時間がないですけど、本当に当たっているか。本当に当たっているかどうかではないと私は思うんです。これが本当に当たっているかと聞くのは、これは市は聞いていいけれども、それだから名誉毀損で訴えるというのはどうかなというふうに私はやっぱり思います。ぜひともですね、市民にちゃんと説明をしてもらいたい。そして、名誉毀損という怖い言葉で市民を訴えるということをやめていただきたいと心から思います。宮古島市のために。そして、市長がおっしゃったように、不法投棄をしないように、そしてごみをどうやってとっていくかをみんなで考えていくこと、これが本当に重要なことであって、市民を分断して名誉毀損で訴えるようなことをぜひともやめていただきたい、そうお願いして一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎副議長（上地廣敏君）

これで仲里タカ子君の質問は終了しました。

◎平 百合香君

2番、平百合香でございます。きょうは大分傍聴の方が多くて、いつにも増して緊張しております。皆さん、どうか、本日、最後の質問者ではございますが、温かい目で見守りながら、市民にわかりやすいご答弁のほうよろしくお願いいたします。

それでは、私からの質問に移ります。保育料の無償化についてでございます。6月定例会で保育料無償化の対象となる保育施設への説明会を7月に予定しているという答弁をいただきました。その後、説明会は何月に何回行われたのか、また参加した保育施設はどのぐらいであったのかということをお教えください。

◎福祉部長（下地律子君）

保育料無償化についてお答えいたします。

10月から始まる幼児教育、保育の無償化についての説明会の開催についてでございますが、認可保育施設向けの説明会は第1回目を7月30日に開催し、参加施設は27施設、2回目を8月29日に開催し、参加施設は28施設でございます。認可外施設向け説明会は8月13日に開催し、参加施設は5施設でございます。また、公立幼稚園では午後の預かり保育を利用する保護者宛てに申請依頼を7月29日に発送しました。私立幼稚園、こども園へは8月1日と2日に各園を訪問し、制度の説明を行っております。

◎平 百合香君

福祉部長、ありがとうございます。保育料の無償化のスタートは10月1日からですので、説明会は一日も早い開催をとというのが施設側からの要望でございました。いろいろと現場でも新しくスタートすること、新しく変わることのほうが多くて、私の6月定例会の一般質問のときには施設側は市からも県からも説明が一切なく、非常に困っているという内容でしたので、一般質問で一体いつの説明会の開催になるのかということをお尋ねしたわけでございます。7月30日、8月29日、また8月13日、8月1日、2日というふうに順次説明をされていったということなんですが、7月にぎりぎり開催はされておりますが、このように説明会の開催が大分おくれた理由というものがございましたら教えてください。

◎福祉部長（下地律子君）

おくれた理由ということでございますが、今日にちのほうをちょっとはつきり記憶していないんですが、県のほうから最新のといいますか、説明会がありました。その説明会を待って、準備をして説明会を行ったということでございます。

◎平 百合香君

福祉部長、ありがとうございました。私が心配していたのはですね、これは全く私の個人的な意見なんですけれども、夜遅くといいますか、夕方市役所の前を通りますと、いつも4階の部分の電気がついてるんですね。保育料の無償化が10月1日から始まる。このように説明会も非常におくれて開催された。もしや福祉部は業務量が非常に多過ぎて、毎日残業をしているのではないかと私は個人的に非常に心配をしておりましたが、今回県とかからの通知のほうがおくれたからだという説明を聞いて、ちょっとだけ安心をいたしました。

次にですね、保育料の無償化に伴い、給食費は保育施設から保護者への直接請求となることについて施設側、保護者、両方から不安の声が上がっています。説明会ではどのような意見が上がったのか、またそれに対してどのような対応を本市がやっていくのか、市民にもわかりやすく説明をしてください。

◎福祉部長（下地律子君）

まず、今回の無償化に伴いまして、給食費は無償化の対象から外れており、各施設において実費徴収することとなっております。副食費に関しましては、現在国の定める公定価格において月額4,500円と設定されており、保育料に含める形で徴収しておりますが、今回の無償化に伴い各施設で実費で徴収することになり、金額についても各施設において実際に給食の提供に要した材料の費用を勘案して定めることとなりました。なお、公立保育所、認定こども園の2号認定子供の副食費の金額につきましては、国の公定価格に合わせて月額4,500円と設定しております。

説明会においての施設側からの主な意見といたしましては、1つ目に保育料と同じように副食費に関しても市が徴収できないかということ、2つ目に市において児童手当から徴収できないかということ、3つ目に滞納者が出た場合の対応をどうしたらいいのかとの意見がございました。

それに対する市の見解といたしましては、まず1つ目の市で徴収できないかという点でございますが、これにつきましては地方自治法第235条の4第2項において、「債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない」とされていることから、市が施設にかわって徴収することはできません。

2つ目の児童手当からの徴収についてでございますが、児童手当法第21条第2項の規定に基づき、児童手当受給者が児童手当を受給する前に給食費の支払いに充てる旨を申し出た場合には、各市町村の判断で児童手当から徴収することは可能とされていますので、保護者からの申し出があった場合は市が児童手当から徴収し、当該費用に係る債権を有する者に支払うことが可能となっております。

3つ目の滞納者への市としての対応でございますが、副食費は実費徴収となっていることから、原則施設が督促などの滞納事務を行うこととなります。しかしながら、保護者が滞納する場合には経済的な理由のほか、保護者と施設の間での意思疎通や信頼関係が何らかの理由で損なわれているなどの事情が生じている可能性もあると考えられます。そのため、利用調整の実施者である市は副食費の滞納がある保護者から事情を聞き、その理由や改善策、利用継続の可否などを検討することが求められているため、このプロセスの中で滞納している副食費についても保育所への支払いを促すこととなります。

◎平 百合香君

福祉部長、ありがとうございます。私も施設側からの意見を聴取いたしました。施設側からの一番の不安というものは、やはり滞納をどういうふうに督促していったらいいのか、特に保育園、幼稚園というものは保護者と毎日非常に密にかかわるところでございます。やっぱり保護者側と施設側に不穏な空気が流れますと、子供は非常に敏感にそれを感じ取ります。そのことが保育の質の低下につながるのではないかと園側といいますか、施設側は非常に危惧しているところでございます。私のほうに寄せられた意見としては、例えば保育所の利用申し込みの段階において、あくまでも任意であるとした上で、保護者の方に児童手当からの徴収申込書というものを提出してもらって、もし滞納が発生して、滞納していますけれどもという徴収を何回かかけて、それでもなお滞納が発生した場合、保護者側と施設側との関係がぎくしゃく

する以前に児童手当からの徴収申込書ですね、これを市へ提出すると滞納した分に限って児童手当から徴収するということは市側は考えていらっしやらないのかということをもっとお伺いしたいと思います。

◎福祉部長（下地律子君）

保護者からの申し出の時期についてでございますが、例えば平百合香議員のおっしゃるとおり、保育所の申し込みの段階ですね、あくまで任意のものであるということを示した上で、児童手当からの徴収の申し出書を同封してですね、希望する保護者にほかの書類とともに提出していただく方法や、滞納が数カ月続いた場合などに状況に応じて個別に地方自治体が保護者や保育所等と相談し、滞納した分に限って徴収するよう保護者に申し出ていただくなどの方法が考えられます。

◎平 百合香君

福祉部長、ありがとうございます。ここがですね、やはり施設側としては非常に気をを使うところございまして、私のほうにも誰それさんのおうちは1号認定、誰それさんのおうちは2号認定、その間にやはり保育料の差が出てしまうこと、また滞納が出たときにあそこの家は滞納しているから、督促をかけているよということをほかの保護者だったり児童たちにも知られないように、なるべく保護者との関係を損ねないような方法というものを園側も模索しておりまして、もしこの方法が可能だということであれば、保育園側もある程度安心して徴収業務に当たれるのではないかとこのように考えます。ありがとうございます。

次の質問なんですけれども、保育施設が直接保護者へと請求することになる給食費ですが、国の基準である公定価格が8月末に4,500円から5,180円へと引き上げとなりました。本市の公定価格の変動はあるのか伺うという質問でございました。ちょっとわかりにくかったかなというふうに思っております。質問の補足をしようと考えたやさきにですね、初日の一般質問で同僚議員でございます前里光健議員の小中学校への給食費の無償化についての質問、これが市長からの答弁で来年度からの実施を目指して調整中であるという発言がございました。また、きのうの高吉幸光議員がこの発言を受けて副食費の質問をしたんですけれども、その答弁で宮古島市副食費の無償化へと取り組んでいくと市長が明言をしておりましたので、ぜひよろしくお願ひしますということで締めようというふうに思ったのですが、けさですね、9月18日付で内閣府子ども・子育て本部統括官と厚生労働省子ども家庭局長のほうから通知が届いておりまして、「令和元年10月以降の公定価格の単価案の見直しについて」という通知が来たということでございます。公定価格の見直しについては園側、施設側も保護者も非常に関心の高い問題でございますので、ぜひこの「令和元年10月以降の公定価格の単価案の見直しについて」というものをわかりやすくご説明お願ひしたいと思ひます。

◎福祉部長（下地律子君）

まず、今平百合香議員からご指摘のあったきのう付の通知が届いておりまして、その前の段階での案の内容を先に説明をさせていただきたいと思ひます。

公定価格についてですが、今回の無償化に伴い、内閣府告示の改定があり、これまで基本分単価に含まれていた副食費4,500円が実費徴収となり、除外されました。また、国において全国調査をしたところ、実際の保育所等における副食費が4,546円という結果を踏まえ、今年度4月から物価変動分として681円が増額されておりましたが、実態に合わせた形で減額となり、その差額分681円を活用し、栄養管理加算とチー

ム保育推進加算が拡充されました。しかし、先ほど申し上げましたように、9月18日付で「令和元年10月以降の公定価格の単価案の見直しについて」で通知がされております。その内容といたしまして、最終的な10月改定の公定価格としては、第2号認定子供の基本分単価から減額する副食費相当額を5,181円とすることを見送り、4,500円にとどめることといたしました。また、栄養管理加算とチーム保育推進加算については、5,181円の減額を前提として拡充を講じる予定であったことから、基本分単価の減額幅の4,500円への見直しに伴い、これらの加算の拡充措置の実施を見送ることといたしましたという内容となっております。

◎平 百合香君

なかなかわかりづらい制度で、福祉部長一生懸命ご説明していただきましたが、私も手元のほうに資料をいただいておりますので、後で何回も読んで十分に理解して、また施設側のほうには説明をさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

次の質問に移りますが、宮古島市定員適正化計画についてと児童福祉についての順番を逆にして質問をさせていただきたいと思っております。児童福祉についてでございます。児童相談所宮古分室とは別に、本市に児童虐待の情報が入るのかということをお尋ねいたします。本市においては、平成29年4月に沖縄県中央児童相談所宮古分室が開設され、本市の児童福祉に大きく貢献しているところではございますが、沖縄県中央児童相談所宮古分室とは別に、本市において児童虐待の情報が入るといことはあるのでしょうか。例えば沖縄県中央児童相談所宮古分室が開設される以前はどうやってそういった情報をキャッチしていたのか、そういった情報が入るような窓口は今でも生きているのかということをお教えください。

◎福祉部長（下地律子君）

本市における児童虐待に関する情報については、市民からの通告、庁内関係部署や宮古島警察署からの通告等により把握しており、これについては沖縄県中央児童相談所宮古分室の設置前と設置後での変化はありません。今後も児童虐待防止に関する市民への周知や関係機関との連携を継続することで、早期発見、早期対応に努めてまいります。

児童虐待に関する通告を受けた後の対応でございますが、沖縄県中央児童相談所宮古分室の設置前は、市民や関係機関等からの通告に基づく情報収集を行うとともに、沖縄県中央児童相談所への電話による情報共有、助言に基づいた対応を行ってまいりました。また、状況に応じて沖縄県中央児童相談所の職員が来島することで、要保護児童対策地域協議会への参加や訪問など本市との連携につなげてまいりました。沖縄県中央児童相談所宮古分室の設置後は、これまで同様に寄せられた通告に基づき情報収集を行うとともに、沖縄県中央児童相談所宮古分室との電話や対面による情報共有、要保護児童対策地域協議会の開催など、関係機関との連携を含めたより迅速な対応が可能となっております。

◎平 百合香君

ありがとうございます。本市が持っている児童虐待の情報というのは全て児童相談所と共有ができていくという次の質問の答えまでお答えいただいたんですけども、それではですね、本市が持っている児童虐待の情報は全て児童相談所と共有ができていくということではございますが、実はですね、この質問をしたのは、ちょっと前に県紙で児童虐待防止に向けた連携をより密にするために、児童相談所を設置する県と県警とは児童相談所が虐待だと判断した全ての事案の情報を県警に提出する協定を結んだという報道が

ございました。そこで、本市が入手した情報というのは児童相談所と全て共有しているということですので、児童相談所と県警の情報の提供がされているということになるのであれば、本市の情報も全て県警のほうへ漏れなく共有ができていているということと理解してもよろしいでしょうか。

◎福祉部長（下地律子君）

本市では、要保護児童対策地域協議会の活用により、宮古島警察署、沖縄県中央児童相談所宮古分室、教育委員会、その他複数の関係機関による情報共有を行うことで、児童虐待の実態把握や対応方針の検討などの組織的な対応を行っております。また、要保護児童対策地域協議会の活用以外においても、随時関係機関との同行訪問や情報共有を行うことで迅速な対応につなげております。

◎平 百合香君

今の答えを聞いて非常に安心したところでございます。ちょっと前にですね、情報の共有がきちんとできていなかった、連絡ミスであったということで、糸満市から県外のほうへ転出した児童が児童虐待によって命を落としてしまうという非常に痛ましい事件が発生いたしました。本市においては、情報の共有は県警ともきちんととれているということで、例えば島外、県外への転出になった場合にも、その情報が提出先であったりとかまできちんと伝わるというふうなシステムというんでしょうかね、関係性を構築しているから、大丈夫だというふうに理解してよろしいでしょうか。

◎福祉部長（下地律子君）

転出時の転出先との情報共有についてでございます。児童虐待に係る世帯が転出した際につきましては、児童虐待の防止等に関する法律における資料または情報の提供に基づき、転出先市町村への引き継ぎを行っております。

◎平 百合香君

ありがとうございます。非常に安心をいたしました。

それでは、次の質問に移りたいと思います。宮古島市定員適正化計画についてでございます。平成22年度に策定し、平成29年度に見直しがされている宮古島市定員適正化計画ですが、この計画策定時に比較検証した類似団体は総務省が示した人口と産業構造を基本とした128団体、この128団体の平均職員数や本市と同規模の11団体の平均職員数、そのほかにも消防、水道、空港、港湾等管理状況、相違点等を勘案し、本市においての適正人数を668名という数字として導き出したものというふうな理解をしています。そこで、策定時の平成22年度と見直し時の平成29年度、そして本年度の正職員数、臨時職員数、それと合計人数というものをそれぞれお答えください。

◎総務部長（宮国高宣君）

宮古島市定員適正化計画の初年度である平成22年度における正職員数は910名、臨時職員が346名、合計で1,256名、見直しが行われた平成29年度における正職員数は733名、臨時職員数が502名、合計で1,235名、そして本年度における正職員数は715名、臨時職員が491名、合計で1,206名となっております。

◎平 百合香君

ありがとうございます。総務部長、正職員は順調に宮古島市定員適正化計画の目標である668人というものを目指して順調に減っているというふうに思いますが、臨時職員の数でございます。スタート時の平成22年度には346名、平成29年度には非常に多くて502名ですか、そして本年度においては491名というふうな

報告でありました。なので、トータル的な人数を見ますと、余り順調に減っていないような印象を受けます。正職員は減っていて、臨時職員が減っていないとか、若干増加しているというふうな印象になりますけれども、正職員がいないことによって、臨時職員数をふやすというような方針で宮古島市定員適正化計画というのは行われているものなのでしょうか。

◎総務部長（宮国高宣君）

今平百合香議員ご指摘のとおり、合計人数では変化はございません。確かに正職員は減っており、臨時職員が逆にふえているという形でございます。平成25年度が両方で1,331名、最大で両方合わせていた時代もございます。限られた財源の中で効果的な行政サービスを実施するためには、事務の内容に応じ臨時職員等を有効に活用していくことが必要だと考えております。やはり時代の変化に伴って、市民サービスも相当ふえております。そういう意味ではですね、業務の内容等々はふえておりますので、それによっては臨時職員で対応していくという形になろうかと思えます。

◎平 百合香君

ありがとうございます。臨時職員を有効活用するといった方向で考えているということではございますが、では順調に減っている正職員数ですよ、スタート時から本年において人員削減のためにどのようなことをしたのか、業務の見直し等具体的に教えてください。

◎総務部長（宮国高宣君）

その前にですね、先ほど臨時職員の話をしましたけど、しかし次年度、令和2年度から会計年度任用職員制度が始まりますので、臨時職員ですね、待遇等についてもですね、その辺は職員並みですね、そういう待遇は来年度から始まりますので、臨時職員という表現は今年度限りとなりますので、この辺は申し伝えておきたいと思えます。

スタート時から本年度において人員削減のためにどのようなことをしたのか、業務の見直し等について具体的に教えてくださいという件でございます。本市は、これまで宮古島市定員適正化計画に基づき、退職者数に応じて新規採用者数の抑制を図るとともに、民間委託の推進や指定管理者制度の導入等を実施し、事務事業の見直しを進めることで定員管理に努めてまいりました。主な取り組みといたしまして、空港施設維持管理業務や浄水場夜間休日運転管理業務、平良学校給食共同調理場調理業務等が民間などに委託されております。また、市営住宅や斎苑、総合体育館など体育施設に指定管理者制度を導入しております。

◎平 百合香君

総務部長、ありがとうございます。退職者の数に伴って新規の抑制であるとか、事務作業の見直し、あと平良学校給食共同調理場であったり、総合体育館であったりというものを指定管理者制度を活用して職員数を減らしていったというお話ですけども、今年度までですよ、臨時職員という表記が。6月定例会で我如古三雄議員から臨時職員不足の問題について質問がありました。先ほど総務部長がおっしゃったように、臨時職員の雇用の安定と待遇の改善を早急を実施すべきとの提言内容でした。総務部長の6月定例会の我如古三雄議員の一般質問に対する答えの結果が今のお答えだというふうに捉えておりますが、臨時職員の待遇をよくしていくので、臨時職員という考え方というのは今年度までだというふうなことは、我如古三雄議員の質問にお答えになった形になるのかなというふうに思っています。

ただですね、私は先ほど福祉部への質問でもちょっと触れましたけれども、毎回夕方市役所の前を通る

と、4階だけがこうこうと電気がついているんですね。私は、今回の保育料の無償化の問題に当たってもそうだけれども、どうも福祉部というのはその職務上どちらかというとマンツーマン、市民1人に対して職員が1人、お話を聞いて、そしてその上で適正な部署への連絡であったり、つないでいたり、市役所内でお話を聞いた市民一人一人の必要状況に応じて別の課へ振り分けたりという、マンパワーが物すごく必要な部署ではないかなというふうに思っています。今年度の福祉部所管の補正予算の説明の中で今回臨時職員を3名入れたというふうには聞いているんですが、どうもその話を聞いてもやはりあの明々としている電気を見ますと、職員数に対して業務量というものが過重なのではないかと危惧してしまうところなんです。実際に職員の皆さんとお話をされていても、彼らは一生懸命やっているんですよ。それこそ髪を振り乱して一生懸命やっている。それでもなかなか今回の9月18日付で連絡が回ってきたり、こういった新しい業務が次々と舞い込んできてしまう。特に今回なんてそうですよね。保育料の無償化というのは、あれが決まったのが2月でしたかね、それから始まって、10月に実施ということですから、非常に複雑、私なんか文書何回読んでもなかなか理解できなかったんですけども、ああいった複雑な業務がわんさか福祉部のほうにおりてくるものと思っているんですよ。

そういった意味でマンパワーが必要な場所に対して臨時職員なり正職員なりをきちんと配置するという業務内容の見直しというものも含めて、やはり宮古島市定員適正化計画、再度の見直しが必要なのではというふうに考えます。平成29年度に見直しを行っているわけですが、伊良部大橋の開通以来、本市の経済状況、社会状況というのは私たち一般市民がびっくりするほどのスピードで大きくさま変わりしている現状があります。我如古三雄議員も6月の一般質問でおっしゃっていたとおり、やはり臨時職員での対応というのはもう限界が来ている。総務部長が臨時職員の待遇をよくして正職員並みに持っていくということは非常によくわかるのですが、そうしますとトータルの人数がなかなか下がっていかないというこの現状をですね、再度やはり見直していく必要があるのではというふうに考えます。

本当にちょっと私が考えただけなんですけれども、例えば1階の窓口業務ですよ、今回も我如古三雄議員の一般質問だったんですけども、マイナンバーカードというものがございます。このマイナンバーカード、コンビニで住民票の写し、印鑑証明、それから戸籍謄本、戸籍の付票の写し、所得課税証明書というものがとれるというふうになっています。コンビニですから、時間も6時半から23時までと非常に長い間とれるということ、長い時間対応が可能であるということ。本市においては、マイナンバーカードの取得率というものがやはりまだまだでございまして、朝の時間帯にですね、ちょっと宮古島市役所平良庁舎1階の市民生活課に私参りました。そこでちょっとお話を聞いて、本当に短い時間だったので、詳しくまでは聞いていないんですが、マイナンバーカードの問い合わせだったり、案内というものを市民生活課のほうでしているというふうに聞いたものですから、お話を聞いてきたんですけども、特にマイナンバーカードとりませんかと市民一人一人に別々言っているわけではなく、問い合わせが来たときにこういう書類が必要です、例えばこのサイズの写真が必要です、スマートフォンを持っている方でしたらスマートフォンでもできますよ、そういった案内だというふうに聞いています。マイナンバーカードがもう少し普及をしますと、1階のそういった住民票だったり、印鑑証明だったり、戸籍だったりのそういうことがカード1枚で機械にピッと、これは体験者からのお話ですけども、ATMで現金を引き出すのとほぼほぼ似たような感覚でそれが取得できると、それはしかも島外、例えば沖縄本島に行って急に宮古島の自分の

住民票が必要になった場合でも対応が可能であると、非常に便利だよというふうに話を聞きました。

そこで、やはり業務の内容を見直す意味においてもマイナンバーカードの取得の推進ですとか、あとやはり人間使ってみないとこれが本当に便利かどうかというものはなかなかわかりづらいものです。なので、1階のロビーのほうに例えばマイナンバーカードでもって住民票が出せるような機械を一度置いて、カードを持っている方々にこんなふうになれば住民票ぺらっと出てきますよ、実はご近所のコンビニでもそれって可能なんですよというのをデモンストレーション的に、住民票をとりに来た市民に対してはマイナンバーカード持っていますか、この機械でこんなふうにやったらとれますよ、最寄りのコンビニでもできるんですという一連の説明をしていく、そういった作業を重ねることによって1階の事務作業というものがかなり軽減できるのではないかとというふうに思います。そこで軽減できた人間をマンパワーが必要な部署に再配置する、各課の、各部の業務の密度といいますか、もちろんどの部署も非常に大変なことは私よく存じ上げているんですけども、やはり人対人でマンパワーが必要な部署にそういった人間を再配置するということも含めて、宮古島市定員適正化計画、再度の見直しをお願いしたいというふうに思っています。もしよろしければ総務部長、見解をお願いしたいと思います。

◎総務部長（宮国高宣君）

多岐にわたっておりまして、何と答えていいかわからないんですけど、4階から1階まで臨時職員をですね、また職員をですね、平百合香議員が見ていただいているということは非常に感謝しております。私も土曜日、日曜日よく平良庁舎内を見回りをしております。確かに残業している職員います。しかし、大体同じ職員なんです。ですからですね、この辺はその担当課長等に業務が偏っていないかどうか、事務量も含めて精査する必要があるということは考えております。

総括して答えていきたいと思えます。今後地方分権改革や新たな行政需要等に柔軟に対応し、よりよい行政サービスを実施するため、委託化や事務事業の分析、見直しを進め、適正で効率的な人員体制の確保に努めてまいりたいと思っております。

◎平 百合香君

総務部長、ありがとうございます。いろいろ煩雑な仕事、業務がふえる中、市民サービスの向上のために市役所職員の皆様一人一人が非常に努力をしていることに関してまず感謝を申し上げたいと思っております。皆さん、本当にありがとうございます。という感謝の言葉を述べたところで、平百合香の今回の一般質問終了したいと思います。ありがとうございます。

◎副議長（上地廣敏君）

これで平百合香君の質問は終了しました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎副議長（上地廣敏君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

（延会＝午後3時28分）

令和元年

第5回宮古島市議会(定例会)会議録

9月20日(金) 6日目

(一般質問)

令和元年第5回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第6号

令和元年9月20日（金）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和元年第5回宮古島市議会定例会（9月）会議録

令和元年9月20日（金）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（22名）

（延会＝午後4時37分）

副議長（17番）	上地廣敏君	議員（11番）	高吉幸光君
議員（1〃）	新里匠〃	〃（12〃）	國仲昌二〃
〃（2〃）	平百合香〃	〃（13〃）	友利光徳〃
〃（3〃）	仲里夕カ子〃	〃（14〃）	上里樹〃
〃（4〃）	島尻誠〃	〃（15〃）	下地勇徳〃
〃（5〃）	平良和彦〃	〃（16〃）	栗国恒広〃
〃（6〃）	下地信広〃	〃（18〃）	平良敏夫〃
〃（7〃）	欠員	〃（20〃）	山里雅彦〃
〃（8〃）	我如古三雄〃	〃（21〃）	棚原芳樹〃
〃（9〃）	前里光健〃	〃（22〃）	砂川辰夫〃
〃（10〃）	狩俣政作〃	〃（23〃）	濱元雅浩〃
		〃（24〃）	眞榮城徳彦〃

◎欠席議員（1名）

議長（19番） 佐久本洋介君

◎説明員

市長	下地敏彦君	上下水道部長	兼島方昭君
副市長	長濱政治〃	会計管理者	下地秀樹〃
企画政策部長	友利克〃	消防長	来間克〃
総務部長	宮国高宣〃	伊良部支所長	上地成人〃
福祉部長	下地律子〃	総務部次長兼 兼総務課長	渡久山繁〃
生活環境部長	垣花和彦〃	企画調整課長	上地俊暢〃
観光商工部長	楚南幸哉〃	財政課長	砂川朗〃
振興開発 プロジェクト局長	大嶺弘明〃	教育長	宮國博〃
建設部長	下地康教〃	教育部長	下地信男〃
農林水産部長	松原清光〃	生涯学習部長	下地明〃

◎議会事務局職員出席者

事務局長	上地昭人君	次長補佐兼議事係長	仲間清人君
次長	友利毅彦〃	議事係	久志龍太〃
次長補佐	富浜靖雄〃		

◎副議長（上地廣敏君）

議長が諸般の事情により本日は会議に出席していませんので、地方自治法第106条第1項の規定に基づき、私、副議長が議長の職務を行います。

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は22名で、定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第6号のとおりであります。

この際、日程第1、一般質問について、昨日に引き続き質問を行います。

本日は上里樹君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎上里 樹君

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、台風での被害に遭われた方々に対し心からお見舞いを申し上げます。関東圏、まだ大変な停電が続いていますけども、本当に早期の復旧願ってやみません。

それでは、質問に入ります。きょうは20日ですけども、きのう、19日は安保法制が国会で強行採決されて4年の節目を迎えました。この安保法制が強行採決されて何が変わったか。護衛艦「いずも」型、これが空母化される、そして100機体制のF35の導入、そして自衛隊が海外に展開してアメリカとともに戦争をする、それが可能になる、それが安保法制の根本問題です。これまでは憲法違反だということで集团的自衛権は不可能と言われてきましたが、それを踏み破って4年。ここで自衛隊の命の問題もかかわってまいります。日本共産党の赤旗新聞、情報開示請求で取り寄せた資料によりますと、負傷した兵士、自衛官、そのプラチナの10分と呼ばれる、この間に緊急対応すれば命が救えるという時間なんですけども、アメリカでは5分です。それが10分になっている。だから、1分でもおくれると命に問題があるというのに、自衛隊では10分になっている、命が軽く扱われるようになっているというところもあります。ですから、私は今問われているのは自衛隊に賛成か反対かではないということを強調したいと思います。これまで海外で武力の行使のできなかった自衛隊が、いずれ安倍首相が目指す憲法改正によって海外で武力の行使が可能になる自衛隊に変わろうとしている、そんな中での4年目を迎えたということです。ですから、これを憲法を守る、その立場で国民は今度の参議院選挙では3分の2の勢力、安倍首相に許しませんでした。それどころか自民党は9議席減らしてしまいました。得票にして100万票余り減ったといえます。野党共闘をさらに進めて、市民との共闘を進めて憲法を守れ、この1点で共闘を進めていく、そのために引き続き頑張っていきたいと思います。

それで、陸上自衛隊の宮古島駐屯地についてですけども、この安保法制が通ってから4年目の節目、まさに中国シフト、これが強化されている中での実戦部隊の宮古島への配備となりました。まず、弾薬庫についてですが、住民説明会では弾薬庫はつくらない、そう説明していました。しかし、弾薬庫をつくり、迫撃砲や地对空誘導弾などを運び入れていました。岩屋毅前防衛大臣は、3月2日、衆議院安全保障委員会で保管を明示的に説明していなかったとして謝罪をしました。岩屋毅前防衛大臣が来島し、市長に説明をしましたが、その際に市長はどう返事をしましたか、お伺いします。

◎市長（下地敏彦君）

その前に、岩屋毅前防衛大臣が衆議院安全保障委員会で説明したのは4月2日です。

では、平成31年4月7日、岩屋毅前防衛大臣が来島した際、前大臣から陳謝を受けました。それで、これまで丁寧に説明してこなかったことを踏まえ、今後は保良の火薬庫のことも含めてきちんと説明をしていただきたいと伝えたところでもあります。

◎上里 樹君

丁寧にきちんと説明していただきたいということをお話ししたとおっしゃいますけども、約束を守らない、そのことを受けて、市長は怒りは湧きませんでしたか。説明と違う。市長は弾薬庫を置かない、それで安心をしたとまで新聞でコメントが紹介されていました。ですから、抗議してしかるべきものだと思いますけども、そこでお伺いしますが、市長は6月定例会での仲里タカ子議員の質問でこう答えています。「私が説明を受けたのは、保管庫をつくるという話でありました。当然保管庫ですから、いろんな弾薬が保管されるであろうということは想定できます」と答弁しています。市長は、保管庫は弾薬庫であるということをご想定し、その上で認識していたということでしょうか。

◎市長（下地敏彦君）

保管庫ですからね、火器類を保管するんだらうなということで広い意味での形で捉えておりました。

◎上里 樹君

広い意味でとおっしゃいましたけども、その広い意味の中に迫撃砲やそういった地对空誘導弾など、これは想定していましたか。

◎市長（下地敏彦君）

その時点ですすね、具体的にどういう種類のものがどうやってあるというふうなことまでは想定しておりませんでした。

◎上里 樹君

次に質問移ります。まず、住民に知らせることなく弾薬庫に迫撃砲や地对空誘導弾などを運び入れ、それが発覚すると、島外に搬出した、このように説明されても、住民は弾薬庫内を確認することなしに信じることはできません。最低でも市長は防衛省に市議とともに現場へ立入調査を求め、弾薬庫を置かないという約束を果たしてもらうためにも弾薬庫撤去を要求すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

◎企画政策部長（友利 克君）

防衛省に問い合わせをしたところです。弾薬や保管庫の現在の内部の状況を確認することについては、弾薬の数量などが明らかとなり、自衛隊の部隊の能力が推察されるおそれがあることから、実施が困難、要するに立入検査の実施は困難との説明がございました。いずれにしても弾薬の保管に関しては関係法令に従い、適切に対応していくというふうにご考えているところです。

◎上里 樹君

全て秘密なんですよね、何があろうと。ですから、全てが現段階ではという答弁に変わっていきますし、運び出した、搬出したといっても、それは全く住民の立場からはわからないわけで、信じられないというのが千代田地域や野原住民の強い意見です。立入調査を認めさせろ、立入調査が認められないんだったら置かないと言った弾薬庫を撤去しろということですよ。

次に移ります。民家から約75メートルしか離れていないところに弾薬庫は建設されています。これ千代田地区ですけども、これは地図上から縮尺を使ってはかって出した計算です。約75メートルというところですね、一番近い民家で。その一帯が軟弱地盤であること、空洞が存在すること、断層が存在する、そういう場所に弾薬庫、これが設置されています。そのような施設が市の答弁している、防衛省の説明する適切な設置であるという根拠をお示してください。

◎企画政策部長（友利 克君）

適切な場所である根拠ということですけども、こういうものは事業者である防衛省のほうに確認をしませんとお答えできるものではございませんので、確認し、回答を得たところでございます。防衛省の回答によりますと、火薬庫について、火薬類取締法施行規則第23条には、火薬庫はその貯蔵量に応じ火薬庫の外壁から保安物件に対し保安距離をとらなければならないと規定されている、火薬庫から近隣の施設までの距離は法令に規定する保安距離以上の距離を確実に確保しているとのことでございます。宮古島駐屯地の施設整備に当たっては、地質調査により地質の状況を確認した上で、建築基準法などの関係法令に基づき建設工事を実施していることから、施設の安全性には問題ないとの回答を得ているところでございます。

◎上里 樹君

保安距離をとる法令に規定する距離が保たれていると、確実に守っているということですけども、その距離とは何メートルですか。

◎企画政策部長（友利 克君）

防衛省のほうに確認をしてからお答えしたいと思います。

◎上里 樹君

沖縄防衛局は、燃料タンクの設置場所について地盤改良工事は行っていないと初めて明言しました。これは、8月26日の防衛局との交渉の場での話です。地質学の専門家が地震等で事故が発生した場合の地下水汚染の懸念があると指摘しています。タンクの撤去、これをすべきだと考えますけども、要するにこの場所はタンクを設置する場所としては危険だという立場からの私の要求ですけども、撤去を求めるべきだと考えますけども、ご見解をお聞かせください。

◎企画政策部長（友利 克君）

撤去といいますか、タンクの設置場所についてでございます。防衛省の回答によりますと、宮古島駐屯地一帯の表層部はかたい地盤であり、給油所については燃料タンクを設置できる支持力があることを確認しているとのことでございます。燃料タンクの設置については、地質調査、実施設計を行った上で、消防法などの規定に基づき必要な試験を実施し、設置するために必要となる地耐力を確保しているとの回答でございます。

◎上里 樹君

消防法の基準を守って地耐力を確保しているということなんですけども、この建設場所に空洞があるという場合に、専門家の意見は、空洞が見つければ、その空洞がどの範囲に広がっているか新たなボーリングをするもんだと。その空洞が見つかったボーリング1カ所で終わりにして、そのボーリング箇所を塞いでしまって、地盤改良工事もしない。その空洞がどの範囲で広がっているかという調査もしていない。それなのに消防法の基準を守って地耐力を確保しても、そのような建物、これはいずれ崩壊してしまうと思

いますけども、ご見解をお聞きします。

◎企画政策部長（友利 克君）

先ほども答弁いたしました。防衛省としては、必要な試験を実施し、設置するために必要となる地耐力を確保しているということでございます。

◎上里 樹君

防衛省の言い分をそのままお認めなんですけども、場所が場所で、要するに地下水を守るという立場から見ても、また住民との約束という立場から見ても、私は二重の意味で大問題だと思うんですよね。いわゆる燃料タンクの設置は航空燃料になっています。要するにオスプレイ対応です。要するにジェット燃料です。ですから、そういう燃料タンクが4基も設置されている。100トン近いタンクですよ。これがそういう軟弱地盤、支持力が、岩盤がかたい場所というんですけども、あの場所は、確認しましたけども、N値が2から5です。これは軟弱地盤です。しかも、空洞が数カ所に存在する。その結果を受けて地盤改良工事もしなかったという、これは本当に驚きなんです。地下水を守るべき行政の立場としてそれでよいのか。それから、ヘリは来ないと住民に説明しておきながら、グラウンドにヘリが緊急飛来したときのための燃料タンクだと開き直る。このようなことを許していいんでしょうか。

◎企画政策部長（友利 克君）

答弁の繰り返しになりますけども、防衛省としましては給油所、あるいはまた給油タンクの設置に当たっては、消防法など関係法令に基づいて適切な試験等をした上で設置をしているということと認識しているところです。

◎上里 樹君

非常にそういう二重の意味で危険ということを指摘して、これはぜひ撤去を求めるべきものだとすることを強く指摘したいと思います。

次に、沖縄防衛局長は辺野古も公有水面の埋め立てに関し承認を取り消す処分に対して不服審査請求を国土交通大臣にやっていますけども、今裁判のあれですけども、その請求で断層の問題に触れています。断層地震、要するに断層が地震を起こすということで想定されているのは、沖縄本島南部断層系、それから伊祖断層、石川一具志川断層、宮古島断層の4つと指摘しています。だから、辺野古は安全だと言っているんですけども、沖縄防衛局は千代田の断層は確認されていないと説明していますが、地質学の専門家は断層の存在を指摘しています。市長は沖縄防衛局に対し、千代田の断層がそれに該当するのかどうか詳細な調査を求めるべきだと考えますけども、いかがでしょうか。

◎企画政策部長（友利 克君）

断層についてお答えいたします。

防衛省としましては、地震調査研究推進本部地震調査委員会の調査資料において、宮古島駐屯地の地下には活断層がないことを確認しているとのことでございます。

◎上里 樹君

地震調査委員会なるものは、結局これは民間機関が調べているものが一番詳しく出ています。要するに活断層の調査そのものを国がやっていないんですよ。民間が自力で調査をしている。その結果、宮古島に無数の断層があるというのも判明しています。しかも、南部地区に多いと、地震が起きる断層というのは。

ですから、地下水盆が地震によって亀裂が生じれば、ほかの水源にも影響が出ることは明白です。ですから、水盆がきちんと境界、不透水層で囲まれているから、安全だというんですけれども、そうではないということ指摘して、しっかりとこれは地下水審議会でも検討して、予防原則の立場から対応策を講じるべきだと考えますけれども、そのことに関してご見解を求めます。

◎企画政策部長（友利 克君）

いろんな機関が地質学関係の調査をしているということだというふうに思いますけれども、防衛省としましてはですね、防衛省として信頼する機関というものがこの文部科学省管轄の地震調査研究推進本部地震調査委員会の調査資料だというふうに受けとめているものというふうに考えております。

◎上里 樹君

防衛省が信頼する機関といえども、やっぱり予防原則の立場に立てば、宮古島の地下水を守るというのは大切な仕事ですよ。ですから、予防原則を果たせというのはそこなんです。幾ら境界が断層で守られているから、大丈夫といっても、そこに亀裂が入ればおしまいだよ。島の中央部です。しかも、観光でこれから伸びていこうという。そういうところをしっかりと見てですね、対応策を考えていただきたいと思えます。

次に、保良地区での陸自ミサイル弾薬庫建設についてですが、10月にも工事着工のニュースが報道されています。その件で市への説明はありましたでしょうか。

◎企画政策部長（友利 克君）

昨日の仲里タカ子議員の質問は、通知があるかというような質問でございました。その質問に対して建設部長のほうから景観関係の通知が届いていますよという答弁でございました。今回上里樹議員の質問は、10月の着工という報道があるが、市への説明はあるかというご質問でございます。現在のところ保良鉱山跡地への火薬庫などの建設について、沖縄防衛局を含む防衛省からの市への説明は特にございません。

◎上里 樹君

保良鉱山の現地、現場へ行きますと、もう着々と新しい電柱が立って、配線もされ、古い保良鉱山が使っていた機材、これが撤去されています。いつ工事に入ってもおかしくない状況です。いつも後手後手の説明になりますが、市長は岩屋毅前防衛大臣に丁寧にきちんと説明していただきたいとお話ししています。なぜそれが守れないのか。市長は、住民にしっかりと説明する責任もあります。ぜひ防衛省に説明会を開き、地域住民、市民に市長の責任で説明会を開いていただきたいと思えますけれども、ご見解を求めます。

◎企画政策部長（友利 克君）

自衛隊関連の住民への説明については、事業者である防衛省が責任を持って説明責任を果たすべきだということはこれまでも述べてきたところでございます。そういったことも踏まえましてですね、市長も、また我々もですね、防衛省、沖縄防衛局に対しては適宜適切な説明をするよという要望は常にしているところでございます。

◎上里 樹君

そんな姿勢ではやっぱりよくないと思うんですよね。当事者は誰なんですか。誰が受け入れを認めたんですか。だから、今の宮古島市に足りないのはそういう説明責任だと思うんですよ、ごみ問題にしる、この自衛隊の問題にしる。私は、もっと丁寧な市民に向き合った姿勢、説明をしっかりと果たしていただき

たいと思います。ぜひ早期の説明会よろしく申し上げます。

次に、保良地区に配備されるミサイル、情報開示請求で明らかになった自衛隊の弾薬取り扱いの教範で、火炎に包まれ発火、爆発までの時間が2分で、2分以内に1キロ先まで避難する旨記述があることが明らかになりました。弾薬庫火災を想定したものではないとのさきの定例会での答弁ですが、ミサイルは弾薬庫にとどめておいては役に立ちません。弾薬庫から運び出す、運び入れる、その際に陸路、海路、空路、いずれの手段で移動するかわかりませんが、必ず外に出るものです。その際の事故を想定しての質問ですけども、住民を危険にさらすミサイルの配備は認められません。見解をお伺いします。

◎企画政策部長（友利 克君）

誘導弾の運搬時などにおいては、火薬類取締法等の関係法令に基づき、隊員への適切な教育を通じて、安全上の配慮に万全を期しているとのことでございます。

◎上里 樹君

万全を期す、それは当然のことですけれども、水を守るということも含めてですね、事故を起こしてはいけない、その予防原則ということであろうとちょっとあれなんですけれども、このミサイルの問題、宮古島を守りに来るんですよね、説明では。宮古島の住民の命と暮らし、生命、財産を守るため。この事故が一たび起きれば宮古島はどうなりますか。しかも、宮古島を守るといっても、結局実戦部隊は冒頭に申し上げました安保法制に基づくアメリカの引き起こす戦争に協力、加担をしていく、アメリカの命令で動く、そういう自衛隊です。ですから、ちっとも宮古島を守るどころか、宮古島の住民が犠牲になりかねない、戦場になりかねない、そういう前提があるということです。ですから、自衛隊とともに心中する覚悟があるのかとさきの定例会で私は指摘しましたけども、そのことに関してご見解をお聞かせください。

（「どの件ですか」の声あり）

◎上里 樹君

住民を守るということですけども、本当にそういう自衛隊なのか。

◎企画政策部長（友利 克君）

国民、住民の生命を守るというのが自衛隊の使命かというふうに考えております。

◎上里 樹君

非常に危険な実戦部隊の配備、これは地上戦を予測した配備になります。また、攻撃を招きます。このことを指摘して次に移ります。

ごみ問題の訴えの提起ですけども、私はきょう市長が初めて市長に就任したときの写真お持ちしました。これは下着カラーということで報道されていますけども、この写真は大きな注目を集めました。要するに自分の意気込みを伝える、法令遵守、行政のプロ、役所の職員は市民からどう見られているか、それを職員に伝えたかったと、このことによって職員の仕事というその重み、それをお伝えになりたかったのだと理解しますが、この原点と現在、本当に乖離を感じます。ましてや住民訴訟、それを訴える、この機に至っては本当に驚きです。そこで、お伺いしますけども、住民訴訟は憲法と地方自治法で保障された市民の正当な裁判の行使であり、その訴訟を提起した市民を訴えるということは裁判を受ける権利の侵害になりませんか。

◎副市長（長濱政治君）

市民が住民訴訟を提起することは法令等においても保障されており、市民の当然の権利であり、そのことを否定するものではありません。今回の訴えの提起は、あくまでも名誉毀損を受けた市がその名誉を回復するための訴えであり、このことが市民の裁判を受ける権利の侵害になるとは考えておりません。

◎上里 樹君

権利は当然存在する、それは否定しないとおっしゃいますけども、その訴えそのものが問題だと私は言っているんです。多くの識者が、訴えの対象になっているのが市の不法投棄ごみ撤去事業をめぐって訴訟を提起した市民6氏になっていることから、全国のマスコミや有識者から訴訟の提起や批判的発言に対する報復である、表現の自由や住民自治ないしは地方自治に反することになる、強力な批判が上がっています。このことに関してご見解を求めます。

◎副市長（長濱政治君）

あくまでも今回の訴えの提起は名誉毀損を受けた市がその名誉を回復するための訴えでございます。市民が住民訴訟を提起することは法令において保障されており、市民の当然の権利であり、そのことを否定するものではありません。

◎上里 樹君

否定をしないと繰り返しますけども、訴えをした、そのことが識者が指摘しているとおり一つの圧力ですよね。そういうことを意味するのではないかと。上程した議案を市長は撤回していますけども、本来議案として提出するものはしっかりと精査をして提出するものだと考えます。その精査のためにとって撤回していますけども、それは議会と市民を軽視するものだと思います。そのことから単なる報復、それにすぎないのではないかと。これは民主主義の破壊であり、民主主義を理解しない、そのあらわれだということに危機感を覚えると識者がコメントを出しています。そのことに対してご見解を求めます。

◎副市長（長濱政治君）

先ほどから申し上げているとおり、報復でもありませんし、民主主義の破壊とも思っておりません。そして、あくまでも名誉毀損を受けた市がその名誉を回復するために訴えたものであり、決して報復というふうな考えは持っておりません。

◎上里 樹君

少なからず市民の声を聞きましてもこれでは物が言えなくなってしまうと、そういう圧力を感じると市民は語っています。ですから、本当に民主主義を大切にしたい、そういう立場に立つのであれば、誰が話した言葉かちょっと忘れちゃったけども、あなたの意見を表明する権利は私は命をかけても守ると、それが民主主義だというふうに私は中学時代に先生から教わりました。戦前のあの強権政治、独裁政治が住民を不幸な戦争に導いていった、そのことから立憲主義が確立される主権在民、住民が主人公と、そしてそれを保障する地方自治、これがしっかりと今据えられて、住民参加の市政、それを目指して全国で頑張っています。ですから、そういうことからして民主主義、これを大切にしたい、住民参加を大切にしたいと言ってもいいんですけども、残念ながら、庁議で決めたというんですけども、庁議で誰ひとりとする者がいなかった、このことにも驚きを感じます。私は、ここに令和元年度庁議等会議結果報告書、第10回のこれ情報開示に基づく開示資料です、庁議の。会議録の開示をしてあります。ところが、この会議録の中身は誰ひとり発言はありません。審議の結果、総務部長から提出議案について説明、修正等はなし、同案を提出

することとする、ただそれだけです。そういう中で議案が提出に至ったという、そういうことです。

次に移りますけれども、何をもって、先ほどから名誉毀損、これを繰り返しておられますけれども、何が名誉毀損なのか、具体的な事実が示されておらず、理解できません。名誉毀損に該当する具体的事実は何ですか。

◎副市長（長濱政治君）

具体的な事実が示されていないというのは少し違うのではないかと思います。私は常に言っていますよ。聞かれています。そして、仲里タカ子議員にもお答えいたしました。何でそれが何も答えていないということになるのでしょうか。

最高裁の判決が平成31年4月26日に出た後、原告側が同裁判の報告会を去る7月26日に開き、裁判を通して不正な行政手法は許されないという基盤が確立されたと強調し、また市は技術的に可能な範囲のごみを撤去すればいいという契約だったというが、これは裁判になってからつくり上げたものなどと主張しております。そもそも同裁判で原告側の主張は宮古島市が大番総業と本件契約を締結したことが違法行為であり、業務委託料2,251万8,000円及び遅延損害金を支払うよう求める、また同契約が履行されるに当たり違法な支出命令を阻止しなかったこと、また会計管理者が支出したことが違法であり、賠償責任があるなどとの主張で、最高裁まで争ったが、敗訴し、訴えは棄却された。しかるに、原告は今回の裁判で争ったことではなく、不正な行政手法は許されないという基盤が確立されたといたずらに市の行為を不正であるかのように主張している。また、技術的に可能な範囲のごみを撤去する契約であるという主張は、これまでの市議会や調査特別委員会でも繰り返し市は答弁してきたところであり、市の調査報告書にもこれは書いてありまして、そしてホームページで市民にも全部公開しているところです。裁判になってからつくり上げたものという主張は間違い、虚偽であり、公然と虚偽の事実を摘示して宮古島市の名誉を毀損したものであるというふうに考えております。

◎上里 樹君

それはお聞きしていますけれども、きのうの仲里タカ子議員の答弁に対しても、全て明らかにしてあるというような今のニュアンスの答弁がございました。しかし、議会にも調査特別委員会の中にも当局から進んで資料を提出するというような意思は全く感じられませんでした。その資料が出てきて当たり前の資料がいつまでたっても出てこない。だから、調査委員会は長期化したんですよ。不明な点が今でもある。未解明な部分がある。だから、そういう中で市民がきちんとした内容を明らかにしたいと住民監査請求をし、住民訴訟に訴えるのは当然のことだと考えます。そういう副市長がおっしゃったこと、これについては全くもって解釈や評価の違いだと考えるんですよ。

次にも関連するんで、移りますけれども、裁判の中でのやりとり、これは激しいやりとりもあり得ることです。事件の概要に書いてありますけれども、「宮古島市と有限会社大番総業と交わした平成26年度不法投棄ごみ撤去事業の業務委託契約が適法で適正な内容であるにもかかわらず」とうたっています。「被告となるべき者らは同業務契約を曲解して誤った主張をし」というふうに表記されていますけれども、これは解釈の違いであって、さらに事業費が違法に高額というのも評価の問題や判断の問題だと考えるんですね。そもそも裁判の中でのやりとりは名誉毀損に該当しないと、それを名誉毀損と言ったら裁判そのものが成り立たないという平成16年の東京高裁の判例もあります。名誉毀損裁判の中で新聞紙上でも有識者からス

ラップ訴訟と批判があります。訴えることはできても名誉毀損は問えないという判例もあります。それでも訴えるのでしょうか。

◎副市長（長濱政治君）

市が市民を相手に提訴することにより、住民訴訟を抑制するとか、表現の自由に対する萎縮効果をもたらすとか、アメリカで問題になっているいわゆるスラップ訴訟であると厳しい批判があることは承知しております。もちろんこのような指摘に対して耳を傾ける必要はございます。しかし、住民運動だからといって他人の名誉を毀損してよいということにはならないはずであります。民主主義の基礎であり、憲法第21条で保障されている表現の自由や憲法第32条で保障された裁判を受ける権利といえども、憲法第13条で保障された人格権や名誉権との利益調整を求められるのは当然のことです。住民訴訟における原告である市民による名誉毀損行為がどこまで許されるのかについて争いがあれば、名誉毀損による被害者が司法的救済を求めて提訴することは、法治国家である日本においては当然の権利行使として許容されるべきであると考えます。それを名誉毀損を受けた被害者の市に対してプレッシャーをかけて訴えの提起を抑制するのは、それこそ反民主主義的であり、法の支配の実現を損ねるものではないでしょうか。市が提訴したからといって当然に勝訴するという保証はございません。しかし、名誉を毀損されたと主張する被害者が権利救済を求めて提訴をし、裁判所において双方が当事者の席に着いて主張、立証を展開する中で、住民訴訟の原告であった市民の表現行為が適法か違法かが明らかになるはずでございます。住民訴訟の原告市民の権利のみを見るのではなく、名誉を毀損された被害者の被害救済の観点からもこの問題は検討されるべきであると考えます。

◎上里 樹君

大変驚きます。大変な答弁ですよ。その他人という表現と、それから被害者の救済、市の誰が被害を受けたんですか。誰が名誉毀損を受けたんですか。どんな名誉毀損ですか。

◎副市長（長濱政治君）

この訴えの提起を議案として出したのは市でございます。市が名誉毀損を受けたということでございます。そして、あとはどういった被害を受けたかということですが、先ほど申し上げたとおりでございます。

◎上里 樹君

名誉毀損というのは人格権に関係し、全く個人に関係する問題です。市そのものを広く問うことはできないと言われております。名誉毀損で訴えることはできても、住民と市との間での名誉毀損は成立し得ないと学者が指摘しております。市政を批判する、それが二元代表制、住民参加の市政。市民の声を聞く、その市民の声が大切にされなければなりません。その保障として住民訴訟があり、監査請求がある。ですから、訴えた者を名誉毀損で訴える、これはそういうことを議会に提示しただけで萎縮を招く、スラップそのものだと法の専門家はマスコミで指摘しているじゃないですか。だから、議会は機能を発揮して否決すべきだと。だから、そういう他人の名誉だとか、被害者の救済とかおっしゃいましたけど、市役所の被害というのは、名誉毀損という、そういうものは住民との関係では存在しないという識者の指摘がありますが、ご見解を求めます。

◎副市長（長濱政治君）

法人も人格を持っておりまして、当然訴えることはできます。それは学者がおっしゃっているというん

ですが、その辺はよくわかりませんが、当然訴えることができるというふうに考えております。

◎上里 樹君

本当に民主主義をどう捉えるか、その根本問題が問われていると思いますね。住民参加。だから、それを本当に大切にしている立場に立っているかどうか疑われる態度だと思います。ましてや私は質疑でも指摘しましたが、事件概要の宮古島市と有限会社大番総業と交わした平成26年度不法投棄ごみ撤去事業の業務委託契約、仲里タカ子議員にも答えていましたけども、全て明らかにして適正な内容であるにもかかわらず、被告となるべき者らは同業務契約を曲解して誤った主張をしというふうにこの概要書に書いていますけども、入札そのものが契約規則に反して無効ではなかったかと考えますけども、ご見解求めます。

◎副市長（長濱政治君）

原告側が主張したのは、この契約が違法、無効であるという主張をなさったわけですね。しかしながら、最高裁まで行って、全て棄却されました。そこに結論は出ていると思います。

◎上里 樹君

ただいまのご答弁で棄却されたから、それで決着がついたということですけども、この概要書に書いていることは、この契約を適法で適正な内容であるにもかかわらずとあえてうたっているんですよね。確かに裁判では違法性の指摘はありません。しかし、この出された資料の中には市が定めている規則に基づかない、本来なら無効になるべき入札がまかり通っている、そのことについてどう考えますか。

（「ちょっと待って」の声あり）

◎副議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午前10時57分）

再開します。

（再開＝午前10時57分）

◎上里 樹君

答弁はもらえないんですか。答弁してきたから、関連で聞いているんです。一問一答はそういうものです。

（「だったらちゃんと通告してくださいよ」の声あり）

◎上里 樹君

議長、整理してください。

◎副議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午前10時58分）

再開します。

（再開＝午前10時58分）

◎上里 樹君

今度の問題、有識者が次のようにコメントしています。この問題の一端でも解明したいと、市民が監査請求、住民訴訟という手段を活用したいと考えたのは当然であり、主権者意識の発露として評価したい、

そのように語っています。新聞社説では、公権力を背景に住民の口封じを図るかのような訴訟を起こすことは地方自治の自殺行為に等しいという指摘をしています。憲法と地方自治を否定するのはまさに民主主義の危機です。撤回しましたが、それだけでも大変な問題だと私は繰り返し指摘したいと思います。

この問題、再提出をすべきではありません。また、提出されても認められません。県紙が行った市民への街頭取材でも50人中市の提訴に反対と回答したのが44名、賛成2人、賛否を示さなかった4人も裁判はやり過ぎと否定的な意見を述べています。反対の理由は、自由意見で市民が行政に意見を言えなくなる、そのように言ったのが1人、税金の無駄遣いだと答えたのが8人、もとの原因は市だと答えたのが6名、そういう結果です。

そもそもこの混乱を誰が招いたか。しっかりとした法令、条例に基づく、市長がおっしゃったこの原点に立ち返れば、市長は住民監査請求によって市民が事実を明らかにしようとする、真実を明らかにしようとする、それを訴えてはならないと思うんですね。ですから、本当に法令遵守、そういう行政運営だったのかどうか問われています。ですから、この問題、再提出をするべきではないということを指摘して次に移ります。

次の福祉行政ですけども、国保について。国保と協会けんぽ加入者の保険料、税の負担割合、これはどのようにになっているのかお伺いします。モデル世帯、収入が400万円で30代の夫婦と子供2人のモデルケースで課税額、課税負担率、協会けんぽとの比較、ご答弁をよろしくお願いします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

国保に関するご質問についてお答えいたします。

モデルケースでの税額、それから課税負担率についての質問がございました。30代の夫婦で子供2人、給与収入が400万円の世帯の国保の税額は35万100円というふうになります。課税負担率は8.6%になります。この課税負担率につきましては、加入者1人当たりの平均保険料を加入者1人当たりの平均所得という形で除して算出しておりますが、これは宮古島市全体の国保の負担率ということになっております。一方、協会けんぽにつきましては税額が20万2,980円となります。保険料額を比較すると協会けんぽのほうが14万7,120円負担が少ないということになります。なお、先ほど説明したとおり、協会けんぽの課税負担率につきましては、平均保険料、それから加入者1人当たりの平均所得が把握できておりませんので、算出することはできませんでした。ちなみに、平成27年度の数値が資料としてございますので、それで報告しますと、負担率は7.6%というふうになっております。

◎上里 樹君

14万7,120円の開きがあるということで、それで質問ですけども、2018年決算は黒字という結果になりました。国保加入者の保険税は負担が重過ぎます。黒字の結果を受けて、負担軽減を実施すべきと考えます。かねてから私が要求しています子育て支援の観点から均等割と平等割を廃止するか、減額、免除するかの対応を求めます。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

平成30年度の決算におきまして、国民健康保険特別会計は余剰金が1億2,241万6,889円出ております。このうち約6,000万円につきましては令和元年度に県への償還金、これは普通交付金と保険給付金との差額になりますけれども、これを歳出予算として補正計上する予定となっております。つまり実際の黒字は約

6,200万円程度になるものと考えております。また、今年度、令和元年度の国民健康保険特別会計予算でも赤字部分の補填に当たります一般会計からのその他の繰出金、これが5,537万6,000円を計上しております。それから増加傾向にある1人当たりの医療費、こういうものが今年度どういうふうになるかというのも懸念するところでございまして、依然として全体的に厳しい予算編成になっているということが言えるかと思えます。さらに、令和6年度をめどに県内の保険料を統一するという方針が示されておりまして、平成30年度の決算状況により、直ちに保険税の減額を判断するのは適切ではないというふうに考えております。決算の余剰金の取り扱いに関しましては、3月定例会において県への償還金とその他の繰出金への補正計上をしていきたいというふうに考えております。ただ、今後もですね、黒字決算が続くようであれば、国民健康保険財政調整基金への積み立てを行う中で何らかの支援策を検討していくことが必要だと考えております。この中で提案のあった均等割、平等割の減額等についても検討していきたいというふうに考えております。

◎上里 樹君

次の質問に移ります。均等割と平等割、これを廃止した場合、国保加入世帯で収入が400万円、30代の夫婦と子供2人のモデルケースで課税額、課税負担率、協会けんぽとの比較どのようになるのかお伺いします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

国保税の均等割と平等割を廃止した場合、国保税額は24万3,400円となります。課税負担率は5.9%になります。協会けんぽと比較すると、協会けんぽのほうが4万240円負担が少ないという形になります。

◎上里 樹君

平等割、均等割廃止しても協会けんぽとの差が4万円と。やっぱり国保にしかない均等割と平等割の影響なんですね。消費税10%が導入されます。この機会にぜひ軽減策検討すべきだと考えますので、強く要望したいと思います。

次に移ります。政府は、保険者努力支援制度をつくり、法定外繰り入れをやめさせようとしています。住民の命と暮らしを守る自治体本来の立場から、本市は今後も法定外繰り入れを継続して、保険税の負担の軽減に努めるべきだと考えます。ご見解を伺います。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

法定外の繰り入れに関しましては、平成30年度決算におきまして余剰金が出ております。そのために法定外の繰り入れは行っておりません。ただ、令和元年度の予算においては歳入不足が予測されることから、一般会計からの繰り入れを予算として計上しております。今後も1人当たりの医療費、これが増加傾向にありますので、保険の給付費や県への納付金等、単年度収支の状況を総合的に勘案しながら、収支不足が生じた場合は検討していく必要があるというふうに考えております。

◎上里 樹君

ありがとうございます。

前期高齢者交付金制度については割愛させていただきます。

次に、国に対して過去の赤字解消のために繰り入れた法定外繰り入れの分、総額の補填、要するに沖縄県国保に対する新たな財政支援、これを求める必要があると。割愛した前期高齢者交付金制度、これが著

しく沖縄にとって不利な状況になっているということを受けてのことです。ご見解を求めます。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

上里樹議員ご指摘のとおり、沖縄県の国保の特別会計のほうは前期高齢者、65歳から74歳の方が全国に比べて割合が少ないということで、この割合によって交付される交付金がかかなり少ないというのが現状でございます。この問題につきましては、これまでも沖縄県、それから県の市長会、県町村会、県市議会議長会、県町村議会議長会、県国保連合会の6団体の連盟で厚生労働大臣に沖縄県の特事情に配慮した特別調整交付金の特別枠での財政支援の要請を行っております。今後もこの要請については続けていきたいというふうに考えております。

◎上里 樹君

ご答弁ありがとうございます。

次の保育行政についてですけれども、10月から幼児教育無償化が実施されますけれども、この件に関して保育園で実費徴収される副食費、これのことで悩みが多く寄せられています。要するに現状でも多忙な保育所、そこに新たな事務負担が生じるということからですけれども、これをぜひなくすためにということできのうから多くの質問がありますけれども、そんな中で手っ取り早くこれまでの減額、免除、使ってきたものを受けてですね、軽減策をとるか、もしくは無償化をこの際実施していくべきだと考えますけれども、おおむねこの質問、もう1分しかありませんので、まとめてみました。その要求に対する答弁を求めます。

◎福祉部長（下地律子君）

給食費、副食費の免除の件でございますが、給食費の中のお米やパンの主食費とおかずやおやつ、お茶などの副食費に分かれておまして、この副食費の免除についてでございますが、先日高吉幸光議員のほうに答弁をいたしましたとおり、来年度のですね、無償化に向けて検討して取り組んでいくということでございます。

◎企画政策部長（友利 克君）

1点答弁漏れがございました。法令に規定される保安距離とはというお尋ねだったというふうに思っております。防衛省の回答が届いております。保安距離を公開すると保管する火薬量が定かになり、部隊の能力が推察されるおそれがあることから、保安距離に関しては明らかにできないとの回答が届いております。

◎上里 樹君

これで一般質問を終わります。

◎副議長（上地廣敏君）

これで上里樹君の質問は終了しました。

◎眞榮城徳彦君

通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

ちょっと順番が違うんですけれども、まず教育行政についてから伺います。4月に全国学力テストが施行されましたけれども、結果を受けてですね、幾つか質問したいと思います。小学校は非常に順調に点数が伸びていまして、全国平均63.8%に対して沖縄は国語が68%、算数が全国平均66.6%に対して68%、国語はプラスの4.2ポイント、算数が1.4ポイント上回っております。ところが、中学になりますとですね、が

くっとこれが数字が落ちるんですね。国語は全国が72.8%に対して沖縄が68%、数学は全国平均の59.8%に対して53%、新たにできました英語が全国の56%に対して50%と、国語でマイナス4.8ポイント、数学でマイナス6.8ポイント、英語でマイナス6.0ポイントと、こういった結果が出ております。小学校は非常に頑張ってますね、順調に成績を伸ばしているなというふうにうかがえるんですけども、なぜ中学になると小学校のいい成績がぐっと落ちてしまうのかな。これは何か中学校に上がってから中学の教育課程あるいは指導の仕方に問題点があるのか、それを教育長に伺いたいと思いますけれども、宮古島の小学校あるいは中学校、平均はもう既に教育委員会お持ちになっていると思いますので、それを発表してもらってですね、そして問題点、なぜ中学になると成績がこのように落ちてしまうのか、生活環境の問題なのか、あるいは学校環境の問題なのか、これも含めてお答えいただきたいと思います。

次に、福祉行政について。これは先ほどの上里樹議員も、それからきのうの平百合香議員も質問しておりましたので、もう余り詳しくは聞かないんですけども、ただ私気になったのはですね、幼保無償化が国によって発表されたときに、ほとんどが無償化の対象になるのかなと思っていました。実は認定の区分けがありましてですね、1号認定、それから2号認定あるいは新2号認定ですね、3号認定、こういうふうに分かれていまして、つまり宮古島市に税金をちゃんと払っている家庭の子供、語弊がありますか、非課税世帯以外ですね、ちゃんと払っている世帯のゼロ歳児から2歳児は何の恩恵も受けません。つまりこれまでの保育料でやらずにちゃいけな。気になって児童家庭課に確認したら、保育料に関してはですね、消費税はかからないということなんですね。一番気になったのは、保護者の皆さん、ちゃんと申請をして、10月1日に間に合うように認定を受けているのかどうかというのが一番気になったものですから、それを児童家庭課に確認したら、ほとんど取りこぼしはないと、漏れはないという回答だったので、ちょっと安心しています。それにしても児童家庭課の職員の皆さんは非常によくやっているなど私は感心をいたしました。真面目に一つ一つ取り上げてですね、保護者の皆さんの負担にならないように、認定とか申請がスムーズに行くようによく頑張っているなということがありましたので、福祉部長、部下を褒めてあげてください。福祉部長にお聞きしたいのはですね、1号認定、2号認定をですね、もう一回簡単に説明してもらえればありがたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

次に、オーバーツーリズムの問題なんですけども、今観光客が急激にふえてですね、何か社会全体がちょっとぎすぎすしてきたというのが私の率直な感想です。ごみ問題あるいは交通渋滞の問題、観光客と地元住民のトラブルとかですね。先日も観光客の方が3輪バギーに乗ってまして、事故を起こして死亡してしまいました。下地線、城辺線を通りますとですね、本当にレンタカーの数が多い。そのほかにもさっき言いました3輪バギーとかですね、キャンピングカーとか、いろんなものが道路を走っている。もちろん観光バスも、どこから来たのかわからないような新しい観光バスもどンドン、どンドンふえてきて、交通渋滞に近い状態を呈していると。一体宮古島市としてですね、観光客はどのくらいまで許容できるのかなと。キャパシティの問題なんですけども、この前お聞きしたら、宮古島市観光推進協議会ですか、そういったものが立ち上がったと。そこでいろんなことが話し合われると思うんですけども、120万人ぐらいいまではスムーズに受け入れられるのか、あるいは150万人でも大丈夫なのか、仮に200万人ぐらいになったらどうなるのかということですね、今から準備をして、これに対処するようなですね、対応するような体制を整えていかないとちょっと大変なことになるんじゃないかと私は思っていますので、観光関連の

皆さんのですね、経済活動に関して口を挟むのはなんですけども、適正な観光客のキャパシティというのが私はあるんじゃないかと思っています。既に沖縄本島のほうでは地域によってはオーバーツーリズムの弊害が出て、御嶽を荒らされたり、それからいろんな問題が起こったりして、もう観光客来ないでほしいというような自治体まで出てきているということを県紙の特集記事で見ましたけれども、宮古島もうかかしてはられないなと思って、一体当局としては、あるいは観光関連の皆さんはどの程度までだったら十分受け入れられるか、ホテル数も客室数も関連があるんでしょうけども、そういうことがもしあるとするならば教えてください。

最初に戻って、平成30年度決算について伺います。項目既にも書いてありますから、その都度の説明をお願いします。まず、市税の伸び、これは幾ら伸びて、原因は何なのか。

それから、義務的経費ですね、人件費の減、扶助費の減あるいは公債費の増、これを含めて義務的経費の説明をお願いします。

それから、民生費、農林水産業費、土木費、教育費のそれぞれ減少した原因、これを教えてください。

次に、地方交付税、国庫支出金、県支出金の減少の原因、次に市債の伸び、次に義務的経費が減少しているのに、経常収支比率が大幅に悪化した理由、これを教えてください。

次に、一般会計総額が前年度と比較して合併後初めて減少したことの要因と、その傾向が次年度以降も続くかどうかの見通しを示してください。

次に、地方交付税、国庫支出金、県支出金の減少分を基金からの繰入金あるいは市債で賄うというような構図があるんですけども、この構図は当分続くと見ていいのかどうか、これを教えてください。

次に、市債残高433億円、これは一般会計だけじゃなくて特別会計の借金も含まれているんですけども、この分析、説明をお願いしたいと思います。

最後にですね、いわゆる残されたビッグプロジェクトと書いてありますが、伊良部の屋外運動場、これはもう決定して走り出しているわけですから、これは確実に実現すると思います。建設部長の話では、全部希望どおりの施設をつくったとして35億円ぐらいになると。本当のビッグプロジェクトだなと私は思っています。いろいろ意見はあるかもしれませんが、私はこの件に関してはですね、中途半端なものをつくらないでほしいと前から言っているんです。メーングラウンド、サブグラウンド、コンベンション施設、それからブルペン、屋外練習場もあるんですけども、それも含めてですね、何もプロ野球だけじゃない。高校野球、社会人野球、こういった方々が宮古島に来たときにですね、この施設を見て本当に喜んでくれる施設をつくってほしいと私は思っています。宮古島市の行政がいいものをつくって、よそから来た人に喜んでほしいなと思っています。総合博物館ですね、これもできれば基本設計に取り組みたいという話を聞いておりますけれども、用地選定委員会、そういったいろんなものがあると思います。それも含めてですね、市長が本気で博物館もつくと。総合体育館に関しましては、老朽化がひどくて、修繕だけではやっていけないと、新しく建て直したほうが良いと、建てかえたほうが良いという意見が多いと思いますので、この件に関していつごろから着手していくのかですね、基本設計はできるのかできないのか、その辺も含めて聞かせてください。できれば総合博物館、総合体育館等の総事業費もですね、示していただけたらなと私は思っています。

質問はこれで終わりますけども、ちょっと私見を述べさせていただきたいと思います。まず、台風13号、

農作物にも大変な被害が出て、宮古島全体として4億円以上の被害総額になるという報道もありました。私もう一つですね、毎年毎年台風が襲来して、そして停電というのが起こってしまう。沖縄電力も、それからその系列会社である沖電工、こういった沖縄のトップ企業はですね、なぜ災害に対する強靱化対策をとってくれないのかなど。毎年同じことを繰り返している。本土のほうと違って、宮古島は必ずと言っていいほど毎年停電騒ぎが起きます。私のところで30時間、それから郡部の城辺あたりでは2日から3日というふうに聞いています。大変なことなんです。ちょっと年をとって体力も衰えてきますとですね、30時間も暑さの中で耐えられない。熱中症になるんじゃないかと思うぐらい大変な思いをしました。経済活動とか社会活動を考えたときに、これは大きな損失だと私は思っています。もう少し沖縄電力、それから系列会社の沖電工、電線とか、あるいは電柱とか、そういったものに対してもっと耐えられるぐらいのものはできないのか。電線地中化の問題はコストと時間かかりますから、いつになるかわかりませんので、順調にやってほしいと思っているんですけども、とりあえず停電のしにくい設備、こういったものを要求していきたいと思っています。

それから、先ほどから問題になっている訴えの提起についてなんですけども、なぜ私が一般質問をしなかったかといいますとですね、市は訴えの提起をやるんだと、市長は最初取り下げのつもりはないと、ですから裁判に訴えて白黒決着をつけたいというようなことがありましたんで、それじゃなぜ裁判をするのかということを知ったってしょうがないと私は思ったから、質問をしなかっただけです。市が訴訟を起こすということには、私は全く何の抵抗もありません。なぜかといいますとですね、法的に可能であれば、法的に問題がなければ、私は訴訟を起こす、あるいは起こさないというのは市当局の判断でいいと思っていますからです。私が知りたいのは、名誉毀損で訴えたときに、この裁判で本当に市側は勝てるのか、あるいは難しいのか。私の感覚では、損害賠償請求訴訟というのは難しいだろうなと思っていますけれども、裁判所がどういうふうな判断を下すか、私はそれを見てみたい。ですから、訴えの提起を再び出したら私は賛成をしようと思っています。

このように手紙が来ていますね。議員皆さんに来ていらっしゃると思うんですけども、1つは沖縄合同法律事務所というところから、これは弁護士ですね、法律のプロから、専門家から来ています。この中にいろいろ撤回をすべきだというふうな内容を書いてあります。民主主義の劣化あるいは民主主義の崩壊、それからさらにこの訴訟を起こせば憲法違反の疑いもあるというふうに書いてあります。随分と大仰な表現だなと私は思っていますけども、一人一人にこれが送られてきていますね。これは一種の、一般市民からの陳情とかそういうものじゃなくて、法律のプロからの送付ですから、私は圧力と感じました。それは人によって捉え方はあると思うんですけども、これ議員に対する逆スラップじゃないかと思ったぐらいです。だから、民主主義の崩壊あるいは憲法違反の疑い、こういうものが本当にあるんだったら、当局が訴訟を起こしたときに、憲法違反の疑いあるんだたらすぐに門前払いあるいは即敗訴という形になるんじゃないですか、皆さん。やってみないとわからないと副市長はおっしゃっていますが、私もそのとおりだと思う。

もともと民主主義というのは、捉え方は違うでしょうけども、相対主義ですから、何に対してどう考えるか。100人の人間がいたら100人の考え方や意見がある。要するに百人百様の自己主張がある。そうすると、当然利害関係も生まれるので、それを調整する装置が必要になってくる。まさか一党独裁国家や宗教原理主義の国ではないですから、絶対的な善とか、絶対的な価値とか、絶対的な正義というのは私はない

と思っています。これを判断するのは、例えば政治的には選挙であったり、議会においては多数決であったり、それから法律においては裁判所の判決であったり、こういったものは最大限に尊重しなければならないと私は思っています。ですから、何をもって民主主義の崩壊というのか、何をもって憲法違反というのか私にはよくわかりません。民主主義というのは私はそういうものではないと思っています。何を言ってもいい、ただ責任を持つと、それが民主主義の基本じゃないかなと私は思っています。

もう一つ、原告団の代理人、弁護士ですね、これが報告会でいろいろ言って、それが問題だったと市側は言っているわけですが、弁護士が報告会でおっしゃったことはどういうことを中心に言ったのかなど。私はね、なぜこの裁判に要するに損害賠償請求に負けてしまったのか、なぜ最高裁で門前払い食らうぐらいの惨たんたる結果になってしまったのか、原告代理人の弁護士としてはまずそれを中心に負けた要因、なぜ負けたのかということを法律のプロとして原告らに説明をすべきだったんじゃないかと思っています。つまり技術論にまず徹して、まさか最初から負けると思って裁判を起す人はいないでしょうから、勝つと思って裁判を起すわけですから、それが惨たんたる結果になってしまったと、これは弁護士としてどこに落ち度があったのか、言い過ぎかもしれないけれども、私はそのことを技術論として原告の皆さんには丁寧に説明をすべきだったと思っています。ですから、この点に関しては市が名誉毀損で訴えると言っているわけですから、市が名誉毀損に当たると考えたことを実践に移せばいいだけだと思っています。

最後にですね、これは私の感想なんですけども、地元マスコミの新聞記事にちょっと気になる部分がありました。この訴えの提起の問題に関してですね、通告した人がわずか5人しかいないと。それも、与党議員の中では1人しかいない。このような今マスコミが大注目をしている、そして進歩的文化人や、それから学者や、いわゆる私から言わせればリベラル系の皆さんが宮古島の行政をたたいているわけですが、スラップ訴訟だと言って。こんなに大注目を受けている問題に関してわずか5人しかいないというのはどういうことなんだろうかというような内容でしたね。論調というか。そして、原告団の人にインタビューをして、まさか質問をする人がこんなに少ないんですかというような記事でした。議会議員である我々が一般質問の通告をするときにどのようにして質問事項を選択するかというと、それは個人によっていろんな選択の幅があります。福祉の問題もあれば、行政の問題もある。地域の声を反映するための議員であるから、そういう問題もある。一々マスコミが最大限関心を持っている事項であるから、議員の皆さんも大いに関心を持って、もっともっと質問者がいなければおかしいというような論調はですね、心外といえば心外、大きなお世話だといえば大きなお世話なんです。私は、何もそのことを取り上げなくてもですね、一般質問というものは我々議員に与えられた大事なことだと思っていますので、それを一々とやか々言われることはないと思っています。

話が長くなりましたけれども、答弁を聞いて再質問をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎教育長（宮國 博君）

質問順位を変えてまで私の教育行政について一等初めに質問をしていただきました。大変恐縮でございます。まず、眞榮城徳彦議員がお話しになったとおりですね、沖縄の学力向上の取り組みについては大変すばらしい成果を上げているところでございます。とりわけ我々が所管するところの宮古島においてもその流れは極めて顕著にあらわれているという自負を持っているところでございます。眞榮城徳彦議員がお

っしやるところのなぜ小学校においてはある程度の実績を上げながら、中学校に行ってもなかなか実績が上がらないのかという課題を指摘をされたわけですが、これは先般も栗国恒広議員にお答えしたとおりですね、私たちが大きな課題点だというふうに教育行政を進めながら認識していることでもあります。まず、中学校に行っても小学校から引き継ぐところの学力向上の流れがとまっていると言ったら語弊があるかもしれないけど、足踏みをしている状態というのはですね、まず私どもが主事を中心にして研究所等々ですね、網羅するところの考えをまとめるにおいて、小中連携ですね、小学校のカリキュラムの展開と、それをそのまま授業改善を含めてですね、中学校になかなかうまく引き継いでいけないという、こういう状況が今日あるという認識でございます。ですから、授業の進め方が中学校と小学校とは違うということです。その大きな理由は、小学校においてはいわゆるクラス担任制ですので、先生が同じような形の授業形態をつくっていくわけですね。ですから、子供たちにとっての継続的な授業ができる。ところが、中学校に入っていきますと個々の教科の担任になっていきますので、1日の授業の形が教科によってそれぞれ違っていくということなんです。それを我々は問題としているわけなんです。ですから、中学校においても授業改善をしっかりと進めて、小中連携を密にする形で子供たちの授業に当たってほしいということでございます。それを我々はずっと訴え続けております。ですから、小学校においては学年の連携、中学校においては、もちろん学年進行による連携も必要ですけども、教科の連携もぜひ高めるべきだというふうなことで授業改善を訴えているところでございます。最近では、それが先生方の理解を得ることによって授業改善がどんどん進んでいるということでございます。

ここで、いい機会でございますので、申し上げますが、授業改善に大変効果を発揮したのが、いわゆる教育長裁量予算といって私ども教育委員会が1,000万円配分している予算がございますね。年度初めにありますけれども、これを各学校の先生方がですね、しっかり利用して研修を深めていく中でこのような形が生まれてきたと、こういうことでございます。

それから、もう一つ、なかなか授業改善が生まれにくい理由はですね、小さい学校では教科担任が1人しかいないわけなんです。大きい学校に行くと2人あるいは3人というふうな形になります。そうしますと、大きい学校では教科研修というのがですね、生まれてきます。ですから、この小さい学校と大きい学校との格差をなくすのに我々はエリア圏というのをつくってですね、ここで何名かの先生方が集まって授業改善を行うと、こういうふうなですね、大変苦しいといいますが、積極的な授業改善を進めておるところでございます。

それから、もう一つ、学習の振り返りですね、これが宮古島にはなかなか定着していなかったということでございます。私どもは、「家庭学習のすすめ」という大きなパンフレットをつくって新入生に上げて、学期の初めに配っていますけれども、その中でですね、家庭に帰って自分のきょうの学習の振り返りをしましょう、あしたの授業はどういうことになりますかというふうなところの確認をぜひやってほしい、こういうことをやってほしいんですよと、しかもそれは学年単位で、小学校の1年はこうです、2年はこうです、3年はこうです、中学生はこうですと、こういうふうなものを全部示したものを家庭に配っているということでございます。ですから、それを振り返りながらですね、家庭学習の習慣化、これをぜひしていただかなければならないと思っているところでございます。それは放課後の事業ですから、学校から離された後の活動になりますから、そうしますとこれは家庭の学習に対する姿勢をぜひしっかりとつくり上げてい

っていただきたいと思っております。そのためには生活リズムの定型化、寝る時間、起きる時間あるいは学習の時間というのが子供たちにリズムの定型化ができ上がれば、大変この効果というのは上がってくるだろうと思っております。

ちなみに、数字はですね、後で差し上げましょうね。各教科の数字について。何ポイント差であるという数字についてはですね、差し上げたいと思います。

文部科学省からですね、示されたところの平均値、全国レベルという、差があります。数字がございまして、この平均値に5ポイント上、5ポイント下は、この差は全国レベルというような評価でございまして。その中においては沖縄県は全国平均に入っておりますし、宮古島も当然その中に入っていると、こういうこととございまして。中学校においては、教科によっては5ポイントを下回る教科があります。しかし、5ポイントをオーバーしている教科もございまして。特に英語が沖縄県は低い、その中でも特段に宮古島は低いと、こういう状況にございましてのでね、英語に関しては初めての調査でございましたから。これからの我々の取り組みになると、こういうふうな状況でございまして。大変長くなりました。

◎副議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午前11時47分）

再開します。

（再開＝午前11時48分）

◎総務部長（宮国高宣君）

8点ほどございました。まず、市税の伸びの要因と今後の見通しについてでございます。平成30年度の市税決算額は56億450万7,501円で、平成29年度と比較すると1億9,223万2,307円、伸び率が3.6%の増となっております。税目別では、個人市民税が1億101万5,620円で5.6%、固定資産税が5,666万3,330円、2.2%の増、市たばこ税が1,999万7,051円、4.8%の増、軽自動車税が1,016万8,099円で4.3%の増などとなっております。

市税の伸びの主な要因でございます。まず最初に、個人市民税についてでございます。観光関連産業等が好調で、雇用改善などに伴い納税義務者が大幅に増加しており、特に給与所得者の大幅な増加が主な要因と考えております。

次に、固定資産税についてでございます。まず最初に、土地につきましては、ホテル敷地、事務所等、地目の宅地等への変更によります土地評価額の上昇に伴う増となります。家屋につきましては、ホテル、事務所、倉庫、アパート等、新築家屋の増に伴う増となります。次に、償却資産につきましては、新築家屋の増に伴う附帯設備としての償却資産の増となっております。

次に、市たばこ税についてです。売り渡し本数は46万6,124本減少しておりますが、平成30年10月からの税率改正がありました。1,000本につき430円の増により増額となっております。

軽自動車税についてです。登録車両の増加に伴う課税台数の増616台でございます。それと、税率改正、平成28年に伴う重課車両の増、これにつきましては538台が増となっております、それが主な要因と考えております。

今後の次年度以降の市税の伸びの見通しになります。今後二、三年は好景気による給与所得の増や納税

義務者の増、アパートなどの新築家屋の増による増収が見込めることから、個人市民税や固定資産税は増加していくものと考えております。また、市たばこ税についても段階的に税率が引き上げられることから、増収を見込んでおります。一方、法人市民税につきましては、消費税率が10%に引き上げられた際に法人市民税法人税割の税率が9.7%から6%へ引き下げられることから、減収となる見込みでございますが、市全体では増額で推移するものと想定しております。ちなみに、減につきましては地方交付税で補填されるということになっております。令和2年度以降の積算でございますけど、市全体では約1億2,000万円程度の増収が見込まれる予定と考えております。

◎副議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午前11時53分）

再開します。

（再開＝午前11時53分）

それでは、午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午前11時53分）

再開します。

（再開＝午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

答弁の発言を許します。

（「議長、休憩をお願いします」の声あり）

◎副議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午後1時30分）

再開します。

（再開＝午後1時31分）

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

まず1つ目に、宮古島市が把握しているオーバーツーリズムの問題の件についてお答えします。

宮古島市においては、クルーズ船入港時におけるバス、タクシーなどの2次交通の問題、商業施設の混雑、観光地や商業施設でゴミ問題があります。また、レンタカー増加による交通混雑、事故の増加やシュノーケリング等で海岸を訪れる観光客の増加によるごみの環境悪化が不安視されるなど、入域観光客の急激な増加に伴い、市民生活に影響が出ていると思われまます。まずは、観光におけるどの場面でどれだけの容量不足が生じているのか、一時的であるのか、長期的に続くものであるのかなどを精査した上で、宮古島市観光推進協議会及び観光実務担当者会議などにより対応を議論し、官民連携して課題解消に取り組んでいきたいと考えております。

2つ目に、宮古島市の観光客キャパシティーはどれぐらい許容されているのかという質問であります。本市は、第2次宮古島市観光振興基本計画において10年後の入域観光客数200万人を目標としており、その

実現に向けて取り組んでおります。本市が持続可能な観光地として発展していくためには、自然環境の保全や快適な市民生活の確保などのバランスのとれた受け入れ方法を考える必要があることから、今年度から宮古島市観光推進協議会及び観光実務担当者会議を立ち上げ、観光に関する各課題を議論する場を設けておりますので、官民連携した観光地形成を進めていきたいと考えております。

(「議長、休憩お願いします」の声あり)

◎副議長(上地廣敏君)

休憩します。

(休憩＝午後1時34分)

再開します。

(再開＝午後1時35分)

◎市長(下地敏彦君)

これかなりなかなか難しいと思います。考え方なんですけれどもね、先ほどから観光商工部長が答弁しているように、まずは市民の生活が快適で安心、安全であるというのを確保する必要があると思います。それを踏まえた上でですね、上水道、下水道の安定的な供給の限度はどれぐらいかというものをこの推移を見ていく必要がある、これが1つ。次に、道路の渋滞、レンタカー、バス、乗用車、この交通の渋滞が市民の生活をどれぐらい圧迫するのかというのを見きわめる必要がある。次に、食料の安定供給です。市民にちゃんと供給できるか。できないようであれば、やっぱりそれはそこで観光客をある程度制約するというのも考えていかなければならないでしょう。もう一つは、観光地と市街地、これがちゃんとすみ分けができて、市民が安心、安全な暮らしができる、そういうふうなものの考え方でですね、やりますが、当面はそれを踏まえて200万人という形で設定をしてございます。随時市の状況を見ながらですね、容量をどれぐらいにするのかということは考えてまいります。

◎福祉部長(下地律子君)

幼児教育の無償化の1号認定、2号認定の説明でございます。まず、2号認定とは満3歳以上の小学校就学前の子供であって、保護者の労働または疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である者となっております。主に保育所等に通う子供たちということになります。1号認定とは、先ほどの2号認定以外の満3歳以上の小学校就学前の子供たちとなります。主に幼稚園に通う子供たちということで、保護者の就労にかかわらず、幼稚園やこども園の、1号認定の負担になるんですが、教育を希望する子供ということになります。ちなみに、3号認定につきましては、満3歳未満の子供であって、先ほどの2号認定同様に家庭において必要な保育を受けることが困難な子供となっております。

◎総務部長(宮国高宣君)

午前の答弁の続きから、義務的経費からになります。義務的経費の人件費の減、扶助費の減、公債費の増についてでございます。平成30年度歳出決算における義務的経費は、前年度対比で約2億円の減となっております。人件費では約8,300万円の減、扶助費では約1億8,160万円の減、公債費が約6,400万円の増となっております。

人件費の主な減の内容としましては、職員給与等で約590万円の減、共済組合負担金等で約8,400万円の減などとなっております。要因としましては、職員数の減が挙げられます。

次に、扶助費の減の主な内容です。経済対策臨時福祉給付金が約2億5,390万円の減、生活保護扶助費が約1億6,200万円の減、法人保育所運営扶助費が約7,200万円の増などとなっております。

公債費の増につきましては、元金において据置期間が終了し、元金償還が始まった長期債と償還完了となった長期債の元金との差額によって元金が約1億700万円の増、利子は比較的率の高い長期債の償還が完了し、新たな借り入れ分の利率が低いことから、その差額などにより約4,300万円の減となっております。

次に、民生費、農林水産業費、土木費、教育費のそれぞれの減少の要因でございます。まとめて答弁いたします。平成29年度と比較して民生費は4億8,432万円の減、農林水産業費は10億2,626万8,000円の減、土木費は3億1,875万5,000円の減、教育費は7億1,296万2,000円の減となっております。

◎副議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午後1時41分）

再開します。

（再開＝午後1時43分）

◎総務部長（宮国高宣君）

各科目の主な減少の原因でございます。先ほど民生費の減、農林水産業費、土木費、教育費の減を述べました。その減少の主な部分でございます。民生費で繰出金、国民健康保険特別会計が2億1,065万8,000円の減、繰出金、介護保険特別会計が3,649万9,000円の減、経済対策臨時福祉給付金事業が2億5,998万7,000円の減、保育所等整備補助金が1億5,011万8,000円の減になっております。

農林水産業費で農山漁村活性化対策整備事業が6億8,617万3,000円の減、産地水産業強化支援事業が1億9,912万7,000円の減、水利用調整・高度化推進事業が1億4,922万2,000円の減、園芸作物生産振興対策補助金が1億3,388万円の減となっております。

土木費でございます。臨港道路漲水中央線整備事業が1億4,231万1,000円の減、パイナガマ公園整備事業が9,706万5,000円の減、カママ嶺公園整備事業が8,000万1,000円の減、松原1号線整備事業が7,409万5,000円の減、第4ふ頭物揚場・泊地整備工事が9,298万9,000円の減となっております。

次に、教育費でございます。伊良部地区小中一貫校整備事業が6億3,311万7,000円の減、文化ホール事務費、工事費でございます。1億479万8,000円の減、鏡原小学校校舎増築事業が1億417万4,000円の減となっております。

次に、地方交付税、国庫支出金、県支出金の減少の原因でございます。平成30年度歳入決算における地方交付税については、普通交付税が収入額が114億1,898万4,000円となっております。前年度対比で7億2,080万2,000円の減となっております。普通交付税は、合併算定がえによる段階的な減額の3年目であることから、合併算定がえによる加算が50%となったことによる減となっております。特別交付税については、毎年度交付額の増減が生じており、国の予算の範囲内において災害や当該年度の各地方公共団体における特殊な事情等に応じて交付されるものとなっていることから、その要因はさまざまと考えられますが、平成30年度の収入額は13億1,658万9,000円となっております。対前年度比で4,821万8,000円の増となっております。

次に、国庫支出金でございます。収入額で約59億4,952万3,000円となっております。対前年度比で6,228万

1,000円の減となっております。主な内容としましては、国庫負担金では民生費国庫負担金における子どものための教育・保育給付費国庫負担金で約1億1,904万1,000円の増となっております。生活保護費負担金で1億5,954万9,000円の減などにより、約3,104万3,000円の減となっております。国庫補助金を各項目別で比較しますと、総務費国庫補助金で約7,937万4,000円となっております。主な内容としましては、防犯灯・防犯カメラ等緊急整備事業補助金で約7,236万4,000円の減となっております。次に、民生費補助金は約3億452万1,000円の減となっております。主な内容としましては、経済対策臨時給付金で約2億5,998万7,000円の減となっております。次に、衛生費の国庫補助金です。4億4,481万8,000円の増となっております。主な内容としましては、循環型社会形成推進交付金で4億4,461万円の増となっております。土木費国庫補助金は、約1億7,249万5,000円の減となっております。主な内容としましては、港湾改修事業補助金で約1億2,807万9,000円の減となっております。次に、教育費国庫補助金は約8,562万5,000円の増となっております。主な内容としましては、伊良部地区小中一貫校整備事業補助金の9,348万5,000円の増となるなど、国庫補助金全体では約2,594万7,000円の減となっております。

次に、県支出金でございます。収入額で約54億1,669万1,000円となっております。対前年度比で約13億573万8,000円の減となっております。主な内容としましては、県負担金では民生費負担金における子どものための教育・保育給付費国庫負担金で約1,996万6,000円の増となっているほか、県民投票負担金で約1,179万1,000円の増となるなど、約3,225万4,000円の増となっております。一方、県補助金では民生費県補助金で子ども子育て支援事業補助金の減などにより、約6,628万4,000円の減となっております。衛生費県補助金です。地域産科医確保事業補助金で8,000万円の減などにより、7,814万4,000円の減となっております。農林水産業費県補助金では、農山漁村活性化対策整備事業補助金で約6億6,724万7,000円の減などにより、約7億3,983万5,000円の減となっております。次に、沖縄振興特別推進交付金では前年度比で約4,501万8,000円の減となっております。県補助金全体で約11億3,538万8,000円の減となっております。

国庫支出金、県支出金ともに各種財源を活用して実施される事業の年度ごとの規模や工期などによって変動は生じるところでございますが、平成30年度においては平成29年度を下回る決算となっております。

次に、市債の伸びについてでございます。平成30年度の決算における宮古島市の市債については、一般会計48億4,795万4,000円で、前年度比で12億4,419万円の増、港湾事業特別会計1億290万円で、前年度対比で4億6,040万円の減、農漁業集落排水事業特別会計で1,050万円で、前年度同額でございます。公共下水道事業特別会計1億5,140万円で、対前年度比で1億320万円の減、土地区画整理事業1億2,810万円等となっております。次に、市債の借り入れ総額52億4,085万4,000円で、前年度比で8億869万円の増となっております。市債の借り入れの主な事業としましては、一般会計で合併特例債によるごみ処理施設整備事業が8億1,560万円で4億610万円の増、未来創造センター建設事業が15億3,740万円で10億2,680万円の増、総合庁舎整備事業が5億4,910万円で4億8,850万円の増、伊良部地区小中一貫校整備事業が1億4,360万円で6億7,570万円の減、港湾事業特別会計で港湾機能施設整備事業債による漲水地区複合一貫輸送ターミナル改良事業が1億290万円で3億8,790万円の減、公共下水道事業特別会計で下水道事業債による公共下水道幹線・枝線工事が1億8,300万円で1億2,360万円の減となっております。

次に、義務的経費が減少しているのに……

(「休憩お願いします」の声あり)

◎副議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午後 1 時54分）

再開します。

（再開＝午後 1 時55分）

◎総務部長（宮国高宣君）

それでは、経常収支の比率が大幅に悪化した理由でございます。平成30年度の歳入歳出決算では、義務的経費が約171億9,221万9,000円となっております。前年度対比で約1億9,994万1,000円の減となっております。一方、財政構造の弾力性を測定する指標として用いる経常収支比率については、平成30年度決算では85.5%となっております、対前年度比で4.3%の増となっております。経常収支比率は人件費や扶助費、公債費、物件費などの経常的に支出される経費に地方税や地方交付税などの経常一般財源がどの程度充当されているかを示す指数となっておりますが、平成30年度において経常的経費に充当していた特定財源の減少や地方交付税などの経常的な一般財源が減となったことが主な要因となっております。

最後になります。市債残高433億円について……

（「これはいいです。10番、いわゆるビッグプロジェクトの話。後で、総務部長、再質問しますから。済みませんけど」の声あり）

◎建設部長（下地康教君）

ご質問のありましたビッグプロジェクトの中で伊良部屋外運動場についてご説明申し上げます。

伊良部屋外運動場整備事業は、平成の森野球場を再整備して活用する事業でございます。平成30年度からメインスタジアム、スポーツコンベンション棟の実施設計を行っており、令和元年から令和2年度にかけて建設工事を行います。事業費として約21億4,000万円ほどを見込んでおります。今後の建設スケジュールとしましては、基本計画で室内練習場、サブグラウンド、ブルペン等の整備構想がありますので、構想全体の整備費は約35億円程度を想定しております。

◎振興開発プロジェクト局長（大嶺弘明君）

ビッグプロジェクトのうちの総合博物館建設の今後の見通しについてお答えいたします。

今後の計画としましては、今年度中に建設場所の用地選定を行いまして、令和2年度に用地を購入、令和3年度に基本設計、令和4年度に実施設計、令和5年度で工事に着手しまして、令和7年度のオープンを予定しております。事業費は、概算で30億円程度を見込んでおります。

◎生涯学習部長（下地 明君）

宮古島市総合体育館の今後の見通しでございます。宮古島市総合体育館の今後の見通しについては、建設から35年を経過しており、老朽化が見られるということで、たび重なる台風被害や雨漏り等修繕費もかさんでいる実情を踏まえると、建てかえが望ましいと判断したところです。いつごろ建設するのかというような質問でございましたが、今後の要請活動の状況、そして予算要求に基づく今後の状況も含めて早期着工に向けて取り組みたいと考えております。また、事業費についても建設検討委員会などの中でのどのような施設としていくのかというようなことなどを判断しながら今後決めていきたいと考えております。

◎眞榮城徳彦君

総務部長、済みませんね、いろいろ答え用意してくれたと思うんで。

最後に1点だけ。経常収支比率が大幅に悪化した原因はわかったんですけども、全体として一般会計総額はね、これからもどんどん、どんどん減っていく、次年度以降も減っていくのかということの見通しをお願いします。

◎総務部長（宮国高宣君）

平成30年度の決算について、歳入では総額で409億2,578万5,000円になっております。前年度比では9,083万8,000円の減となっております。

まず、歳出面でお答えいたします。総合庁舎整備事業が令和2年度まで続くことから、令和3年度以降の予算規模は縮小していくものと見込んでおりますが、今後の社会保障経費の伸び、市債借り入れによる市債残高の増、公債費の伸びが見込まれているとともに、公共施設等の老朽化による更新費用に係る経費の増加など、今後も財政需要が高まるものと見込んでいます。このことから、これまでも取り組んできた市税等の自主財源の強化を図り、公共施設等の最適化配置による歳出抑制、今後も増加が見込まれる公債費などの対応として減債基金への計画的な積み立てを行うなど、健全な財政運営に向けた取り組みを引き続き進めてまいりたいと思っております。もうしばらく予算規模は当面は現状の形になると思っております。

◎眞榮城徳彦君

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎副議長（上地廣敏君）

これで眞榮城徳彦君の質問は終了しました。

◎平良敏夫君

自由民主党、平良敏夫、よろしく申し上げます。

まず初めに、去る5日の台風13号の被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。また、その方々の一日も早い復旧を願います。

9月1日、平良港トゥリバー地区において県総合防災訓練が宮古地区では5年ぶりに開催されました。震度6弱の地震が宮古島で観測され、大津波が到達して甚大な被害が発生したとの想定のもと、宮古島警察署や市消防本部、宮古病院、自衛隊など、多くの機関と人々が参加しての本番さながらの防災訓練となりました。昨日栗国恒広議員がどこでも上陸できるホバークラフト、LCACというらしいんですけど、そのLCACも参加したことを話していましたが、大規模な災害、ましてや離島での災害には自衛隊、また自衛隊の装備なしでは救助活動は考えられないことが再確認できました。栗国恒広議員からぜひ見せてくださいということですので、ホバークラフトです。

248年前、明和の大津波があり、宮古島でも大きな被害がありました。プレートが動く地震には周期があり、明和の大津波を引き起こした八重山地震の周期は150年から400年と推定され、いつ来てもおかしくないとの研究発表があります。備えあれば憂いなし。私たちは、東北地震の未曾有の大津波災害を忘れるわけにはいきません。

それでは、熱い2人の後ではありますけど、私も頑張って一般質問を行っていきます。今回の一般質問

は、読み返して気づきましたが、提言の多い質問となっております。当局の真摯な対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、不法投棄ごみについて。宮古島市の不法投棄ごみの現状ということですね、2014年度から年度ごとの不法投棄ごみの推移を示してください。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

不法投棄ごみに関するご質問についてお答えいたします。

2014年度からの年度ごとの不法投棄ごみの推移ということですが、宮古島市で把握しております不法投棄のごみの量は、2014年度は約11トン、2015年度は約61トン、2016年度は約3トン、2017年度は約33トン、2018年度は約2トンというふうになっております。

◎平良敏夫君

年度ごとによって大きなばらつきがあるんですけど、私の思いとしては相当宮古島市も不法投棄対策には取り組んでいるので、相当減ってきているのかなと思ったんですけど、2015年度ですね、約61トンと言いました。それと、2017年度約33トン、この多くなった要因ってわかりますか。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

ごみの量につきましては、担当所管のほうで確認、パトロールを行う場合もございますけれども、これは年に2回程度宮古保健所と一緒に宮古島全域でパトロールを行います。その際に新しい不法投棄の現場が確認されるということもたびたびありまして、例えば昨年度も伊良部島のほうで大量のごみが投棄されている場所が新たに確認されたというようなこともありまして、その年によって新たな不法投棄の現場が確認された場合、推計のごみの量がかなりふえるということも出てまいります。

◎平良敏夫君

どうもありがとうございます。例えば2015年度に約61トンが捨てられたというわけじゃなくて、たまたま多くの不法投棄が見つかったと、そういうことで理解してよろしいでしょうか。

次にですね、不法投棄ごみ問題に宮古島市はどのような対策をとってきたのかということで、答弁よろしくお願ひします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

不法投棄の対策ということですが、宮古島市におきましては山林等に遺棄されております不法投棄ごみ、その中には家電製品も多いということで、家電製品に関しましては沖縄本島まで運びます運送料、この辺についても補助を行いまして、山林に捨てないように、正規の手続でリサイクルを行うようにということで助成を行っております。また、毎年5月と10月の2回につきましては宮古島市美化清掃の日ということで合同清掃を行いまして、特に不法投棄が目立つ現場を選抜しながら、ボランティアの皆さん、市民の皆さんにも参加を呼びかけて清掃を行っております。これによって市民の皆さんの意識の啓蒙にもつながりますし、またこの活動を広報していただくことによって、ごみを不法に投棄してはいけないという機運の醸成にもつながるものというふうに思っております。また、宮古島市クリーン指導員が担当地区ごとにパトロールを行いまして、不法投棄の遺棄防止、それから監視、啓発等も行っております。

◎平良敏夫君

一生懸命やっていることはわかりました。ただですね、やっぱりこの不法投棄というのはほかの誰かが

やっているわけじゃなくて、宮古島市民がやっていること間違いないんですよ。そういうことでありますので、もっともっと啓蒙活動というんですか、続けていって、もっと強い、強力な啓蒙活動を続けていければいいかなと思っております。

ちょっとさきに戻っていいですかね。不法投棄ですけど、それって処理はどのようにしているんですか。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

不法投棄ごみの多くは遺棄した方がどういう方かなかなか明らかにできないところがありまして、大量の部分につきましては、先ほど説明しました清掃の日になんでクリーン活動をする、あるいは予算をつくりまして、大量のごみについては撤去するというような形で対応してきておりますが、なかなか全体を処理するのが難しいというのが現状でございます。特に産業系の廃棄物なども、建築資材とかですね、そういうのもたまたま大量に遺棄されている部分がありますので、こういう部分についてはなかなか処理が難しいというのが現状でございます。

◎平良敏夫君

ありがとうございます。やっぱり不法投棄ごみ、犯人というか、捨てた人をね、投棄した人を特定することは難しいということはわかるんですけど、ごみを投棄した方がわかることはありますよね、多分いろいろ調べると思いますから。そういう方たちにどういう対処をしているんですか。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

不法投棄をされているごみを分析する中で投棄した方が特定できる場合は、その方に連絡をしてですね、指導を行いながら撤去をするように指導しているというのが現状でございます。それから、ことしの5月30日に保健所と一斉パトロールを行いまして、伊良部島のほうで不法投棄の現場が確認できましたけれども、そちらのほうでも実は監視カメラを設置したところですね、それらしき車両が2台確認されておりますので、この辺については捜査当局と相談をしながら対処方針を今詰めているところでございます。

◎平良敏夫君

不法投棄ごみ問題、私もある市民からですね、相談受けまして、ずっとそこに不法投棄が置かれているということであったんですけど、なかなかなくなる。それで、何をお願いしたかという、やっぱり監視カメラつけてくれと、そういうことをお願いしたことがあります。やっぱり特定するためには監視カメラ必要かなと思っておりますので、ぜひ厳しくやるためにも十分、例えば監視カメラ設置していますよということだけでですね、抑止力はあると思いますので、ぜひ活用していただきたいと思います。宮古島の島民が不法投棄しているということが一番残念なことではありますが、ぜひ啓蒙しながら頑張ってほしいなと思っております。

次に行きます。飲料水使用量についてでありますけど、台風13号、暴風警報解除日とですね、その翌日の宮古島市全体の水の使用量はどうなっているかという質問ですけど、よろしいでしょうか。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

台風13号、暴風警報解除日と翌日の宮古島市の水の使用量はどうなっているかということですが、台風13号が通過した後の9月6日の配水量は全体で3万3,452トンとなっております。また、翌9月7日の配水量は2万9,428トンとなっております。

◎平良敏夫君

平日の使用量ってどのぐらいですか。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

前年度の1日平均給水量では約2万4,400トンです。

◎平良敏夫君

今説明受けましたけど、大幅に伸びているということはやっぱり確認できますね。大幅に伸びているということで。それで、2日間で約3万3,000トンとか約2万9,000トンとか、そういうことで上水道の水は賄えていますか。大丈夫ですか。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

これは特別な日のことで相当使用量も伸びたということなんですけども、裏を返せば約2万4,400トンが平均なんですけども、約3万3,000トンまで配水できるという能力はあるということからしても大丈夫だということですよ。

◎平良敏夫君

私が聞いたのは、大丈夫だというのはわかるんだけど、危なくなかったかということなんですけどね、例えば足りたかと。もちろん浄水場の能力というのはあると思うんですけど、それに近くならなかつたかということでもありますけど、もしそういうことでもあるんでしたら、やっぱり台風後とか翌日は、台風の当日にみんな家も洗いたいし、庭も流したいし、車も洗いたいし、もしかしたら植木にもかけたいし、道路も全部水道で流しているのが現状ですから、水道水でね、そういうことで心配しているわけです。だから、もし本当に、足りているよという話でしたけど、市民に啓蒙してですね、少し水の使用量を控えてくださいということでもよろしいかなと私は思っておりますけど、そこまではいかないですか。答弁よろしくをお願いします。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

台風の翌日等々については、新聞は間に合いませんけど、宮古テレビとラジオ、エフエムみやこについては節水のお願いは毎回しています。広報車もやっております。

◎平良敏夫君

次に行きます。飲料水水源ということで、観光客が大幅にふえて、飲料水の確保が危ぶまれたりしていますが、そのことに対する水源地の確保等は怎么样了。水の量ばかり質問していますけど、上下水道部長、よろしくをお願いします。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

水の量は大丈夫かということなんですけども、水源の確保は怎么样了。水源開発については、ことし3月に1日当たり3,000トンの取水能力のある東添道水源が供用開始されました。今後における新水源開発は、新たな水源の候補地検討業務を2018年度に実施しており、今年度において福里流域及び東添道流域にて揚水試験を行い、令和4年度において取水計画量が1日当たり2,000トンの水源を開発する予定で、計画総取水量を3万8,400トンとしております。

◎平良敏夫君

大丈夫だということで、ありがとうございます。

次、宮古島市は飲料水を100%地下水に頼っていますが、現在の市街地及び道路はコンクリートとですね、

アスファルトで敷き詰められて、昔より雨水が地下に浸透する量が大幅に減っていると思われませんが、昔、例えば50年前と現在とでは地下浸透する雨水は何割減っていると試算と言ったらちょっとおかしいんですけど、考えられますか。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

地下浸透率が50年前と比べてどうなっているかということですね。過去と現在の地下に浸透する雨水量の比較については、調査文献が乏しいため試算は困難となります。しかしながら、市街地及び集落等においては側溝などの整備により雨水は排水されているため、雨水浸透率は大幅に低下しているものと考えられます。しかしながら、水道水源保全地域においては、アスファルト道路は増加しているものの、農地、原野の面積はさほど変化がないため、雨水の地下浸透量に大きな変化はないのではないかと考えております。ちなみに、宮古島では降水の約40%が地下へ浸透し、50%が蒸発散し、10%が地表水として流出すると考えられております。

◎平良敏夫君

40%が地下浸透しているという数字は減っていると思われませんか。これで昔との対比がわかりますか。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

先ほども申しましたが、市街地ではそういうふうな側溝とかアスファルト道路はふえています。しかしながら、水道水源保全地域についてはそういうのは、アスファルト道路はふえていますけど、同じように40%の地下浸透率があると考えております。

◎平良敏夫君

みんなも知っているとおりにいうか、地下水大切にしようよという我が島でありますので、雨水が浸透して、地下水がたくさんたまるのがベストでありますので、そういうことですね、もう一つ、ちょっと気になることは、側溝に流れた水ってどうなるんですか。雨水って。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

側溝に流れた水は、大部分は海に流れると思います。

◎平良敏夫君

側溝の水が海に流れるというのはちょっと残念だなという気がするんですけど、どこかでそれをためてですね、例えば浸透させる方法とか、そういうことをとれないかなと考えております。前回も、例えば市内には大きな雨水路が2カ所あるんですけど、これもそのまま海に流れているんですけど、同じことなんですけどね、前に言ったことはその雨水路を、今、多分、土間を敷いて横も全部コンクリートで敷き詰められていると思うんですけど、それどうにか浸透するようなですね、方法できないかと聞いたところ、少しですね、これから考えていくという答弁もらったような気がするんですけど、そういうところも含めてですね、結局海に流すということはもちろんもったいないということもあるし、いろんなのが海に流れていっていることでもありますので、今問題のプラスチックもですね、できるだけ海に流さないような方法で浸透させられるような方法をですね、やっていければなと思っております。

次はそういうことを言っているんですけど、読み上げます。道路や公共施設の土間に雨水を浸透させるアスファルトを取り入れるべきだと考えますが、市の見解はいかがかということで、建設部長。

◎建設部長（下地康教君）

雨水を道路に降った水ですね、それを何とか利用できないかということなんですけれども、これは基本的には道路舗装については浸透性のアスファルトという考え方もあります。しかしですね、浸透舗装は表層及び路盤部分にすき間をつくって、地中へ雨水を浸透させる構造でありまして、そのすき間にごみや土砂などが侵入して目詰まりを起こす場合があります。また、大型車両の通行によりそのすき間が潰れ、数年で透水機能の低下が起こることも危惧されております。それにコストについてもですね、通常のアスファルト舗装に比べて1.6倍ほど費用がかかることや、長期間継続して雨水の浸透が期待できないことからですね、費用対効果に課題があるというふうに考えております。

◎**振興開発プロジェクト局長（大嶺弘明君）**

ただいまの浸透性アスファルトの件で道路以外の公共施設ですね、大型公共施設などでの雨水処理の対策方法についてお答えいたします。

公共施設内の雨水は基本的に敷地内で処理することを原則としておりまして、施設規模に応じた雨水の量を算出した上で、施設内における浸透ますや浸透池を整備し、この中に雨水を誘導して地下に浸透させておりますので、現在のところ浸透性アスファルトを敷かなくても公共施設内の雨水は地下へと浸透させているのが現状であります。ちなみに、宮古島市未来創造センターでは19カ所で浸透ますを整備してあります。

◎**平良敏夫君**

公共施設の建物では敷地内に浸透ますを設置しているということで、どうもありがとうございます。問題は道路で、ということはそれを実際に行っているところはあるんだけど、そういうところの経過を踏まえてそういうことになっているんですか。例えば耐用年数が悪いとか、そういうことですが、どうもありがとうございます。

次に、将来飲料水用の地下ダム建設を行うべきだと考えますが、市の見解はいかがですかということですが、技術的、コスト的に実現は可能かについても述べてもらえれば。

◎**上下水道部長（兼島方昭君）**

地下ダムの建設ということなんですけれども、現在市の計画においては地下ダム建設の計画はございません。理由としまして、地下ダムの建設は多額の調査、工事費用及び期間が必要であることから、独立採算で経営を行っている水道事業としてはコスト的に非常に厳しいものがありますので、実現は困難ではないかと考えております。なお、水道水の使用量は増加しておりますが、白川田水源地、各水源井戸及び新たな水源の井戸開発による取水にて賄うことは十分可能であると考えております。

◎**平良敏夫君**

ありがとうございます。先ほど眞榮城徳彦議員からもオーバーツーリズムの話ありましたが、観光客がふえるたびにですね、水源地を開発していくという、何かちょっと変な言い方ですけど、イタチごっこ、ちょっと違うな、それはね。そういうことになっているような気がしますので、全く考えられないよじゃなくてですね、将来的にはあってもいいんじゃないかなと。宮古島と石垣全然地層が違うからということで、石垣、八重山あたりはダムつくるわけでしょう。大きなダムをね。そういう意味でいうと、全体に降る水の40%も地下に浸透するわけですから、地下にダムをつくっちゃうと半永久的に水の心配なくなるんじゃないかと思っておりますけど、どうか、全然だめだよというんじゃないかと、頭の片隅にでも置いてお

いてもらえればと思います。よろしく申し上げます。

次に、高度低減化についてですけどね、この部分はですね、我如古三雄議員に説明がありましたので、割愛したいと思います。

次、電線地中化についてであります。皆さん多分興味ある、また別の質問あったりしていますけど、宮古島市は台風たびに停電します。今回の台風13号でも2万戸以上の世帯が停電しました。現在電線地中化を進めていますが、状況はどうなっているかということと、全体の何割ほどが地中化されているかも一緒に答弁してもらえれば助かります。

◎建設部長（下地康教君）

電線地中化のご質問にお答えいたします。

これは無電柱化事業というふうに申しておりますけれども、基本的にこの事業は防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観形成等の目的で実施がされております。宮古島市で現在実施されている事業は、良好な景観形成を目的に宮古南西楽園リゾート施設周辺道路2路線で総延長1,140メートルの無電柱化を進めております。事業を実施することにより、一部区間の停電解消及び停電箇所の早期復旧につながるものというふうには捉えております。本事業内容は電線類を地中化するための共同溝設置工事で、現在の状況は390メートルが完了しており、今年度中に残り750メートルを完了する予定でございます。令和2年度から電線管理者に依頼し、入線作業及び建物への引き込みを予定しております。共同溝設置の費用は1メートル当たり53万円と高額であり、救急車、緊急物資輸送のための緊急輸送道路の整備を優先して事業を進めてまいります。今後の宮古島市の計画としましては、防災性の向上の観点から沖縄県指定の緊急輸送道路、市道中央縦線、これは北給油所交差点からですね、平良新里線丁字路を優先して要望していきたいというふうに考えております。

◎平良敏夫君

ありがとうございます。これからの予定はどうなっているかということも説明してもらったような気がしますので、令和2年からということ。ただ、1メートル当たり53万円ということは、1キロにすると5億3,000万円になるんですかね。

電線地中化は、長い時間と多額の費用がかかります。現在、無電柱化低コスト工法が盛んに研究され、実際取り入れている自治体もあるようです。宮古島市も低コストによる無電柱化を取り入れることはできないか。例えば宮古島市で無電柱化低コスト工法の実証モデル事業を取り入れるとか、そういうことはできないか、市の見解をお聞かせください。

◎建設部長（下地康教君）

無電柱化事業の低コスト工法についてのご質問でございました。この低コスト工法についてはですね、さまざまな工法で検討されており、今後の整備路線に関して合意が得られるよう電線管理者、この電線管理者というのはNTTであったりとか電力ですね、電線管理者と工法の検討について調整を行いたいというふうに考えています。これは、入線をする場合、電線管理者との費用負担であるとか、そういったものが発生しますので、やはり工法に関しても電線管理者と協議をしていく必要があるというふうに考えております。

それと、低コスト工法の実証モデル事業に関するご質問もありました。道路の無電柱化低コスト手法導

入の手引きというのがございます。これは平成31年3月に国土交通省道路局環境安全・防災課から出ておりまして、今後の整備路線については、低コスト手法について手引を参考に電線管理者からの合意が得られるよう調整していきたいというふうに考えております。

◎平良敏夫君

今説明した国土交通省の無電柱化の手引ですか、それの中での無電柱化の技術的な工法としては、浅層埋設、浅いところに埋めるとか、ボックスつくって浅いところに埋めるとか、そういう工法ですかね。

◎建設部長（下地康教君）

まず、無電柱化事業で一番問題になっているのはまさにコストということでございまして、そのコストをいかに効率的に削減していくかというものがこれからの課題でございまして、したがって、ガイドラインの中にもですね、いろいろなコストの提案があるんですけども、先ほど申し上げましたように、電線管理者との協議が調わない限り、低コスト工法の実質的な採用というのは非常に厳しい。つまり合意があって初めて低コスト化が実現していくという形でございまして。

◎平良敏夫君

低コストに関してのことで一番やっぱりネックになるのは日本の法整備ですかね、そういう縛りがたくさんあるということが一番ネックにあるということは今話聞いてわかったんですけど、わかったというか、知ってはいたんですけど、私見をちょっと述べさせていただきます。

日本はですね、先進国で一番無電柱化の進んでいない国です。都市でいえば、ロンドン、パリ、香港は100%、東南アジアのシンガポールや台北も90%を超えていて、その中、日本で最も進んでいる東京23区ですら7%にすぎないということになっております。なぜ海外で無電柱化が進んでいるかということ、電線を直接地中に埋めてしまう直接埋設方式、浅い溝を掘ってですね、直接電線を埋めていく方式ですけど、それを採用しているからだということです。日本の場合は地中深くに幾つもの共同溝を設けて、その間に横穴をあけて、電線や通信ケーブルを通す方式を採用していますが、その方式の大きな問題は多大なコストがかかることと工事に時間がかかるということで、時間と金がかかってしまうことです。コストで見ると、日本の場合は1キロメートル当たり、先ほどもありましたけど、5億3,000万円ほどかかるが、直接埋設のイギリスでは1キロで約6,000万円、フランスでは約1,600万円、香港やシンガポールではですね、約1,000万円弱となっております。

そういう中で日本でも低コスト無電柱化の研究が進み、多くの自治体でモデル施工実証が行われております。先ほど国土交通省のですね、無電柱化の導入の手引というのがあって、私もちょっとコピーしてきたんですけど、適用事例というのがですね、5カ所も載っていて、新潟県の見附市、そこは小型ボックスを活用して浅いところにボックスを埋める、浅層埋設というらしいんですけど、それを活用して行っております。その場合1キロメートル当たり約1.7億円という工事費になっております。それと、京都市の中京区先斗町の事例ではですね、同じように小型ボックス設置工事で行っております。似たような工事です。愛知県の東海市の事例もそうです。それで、京都市の左京区の事例ですと、ここではですね、直接埋設方式の実証実験を行っております。それで、その実証実験を行った結果、直接埋設は可能であると考えられると結論づけております。大丈夫だと。この場合は1キロメートル当たり1億円ぐらいしかかからないと、そういうことであります。もう一つ、東京都の板橋区も同じように直接埋設方式の実証実験を実施して、

実験の結果、良好な施工性が確認され、ケーブル影響も問題ないことから、実際の道路のですね、直接埋設は可能と考えられるという実証実験事例があります。

日本では、どこでも台風や災害のたびに大規模な停電が起きます。電柱が倒れる、電線が切れることも災害であります。停電そのものが大きな災害だと言えます。日常生活が大変不便になり、人命にかかわる事態も起きてきます。150年前に初めて立てられた電柱が、科学が発達して一人一人が携帯電話を持つようになった現代においても、今なお違和感なく立っている電柱です。しかし、この超アナログな電柱が一旦倒れ、停電になると、ふだん大変便利な文明の機器、スマートフォンだったり、それが用を足さなくなります。人々は電気を求めて右往左往するが、運よく充電できたとしても、今度は基地局が働かず、電波が届かない、使えないということになります。デジタルがアナログに敗北するということですよ。幾ら考えてもおかしい。多分日本でも無電柱化は進んでいくと思いますが、普及するスピードが先ほど言ったようにコスト面、時間面で大変遅い。そこで、この宮古島で無電柱化低コスト工法実証モデル事業、実際にあるわけですから、それを取り入れて、災害時のためにも観光景観の面からも一日も早く電柱を撤去すべきだと私は考えます。この事業を重要プロジェクト事業として推進することを強く願うものでありますけど、市長、このことに関して少し見解を述べられませんか。

◎市長（下地敏彦君）

台風が常に毎年発生している宮古島においてですね、停電をなくすという意味で無電柱化を進めるということはとても大切だというふうに思います。ただ、工法論についてですね、今平良敏夫議員からも説明があったように、低価格でできるような方法もあるというお話もありました。今やっているやつは53万円ぐらいの高価格でやっているわけですから、これをどうするかという問題が1つあります。これは、宮古島単独でどうするという話にはならないと思います。停電の問題は沖縄県全体の問題になりますから、これは十分工法についてはですね、沖縄県と話をしてみたいというふうに思います。

◎平良敏夫君

市長、ありがとうございます。もちろん宮古島だけでやるというのはちょっと無理があるかなと思うんですけど、以前ですね、台風14号のときの多くの電柱が倒壊したときのことを考えてみたり、そういうことを考えると、国土交通省とか総務省ですかね、今度市長行くということになってはいますが、そのこともぜひ提言してほしいなと思っております。よろしくお願いします。

次に、沖縄振興特定事業推進費についてであります。宮古島市は国が県を通さずに直接市町村に配分する沖縄振興特定事業推進費の交付は受けておりますかということですけど。

◎企画政策部長（友利 克君）

沖縄振興特定事業推進費の交付の状況についてでございます。本市におきましては、沖縄振興特定事業推進費の交付を受けている事業は現在のところありません。これまで6つの事業を提案してきたところでございますけども、採択に至っていない状況です。今後も事業採択が実現するよう引き続き国と調整、協議を行ってまいりたいと考えております。

◎平良敏夫君

ありがとうございます。その推進費ですけど、来年度の予算は今年度の予算の30億円から50億円にふやすよという、そういう予算になっておりますので、一括交付金のソフト交付金、そういうのじゃなくてで

すね、こういうのがどんどんふえていって、活用できるようになるんじゃないかと、私はですね、国と県との関係からですね、そう思っておりますので、ぜひいろんな活用、例えば今言った無電柱化のことに活用できないかとか、いろいろ考えていただきたいと思っております。

次、大型クルーズ船専用バースについてですけど、こちらは割愛させていただきます。

次の宮古島市熱帯植物園についてであります。まず、宮古島市熱帯植物園はきれいに整備されていますけど、いま一つ正直物足りない、何かが足りない、地元の人は見当たらない、観光客もまばらとの観光客からの厳しい評価であります。私は、短い言葉でありますけど、言い当てていると思っております。今こそ植物園の活性化を図るべきだと考えますが、市はどのように考えているでしょうか。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

宮古島市熱帯植物園は、農林水産部みどり推進課が草木の維持管理をしており、園内は花で彩られ、島内保育園や幼稚園、小学校が遠足などで利用するほか、国内外の個人旅行者及びクルーズ船客を中心としたバスツアーの立ち寄りどころとして多くの観光客が来園しております。また、同園内の体験工芸村では各種体験メニューを提供しており、多くの修学旅行生や国内外の観光客など利用しております。同園のさらなる活性化につきましては、今後宮古島市観光推進協議会及び観光実務担当者会議で検討してまいりたいと思っております。

◎平良敏夫君

観光商工部長、どうもありがとうございます。答弁ではしっかりと活用されているという話ではありますけど、観光客が話していたように、ちょっと物足りないという点は私は否めないと思っております。例えばすばらしい植物園からリピーターというんですか、宮古島行ったら向こうよかったよね、あと1回行こうかみたいな、そういうことができれば一番よいかと思っておりますけど、すごく難しいことだと思うんですけど、本当にそういう場所になってほしいという熱い思いがあるものですから、そういうことを言いますが、例えばですね、植物園の中に、これは一例ですけど、そのようにしろというわけじゃないんですけど、屋台村をつくったりして、競合しておいしい食事を提供する、また子供たちがヤギと触れ合える広場をつくるか、あくまでも一例ですけど、そういうことをすれば十分、考えもいろいろ出てくると思うんですけど、そういう活用の仕方はいかがでしょう。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

同植物園内には現在体験工芸村があり、観光客にさまざまな体験メニューを提供しております。今後新しい体験メニューにつきましては、体験工芸村運営委員会を中心に実現可能かどうかも含めまして検討していきたいと思っております。

◎平良敏夫君

次は割愛したいと思います。

やっぱりもうちょっと活気が欲しいなど、植物園に対してですね、思っておりますので、例えば行政側が考えることと民間のですね、考えることと違っているということはあるかなと思っておりますので、それで植物園をですね、指定管理で民間の力で活性化を図っていくということは考えられますか。

◎副市長（長濱政治君）

指定管理をやる場合はですね、市の持ち出しがないという大前提でいくもんですね。つまり体系工芸村、

あの一帯全体で指定管理を受けて自前で利益を上げていく、ちゃんと運営できていくというふうなことじゃないとなかなか指定管理をやるということは難しい。つまり屋台村であるとか、それからヤギの体験であるとか、そういったもので収支がきちんと合うかどうか、その辺のところを考えないと今何とも言えませんね。

◎平良敏夫君

パイナガマの海空すこやか公園には何か市からの予算あるんじゃないですか。全然ないというわけじゃないんだよね。何が言いたいかというと、もっと活性化してほしいと、植物園を。本当にいいところにあって、きれいに整備されているんですけどね、もったいないという思いがあるものですから、以前有名なそういう庭師というんですか、その方にですね、整備してもらったこともあると思いますので、もうちょっと観光客はリピーター、地元の方は向こうに行ったら何か遊べるものがあるよねということ、子供たち連れていけば向こうにヤギがいたり、馬がいたり、牛がいたり、何がいたりといって遊べれば、結構子供たちが遊ぶ場所がないよという、そういう保護者の方も多いですから、そこら辺のことも考えながらですね、検討委員会ですか、何かそういう委員会のほうでも話してもらえればと思っております。

街路樹、マニラヤシのことなんですけど、ちょっと後回しにします。

クルーズ船観光客に係る物販についてということで、宮古島商工会議所は指定クルーズ船観光客に対して物品販売を行うことを事業者に許可していましたが、先日事業者との何の協議もなく、また説明すらなく指定クルーズ船観光客に係る物販許可取り消しの通知書を送りつけ、物品販売を禁止しました。なぜそうなったのか説明をしてください。

◎建設部長（下地康教君）

ご指摘のご質問は、クルーズ船の平良港ターミナルの前面のエリアというふうに考えております。クルーズ船観光客に係る物品販売につきましては、平良港ターミナルビル裏手のマリン広場を物販エリアとしており、基本的には市条例、これ港湾の管理条例でございますけれども、市条例により物品販売が禁止されている場所であります。しかしながら、地域特産品のPRや会員企業の販路拡大支援をしたいという宮古島商工会議所からの要請により、平成29年から宮古島商工会議所へ許可を出しております。

◎平良敏夫君

物品販売を禁止したことはご存じですか、宮古島商工会議所が。質問はそういうことなんですけど、何でそうなったのかと。宮古島商工会議所のことは今言っているようにかかわっておりますので、通告書出してありますので、何でそうなったかということわかりますか。

◎建設部長（下地康教君）

宮古島商工会議所の許可の内容をちょっと申し上げたいと思います。商工会議所では、今年度許可した業者は11社で、8月7日付7事業者へ許可取り消しの通知をしているとのこと。許可取り消し業者はレンタサイクルや釣り船案内、タクシー通訳案内、浴衣体験等で、物販エリアの物販販売ではなく、店舗への誘導等の事業者というふうに宮古島商工会議所のほうからは聞いております。

◎平良敏夫君

建設部長、物品販売取り消しについての通知ということを持っているんですけど、この1枚で取り消すよということが決まったようなんですけどね、これの中でですね、クルーズ船協議会ミーティングでの物

販許可のあり方について協議があり、その中で禁止を決定したとありますけど、クルーズ船協議会ミーティングというのはどういうミーティングか。

◎建設部長（下地康教君）

まず、内容をちょっとご説明申し上げます。物販希望事業者は宮古島商工会議所に申請をして、宮古島商工会議所から許可を受けた事業者が物販エリアで営業をするという形になっています。ただ、以前からですね、白タク行為と思われる営業が問題視されており、物販許可にもかかわらずレンタカー業、旅行業など多様化してきております。その実態が合法なのか違法なのかの判断が難しくなってきた現状がございます。また、宮古島商工会議所のほうで物販以外の事業者についても許可を発行していたこともあり、白タク行為の問題も含めて、その問題解決策として物品販売以外の事業者については宮古島商工会議所のほうで許可を取り消しているというふうにご報告を受けております。それで、クルーズ協議会の中で決まったという話ですけども、これはクルーズ協議会の中で決まったということではなくて、今私が申し上げましたようなですね、いろいろな問題が発生したことが議論をされて、宮古島商工会議所のほうで判断をして、許可の取り消しがあったというふうにご理解いただきたいと思います。

◎平良敏夫君

クルーズ船協議会で議論をして、最終的には宮古島商工会議所が判断したということですか。それで、その中でですね、白タク営業の問題があったと。しかし、白タク営業実態把握でですね、合法か違法かの把握が難しいという話ですけど、そういう中ではっきりしていないところの中でですね、宮古島商工会議所が決定したということではあるんですけど、いろいろ考えても理不尽だなと私は思っております。何が理不尽かという、一旦許可出して、例えば1年契約かな、何月から何月までということで許可しておきながら、その途中で切るということがあり得るのかなと、よっぽどのことがない限りそういうことが切れるのかなと私は思っております。そういうことは正常なやり方ですかね。

◎建設部長（下地康教君）

港湾管理者、つまり港湾課でございますけれども、港湾管理者としては港湾管理条例に基づいて宮古島商工会議所に対して許可をしているわけですね、実際は。それで、宮古島商工会議所のほうでいろいろ吟味をして、業者を選定をして、許可をしているという形になっています。しかしながら、やはりいろいろな問題等も発生しますので、そのあたりはしっかりと宮古島商工会議所とですね、我々のほうで話し合いを持ちながら、その内容をこれからまた吟味をしていきたいと思っております。なので、ちょっと時間がかかるかもしれないんですけども、それはしっかりと議論していきたいというふうにご報告しております。

◎平良敏夫君

例えばですけど、1月1日に許可を出して、12月31日期限切れるよ、許可がね。その中で6月ごろに許可切るということ自体が幾ら考えても理不尽で、それがですね、例えば事業者が何か特別変なことをしたということが確定したらですね、わかりますよ。そういうことでもなくて、白タクの行為があって、それがはっきりしないけど、白タクを野放し状態にしたいからみたいなことでやるということは、幾ら考えてもおかしいかなと思っております。例えばこれが期限が切れて、12月31日に切るというならわかりますよ。そのときには、絶対事業者とですね、協議重ねて、そういうことになっているからということやるべきだと私は思っております。これからいろいろあると思うんですけど、ぜひクルーズ船、例えば宮古

島市の市民の中には観光客ふえているんだけど、自分何ももうかっていないよと、そう思っている方も多分いると思いますし、だからいつも市長に言っているのは、そういう負荷かかっているんだから、宮古島の税金で出すんじゃなくて、入島税取って、それから出したらいかがですかということをお話しているんですけど、そういう何か商売に結びつけたいという方もいらっしゃると思うわけでありますので、規制はもちろん当然ではありますけど、そういう方ですね、思いを踏みにじらないようにしていただければと思っております。よろしくお祈りします。

次に、道路行政についてであります。台風13号の際にですね、富建前の道路が冠水しました。深いところで人の丈ほどあったと聞いております。台風のたびに冠水する道路ですけど、市は把握していますか。

◎建設部長（下地康教君）

道路冠水に関するご質問にお答えいたします。

当該路線は、平成22年度に県道保良西里線一部と市道A—84号線の一部550メートルを移管し、現在は県道として管理をされておりますので、その辺の対策は管理者である県のほうにお願いしてございます。

◎平良敏夫君

次は割愛します。

県の道路ということであるんですけど、冠水する理由はそのところどころで大体みんな違ったりすると思うんですけど、その場所はですね、低地の富建前道路はですね、北市宮住宅前の道路からと北中学校前の道路、また平良土建前からの道路、もう一つ第一発電所前からの道路の雨水が、4カ所からの雨水が集中的に低地の富建前に集まるものですから、すごい雨水の量になっていることであります。それで、そのときも周りの住民みんなですね、グレーチングに詰まっている枝とか葉っぱとか取り除いてどうにか復旧はできたんですけど、見た限りですね、グレーチングが少ない。グレーチングをふやせば解決する問題だと思えるので、ぜひ県のほうにグレーチングをちょっと見てもらって、グレーチングをふやしてもらえように要請していただけないでしょうか。

◎建設部長（下地康教君）

この件につきましては、沖縄県の宮古土木事務所へも確認しております。それでですね、やはりいろいろな周辺の道路の環境もございますので、しっかりと宮古土木事務所と協議をしながら適切に処理をしていきたいというふうに考えております。また、我々が市道の道路管理者としてできることはしっかりと皆さんのご意見を聞きながらですね、実施していきたいというふうに思います。

◎平良敏夫君

ぜひ一度足を運んでですね、現場の方々と話ししてみてもらえればいなと思っております。

次に、A—76号線の進捗状況ということではありますけど、そこも今度の台風のことで気になったんですけど、進捗状況というか、そこのある程度工事されているんですけど、第一発電所の前の道路が工事されていなくて、ちょっと傾斜になっているものですから、その土砂がですね、たくさん流れてきて、今言っているグレーチング、そこ完全に2つぐらい塞いでいた、そういう状況もあったんですよ。それをとるのに本当にみんなで一輪車を持ってきて、スコップ持ってきて一生懸命とりましたけど、そういう状況でありますので、あそこから例えば砂利とか流れないようにどうにか、応急的でもいいから、やるべきじゃないかと思っておりますけど、ちょっと答弁できますか。

◎建設部長（下地康教君）

市道A—76号線、本当に平良敏夫議員ご指摘のとおりですね、工事は、事業は進んでいるんですけども、未舗装の部分があって、それが雨水によって流されているというのは我々のほうも認識をしております。これに関してはですね、路盤が流出しないようにですね、乳剤舗装などを実施してですね、土砂を抑え込みたいというふうに考えております。

◎平良敏夫君

どうもありがとうございます。

市指定文化財についてということで、市指定文化財、文化財じゃないんだけど、市指定史跡ですか、その盛加井が荒れ放題になっているんですけど、市民のボランティアでですね、たまに刈って、敏夫さん、これ片づけてということで、私が上野まで軽トラックにいっぱい積んでいくことがあるんですけど、さっき誰か言っていたんですけど、日曜日休んでいるときあって困るときもあります。それで、枯れ草ですからね、草ですから、向こうへ持っていかないといけないんですけど、とっておいてですね、ただボランティアでやっても、幾らやっても間に合わない。あの状況どうにかできないかということで、答弁よろしくお願いします。

◎生涯学習部長（下地 明君）

盛加井につきましては、平成29年度まで東川根自治会が指定文化財管理費補助金を活用して清掃しておりましたが、平成30年度から自治会役員の減少により管理が難しくなったことから、管理を宮古島市教育委員会へお願いしております。教育委員会としては、文化財保護活動事業費の委託料を利用し、予算の範囲内で隣接する民家へ樹木の枝が伸びた折などに剪定作業を実施しております。今後も予算の範囲内で定期的な清掃作業を入れていきたいと考えております。

◎平良敏夫君

まだ少し質問したいことはありますけど、時間が来てしまいました。最後にですね、要望を述べて終わりたいと思います。

台風13号の後にですね、各球場を視察してまいりました。市民球場、下地球場、城辺球場、3球場ともバックネット周辺の被害が甚大であります。これから社会人野球、大学野球のキャンプが多く予定されていて、また沖縄初のプロ野球球団が11月に選手のトライアウトを行い、宜野湾、浦添、宮古島市を拠点に活動を行うことが決まっております。当局には早急に3球場の被害状況を把握していただきまして、社会人、大学、プロ野球がスムーズにキャンプに入れるように対応していただくことを要望したいと思います。下地勇徳議員からの要望書もありますのでよろしくお願いします。

平良敏夫、一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

◎副議長（上地廣敏君）

これで平良敏夫君の質問は終了しました。

本日の会議時間は、議事の都合によりこれを延長します。

しばらく休憩し、3時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午後3時14分）

再開します。

(再開＝午後 3 時30分)

休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎島尻 誠君

本日最後の登壇ですけれども、もうしばらくおつき合ください。

質問に入る前にですね、皆さんも冒頭からお話ししているように、台風13号、宮古島に久しぶりというか、大きな台風来ましたが、農産物を中心に建物被害とかですね、たくさん出ました。これは行政のバックアップも必要だし、一日も早い復興をですね、見守りたいと思います。また、関東、千葉においては今もまだ電気が復旧しないままですね、ここではちょっと考えられない状態が続いていますけれども、こちらのほうもやはり早目に復旧、復興をですね、願いたいものですが、それでは通告に従いまして順次また順序よくですね、質問していきたいと思います。

まず初めに、市長の政治姿勢について、訴えの提起についてですね、質問させてください。2014年度不法投棄ごみ撤去事業において、最高裁で原告による上告を退けられたことで結審した裁判であるが、弁護団による報告会での発言等を問題視し、市が名誉毀損で原告ら6人を提訴する訴えの提起を本9月定例会に議案提出されました。しかし、先日、18日、議案書の精査のため、市長は急遽議案第103号、訴えの提起について、撤回の申し入れを行い、本議会において処理されました。しかしながら、この訴えの提起について多くの市民や有識者、そしてマスコミ各社からの疑問の声が生じたのは事実で、市民への不当な訴訟提起は地方自治の観点からも看過できるものではないと考えております。改めてこの市民を訴える提起について、もちろん再提案がないように市長に求めるところですが、見解を求めます。

次、弁護団による報告会が行われた翌7月の庁議において議案第103号、訴えの提起についての提案がなされたことだったが、最終的に市民を訴えることの部長の皆さんから意見や疑問は生じなかったのか伺います。

次、今回の一般会計補正予算で裁判着手料として64万8,000円の予算計上がされています。今回の議案撤回を受け、同時に予算も削除するべきと考えますが、その辺の見解を伺います。

続きまして、2014年度不法投棄ごみ撤去事業についてお尋ねします。2014年度における不法投棄残ごみ処理事業の契約についてお聞きします。本契約の特記仕様書で示されている業務の目的は、廃棄物が不法に投棄された箇所の投棄物を回収し、原状回復を行うために必要な廃棄物撤去を実施することを目的とすると特記仕様書に明記されております。しかしながら、裁判では技術的に困難なことまでを強いる趣旨であるとは考えがたいという見解を示されておりました。しかし、現在も崖下に残されている残存ごみについてはどのようにお考えなのか、当局の説明を求めます。

次、この事業においては、その当時の担当職員と受注業者との間で水増し計量が行われ、後にデータの改ざんを認め、計量票の偽装が発覚、最終には有罪判決が言い渡されました。あつてはならない事態で、現実に起こったこの問題をどう捉えているのか、なぜこのようなことが起こったのか、当局の説明を求めます。

あわせて、民事も裁判で争われたこの問題について、福岡高裁では契約の履行確保のための監督、検査

についてはこれまでどおり極めてずさんな事務処理であるとのそしりを免れないとの指摘をされている件について、その以後ですね、何らかの対応は図られたのか、見解を求めます。

そもそもこの問題の発端となった原因について、一番の要因は何だと認識をお持ちなのか、当局の考えを伺います。

続きまして、農林水産事業についてお尋ねします。赤土流出による海洋汚染について。近年の集中豪雨や台風などがもたらす降水量は、短時間で記録的な大雨を更新するなど、大きな被害を各地でもたらしています。昨年も6月に宮古島を襲った台風やことしにかけてたび重なる大雨の影響で、土地改良区圃場からの表土層が海岸一帯に流れ出る被害を深刻な問題と認識しているところですが、県も赤土流出問題は土地改良事業のあり方など、海へ流れ出ないようにあらゆる対策を行っている状況下であります。実際食いとめられているのが現状ですが、そこでお尋ねします。モズク生産圃場に影響されると見られる海へ流れ込んだ沈殿した赤土、土砂の粒子について、モズクの生育にどれだけ影響があるのか伺います。

さらに、浅瀬に群生し生息する海藻類やそれを捕食するウニや貝類、さらには甲殻類に至るまで、近海の生育環境をもたらす生態系について影響がどれだけあるのか伺います。

さらには、サンゴ礁への影響についてもどれほどの被害が生じるのか伺います。

以上のことを踏まえ、今後の取り組みや対策についてもお聞かせください。

続きまして、全国和牛能力共進会に向けての本市の取り組みということですが、5年に1度の祭典、2年前はですね、東北のほうで行われましたけども、全国和牛能力共進会が3年後の2022年、鹿児島県で開催される予定でございます。全国和牛能力共進会の狙いという、和牛の能力と斉一性の向上を目指すことにあります。本共進会の特徴としては、それぞれの時代における和牛生産と改良上の重要課題を反映した出品区を設定し、日常の登録事業を通じた改良成果の検証とあわせて、次世代を託せる素材の選抜と展示により、今後の和牛改良の方向性も明示することにあるとうたわれています。そこで、県大会もさておきながら、3年後を見据えた組織づくりや取り組みについて提案をし、次世代を担う後継者育成やそれぞれの課題等に取り組む検証など共有していただきたいと思いますが、そこで、出品対象牛の育成、管理、調教など宮古和牛改良組合青年部を中心とした組織づくり体制を構築し、共進会に向けての取り組みを強化することを目的とした新しい組織体制については、各関係機関、そして本市の協力、支援なしでは不可能であり、現実的な構想は望めないと思います。それについての見解を伺います。

続きまして、毎年開催される県共進会や5年に1度の全国和牛能力共進会に合わせ、調教用のグラウンドですね、ラウンダー、これは牛を運動させる機械ですけども、自走式で、ある程度電力があれば人手は要らなくて調教できるという、伊江島が先んじて取り組んでいる事業なんですけど、それがあわせてですね、設置ができないか、これも和牛改良組合青年部を中心とした組織づくりについてと兼ね合って質問させていただきます。

次、芋生産農家支援についてですね。近年沖縄を訪れる観光客の増加に伴い、お土産品や加工品の需要が高まり、特産品を使用した産地特有の商品の開発が進んでいる状況ですが、原材料の確保及び生産工場での課題など、現在の状況として芋生産農家が抱える課題や本市が支援する体制についてお聞かせください。

また、沖縄県拠点産地指定に向けた取り組みについても伺います。

次、ツマジロクサヨトウの被害状況について。きょうの地元紙にも大きく載っていましたがでもですね、とうとう宮古島にまで入ってきたかという感じですけども、7月3日に鹿児島県において外来種であるツマジロクサヨトウ、ガの幼虫ですけども、発生が国内で初めて確認され、翌週には沖縄本島、そして多良間村のトウモロコシ圃場に幼虫が確認されています。さらには、8月に入り、宮古島でも幼虫の確認がされ、石垣島においてはサトウキビへの食害の被害が確認されています。基幹作物のサトウキビや施設園芸野菜等、影響が懸念されます。現在把握されている県全体の被害状況をお聞かせください。

また、発生原因の特定としてどういったことが考えられるのかお聞きします。

さらに、宮古圏域での発生状況、対策についてもお聞かせください。

続きまして、福祉行政についてお尋ねします。障害を持った方々の支援について。障害を持った方々の支援についてはこれまでも何度かお聞きしている中でありますが、昨年度から今年度、現在までの第三者委員会に寄せられた事故やそれ以外の案件、また課題解決に向けて本市が取り組んだ実績など、あるいは業者が取り組んだ実績などありましたらお聞かせください。

次、新総合庁舎開庁に向けて、庁舎棟の定例工程会議の中でさまざま庁舎設計に係る具体的な作業も行われていると察しますが、そこで障害を持った方々が利用しやすいスロープ設置やサイン、具体的な庁舎整備計画の取り組みなどについてお聞かせください。

続きまして、聴覚障害者サポート、手話通訳派遣ですね、これは昨日仲里タカ子議員への答弁として大まか中身が紹介されていますので、割愛いたします。

次、手話通訳派遣事業等に関する県への要望を平成29年度に行った成果についてお聞かせください。

続きまして、高齢者福祉についてお尋ねします。地域の過疎化に伴い、ひとり暮らしの高齢者がふえる中、それぞれの抱える課題は多く、買い物や通院、バスやタクシーを利用する、何かと困難なことが多く、一苦勞です。言うまでもなく障害となっていることのほうが多いと伺います。そこで、宮古島市において高齢者のひとり暮らしの現状と課題について、また本市の取り組みについてお聞かせください。

さらに、在宅介護者の現状と課題、介護事業所等の現状と課題についてもお聞かせください。

続きまして、教育行政について、宮古島市総合体育館の被害状況についてお尋ねします。この体育館の台風被害は何名かのね、議員の皆さんもお聞きして、補修の、修繕のね、見込みが立っているというふうなお話でしたけども、外観は修繕をする運びであるというふうなご答弁をいただいております。この間中を台風の後にですね、確認しましたところ、フローリングというんですか、体育館の床、これが通常ワックスをかけるんですかね、それが色も違うほど変わっているの、その辺の改修はあるのか、そういうような、予算も絡んでくると思いますので、その辺もお聞かせください。

続きまして、職員の不祥事について。ことし8月10日深夜に、これは皆さんもテレビやマスコミなどでご存じだと思うんですけども、コンビニの駐車場にとめてあった他人の車を盗んで、酒に酔った状態で車を運転し、道路緑石に乗り上げて停車していたところ逮捕されたという報道がありました。その事件。もう一つ、大阪で起きた元妻への暴行容疑で逮捕され、罰金刑を受けた事件。たび重なる職員の不祥事は教育行政に携わる職員としてはあってはならない、もちろんそうですけども、これは昨年もですね、同様に同じ時期というか、問題が起きています。問題が起きるたびに行政に対する市民の信頼を損ねたと謝罪することの繰り返しですけども、教育長としての思い自体を、どのように受けとめるのか、見解を求めます。

続きまして、台風13号の被害状況について。この台風の件もですね、多くの皆さんが冒頭から、初日からいろいろお尋ねしましたけども、改めて、時間もたっています。確認する意味でもう一度お尋ねします。今月初めに宮古島を直撃した台風13号は、農作物を中心に大きな被害を各地でもたらしました。さきの台風14号を思い起こさせるような風雨の中、島の基幹作物のサトウキビを中心に牛舎や施設園芸ハウスあるいは公共施設の宮古島市総合体育館や宮古島市未来創造センターなど、多くの作物や建物にまでも被害が生じています。現在把握している被害の状況をお聞かせください。

また、今回の台風13号では各地で大きな被害が出ていますが、支援体制として各関係機関の対応も先日ご答弁で示されていました。本市の対応として被害状況に応じた支援策はどのような対応がなされるのかお尋ねします。

以上、ご答弁をいただいて再質問させていただきます。よろしくお願いします。

(「休憩」の声あり)

◎副議長(上地廣敏君)

休憩します。

(休憩=午後3時49分)

再開します。

(再開=午後3時51分)

◎副市長(長濱政治君)

不当な提起はやるべきではないということでございますけども、先ほども申し上げましたけれども、要するに住民運動だからといって他人の名誉を毀損してよいということにはならないというふうに思っております。民主主義の基礎であり、憲法第21条で保障している表現の自由や憲法第32条で保障された裁判を受ける権利といえども、憲法第13条で保障された人格権や名誉権との利益調整を求められるのは当然のことだと思います。市民による名誉毀損行為がどこまで許されるのかについて争いがあれば、名誉毀損による被害者が司法的救済を求めて提訴することは、法治国家である日本においては当然の権利の行使として許容されるべきであるというふうに考えており、不当だとは思っておりません。

それと、再提案をすべきではないということでございますけれども、市長が現在も精査中ということでございますので、私からはその件については精査中であるということしか申し上げられません。

それと、もう一つ、市長の政治姿勢について、訴えの提起について、補正で裁判着手数料の予算計上をしたが、削除すべきであるということでございます。現在議案第103号につきましては精査するために取り下げております。しかし、まだ精査中でございますので、確定したわけではありませんので、現在のところこの予算計上を削除するという事は考えておりません。

◎教育長(宮國 博君)

不祥事が続いていることに対する教育長の思いというような趣旨の質問だったと思います。教育行政を預かる者の一人としてですね、責任者として、今回の事案につきましては市民にマスコミを通して深くおわびを申し上げているところでございます。この事案に対して教育委員会はどのように対応してきたかということは、ご質問がございましたらそのときにお答えしますが、私の思いとしましてはですね、私どもが公務員として、あるいは教職員としてですね、しっかり職務に精励し、そして法令を遵守してい

くようにというふうなことをずっと呼びかけてきたところでございますので、それがこのような結果を招いたということについては残念でなりません。無念です。校長会あるいは校長面談等々を通してですね、教育委員会の考えというのは現場の先生方には強く届いているところでございます。しかしながら、このような状態があったと、発生したということについては、この場においても議会を初め市民の皆さん方に深くおわびを申し上げますと、こういう次第でございます。

◎企画政策部長（友利 克君）

庁議の決定事項についての質問にお答えをいたします。

訴えの提起を含む今定例会に上程されている約50件の議案などについては、8月21日の庁議に付議され、一括して説明があったところです。ただ、個々の議案についての意見はありませんでした。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

平成26年度の不法投棄ごみの撤去事業に関するご質問についてお答えいたします。

まず、この事業契約書の特記仕様書の中の目的に沿って事業が行われた中で、ごみが残っていることについてどのように考えているかという内容のご質問であったかと思えます。この質問につきましては、福岡高裁、第2審の裁判の中でも、この契約が受託者に対し無条件に本件各地区の不法投棄ごみの全てを撤去することを強いる趣旨のものであるとは考えがたく、実際に撤去作業が開始され、その状態が判明した後、判明した状態を前提とした上で、履行期間内において技術的に可能な範囲でこれを撤去することを業務の内容とする契約であったと解するのが相当であるというふう述べておられます。この3つの現場のごみについては、裁判の中でも明らかになったとおり、撤去が困難な箇所もあり、全てのごみを撤去することは不可能であったということになっております。ごみが残っている箇所もございますが、契約の目的はおおむね履行されたというふう捉えております。

次に、職員によってデータ等の改ざんがなされたことについてどう捉えているかというご質問であったかと思えます。職員がデータの改ざんを行い、公文書を偽造したことは、これはあってはならないことであります。事業を実施する中で当初想定したごみの量と実際に回収したごみが余りにも乖離するという中で、職員がデータの改ざんという行為を行ってしまいましたけれども、事業を実施する中で上司等にその状況を相談しておればこういうことにはならなかったと非常に残念に考えております。

それから、ずさんな事務処理であるとの見解について、その後の対応、見解ということですが、判決の中でずさんな事務処理という指摘を受けたことにつきましては、これについては真摯に受けとめております。当該事業につきましては、担当部局、関係部局間の連携を密にすべきであったと思えますので、さらに業務管理、法令遵守を徹底するよう指導してまいりたいと市の調査報告書でも表明しているところでございます。また、この指摘を受け、委託事業の実施については事業の所管課において従来任意に業者を選定し、入札契約を締結し、事業を実施しておりましたけれども、この指摘を受けまして、市として統一した決まりが整備されていなかったため、平成28年度に委託事業など建設工事に関する要綱を取りまとめて統一した方針に沿って、基準に沿って委託事業を実施するように定めてございます。

次に、この問題の発端となった原因についてというご質問でございますが、この事業は平成26年10月31日から平成27年3月25日の期間で実施しておりますが、年度途中ということで早期の事業着手に迫られました。しかし、現場は崖下の途中で、ごみの量の調査が十分に行えなかったため、県に報告をしております。

た1,650トンの推定量をもとに事業を行いました。しかし、実際にはごみを回収し、計量したところ、数量に大きな乖離があったため、事業終了後にもごみが大量に残存する結果報告になってしまうということのを避けようとしたことが原因だというふうに考えております。

◎福祉部長（下地律子君）

まず初めに、平成30年度から令和元年8月末までの第三者委員会に寄せられた苦情件数、内容及び委員会の実績についてでございます。本市には、障害を持った方々の入所する施設が3施設あります。各施設における平成30年度からことし8月末までの苦情件数及び第三者委員会が関与した件数については、次のとおりとなっております。なお、施設名のほうは答弁を控えさせていただきます。苦情についてでございますが、A施設、B施設ともにゼロ件、C施設が苦情2件となっております。苦情が解決できず、第三者委員会が関与した件数は、いずれの施設もゼロ件となっております。苦情の内容といたしましては、居室の衛生状況、入所者の体調に関するものとなっております。事故に関する報告につきましては、その都度市に報告されておりますが、苦情受け付けの状況につきましては、沖縄県が2年に1度実施する指導監査時において市も同行し、苦情内容、解決結果、その後の対応等について聞き取りを行っております。

次に、手話通訳派遣事業等に関する県への要望の結果、成果についてでございます。平成29年に行われた宮古管内県出先機関と宮古圏域市村との意見交換会において、県立宮古病院における手話通訳ができる職員の配置及びICTを活用した手話通訳に関する取り組みを要望いたしましたが、現在まで進展は見られておりません。市といたしましては、その後も県の主催の担当者会議とかで要望を上げてきておりますが、現状では進展は見られていない状況でございます。市といたしましては、今後は増加する聾者の方の手話通訳派遣ニーズに応えるとともに、通訳者の負担軽減を図るためにも、タブレット型端末でのテレビ電話を活用した遠隔手話通訳の実施に向けて取り組んでまいります。

続きまして、高齢者福祉についてでございます。まず、高齢者のひとり暮らしの現状と課題についてでございます。当市でのひとり暮らし高齢者は令和元年8月末現在4,807人、全世帯に対する割合は17.4%で、平成28年度の15.4%より増加しております。平良地区は14.9%と低いものの、伊良部地区、城辺地区では高くなっている現状でございます。そのような地域では高齢化率も高くなってきており、そういった地域では地域支え合いの低下や高齢者が高齢者を介護するというリスクが高まると考えております。高齢者が地域で生き生きと生活し続けるために、通いの場事業やいきいき百歳体操などの開催場所をふやし、高齢者が身近に通える支え合い体制を構築していきたいと考えております。

続きまして、在宅介護者の現状と課題についてでございます。第7期介護保険事業計画作成時に在宅介護実態調査を行いました。在宅介護を受けている高齢者の世帯構成は、複数世代同居が多く49.1%、夫婦のみの世帯が25%、単身世帯が21.8%となっております。主な介護者の年齢でございますが、60代が最も多く30.3%、70代が12.4%、80代以上が18%となっており、60代以上が半数を占め、高齢者が高齢者を介護する世帯が多くなってきております。また、要介護3以上の方を介護している介護者が不安を感じるものとして挙げられているのが、夜間の排せつで31.7%、認知症への対応31.7%、屋内での移動19.5%、要介護が重くなるほど家族の不安が増している結果となっております。

続きまして、介護事業所等の現状と課題についてでございます。現在宮古島市での介護事業所数は、在宅サービスの主な事業として居宅支援事業所が36カ所、うち3カ所は現在休止中となっております。訪問

介護事業所が37カ所、うち1カ所は休止中、通所介護事業所が30カ所となっております。施設は、介護老人福祉施設が4カ所、介護老人保健施設が2カ所、介護療養型医療施設が1カ所、そのほか特定施設が4カ所、グループホームが7カ所、うち2カ所が休止中となっております。課題といたしまして、要介護認定者に対する事業所数では他市町村に比べ宮古島市は多くなっておりますが、1事業所当たりの職員数が少なく、また職員の高齢化もあり、人手不足で運営が厳しいとの意見もあります。施設におきましても定員に対する職員の不足が生じ、満床にできない事例も発生していると聞いております。介護職員の不足は全国的にも言われており、沖縄県では離島における人材不足に対応するため、離島高校生への介護職員初任者研修の実施や、市では基準緩和型サービスA従事者研修等を実施し、介護に従事する人材育成を行っております。

◎農林水産部長（松原清光君）

まず最初に、赤土流出による海洋汚染についてのモズク生産圃場に影響されると見られる土砂の粒子についてでございます。現在モズク養殖のために特定区画漁業権が設定されている区域は、池間島周辺、狩俣、大浦、久松、渡口の浜など3漁業協同組合合計で12カ所あります。幾つかのモズク養殖場の近くで赤土流出が発生していることは島尻誠議員ご指摘のとおりでありまして、大浦の一部で流出が見られております。大浦湾の生産者からは、日照不足や高水温などと並んで赤土の流出が生産量や品質を低下させる要因の一つになっているのではないかと意見を伺っております。これまでのところ漁場の区画内での堆積はほとんどないと認識していますが、モズクに赤土の粒子が付着すれば成長を阻害したり、商品価値を損なったりすることになりますので、赤土流出防止対策は非常に重要であると考えております。

続きまして、浅瀬に群生し生息する海藻類やそれを食用とするウニや貝類、海洋生物への影響についてであります。赤土の流出は、海藻やウニ、その他の海洋生物の生息にも大きく影響します。海藻など海底に固着する生物は、基本的に自分で降り積もる赤土を払いのけることはできませんので、赤土が堆積すればそのまま生き埋めとなってしまいますし、堆積量が少なくても光合成や成長を阻害することになります。海藻が減少したり死滅すれば、それに依存している生物も減少、死滅することになります。海藻類やウニが減少している原因については、ことし7月に行われた宮古地区栽培漁業推進協議会でも意見交換が行われていますが、沿岸開発や流れの変化、気象変動などの要因が考えられるものの、よくわからないという結論に至っております。しかし、モズク養殖と同様、赤土の流出が海洋生物に何らかの影響を及ぼさないということはありませんので、水産資源並びに自然環境保全のため、流出防止対策に一層の努力を払いたいと思っております。

続きまして、サンゴへの影響についてであります。透明度の高い浅い海域にしか生育できない造礁サンゴ類は、動物の仲間でありながら動くことができずに、周囲の環境変化に影響されやすい生き物であります。圃場から流出した赤土が海域で広範囲に拡散され、細かな粒子となり、サンゴに打撃を与え、サンゴに依存して生育する多くの生き物、いわゆるサンゴ礁生態系を破壊しているということは、我々は当然認識しなければなりません。水産業や観光業の振興ばかりではなく、CO₂の吸収による地球温暖化の防止や生物の多様化においても重要な役割を果たしているサンゴ礁の保全は、宮古島市の最も重要な施策の一つになっているところであります。

それから、全国和牛能力共進会に向けての取り組みについてであります。最初に、宮古和牛改良組合青

年部を中心とした組織づくりについてであります。第12回全国和牛能力共進会は、3年後の2022年に鹿児島県で開催されます。去る6月7日に第1回出品牛対策会議が行われております。この対策会議は沖縄県農業協同組合中央会、農業協同組合、畜産公社、家畜改良協会、農業共済組合、宮古和牛改良組合で組織されており、その中で沖縄からは1区から8区部類において15頭の出品枠が示されております。今後は地区運営委員会を設立するため、宮古和牛改良組合と沖縄県家畜改良協会と設立に向けた協議がなされると聞いております。宮古島では青年部やヘルパー組合の協力が不可欠でありますので、運営委員会の中で提案してまいりたいと思っております。

それから、本市で共進会用の調教用グラウンド、ラウンダーの設置についてであります。宮古島市の畜産共進会の出品牛は栄養度が高く、太り過ぎの牛が見られますが、朝夕の引き運動や良質な乾燥草の給与で栄養管理の改善を図っております。調教グラウンドやラウンダーの設置については、一定の場所に固定することになるので、現状を踏まえた場合、出品農家が朝夕運搬して利用することは乗りおりの際事故を起こすおそれがありますので、設置は困難と考えております。

それから、芋生産農家の支援についてであります。本市が行う農家支援の現在の状況についてであります。宮古島市の芋生産農家及び生産量は年々増加しており、平成30年度で農家数が34戸、作付面積は13.1ヘクタール、生産量は161トンとなっております。芋生産農家への直接的な支援といたしましては、農薬購入費に対する補助事業を行っております。また、平成24年度には一括交付金事業により芋生産に必要な農業機械等の導入も行っており、有効に活用しているところであります。また、芋は病害虫の影響により本土へは生で出荷できないことから、加工施設の強化も急務であります。

それから、拠点産地に向けての取り組みであります。宮古島産芋のブランド化の一環といたしまして、現在県の認定する拠点産地の取得を目指して活動しており、関係機関や農家により構成される宮古島市かんしょ産地協議会を設立し、栽培講習会等を開催し、技術の高位平準化を進めながら認定計画書を作成しているところであり、今年度内の認定を目指して県と調整を行っているところであります。

それから、ツマジロクサヨトウの被害状況についてであります。まず、沖縄県全体の被害状況についてであります。国内では、7月3日に鹿児島県で初確認され、現在九州及び沖縄県の7県44市町村で確認されているとのことであります。沖縄県においては、7月11日に恩納村で飼料用トウモロコシに初確認され、その後7月24日に多良間村、8月28日に石垣市、そして宮古島市でも飼料用トウモロコシに確認されております。その中で石垣島ではことし植えつけのサトウキビにも被害が確認されている状況であります。

それから、発生原因の特定ですが、発生の原因は外来害虫であるツマジロクサヨトウは飛行能力が非常に高いことから、海外からの飛来で沖縄県に入ってきているものと確認しております。中国大陸や台湾から飛んできた成虫が繁殖した可能性が高いことが発生原因と思われます。また、主にイネ科植物の飼料用トウモロコシ、緑肥用のソルゴーなどの作物で被害が出ている状況であります。

それから、宮古圏域での発生状況、対策についてであります。宮古圏域での発生状況は、現在狩俣地区の一部で飼料用トウモロコシ畑での発生が確認され、すき込みによる駆除を行っております。防除対策といたしましては、圃場を見回り、幼虫の早期発見が大事でありますので、発見した場合はすき込みや薬剤防除の徹底を農家に呼びかけ、被害が拡大する前の防除対策を図っていきたくと考えております。

それから、台風13号の被害状況についてであります。農産物の被害状況についてであります。台風13号

による農作物の被害状況については、サトウキビが4,593ヘクタール、被害金額で2億3,790万5,000円で、被害率は3.99%であります。また、野菜は主にオクラで3ヘクタール、被害金額は736万8,000円、また施設は主にハウス等の被害で、被害額が502万8,000円、畜産関係では畜舎のトタン破損が31件で500万円となり、合計しますと2億5,530万円の被害となっております。

被害状況に応じた支援体制についてとの質問であります。台風13号の被害についての支援策については、農業関係においては、生産農家からの罹災証明の相談があれば受け付けて発行していきたいと考えております。

◎振興開発プロジェクト局長（大嶺弘明君）

福祉行政についての中の新総合庁舎建設に係るご質問についてお答えいたします。

新総合庁舎は、建設基本構想及び計画でその方針をうたっておりますとおり、沖縄県の福祉のまちづくり条例に基づきバリアフリーに対応するとともに、ユニバーサルデザインによる施設整備を行っております。庁舎前方に4台分、後方に2台分それぞれ専用の駐車スペースを計画しております。庁舎入り口には現在の平良庁舎のような高低差がないため、長いスロープや勾配が急なスロープはございませんが、通路などには段差が生じないように緩いスロープを計画しております。また、サインに関しましては、利用者の多くの市民にわかりやすく、使いやすい庁舎となるように工夫し、計画しております。

◎生涯学習部長（下地 明君）

宮古島市総合体育館の被害状況についてとの質問でございます。宮古島市総合体育館は、台風13号で体育館の屋根の一部が吹き飛び、甚大な被害を受けております。現在は、修繕する方向で調整しているところです。

質問の中でフローリングのほうの質問がありました。フローリングは大丈夫かという質問ですが、屋根があいている部分のほうから雨水が施設内へ流れております。そして、ブルーシートのほうを利用して雨漏りの雨水をためて、定期的にポンプなどでくみ取っているというような状況でございます。フローリングについては、現段階では被害はございません。今後も指定管理等を行っている宮古島市スポーツ協会と連携し、早い時期の修繕を行っていききたいと思います。

◎島尻 誠君

親切丁寧な答弁をいただいて、時間がもうないんですけども、訴えの提起ですね、庁議の会議の中ではいろんな意見は出なかったということであるんですけども、撤回のときに市長に質疑されて、同じような重要な決定事項という案件も含めて会議はあったかということを確認したら、ないと、やっていないというふうな答弁をいただいて、やはり庁議、この訴えの提起は市長の提案ということで理解してよろしいですか。

◎副市長（長濱政治君）

議会に議案を提案する権利は市長が持っております。もちろん市長が訴えの提起を出しております。

◎島尻 誠君

市長提案ということで、眞榮城徳彦議員も民主主義のお話をされていまして。要するに所変われば十人十色、百者百様の考えがあるというお話をしていましたね。庁議の皆さん、きょういらっしゃる皆さんほとんどそうですよね。副市長、私のところにもちょっと資料あるんですが、事務局を除いて周りが、ここ

にいらっしゃる皆さんが庁議の皆さんだと、ほとんどそうだと思うんですけども、民主主義の観点からやっぱり市長の提案された、意見が出ないということはちょっと私は信じられないというか、重要な案件、会議をするわけですよね、それぞれ。皆さんの意見をもって提案される。でも、市長が出された形って、こんなたくさんいればいろんな意見が私は出ると思うんですよ。理由なり、経緯なり、市長の心理なり。それをやっぱり皆さんは一言も出さなかったということがちょっと納得できないので、この部署が担当が生活環境部長ということになりますよね。ご答弁いただいたので。代表してこの提案に対してどういうお気持ちなのかわちよっともし答えられれば。副市長、生活環境部長に聞いているんですけど、私は。

◎副市長（長濱政治君）

この不法投棄ごみ問題の裁判は、総務課のほうでやるんですね。総務部のほうでやります。ですから、生活環境部は関係なくて、生活環境部がお答えしたのはこれまでの不法投棄……

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎副議長（上地廣敏君）

休憩します。

（休憩＝午後 4 時26分）

再開します。

（再開＝午後 4 時26分）

◎副市長（長濱政治君）

この不法投棄ごみ問題の裁判の問題に関しては総務課のほうでやりますので、総務部の担当になりますということをお答えしておきたいということと、それからもう一つ、庁議には付議事項として出します。要するにこれを出しますよと、意見をどうぞという話をやります。そして、ほとんどの場合、数字がおかしいとか、例えばこの作文はこれが違うんじゃないかとかというふうなのは出てまいりますけども、その議案そのものについての反対とか賛成とかというふうなことは大体出ないというのが相場でございます。

◎島尻 誠君

だから、先ほどから民主主義の話をしているわけですね。例えば10名いれば10名の考えもありますよねと。こんなたくさんいて誰も話がなかったのか聞いているんです。そういうことじゃなくて。それはもういいんですけど、なかったということで理解しているんだけど、なぜなかったのかということが疑問に思っていますね、だから代表して生活環境部長に答えていただきましたかっただけですよ。こんなたくさん。別に福祉部長でもいいですよ。例えば前任者の教育部長でも全然いい。例えば鉛が城辺友利の崖下のほうから検出されましたでしょう。ちょっと今この事業に関してはあれなんですけど。水道水源流域では全然ないんですけど、その辺も絡めてやっぱりいろんな意見が聞きたかったんですよ。上下水道部長とか。海岸端だから、影響はないというふうな判断かもしれませんが、そのまま残っているということがやはり問題で、要するに契約は5カ月の間に毎月約450万円ずつ支払われた。だけど、終わってみたら130トン余りしか回収できなかったという結果で結局、生活環境部長も上司と相談しておけばというお話があったんですが、これは要するに事件、そういうことは詳細が終わってから報告されたんですか。裁判資料には部長、担当課長、それぞれそのルートで上司には行っていると思うんですけど、事後報告で、前もってはなかつ

た。要するに問題が起こってから報告があったということによろしいですか。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

この件に関しましては、当時直接担当はしていなかったんですけども、資料を読み込む中においてはですね、その後この事業に関する調査特別委員会、それから当局の中でも、市の中でもいろんな調査が行われております。そういう中で担当職員が改ざんを行ったということを後に明らかにしたといいますか、そういうことであったというふうに記憶をしております。

◎島尻 誠君

これが2014年度の事業ということで、5年前ですかね、私を含め新人議員もこの事業の概要もわからない、いろいろ問題があったこともわからなかったはずなんです。それで、先日宮古島市の「市民提訴」に反対する宮古島市民の会からそれぞれの議員の皆さんに送付されております。事業の概要もしくは契約のあり方、そして皆さんにも届いていると思いますけど、これを見て大体この事業の中身というんですかね、把握、少しはかじられたと思います。それでもその当時現職だった皆さんもわかっていて、調査特別委員会でいろんな疑義も生じて問題になったわけですよ。問題があるから、問題があったということですよ。だから、この事業がおかしいと市民が訴えて裁判起こすのは当たり前。でも、市長は終わってからのことを言っていました。弁護団が終わってから何度も何度もね、繰り返してそうやって言うのはおかしいと。もちろん裁判の結果はそうかもしれませんよ。だけど、見るとですよ、ずっとこの契約のあり方も入札も同じ業者が別の代理人になったり、それが有り得るのかなと思ったりする資料がたくさん出てきましたね。今見たんですけど、それを見る限りおかしいと思うのが、開示請求された市民の皆さんが思うのは当たり前と思うんです。だから、それを訴えの提起に持っていくのはちょっと、今回は撤回しましたけども、予算もまだ64万8,000円残っております。普通に考えれば、同じように削除して、市長も撤回したというふうな流れで、見ている市民も納得すると思うんですけど、やっぱりみんな不安なんです、訴えられて。だから、市長、これはもう撤回したわけだから、ぜひとも再提案の意思は示さず、最後までですね、見守ってほしいなと思います。

ちょっと時間がなくて、皆さんに、最後だけね、土地改良事業の、これ先月の大雨、台風ですか、ちょっと時間なくて。これが池間大橋の、ちょっと薄暗い、夕方撮ったんでね、見ると全部真っ赤なんです、橋の真ん中ぐらいいまで。だから、これがどこから来ているかという、地元の島尻からなんです。バタラズ農道ありますよね。向こうに良田橋というのがあるんですけど、その上の北限のほうに土地改良事業された区域があって、これが昔の6%、7%の勾配をされたところで、排水溝なかなか流しても沈砂池のみ切れな。圃場から流れていったものがここに来ているんです。池間大橋に。信じられませんか。何が言いたいかというと、やはり関連して、赤土の問題がどういった海洋汚染になるかというのを話しましたが、今シラヒゲウニに、海業センターにありますけど、見えないですよ。島尻も産地でした。いろんな影響が考えられますけど、第一に考えられるのは赤土ですね。その対策を、土地改良事業の見直し事業ですね、今7%、6%あるところを排水溝の、今の大雨の問題もありますし、その辺を設計をですね、見直してやっていくべきかなと思うんですけども、時間がないので、この辺で終わりますけども、この問題はぜひとも市長、慎重になってですね、再提案なされないようにぜひともお願いして、私の一般質問終わります。

◎副議長（上地廣敏君）

これで島尻誠君の質問は終了しました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎副議長（上地廣敏君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

（延会＝午後 4 時37分）

令和元年

第5回宮古島市議会(定例会)会議録

9月24日(火) 7日目

(一般質問)

令和元年第5回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第7号

令和元年9月24日（火）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和元年第5回宮古島市議会定例会（9月）会議録

令和元年9月24日（火）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（23名）

（散会＝午後3時59分）

議長（19番）	佐久本 洋 介 君	議員（11番）	高 吉 幸 光 君
副議長（17〃）	上 地 廣 敏 〃	〃（12〃）	國 仲 昌 二 〃
議員（1〃）	新 里 匠 〃	〃（13〃）	友 利 光 德 〃
〃（2〃）	平 百合香 〃	〃（14〃）	上 里 樹 〃
〃（3〃）	仲 里 夕カ子 〃	〃（15〃）	下 地 勇 德 〃
〃（4〃）	島 尻 誠 〃	〃（16〃）	栗 国 恒 広 〃
〃（5〃）	平 良 和 彦 〃	〃（18〃）	平 良 敏 夫 〃
〃（6〃）	下 地 信 広 〃	〃（20〃）	山 里 雅 彦 〃
〃（7〃）	欠 員	〃（21〃）	棚 原 芳 樹 〃
〃（8〃）	我如古 三 雄 〃	〃（22〃）	砂 川 辰 夫 〃
〃（9〃）	前 里 光 健 〃	〃（23〃）	濱 元 雅 浩 〃
〃（10〃）	狩 俣 政 作 〃	〃（24〃）	眞 榮 城 德 彦 〃

◎欠席議員（0名）

◎説 明 員

市長	下 地 敏 彦 君	上下水道部長	兼 島 方 昭 君
副市長	長 濱 政 治 〃	会計管理者	下 地 秀 樹 〃
企画政策部長	友 利 克 〃	消 防 長	来 間 克 〃
総務部長	宮 国 高 宣 〃	伊良部支所長	上 地 成 人 〃
福祉部長	下 地 律 子 〃	総務部次長兼 兼 総 務 課 長	渡久山 繁 〃
生活環境部長	垣 花 和 彦 〃	企画調整課長	上 地 俊 暢 〃
観光商工部長	楚 南 幸 哉 〃	財 政 課 長	砂 川 朗 〃
振興開発 プロジェクト局長	大 嶺 弘 明 〃	教 育 長	宮 國 博 〃
建設部長	下 地 康 教 〃	教 育 部 長	下 地 信 男 〃
農林水産部長	松 原 清 光 〃	生涯学習部長	下 地 明 〃

◎議会事務局職員出席者

事務局 長	上 地 昭 人 君	次長補佐兼議事係長	仲 間 清 人 君
次 長	友 利 毅 彦 〃	議 事 係	久 志 龍 太 〃
次 長 補 佐	富 浜 靖 雄 〃		

令和元年第5回宮古島市議会定例会（9月）諸般の報告書

令和元年9月24日（火）

	<p>宮古島市監査委員の砂川正吉委員、棚原芳樹委員の両名から、令和元年7月分の例 月出納検査結果報告があった。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	--

◎議長（佐久本洋介君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は23名で、在職する議員全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第7号のとおりであります。

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告をさせます。

◎事務局長（上地昭人君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

宮古島市監査委員の砂川正吉委員、棚原芳樹委員の兩名から令和元年7月分の例月出納検査結果報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議長（佐久本洋介君）

それでは、日程第1、一般質問について、先日に引き続き質問を行います。

本日は新里匠君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎新里 匠君

皆さん、おはようございます。本日一般質問最終日のスタートでございます。自由民主党、新里匠でございます。いつものように市民の視点に立ち質問をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。なお、今回通告させていただいた事項なんですけれども、ちょっと割愛するのが結構ありまして、その答弁ですね、せっかく答弁用意してくれたにもかかわらず、大変申しわけありません。12月定例会に回したいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

まず初めに、上下水道計画についてでございます。全体の今後の計画の進め方についてお伺いをいたします。よろしく申し上げます。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

現在の事業計画は令和8年度を目標年度としておりますが、緩速ろ過池築造の前倒しを行い、令和2年度において供用開始を予定しております。また、新たな水源については、今年度において福里流域及び東添道流域にて揚水試験を実施し取水地点を決定後、令和4年度において供用開始の予定です。そのほか、老朽化した施設の更新、基幹管路の新設などを行うこととしております。それらのことにより、令和4年度までには計画取水量3万8,400トン、浄水処理能力3万7,300トン、1日平均配水量2万8,200トン、1日最大配水量3万7,000トンを見込んでおります。

◎新里 匠君

ただいまの答弁ですね、令和8年目標年度のやつがですね、令和4年度までに全て目標を達成するという答弁だったかと思っております。6月定例会ですかね、の質問の際には、順次この水道の利益によって開発をしていくということでしたけれども、これが令和4年度に、いわば4年前倒しというところだと思っておりますけれども、この水道の補助率というのは今どのくらいでしょうか。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

水道の補助率は、沖縄簡易水道等施設国庫補助金で2分の1となっております。

◎新里 匠君

上下水道部長、これ2分の1ということですね。4年前倒しをして2分の1の補助率ということなんですけれども、これ財源必要になるかなと思うんですけれども、これに対して2分の1じゃなくてもっと高率な補助はないですか。先日ですかね、栗国恒広議員の質問のほうで防衛省補助のほうを考えているということでしたけれども、その補助率わかれば教えてください。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

何かで活用できる高率補助ということなんですけれども、現在補助率が3分の2の防衛省補助金である基地周辺整備事業補助金を活用するための要望を行っております。

◎新里 匠君

今基地周辺整備事業補助金を要望しているということでしたけれども、これ結構4年前倒しするという事はそれなりの要望をしたのかなと思っております。その要望の内容ですね、具体的にどこをやるよということも含めて答弁をよろしくお願いします。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

要望の内容なんですけれども、入域観光客数や人口増加に対応するため、新野原配水池、新友利配水池の新設及び硬度低減化施設の更新、増設についての要望を行いました。採択のめどとしては、今年度において協議を行い、来年5月での事業採択を目指しております。

◎新里 匠君

今の答弁ですね、人口増加に対応するためにいろいろ新野原配水池、新友利配水池の新設、これを低減化更新、増設という要望を行ったということでした。来年5月の採択を目指すということで、来年の5月に採択をされればこの4年間縮まって行って、その大きい部分はこの4年間のうちにやるんだけれども、この水道管のやりかえですね、それもやっぱり早まるという認識でよろしいでしょうか。随時スピードが上がると。4年間で使うべきだったお金がこの予算で入ってきますよね。それで、事業によって得られるお金はその配水管の更新に使うというイメージでよろしいでしょうか。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

水道の計画はですね、次年度県と協議をしながら再度また検討し直すということになりますので、仮にこの予算が入ってくればその予算を使うべきだったところにはまた前倒しをしながらできるということになってまいります。

◎新里 匠君

ぜひ観光客がふえてですね、結構水の心配をされているというところは多く聞きますから、ぜひですね、また前倒し、前倒しというところで予算をもらいながらですね、また頑張ってもらいたいなと思っております。ありがとうございます。

次にですね、ちょっと飛びますけれども、教育行政について。交流都市、栃木県の市貝町との児童交流についてなんですけれども、2017年に宮古島市と交流都市を締結した栃木県市貝町から小学生12人が8月22日、締結後初めて宮古島を訪れ、児童らは伊良部島で民泊をしながら、23日は磯釣り体験や結の橋学園

の児童らとの交流が持たれた。児童らは、22日、市役所平良庁舎を訪問し教育長に挨拶をし、教育長はみずから児童らを歓迎し暑さ対策をアドバイスするなど、和やかに懇談したと8月23日の地元紙に掲載されていました。聞くところによると、教育長みずから今度は宮古島市から行くよというような言葉もあったと聞きます。真意は定かではありませんけれども、市貝町は町を挙げて宮古島市との交流を推進したいと意気込んでいるようです。ご存じのとおり、旧伊良部町の町の鳥であったサシバの縁と聞いていますから、教育長肝いりの結の橋学園の子供たちと派遣交流を隔年度交互で行うことはできないかお伺いいたします。

◎伊良部支所長（上地成人君）

栃木県市貝町との児童交流についてでございます。市貝町とは、平成29年10月に渡り鳥のサシバが縁で交流都市として締結をしております。以来、宮古島市産業まつりでの市貝町特産品の販売や市貝町交流の会が来島し、現在交流を行っているところでございます。先月、8月ですけれども、市貝町の児童12名、引率が5名来島しまして、2泊3日の滞在の中で、市貝町、栃木県は海がございませんので、まず海水浴、それから釣り体験を行いました。大変喜んでおりました。それから、かつおぶしのつくり体験ですね、それを実施しております。それから、結の橋学園の児童との交流を行いました。その中で、お互いの地域の紹介やサシバの渡りに関する知識を共有するとともに、サシバ保護の大切さを再認識することができ、大変有意義な交流会でありました。ご質問の件ですけれども、栃木県市貝町教育委員会に問い合わせました。そこで、市貝町でも町議会で同様な質問がありまして、市貝町としましても交流を今後継続したいという報告を受けております。それから、ことし5月にですね、市貝町、宮古島市、フィリピン、その3者でサシバサミットを市貝町で開催いたしました。来年度は本市で開催予定でございます。今後市貝町と協議を進めながら、交流の継続に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

◎新里 匠君

ありがとうございます。教育長、行くという話をして来年行かないということがあるのかなとちょっと心配ですけれども、教育長、ちょっと答弁をお願いしたいんですけれども。

◎教育長（宮國 博君）

サシバを通しての交流でございますね。ですから、そういう意味では、これまでもいろんな交流事業を行ってきた中で、この伊良部の子供たちがサシバの保護で大変な実績を上げております。もろもろの大会でサシバについての発表なども行ってございまして、その成果は野鳥の会とか、あるいはそういう学会などでも高く評価されているところなんです。ですから、そういうサシバを通しての交流でございますので、できるだけ伊良部島の子供たち、結の橋学園の子供たちと市貝町との交流はですね、工夫をして、ぜひ伊良部島からも結の橋学園からも子供たちを送ってみたいというのが今の教育委員会の姿勢でございます。

◎新里 匠君

よろしく申し上げます。

次に参ります。済みません、ちょっとまた戻ります。観光行政について。タクシーの待合場所について。今西里通りを中心とするいわゆる市内の夜間タクシーの待合場所について、現状についてお伺いをいたします。

◎企画政策部長（友利 克君）

聞き取りでは、西里通りのファミリーマート前ということだったんですかね。

(「はい」の声あり)

◎企画政策部長（友利 克君）

はい。ファミリーマート前のタクシーの滞留状況については、市としましても承知をしているところでございます。タクシーに乗りしやすい場所として、市民、観光客の利便性があるという場所でございます。しかしながら、交差点付近の駐停車は大変危険ですので、タクシー事業者には法令を遵守し、交通安全に努めていただきたいというふうに考えているところです。

◎新里 匠君

危険が伴うので、法令を遵守して、とまらないようにという答えでした。今観光客の増加によって夜中でも多くの方が西里通りを往来しています。現在は、おっしゃるとおり、当局把握のとおりですね、タクシー待合場所がありません。根間公園を予定している場所に夜中時間設定をして、引き込み式の車とめ等を使用して設置できないかお伺いいたします。

◎建設部長（下地康教君）

タクシー乗り場といますか、に関するご質問にお答えいたします。

まず、新里匠議員ご指摘の根間公園の活用を含めてですね、そのタクシー乗り場をどう利用したらいいのかということですが、西里通り、ファミリーマートに隣接する根間公園は、イベントなどの開催の利用、まち歩き、観光の休息利用など、市民、観光客の交流拠点としてにぎわいの創出が可能な広場の整備を行うというふうになっております。したがって、駐車場としての整備は今のところ考えておりませんが、これまでの状況を鑑みながらですね、駐車場とタクシー乗り場というのは概念的に違うというふうに捉えておりますので、タクシー乗り場については地元のワークショップなどを開催しながらですね、その公園の整備を考えていきたいというふうに思っておりますので、これから地元の方のご意見を聴取しながらですね、タクシー乗り場も検討できればというふうに考えております。

◎新里 匠君

建設部長、これですね、夜だけという限定なんですけれども、夜中公園に人がいないときにですね、その一角をですね、ちょっとポールを寄せてか、おろしてかという部分で、イメージは多分建設部長についていらっしゃると思うんですけれども、防犯という意味でも有効かなと思いますから、またぜひワークショップもしたり、またそれ以前にもですね、考えてもらうようお願いをいたします。

次参ります。市長の政治姿勢についてでございます。まず、訴えの提起についてでございます。訴えの提起に至った具体的な理由をお聞きします。市民にかかわる大事な問題ですから、どういったところが公然と事実を摘示して市の名誉を毀損しているのかを示し、丁寧な答弁をお願いをいたします。

◎副市長（長濱政治君）

この違法公金支出金返還請求事件に対しまして、市は今回訴えの提起を議案として議会に提案しております。このことが市民が住民訴訟を提起すること、表現の自由、言論の自由を束縛することになるとは考えておらず、これらは市民の当然の権利であり、そのことを否定するものではありませんということをお断りいたします。この事件につきまして議会や市民の皆様を知ってほしいと思っておりますので、その概要を、少し長くなりますけれども、順次説明したいと思います。

契約と申しますのは、一般的に申し上げまして、契約を締結するには甲、乙が納得して契約書に署名、押印すれば成立いたします。市の請負契約も当然そうなることとなります。しかるに、同事件の原告は、宮古島市長と大番総業が契約を締結したことが違法、無効であると提訴しております。どういった根拠で違法、無効なのでしょう、理解に苦しみます。それでも最高裁まで告訴して争うという裁判を行う意味は何なのか、これも理解に苦しみます。

まず、原告は、この契約は1,650トン全ての不法投棄ごみを撤去する契約であり、違法、無効であると主張しています。市は、1審の最初から本件契約は契約期間内に3カ所のごみ全てを撤去する義務を負うものではないと主張しており、裁判の公判に主張したということはありません。現場が断崖絶壁や崖下であり、落石などが発生する可能性がある作業現場のため、事故が起きることが予測される場合は作業してはいけないこと、事故回避のためには業務を中止すること、危険な場所では回収作業を実施しない等について特記仕様書等、留意点で示しております。このことからして、特記仕様書に規定された原状回復は本事業の目指すところではありますが、現状の状況を踏まえることなく全てを回収する契約と理解することは、作業員が危険な状況の中でも全てを回収しなければならないということとなります。しかし、行政がこのような不合理な契約をしてはならないし、するべきではないと主張してまいりました。裁判所の判決でも、確かに本件契約の特記仕様書には投棄物を回収し原状回復を行うことが目的である旨の記載があり、本件契約において対象箇所のごみ全ての撤去が目標とされていたと認められるものの、技術的に困難のことまで強いる趣旨であるとは考えがたい、違法となるものではないと解されると原告の主張を退けております。また、支出については、履行確保が十分でないからといって支出命令及び支出が違法となるという関係にはないと言うべきであると明確に判断しております。また、市長の責任についても、宮古島市を含む地方公共団体において一定範囲の財務会計行為が部下職員の専決に委ねられた趣旨は、一定範囲に権限を分配することによって行政の適正かつ効率的な運営を図る点にあると解されるから、専決させた者は専決職員が原則として適法に職務を遂行しているという前提で監督をすれば足りると解されると、これも明確に判断しております。つまり契約は違法、無効ではなく、支出命令、支払い、監督にも問題がなく、したがって損害賠償の責任もないという当たり前の判決が出ていることとなります。

もっと詳しく申し上げます。平成30年3月27日、原告報告会で、新聞記事で載りました件について申し上げます。その前に、先にこういうことを言っておきます。名誉毀損の要件は公然性が要件であり、当該言論がある程度他人に伝播する、伝わる、態様のものであることが必要で、刑事と民事で決定的な違いを生じるものではないということは、多くの裁判例や実務は公然性必要説に立っているとされており、そういうことを踏まえて聞いていただきたいと思っております。

まず、3月27日、裁判所は行政の責任をチェックする役割があるが、裁判官の意識が行政に対してとても甘いと思うというふうな話載っておりました。つまり市が違法なことをしているのに、裁判官が十分にこの裁判に対処していないような考えを公然と市民に広報しており、市の名誉を毀損していると言わざるを得ないというふうに考えます。

次に、問題となった契約は、普通の感覚で言えばコンプライアンスのあり方としてあり得ない、これを安易に認めてしまったのは裁判所の意識の問題だと思う。先ほど申し上げましたように、裁判の中でこの契約についてきちんと回答しております。違法ではないということですね。それに対しまして、市が違法

な契約を締結しているのに、裁判所は安易にその違法を認めていると公然と市民に広報しており、市の名誉を毀損していると言わざるを得ないと考えております。

3番目、刑事事件の検察官とも日々連絡をとり、必要な情報も提供しながら進めている、今後の刑事事件の動きをこれからの控訴審にも反映させていきたい。刑事事件は、個人の公文書偽造に係るものであり、本件の裁判と個人の裁判で争われている内容が全く違うが、いかにも関係あるかのごとく話しており、原告側は公然とその事実を摘示し、市の名誉を毀損しているというふうに言わざるを得ないと考えます。

次に、平成30年12月12日、原告の報告会、1審では指摘されなかった行政側の極めてずさんな事務処理を控訴審で指摘していることは唯一評価できると主張しております。ずさんな事務処理については、市議会調査特別委員会でも指摘されてきたところである。第2審では、しかしながら前記のとおり、本契約は大番総業が全ての不法投棄ごみを撤去すべき義務を負うことを内容とするものではなく、月ごとに撤去すべき不法投棄ごみの量が具体的に定められているものではないことに照らせば、現場等の確認や仕様に基づく検査は不十分な点は否めないものの、法令に準拠し、本契約における適正な履行の確保や給付の完了を確認するための監督及び検査としての一応の内容は備えられており、履行確保のための一応の監査及び検査は行われたものと評価することができる。したがって、本件各支出命令等につき、市契約規則第35条及び第36条が定める履行確保のための監督及び検査が実施されていないと言うことはできず、これをもって違法な財務会計行為であると認めることはできないと判断しております。以前から事務処理が余り適切ではないと指摘されていたことと原告が主張している違法な契約、支出、損害賠償については違法ではないと判断されているのに、ずさんな事務処理を殊さら取り上げ、そのことが裁判の争点だったかのごとく主張しており、裁判以外のことを公然と摘示し、市の名誉を毀損していると言わざるを得ないというふうと考えております。

非常に行政に甘い判決と言っております。市が違法なことをしているのに、裁判所は十分に判断していないというような考えを公然と摘示し、市の名誉を毀損していると言わざるを得ないと思います。ずさんだが、違法ではないという意味のわからない理屈で判断が下されている。それを上告する根拠として指摘していることになると思う、つまり意味のわからない理屈で判断が下されていると言っているが、判決ではさっき申し上げたとおり、履行確保のための監督及び検査が実施されていないと言うことはできず、これをもって違法な財務会計であると認めることはできないと判断している。市の行為は違法であり、上告する根拠として指摘していることになると思うと言っているが、最高裁への上告はこのような案件では無理であると知っていて話しているのか、知らないで話しているのかわかりませんが、いずれにしても無責任な発言を公然と摘示し、市の名誉を毀損していると言わざるを得ないと考えます。

平成31年3月15日、今後の裁判についての報告会参加呼びかけ案内。危険箇所と知りながら未経験で他業者の代理入札まで行った業者を選定し、ごみを全て取る約束を装った契約をし、残ったごみを確認もせずというふうな内容の話でした。市は、危険な箇所とは当然知っておりました。だからこそ、ごみを全て撤去することは困難であり、安全に気をつけて可能な限り撤去する内容の契約を締結いたしました。本件のような危険な箇所でのごみ撤去を行ったことのある業者は市内にはおりません。落札した業者は、職員が他業者の委任を受けて入札に参加していることは当日現場で知ったのであり、入札は適正に執行されている。このことは、市議会や調査特別委員会でも何度も丁寧に答弁し、説明してきたところでございます。

本件裁判の原告の主張はそういうことではなく、違法な契約、違法な支出、損害賠償等であるにもかかわらず、市が違法、不正な事務処理を行っているかのように公然と市民に広報し、摘示し、市の名誉を毀損していると言わざるを得ません。

それから、刑事告訴されている市の担当職員は、計量票兼領収書を偽造したとして、2018年6月、虚偽有印公文書作成同行使罪で懲役1年6カ月、執行猶予3年の有罪というふうにおっしゃっております。この案件は職員個人に係る裁判であり、本件の裁判とは関係ないにもかかわらず、あえて最高裁上告の報告会の案内で公然と摘示し、あたかも今回の裁判と関係があるかのごとく報じており、市の名誉を毀損していると言わざるを得ないと考えております。事業の目的に照らした十分な契約履行の監督及び検査とは言いがたく、工事監督日誌の作成もなく、極めてずさんな事務処理である。これは、先ほど申し上げた内容と一緒にございます。反論はですね。

それから、令和元年7月26日、裁判を通して不正な行政行為は許さないという基盤が確立された。これにつきましては、原告は今回の裁判で争った内容を言うのではなく、不正な行政手法は許さないという基盤が確立されたという、いたずらに市の行為が不正であったかのように市民に公然と広報しており、市の名誉を毀損したと言わざるを得ないというふうに考えております。原告は、今回のポイントはごみ全てを撤去する契約だったと主張しましたが、市は技術的に可能な範囲のごみを撤去すればいいという契約だったというが、これは裁判になってからつくり上げたもの。この件につきましては、最初から申しあげましたとおり、市議会でも調査特別委員会でも最初から違うというふうに主張してきたところです。技術的に可能な範囲のごみを撤去する契約であるという主張は市議会や調査特別委員会でも繰り返し答弁してきたところであり、裁判になってからつくり上げたものという主張は間違い、虚偽である、公然と虚偽の事実を摘示しており、市の名誉を毀損していると言わざるを得ません。違法な行政は許さないという活動を持続してほしいにつきましては、今回の裁判で原告の主張する市行政の違法については棄却されたにもかかわらず、あたかも市が違法なことを行っているかのような発言を公然と摘示しており、市の名誉を毀損しているものと考えております。

もう少し時間があるようでしたら、もう少ししゃべりたいと思います。原告側の主張はこの契約が違法、無効であるということですが、この契約は工期が平成26年10月31日から平成27年3月25日、約5カ月間です。その5カ月間、この事業に着手するまでに大体20日ぐらいは必要です。それから、土曜、休日があります。それから、正月とか悪天候で現場に入れないということがあります。これを合わせますと、2カ月ぐらいは現場に入れないという状況が出ます。つまり現場には原告側は1,650トンあると、それを全部取るべきだという主張でございます。3カ月の間にこの1,650トン、これを取るといいますと、月550トン取ることになります。その550トンを30日で割りますと、1日に180トンです。こんな主張が本当に当たるんですか。

(「誰が取ると言ったんですか」の声あり)

◎議長(佐久本洋介君)

静かにしてください。

◎副市長(長濱政治君)

そのような、最初からできないから、そういうものはできないと言った、そういうふう主張してきた

わけですよ。それを全部取るべきであるというふうな主張をしているのは原告でございます。

これまで長々と説明いたしましたけども、これで大方の粗筋がわかっていただけたというふうに思っております。

◎新里 匠君

今ですね、いろんな経過に沿ってですね、どこが公的な事実を摘示して市の名誉を傷つけたかというところはあらかた当局の考えですね、ちょっと聞いたんですけども、裁判のこの結果については、この契約そのもの自体についてはですね、司法のほうで問題ないと。それにかかわる支出も当然契約が適法であるから、支出のほうも適法であるという。これが大もとの市ですね、正当性というか、適法性というか、そういったものをですね、確定するものだなとは思いますが。それをですね、踏まえて、報告会の中で事実と違うことを言っているよというのが今の副市長の答弁だったかなと思っております。私もですね、今定例会入ってからですね、本当に多くのことを考えさせられた議会でありました。連日地元紙はもちろん、県紙、あるいはテレビ等に宮古島市の本定例会議案第103号、訴えの提起についての報道が多く取り上げられ、市民への弾圧、住民に対する報復、スラップ裁判、住民の知る権利の侵害、言論の自由の侵害等、多くの市民の権利について多くの意見と批判とともに報道されました。極めて判断が困難な議題の中で、当局の真意とともに、住民の考えはどうかなど判断しかねていたのは私だけではないと考えます。しかし、その中で当局の真意、住民の考えを推しはかる前に、この問題を私なりに考え、真実は何なのか、真理はどこにあるのか考えるべきだとの信念のもとで、幾つかのテーマについて考えてみました。

まず初めに、市が市民を訴えることについてでございます。地方自治法において、市民がよりよい自治を実現するために市民が行政に対して意見や批判、訴訟などをするを認めており、そのことについてはマスメディアを通して多くの識者らも述べているところであるし、全くそのとおりであると考えます。例えば9月10日の沖縄タイムスの記事に、高知県黒潮町の議員に対する町の提訴について取り上げています。黒潮町の公共工事に係る入札において不正を疑った町議らがみずからの広報誌に町政執行を批判した記事を載せたところ、町がですね、町政を批判されたことによって名誉毀損だと訴えた事件でございます。結果は町議らが反訴し、勝訴しました。これは不確定事項、ここでは裁判等で決まったことではないものを指していますけれども、それに関して意見を言った議員に対してですね、町が訴えたものであります。これはまさに言論封じ込めという解釈になると考えますし、この場合は町は議員を訴えるべきではないと私も考えます。しかし、一方今回の宮古島市の件を見ても、監査請求などの市民に与えられた権利を行使し、公的手続を踏まえて訴訟を起こし、不法投棄ごみ委託業務の契約については違法でないこと、またそれに基づく委託費の支出に関しても適法であるという決定が最高裁でなされました。しかし、原告側代理人、すなわち原告団と私は考えますけれども、裁判を通して不正な行政手法は許さないという基盤が確立されたと述べたとされており、契約内容についても市は技術的な範囲のごみを撤去すればいいという契約だったと裁判になってつくり上げたものと発言をしております。このように、公的手続を経て最高裁で決定した事項について曲解、あるいは虚偽の事実を摘示することは、最高裁判所及び法の軽視であり、そこで名誉を毀損された市がそのことを行わせたも同様、ここでは市民団体を訴えることについては許容されるべきだと私は考えます。

また、あわせて考えるべきこととして、市民と市民活動団体との違いでございます。今回の裁判問題に

において私が感じたのは、市民と市民活動団体は同じであるかということであります。よくマスメディアにより報道や集会で市民の権利を抑制してとか、市民はとかいう言葉がよく使用されます。そこで、市民活動というものを調べてみますと、市民活動とは政治的または社会的な問題の解決を目指して市民が民主主義を基礎として権利意識を自覚し、階層の違いを超えた連帯を求めるとともに、特定の共通目的を達成しようとする政治運動、あるいは社会運動である、個人による自主的な参加を前提としており、流動的かつ柔軟性のある組織を通じ非政治的な市民が非党派的な運動を展開するという特徴を持っており、この点特定の職種や職場の従業員を基盤とする労働運動とは異なると書いてあります。また、市民活動としての公共性を主張するためには以下の代表性、公益性についての評価を要するとあり、そのうちの一つの代表性の問題について述べると、代表性の問題とは市民活動において市民の名で行われるものが常に全ての市民を代表するものとは限らず、市民活動が特定の市民の意見、いわゆるノイジーマイノリティー、主張する少数によって活動が誘導される可能性を指摘したものだとしております。また、市民活動の権利と義務については、市民活動は権利を主張すると同時に、それによって生じた義務を負う市民活動が始まった欧米諸国においては、市民は意見を述べるとともに、生活等への制約や負担を受け入れるということが前提とされてきたと書いてあります。

以上のことを踏まえると、市民と市民活動集団との線引きは必要であるし、市民活動集団については全体の代表でないという自覚と権利を主張すると同時に生ずる義務も負うべきだと私は考えております。私が考えるに、不法投棄ごみ撤去事業の原告らは市民活動集団であり、よって責任と権利と義務を負うことが求められるのは当然だと考えますし、市民に対する弾圧でもなければ報復でもないし、ましてや独裁的な発想であるとはならないと私は考えております。

次に、議案第103号、訴えの提起について、一般質問であったり声明のチラシであったりについて考えてみたいと思います。それは、多くの弁護士団体や市民活動団体、政治団体など議員に送付されてきた声明文、あるいは町なかで訴えの提起についての再提起をさせないための署名活動と呼びかけるものであります。具体的に見ると、1つ目のチラシ、宮古島市の市民提訴議案提出への抗議、否決をというタイトルであります。その中に民事裁判においては市民側の訴えが退けられ、市長の責任は問えなかったものの、判決の理由の中で本事業に対する監督、検査のずさんさが明らかにされた。飛んで、民事、刑事両裁判で同事業における不正が指摘される結果となった。飛んで、市民が市の名誉を傷つけたとする市の訴えは、住民訴訟を行った市民への報復としてとられたことは明白である。飛んで、行政が市民を訴え返すという宮古島市の常軌を逸した前代未聞の暴挙のため、飛んで、裁判が終わった後も訴え返し、市民を不当に弾圧し恫喝する宮古島市の代表の姿勢を見過ごすができない。飛んで、市民を萎縮させる、市民を提訴するスラップ裁判（恫喝訴訟）の議案提出云々、こういう文面で署名を集めているようでございます。もちろん署名を集めるのは権利でありますから、何ら問題はありません。しかし、前文、監督、検査のずさんイコール不正なのか、市が訴えの提起を起こしたのは本当に報復なのか、行政が訴え返しているという事実はあるか、市長が市民を不当に弾圧し恫喝している事実や今回の訴訟がスラップ裁判かなど、多くのうそや発展によって市民に事実を思い込ませる手法は、ある意味知る権利の侵害ではないか、また立派な名誉毀損ではないかと私は考えます。さらに見てみると、政治団体の宮古島市の市民提訴問題に関する声明では、住民自治に対する考え方を丁寧に記述しているものの、訴えの提起に関する批判は沖縄県紙2社から

の引用であり、宮古島市の実情を参考にしているわけではございません。その点を根拠として声明を送りつけてくるというのは失礼だと考えます。そして、弁護士団体からの声明文については、法のスペシャリストである弁護士団体が最後まで闘う決意を表明するものであるという挑戦状とも言えるようなもので、脅威を感じました。このことは、先日眞榮城徳彦議員も話していたとおりでございます。

次に、議場などでの発言に関して、刑事裁判と民事裁判を踏まえて考えてみます。まず、今回の訴えの提起関連として、刑事裁判はご存じのとおり、公文書改ざんで昨年担当職員の有罪が確定し、社会的制裁を受け責任をとっていることはご承知かと思えます。この件に関しては市長からも謝罪がありましたから、考察はいたしません。それで、民事裁判でありますけれども、その特徴として民事裁判では事実の解明よりも紛争の解決のほうに優先されるといふ特徴があります。その結果、判決が間違いだという証拠が新たに発見されたからといって、それだけでは再審の理由になり得ません。先日新たな事実が出たからと、それをどう思うかという発言がありましたけれども、民事裁判においては裁判手続の中でベストを尽くすことが求められており、それが終わってからあれこれ言うのはルール違反であるとされており、もしもそのことをわかっていてその発言をしているなら問題であるし、何かの意図があるのかと邪推をしてしまいます。飛躍し過ぎかもしれませんが、私がこう言うのにはもう一つ理由があります。それは、原告団が上告したことでございます。もちろん上告することは認められているわけですから、それに何らの文句はありません。しかし、上告の棄却理由の民事裁判について最高裁判所に上告することが許されるのは民事訴訟法第312条第1項または第2項、上告は判決に憲法の解釈の誤りがあること、その他憲法の違反があることを理由とするときにすることができる、所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は理由の不備、食い違いを言うがその事実誤認または単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記項目に、否定する事由に該当しないとされています。原告は自腹を切って裁判を起しているのです、代理人である弁護士とは当然意思の疎通を綿密に図って裁判に臨んでいるはずであり、最高裁への告訴も綿密に打ち合わせていたはずであります。また、同案件は最高裁で審議対象にならないということは当然弁護士2名は知っていたはずであり、そのことは原告に伝え、告訴するかどうか確認をとっていたはずであります。原告は、自腹を切ってまでなぜ門前払いを受けるような告訴を決断したのか。たとえ最高裁で門前払いをされても市が違法なことをしている、不正なことをしていると訴え続けたいという思いがあったのではないのでしょうか。本当に理解できません。さらに、最高裁の判決が出た後、報告会が開かれたのが3カ月後であります。1審の判決が出たときは当日に報告会が開かれ、2審のときは翌日に報告会が開かれるなど、判決が出たら間髪入れずに対応してきたのに、最高裁のときは明らかに対応が違います。何があったかは知りませんが、従来への対応とは明らかに違うのはなぜでしょうか。やはり市が違法なことをしているという理由だけで最高裁に上告したのではないかと改めて思ってしまう。だからこそ、間髪入れずに行っていた報告会を何も報告することがないから、3カ月も引き延ばしたのではないのでしょうか。そうだとしたら、いたずらに市民に対して不安を与えることにつながり、前述の何らかの意図は同じ理由であるのではないかと勘ぐってしまいます。このように、今回の訴えの提起についてのチラシ、発言、声明などを見てみると、市民の知る権利や市民の訴える権利、表現の自由などは担保されていなければならないが、根拠と責任を持った発言や声明によらなければならないと考えます。

以上、ここまでの理由、あるいは私見等から、今回の訴えの提起について市の提案方針への賛否につい

ては賛同します。また、名誉毀損との主張にも同意をいたします。さらに、市は市民を提訴しているわけではなく、責任ある市民団体を提訴しているから、住民を萎縮させ、言論の自由を侵害してはいないと考えます。

次に、訴えの提起を再度提出するべきかについてでございます。やはり市民にかかわる大きな問題である以上は、最後は市民の立場になって考えてみないといけないと私は考えております。私自身は、当初から市が市民を訴えているということは言葉どおりには感じておりませんでした。それは、市長が市民の多種多様な相談に迅速に対応し、満足度の高い行政運営に努める、市民に寄り添う行政運動を推進するという目標を掲げ、就任以来実践として認可外保育園の認可化の推進や難病患者への渡航費助成、学校給食の半額助成、子ども医療費の窓口無料化、第3子以降の保育料無償化、出産祝金の交付、水産物の流通不利性解消事業、中学校に対する楽器の提供、その他農業、漁業、建設業、教育、文化、多くのソフト事業やハード事業を行って、まさに市民に寄り添う行政をしてきたからであります。これらのことは、大きな決断力と実行力、そして優しさがなければ行っていけない事業であるし、このことは私のみならず多くの市民が認めているところでございます。しかし、訴えの提起がマスメディアで伝えられ、一定の理解は得られているにしても、判断材料を得る時間が少ない中で、決定することは難しい状況ではないかと推測をいたします。私自身、今定例会に入ってから今日まで当局の意見、委員会等での意見、その他の情報などから多くの時間をこの問題を考える時間に費やしてきたと言っても過言ではございません。それだけ市民にかかわる大きな問題であったし、難しい問題でありました。ましてや、少なからず情報のある私が相当な時間を悩んだのだから、市民全体の考えの成熟には時間がかかることを察するのは容易であります。今定例会でこの問題について質疑が行われ、市民にも一定の理解は得られたと思います。また、市長が目指す宮古島市の将来の振興、発展はまだまだ多くの企画や施策が必要であり、その実現には多くの市民のバックアップが必要であります。そのことを踏まえて、最後はこの議案、再提出するかしないのか、市民に向けて答弁お願いをいたします。

◎市長（下地敏彦君）

私は、新里匠議員の今回の質問、そしてそれに対する副市長の答弁等で論点ははっきりしたというふうに思います。これまで議会の中、あるいは市民団体の方々がお話ししていたことと事実が違っていると、そして市が何でこれを議案として提出したのかという理由もかなり伝わってきたんじゃないのかなというふうに思います。議案第103号、訴えの提起は、最高裁判決で原告の訴えは認められなかったにもかかわらず、集会等において市が誤っているかのごとく報告していることに対することとして提案をいたしました。市が提訴の議案を提出したことにより、市議会でも活発な論議がなされたこと、またこれら一連の動きについてマスコミ等で広く市の考え方を市民へと伝えることができたことは大変意義があったと考えております。法治国家である我が国において最高裁の判断は最終的なものであり、国民はこれを尊重し、それに沿った行動をとるべきです。今回の原告側の行動は、このことに照らして考えるといかがなものかと思えます。住民運動だからといって他人の名誉を毀損してよいということにはならないはずです。争いがあれば、名誉毀損による被害者が司法的救済を求めて提訴することは、法治国家において当然の権利行使として許されるべきだと考えます。今回の市の提訴を契機に、市民と行政は節度ある対応をお互いにしていくべきであります。今後原告側がどのような対応をするのか、市としてはその行動を注視して対処していきたい

というふうに考えております。今定例会において追加の提案は考えておりません。

◎新里 匠君

答弁ありがとうございます。

次へ参ります、時間がないので。総務行政についてでございます。市総合体育館の件でございますけれども、先日改修するとの答弁がありました。改修し35年以上経過している市総合体育館に莫大な予算を投入して使うよりも、新しい体育館を建設する方針があるのなら解体し、同じ場所に建設するのがよいかとっております。また、その間は上野、下地の体育館、あるいは小学校、中学校の体育館を使用したほうが良いと思っておりますけれども、見解をお伺いいたします。

◎市長（下地敏彦君）

市の体育館、今回の台風で屋根が吹っ飛びました。あれを修繕するとしてもかなりの時間がかかる。築35年というのを考えると、やはりこれはもう新たに作り変えたほうが良いと、しかも現在の場所でやろうというふうに考えております。新たな施設はですね、これからは本体の体育館とトレーニングの施設と、そういうふうなもの併設した形というのが新しい体育館の施設になっていますから、それを併設した形で今概略設計を進めております。できればですね、あしたの最終便で東京に行きたいと思っております。問題は、議会があしたスムーズに終わるかどうかわかりませんが、できればご協力をいただいて、この要請ができればありがたいなというふうに思っております。ぜひ早期のですね、あれはもう改修しないのだめなんで、どの事業が良いのか、それも含めて今事前の調整をしながらですね、あした行って調整をしたいと考えています。

◎新里 匠君

市長、ありがとうございます。市民はですね、やはり大きな大会、島外からいらっしゃるスポーツ選手、そこら辺ともですね、大会を運営するのも我が市の体育館はこんなきれいなんだよというところをですね、思わないとやっぱり頑張ることもできないというところであると思えますし、やはり古いものはもう解体をしてランニングコストを減らしですね、やっぱりこれからの予算の適正な使い方をしていくということが大事だと思っておりますから、ぜひまたあした東京に行かれるように、またよろしく申し上げます。ありがとうございました。

9月定例会、新里匠の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

これで新里匠君の質問は終了しました。

◎山里雅彦君

私もですね、始まる前に。

先ほど質問した新里匠議員、恐らく合併して宮古島市議会の中で最長の、間を置かずに長い質問だったかなというふうに思っております。私も14年ぐらい前に、新人のころある先輩からこう言われました。議会はいろんな場面で判断する、そして決断するときが来る、それには責任を持ってやらなきゃいけないという話をしていたのをですね、ある先輩に言われまして、非常に今これを、きょうですね、思っているところであります。

そういうことで、教育長、少しですね、話を教育長に聞いていただきたいと思っております。おとついで、20日

日曜日ですね、宮古島市の各小学校、4校ですか、運動会が台風一過爽やかな秋晴れのもとできました。東小学校、北小学校、それからどこでした、もちろん西辺小学校もありましたが、いや、西城小学校でしたね。西城小学校ありました。その中で、久松小学校は台風の翌日ということで1日延期であって、きのう行われたということ粟国恒広議員から聞きました。それで、上野小学校は来月の20日ごろ、20日でしたかね、20日。22日でしたね、を予定しているということでもあります。そういう意味でもですね、教育長、素朴な疑問なんです、子供たち夏休み終わって、9月に運動会をするのは、どうして運動会をすぐ、熱中症もかかわる、これについては狩俣政作議員も今定例会において子供たちの熱中症対策として帽子の着用を取り上げておりましたが、議員何名かで雑談の中で、何でそういえばそういう暑い時期に、熱中症も、もちろん去年でも教育長は救急車で搬送された子供たちもいるということで話をされておりましたが、何で今からこの後10月にかけて、昔は体育の日、10月10日でありましたが、そういう意味ではね、今からやるといいのかなというふうに思っております。要するに検討していただきたいと思って。

もう一点で、来年のオリンピックも7月24日、7月の末から8月の半ばにかけて行われますね。この間、日本のマラソン代表、MGCのときでもかなりもう、朝の8時ごろスタートでしたかね、それでも半ばごろには三十何度ということでもありますので、何でわざわざあんな暑いときにするのかなというふうな思いがありますので、今からオリンピックも9月からやれば涼しいのかなというふうに思っております。

ついでにもう一つしゃべろうかな。もう一点だけ、これは教育長、これも。おとついのこの宮古毎日新聞ですかね、市立図書館開館1カ月で3万4,089人。すごいですね、教育長。そして、1日当たりの貸し出しはこの1,378冊。そして、入館者数は1日平均で1,262人。当たっているか、本当に。すごいね。もう一月間に3万人ということは、教育長、予想していましたかね。そういう意味では、図書館は市民の生涯学習の場として、また文化活動の場としての役割もありますので、ぜひまたこれによって、子供連れの来館者も多いということで、子供たちもまたこれによってですね、図書館利用することによって我々宮古島市の子供たちの学力向上にもつながればいいかなと思っておりますので、ぜひまたこれからもですね、しっかり取り組んでいただきたいと思っております。

一般質問を行います。まずですね、市長の政治姿勢について何点かお伺いしたいと思います。体育施設の状況、整備計画についてであります、台風13号による被害、市総合体育館について多くの議員の皆さんも質問がありました。確認しながら取り上げていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。台風13号による市総合体育館、下地、上野、城辺の各体育館の被害状況についてまず説明していただきたいと思っております。よろしく願いします。

◎生涯学習部長（下地 明君）

台風13号による市施設、総合体育館、下地、上野、城辺の被害状況についてでございます。台風13号での体育施設の被害状況は、総合体育館中央天井部分の破損3,047万7,000円、陸上競技場自動ドア破損30万円、市民球場バックネット破損1,000万円、旧ブルペン全壊117万円、スタンド扉破損、そして座席シートの破損396万4,000円、多目的屋内運動場天井屋根全壊6,599万円、上野体育館ガラス破損18万2,000円、下地体育館玄関ガラス29万4,000円、玄関シャッター破損153万6,000円などの被害が生じております。

◎山里雅彦君

生涯学習部長、ありがとうございます。これでですね、ちょっと入れかえて質問していきたいと思いま

すので。

まずですね、各体育施設、市総合体育館、下地体育館、上野体育館、城辺トレーニングセンターの利用状況についてまず説明していただきたいと思っております。

◎生涯学習部長（下地 明君）

体育施設の利用状況でございます。各体育施設の利用者数については、平成30年度の実績でお答えいたします。

市総合体育館 4万5,527人、下地体育館8,580人、上野体育館 1万1,924人、城辺トレーニングセンター 3,036人となっております。

◎山里雅彦君

次にですね、各体育施設の台風被害対策、整備計画については、きょうも先ほど新里匠議員にもありましたがですね、私もこう思うんですよね。市長は、議会終了後早速、あしたにでも要請しに行きたいという話をしておりますが、私もですね、個人的にはこれまでも、これまでの答弁では先ほど答弁いただいた生涯学習部長、業者と見積もりの話もしておりましたが、私も市長、新里匠議員と同様、本当に今のところですっきりとこの体育館は建設し、完成を早期にするべきだと思っている。理由はですね、これ今からこのいろんな検討委員会等を立ち上げて用地の選定や事業の云々すると作業効率、事業効率も悪いんですよ。万が一この屋根を修理してまた同じところに決まるとなると本当に予算の無駄遣いにもなりかねませんので、ぜひですね、そういう意味ではこの事業、作業効率を考えると本当に今のところですっきりと対応することがいいのかなというふうに思っておりますが、もう一度私にも答弁をよろしく願います。

◎振興開発プロジェクト局長（大嶺弘明君）

建設場所につきましては、現在のところに建設するという方向で計画をしております、ほかの場所ということについては今のところ考えておりません。事業計画につきましても短期間でですね、できるような方向で、体制で持っていきたいというふうに考えておまして、先ほど市長が答弁いたしましたように、早速でありますけれども、国のほうへ要請行かまして、高率補助で建設を進めていきたいというふうに考えております。

◎山里雅彦君

平成15年の台風14号のときもですね、総合体育館は同じように屋根が落ちて、同じような補修をしているんですよ。そういう意味では、本当に今回はもう文句なしの新築といいますかね、これしたほうがいいというふうに思っております。私が質問を繰り返してですね、なぜこの人数を聞いたかという、新里匠議員も取り上げておりましたが、総合体育館は約4万五、六千の利用者がおります。下地、上野、城辺等は約1万人前後で推移しております。そういった意味ではですね、総合体育館はいろんな競技、スポーツ、いろんな市民の利活用のある場がありますので、そういった意味では割り振ってですね、そういうところに、できるんじゃないかというふうに思っております。修理して、修繕して使ってやるにしても、必ずここには移動しなければいけないんですよ、解体したりして。スポーツ協会等々の調整等もあると思っておりますが、ぜひですね、市民の皆さんにはちょっと遠くなるし、ちょっと利便性の問題では、いろんな施設を有効活用して、そういったスポーツ協会等々の関連、調整についてはですね、やればすぐにでもこの事業をやる必要があるんじゃないかというふうに思っておりますが、これについて市長。

◎市長（下地敏彦君）

これ急いでやりたいんですよ、確かに。それでですね、いろいろ考えてみたんですよ。新しい体育館の建設というよりも、もっと広く利用できるような形でつくり変えたらどうかと思っておりますね、要請の施設の名前も今考えているのはですよ、国際スポーツ交流拠点施設と。大きく、単なる体育館ではなくて、そういうのもできるような、アリーナに近い形のやつを今考えておまして、これでどうかということをお国に提案したいと考えておまして、なるべく早くと今の段階では言えませんが、それを強く要望してまいります。

◎山里雅彦君

体育館の中身についてはですね、我々も少し与党議員同士でも話をしております。やっぱりこのトレーニングルーム等々、また柔道場等々、いろんなものは設置してほしい、建設に当たってはまたそういう形で話し合いを進めていければなどというふうに思っております。市長、こういう緊急の事業、やっぱりトップセールスというのが大事だと思っておりますので、しっかりですね、やっていただきたいというふうに思っております。

次に移ります。次に、各体育施設の今後の利活用計画については、これまでも公共施設の再配置に向けて施設の統合、将来の見通し等を踏まえた施設の管理計画を策定していると思っておりますが、現在の施設の利用状況について説明していただきたいと思っております。

◎生涯学習部長（下地 明君）

体育施設の今後の利活用については、公共施設再配置計画において総合体育館は指定管理、上野体育館は維持、下地体育館は廃止、城辺トレーニングセンターは廃止、宮古島市陸上競技場は指定管理、城辺と上野陸上競技場は廃止、宮古島市民球場、そして多目的屋内運動場、多目的前福運動場は指定管理となっております。現在公共施設等マネジメント委員会で検討しております。

◎山里雅彦君

廃止等々もあるということではありますが、市町村合併後、ようやくですね、この分庁方式でありました流れの中で、その当時、合併当初やっぱり分庁方式でやってほしいという、そういう市町村議員からの要望がありました。なかなかできなかったんですが、市長、今回こうして総合庁舎の建設も進められております。私もですね、各地域の体育館、隣接する陸上競技場などは考える時期に来ているというふうに思いがありました。そういう意味では、私は企業等々に貸し出すか、普通財産にして売却もいいのかなどというふうに思っておりますが、先ほど生涯学習部長が述べられたそういった設定はいつごろそういうふうに具体的にこの事業というか、この統合、設備のこの配置はどういう内容で、どういう年々、あればそういういつごろからどういうふうに動きたいというのがありますか、生涯学習部長。

◎生涯学習部長（下地 明君）

具体的な施設の管理時期でございます。第2次宮古島市総合計画の基本構想の中で、現在令和元年度から令和11年度の中で検討しており、施設の管理、例えば下地とか上野の体育館の管理につきましても市のスポーツ協会、そして体育協会などと具体的に話を今詰めていこうという段階でございます。

◎山里雅彦君

生涯学習部長、やっぱりですね、令和元年度から令和11年度をめどにということではありますが、なるべ

くはいろんなキャンプ等、利活用状況等も、陸上競技等、関係も含めてですね、いろんな方々が利用します。そういった意味では、そういった企業云々等ともですね、市と各種、各団体とも協議しながらですね、この事業、配置に向けてはしっかり取り組んでいただきたいというふうに思っております。これについてはこれでいいです。

次に、次の台風災害発生時の防災対策については、先ほど新里匠議員が全く同じことを取り上げておりましたので、割愛しようかなと思ってきたらですね、これを割愛していましたので、私も少し聞きたいと思っております。台風災害発生時の防災用食糧備蓄状況、災害発生時の電力供給、電源施設など備え状況について、議員の皆さんにも少しありましたが、まず説明をいただきたいと思っております。

◎総務部長（宮国高宣君）

防災用の食糧備蓄状況についてでございます。まず、台風などの風水害時の際は、避難所となる市役所の平良、城辺、上野、伊良部庁舎と下地公民館、池間地区防災センター、来間離島振興総合センター、大神離島振興コミュニティーセンターの8カ所に非常食を常備しております。数量は、平良庁舎に60食、ほか7カ所については20食ずつ常備しております。また、地震や津波などの大規模災害時用の備蓄食糧として、カママ嶺公園備蓄倉庫及び与那覇地区防災センター、池間地区防災センター、伊良部地区津波避難施設の4カ所に約2万7,000食、アルファ化米で1万9,000食、乾パン、ビスケット等で7,920食、飲料水で5,598リットルを備蓄しております。

災害発生時の電力供給、電力設備の状況についてでございます。備えの状況についてでございます。まず、市役所各庁舎の電源につきましても、停電になった際に自家発電装置が瞬時に作動し、必要最低限の電力を供給しておりますが、携帯電話等の充電には十分対応できる電力量はありますので、各庁舎に充電スペースを配置し確保して、市民の皆様への通信機器等の充電に対応したいと考えております。ちなみに、今月の9月4日から6日にかけて襲来した台風13号においてもそのように対応をとったところでございます。また、政府の国土強靱化政策大綱やエネルギー基本計画で、災害時に役立つ機器としてLPガス機器を推奨しております。本市では、伊良部地区津波避難施設と与那覇地区及び池間地区の防災センターにポータブル型ガス発電機を設置しております。それから、大規模災害時に備えるため、ソーラーシステムハウスのレンタルに関する協定を民間2社と締結しております。同ハウスは太陽光発電システムが導入され、蓄電機能もあり、悪天候でも二、三日は利用可能で、室内にはエアコンも完備されているほか、1日120台の携帯電話が充電できる仕様となっており、電気工事が不要であることから、トラックで運び込み太陽が当たる場所に設置するだけで使用可能となります。現在市内に30棟が使用、保管されており、半数は建設工事現場などで休憩所などとして使用されておりますが、災害時には避難所への設置が優先されることになっています。ちなみに、年度内に50棟、3年後には100棟にふやす予定でございます。また、本市では電気自動車も災害時などの非常用電源としても活用できることから、普及促進を図っております。補助金制度もございまして、市民の皆様には活用していただくようお願いしたいと思っております。

◎山里雅彦君

ことは、先月の台風9号ありました。今月台風13号ですか、市民の皆さんによると平成15年の台風14号以来16年ぶりぐらいの間では一番の大きい台風かなというふうな話をしておりました。そういった意味ではですね、去る土曜日の台風も21日ですか、もちょっとそれてよかったんですが、ことは台風の当たり

年かなというふうに思っております。市民から市の備え少しどうなっているのというのがありましたので、やっぱり備えておくことにはもう本当に非常にいつもしっかりとやっておくことが必要かなというふうに思っておりますので、そういう意味では地域住民、市民の皆さんも安心してできるのかなというふうに思っております。その中で、少し私もですね、先ほど総務部長が一括交付金等での話もしていましたが、中城村も災害発生時のこの避難場所に電力供給するためにですね、電気自動車、一括交付金で機器を購入する、県内では初めてということで、この電気自動車を利用して給電器、電気自動車から電気を取り出してテレビやそういった充電等々に利用する、そういう事業があるそうであります。ぜひですね、我々も、この台風というのは我々は毎年来ると考えなければいけませんので、この備えは大事だと思うんですね。企画政策部長は狩俣政作議員でしたかね、電気自動車の活用、電池、V2Hですか、企画政策部長。話はしてありましたよね。こういうふうであるのでという話をしておりましたが、そういった意味では高額であってもですね、台風災害時のこの市民の安心、安全のためににおいてはこういった備えは必要不可欠であると思いますので、これについてはですね、しっかり取り組んでいただきたいというふうに思っております。池間島等に洗濯機の提供があったということでもあります、そういった洗濯機を利用した皆さんは本当に喜んでいるところであります。やはりそういった市民の災害時のサービスをですね、本当にありがたいなというふうに思うんですね。特に携帯、スマホの充電というのはこれがもう今両方全て停電になるとらうことになりますので、ぜひですね、そういう意味ではしっかり取り組んでいただきたいというふうに思っております。

それと、ぜひ災害発生時に、高吉幸光議員がNTNグリーンパワーステーション、これ使っている都道府県もかなりあるということで、本市にもこれいいのかと私も思っております。風力と太陽光といった自然エネルギーを利用してですね、本当に、これがどれぐらいまでもつんだと高吉幸光議員に言ったら、風速60メートルまでは企業が保証している、保証というか、大丈夫だと言っているようでありますので、この間の台風は61.何メートルか吹きましたがですね、ぜひそういう意味ではまた改良してできるのであればそのNTNグリーンパワーステーションは、この台風によってですね、停電するところがあるんですね。少し話長くなりますが、北部地域、西辺、狩俣、池間等が早いのかと思ったら、平良和彦議員の話聞いたら、いや、城辺はもっと早い、停電するのが早いという話をしておりました。ぜひですね、そういった地域にも提供、供給できるような形、私はいいかとこのように思っております。眞榮城徳彦議員も少し話をしておりました。私もですね、ちょっと私見を述べたいと思います。停電についてですね。

台風がある程度風が強くなると、停電を必ずする地域、場所があります。そして、絶対しない場所、地域もあるんですね。この間の台風13号では、宮古島市の約5分の4、2万世帯余りが停電になりました。それでもあとの残りの五、六千世帯は停電しないんですね、市長ね。そういった意味では、電線の破損とか、倒木等での、あれはわかるんですが、絶対にしないところ、電線地中化、平良敏夫議員も電線地中化が高額なので、ちょっとモデルケースとして、低価格のモデル地域としての電線地中化のインフラ整備の話もしておりました。やっぱりですね、台風が終わって停電してからではなく、市長、台風前の備えといますか、電力と、なぜ停電しているのか。原因はどこにあるのか。もしくは、この発電所自体が動かないのか。あの福島第一原発の場合はどうしても津波、地震で機械が動かなかったんですね。でも、動いているんですよ。動くんですね。屋根に囲まれているから。だから、そういった意味では根本的な原

因を市長、ぜひ沖縄電力と調整してですね、調整というか、議論してですね、国、県にでき得る要請であれば、この補助等ができるのであれば企業と真剣に議論して、なぜこの停電の原因はどこにある、台風でなぜ停電するのかということ踏まえてですね、しっかりとやってほしいなというふうに思っているんですが、市長、ちょっといいですか。これについて。

◎市長（下地敏彦君）

台風時に停電がいろんな場所で起きるということについては、ついているところとつかないところというのはやっぱり生活のリズムが全然違うんだというのは、それはもう経験として理解できます。今山里雅彦議員がおっしゃるようになりますね、これだけ毎年のように台風が来る、毎年のように停電する、それがないようにやるのがある意味では公的な性格を持つ電力会社の使命でもあるというふうに思います。いい提案ですからね、ぜひ電力会社にですね、どうしたら停電しないような形ができるのか、私どもが支援できるものがあるのはどこなのかということも含めてですね、話し合いをしてみたいと思います。

◎山里雅彦君

市長、ありがとうございます。本当にこの根本から見直さないと、本当に台風だから停電して当たり前みたいな感覚ではこれからの我々の観光産業、観光振興、受け入れ態勢としてもですね、マイナス要因でありますので、しっかり取り組んでいただきたいというふうに思っています。市民からありまして、電線地中化してあるのに何で停電しているのかという市民の声がありました。いかにもそのとおりだというふうに思って。電線地中化した場所でも停電しているんですよ、市長ね。ですから、そこまでの間だというふうに思っているんですよ。この取り組みはですね、安心、安全のためにもぜひやっていただきたいというふうに思っております。

次に行きたいと思います。経済効果、活性化に向けたフライアンドクルーズ事業についてであります。これについては平良和彦議員も質問がありました。私もですね、少し確認しながら取り上げていきますので、よろしく願いいたします。先月30日、本市において日本観光振興協会を中心とした新たなクルーズ観光のモデル事業として、フライアンドクルーズについて検討委員会が開かれました。この検討委員会の事業内容についてまず説明していただきたいと思っております。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

現在、日本各地でクルーズ船の寄港が増加しておりますが、クルーズ船は寄港地で滞在時間が短く、寄港地における乗客の消費単価も低いため、訪問客により長く滞在してもらい、クルーズ船寄港による経済効果を高める取り組みの一つとしてフライアンドクルーズの推進を検討しております。今回公益社団法人日本観光振興協会が主催となって実施しております地方を拠点とするクルーズ促進モデル事業は、国土交通省海事局、また内閣府沖縄総合事務局などがかかわっており、宮古島を拠点としたフライアンドクルーズの体験調査をすることが主な目的として実施されております。同事業の一環として8月30日行われました第1回地方を拠点とするクルーズ促進モデル事業検討委員会には本市より下地敏彦市長ほか、行政、民間より複数名が参加して、今後のフライアンドクルーズの可能性について議論がなされました。今後の取り組みとしまして、10月20日に欧米豪を中心とする観光関係のSNS等で影響力が高い著名な方数名を招聘し、コスタネオロマンチカ号にフライアンドクルーズの形式で体験乗船していただいた後、その方々による体験情報の発信が行われます。その後、体験乗船の報告及び船内アンケートを取りまとめ、来年1月

に第2回委員会開催が予定されております。

◎山里雅彦君

宮古島市は順調に観光客数が伸びております。そういった意味では、どこまでできるかわからないんですけど、この伸びるか、今の状況ではそのままではなかなか伸びが望めないと思うんですよね。そういった意味では、今言っているように滞在日数を延ばしたり、滞在時間延長のための観光のメニュー体験、濱元雅浩議員もせんだって植物園等での体験メニュー作成、案内役ですか、このランドオペレーターやネーチャーガイド等の人材育成の話をしていたしました。そういう意味では、この取り組みしっかりとですね、私はやることによってこの宮古島市のこれからの観光のあり方、また観光客数にも直接私はかかわっていくと思っておりますので、これはしっかりやっていただきたいというふうに思っておりますが。

1点だけ。このフライアンドクルーズ推進事業はですね、どれぐらいのスパンといたしますか、何年ぐらいかけてやるモデル事業なのか。これ1点だけ最後に、観光商工部長。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

これもですね、クルーズ船の寄港にはまた短い滞在期間があったということでありましたけど、この事業に関しては8月30日に始まったばかりの事業でありますので、また来年度も10月20日でしたか、ちょっとお待ちください、済みません。10月20日のまた欧米豪を中心とした観光関連のSNS等の影響力の高い著名な方々を招聘してですね、また来年の1月、また第2回の委員会の開催がありますので、これからまたこのスケジュールを決めていくと思っておりますので、何年スパンでやるのかということはこの委員会の中で決まると思います。

◎山里雅彦君

そういう意味では、クルーズ船のこの寄港地においてはですね、もう必ずしも観光消費につながっていないと等の指摘もあります。ぜひですね、我々はこの豊かな地域資源を生かして、海を生かした利活用、観光客増のためですね、しっかり取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

次に移ります。観光地整備について。観光客増に伴う受け入れ態勢、2次交通等、各関係機関と連携し、宮古島市観光推進協議会等でさまざまな議論をし、交通量の調査も行っていると思っておりますが、各観光地では年々観光バス、レンタカー等交通量も多く、利便性向上のためにも早急な駐車場等の整備が必要だと思いますが、現在市がどのように取り組んでいるのか、整備計画もあれば説明をしていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

本市の入域観光客数は近年急激に増加しており、観光地を訪れる観光客の数も大幅に増加していることから、観光地の中には訪れるバス、タクシー、レンタカーの数に対して容量が不足している場所がございます。この状況を解消するため、今年度主要な観光地の駐車場、トイレなどの利用者数と現状調査を行いました。今後調査結果を踏まえ宮古島市観光推進協議会等に諮り、順次必要な整備を進めてまいります。

◎山里雅彦君

これからの話、観光商工部長の答弁でありましたが、具体的に砂山と前浜、池間島、来間島とイムギャーとかですね、下地信広議員も取り上げておりました渡口の浜等々、たくさん数多くの早急に取り組まなければならない観光地があります。やはりそういったもろもろも含めて非常にレンタカー、バス、タクシ

一、市民もちろん観光には行きますから、そういった意味ではですね、スムーズにどの観光地に行ってもゆっくりとですね、駐車場にとめて回れるようにしていただきたいというふうに思っておりますが、宮古島の観光地の駐車場は観光地のすぐそばなんですよね。内地に行くと二、三百メートルは当たり前で、本当に歩きに来たのか、観光しに来たのか、もういい、バスに乗っておりないという人もいるんですが、それぐらいちょっと二、三百メートル離れても平気なんですよね。そういった意味では、植物園等々も平良敏夫議員も少し取り上げておりましたが、やはり駐車場を整備することによって、道を隔ててもいいんですよ、市長。ぜひですね、そういったゆったりとした駐車場整備、私必要だと思うんですよね。砂山だってそうですよ。池間島の橋のたもとでもそうです。行くといっぱいなんです。だから、市民は入らずに、必然的に観光客しか入れないような状況になるんですよね。来間島もそうですよ。観光で行くと、来間島の橋のたもと、観光バスが一、二台とまるともうちょっと上に上がれない状況になるんですが、そういった受け入れ態勢というのはね、しっかりと、すぐそこにつくらなくてもいいですよ、市長。100メートルぐらい離れてもいいですよ。私はそう思っておりますが、ぜひその観光地の駐車場整備をやっていただきたいなと思いますけど、観光商工部長、ちょっとその辺。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

山里雅彦議員がおっしゃるとおり、バス、タクシー、レンタカーなどがですね、一気に来ちゃうとやっぱり容量不足の場所もございます。そういうものに関してはですね、これから、調査も終わりましたので、宮古島の推進協議会の中で諮りながらですね、順次検討してまいりたいと思います。

◎山里雅彦君

かなり保有台数も車、自動車ですね、ふえているということでもあります。ちょっと待ってね。平良敏夫議員、宮古は何台。車の保有台数。

（「3万台」の声あり）

◎山里雅彦君

3万台ぐらいあるそうですね。そういう意味では、ぜひですね、これまで交差点、信号待ちしなかったところでも信号待ちがあるという市民の声もありますので、ぜひそういうところでもですね、踏まえてこの駐車場整備等々も、道路の整備もそうですが、受け入れ態勢しっかりやっていただきたいというふうに思っております。これについては以上です。

次に移りますが、次に池間湿原の環境整備について。現在進められている環境省沖縄奄美自然環境事務所発注の事業である国指定の池間鳥獣保護区しゅんせつ工事の事業内容、進捗状況についてまず聞かせていただきたいと思います。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

現在、池間湿原で進められておりますしゅんせつ工事の進捗状況とその内容ということですが、しゅんせつ工事につきましては国指定の池間鳥獣保護区内の池間湿原におきまして、渡り鳥が飛来しやすい開放された水面が水草等の繁茂、それから土砂の堆積により失われている危惧があるとして、鳥獣保護区を管轄する環境省の沖縄奄美自然環境事務所が実施しております。今年度は、仮設道路の整備と水草除去を伴う試掘を行うということになっております。全体計画としては、しゅんせつ箇所を確認しつつ、渡り鳥の季節を避けるということで施工するので、事業期間は6年を見込んであるということです。

渡り鳥の時期とといいますと春と秋ということになりますので、この季節を避けながら工事を行うということでございます。特に何かを整備するということではございませんで、今回の工事ではしゅんせつのための仮設道路、そしてしゅんせつを行うということが主な工事の内容となっているということです。

◎山里雅彦君

池間湿原はですね、池間島先輩から聞きましたが、面積はですね、市長、34町歩ぐらいあるそうですね。1町部が約100掛ける100ですから。34町部ぐらいあるという話をしておりましたので、当時の場所を知っている人はそこでカニとったり、魚とったり、ボラ、冬の寒い時期は外に出れないので、ここから漁を得て食していたという話を聞きます。やはりですね、私も橋がかかる前、三十五、六年前から何年間か家業を手伝ってサトウキビの運搬を池間島でもしました。そのときですね、ダンプの上から、サトウキビの上から見るとかなりの面積はあったんですよ。水鳥もたくさん見えました。この何年か前、私もユンボで橋がかかる前後、二十数年前に当時の自治会長に頼まれて重機、水草を取った経緯があります。そういう意味では、生半可な整備ではですね、1年ですぐまたもとどおりになるんですよ。飛んできてもおられない状況が続いているんですよ。この事業は6年間でやるということでありますので、ぜひ下地勇徳議員も取り上げておりましたフナクス、向こう、あの辺が一周道路から北海岸見えるところ、フナクスという地域であります。というような話もしておりました。ぜひですね、生活環境部長、そういう事業のあり方、6年間でするんであれば、向こうの周辺歩いたことありますが、農道も歩けない状況が続いているんですよ。今の工事しているとこの部分を畑に行く人も利用したりして通っておりますけど、ぜひですね、そういった先ほど冒頭話した面積等ではありませんが、ぜひふだん市民も、これは当然県立公園の話もありましたが、その事業じゃなくて、今現在いる皆さんと地元の皆さんで調整してですね、どれぐらいまで何がやっていいのかということも含めて、そういうことをすることによって市の観光資源にもなる、さっき言った観光資源メニューにもなりますので、ぜひですね、生活環境部長、取り組んでいただきたいというふうに思っております。本当にトイレ等々も、野鳥の観察小屋等もありますが、そういったところもひっくるめてですね、この一周道路からもちゃんと行ける、今中からちょっと行ったところしか行けないんですが、一周道路からも観光の皆さんも市民もすぐ見て行ける、わかるみたいな感じのですね、事業のあり方、その取り組み、トイレ等々も含めですね、考えてみてはいかがでしょうか。ちょっとお願いします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

国のほうはですね、仮設道路の状況を見ながらということであるんですけども、4,200平方メートルでしゅんせつを6年かけて行いたいということで計画をしているようでございます。ただ、周辺の例えば宮古島市が独自に設置しました野鳥の観察台とかですね、そういう施設もございまして、そちらのほうには観光客のほうもスムーズに入れて、その観察台を利用できるような状況、山里雅彦議員のおっしゃいますトイレとかですね、そういうことなども地域の皆さんと相談をしながら取り組みを進めていきたいと思っております。野鳥の観察台につきましても老朽化が進んでいる部分もございまして、こういうものについても建てかえができるかどうか地域の方々と話し合いながらですね、取り組んでいきたいと思っております。湿原に入るいろんな道路、その辺についてももう一度環境をチェックしながら、また国の今回のしゅんせつ工事とあわせてどういうことができるのか、国のほうとしてはですね、やはり自然保護の地域ですので、

できるだけ手を入れないようにという感覚があると思いますけれども、それを踏まえながらもやはりいろんな勉強、学習の場、そして観光の場として活用できるように私たちとしても国のほうといろいろ相談をしながら、取り組みができるものについて取り組みを検討していきたいと考えております。

◎山里雅彦君

今の予定では、環境省の事業は水草の除去を6年かけてという話をしておりましたが、生活環境部長がおっしゃっているようにぜひそういった、せつかくの事業ですから、今ある施設をまた新しく、もっと利便性のいい形で観察しやすい形のものをつくるというのも一つのこの事業の中で私はできると、トイレ等々もできると思うんですよ。ぜひですね、こういうふうにやりたいということぜひ国にヒアリング等々してですね、地元の皆さんからもどこどこでまた、ここ以外にももう一つ、せつかく壊すのはあれですから、また別、隣で、近くでつくるとかですね、もっといい場所があるよ等々聞きながら、そういった環境整備についてはやっていただきたいなというふうに思っております。

次に移りたいと思います。サトウキビ等、病害虫防除対策について2点ほどお伺いします。1点目に、病害虫、黒穂病、ツマジロクサヨトウ、ナスミバエの、ナスミバエは野菜等ではありますが、この発生状況について日々変わっているような、毎週毎週違う情報入ってきておりますので、まずこの発生状況について説明をいただきます。よろしくお願ひします。

◎農林水産部長（松原清光君）

病害虫の発生状況につきましてですが、まず黒穂病はサトウキビの先端から黒いカビの胞子がついた穂が出てくるのが特徴で、胞子は風雨で飛び散って周囲に伝染し、発病したサトウキビは生育がとまり、枯死することから、収量に影響してくることになります。去る7月12日の調査によりますと、市全域で発生圃場率は上昇しており、発生率は下地地区で増加傾向にあります。また、ナスミバエは平成29年に宮古地区で初めて発生が確認され、ナス科野菜の島トウガラシ、ピーマン、トマト、ナス科の果肉を食害する被害が宮古島市全域で拡大している状況であります。

続きまして、ツマジロクサヨトウは国内で4月3日に鹿児島県で初確認され、現在九州及び沖縄県の7県で、44市町村で確認されている状況です。沖縄県においては、7月11日に恩納村で飼育用トウモロコシに初確認され、その後7月24日に多良間村、8月28日に石垣市、そして宮古島市でも飼料用トウモロコシに確認されております。その中でも、石垣市ではことし植えつけのサトウキビに被害が確認されている状況であります。

◎議長（佐久本洋介君）

12時前ですけど、午前中で山里雅彦議員の質問は終わりたいと思いますので。

◎山里雅彦君

防止対策はしっかりやっていただきたいと思います。これはいいです。割愛します。

次のサトウキビ増産対策について。圃場の地力向上、バガスやトラッシュを利活用し増産対策、土づくりに向けた取り組みについては栗国恒広議員も取り上げておりましたが、私にもしっかり答弁いただきたいと思います。補助事業の検討会議を開いていますが、まずこの内容について説明をしていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

◎農林水産部長（松原清光君）

これは、トラッシュの活用ということですよ。

(「バガスも」の声あり)

◎農林水産部長（松原清光君）

ええ。この質問については栗国恒広議員にもお答えしたように、新規圃場整備地区への地力増強として投入するように県に呼びかけているというところであります。また、市のサトウキビ生産に対する補助メニューとして次年度より新たに補助できないかですね。それも調整をしていきたいと考えております。

◎山里雅彦君

1点だけ。前回もですね、私はこれ取り上げました。沖縄振興特定事業推進費の活用についてで言いましたら、農林水産部長はできるかどうか取り組んでみたいという答弁でありました。この1点だけ農林水産部長、できるかどうか。

◎農林水産部長（松原清光君）

この件についてはですね、すぐに企画調整課と調整しましたところ、この事業については該当しないということでしたので、取り下げております。

◎山里雅彦君

このトラッシュの問題はですね、1年間だけの問題じゃないんですよ。栗国恒広議員も言っておりましたが、トラッシュ、機械刈りが進めば進むほどトラッシュは多くなるんですよ。サトウキビの梢頭部や根っこの部分、そして表土等も結構ついてきます。それが1台当たり機械刈りで15%ぐらいの平均ぐらいかな、ついてきます。そういった意味では、かなりの量、沖縄製糖が区域であります。沖縄製糖に栗国恒広議員と行ってきましたら、本当にたくさんの残渣液とかね、ありました。ぜひですね、圃場に返すことがまた土づくりの面でも大事なかなというふうに思っておりますので、これはしっかり取り組んでいただきたいというふうに思っております。できないではないと私は思っておりますが、次もちょっと質問したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

次に移ります。最後に、栽培漁業推進事業についてであります。この一括交付金を活用し、海業センターの機能の充実強化を目的として現在取水管布設工事等進められていますが、海業センター整備事業の内容と現在の進捗状況について説明をしていただきたいと思います。

◎農林水産部長（松原清光君）

本事業は、宮古島市の水産業の振興に向け安定的な種苗生産、供給体制や養殖業の生産性向上の支援を図るため、その拠点となる海業センターの機能強化を図るための整備であります。全体事業費といたしまして6億8,800万円で、令和2年度の完成を目指して取り組んでおります。その事業内容といたしましては、海業センターから海上に直径500ミリの取水管480メートルを布設し、種苗生産に必要な海水の供給を行います。また、海業センターの種苗生産及び養殖支援のための水槽施設を66基増設、整備してまいります。さらに、漁業者への養殖指導、関係者への資源管理の啓蒙、指導を行うための研修施設の整備を行ってまいります。

以上の機能強化の整備に取り組んでおり、平成30年度末の執行率は76%であります。

◎山里雅彦君

頑張ってください。よろしくお願ひします。取り上げたのはですね、10月になると大浦湾を利用した漁

民の皆さんがアーサ、ヒトエグサの網をおろしたり、モズクの養殖事業の網の準備もしておりますので、ぜひですね、早目をお願いしますということで取り上げてみました。

次に、栽培漁業推進事業計画についてであります、どうしようかね。

(議員の声あり)

◎山里雅彦君

はい。これは、じゃ次にしましょう。そういう意味では、やはりですね、市長、先ほど言った台風災害等の電力停電事業の件、ぜひ本市でモデル事業となるように取り組みをしてですね、どんな台風が来ても停電しないように取り組みしていただきたいと思います。よろしく願いしまして、私の一般質問終わります。ありがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

これで山里雅彦君の質問は終了しました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。

休憩します。

(休憩＝午後零時07分)

再開します。

(再開＝午後1時30分)

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎國仲昌二君

質問に入る前に、台風の被害に遭われた皆さんにですね、お見舞いを申し上げます。

たび重なる台風の襲来で、宮古島のみならずですね、全国に被害が広がっております。中には長期間停電して厳しい生活を強いられる方々もおられて、心が痛みます。一日も早い復旧、復興をお祈りいたします。

それでは、質問に入ります。質問については、ちょっと順番が変わったりですね、また質問の都合上、時間の都合上ちょっと割愛する通告事項もあるかもしれませんが、そのときにはご容赦願いたいと思います。

それではですね、宮古島市の財政については後回しにしてですね、最初に訴えの提起についてから質問したいと思いますので、よろしく願います。これにつきましては、午前中にですね、新里匠議員からも質問がありました。市の考えについては市民に伝わったということで、今定例会での本案の再提出は行わないというような答弁でしたけれども、再度ですね、私としては市の考え方を確認する意味でですね、質問したいと思いますので、よろしく願います。

それでは、市民主権についてということで質問いたします。私は、平成25年12月定例会、市議会議員になって初めての一般質問ですね、国民主権、市民主権は日本国憲法において平和主義、基本的人権と並び3大原則と言われるということを前提にしてですね、市民主権とは行政運営の場面、場面で直接市民の声を聞いて行政に反映していく、そういう努力をしていくことが市民主権の趣旨ではないかというようなことを質問を行いました。そして、市長もですね、「私もその考え方を同じくするものであります」と答

弁しております。そのお考えは今でもお変わらないのかお伺いたします。

◎市長（下地敏彦君）

当時、私は市長選挙に臨むに当たり、宮古島市の振興、発展のためにぜひ実現したい施策を公約に掲げ、主権者である市民の審判を仰ぎ、そして多くの市民の負託を受け市政運営を担っているものであります。当時の國仲昌二議員の質問に答弁をいたしました。現在においても、その考えは変化はございません。

◎國仲昌二君

それでは次に、住民訴訟や市民に対する認識についてお伺いたします。

ここでお聞きしたいのはですね、市の運営の主体を担う市民ですね、をその市民の負託を受けた市長は訴えるということについての認識を伺います。

◎副市長（長濱政治君）

市民が住民訴訟を提起することは法令等において保障されており、市民の当然の権利であり、そのことを否定するものではございません。今回の議案提案に至った経緯につきましては、これまでの答弁でも述べてきておりますとおり、最高裁にまで及んだ本件に関する裁判において、判決内容以外のことに關し違法、不正な行為を市が行っているかのような意見を広く市民に発表して、市の名誉を毀損する行為を行っていることから、本議案を提出するに至りました。

◎國仲昌二君

市がですね、市民を訴えるということなんですけれども、私はこの市という定義ですね、私としては市というのは主権者である市民そのものだというふうに思うんですけれども、当局の言う市という定義ですね、例えば議案書で市の名誉が著しく毀損されたというような記載がありますけれども、この市とはどなたを指しているのでしょうか。

◎副市長（長濱政治君）

市は誰を指しているか、これは法人格を持った市という意味でございます。

◎國仲昌二君

逐条地方自治法のほうでは、住民こそは地方公共団体を構成する基本であるという解説があります。またですね、ちょっと別の解説を見てみると、日本国憲法と地方自治法は地方自治制度の組織と運営の原則を定めているが、その構成単位である地域住民によって組織された法人格を持つ地方団体を地方公共団体と名づけていると定義しています。つまり法人格を持つ地方公共団体というのは、地域住民によって組織、構成されているということになります。ということは、議案第103号、訴えの提起でいう宮古島市は公法人であるが、これは議案書の84ページの4行目ですね、にあるんですけれども、それは宮古島市民で構成される法人ということで理解してよろしいでしょうか。

◎副市長（長濱政治君）

宮古島市の構成メンバーとして地域住民があるというのは当然だと思います。

◎國仲昌二君

今、議案書の宮古島市は公法人であるがというこの公法人というのは市民によって構成されているということを確認いたしました。

次ですね、市民のメリットについてというのはちょっと後ろに来ましてですね、次の識者のコメント、

あるいは新聞の社説についての認識について伺います。宮古島市が提訴する動きについてですね、多くの識者から独裁的な発想、あるいは住民への報復、民主主義の劣化、市民を弾圧など厳しい言葉での批判が高まっております。また、県紙や全国紙の社説でも取り上げられ、厳しい指摘を受けていますけれども、見解を伺いますという。これは、先日の上里樹議員も質問していましたが、要するにこういった厳しい批判ですね、名誉毀損は成り立たない、あれはスラップ訴訟だというふうに指摘しているんですが、それでも訴えるんですかというような質問がありまして、これに答弁されております。多分私の質問にも同じ答弁だと思いますので、ちょっとそのときですね、上里樹議員へ答弁したのを踏まえてですね、お聞きしたいんですけども、まずですね、「住民運動だからといって他人の名誉を毀損してよいということにはならないはずであります」という答弁がありました。他人の名誉を毀損してというこの他人というのはどなたを指しているんですか。

◎副市長（長濱政治君）

当然この場合は市という意味です。

◎國仲昌二君

先ほどに戻りまして、宮古島市という法人は市民が構成しているということでありまして。そして、この今他人の名誉を毀損しての他人というのは市だということです。ということは、宮古島市民が宮古島市民である、この場合は6人の方ですけれども、を訴えるということになるんですかね。

（「ちょっと休もう」の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午後1時42分）

再開します。

（再開＝午後1時42分）

◎副市長（長濱政治君）

市民で構成されている市が市民を訴えるのかというご質問ですけども、市民で構成されている市は一つの法人格を持っているわけですから、その法人格を持っている市がその原告を訴えているという意味です。

◎國仲昌二君

ですから、その法人格を持っている宮古島市というのは、構成員は市民ですよと、その市民が市民を訴えるということはどういうことですかねという質問ですけども、これ他人の名誉を毀損することになるということがちょっと私にはよくわからないんです。宮古島市民が市民を訴える、これは他人であるというのはちょっとよくわからないんですけども。

ここにどまっていると次行けませんので、じゃ次にいきますけれども、次からも同じような質問なんですね。上里樹議員の答弁の中に「憲法第13条で保障された人格権や名誉権の利益調整を求められるのは当然のことです」と、この人格権と名誉権って誰の人格権、名誉権なんですか。

◎副市長（長濱政治君）

当然この流れでいきますから、市の人格権、名誉権です。

◎國仲昌二君

市というの、じゃ実態は何ですかね。要するに法人格を持っていると、その法人格を持っている地方自治体は、宮古島市ですね、宮古島市は住民によって組織されているということは、市という定義をする場合は、これは市民という定義になるんじゃないですか。もう一度お伺いします。

(議員の声あり)

◎副市長（長濱政治君）

ですから、市は法人格を持っているというわけですから、市民ということではありません。

◎國仲昌二君

ということは、これ市民が構成して、でもここにこだわっていてもあれですね。次へ行きましょう。

それじゃですね、またやじが飛ぶかもしれないんですけども、その名誉毀損による被害者が司法的救済を求めて提訴することは、法治国家である日本においては当然の権利行使として許容されるべきというように言っています。この名誉毀損による被害者ですね、これは誰のことですか。

◎副市長（長濱政治君）

法人格を有している市です。

◎國仲昌二君

同じく答弁の中でですね、名誉毀損による被害者が司法的救済を求めて提訴することは、法治国家である日本においては当然の権利行使として許容されるべきというところがあります。ところがですね、名誉毀損による被害者が地方公共団体の場合は提訴するのはあり得ないというような判例があります。それでも提訴するんですかという質問ですけれども、午前中今定例会では再提案しないということなので、これについてはよろしいです。

次にですね、同じ上里樹議員への答弁ですけども、名誉毀損を受けた被害者の市に対してプレッシャーをかけて訴えの提起を抑制するのはそれこそ反民主主義的というふうに答弁しております。つまり今回のこの訴えの提起を批判する市民、あるいは新聞で厳しく批判している識者こそ反民主主義であると認識しているということによろしいでしょうか。

◎副市長（長濱政治君）

人は、10人寄れば10人違うし、100人寄れば100人違う、それをお互いに認め合って、それでお互いのそれぞれの権利でいろんなことをやっていくという意味において、一方的に違う、違う、違うというふうに来るのはいかなげなもんかと。それでは、じゃ違う考え方を持っている人は、そしてこのような法人格を持っている市として訴えることもできないとか、そういうふうな物言いはですね、ちょっと民主的とは言えないんじゃないかという意味です。

◎國仲昌二君

ですから、その民主的とは言えないということですけども、答弁はですね、市に対してプレッシャーをかけて訴えの提起を抑制するのはそれこそ反民主主義的というふうに表現しているんで、これかなり強い言葉だと思うんですよ。ですから、そのプレッシャーをかけているというのはもちろん今回の訴えの提起に反対したり批判している市民ですし、あるいは新聞で厳しく批判している識者、弁護士などというふうに思いますけれども、その人たちを、ですからそういうふうに反民主主義的であるというふうに認識しているということによろしいかということですよ。

◎副市長（長濱政治君）

お互いにお互いの考え方、それから意見の主張というのがあるわけですから、それを一方的に圧力をかけるというんですか、一方的な話で識者とか、それからマスコミであるとか、いろんな団体であるとか、それが一方的に押し込んでくるということは少し違うんじゃないですかという意味で申し上げたわけです。

◎國仲昌二君

先ほど答弁がありましたように、人はそれぞれ自分の意見を持っていて、当然これはお互いに認め合っていますね、やっていくべきことだというのは大賛成です。ただ、こういったものについてこういう反民主主義的という言葉を使うのは適正かどうかというのは、ちょっと私は疑問だと思います。

それではですね、次は上里樹議員への答弁をずっと見えていますとですね、先ほどから私が言っている宮古島市とは誰なのか、その構成している市民というのはどういう立場なのかというのがいろいろ聞いていてもよくわかりません。この上里樹議員への答弁をよく見てみますとですね、これ宮古島市というよりは下地敏彦市長というふうに当てはめたほうがすごくわかりやすい答弁になります。宮古島市が訴えるというよりもですね、その下地敏彦市長が訴えるというのは、例えば不法投棄ごみ問題でも、あるいは宮古島市が訴えられていなくて市長とか副市長とかが訴えられたものですよね。ですから、そういうのを考えたなら、市ではなくてですね、下地敏彦市長として提訴するほうがわかりやすいと思いますがという質問ですけども、これも今定例会では再提案しないということなので、答弁はよろしいです。私がそう思っただけで見解を伺おうとしたんですけども、午前中の答弁がありましたので、次に移りたいと思います。

次ですね、名誉毀損で訴えることについてということへ移りますけども、これもそもそも今回の市民を訴えることを発案したのはどなたですかという質問と、「訴えの提起」の議案は各部長が参加する庁議で決定されたとのことですが、異論を唱える人はいませんでしたかという質問は割愛します。ただですね、庁議で議案を提案することを確認をしておきながら、撤回については事前に庁議で確認しなかったということがありましたので、そこら辺ちゃんと庁議として機能しているかというのをちょっと心配だなというのを指摘して、次の質問に行きたいと思います。

裁判を通して不正な行政手法は許されないという基盤が確立されたと強調したことが提訴の引き金になったとのことですけども、実は裁判を通して不正な行政手法を許さないという基盤が確立されたというこの前にですね、実はコメントがあるんですね。何かおかしいと感じたら声を上げて裁判所に訴えるというメッセージは伝わった、裁判を通して不正な行政手法は許さないという基盤が確立されたと強調していたというのは、市民が行政をおかしいと思ったときに裁判所に訴えるという今回の行動は評価されますというようなことだと思うんですけども、こういうことで弁護士が報告会の中で発言したということですけども、この発言が、しかも弁護士のですね、発言がこの6名の市民が市の名誉を毀損したということになるんでしょうか。

◎副市長（長濱政治君）

代理人弁護士は、住民訴訟である違法公金支出金返還請求事件、今回の事件ですね、の代理人であり、この代理人の発言の効果は原告の市民本人に帰属するものと解されているというふうに聞いております。社会的には、原告6名の意見も同じであると受けとめて評価されると考えるのが普通の考えではないでし

ようか。また、裁判の報告会といっても、マスコミに取材を求め、その発言内容は原告6名及び代理人弁護士が事前に打ち合わせをすとした上で、同席の上で発したものと理解されます。そして、記者会見の内容が原告6名及び代理人弁護士が発言した内容が地元新聞に掲載されております。これまでの裁判の経過及び報告会の経過を見ると、代理人弁護士の個人的見解の発言と矮小化することはできないものと考えます。

◎國仲昌二君

要するに弁護士は市民に向けて何かおかしいと感じたら声を上げると、裁判所に訴えるというメッセージが今回の裁判で伝わりましたねと、そういうふうに裁判を通しておかしいと思ったら声を上げて、その不正な行政手法は許されないというような今回の市民の動きであったと、そういう基盤が確立されたという内容だと私は思うんですけども、これのどこが市に対しての名誉毀損になるかというのが私にはわかりませんが、これは個人的な見解とは言えないとか、あるいはその6人の原告が打ち合わせをした内容だと思われるということという解釈だという答弁がありましたけれども、私にはとてもじゃないけど市の名誉を毀損しているというふうには思えないということを言いたいと思います。

次にですね、これも関連していると思うんですけども、この判決文でですね、事業の目的に照らした十分な契約履行の監督及び検査に値するものとは言いがたく、工事監督日誌が作成されていないことなどを極めずさんな事務処理であるとのそしりを免れないという判決文があって、そこについてですけども、これ先日の仲里タカ子議員に対して、ずさんかどうかということが裁判で争われたことはないという答弁がありました。これは、この今私が読み上げた判決文の極めずさんな事務処理である、この部分はですね、その支出の部分で争った部分、本件各支出命令等は履行確保のための監督及び検査を実施せずにされた違法な財務会計行為と言えるかどうかの部分で争ったのではないんですか。

◎副市長（長濱政治君）

そういう主張をして、そして被告側も主張して、それでそこまでの違法とは言えないということになったわけでございます。このずさんであるという話は、市議会でも、それから調査特別委員会でもいろいろ指摘されて、これは申しわけないと、できるだけ今後改めたいという話だったわけですね。この裁判は、結局はこの契約が違法、無効であるということと、それからこの支出がおかしかったというふうな話、そして損害賠償してくださいという話でした。じゃ、契約は違法、無効ではないというふうなことになりました。そして、その支出についても、確かに業務日誌はつけていなかった、そして現場に全部見に行っていないというところは、それは勘案しても違法とは言えないというふうなことになったわけですね。ですから、そういう意味では支出そのものが違法だというふうなことを争っていたわけであって、全部が全部これで完璧に書類がそろって、それでやったとかなんとかというふうなことで争ったということはないですよ。確かにありませんでしたと。そして、不適切な処理があったということは我々最初から認めています。

◎國仲昌二君

ですから、私はこの裁判で争われたことはないということだったので、いや、この支出に関して今話したように検査が十分でなかった、あるいは日誌が作成されていなかったという部分でずさんな処理だったというふうなところで、ずさんであるけれども、違法とまでは言えないという部分になったというところ

ではちゃんとその裁判の争点になった部分じゃないかということで確認したわけですがけれども、先ほどの繰り返しになりますけれども、裁判を通して不正な行政手法は許されないという基盤が確立されたと強調したことが提訴の引き金になったというこの部分はですね、どう考えても私にはその市民6名がですね、名誉毀損したというのはもう全く理解できないということを指摘して次に進みたいと思います。

市は、技術的に可能な範囲のごみを撤去すればいいという契約だったというのが、これは裁判になってからつくり上げたものなどと主張をしたことが提訴の引き金になったということです。これもですね、弁護士が裁判の経過を報告しただけの発言だと私は思うんですけども、これがその6人の市民が市の名誉を毀損したということになるのかどうかですね、伺います。

◎副市長（長濱政治君）

名誉毀損になるかどうかということについて、私どもは判断するんじゃなくて、要するにこれがなるんだろうというふうに思っているわけですね。午前中にも申し上げたとおり、公然と事実を摘示して、それで市民にこれを伝播するというふうなことがいわゆる名誉毀損の一つの要件だというふうな話ですから、その辺に該当するのじゃないかというふうに思って、名誉毀損に当たるのではないのでしょうかという話をやっております。

そして、今質問にお答えいたします。これまで原告の市民6名と一緒に訴訟活動をしてきた代理人弁護士が報告会で発言することは自由ではありますが、記者に取材をしてもらい、その発言を外部に発するとき、それは原告6名も同じ考えであって、代理人弁護士が代表してその意見を述べていると評価すべきだと思います。そして、その発言内容は、市は技術的に可能な範囲のごみを撤去すればいいという契約だったというけれども、これは裁判になってからつくり上げたものという主張は真実に反する内容でございまして、市はこれまでも市議会や調査特別委員会でも繰り返し、ここは非常に危険なところだから、取れる部分しか取れないよと、危険を感じたらすぐ作業をやめてくださいと、そういうふうなことを申し上げてきたし、第1審からそのように反論してきたわけですね。ですから、それを後になってつけ加えたという話ではないんですよ。ですから、特に自腹を切っている原告は、しっかりと自分たちの意見を通すためにお二人とね、弁護士といろいろ相談をして裁判に臨むわけでありまして、それから報告会にも臨むわけです。だから、単なる弁護士の発言というだけにはとどまらないというふうに理解します。

◎國仲昌二君

今の答弁で、記者に何か話したとかいう、とりあえず記者が取材して、それが新聞に載ったということになるのかなと思うんですけども、これは新聞記事にならなければ名誉毀損にはならなかったということになりますか。

◎副市長（長濱政治君）

新聞記事にならなければよかったのか、それは新聞記事にならなければ我々もわからないことだし、それから市民に対していろんなことが伝播されていないということで、確認のしようがないんで、つまり構成要件を欠くと思うんですね、そういう意味では。と思います。

◎國仲昌二君

それでは、関連して不法投棄ごみ撤去委託業務調査報告書ですね、これは市長のほうから議会に提出された報告書についてです。平成28年3月11日付宮生環第583号の中ですね、9ページ、(6)で当該事務

に伴う残存ごみ撤去協議書についてという中で、顧問弁護士の見解として（１）、受託者が不法投棄ごみの一部を撤去していないのは請負契約の不完全履行であると解される、したがって委託者である宮古島市が受託者である業者に対して追完履行請求をして残存ごみの撤去を請求する権限があることになる、（２）、この宮古島市による請負契約に基づく履行請求を前提にして、受託業者と協議をして残債務の内容を具体的に確認すべく、委託業務契約の延長として協議書を作成するのは適法、妥当な対応であるとしていますとなっておりますけども、これでいう請負契約の不完全履行であると解されるというのはどういう意味ですかね。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

不完全履行ということについてのご質問がございました。この不法投棄ごみの撤去委託契約は、崖下3カ所の撤去可能なごみについて撤去するという内容の契約であったということでございます。事業の終了後、現場で撤去可能と思われるごみが確認できたため、履行が不完全であると、不十分であるというふうを考えまして、契約書の第13条に基づいて受託者と協議の上、撤去可能なごみについての撤去業務を実施したということです。第13条に基づきまして、履行が完全ではないという考えに基づいて協議をして実施をお願いしたという形になるかと思えます。

◎國仲昌二君

この契約は、ごみが残っていてもいい契約ということですよ。ところが、弁護士はごみを撤去していないと、一部のごみを撤去していないのは不完全履行だと。これおかしいんじゃないですか。説明とか矛盾するんじゃないですか。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

これは、平成27年当時も議員の皆様からもかなりご質問、ご指摘を受けて説明をしてきているところがございますが、事業終了後には全部のごみが、撤去可能なごみについては撤去ができているというふうにしては捉えまして事業は終了ということになったわけですが、その後現場を確認する中で撤去可能と思われるごみがまた何らかの原因によって存在が確認されたということで、これについては履行の不完全だということで、業者と協議をして実施をしていただくということになったということでございます。このことについて、裁判の判決の中でも大番総業と市との間の協議を経て実施されたものであり、最終的に友利地区については安全面の問題から撤去を断念していることに照らせば、本契約に基づき大番総業が全ての不法投棄ごみを撤去すべき義務を負うことを裏づけるものとは解しがたいとしており、それ以上の話はないというふうを考えております。

◎國仲昌二君

あのですね、弁護士が市は技術的に可能な範囲なごみを撤去すればいいという契約だったというが、これは裁判になってからつくり上げたものというのはまさにこれを指していると思われるんですよ。

（「そのとおり」の声あり）

◎國仲昌二君

そうなんです。マスコミでもですね、確かに市はですね、最初から取れるだけ取ればいいという契約だったという、ずっと主張していたんですよ、議会でも。ところが、いきなり契約の中に疑義が生じているとして今のような不完全履行であると解されるというのを突然出してきたんですよ。これマスコミでも

突然方針を打ち出したと出ているんですよ。ですから、この弁護士の指摘というのは、その報告書では一部にごみが残っているのは不完全履行だという指摘をしていて、裁判になったら、いや、ごみを全部取れという契約じゃないと言っているのはそのことを指していると思うんですね。今いろいろ答弁ありましたけれども、この報告書とずっと主張しているものというのは矛盾しているということを指摘して、ちょっと時間がないので、次に進みます。

次ですね、済みません、ちょっと飛びます。順番では議案書についてということなので、議案書は今撤回しているということなので、無効となるべき入札書が有効とされた問題についてということに質問します。この事業の入札書がですね、入札条件に違反した、あるいは契約規則に違反した無効となるべき入札書であるにもかかわらず有効とされ、その入札書を根拠として契約書を交わして事業執行していますと、これは契約規則違反ではないですか、見解を伺いますということですがけれども、これは入札書関係については友利光徳議員への答弁がありましたので、それを踏まえて質問しますけれども、まず平成26年度で契約規則の変更があったということですがけれども、これは何月に変更があったのでしょうか、伺います。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

宮古島市契約規則の改正は、平成26年5月22日にございました。

◎國仲昌二君

平成26年5月22日、規則第30号ですね。これは、第12条の入札の方法の改正があったと思うんですが、それでこの第12条関係の様式第3号、様式第4号は何月に変更になって、いつから施行されたんでしょうか、伺います。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

平成26年8月1日でございます。

◎國仲昌二君

改正は7月31日ですね。施行が8月1日からということですね。

それでは、この事業の入札ですね、これはいつ行われた入札でしょうか、教えてください。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

平成26年10月30日です。

◎國仲昌二君

10月30日ということで、この規則、入札書の、あるいは委任状についてはその改正後のですね、契約規則に基づいて行われたと思われましてけれども、この入札書ですけれども、その改正された入札書の様式で入札されているのでしょうか、伺います。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

入札書については、一部改正後の正しい入札書ではない入札もございます。

◎國仲昌二君

一部ですか。私が調べた限り全部様式が違いますけど。これ入札書5件、入札参加5者しているんですけども、一部ということは何者ですかね。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

大変申しわけありません。業者は5者、様式番号が違っているものもございますし、様式が記入されて

いないものもありまして、5者の様式が従前、あるいは様式番号が記載されていないということで、正しい様式ではないということ。

◎**國仲昌二君**

5件とも様式が違うんですね。5件とも。契約規則では、第12条、入札の方法で入札書、様式第3号を作成して提出しなければならないというふうになっています。この様式が違うということは、どうなりますか。無効になりますか。教えてください。

◎**生活環境部長（垣花和彦君）**

宮古島市の契約規則の中で、入札の無効については第13条でうたわれております。第1号から第7号までございますが、この中に入札書につきましては記名、押印のない入札書、それから金額を訂正した入札書が無効であるというふうになっておりまして、入札の様式が違うものについて無効であるという表記がございませんので、これをもって入札は無効ではないというふうに判断をしております。

◎**國仲昌二君**

これ大事なところですから、確認しますよ。入札の方法、第12条で様式第3号を作成して提出しなければならないとなっているんですけども、様式に沿っていなくても第13条の入札の無効に該当しなければ有効ということよろしいですか。

◎**生活環境部長（垣花和彦君）**

少なくともこの事業を実施した平成26年当時は第13条、入札の無効にうたわれているもの以外については入札は無効ではないという判断をしていると思います。

◎**國仲昌二君**

じゃですね、この様式第3号は関係なく、手書きでこれに該当しないような、例えば入札参加資格があって、同一人が2つ以上の入札書を書かなくて、あるいは連合していた入札書じゃなくて、それから要するにその他記載事項が明らかでなくて、記名、押印があってというふうであれば、この第12条の様式は関係ないと。様式、別に守らなくても無効じゃないと。そういうことでやってきたと、そういうことですか。これ違うでしょう。もう一度お願いします。

◎**生活環境部長（垣花和彦君）**

入札の無効に関しましては、先ほど来申し上げているとおりでございますが、第13条の入札の無効、第1号から第7号までございますが、この号に該当している部分でなければ無効ではないというふうに判断をされてきたというふうに考えております。ただ、この第13条の第7号に前各号に掲げるもののほか入札条件に違反して入札した入札書というのがございますが、平成26年の入札におきましてはこの第7号の入札条件が付されておりませんでしたので、この第13条の掲げられております第1号から第6号までに該当するもの以外につきましては入札無効ということにはなりませんでしたが、平成27年、平成28年以降この入札条件の中にこういう様式規定が細かく規定されて条件が付されておりますので、それ以降につきましては入札条件が付されている入札に関しましては無効というふうな判断になっていると考えております。

◎**國仲昌二君**

入札条件はなかったというのは前聞きました、答弁がありましたから。私が言っているのは、第12条の

様式は守らなくていいんですかと。この様式が関係なく、第13条に当てはまりさえしなければ有効だということでもいいんですか。それじゃ、何のための様式を規則で定めているんですか。おかしいでしょう。入札条件がどうのこうと私は言っていないです。規則。この契約規則の中で第12条にしっかり様式第3号というふうに定められていて、しかもこれ入札の前ですね、8月1日から施行されているんですね。ですから、この今の第12条が適用されるはずなんですよ。ところが、全く違う様式が使用されている。それを第13条に該当しないからといってそれを無効じゃないというちょっと、大丈夫ですか、それで。

◎副市長（長濱政治君）

基本的な金額の訂正がない、それから会社名がちゃんと合っている、そして会社の印鑑が押されている、そういうふうなところが通れば、例えば市長、下地敏彦様、市長、下地敏彦殿、この辺のところは割と通すと。そして……

（議員の声あり）

◎副市長（長濱政治君）

あの当時はそうです。ちょうど規則が変わるような、要綱が変わるような時代で、ところでこういうふうなものが出たり入ったりしている。しかも、これは各部局で、各主管課でこの工事以外は入札しているので、よくわからないという部分は多分あったと思います。だからといって、じゃ様式の番号が違っている、書いていないとか、そういうものもちろんあります。だけど、基本的に金額と、それから金額訂正ない、そして会社の名前がきちんと合っている、そして委任状の人が、委任を受けた人がちゃんと書いていると、そういうふうなところで有効というふうなことを考えています。そして、これはまず何よりも当時、裁判当時ですね、証拠として出されている中身ですね、もちろん……

（議員の声あり）

◎副市長（長濱政治君）

そうなんです。証拠として通されて、そこで議論もなかったような話でございます。そして、もちろんこれに対して後からどうのこうのという話が出てきたから、どうのこうのということが今ありますけれども、基本的には大きな間違いさえなければ通していたというのが当時です。

◎國仲昌二君

どんな行政ですか。大きな間違いがなければ規則を守らなくてもいいというのは。こういうことでしたら、もう……

（議員の声あり）

◎國仲昌二君

ちょっと静かにしてください。私が質問しています。

じゃですね、実はこの入札書で一番大きな問題が、実はこれ入札書というのは多分これ前の様式だと思うんですね、その改正前の。8月1日施行以前のものだと思うんですね。だから、この部分が全然違うんですね。この下の部分が全然違って。新しい規則は、新しい様式や、委任状により委任された者による入札書にあっては、委任状に記載した委任された者の住所を書くことになっているんですね。こういう規則になっているんです。ところが、この入札書は4人、4者、委任者が入札しています。でも、その住所は会社の住所です。本人の住所じゃありません。委任状の住所と違います。そうすると、第13条、

入札の無効の第4号、金額その他記載事項が明らかでない入札書に該当するんじゃないですか。そうなる
と。これについて答弁してください。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

入札無効については、宮古島市の契約規則第13条で決められているところがございますけれども、第4
号の金額その他記載事項が明らかでない入札書、これに該当するのではないかとのご質問ですが、
これについては該当しないというふうに判断しております。

◎國仲昌二君

じゃ、どれに該当するんですか。様式の中にですね、様式の中にあるんですよ。委任された者の住所を
記載すること。委任された者の私印を押印すること、これも。この規則って何ですか。規則で様式も定め
られていて、それできちんと記載されていないものについては第13条で入札の無効としている、それを、
いや、これには該当しませんと言え、じゃ何に該当するんですか。この規則の、この様式の住所を書か
なかったというのは。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

第13条の第4号、金額その他記載事項が明らかでない入札書とありますけれども、金額その他記載事項
が明らかでないということではなくて、明らかにある意味なっております、ただそれが正式な入札書の
様式ではなかったということがございます。従来もこういう部分については特に厳重にチェックして、こ
れが入札の無効であるというふうな判断はされていないというふうに私どもでは判断しております。

◎國仲昌二君

大変ですよ。きちんとチェックしなかったというのを自分たちで言っているじゃないですか。

（「裁判所でちゃんとやっているでしょう、それは」の
声あり）

◎國仲昌二君

裁判所は、中身まで入っていないんですよ。入札書があるかどうかだけの確認で、入札書の中身までは
ですね、チェックしていないんです。

ちょっと時間がないのでですね、これに関してはいろいろあるんですけども、じゃちょっとね、私の
ほうでどんなさんなものかというのをいきます。まず1つ目、左上に様式第3号（第12条関係）の文字
がないというのが2件。左上が様式第4号になっているのが3件。様が使われているのが2件。中央の文
言が仕様書となっているけど、正しくは設計書（仕様書、図書）となるべき、これが5件。業務名の部分
が外枠で囲まれている。これ正しくは下線です。これも5件。業務名の下に摘要欄が設けられている。こ
れ正しくは必要じゃないです。これ5件。備考欄が全く違う、5件。備考欄で定められた委任された者の
住所が記入されていない、4件。委任状、左上に様式第4号（第12条関係）の文字がない、4件全て。様
式が違う、4件全て。市長名が手書きになっているのが2件。これだけの不備があるものを問題はないと
して契約しているということで、こういったのはあの当時は何か普通だったというような答弁。これ大変
なことですよ。これについては今後どういう展開になるかわかんないんですけども、一応訴えの提起につ
いては終わらせて。

時間ないので、財政のほうをちょっと伺いたいと思います。物件費についてですね、過去10年間で物件

費が1.8倍、25億円ふえているんですけども、その要因を教えてください。

◎総務部長（宮国高宣君）

過去10年間で物件費が1.8倍になった要因ということでございます。平成20年度の決算における物件費と平成29年度の決算での物件費の比較であります。平成20年度の決算での物件費は約32億6,000万円、平成29年度決算で物件費は57億4,000万円となっております、約28億4,000万円の増となっております。物件費の中で主な増となったものとしたしましては、委託料が約14億7,000万円、臨時職員の賃金が約3億1,000万円、光熱水費が約2億9,000万円などとなっております。委託料が増となっている要因としましては、平成24年度から一括交付金が始まったことで、交付金を活用した委託事業やふるさと納税に係る委託事業、市立保育所の民間事業者への運営委託、市営住宅の指定管理委託料、宮古空港の管理委託業務などによって増となっております。賃金増の主な要因といたしましては、一括交付金による観光地アクセス道路環境美化事業や、児童生徒の支援事業や職員の減に伴っての保育所、児童館、幼稚園、小中学校での増、特別支援員等の配置による増などとなっております。光熱水費の増の主な要因は、対象施設の維持管理に係る経費の区分を変更したことによって、その施設の光熱水費を投資的経費から物件費へ変更したことによるものであります。これまで地下ダム維持管理の、砂川地下ダム、福里地下ダムもあって、平成28年度までは投資的経費と取り扱ったためでございます。

◎國仲昌二君

時間がないので、ちょっと指摘してもう終わりたいと思いますけども、委託料と、それから賃金ですけれども、きょうの答弁では一括交付金の委託料の増もあるということでしたけれども、前の答弁はですね、職員が減っている分委託するのもふえているというような話でした。ただ、私の計算では人件費が10年間で15億円減っているんですけども、賃金と委託料で18億円近くふえているんですね。この職員が減ったのが効果がどこに行ったのかなというのが疑問に思えます。賃金職員の人数もかなり多い。職員と賃金職員の合計が合併時から全く変わらないという状況にあります。そのようにしっかり分析してもらいたい。それから、単年度収支が5億円の赤字というふうになっております。平成30年度決算ですね。交付税が7億円減が見込まれるということも出ていて、平成31年度当初予算で13億円の財源不足がありましたが、もしかするとこれが普通交付税が減になると20億円の財源不足を生じるという可能性もなきにしもあらずです。その辺もしっかり分析して対応してもらいたいと思います。

時間がないので、最後にですね、今回の市がですね、市民を提訴するという動きについて多くの識者、弁護士、マスコミが強い口調で批判しております。そのことについてですね、そんな批判こそ反民主主義的であるという指摘をした宮古島市政に非常に驚きました。同時にですね、これ朝日新聞の社説で指摘しているんですけども、市長や幹部が市そのものだというゆがんだ意識を持っているんじゃないかというような指摘もあります。私は強く訴えたいんですけども、宮古島市は全ての市民のものです。市長にはそのことをしっかりと受けとめていただきましてですね、全ての市民と手を携えて宮古島市づくりを進めていただけるよう強くお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

総務部長から訂正の発言がありますので。

◎総務部長（宮国高宣君）

申しわけございません。先ほど國仲昌二議員の質問です、平成20年度と平成29年度の物件費の比較の差で28億4,000万円と申したところでございますけど、24億8,000万円の増ということです。訂正させていただきます。

◎議長（佐久本洋介君）

これで國仲昌二君の質問は終了しました。

◎棚原芳樹君

9月定例会一般質問も最後となりました。最後となりますと似たような質問も多々ありますので、私なりに角度を変えながら、また割愛などもしながら一般質問をしていきますので、当局の皆様方の誠意あるご答弁をよろしく願いいたします。

まず最初に、市長の政治姿勢についてでございますが、多くの宮古島市民が宮古島観光発展のためにならうと大きな期待を寄せているトゥリバーリゾート開発についてでございますが、現在の進捗状況をお聞かせください。

◎建設部長（下地康教君）

トゥリバー地区のリゾート開発についてのご質問にお答えいたします。

三菱地所に確認したところ、2020年代初頭の開業に向けて現在設計に取りかかっているというところがあります。しかし、近年宮古島におけるリゾート開発及び建築ラッシュ等の影響もあり、現在関係各所と調整中とのことでございます。

◎棚原芳樹君

トゥリバーリゾート開発は、やはり市民が待ち望んでいる開発でございます。もう何十年たっているかわかりませんが、大変時間が経過しております。ぜひ早目に話し合いしながら、一番市内からも近いリゾートでありますから、大いに活用されると市民からも思っており期待をしておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、砂山リゾート開発についても多くの市民の皆様が宮古島市の観光発展のために大きく期待をしておりますので、現在の進捗状況をお聞かせください。

◎建設部長（下地康教君）

砂山リゾート開発に関するご質問にお答えいたします。

砂山リゾート開発につきましては、平成4年に沖縄県知事より都市計画法第29条第1項に基づく開発行為の許可を得ております。その後、事業者における地位継承や開発区域等についてこれまで4度の変更許可を受け事業が進んでおります。事業者は、開発着手につきましては6つの工区に分けて実施するとし、区域の北東側第6エリアについて令和元年7月に着手届が提出されております。

◎棚原芳樹君

砂山リゾート開発についてでございますが、令和元年7月に開発届が出ているということでございますが、その後の流れとか計画などはまだわかんないところですかね。もしおわかりの点があればよろしくお願いしたいと思います。

◎建設部長（下地康教君）

砂山リゾートにおきましては、もう平成4年に開発許可が出ているということで、なかなか事業が進ん

でないということでありまして、近年に至りましてですね、その開発の動きが加速をしております。したがって、令和元年ですね、ことしの6月11日に第6エリアについて着手届が出ているということで、これは測量も大分進んでおります。なので、ことしの後半もしくは来年にかけてですね、事業の進捗が見られることになると思います。

◎棚原芳樹君

ありがとうございます。大変宮古島の観光発展のためには大いに期待できるものと思っております。

次に、伊良部屋外運動場整備事業についてでございますが、伊良部屋外運動場整備事業は平成の森野球場を再整備して活用する事業であり、平成30年度から実施計画を行っておりますが、事業内容をお聞かせください。

まず、事業年度についてお聞かせください。

◎建設部長（下地康教君）

伊良部屋外運動場整備事業についてですけれども、事業年度は平成30年度から始まっておりまして、令和4年度を想定しております。完成までにですね。

◎棚原芳樹君

次に、工事費について各年度ごとにお聞かせください。

◎建設部長（下地康教君）

今現在、事業化されていると申しますか、予算が確定しているものはですね、平成30年度から令和2年までのメインスタジアムとスポーツコンベンション棟の建設でございます。建設費としまして、合計で20億6,600万円を予定しております。今後はですね、整備構想としてですね、屋内練習場、ブルペン、サブグラウンドなどが構想として持っております。

◎棚原芳樹君

ありがとうございます。

次に、施設の全体計画についてもお聞かせください。

◎建設部長（下地康教君）

今年度と来年度にかけてメインスタジアムとスポーツコンベンション棟の工事を行うこととなります。今後の計画としましては、先ほど申し上げましたようにですね、屋内練習場、ブルペン、サブグラウンドなどでですね、令和4年度までに何とか事業化をしてですね、整備していきたいというふうに考えております。

◎棚原芳樹君

ありがとうございます。

それでは次に、全体事業費についてお聞かせください。

◎建設部長（下地康教君）

今現在事業化されているものが、先ほど申し上げました今年度と令和2年度にかけての約20億円にわたる建築事業費でございます。今後はですね、そのブルペンであるとか屋内練習場、サブグラウンド、それを合わせてですね、おおむね合計で35億円程度の事業費を見込んでおります。

◎棚原芳樹君

ありがとうございます。この場所は、ちょうど伊良部島の長浜地区にあるものですから、我々長浜地区、佐和田地区の皆様方はもとより、伊良部島の皆様方も大きく期待をしている野球場の整備事業でございます。どうぞまた防衛省などとの話を詰めながら、世界中のプロ野球が来ても恥じないようなすばらしい野球場を建設してほしいと思っております。ありがとうございます。

次に、伊良部大橋橋詰広場観光拠点施設整備事業の進捗状況と今後の計画についてもお聞かせください。

◎伊良部支所長（上地成人君）

伊良部大橋橋詰広場観光拠点施設整備事業の進捗率でございますが、8月末現在で30%の実施出来高でございます。先日襲来しました台風13号によりまして被害がありましたが、その後の工程会議におきまして事業工程に大きな影響はないとの報告を受けております。今後も年度内完了に向けまして取り組んでまいります。

◎棚原芳樹君

ありがとうございます。現在30%ということでございますが、やはりこの通称道の駅も観光客はもとより伊良部島の方、また宮古島市の方々が完成を本当に一日でも早くということですので、やっぱり完成して市民が集う、また観光客が集うすばらしい通称道の駅を建設してもらえますようによろしくお願いをします。

次に、みなとまち宮古再生プロジェクト検討委員会の進捗状況でございますが、これは多くの議員が取り上げておりますので、割愛したいと思います。

次に、伊良部地区観光地総合整備事業について、現在の状況と今後の計画についてお聞かせください。

◎伊良部支所長（上地成人君）

伊良部地区の整備に関しましては、平成28年度に伊良部地区観光地重点整備基本実施計画を策定しております。平成29年度に通り池のトイレ、駐車場、それから渡口の浜駐車場、牧山公園、白鳥崎公園の測量設計委託を実施いたしております。それから、平成30年度に白鳥崎公園、通り池トイレ、駐車場の実施設計を完了しております。今年度は、一括交付金を活用しまして通り池のトイレを増築する予定であります。9月末に内閣府からの一括交付金の交付決定がありますので、交付決定後に早急に発注したいと考えております。

また、そのほかの事業でございますけれども、計画に基づきまして優先順位等を考慮しながら、順次整備してまいりたいと考えております。

◎棚原芳樹君

次に、下地島空港がことし3月31日に開港されました。下地島空港の国内線、国際線の参入状況についてお聞かせください。

また、今後の計画についてもお聞かせください。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

下地島空港では、ことし3月のターミナル開業と合わせ就航したジェットスター・ジャパン社による成田下地島路線、7月の同社による関西下地島路線及び香港エクスプレス社による香港下地島路線が就航しております。国内外の路線誘致は、みやこ下地島空港ターミナルを運営する下地島エアポートマネジメントが中心となって行っておりますので、今後も沖縄県、沖縄観光コンベンションビューロー、宮古島観光

協会とともに同社の誘致活動に協力してまいりたいと思います。

◎棚原芳樹君

ありがとうございます。

次に、台湾便の計画はどうなっておられるのかお聞かせください。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

台湾路線についてお答えします。

下地島エアポートマネジメント株式会社によると、台湾を含め国内外路線の誘致活動を行っておりますが、新たに就航が確定している路線はないとのことでございます。

◎棚原芳樹君

ありがとうございます。

次に、下地島空港南側の駐車場の整備と展望台建設についてお伺いいたします。下地島空港南側の通行どめになっている箇所での駐車場整備と展望台建設でございますが、私は通行どめになる前から何回かこの通行どめになっている左側の角のほうです、駐車場整備はできないものかを何回か質問をしてみました。二、三日前に伊良部島のほうを見てきたんですけど、やはり道路沿いにもうずっと観光客の車がですね、何十台も並んでおります。このようなことを受けて、やはりこの南側あたりで大型バスが五、六台、また観光客の車あたりが50台や100台駐車できるような駐車場の整備と、そこでまたもう歩いて行けないお年寄りたちのためにもですね、展望台を建設して、展望台からあのすばらしい青い海を眺めるようなことができれば最高の観光地になるのではないかと私は思っておりますので、市長、この辺は早急に計画してもらえますようお願いをいたします。この建設についてまたよろしくお願ひします。

◎伊良部支所長（上地成人君）

下地島空港南側の通行どめになっている箇所での駐車場整備と展望台の建設はできないものかというご質問でございますが、棚原芳樹議員ご質問の箇所は通り池から17エンドへ向かう一帯となっております。この一帯は、合併前に国庫補助事業によりまして造林事業で松の木を植えてございます。そのようなことから、現計画におきましては実施計画の予定はございません。

◎棚原芳樹君

造林計画をやっているのはお見受けしておりますが、造林計画をすともう50年とか100年とか何も手につけられないような法律とか仕組みになっているんですかね。50年もここはもう手につけられないよ、100年もここには何もできないよというような何か法律があるんですか。

◎伊良部支所長（上地成人君）

計画ではなくて、もう既に合併前に造林の事業が実施されております。

（「だから、実施したらもう50年も100年も何もできないかと聞いている」の声あり）

◎伊良部支所長（上地成人君）

済みません、その点に関しましてはちょっと調べてからお答えをいたします。

◎棚原芳樹君

ありがとうございます。

次に、北側のほうも二、三日前に見てきたんですけど、やっぱり北側のほうも通行どめになっているところの道路沿いにレンタカーがみんな並んでいるんですよね。ですから、もう通行どめでどうしても通行できないようであれば、この北側にも駐車場の整備が必要ではないかと。夏場なんか多分もう何十台も道路沿いに並んでおりますので、この辺整備したほうが安全面でもいいのかなと私は思って質問をしておりますので、よろしくをお願いします。

◎伊良部支所長（上地成人君）

北側駐車場の整備の計画はないかというご質問でございますが、現在通行どめになっている下地島空港17エンド北側の用地一帯はほとんどが県有地でございます。そこで、沖縄県下地島空港管理事務所に確認をしたところ、平成27年3月に県が策定した下地島空港及び周辺用地の利活用基本方針の中で緑化関係ゾーンとして位置づけられております。駐車場整備等の開発につきましては、県との協議が必要となってきます。

◎棚原芳樹君

ありがとうございます。やはりまだ緑化ゾーンとして整備していないわけですから、早目に、この道路が閉鎖されなければ駐車場は必要なかったんですよ。でも、もう通行どめになっているもので、どうしても南側と北側に駐車場を設置しないと以後車の事故とか、狭くなっておりますから、ないようにぜひ早目に県と、こういう状況になっているからどうしても必要なんですよとお互い話し合っ、県有地を買って計画に入れば1年や2年後にはできると思いますので、この辺しっかりとよろしくをお願いします。

次に、平成31年3月23日から通行どめの下地島空港の滑走路周辺道路についてでございますが、私は大型バスや大型ダンプカーなどについては通行どめもやむを得ぬと考えますが、一般車両やレンタカー、自転車、オートバイなど通行できるようにしてはと思いますが、市として県に対してどのような対応をしているのかお聞かせください。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

下地島空港滑走路北側の通称17エンドと呼ばれる場所の管理道路につきましては、空港管理保安体制に支障を来すとして、沖縄県下地島空港管理事務所により全面車両通行どめの措置がとられております。市としましても航空機の離発着の安全確保が優先されるべきであり、県にはしっかりとした保安体制のもと、航空機の安全運航に万全を期していただきたいと考えております。しかし、同エリアは観光客から非常に人気の高い場所であります17エンドでありますので、先ほど伊良部支所長からもあったように伊良部支所と、また観光商工部と県とですね、協議しながら、駐車場の整備も検討してまいりたいと思います。

◎棚原芳樹君

やはり伊良部島の方々には下地島空港完成当時から四十何年ですかね、もう利活用しているんですよ。それにほとんど何も今まで事故もなかったのに、急に通行どめにするということがどんなになっても理解できないと伊良部島の方々はおっしゃっているものですから。それと、宮古空港の滑走路周辺の道路も同じような感じであるんですけど、そこは通行どめにも何にもなっていないんですね。ですから、そこは自由に通れる。下地島空港滑走路周辺だけ通行どめにするというのが伊良部島の人には理解できないそうです。ですから、お互い人間でありますから、今までのこの四十数年間の歴史も入れながら、県とはぜひ対応して、もう一度復活できるようにお願いしたいと思います。

次のクルーズ船バースの進捗状況と今後の計画については割愛いたします。また、クルーズ船国際ターミナル建設についても割愛いたします。

次に、農地転用手続や保安林の指定解除などの規制緩和についてでございますが、現在の状況と今後の計画をお聞かせください。

◎企画政策部長（友利 克君）

農地転用、あるいは保安林の指定解除の現在の状況についてお答えいたします。

この質問については、3月定例会でも答弁をしたところでございます。答弁の中で、農地や保安林を守るという立場、それから観光振興のため規制緩和が必要とする立場の両方の考え方について慎重に議論をしているところです。これまでの国、県との調整状況でございますけれども、昨年7月に国に対して要請をいたしました。これまで市内、沖縄県、国など、関係機関と意見交換を行ってきたところです。県の国家戦略特区の担当窓口であります、県の企画調整課と意見交換を継続をしているところですが、その中では市が推進をしている保良地域での天然ガス利活用施設の整備において保安林解除が課題となっていることから、現在は同施設の保安林解除について規制緩和ができないか、県の担当部局やまた市内での議論を進めているところです。あわせて、市がリゾート特区として推進したいと考えているエリアについて現在慎重に検討をしておりますが、エリアに含まれる農地や保安林については市内はもとより県や国の関係省庁との綿密な意見交換を重ね、専門的な知見も参考にしながら、今後も保安林の解除、あるいは農地転用手続の緩和について検討を進めてまいりたいというふうに考えているところです。

◎棚原芳樹君

ありがとうございます。やはりこの問題はこれから宮古島が発展していくであろう礎になるかと思っておりますし、またできるところはまたやって、宮古島の発展に寄与するようなやり方をしていったほうがいいのではないかなど思ったりしておりますので、どうぞ国や県の方々とも話し合いを進めながら、すばらしいそれによって宮古島ができればいいようにお願いいたします。

次に、新博物館の建設についてでございますが、現在の状況と今後の建設場所についてお聞かせください。

◎振興開発プロジェクト局長（大嶺弘明君）

新たな総合博物館の状況でございますが、平成29年度におきまして基本構想、それから基本計画を策定したところでございます。今後の計画といたしましては、今年度におきまして用地選定を行い、そして来年度の令和2年度に用地を購入、それから令和3年度に基本設計、令和4年度に実施設計、そして令和5年度で工事に着手しまして、2年後の令和7年度のオープンを計画しております。事業費は、概算で30億円程度を予定しております。

◎棚原芳樹君

ありがとうございます。

次に、宮古島市景観条例の見直しについてでございますが、3月定例会にも質問しました。多くの市民の皆様方がある程度見直す時期が来ているのではとおっしゃっております。

そこでお伺いいたします。全体的な見直しについて当局の見解をお伺いいたします。

◎建設部長（下地康教君）

景観計画のご質問にお答えいたします。

現在宮古島市景観計画の改定、ガイドラインの更新、条例の改正について業務を委託しております。その内容の見直しを現在行っているところでございます。見直しにつきましては、市民アンケートやパブリックコメント、関係民間団体への説明会などを踏まえ、その結果に基づき基準の見直しを行っていきたいというふうに考えております。

◎柵原芳樹君

ありがとうございます。やはり中身を精査しながら、しっかりと見直すべきは見直してほしいなと思っております。

次に、建築物の高さについても見直す考えはあるのかお伺いをいたします。

◎建設部長（下地康教君）

景観条例の見直しの内容ですね、建築物の高さについてのご質問だったと思います。本市景観計画は、平成22年度の当初策定からことしで10年目を向かえております。そろそろ見直しの時期が来ているというふうに我々も認識しておりまして、改定作業に着手をしているところでございます。全体的な内容及び建築物の高さの基準につきましては、現行計画における課題の抽出を行った上で、市民の皆様方の意見を聞きながら、景観ゾーンやゾーン別景観形成方針及び基準見直しの検討を行う予定でございます。

◎柵原芳樹君

ありがとうございます。やはり石垣市もいろんなゾーンによって見直しをやっておられるんですよ。ですから、最初10年前に決めてからこれはもうできないようでは、やはり見直すところは見直して、そのほうが宮古島の発展のためにも確実になっていくもんだと私は思っておりますので、ぜひ早目の見直しをよろしく願います。

次に、伊良部高校、伊良部小学校、伊良部中学校、佐良浜小学校の廃校後の利活用についてでございますが、多くの伊良部島の方々が廃校後の利活用についてはどのようになるのか期待もしながら、多少の不安もなされております。やはり伊良部島の方々や宮古島市民が納得のいく活用をしてほしいと願うわけでございます。

そこでお伺いいたしますが、伊良部高校、伊良部中学校、伊良部小学校、佐良浜小学校の現在の利活用と今後の利活用計画はどうなっているのかお伺いいたします。

◎教育部長（下地信男君）

学校の廃校後の利活用ということで、まずは伊良部高校の廃校後の利活用につきまして県に確認したところ、その利活用方針はまだ決まっていないということでございました。また、伊良部地区の廃校になった学校、伊良部小学校、伊良部中学校、佐良浜小学校についても現在個別具体的な利活用は決まっていません。今後といいますか、現在この廃校となった学校を市の事業として活用できないかということで各部署に紹介したところ、今のところ4件ほど行政として利用したいという申し出が上がっておりますので、まずはその要望のあった計画について内容を詰めてまいります。これら行政で活用できる施設を除き今後の利活用計画については、広く市民や企業等から募集を行ってまいりたいと考えております。募集のあった計画を慎重に検討して、今後の利活用方策を検討してまいりたいというふうに考えております。そのときに具体的には検討していきたいと思います。

◎棚原芳樹君

ありがとうございます。やはり何十年親しみのある小中高校でありますから、伊良部島の住民にとってはとんでもないような、納得のできない企業や使い方をしてもらおうと何だこれとは、何でこんな企業を選んだのと多分文句言われるわけでございますから、親しみやすい、また伊良部島の方々が、ああ、まさにこれだよと、これからの未来だったらこれが一番いいよねと、納得いくようなぜひ計画を立ててほしいなと要望いたします。ありがとうございます。

次に、伊良部国仲地区の通称常任屋から100メートル南側に抜ける排水路の整備についてでございますが、やはりこの住民の方が排水路がちょうど自分たちの家の前に来て、とまってですね、そこに悪臭がもうあって耐えられないという苦情がございましたので、そこで何とかできないかということでございましたから、これ何とかできませんかという質問です。

◎建設部長（下地康教君）

棚原芳樹議員ご質問の箇所は、伊良部34号線の終点より南へ延びる排水路でございます。これ現場を確認したところですね、老朽化に伴い機能不全の状況に陥っております。今後はですね、最終処理を含め排水機能の改善を図るためですね、現地調査を行って、その機能の回復に努めていきたいというふうに考えております。

◎棚原芳樹君

ありがとうございます。これももう何回か言われて、なかなか忘れて一般質問もできなくて大変お叱りがありますので、早目の調査をして、やってくださいますようお願いいたします。

次に、道路行政について伺いたします。まず、宮古島市総合庁舎建設に伴う周辺道路整備計画はないのか伺いたします。

◎建設部長（下地康教君）

総合庁舎の建設によりましてですね、今後金融機関などの重要な施設が移転をすることが十分予想されます。また、公共交通体系の変化など都市機能がシフトすることが考えられますので、今年度より、着手する都市計画マスタープラン改定業務において市民の意見を取り入れながらですね、道路計画などについても十分検討を図っていきたいというふうに考えております。

◎棚原芳樹君

ありがとうございます。

次ですね、1年半後にはもう総合庁舎が完成するわけでございますから、その前から大体予想をしてですね、今から計画できるものは計画して、総合庁舎ができた後にやっぱりどういうふうな道路が必要か考えてやってもらいたいと思っております。何回も言っておりますが、この総合庁舎ができると松ヶ原ゴルフ場の東側道路整備計画についてでございますが、ここへこれがどうしても必要になってくるだろうと思っております。現在の状況と今後の計画をお聞かせください。

◎建設部長（下地康教君）

棚原芳樹議員のご質問の道路は市道A—56号線でございますが、起点は市道B—54号線、これ大成建設コンサルタント前の交差点ですけれども、が起点になっておりまして、終点が国道390号線、これは松ヶ原ゴルフ場前の交差点でございますね、その路線ですけれども、整備計画につきましては現在概略設計の業

務を発注済みでございます。業務期間は、今年度の7月16日から11月29日。ことしじゅうにですね、その業務を完了させる予定でございます。今後のスケジュールとしましては、概略設計をもとに年内には住民説明会を行いたいというふうに考えておまして、令和2年度の新規要望として県へ申請を行う準備を現在進めておるところでございます。

◎柵原芳樹君

ありがとうございます。やはりこの道路に関しては、建設部長、早目の対応と行動で大変感謝を申し上げます。

次に、宮古島メモリアルパーク東側道路整備について現在の状況と今後の計画をお聞かせください。

◎建設部長（下地康教君）

ご質問の道路は、A—78号線でございます。これは、宮古空港の西側外周道路ですね。これ前回の3月定例会にも答弁しておるところでございますけれども、本線に関しましては改良済みというふうに我々判断しておまして、現在のところ整備計画はございません。しかしながら、先ほど答弁しました路線もですね、改良していく計画がございますので、完成して交通の流れを見ながらですね、それも検討していきたいというふうに思います。

◎柵原芳樹君

ありがとうございます。やはり誰が考えてももう総合庁舎が整備できると下地地区の方はあの道路を通過して総合庁舎に行くというのがほぼ、90%ぐらいじゃないかなと考えられます。ですから、今でも狭くてもう車の行き来が大変になっておりますし、また夕方ウオーキングをしている方々もいるんですね、その辺で。非常に危険な状態なんですよ。ですから、総合庁舎ができると下地地区からの方々の車両がここを通過。そうすると、もう大変危険な状態になっていく。そのためには、危険な状態にしないためには安心、安全のために今から予想して計画をぜひつくってほしいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

次に、近年久松中学校北側、また県道沿い、通称副市長の住宅街周辺にもう毎日のように建設ラッシュでアパートや住宅が建ち並んでおります。それで、やはりあの辺の方々の話を聞くとですね、中学校、小学校に行くためにも国道390号のバイパスを通過して遠回りして行って、また帰りにもこのバイパスを通過して、車が多い危険な状態で通行をしていると言って、あの宮古総合開発あたりに抜ける道路を歩道つきで1本通してくれんかと安心、安全のためにもおっしゃっております。

そこで、久松中学校北側の県道から宮古総合開発南側に抜ける道路整備計画についてあるのかなのか、現在の状況と今後の計画についてお聞かせください。

◎建設部長（下地康教君）

久松中学校西側の道路からトゥリバー地区臨港道路に抜ける道路は、市道19—2号線でございます。道路整備計画につきましては、現在のところ整備計画はございません。しかしながらですね、現在道路建設課では9路線について事業を実施しておりますね、事業の実施及び計画中の道路事業の進捗状況を見ながら沖縄県と調整を行っていくこととなりますけれども、やはり今現在あのあたりになるとトゥリバーのホテル開発であったりとか、新しいアパートであるとか、そういったものが非常にできてきておりますので、どんどん状況が変わっておりますので、そのあたりを十分見ながらですね、地域の皆さん方の要望にですね、応えられるように検討していきたいというふうに考えております。

◎柵原芳樹君

ありがとうございます。私も栗国恒広議員も何回か質問をしております。本当この二、三年でですね、あの辺もう住宅街からアパート街から多く建ち並ぶようになってですね、私がお願いしたいのは最低でもこの久松中学校北側の県道から宮古総合開発に抜ける道路を、できれば歩道2つですけど、1つでもいいから、大して長くないんですよ、長さも。今はもうこの辺、前にはもうアパート、住宅じゃんじゃん建っていますから、今この入り口のところに住宅が建っちゃうともうほぼ、立ち退きだけでもまた何千万円かかるかわかんないんですよ。今だったら、市長、3,000万円から4,000万円もあれば十分できますよ。ぜひ早目に計画をしてほしいなと要望をいたします。

次に、伊良部長浜地区の南スーパーから佐和田の浜に抜ける市道の整備について現在の計画状況をお聞かせください。

◎建設部長（下地康教君）

ご指摘の道路は、市道伊良部54号線となっております。本線の幅員は約3メートルと幅がとても狭く、歩道もなく、交通に支障が生じている状況であることは認識をしております。また、伊良部大橋の開通に伴い島内の交通量が増加していることから、重要な課題であるというふうに考えております。3月定例会でも答弁をしておりますけれども、道路整備につきましては現在継続実施中の事業がございますので、その完成を見ながらですね、検討をしていきたいというふうに考えております。また、県道での道路整備につきましてはですね、市道から県道への編入が必要となりますが、沖縄県の道路網計画において現在県道への編入計画はないということでありまして、いろいろなところの状況を見ながらですね、調整もしながら検討していきたいというふうに考えております。

◎柵原芳樹君

ありがとうございます。必ず市道で建設してくれという思いではありません。県と調整して、どうしても佐和田の浜で県道で整備が必要であるというようなぜひ方向づけも考えてほしいなと思っております。

次に、長浜多目的共同利用施設から佐和田部落に抜ける市道の整備についてもお伺いいたします。

◎建設部長（下地康教君）

ご質問の道路は、市道伊良部37号線でございます。道路整備についてはですね、これもなかなか、今現在いろいろな道路を整備しておりますので、その状況を見ながらという形になりますけれども、また先ほど申し上げましたようにですね、県道との兼ね合いもございますので、県とも調整をしながらやっていきたいというふうに考えております。

それとですね、もう一つ市道伊良部54号線と市道伊良部37号線はかなり近いといえますか、場所が近いのです、恐らく同時にということが非常に厳しいと思いますので、1つずつ解決に向けて努力していきたいというふうに考えております。

◎柵原芳樹君

ありがとうございます。もちろん近くの道路でありますから、同時並行は不可能だと思ったりしております。ぜひですね、1カ所からだけでも早目に整備ができるように、おわかりのとおりもう道路幅が狭くて、今この佐和田の浜に行ったり、また伊良部島に来たりする観光客がもう多くなってですね、大変危険な状態とか、事故があったりもして、道路を少し広げられないかねと、通学道路でもありますしというお

願いもありますので、1カ所からの整備をお願いします。

次に、帯岩周辺整備と進入道路整備について現在の状況をお聞かせください。

◎伊良部支所長（上地成人君）

帯岩周辺整備と進入道路の整備について現在の進捗状況ということでございます。帯岩周辺は、沖縄県立自然公園条例で第1種特別地域に指定されております。第1種の特別地域内で建築物、工作物、車道等を整備する場合は、沖縄県自然保護課との協議を要します。現在伊良部支所では、コーラル舗装であったりアスファルト舗装であったりですね、工法について今現在検討中でございます。今後沖縄県自然保護課との協議を経て、整備に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

◎棚原芳樹君

ありがとうございます。観光客が急増する中で、通り池とかこの帯岩も観光客が相当ふえているのはもうおわかりだと思います。早目にですね、進入道路、中での多少の駐車場の整備をやっていくことがやっぱりすばらしい観光地になっていくと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、伊良部大橋入り口から長山港への道路整備についてでございますが、現在の状況と今後の計画をお聞かせください。

◎建設部長（下地康教君）

伊良部大橋から長山港への道路は、市道伊良部103号線でございます。現在沖縄県で道路整備を実施しており、整備後は県へ移管が予定されております。道路の整備につきましては、沖縄県宮古土木事務所に問い合わせたところ、伊良部大橋から長山港前までの県道平良下地島空港線の道路整備については現在用地買収を行っているところであり、令和2年度から長山港前の曲線区間を解消するための工事に着手をするということをお報告を受けております。

◎棚原芳樹君

ありがとうございます。やはりあの長山港入り口の直角になった道路はもう誰もが通りにくいもんだとおっしゃっております。まずはカーブからやってもらえると伊良部島の皆様方、観光客の皆様方も大変助かるものだと思っておりますので、よろしく願いします。

次に、水道行政についてお伺いいたします。私は何回か質問をしておりますが、トゥリバー入り口から伊良部大橋入り口までの水道整備について現在どうなっておられるのかお聞かせください。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

当該地域は、リゾートホテル建設に向けて取り組みが始まっていることから、周辺への建物の建設が増加するものと思われれます。建設計画が具体的なものとなった時点で配水管の整備を行ってまいります。

◎棚原芳樹君

ありがとうございます。何回もおっしゃっておりますが、本当に卵が先か、鶏が先かという状況も少しありました。ぜひですね、あの地域はもうすばらしいリゾートホテルができるもんだと期待をしておりますので、皆様方のまたご理解とご協力のほどもよろしく願いします。

次に、多くの議員が質問をしておりますが、やはりこの伊良部島を見てもそうであります。宮古島中のリゾート開発に伴い、水道水の確保は本当に大丈夫なのかと。特に住民があれだけホテル、リゾート地ができれば、この住民に回ってくる水がなくなるんじゃないかと。それは、きょう、あしたの話を言って

いるわけじゃないんですよ。5年後、10年後本当に大丈夫かと。だって、上野のユニマットグループが今1,200室ぐらいです。それを6,000室まで5年でやると実際に本当におっしゃっているわけですから。それ以外にも下地島のリゾートゾーンが、県有地が決まればあそこもスタートする。今でも毎日伊良部島へ行くホテルの建設ラッシュであることは私が言うまでもないと思っております。

そこで、本当に5年後、10年後水道水の確保は大丈夫なのかお伺いいたします。

◎上下水道部長（兼島方昭君）

近年、リゾートホテルの建設等が急増しており、今後もその建設が大幅に進むものと見込まれます。そのため、ろ過池の増設を行うとともに、新水源の開発等を実施します。特に伊良部地域においてはホテル等が急増しているため、地震等に伴う伊良部大橋の損壊による断水の可能性を踏まえると、伊良部島内においても水源を確保する必要があることから、浄水場を再整備することは重要であると考えております。これは、次年度において県と協議を行いながら対応してまいりたいと思っております。

◎棚原芳樹君

ありがとうございます。やはりこれだけ急増している伊良部島のホテル建設ラッシュでありますから、伊良部島の方が水道水について心配するのもやむを得ないことなのかなと私は思っております。去年でしたか、あの水道水の件は。あれがきっかけで大変伊良部島の方も心配しておりますし、また地震や津波、大型台風が襲来してきて、伊良部大橋からの送水管が何らかのきっかけで閉めなくちゃいけないとなった場合、やっぱり伊良部島での水源地の確保あたりも考えておかないと、この送水管が伊良部大橋の中をトンネルみたいに通っていつているわけではありますが、本当に大型台風、地震、津波、これで伊良部島へ水がもう行けなくなった場合のことも本当に今から真剣に考える必要があると私は思っておりますので、その辺のほうもよろしくお伺いをいたします。

次に、福祉行政についてお伺いいたします。前年度と今年度の住民健診の受診率の結果についてお聞かせください。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

前年度と今年度の住民健診の受診率の結果についてのご質問にお答えいたします。

平成30年度の特定健診の受診率につきましては、11月上旬に数値が確定いたしますが、9月6日現在の速報値では特定健診の受診率は40.6%と、平成29年度に比べて5.1%上昇しております。平成29年度は35.5%となっております。

◎棚原芳樹君

ありがとうございます。やはり受診率の向上をやっぱり心がけて住民の健康、安全を守るために我々是一緒になって努力していく義務があると考えておりますので、その辺またみんなで呼びかけて受診率アップするようにお願いしたいと思います。

次に、心臓病のリスクの高い四重奏と言われる高血圧、高血糖、高脂血症、肥満はどのぐらい、何%ぐらいになっておりますか。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

高血圧、高血糖、それから高脂血症、肥満の割合についてでございますが、これは平成30年度の健診結果の数字まだ細かいのが確定しておりませんので、平成29年度の健診結果でお答えしたいと思います。

肥満が44.1%、高脂血症が29.2%、高血圧が48.7%、高血糖が17.1%となっておりまして、肥満、高脂血症、高血圧に関しましては県平均を上回っております。

◎棚原芳樹君

ありがとうございます。この死の四重奏とは、肥満、糖尿病、高脂血症、高血圧の4つが併発している状態を表現した言葉です。この4つの病気は併発しやすく、互いに悪影響を及ぼし合って動脈硬化を進行させ、命にかかわる冠動脈疾患を起こすことが知られております。ぜひこの予防に我々もしっかりと取り組んでいかなければならないと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次に、宮古島市民の健康寿命を延ばす対策について市としてどのように取り組んでいるのかお伺いいたします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

宮古島市民の健康長寿を延ばす対策についてでございますが、国民健康保険の加入者に対しましてはより多くの方がみずからの健康状態を把握することができるよう、特定健診未受診者対策事業に取り組んでおります。また、脳血管疾患や心疾患、それから糖尿病性の腎症による透析導入等の重症化予防事業にも取り組んでおります。未受診者対策事業でございますが、これは5年連続で特定健診を未受診者、受けない方ですね、や継続受診者へのリピーター対策などを実施しております。電話や、それから文書等で受診勧奨を行い、連絡がつかない場合などは訪問を実施して受診をするように促しております。

◎棚原芳樹君

ありがとうございます。やっぱり健康寿命を延ばしていかなくてはならない宮古島でありますから、しっかり取り組んでいってほしいです。

次に、宮古島市民の脳梗塞、心筋梗塞の予防と対策について市としてどのように取り組んでいるのかお伺いいたします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

脳梗塞、それから心筋梗塞等の予防と対策につきましては、健診の結果にて血圧、脂質、心電図、これらの所見にて重症化のリスクが高い方に対しまして適切な医療勧奨及び継続治療、服薬の重要性、それから生活改善等の保健指導を担当の看護師、それから栄養管理士、そういう専門職の指導で行っております。

◎棚原芳樹君

ありがとうございます。

次に、市民の医療費削減のために市としてどのような対策をしているのか教えてください。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

医療費の削減についてのご質問にお答えいたします。

宮古島市の国民健康保険の加入者の医療費につきましては、平成28年度が48億5,094万1,000円、平成29年度が49億2,585万4,000円、平成30年度が50億2,555万7,000円となっております。宮古島市の特徴といたしまして、外来費用は低く、入院費用が高くなっております。つまり重症化してから治療が始まる方が多く、心筋梗塞、脳梗塞、慢性腎不全などの重篤な疾患を発症する方がいらっしゃいます。これらの疾患は、糖尿病等の生活習慣病が原因となっております。そのため、糖尿病患者が重症化しないよう、早期発見、早期治療を目的とした糖尿病性腎症重症化予防事業を医療機関と連携しながら取り組んでおります。また、

未受診者対策も並行して実施し、早期発見、早期治療を促し、医療費の抑制に努めております。

◎棚原芳樹君

ありがとうございます。3月定例会で時間がなくて言えなかったんですけど、ここに冬の脳梗塞、心筋梗塞の死亡者1日当たり319名と新聞に載っております。これは、ことし1月28日月曜日の日本経済新聞です。これにうたわれているのは、できることから始めよう、血栓予防月間、脳梗塞、心筋梗塞患者数は年間90万人、そしてこの日本ナットウキナーゼ協会がナットウキナーゼの習慣で健康管理で血栓予防と、こういう感じで1面にうたわれております。ぜひですね、この脳梗塞、心筋梗塞が長期入院に引きつないでいくわけでございますから、このナットウキナーゼ協会はナットウキナーゼを摂取することによって脳梗塞と心筋梗塞の予防ができるんですよと全国紙1面にこうやって日本経済新聞がうたっておられるわけですから、私が言いたいのは福祉部も生活環境部もみんな勉強してですね、みんな勉強してやれば医療費の削減につながるし、市民の健康と笑顔につながっていくもんだと私は思っております。また、きょうこの議場におられる皆様方も、市役所の職員の皆様方もみんな一緒に勉強をやって取り組めば、間違いなく脳梗塞も心筋梗塞も医療費も削減できるもんだと私は思っております。

そして、あと一方、最近お会いできた方がですね、ある64歳の男性Aさんが事務所に伺うとですね、こんな健診票をばっと渡して、見たら、5月13日、血糖値が227、ヘモグロビンA1cが9.8になって、いよいよ糖尿病の宣告をされた。もう顔も暗く、自分はもう人生終わりだとおっしゃっていたんですよ。先輩、糖質制限だねと言って、本当にやったら、6月3日、血糖値208、ヘモグロビンA1c9.3、7月8日、血糖値136、ヘモグロビンA1c7.3、8月19日、血糖値133、ヘモグロビンA1cが6.1まで落ちているんですよ、たった3カ月で。これがその方の健診票であります。4カ月間の健診票、本当に。名前は言いませんけど、みんな勉強をして努力すれば福祉部長、生活環境部長、できるわけよ。本当にいるわけよ。この中にいるんですよ。ぜひお互い勉強して、その勉強したものを情報として流す。この情報ですから。ここに「糖質制限大百科」というのがあります。本屋に行けばあるんですよ。この方は、夫婦、娘、3名で3カ月間一生懸命勉強して、一生懸命頑張って、4カ月の間に9.8だったヘモグロビンA1cが今現在6.1になっておられる。もう糖尿病じゃないと威張っておりますけど、ぜひ我々、市民、また市役所挙げてですね、市長、この糖質制限運動をやっていきたいと思っております。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

これで棚原芳樹君の質問は終了しました。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午後3時57分）

再開します。

（再開＝午後3時59分）

◎議長（佐久本洋介君）

これをもちまして一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。
よって、本日の会議はこれにて散会します。

(散会=午後 3 時59分)

令和元年

第5回宮古島市議会(定例会)会議録

9月25日(水) 最終日

(委員長報告、質疑、討論、表決)

令和元年第5回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第8号

令和元年9月25日（水）午前10時開議

- 日程第 1 議案第 76 号 宮古島市エコハウス設置及び管理に関する条例の一部改正について
(委員長報告)
- 〃 第 2 〃 第 77 号 宮古島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
(〃)
- 〃 第 3 〃 第 78 号 宮古島市税条例の一部改正について (〃)
- 〃 第 4 〃 第 79 号 宮古島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について (〃)
- 〃 第 5 〃 第 80 号 宮古島市立幼稚園保育料等徴収条例の一部改正について (〃)
- 〃 第 6 〃 第 81 号 宮古島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正について (〃)
- 〃 第 7 〃 第 82 号 宮古島市老人福祉センター条例の一部改正について (〃)
- 〃 第 8 〃 第 83 号 宮古島市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
(〃)
- 〃 第 9 〃 第 84 号 宮古島市森林環境譲与税基金条例の制定について (〃)
- 〃 第 10 〃 第 85 号 宮古島市海上の道・八重干瀬センター設置条例の一部改正について
(〃)
- 〃 第 11 〃 第 86 号 宮古島海中公園条例の一部改正について (〃)
- 〃 第 12 〃 第 87 号 宮古島市製氷冷蔵施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
(〃)
- 〃 第 13 〃 第 88 号 宮古島市漁港管理条例の一部改正について (〃)
- 〃 第 14 〃 第 89 号 宮古島市種苗供給施設条例及び宮古島市海業センター条例の一部改正に
ついて (〃)
- 〃 第 15 〃 第 90 号 宮古島市都市計画マスタープラン策定委員会設置条例の制定について
(〃)
- 〃 第 16 〃 第 91 号 宮古島市下水道事業の設置等に関する条例の制定について
(〃)
- 〃 第 17 〃 第 92 号 宮古島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正につい
て (〃)
- 〃 第 18 〃 第 93 号 宮古島市伊良部大橋観光拠点施設条例の制定について (〃)
- 〃 第 19 〃 第 94 号 宮古島市体験滞在交流施設条例の一部改正について (〃)
- 〃 第 20 〃 第 95 号 宮古島市民宿キャンプ村条例の一部改正について (〃)
- 〃 第 21 〃 第 96 号 宮古島市総合交流ターミナル条例の一部改正について (〃)

日程第 2 2	議案第 9 7 号	宮古島市多面的交流促進施設条例の一部改正について	(委員長報告)
〃 第 2 3	〃 第 6 8 号	令和元年度宮古島市一般会計補正予算(第 3 号)	(〃)
〃 第 2 4	〃 第 6 9 号	令和元年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)	(〃)
〃 第 2 5	〃 第 7 0 号	令和元年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算(第 1 号)	(〃)
〃 第 2 6	〃 第 7 1 号	令和元年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)	(〃)
〃 第 2 7	〃 第 7 2 号	令和元年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)	(〃)
〃 第 2 8	〃 第 7 3 号	令和元年度宮古島市介護保険特別会計補正予算(第 2 号)	(〃)
〃 第 2 9	〃 第 7 4 号	令和元年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)	(〃)
〃 第 3 0	〃 第 7 5 号	令和元年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算(第 1 号)	(〃)
〃 第 3 1	〃 第 9 8 号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画(総合整備計画)の変更について	(〃)
〃 第 3 2	〃 第 9 9 号	財産の取得について	(〃)
〃 第 3 3	〃 第 1 0 0 号	議決内容の一部変更について	(〃)
〃 第 3 4	〃 第 1 0 1 号	損害賠償の額を定めることについて	(〃)
〃 第 3 5	〃 第 1 0 2 号	平成 3 0 年度宮古島市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	(〃)
〃 第 3 6	認定第 1 号	平成 3 0 年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について	(〃)
〃 第 3 7	〃 第 2 号	平成 3 0 年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	(〃)
〃 第 3 8	〃 第 3 号	平成 3 0 年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について	(〃)
〃 第 3 9	〃 第 4 号	平成 3 0 年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	(〃)
〃 第 4 0	〃 第 5 号	平成 3 0 年度宮古島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	(〃)
〃 第 4 1	〃 第 6 号	平成 3 0 年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	(〃)
〃 第 4 2	〃 第 7 号	平成 3 0 年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	(〃)

			て	(委員長報告)
日程第 4 3	認定第 8 号	平成 3 0 年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	(")	
" 第 4 4	" 第 9 号	平成 3 0 年度宮古島市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	(")	
" 第 4 5	" 第 1 0 号	平成 3 0 年度宮古島市新技術実証栽培事業特別会計歳入歳出決算認定について	(")	
" 第 4 6	" 第 1 1 号	平成 3 0 年度宮古島市水道事業会計決算認定について	(")	
" 第 4 7	陳情書第 1 6 号	貧困と格差をなくし、憲法 2 5 条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情	(")	
" 第 4 8	" 第 1 7 号	介護保険利用料原則 2 割負担化、ケアプラン有料化などの負担増計画の中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める陳情書	(")	
" 第 4 9	" 第 1 8 号	若年がん患者在宅療養支援の要請	(")	
" 第 5 0	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	(市長提出)	
" 第 5 1	" 第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	(")	
" 第 5 2	意見書案第 1 0 号	生活保護基準引き下げ中止を求める意見書	(文教社会委員会提出)	
" 第 5 3	" 第 1 1 号	介護保険利用料原則 2 割負担化やケアプラン有料化などの負担増計画の中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める意見書	(")	
" 第 5 4	派遣第 2 号	議員の派遣について		

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和元年9月25日

宮古島市議会
議長 佐久本 洋 介 殿

総務財政委員会
委員長 山 里 雅 彦

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
議案 第68号	令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）	修正可決
議案 第76号	宮古島市エコハウス設置及び管理に関する条例の一部改正について	原案可決
議案 第77号	宮古島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	〃
議案 第78号	宮古島市税条例の一部改正について	〃
議案 第92号	宮古島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について	〃
議案 第93号	宮古島市伊良部大橋観光拠点施設条例の制定について	修正可決
議案 第94号	宮古島市体験滞在交流施設条例の一部改正について	原案可決
議案 第95号	宮古島市民宿キャンプ村条例の一部改正について	〃
議案 第96号	宮古島市総合交流ターミナル条例の一部改正について	〃
議案 第97号	宮古島市多面的交流促進施設条例の一部改正について	〃

議案番号	件名	結果
議案 第98号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）の変更について	原案可決
認定 第8号	平成30年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定

◎議案第68号

議案第68号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）については、「議案第103号、訴えの提起について」の撤回に伴い、委員から「歳出の2款総務費、1項総務管理費から裁判関連経費914千円を削除し、それに伴い歳入の21款繰越金、1項繰越金から914千円を削除したい」との修正案が提出され、採決の結果、全会一致で可決された。また、修正可決された部分を除く原案についても、採決の結果、全会一致で可決された。よって、議案第68号は、修正可決された。

◎議案第93号

議案第93号、宮古島市伊良部大橋観光拠点施設条例の制定については、委員から「条例案中、第4条の営業時間及び休業日については、当観光拠点施設の指定管理者との協議において、別に定めればいいので、第4条については削りたい」との修正案が提出され、採決の結果、全会一致で可決された。修正可決された部分を除く原案についても、採決の結果、全会一致で可決された。よって、議案第93号は、修正可決された。

議案第68号 令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）に対する修正案

議案第68号 令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）を次のとおり修正する。

第1条中「1,226,129千円」を「1,225,215千円」に、「42,155,443千円」を「42,154,529千円」に改める。

第1表 歳入歳出予算補正中次のとおり改める。

（歳入） (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
21. 繰越金		45,835	146,549 147,469	192,384 193,298
	1. 繰越金	45,835	146,549 147,469	192,384 193,298
歳入合計		40,929,314	1,225,215 1,226,129	42,154,529 42,155,443

（歳出） (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		10,309,944	△59,712 △58,798	10,250,232 10,251,146
	1. 総務管理費	9,767,068	△78,480 △77,566	9,688,588 9,689,502
歳出合計		40,929,314	1,225,215 1,226,129	42,154,529 42,155,443

◎修正の理由

この修正は「議案第103号、訴えの提起について」の撤回に伴い、裁判関連経費914千円を削除したいとの案である。

よって、歳出の2款総務費、1項総務管理費から914千円（内訳：1目一般管理費中、9節旅費197千円、12節役務費16千円、13節委託料648千円、27節公課費53千円）を減額し、それに伴い歳入の21款繰越金、1項繰越金から914千円を減額する。

議案第93号 宮古島市伊良部大橋観光拠点施設条例に対する修正案

議案第93号 宮古島市伊良部大橋観光拠点施設条例を次のとおり修正する。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条から第19条までを1条ずつ繰り上げる。

令和元年9月25日

宮古島市議会
議長 佐久本 洋 介 殿

文教社会委員会
委員長 平 良 敏 夫

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
議案 第69号	令和元年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案 第73号	令和元年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第2号）	〃
議案 第74号	令和元年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
議案 第79号	宮古島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	〃
議案 第80号	宮古島市立幼稚園保育料等徴収条例の一部改正について	〃
議案 第81号	宮古島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	〃
議案 第82号	宮古島市老人福祉センター条例の一部改正について	〃
議案 第83号	宮古島市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	〃
議案 第99号	財産の取得について	〃
議案 第100号	議決内容の一部変更について	〃

議案番号	件名	結果
認定 第 2 号	平成 3 0 年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	認 定
認定 第 6 号	平成 3 0 年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定 第 7 号	平成 3 0 年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	〃

令和元年9月25日

宮古島市議会
議長 佐久本 洋 介 殿

文教社会委員会
委員長 平 良 敏 夫

陳情書審査結果報告書

本委員会は、付託された陳情書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第142条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果	措置
陳情書 第16号	貧困と格差をなくし、憲法25条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情	採択すべきもの	
陳情書 第17号	介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの負担増計画の中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める陳情書	〃	
陳情書 第18号	若年がん患者在宅療養支援の要請	〃	

◎採択の理由

陳情書第16号、陳情書第17号及び陳情書第18号については、陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

令和元年9月25日

宮古島市議会
議長 佐久本 洋 介 殿

経済工務委員会
委員長 高 吉 幸 光

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
議案 第70号	令和元年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案 第71号	令和元年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	〃
議案 第72号	令和元年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	〃
議案 第75号	令和元年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	〃
議案 第84号	宮古島市森林環境譲与税基金条例の制定について	〃
議案 第85号	宮古島市海上の道・八重干瀬センター設置条例の一部改正について	〃
議案 第86号	宮古島海中公園条例の一部改正について	〃
議案 第87号	宮古島市製氷冷蔵施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	〃
議案 第88号	宮古島市漁港管理条例の一部改正について	〃
議案 第89号	宮古島市種苗供給施設条例及び宮古島市海業センター条例の一部改正について	〃

議案番号	件名	結果
議案 第90号	宮古島市都市計画マスタープラン策定委員会設置条例の制定について	原案可決
議案 第91号	宮古島市下水道事業の設置等に関する条例の制定について	〃
議案 第101号	損害賠償の額を定めることについて	〃
議案 第102号	平成30年度宮古島市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	〃
認定 第3号	平成30年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
認定 第4号	平成30年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定 第5号	平成30年度宮古島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定 第9号	平成30年度宮古島市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定 第10号	平成30年度宮古島市新技術実証栽培事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定 第11号	平成30年度宮古島市水道事業会計決算認定について	〃

令和元年9月25日

宮古島市議会
議長 佐久本 洋 介 殿

予算決算委員会
委員長 山 里 雅 彦

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果
認定 第 1 号	平成30年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について	認 定

令和元年第5回宮古島市議会定例会（9月）会議録

令和元年9月25日（水）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（23名）

（閉会＝午前11時36分）

議 長（19番）	佐久本 洋 介 君	議 員（11番）	高 吉 幸 光 君
副 議 長（17〃）	上 地 廣 敏 〃	〃（12〃）	國 仲 昌 二 〃
議 員（1 〃）	新 里 匠 〃	〃（13〃）	友 利 光 徳 〃
〃（2 〃）	平 百合香 〃	〃（14〃）	上 里 樹 〃
〃（3 〃）	仲 里 夕力子 〃	〃（15〃）	下 地 勇 徳 〃
〃（4 〃）	島 尻 誠 〃	〃（16〃）	栗 国 恒 広 〃
〃（5 〃）	平 良 和 彦 〃	〃（18〃）	平 良 敏 夫 〃
〃（6 〃）	下 地 信 広 〃	〃（20〃）	山 里 雅 彦 〃
〃（7 〃）	欠 員	〃（21〃）	棚 原 芳 樹 〃
〃（8 〃）	我如古 三 雄 〃	〃（22〃）	砂 川 辰 夫 〃
〃（9 〃）	前 里 光 健 〃	〃（23〃）	濱 元 雅 浩 〃
〃（10 〃）	狩 俣 政 作 〃	〃（24 〃）	眞 榮 城 徳 彦 〃

◎欠席議員（0名）

◎説 明 員

市 長	下 地 敏 彦 君	総 務 部 長	宮 国 高 宣 君
企 画 政 策 部 長	友 利 克 〃	教 育 長	宮 國 博 〃

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長	上 地 昭 人 君	次長補佐兼議事係長	仲 間 清 人 君
次 長	友 利 毅 彦 〃	議 事 係	久 志 龍 太 〃
次 長 補 佐	富 浜 靖 雄 〃		

◎議長（佐久本洋介君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は23名で、在職する議員全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第8号のとおりであります。

この際、日程第1、議案第76号から日程第49、陳情書第18号までの計49件を一括議題とし、各所管委員長から審査結果報告を求めます。

◎総務財政委員会委員長（山里雅彦君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、佐久本洋介殿。総務財政委員会委員長、山里雅彦。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第68号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）、修正可決。

議案第76号、宮古島市エコハウス設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第77号、宮古島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第78号、宮古島市税条例の一部改正について、原案可決。

議案第92号、宮古島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第93号、宮古島市伊良部大橋観光拠点施設条例の制定について、修正可決。

議案第94号、宮古島市体験滞在交流施設条例の一部改正について、原案可決。

議案第95号、宮古島市民宿キャンプ村条例の一部改正について、原案可決。

議案第96号、宮古島市総合交流ターミナル条例の一部改正について、原案可決。

議案第97号、宮古島市多面的交流促進施設条例の一部改正について、原案可決。

議案第98号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）の変更について、原案可決。

認定第8号、平成30年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

議案第68号。議案第68号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）については、「議案第103号、訴えの提起について」の撤回に伴い、委員から「歳出の2款総務費、1項総務管理費から裁判関連経費91万4,000円を削除し、それに伴い歳入の21款繰越金、1項繰越金から91万4,000円を削除したい」との修正案が提出され、採決の結果、全会一致で可決された。また、修正可決された部分を除く原案についても、採決の結果、全会一致で可決された。よって、議案第68号は、修正可決された。

議案第93号。議案第93号、宮古島市伊良部大橋観光拠点施設条例の制定については、委員から「条例案中、第4条の営業時間及び休業日については、当観光拠点施設の指定管理者との協議において、別に定めればいいので、第4条については削りたい」との修正案が提出され、採決の結果、全会一致で可決された。修正可決された部分を除く原案についても、採決の結果、全会一致で可決された。よって、議案第93号は、修正可決された。

議案第68号令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）に対する修正案。

議案第68号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）を次のとおり修正する。

第1条中「12億2,612万9,000円」を「12億2,521万5,000円」に、「421億5,544万3,000円」を「421億5,452万9,000円」に改める。

第1表歳入歳出予算補正中次のとおり改める。

なお、第1表の修正については議員各位でご確認をお願いします。

修正の理由。この修正は「議案第103号、訴えの提起について」の撤回に伴い、裁判関連経費91万4,000円を削除したいとの案である。

よって、歳出の2款総務費、1項総務管理費から91万4,000円（内訳：1目一般管理費中、9節旅費19万7,000円、12節役務費1万6,000円、13節委託料64万8,000円、27節公課費5万3,000円）を減額し、それに伴い歳入の21款繰越金、1項繰越金から91万4,000円を減額する。

議案第93号宮古島市伊良部大橋観光拠点施設条例に対する修正案。

議案第93号、宮古島市伊良部大橋観光拠点施設条例を次のとおり修正する。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条から第19条までを1条ずつ繰り上げる。

◎文教社会委員会委員長（平良敏夫君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、佐久本洋介殿。文教社会委員会委員長、平良敏夫。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第69号、令和元年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第73号、令和元年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第74号、令和元年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第79号、宮古島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案可決。

議案第80号、宮古島市立幼稚園保育料等徴収条例の一部改正について、原案可決。

議案第81号、宮古島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案可決。

議案第82号、宮古島市老人福祉センター条例の一部改正について、原案可決。

議案第83号、宮古島市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第99号、財産の取得について、原案可決。

議案第100号、議決内容の一部変更について、原案可決。

認定第2号、平成30年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第6号、平成30年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第7号、平成30年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

陳情書審査結果報告書。

宮古島市議会議長、佐久本洋介殿。文教社会委員会委員長、平良敏夫。

本委員会は、付託された陳情書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第142条の規定により報告します。

陳情書第16号、貧困と格差をなくし、憲法25条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情、採択すべきもの。

陳情書第17号、介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの負担増計画の中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める陳情書、採択すべきもの。

陳情書第18号、若年がん患者在宅療養支援の要請、採択すべきもの。

採択の理由。陳情書第16号、陳情書第17号及び陳情書第18号については、陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

◎経済工務委員会委員長（高吉幸光君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、佐久本洋介殿。経済工務委員会委員長、高吉幸光。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第70号、令和元年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第71号、令和元年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第72号、令和元年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第75号、令和元年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第84号、宮古島市森林環境譲与税基金条例の制定について、原案可決。

議案第85号、宮古島市海上の道・八重干瀬センター設置条例の一部改正について、原案可決。

議案第86号、宮古島海中公園条例の一部改正について、原案可決。

議案第87号、宮古島市製氷冷蔵施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第88号、宮古島市漁港管理条例の一部改正について、原案可決。

議案第89号、宮古島市種苗供給施設条例及び宮古島市海業センター条例の一部改正について、原案可決。

議案第90号、宮古島市都市計画マスタープラン策定委員会設置条例の制定について、原案可決。

議案第91号、宮古島市下水道事業の設置等に関する条例の制定について、原案可決。

議案第101号、損害賠償の額を定めることについて、原案可決。

議案第102号、平成30年度宮古島市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、原案可決。

認定第3号、平成30年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第4号、平成30年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第5号、平成30年度宮古島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第9号、平成30年度宮古島市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第10号、平成30年度宮古島市新技術実証栽培事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第11号、平成30年度宮古島市水道事業会計決算認定について、認定。

◎予算決算委員会委員長（山里雅彦君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、佐久本洋介殿。予算決算委員会委員長、山里雅彦。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

認定第1号、平成30年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について、認定。

◎議長（佐久本洋介君）

これで委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入りますが、議会運営に関する申し合わせ事項により、3月定例会及び9月定例会の最終本会議における予算決算委員会委員長報告に対する質疑は行わないこととなっておりますので、ご了承願います。

質疑があれば発言を許します。

◎上地廣敏君

総務財政委員会の委員長に質疑をいたします。

議案第93号、宮古島市伊良部大橋観光拠点施設条例の制定について。この条例の第4条を削除するということについての理由、どういった理由で第4条を削除するのか、その詳しい内容をお聞かせ願いたいと思います。

◎総務財政委員会委員長（山里雅彦君）

議案第93号、宮古島市伊良部大橋観光拠点施設条例の制定についてにおいては、第4条の営業時間及び休業日に関する事で、当初市が直営でやるような時間帯の設定がありましたので、他市の状況、同じような施設の状況を、委員の皆さんから時間の制限は民間委託するには緩やかにしたほうが良いという案がありまして、その調整の中でそういった修正となったということでございます。

◎上地廣敏君

そうすると、直営ではなくて指定管理をさせる、指定管理を受けた業者が営業時間、営業開始あるいは終業の時間を決定するということですが、そうすると万一指定管理を受けた者がやはり従前どおり午前9時から6時までとしたいともし仮に申し出た場合、指定管理を受けて申し出た場合、これはどうなりますか。これ以外の時間帯でやりたいという人を決めて指定管理をさせるのか、あるいは指定管理を受けた人がその後市と相談をして時間を決めていくのか、この辺についての議論はありませんでしたか。

◎総務財政委員会委員長（山里雅彦君）

指定管理をする際に、指定管理する業者と当局との間で協定書等の中で時間帯、今上地廣敏議員がおっしゃった部分については協定書の中で業者と調整しながら、この時間帯については調整してやっていくという話でありました。

◎上地廣敏君

指定管理を受けると決まった人と後で役所が相談をして決めるというよりは、指定管理の募集要項にです、営業時間については結局午前9時から午後6時までというのは委員会で審査をされて削除されていますから、じゃ午前8時から午後7時までとするとか、営業時間については募集要項にちゃんと明記をして募集しないと、募集して、後で役所と営業時間については相談して決めますよということでは、応募したいという方もちょっと戸惑いというか、そういった面では不安があると思いますので、その辺について、

市から、担当課からどうすると、指定管理の業者を決定した後に市と業者との間で2者で決めるというのを確認をして第4条を削除したのか、あるいは指定管理の募集要項の中でうたうというふうにやったのか、その辺意見がなかったのか、それをお伺いします。

◎総務財政委員会委員長（山里雅彦君）

その辺はですね、指定管理する業者との間というよりは、その部分については、指摘された部分については規則等で定めながらこの部分是对応していきたいとのが当局からありましたので、じゃ丁寧にそういった部分は作成してくださいということで、委員会ではそんな話でありました。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午前10時29分）

再開します。

（再開＝午前10時31分）

ほかに質疑はありませんか。

◎仲里タカ子君

今お話し中の議案ですけど、議案第93号、宮古島市伊良部大橋観光拠点施設条例の制定についてです。この第4条を削除するという事なんですよ。これ営業時間を例えば規則に定めるにしても、第4条を残して、営業時間については別途規則で定めるというふうに残すという方法もあるのかなと思うんですが、そういう意見はなかったんですか。営業時間を全く条例の中には書かずに、ばっさり削除してしまうということでしょうかね。

◎総務財政委員会委員長（山里雅彦君）

そういう意見もありましたが、やっぱり委員の皆さんから第4条については削除して1条ずつ繰り上げという形の意見でありました。

◎仲里タカ子君

これも聞きたかったんですよ。この第4条の第2項のところですね、第4条には第2項があつて、観光拠点施設は、年中無休とする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に休業することができるとなっているんですが、第4条をばっさり削除するとこの年中無休というところも削除されてしまうということになるのかなと思うんですけども、委員の中から午後10時までは営業してもらいたいという意見がたくさんあったということですが、例えば営業時間に関しては別途規則で定める、年中無休とするというふうには第4条を残すという方法もあるかなと思うんですが、この件に関してはどうでしょうか。

（議員の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午前10時34分）

再開します。

（再開＝午前10時35分）

◎総務財政委員会委員長（山里雅彦君）

この時間的なものは、当初当局は条例で定めてきたんですね。条例で定めてきてあったものを、やっぱりこれは先ほど土地廣敏議員もあつたような形でちょっといかがなものかということで、じゃ今度はそういう時間的なもの含めて削除をしながら規則で定めていくという案が委員の皆さんからありましたので、そういったことで第19条でということになりました。

◎仲里タカ子君

確認ですけど、今営業時間の話になっていますけど、休業日に関しても規則で定めるということですか。

◎総務財政委員会委員長（山里雅彦君）

はい、そうです。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

◎國仲昌二君

1点だけ確認をしたいと思います。

議案第101号、損害賠償の額を定めることについてということで、これは損害賠償額が約178万円になっています。飲食店の建物にぶつかったということですけども、これは損害賠償額、例えば建物だけなのか、それとも営業補償みたいなのもみんな入ってのものなのか、そういう内訳の説明とかはありましたでしょうか。

◎経済工務委員会委員長（高吉幸光君）

中身の説明はしっかりありまして、営業補償も8日間入っているということでもあります。

◎國仲昌二君

今8日間の営業補償が入っているということですけども、その額の報告はありませんでしたか。

◎経済工務委員会委員長（高吉幸光君）

ちゃんと額の内訳についても報告がございまして、今幾らだったか失念しておりますけれども、ちゃんと金額については報告ございました。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、日程第1、議案第76号、宮古島市エコハウス設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより議案第76号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号は可決されました。

次に、日程第2、議案第77号、宮古島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより議案第77号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号は可決されました。

次に、日程第3、議案第78号、宮古島市税条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより議案第78号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号は可決されました。

次に、日程第4、議案第79号、宮古島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより議案第79号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号は可決されました。

次に、日程第5、議案第80号、宮古島市立幼稚園保育料等徴収条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより議案第80号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号は可決されました。

次に、日程第6、議案第81号、宮古島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより議案第81号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号は可決されました。

次に、日程第7、議案第82号、宮古島市老人福祉センター条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより議案第82号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号は可決されました。

次に、日程第8、議案第83号、宮古島市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより議案第83号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第83号は可決されました。

次に、日程第9、議案第84号、宮古島市森林環境譲与税基金条例の制定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより議案第84号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第84号は可決されました。

次に、日程第10、議案第85号、宮古島市海上の道・八重干瀬センター設置条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

◎上里 樹君

ただいまの議案第85号、宮古島市海上の道・八重干瀬センター設置条例の一部改正について、同議案は10月1日からの消費税10%増税の実施に伴うものであり、増税中止を求める立場から反対いたします。

まず、社会保障の安定財源の確保のために社会保障と税の一体改革と言って、消費税をその財源にするということです。加えて、参議院選挙直前に降って湧いたように幼児教育、保育無償化まで消費税の財源枠が拡大されました。社会保障と幼児教育、保育の無償化の財源として最もふさわしくないのが低所得者や障害者、低賃金の若者、子育て世帯や高齢者、社会的弱者の税の負担が重くなる逆進性が問題です。さらに障害者や高齢者のために、子育てのためによい制度の充実、強化を図ろうとすると、その財源は消費税の増税をしましよという事になり、消費税は社会保障の財源として最もふさわしくない税制であり、収入の少ない本来社会的責任で守られるべき弱者に対し、さらに重い負担を押しつける矛盾が拡大することになります。

(議員の声あり)

◎議長(佐久本洋介君)

静かにしてください。

◎上里 樹君

本来は応能負担の税金を財源にしてこそ解消されますし、財源の確保を消費税増税に求めるべきではありません。実質賃金が連続して低下し、消費支出が伸びない現状での年金は毎年目減りし、医療、介護の負担増、給付のカットで悲鳴が上がっている中での消費税増税は暮らしも経済も破壊します。どの世論調査の結果を見ましても国民の多数は増税反対です。これまで2回にわたり増税を延期してきましたが、経済情勢はその時点よりも悪化しています。そのような中での増税は中止すべきです。

◎議長（佐久本洋介君）

議案から逸脱しないようにしてください。

ほかに討論はありませんか。

◎前里光健君

議案第85号、宮古島市海上の道・八重干瀬センター設置条例の一部改正についてに賛成の立場で討論いたします。

税の一体改革とか、また逆進性とかおっしゃいましたけども、それをですね、10%増税に対する法改正によつての消費税のためですね、議案を提出しております。こちらは、御党である共産党は県議会では通しておりますよね。そういった中でここでまた反対するのはいかがなものかと思えますけれども、それはそういった意味も含めまして賛成いたします。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより議案第85号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（佐久本洋介君）

挙手多数であります。

よつて、議案第85号は可決されました。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午前10時48分）

再開します。

（再開＝午前10時48分）

次に、日程第11、議案第86号、宮古島海中公園条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

◎上里 樹君

議案第86号、宮古島海中公園条例の一部改正について、同議案もさきの議案第85号、宮古島市海上の道・八重干瀬センター設置条例の一部改正について同様、10月1日からの消費税増税に伴う議案になっています。増税は中止すべきという立場から反対いたします。理由は、議案第85号、宮古島市海上の道・八重干瀬センター設置条例の一部改正についての討論のとおりです。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより議案第86号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（佐久本洋介君）

挙手多数であります。

よって、議案第86号は可決されました。

次に、日程第12、議案第87号、宮古島市製氷冷蔵施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

◎上里 樹君

議案第87号、宮古島市製氷冷蔵施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についても議案第85号、宮古島市海上の道・八重干瀬センター設置条例の一部改正について同様の立場から反対いたします。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより議案第87号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（佐久本洋介君）

挙手多数であります。

よって、議案第87号は可決されました。

次に、日程第13、議案第88号、宮古島市漁港管理条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

◎上里 樹君

ただいまの議案第88号、宮古島市漁港管理条例の一部改正についても議案第85号、宮古島市海上の道・八重干瀬センター設置条例の一部改正について同様の立場から反対いたします。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより議案第88号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（佐久本洋介君）

挙手多数であります。

よって、議案第88号は可決されました。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午前10時51分）

再開します。

（再開＝午前10時51分）

次に、日程第14、議案第89号、宮古島市種苗供給施設条例及び宮古島市海業センター条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

◎上里 樹君

ただいまの議案第89号、宮古島市種苗供給施設条例及び宮古島市海業センター条例の一部改正についてに関しましても議案第85号、宮古島市海上の道・八重干瀬センター設置条例の一部改正について同様の理由で反対いたします。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより議案第89号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（佐久本洋介君）

挙手多数であります。

よって、議案第89号は可決されました。

次に、日程第15、議案第90号、宮古島市都市計画マスタープラン策定委員会設置条例の制定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより議案第90号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第90号は可決されました。

次に、日程第16、議案第91号、宮古島市下水道事業の設置等に関する条例の制定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより議案第91号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第91号は可決されました。

次に、日程第17、議案第92号、宮古島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより議案第92号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第92号は可決されました。

次に、日程第18、議案第93号、宮古島市伊良部大橋観光拠点施設条例の制定について及び修正案に対す

る討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより委員会修正案を採決します。

本修正案は可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、委員会修正案は可決されました。

次に、修正可決された部分を除く原案について採決します。

修正可決された部分を除く原案は、これを可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、修正可決された部分を除く原案は可決されました。

よって、議案第93号は修正可決されました。

次に、日程第19、議案第94号、宮古島市体験滞在交流施設条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

◎上里 樹君

議案第94号、宮古島市体験滞在交流施設条例の一部改正について、同議案も議案第85号、宮古島市海上の道・八重干瀬センター設置条例の一部改正について同様に消費税増税実施に伴うものであり、増税中止を求める立場から反対いたします。

◎議長(佐久本洋介君)

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより議案第94号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長(佐久本洋介君)

挙手多数であります。

よって、議案第94号は可決されました。

次に、日程第20、議案第95号、宮古島市民宿キャンプ村条例の一部改正についてに対する討論の発言を

許します。

◎上里 樹君

議案第95号、宮古島市民宿キャンプ村条例の一部改正についても消費税増税中止を求める立場から反対いたします。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより議案第95号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（佐久本洋介君）

挙手多数であります。

よって、議案第95号は可決されました。

次に、日程第21、議案第96号、宮古島市総合交流ターミナル条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

◎上里 樹君

ただいまの議案第96号、宮古島市総合交流ターミナル条例の一部改正についてに関しましても消費税増税反対の立場から反対いたします。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより議案第96号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（佐久本洋介君）

挙手多数であります。

よって、議案第96号は可決されました。

次に、日程第22、議案第97号、宮古島市多面的交流促進施設条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

◎上里 樹君

ただいまの議案第97号、宮古島市多面的交流促進施設条例の一部改正についてに関しましても10月1日からの消費税10%増税に伴うものであり、増税反対の立場から反対いたします。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより議案第97号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（佐久本洋介君）

挙手多数であります。

よって、議案第97号は可決されました。

次に、日程第23、議案第68号、令和元年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）及び修正案に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより委員会修正案を採決します。

本修正案は可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、委員会修正案は可決されました。

次に、修正可決された部分を除く原案について採決します。

修正可決された部分を除く原案は、これを可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、修正可決された部分を除く原案は可決されました。

よって、議案第68号は修正可決されました。

次に、日程第24、議案第69号、令和元年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより議案第69号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号は可決されました。

次に、日程第25、議案第70号、令和元年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算(第1号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより議案第70号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号は可決されました。

次に、日程第26、議案第71号、令和元年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより議案第71号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号は可決されました。

次に、日程第27、議案第72号、令和元年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより議案第72号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号は可決されました。

次に、日程第28、議案第73号、令和元年度宮古島市介護保険特別会計補正予算(第2号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより議案第73号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号は可決されました。

次に、日程第29、議案第74号、令和元年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより議案第74号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号は可決されました。

次に、日程第30、議案第75号、令和元年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより議案第75号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号は可決されました。

次に、日程第31、議案第98号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）の変更についてに対する討論の発言を許します。

◎國仲昌二君

議案第98号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）の変更について、私は反対の立場で討論いたします。

辺地に係る部分のですね、伊良部南辺地、今回変更が出ております。これ説明を見ますといわゆる野球キャンプとしての、伊良部島での野球場の施設の計画が出ております。事業費を見ますと、34億4,900万円というふうに今回出ております。これまで伊良部地区における野球場関連施設については、平成29年9月定例会で大まかな予測ということで19億円という事業費の額が出てきました。その後、去年のですね、平成30年3月定例会では総事業費として約13億円程度ということで議会で答弁しております。それで、今回約35億円の事業費が出て、委員会でどういう施設をつくるのかという話をしましたら、野球場、ブルペン、それからサブグラウンド、多目的、これは室内練習場というふうに委員会で説明がありましたけれども、これは去年の、平成30年3月定例会で言われた野球場、それからブルペン、雨天練習場、サブグラウンド等と全く同じような説明でですね、去年の3月定例会では約13億円、それがいきなり約35億円出てきている。この議会での答弁との整合性が全く私にはわからないというところが1点です。

それですね、議会の答弁についてですけれども、実は6月定例会で大道線の事業費が390万円しかついていないというような答弁がありましたけれども、こんなことがあるのかと思って、私県まで出向いて、道路街路課ですか、そこへ行ったら7,500万円ついていると、事業費ですね。何で議会にこういう答弁をするのかということも含めてですね、抗議の意も込めて私はこの辺地計画については反対いたします。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに討論はありませんか。

◎新里 匠君

議案第98号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）の変更について、賛成の立場から討論いたします。

このいわゆる伊良部南辺地の件ですけれども、約13億円が約35億円だよというところでの反対がありましたけれども、これは下地島空港が開港してですね、それからおりてくる観光客、またそれに加えて伊良部南区の核となるようなですね、施設になっていくと思われま。それに加えて、そこにどう集客していくかという部分も含めながら、その周りのですね、ホテル建設も予定されておりますから、それとマッチングした形で多分計画が進められていくんだろうと思っております。そういう意味で賛成を訴えたいと思います。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより議案第98号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長（佐久本洋介君）

挙手多数であります。

よって、議案第98号は可決されました。

次に、日程第32、議案第99号、財産の取得についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより議案第99号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第99号は可決されました。

次に、日程第33、議案第100号、議決内容の一部変更についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより議案第100号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第100号は可決されました。

次に、日程第34、議案第101号、損害賠償の額を定めることについてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより議案第101号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第101号は可決されました。

次に、日程第35、議案第102号、平成30年度宮古島市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより議案第102号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第102号は可決されました。

(「議長、休憩をお願いします」の声あり)

◎議長(佐久本洋介君)

休憩します。

(休憩＝午前11時07分)

再開します。

(再開＝午前11時12分)

次に、日程第36、認定第1号、平成30年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の発言を許します。

◎上里 樹君

ただいまの認定第1号、平成30年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について、不認定の立場から討論させていただきます。

まず、歳出の2款総務費、1項総務管理費の1目一般管理費の中から教育再生首長会議の年会費が支出されています。教育再生首長会議は私的な任意団体であり、その加入及び総会や会議等への出席は公務ではないと考えます。教育再生首長会議の経費は会員各自が個人的に負担、いわゆる会員全員による分担制となると定められております。同会議の会員である下地敏彦市長は、同会議の会費及び総会や会議に出席する旅費は市長個人が負担すべきであります。市長個人が負担すべき費用が公費から支出された事実は、地方自治法第242条の普通地方公共団体の長による違法もしくは不当な公金の支出に該当する支出だと考えます。公費の支出は特定の教科書採択に支援、援助するもので、教育委員の任命権を有する市長にとって教育の中立性、公平性を著しく侵害する不当な支出であることを指摘し、討論を終わります。

(「休憩をお願いします」の声あり)

◎議長(佐久本洋介君)

休憩します。

(休憩＝午前11時13分)

再開します。

(再開＝午前11時15分)

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより認定第1号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本件は認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長(佐久本洋介君)

挙手多数であります。

よって、認定第1号は認定されました。

次に、日程第37、認定第2号、平成30年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより認定第2号を採決します。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は認定されました。

次に、日程第38、認定第3号、平成30年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより認定第3号を採決します。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号は認定されました。

次に、日程第39、認定第4号、平成30年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより認定第4号を採決します。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号は認定されました。

次に、日程第40、認定第5号、平成30年度宮古島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより認定第5号を採決します。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号は認定されました。

次に、日程第41、認定第6号、平成30年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより認定第6号を採決します。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は認定されました。

次に、日程第42、認定第7号、平成30年度宮古島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより認定第7号を採決します。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は認定されました。

次に、日程第43、認定第8号、平成30年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより認定第8号を採決します。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号は認定されました。

次に、日程第44、認定第9号、平成30年度宮古島市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより認定第9号を採決します。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号は認定されました。

次に、日程第45、認定第10号、平成30年度宮古島市新技術実証栽培事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより認定第10号を採決します。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第10号は認定されました。

次に、日程第46、認定第11号、平成30年度宮古島市水道事業会計決算認定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより認定第11号を採決します。

本件に対する委員長報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第11号は認定されました。

次に、日程第47、陳情書第16号、貧困と格差をなくし、憲法25条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより陳情書第16号を採決します。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第16号は採択されました。

次に、日程第48、陳情書第17号、介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの負担増計画の中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める陳情書に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより陳情書第17号を採決します。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第17号は採択されました。

次に、日程第49、陳情書第18号、若年がん患者在宅療養支援の要請に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより陳情書第18号を採決します。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第18号は採択されました。

次に、日程第50、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより諮問第1号を採決します。

本件はこれを適任と決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は適任と決しました。

次に、日程第51、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより諮問第2号を採決します。

本件はこれを適任と決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は適任と決しました。

これで、市長提出の議案の審議は終了しましたので、当局の皆さんは退席してください。

休憩します。

(休憩＝午前11時23分)

(市長、教育長、企画政策部長、総務部長、退席)

◎議長（佐久本洋介君）

再開します。

(再開＝午前11時24分)

次に、日程第52、意見書案第10号及び日程第53、意見書案第11号の計2件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎文教社会委員会委員長（平良敏夫君）

意見書案第10号、生活保護基準引き下げ中止を求める意見書。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第2項の規定により本案を提出します。令和元年9月25日、宮古島市議会議長、佐久本洋介殿。文教社会委員会委員長、平良敏夫。

本文を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

生活保護基準引き下げ中止を求める意見書

生活保護基準が2018年10月1日から引き下げられました。さらに19年、20年も引き下げられる予定です。生活保護費は、すでに2013年からの3年間で平均10%もの戦後最大規模の引き下げが行われています。

生活保護の度重なる引き下げで、利用者は食事や入浴の回数を減らしたり、交際費を捻出できず親類や友人との交流を絶ち孤立しています。ただ生きるだけの生活は、健康で文化的な生きがいのある生活とは程遠いものです。

保護基準引き下げについて、国連人権高等弁務官事務所の人権専門家は、「貧困層の社会保障を脅かす生活保護基準削減」「この基準に基づいて決定される最低生活水準は、国際人権法で要求される適切な生活水準と合致しない」と、基準引き下げに勧告を発しています。

基準の引き下げは生活保護利用者だけの問題ではありません。住民税の非課税額や就学援助、保育料など国の47制度と連動して影響を及ぼします。基準の引き下げは社会保障の土台を揺るがしかねず、格差と貧困を一層広げるものです。

以上のことから次の内容について実現していただくよう要請します。

記

1. 生活保護基準引き下げを直ちに中止することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年（2019年）9月25日

沖縄県宮古島市議会

宛先、厚生労働大臣、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長。

意見書案第11号、介護保険利用料原則2割負担化やケアプラン有料化などの負担増計画の中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める意見書。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第2項の規定により本案を提出します。令和元年9月25日、宮古島市議会議長、佐久本洋介殿。文教社会委員会委員長、平良敏夫。

本文を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

介護保険利用料原則 2 割負担化やケアプラン有料化などの負担増計画の中止、

介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める意見書

現在、政府内で介護保険制度の「給付と負担」について見直しの検討が進められています。

その中には、介護保険利用料の原則 2 割への引き上げ、ケアマネジャーが作成するケアプランの有料化や要介護 1、2 の生活援助サービスを市町村が実施する総合事業へ移すなど、給付の削減・負担増をはかる内容が盛り込まれています。

現状でも、沖縄県における介護保険利用者と家族の生活はぎりぎりであり、これ以上の負担増や利用制限は全国平均の 7 割しか所得がない県民の生活を困苦に追い込むものになります。

ケアプランが有料になれば、介護保険サービスを減らしたり、介護保険そのものを利用出来なくなることになりかねません。生活援助の削減は、在宅での生活に困難をもたらし、家族の介護負担を増やすことに直結します。政府が掲げる「介護離職ゼロ」政策にも反するものです。沖縄医療生協等が行った「介護事業所アンケート2018」では約 8 割の居宅介護支援事業所が「ケアプラン有料化」に反対と回答、その理由は 1 位「利用者負担の増大」、2 位「公正中立が保てなくなる」、3 位「利用抑制」でありました。

また、介護現場では人手不足がますます深刻化しています。介護福祉士の養成校では入学者の定員割れが続いています。必要な職員を確保できないため、施設を開設できなかったり、事業所の一部閉鎖や廃業などの事態が生じています。介護従事者の給与が全労働者平均給与よりも月 9 万円も低い実態は依然として改善されていません。サービスの削減・負担増の見直しでは高齢者の生活を守り、支えることはできません。これから高齢化がますます進展していく中、お金の心配をすることなく、必要な介護サービスを必要な時に利用できる制度への転換はすべての国民の願いです。同時に、介護を担う職員が自らの専門性を発揮し、誇りをもって働き続けられる条件整備を一刻も早く実現させなければ、介護現場そのものが崩壊してしまいます。

介護保険創設の原点に立ち戻り、高齢者の尊厳と生きる権利を守ることを前提に以下の通り、制度の抜本改善を求めるものです。

- 1 介護保険利用料原則 2 割負担、ケアプランの有料化、要介護 1、2 の生活援助の総合事業への移行など、サービスの抑制や負担増につながる制度の見直しを行わないこと
- 2 すべての介護従事者の賃金を大幅に引き上げ、労働条件の抜本的改善をおこなうこと
- 3 介護保険料、利用料負担の軽減を図ること。必要な時に必要なサービスを受けられるよう、制度の改善をはかること
- 4 介護保険財政に対する国の負担割合を大幅に引き上げること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年（2019年）9月25日

沖縄県宮古島市議会

宛先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣。

◎議長（佐久本洋介君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

(「質疑なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて質疑を終結します。

ただいま議題となっております日程第52、意見書案第10号及び日程第53、意見書案第11号の計2件については、委員会提出の案件でありますので、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理します。

これより討論に入ります。

まず、日程第52、意見書案第10号、生活保護基準引き下げ中止を求める意見書に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより意見書案第10号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第10号は可決されました。

次に、日程第53、意見書案第11号、介護保険利用料原則2割負担化やケアプラン有料化などの負担増計画の中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める意見書に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより意見書案第11号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第11号は可決されました。

次に、日程第54、派遣第2号、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本件については、派遣第2号のとおり、うるま市で開催される令和元年度市議会議員・事務局職員研修会参加のため、11月22日から11月23日までの2日間、議員23名を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

なお、この際お諮りします。ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合は、これを議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これで今定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

お諮りします。今定例会において議決された各議案について、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これをもちまして令和元年第5回宮古島市議会定例会を閉会します。

（閉会＝午前11時36分）

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

令和元年9月25日

宮古島市議会

議 長 佐久本 洋 介

副議長 上 地 廣 敏

議 員 平 百合香

〃 島 尻 誠